こども文教委員会　案件一覧

（令和７年３月６日開催分）

○基本計画・実施計画（案）の作成について　１件

部局	報告順	件　　名	資料番号	説明者（所管課長名等）
各部共通	1	大田区基本計画・実施計画（案）及び大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について	1	鈴木　教育総務課長 長沼　子育て支援課長

○所管事務報告　３件

部局	報告順	件　　名	資料番号	説明者(所管課長名)
こども家庭部	1	令和６年度　大田区子ども・子育て会議の取組（概要）について	1	長沼　子育て支援課長
	2	（仮称）大田区こども未来計画素案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び大田区こども未来計画の策定ついて	2	長沼　子育て支援課長
	3	大田区児童館構想素案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び大田区児童館構想の策定について	3	青木　子育て支援事業調整担当課長

こども文教委員会 令和７年３月６日
各部共通　資料１番
所管　教育総務課 子育て支援課

大田区基本計画・実施計画（案）及び大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について

１　概要

大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施した上で、大田区基本計画・実施計画（案）として取りまとめた。

２　素案からの主な修正点

①パブリックコメントでの意見を踏まえた修正
②主要事業ごとに事業費を追加
③組織改正に伴う所管部の名称を修正　等

３　区民意見公募手続（パブリックコメント）実施結果

（１）意見募集期間
令和６年 12 月 27 日（金）から令和７年１月 17 日（金）まで

（２）提出者数、提出意見数
①提出者数 28 名
②提出意見数 72 件

（３）周知方法
おおた区報（令和６年 12 月 21 日号）
大田区ホームページ（閲覧数 2,678 回）
大田区公式 X（閲覧数 10,207 回）
YouTube 大田区公式チャンネル（視聴回数 493 回）
大田区 LINE 公式アカウント（既読者数 27,404 回）　等

４　今後の予定

令和６年度中に決定・公表

大田区基本計画（案） 概要版

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

基本計画は、区の施策を総合的かつ体系的に示すことにより、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現することを目的としています。

2 計画の期間

基本構想は、令和22年ごろ（2040年ごろ）を目標年次としています。

基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度（2032年度）までの8年間を第1期、令和15年度（2033年度）から令和22年度（2040年度）までの8年間を第2期とし、今回策定したのは第1期です。

それぞれ4年目に中間見直しを行い、それまでの評価や区を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行います。実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。

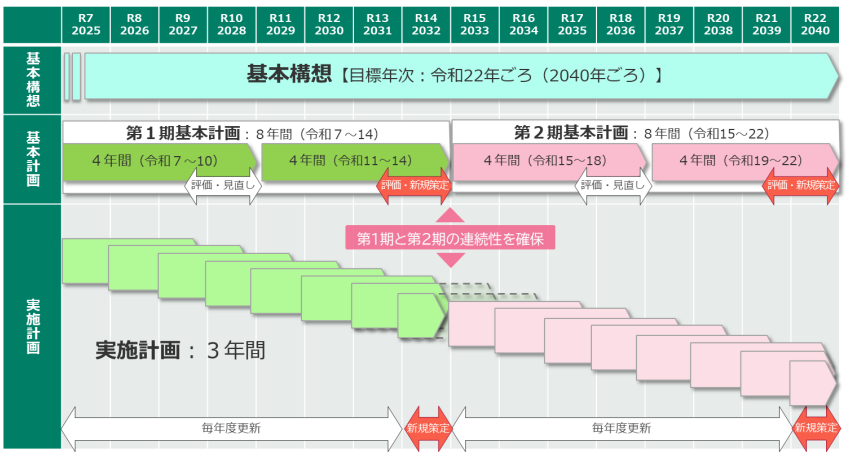

3 計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営実践戦略」を位置付けます。

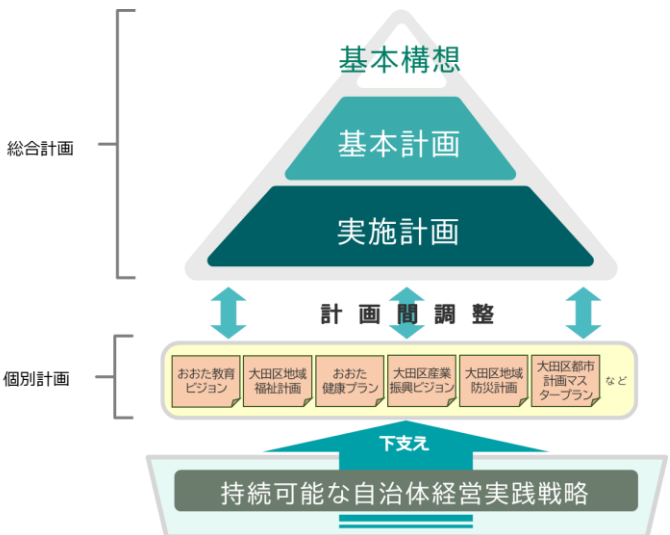

✓ **基本構想**
令和22年ごろ（2040年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針

✓ **基本計画**
基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの

✓ **実施計画**
基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの

第2章　計画策定の背景

1　大田区の特徴

面　積

61.86㎢
23区で1位

資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和6年10月１日時点）

人　口

総人口は23区で３位

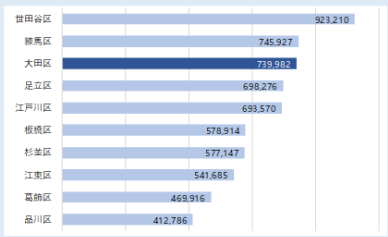

資料：東京都「住民基本台帳による世帯と人口：毎月」を基に作成
（令和7年1月1日時点）

年　齢

大田区の年齢構成

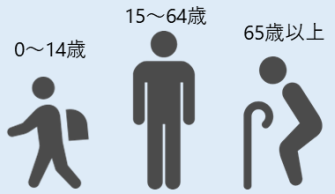

資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

外国人

区民のおよそ23人に１人が外国人

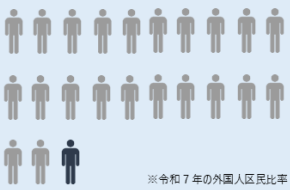

※令和７年の外国人区民比率：4.3%

資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

財　政

区の歳出を１万円とすると…

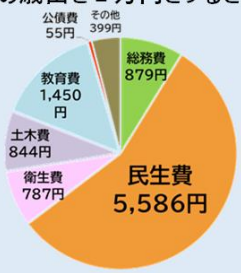

最も大きい歳出は民生費、5,586 円

資料：OTA シティ・マネジメントレポート（令和５年度決算版）を基に作成

空　港

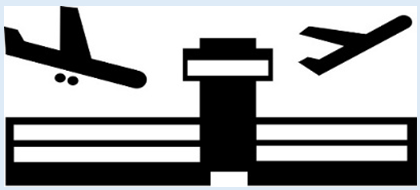

世界とつながる日本の玄関口、
羽田空港

2　大田区の人口

大田区の近年の総人口は、転入者数が転出者数を上回る転入超過により増加し続け、平成26年には70万人を超えました。その後も増加傾向は続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年は転入超過数が大幅に減少し、令和3年には2,000人以上の転出超過となり、総人口は減少しました。その後、令和5年に約6,000人の転入超過となったため、令和6年は前年比で総人口が増加しました。

令和7年以降の人口推計では、当面の間、増加傾向で推移しますが、令和24年ごろ（2042年ごろ）をピークに減少傾向に転じる見込みです。

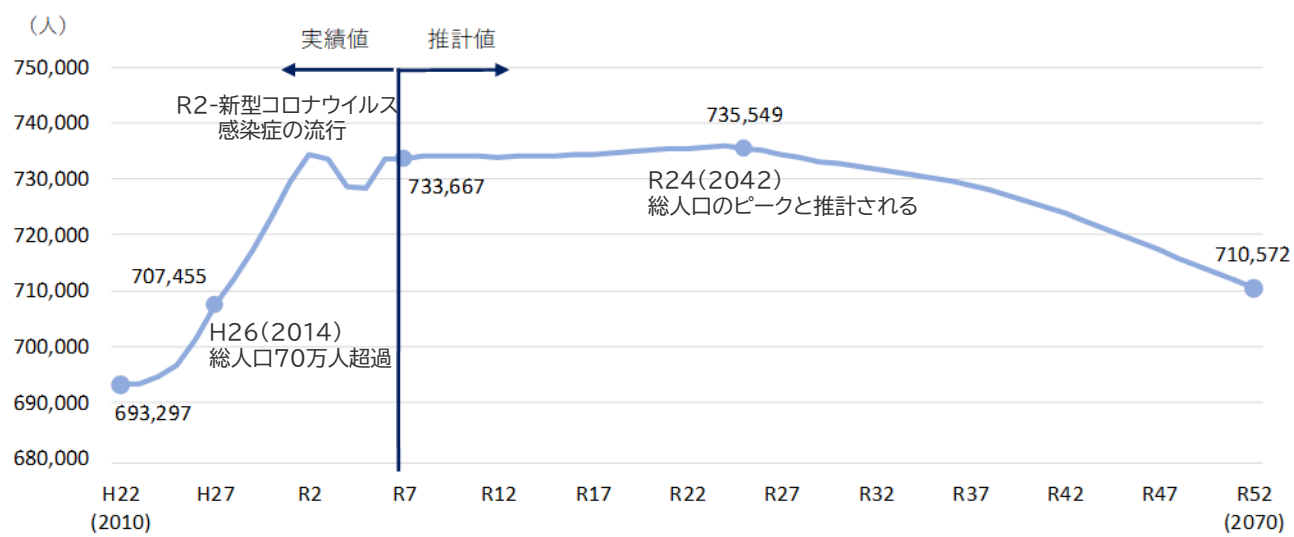

資料：（令和6年以前）大田区住民基本台帳を基に作成
（令和7年以降）大田区人口推計（令和6年4月）を基に作成

3 財政見通し

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率を適正水準に維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靭な財政基盤を構築します。

経常収支比率	財政基金残高	公債費負担比率
80%台	300～400億円程度 （標準財政規模の20%程度）	3～5%程度

4 職員数見通し

適正な職員定数を維持するために、これまで職員定数基本計画等に基づき、業務の見直しと職員定数の縮減に努めてきました。一方で、職員定数を縮減するだけではなく、新たに発生する幅広い行政需要に対応するため、執行体制の強化にも努めてきました。

近年、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の動向などを背景に、必要な職員数の確保が困難となっています。加えて、定年退職を迎える職員は高水準で推移するとともに、普通・勧奨退職をする職員も増加しています。

今後も、時代の変化とともに生まれる新たな行政需要に対応するため、業務量の増加が見込まれます。実際に働く職員数は近年の動向を踏まえると減少していくことが見込まれるため、より一層効率的な組織運営を行うことが不可欠となります。

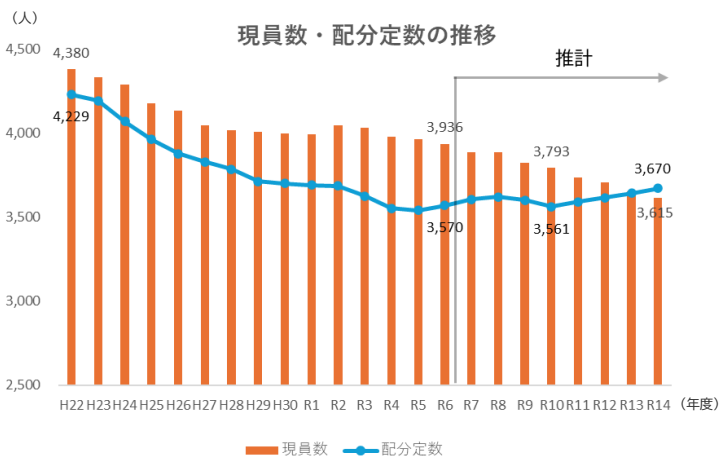

資料：所管課実績を基に作成

5 公共施設マネジメント

高度経済成長期に、数多くの整備を進めてきた公共施設等は、今後、一斉に更新時期を迎えます。

このような状況を踏まえ、中長期的な視点を持って、公共施設等の計画的な維持・更新、長寿命化による財政負担の軽減、平準化を図るなど、総括的な管理を行うため、「大田区公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定、令和4年3月改訂）（以下「総合管理計画」という。）を策定し、公共施設マネジメントを推進してきました。

今後も、社会経済情勢等の変化や社会的要請への対応により、公共施設の延床面積の増加が予測される中、引き続き、総合管理計画で掲げたとおり、公共施設の延床面積を、平成27年（2015年）と比べて令和42年（2060年）までに、おおむね1割程度総量削減することを目標として、長期的な視点に立った持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

第3章　8年後の大田区

基本構想は、令和22年ごろ（2040年ごろ）を目標年次とし、大田区の将来像「心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区」を掲げています。

基本計画は、これを実現するための施策等をまとめたもので、第1期の期間は8年間です。

令和22年（2040年）以降、大田区では人口減少が見込まれています。人口規模が縮小するという大きな時代の転換期を目前に控える中において、今の時代の社会動向を踏まえた上で、8年後（令和14年（2032年））に実現すべき具体的なまちの姿を掲げます。これにより、すべての施策でめざすべき方向性を合わせ、施策を総合的に推進する効果を高めます。

基本計画を構成する施策は、区民の生活を支えるソフト面の施策と、中長期的な視点で都市づくりを行うハード面の施策に大きく分けられます。また、双方に共通して、デジタル技術を活用する取組について、各施策に幅広く位置付けています。

これら3つの視点から、8年後（令和14年（2032年））のまちの姿を掲げ、実現することで、こども・若者から高齢の方まで、多くの人が住み続けたいと思える大田区をつくります。

心豊かに日々の生活を送れるまち

子育てのしやすさや、地域とのつながり、保健・福祉サービスの充実などを実感できるとともに、文化やスポーツ、学びなど、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて自由に活動ができる多様な選択肢があることで、心豊かに生活を送ることができるまちになっています。

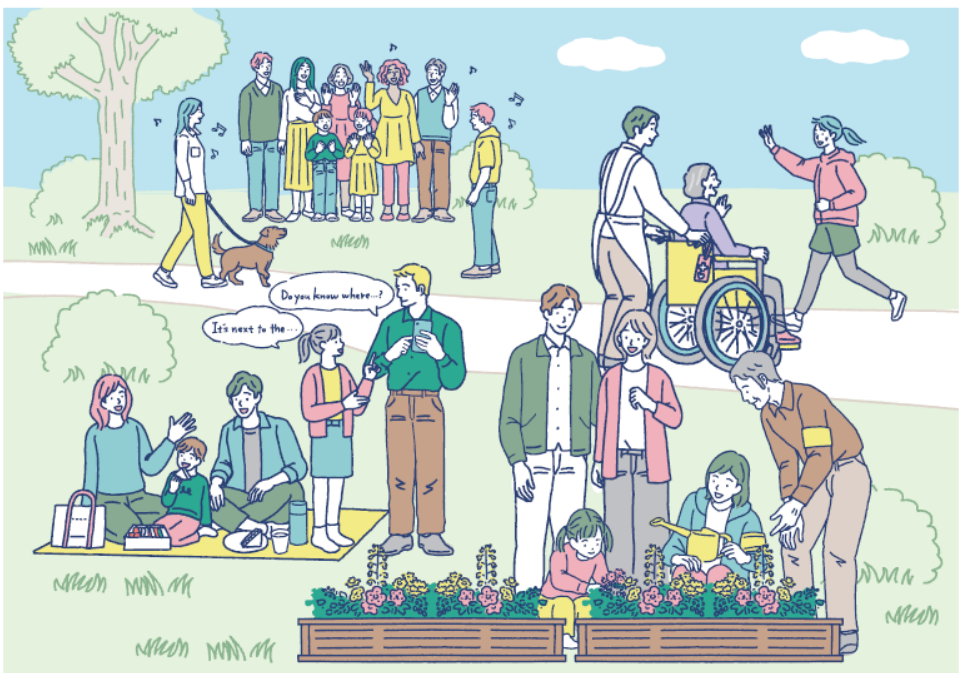

機能的な都市づくりが進むまち

駅周辺や公共施設、道路や公園、学校等の更新や民間活力による都市開発が続いています。新しさに加え、誰にとっても使いやすく、強靭で、環境にも配慮された、機能的な都市づくりが計画的に進んでいます。

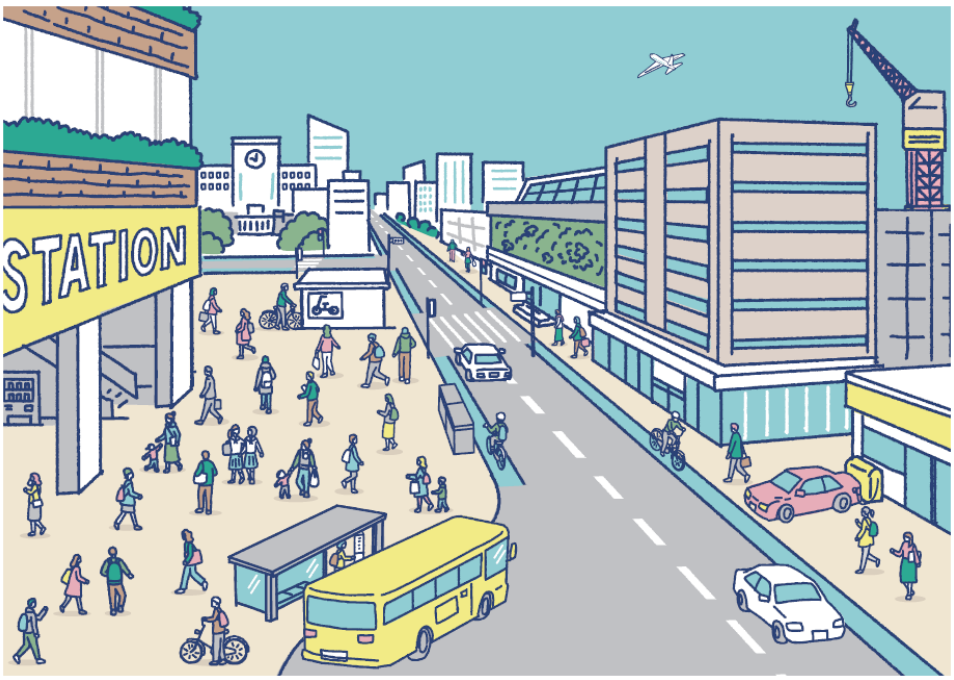

デジタル技術を活用した利便性の高いまち

デジタル技術は、地域社会の生産性や区民の利便性を飛躍的に高めます。日々進展するデジタル技術をまちづくりに取り込んでいくことは、まちの未来を大きく左右します。行政手続をはじめ、あらゆる分野において、デジタル技術を最大限に活用することで、利便性の高いまちになっています。

第4章　計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）

「8年後の大田区」の実現に向けた取組を進めるためには、多くの課題があります。その中でも特に、令和22年（2040年）以降に想定される人口減少社会を見据え、地域の活力を維持し、発展していくために区が意識すべき課題を、基本計画において「共通課題」と定義します。

共通課題は、分野横断的かつ中長期的な視点から取り組む必要性が高く、地域社会全体にも共通するものです。

また、計画実現のために、区だけでなく、大田区に関わるすべての人々の間で共有すべきものでもあります。

共通課題に関連する取組は、実施計画で示します。現時点から必要な対策を講じることで、基本計画を着実に推進していきます。

1　少子化

大田区の合計特殊出生率は平成27年をピークに減少傾向にあり、令和5年には、0.96にまで減少しています。また、区の人口推計では、令和14年（2032年）の年少人口（0～14歳人口）は69,882人と、令和5年の76,917人から約7,000人減少する見込みです。

この状況を踏まえ、区は、こども・子育て施策や教育施策にとどまることなく、区の総力を挙げて、国が示す「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえた取組や、住まい方を含む、子育て世帯の定住促進につながる子育て環境の充実などを一層推進することが求められています。

2　つながりの希薄化

区民のおよそ4人に1人が、普段社会からの孤立を感じることがあるという調査結果が示されており、このほか、高齢単身世帯（ひとり暮らしの高齢者）も今後ますます増加していくと見込まれています。

他者とのつながりの重要性を強く認識し、人と人との交流が豊かな地域づくりや、居心地のよい場所の充実が求められています。

3　担い手不足

区において、福祉分野における介護人材不足や、ものづくりや商業分野における後継者不足等のほか、地域における自治会・町会や地域活動団体での担い手不足が課題となっています。

新たな担い手の確保に加え、生産性の向上や、将来の地域を担う人材の育成に向けた取組を進めることが求められています。

第5章　施策

1　施策の体系

将来像

心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区

基本目標１

未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

施策

1-1　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

1-2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

1-4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

基本目標２

文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策

2-1　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

2-2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

2-3　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

2-5　人々の相互理解と交流の促進

2-6　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

2-7　スポーツの楽しさが広がる環境の整備

2-8　心ときめく豊かな地域をつくる文化資源の創造と継承

2-9　生涯にわたる学びの支援

基本目標３

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

施策

3-1　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

3-2　持続可能な循環型社会の構築

3-3　区内企業の自己変革の促進

3-4　ものづくりの次世代への承継と立地支援

3-5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

3-6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

基本目標４

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策

4-1　災害に強く回復しやすい減災都市の実現

4-2　地域力を活かした防災対策の推進

4-3　治安がよい美しいまちの実現

4-4　地域の魅力を活かした拠点づくり

4-5　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

4-6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

4-7　世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

4-8　多彩で魅力ある公園・緑地づくり

4-9　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

基本目標 ▸▸▸

1 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

施策1−1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

①こども・若者の意見を尊重する取組の推進
②こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築
③こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり
④「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実

施策1−2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

①妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実
②こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実
③仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現
④こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり

施策1−3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

①予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成
②世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成
③確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
④こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上

施策1−4 一人ひとりが自分らしく学べ、 個性と能力を伸ばす教育環境の整備

①自分らしくいきいきと生きるための学びの支援
②柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり

基本目標 ▸▸▸

2 文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策2－1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

①高齢者の見守り体制の強化・推進
②共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援
③高齢者の就労・地域活動の支援
④介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実

施策2－2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

①権利擁護の正しい理解と周知啓発
②地域の担い手の育成と相談体制の拡充
③地域連携ネットワークの強化

施策2－3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

①相談支援体制の充実・強化
②障がい者等の地域生活の支援
③障がいへの理解の推進

施策2－4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

①多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築
②自治会・町会との連携・協働の更なる推進
③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
④分野横断の包括的な支援体制の強化

施策2－5 人々の相互理解と交流の促進

①国際理解・国際交流の推進
②コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備
③人権と多様性を尊重する意識の醸成

基本目標 ▸▸▸

2 文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策 2－6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

①生涯を通じた心身の健康づくりの推進

②科学的根拠に基づく健康啓発の展開

③健康に関する安全・安心の確保

施策 2－7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備

①誰もがスポーツを楽しめる機会づくり

②ニーズに即したスポーツ環境の整備

施策 2－8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承

①文化芸術に親しむ機会の創出

②地域の文化資源の保存・活用の推進

施策 2－9 生涯にわたる学びの支援

①個人の学びの充実

②学びを通じたつながり・活用の場の創出

③地域の学びを支える環境整備

④図書館機能の充実

基本目標 ▸▸▸

3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

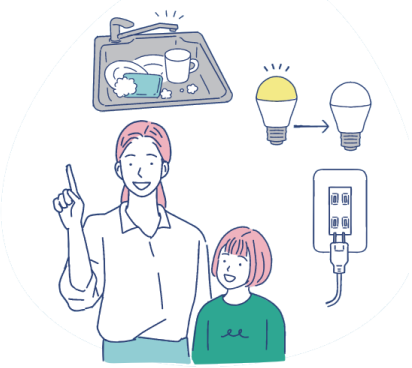

施策3－1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

①脱炭素ライフスタイルへの転換
②脱炭素まちづくりの推進
③豊かな自然の継承

施策3－2 持続可能な循環型社会の構築

①3R＋Renewableの推進

施策3－3 区内企業の自己変革の促進

①変化への対応・高付加価値化
②脱炭素化・デジタル化の支援

施策3－4 ものづくりの次世代への承継と立地支援

①基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保
②立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和

施策3－5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

①新たな挑戦への支援（創業支援）
②産業交流拠点の形成
③イノベーション創出の推進

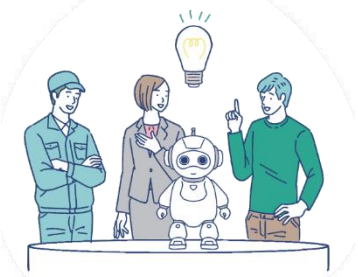

施策3－6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

①商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援
②区の魅力の発信と来訪者の利便性向上

基本目標 ▸▸▸

4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策 4－1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現

①倒れないまちづくりの推進

②燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進

③橋梁の強靭化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化

④多様な整備手法による無電柱化の推進

⑤水害から命を守る高台まちづくりの推進

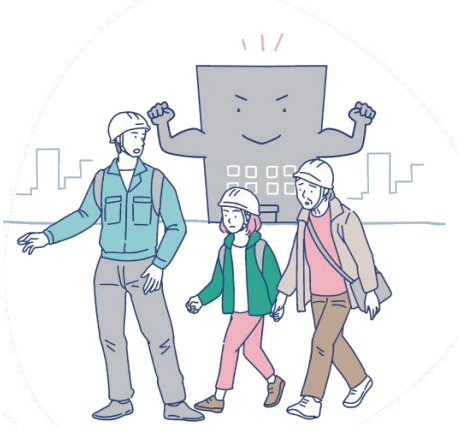

施策 4－2 地域力を活かした防災対策の推進

①区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築

②多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚

③必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築

④災害ケースマネジメントの実施準備

施策 4－3 治安がよい美しいまちの実現

①地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保

②特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化

③喫煙対策及び環境美化の推進

施策 4－4 地域の魅力を活かした拠点づくり

①蒲田駅周辺のまちづくり

②大森駅周辺のまちづくり

③身近な地域の魅力づくり

基本目標 ▸▸▸

4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策4－5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

①新空港線の整備促進
②区内公共交通の改善
③広域的な道路ネットワークの整備推進
④誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備
⑤街なかのバリアフリー化の推進

施策4－6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

①生活道路等の整備
②新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理
③安心で快適な住環境の確保
④空家等対策の推進
⑤年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実
⑥自転車等利用総合対策の推進

施策4－7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

①移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成
②HANEDA（ハネダ） GLOBAL（グローバル） WINGS（ウイングズ）のまちづくり

施策4－8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり

①誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり
②大規模公園・緑地の魅力向上
③身近な公園・緑地の魅力向上

施策4－9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

①みどりの保全、創出、活用の推進
②魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充
③河川の水質浄化対策の推進

大田区実施計画（案） 概要版

第1章　計画の基本的な考え方

1　計画の目的

実施計画は、向こう3年間で大田区が取り組むべき具体的な事業内容を、年度別計画として明らかにすることにより、基本計画を着実に推進することを目的としています。

2　計画の期間

実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。

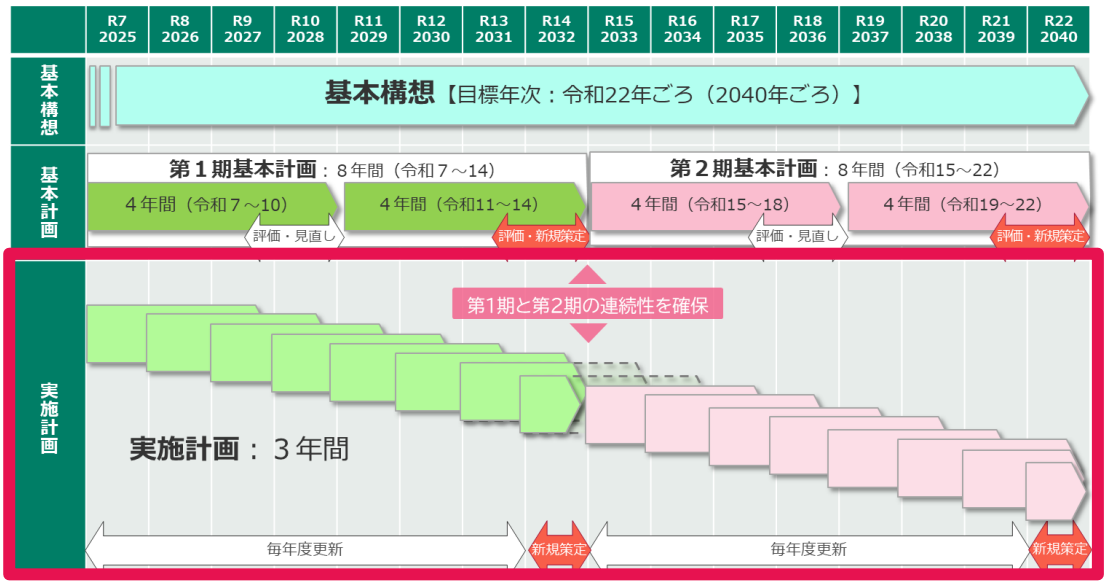

3　計画の進行管理

実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。
評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。
実施計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。

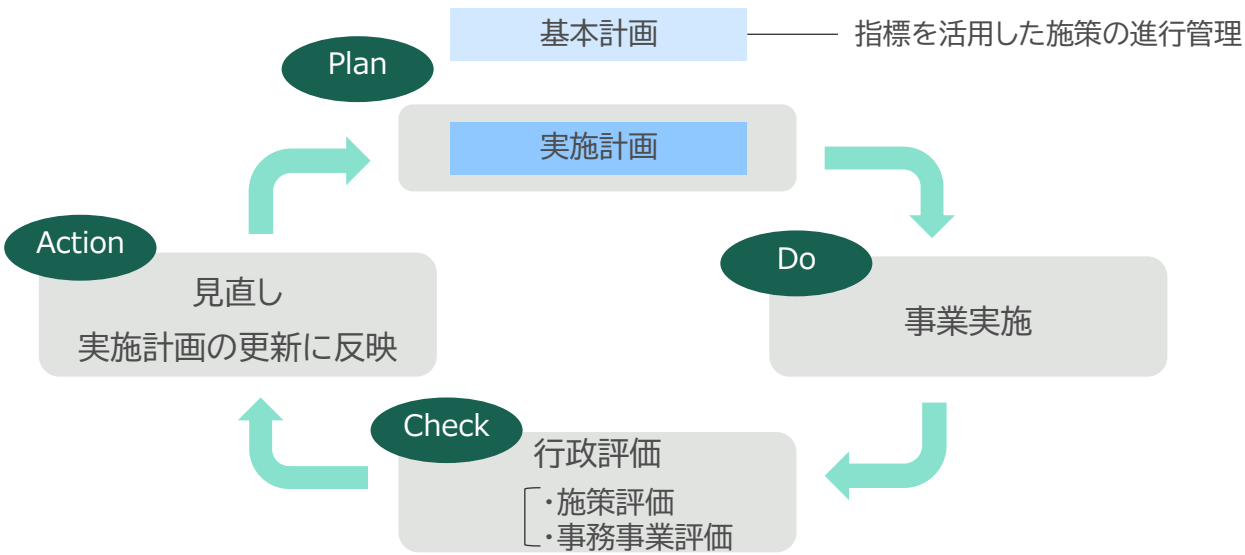

第2章　共通課題に関連する事業

共通課題1
少子化

子育て環境の充実に関する取組　等

38事業

基本目標1：35事業
基本目標2：1事業
基本目標4：2事業

共通課題2
つながりの希薄化

人と人との交流が豊かな地域づくり　等

23事業

基本目標1：9事業
基本目標2：11事業
基本目標4：3事業

共通課題3
担い手不足

新たな担い手確保、生産性向上、
将来の地域を担う人材の育成　等

17事業

基本目標1：3事業
基本目標2：9事業
基本目標3：2事業
基本目標4：3事業

第3章　主要事業

基本目標 ▸▸▸

1 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

施策1-1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	こども家庭センターの運営
虐待防止事業	ヤングケアラー支援体制の充実
子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実	児童館における相談支援体制の充実
こども・若者に対する総合相談	こどもが安心して過ごせる居場所づくり
離婚前後の子育て家庭への支援	

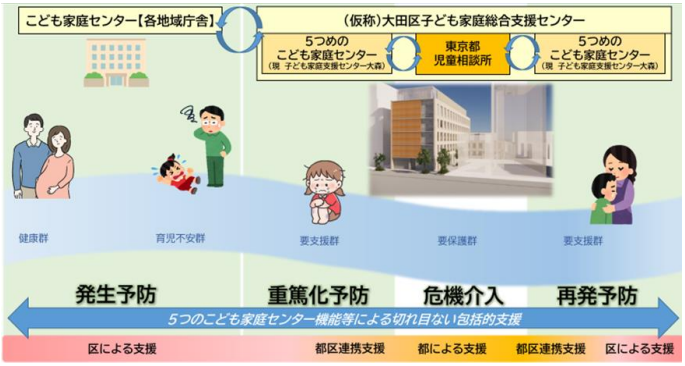

(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター及びこども家庭センターにおける相談支援(イメージ)

施策1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問	産後ケア
ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信	一時預かり事業
乳幼児健康診査	出産準備教室
病児・病後児保育事業	保育士人材確保支援事業
地域連携推進事業	こどもの安全・安心確保事業
コミュニティ・スクールの推進	部活動地域連携・地域移行
ファミリー・アテンダント事業	

登下校の見守り活動の様子

ファミリー・アテンダント事業

施策1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

STEAM教育等の教科等横断的な学び	情報活用能力の育成
おおたグローバルコミュニケーション(OGC)の推進	学力の向上
読書活動の推進	食育の推進
教師力の向上	学校における働き方改革の推進

OGCルーム(海外体験ルーム)における授業風景

学習カウンセリングの様子

施策1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

児童・生徒等への相談支援の充実	特別支援教育の充実
いじめ対応、不登校児童・生徒への支援	魅力ある学校施設の整備
ICT環境の充実	

学びの多様化学校が開設する令和12年の支援イメージ

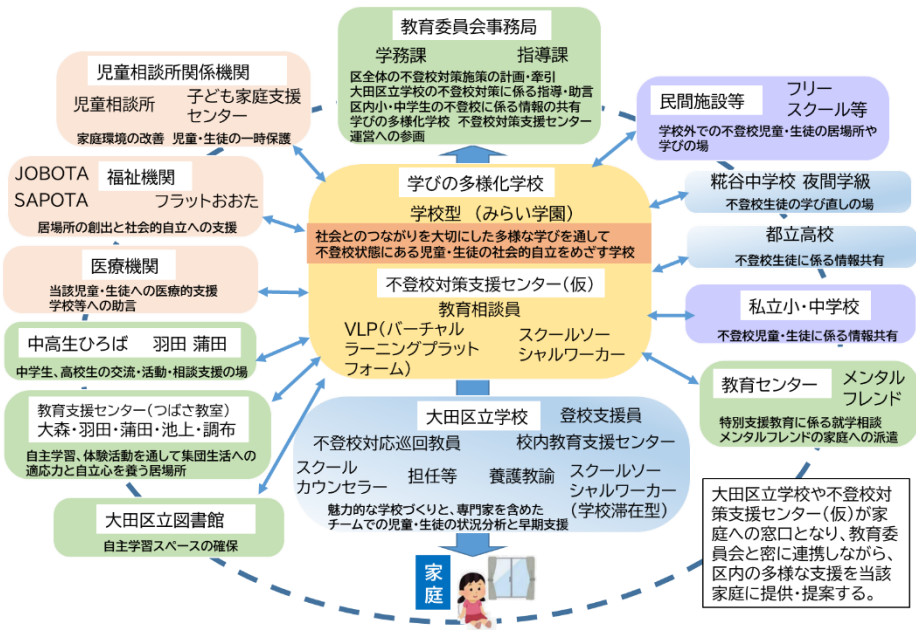

基本目標 ▸▸▸

2 文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備	
高齢者の見守り体制の充実・連携強化	高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備
高齢者の社会参加支援	介護予防・フレイル予防の推進
地域密着型サービスの整備支援	介護人材の定着・育成（資質向上）に向けた取組

施策2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進	
権利擁護の正しい理解と周知啓発	地域の担い手の育成と相談体制の拡充

施策2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実	
相談支援体制の充実・強化	地域生活支援拠点等の充実
障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業	

施策2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり	
フード支援、参加支援・地域づくり支援 （重層的支援体制整備事業）	区民活動支援事業
自治会・町会活動支援	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
JOBOTA／SAPOTA／フラットおおた （重層的支援体制整備事業）	大田区福祉人材育成・交流センターの運営

フード支援

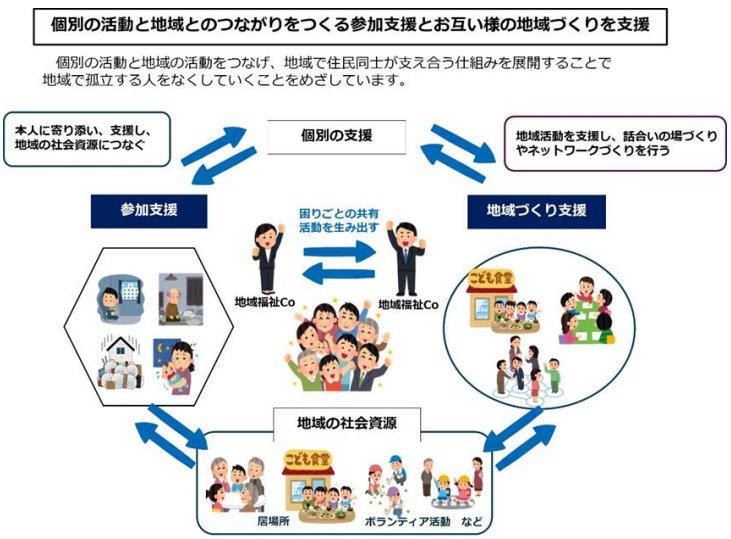

参加支援・地域づくり支援

施策2-5 人々の相互理解と交流の促進

地域における国際理解・国際交流の推進	国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実
男女共同参画推進事業	

施策2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

生涯を通じた健康啓発事業	特定健康診査等実施計画に係る事業
地域医療連携推進事業	

施策2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備

スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化	スポーツ施設の利用促進・サービス向上

施策2-8 心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承

文化芸術鑑賞・体験機会の充実	区所蔵美術品による文化創造空間の創出
郷土博物館における取組の推進	

洗足池　春宵の響

映画鑑賞ワークショップ

施策2-9 生涯にわたる学びの支援

多様なニーズに応える学びの機会充実	学びを通じたつながりづくりと 学びを活かす仕組みづくり
学びを支える情報発信と場の整備	図書館機能の充実

図書館のDX化（例：座席管理システム）

おはなし会の様子

基本目標 ▸▸▸

3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

施策3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承	
区民の行動変容の促進	事業者の行動変容の促進
区による率先行動	グリーンインフラを活用した 持続可能なまちづくりの推進【再掲】

施策3-2 持続可能な循環型社会の構築
ごみ減量推進事業

施策3-3 区内企業の自己変革の促進	
新製品・新技術開発や取引拡大等への支援	デジタル化の支援
脱炭素化の支援	

施策3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援	
ものづくり人材育成・確保の支援	企業誘致・留置の推進
産業支援施設の運営・支援	

施策3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出	
創業支援	「HANEDA×PiO」の充実・活用
革新的な技術等を生み出すイノベーション創出	

施策3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信	
商店街の活性化支援	おおたの観光魅力発信事業

南六郷創業支援施設
（六郷BASE）

インダストリアルパーク羽田
大田区産業施設

羽田イノベーションシティ
（HICity）

PiO PARKでのアバターロボット「newme（ニューミー）」による
窓口案内支援実証実験の様子

アバターロボット
「newme（ニューミー）」

4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現

倒れないまちづくりの推進	燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
橋梁の強靭化	無電柱化の推進
水害から命を守る高台まちづくりの推進	

施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進

関係機関(消防・警察・自衛隊・医療関係機関等)との連携強化	防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり
大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築	災害発生後の生活再建と安定のための事前対策

施策4-3 治安がよい美しいまちの実現

体感治安の向上	特殊詐欺対策の推進
消費者力の向上	屋外における喫煙対策の推進

施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり

蒲田駅周辺のまちづくり	大森駅周辺のまちづくり
身近な地域の魅力づくり(下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり)	

施策4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

新空港線の整備促進事業	区内公共交通の改善
都市計画道路の整備	バリアフリーによるまちづくりの推進

新空港線(蒲蒲線)

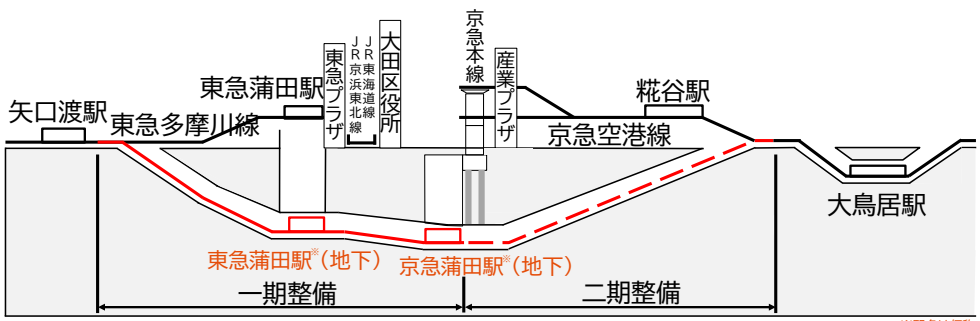

※駅名は仮称

施策4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検	空家等対策の推進
自転車等利用総合対策の推進	

施策4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

内陸部と臨海部における交通アクセスの向上	HANEDA（ハネダ） GLOBAL（グローバル） WINGS（ウイングズ）のまちづくり

HANEDA GLOBAL WINGS
（羽田空港跡地）の都市計画公園完成イメージ

施策4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり

魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定	地域の拠点となる公園・緑地の整備
身近な公園・緑地の整備	

キッチンカー導入

キャッチボール場の整備

施策4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進	散策路の整備
呑川水質浄化対策の実施	

大田区持続可能な自治体経営実践戦略（案）概要版

1　経営理念

本戦略を進めるため、区として持続可能な自治体経営を実践する上で、最も大切にする考え方や価値観としての「経営理念」を次のとおり定めます。

すべての活動でSDGsに貢献

- ✓ SDGs未来都市として、SDGsとのつながりを重視し活動します。
- ✓ 区民、地域団体、民間企業等、多様な主体とSDGsを共通目標とした連携・協働を進めます。

徹底した区民の目線で質の高いサービス提供

- ✓ 区民ニーズを精緻に把握し、効果検証を徹底することで施策を研ぎ澄まし、区が持つ経営資源を最大限活かして心あたたまる質の高いサービスを提供します。
- ✓ 職員一人ひとりが高い倫理観を持って、区民の目線で考え行動し、区民からの信頼感のもと区民満足度を向上させます。

時流の変化をいち早く捉えたしなやかな対応

- ✓ 庁内が連携し、スピード感を持って変化に対応することで、進化を続ける組織を構築します。
- ✓ 将来にわたり選ばれる自治体であるために、先を見据えた施策展開により、新たな価値と魅力を生み出します。
- ✓ これまでの経験を活かした備えを平時から徹底することで、災害や新たな感染症の蔓延など突発的かつ緊急的な事態においても、柔軟かつ力強く対応します。

2　取組の柱

本戦略では、次の視点を柱に据えて、持続可能な自治体経営を実践します。

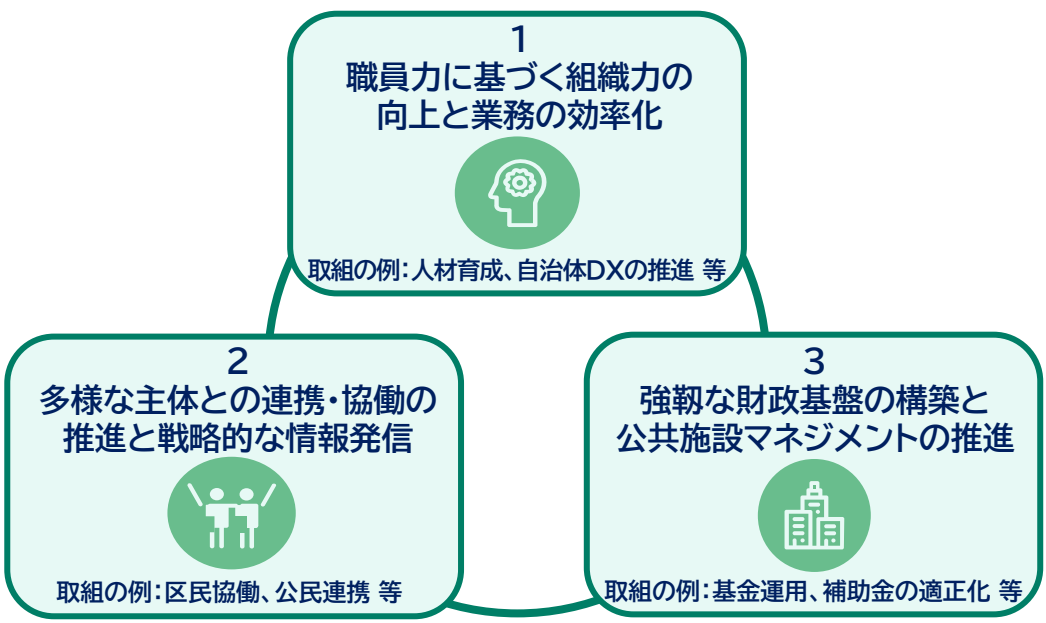

大田区基本計画（案）

大田区持続可能な自治体経営実践戦略（案）

令和７年３月

大田区

区長あいさつ

記載予定

目　次

大田区基本計画

第１章　計画の基本的な考え方 3

１　計画の目的 4

２　計画の期間 4

３　計画の位置付け 5

４　計画の進行管理 6

第２章　計画策定の背景 7

１　大田区の現状 8

（１）位置、場所、面積、地域区分

（２）大田区の特徴

（３）これまでの総合計画とまちづくりの進展

（４）人口の現状と将来推計

（５）都市構造

（６）財政見通し

（７）職員数見通し

（８）公共施設マネジメント

（９）公民連携の取組

（10）ＳＤＧｓの推進

２　踏まえるべき社会動向 41

（１）こども・若者を取り巻く状況

（２）高齢者を取り巻く状況

（３）多様性を尊重する社会の推進

（４）地域コミュニティの変化

（５）人生 100 年時代の到来

（６）地域共生社会の実現に向けた動き

（７）産業経済を取り巻く状況

（８）自然環境の変化

（９）大規模自然災害の発生

（10）都市づくりの動向

（11）デジタル技術の進展

第３章　８年後の大田区 47

第４章　計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題） 51
１　少子化
２　つながりの希薄化
３　担い手不足

第５章　施策 55
１　施策の体系 56
２　各施策 58
基本目標１　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち 60
施策１－１　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり 62
施策１－２　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり 67
施策１－３　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成 74
施策１－４　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備 79

基本目標２　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち 84
施策２－１　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備 86
施策２－２　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進 92
施策２－３　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実 97
施策２－４　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり 101
施策２－５　人々の相互理解と交流の促進 108
施策２－６　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実 113
施策２－７　スポーツの楽しさが広がる環境の整備 117
施策２－８　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承 120
施策２－９　生涯にわたる学びの支援 123

基本目標３　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち 127
施策３－１　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承 129
施策３－２　持続可能な循環型社会の構築 135
施策３－３　区内企業の自己変革の促進 137
施策３－４　ものづくりの次世代への承継と立地支援 141
施策３－５　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出 145
施策３－６　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信 148

基本目標４　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち 152
施策４－１　災害に強く回復しやすい減災都市の実現 154
施策４－２　地域力を活かした防災対策の推進 159
施策４－３　治安がよい美しいまちの実現 162
施策４－４　地域の魅力を活かした拠点づくり 167
施策４－５　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成 ... 170
施策４－６　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備 176
施策４－７　世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり 181
施策４－８　多彩で魅力ある公園・緑地づくり 184
施策４－９　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり 188

第６章　資料編 193
１　基本計画策定の経過 194
（１）大田区基本計画懇談会の概要
（２）区民参画の概要
２　大田区基本構想 198
（１）基本理念（基本構想全体を貫く考え方）
（２）将来像
（３）基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）
（４）基本構想を実現するために
３　個別計画一覧 206
４　指標一覧 213
５　施策の方向性とＳＤＧｓゴールとの関係 236
（１）ＳＤＧｓ17 の目標
（２）関係性対応表

大田区持続可能な自治体経営実践戦略

第１章　策定の背景と目的 246
第２章　経営理念 247
第３章　取組の柱 248
　１　職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化
　２　多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信
　３　強靭な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進

●用語解説 250

大田区基本計画

第１章
計画の基本的な考え方

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画の目的

基本計画は、区の施策を総合的かつ体系的に示すことにより、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区」を実現することを目的としています。

２　計画の期間

基本構想は、令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）を目標年次としています。

基本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 14 年度（2032 年度）までの 8 年間を第 1 期、令和 15 年度（2033 年度）から令和 22 年度（2040 年度）までの 8 年間を第 2 期とし、今回策定したのは第 1 期です。それぞれ 4 年目に中間見直しを行い、それまでの評価や区を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行います。実施計画の計画期間は 3 年間とし、毎年度、更新します。

3　計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営実践戦略」を位置付けます。

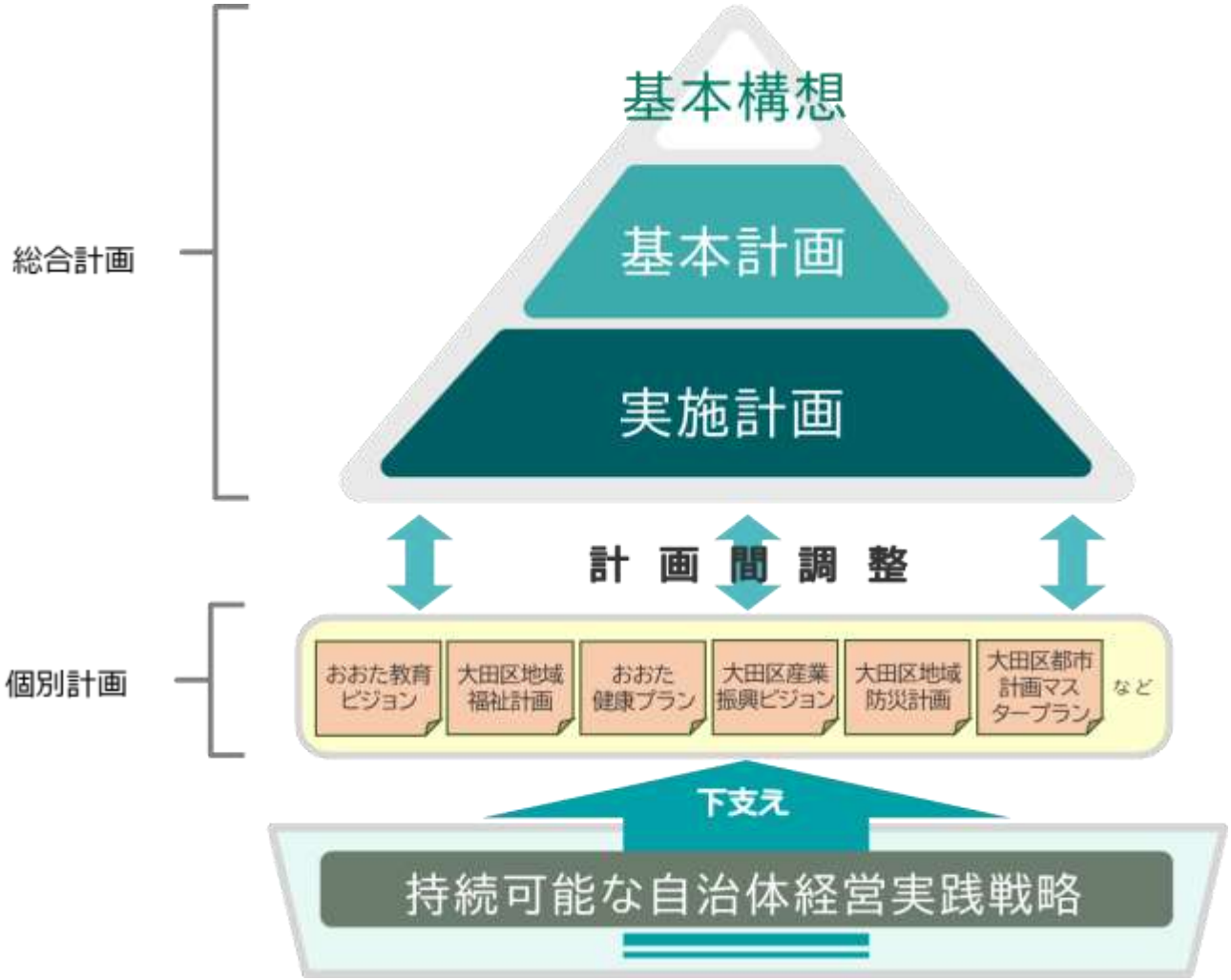

基本構想：令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針

基本計画：基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの

実施計画：基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの

※総合計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の目的や内容を備えていることから、「大田区デジタル田園都市国家構想総合戦略」として位置付けます。

4　計画の進行管理

基本計画では、施策ごとに指標（数値目標）を設定しています。進行管理に当たっては、この指標を活用した施策評価を行います。

また、実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。

基本計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。

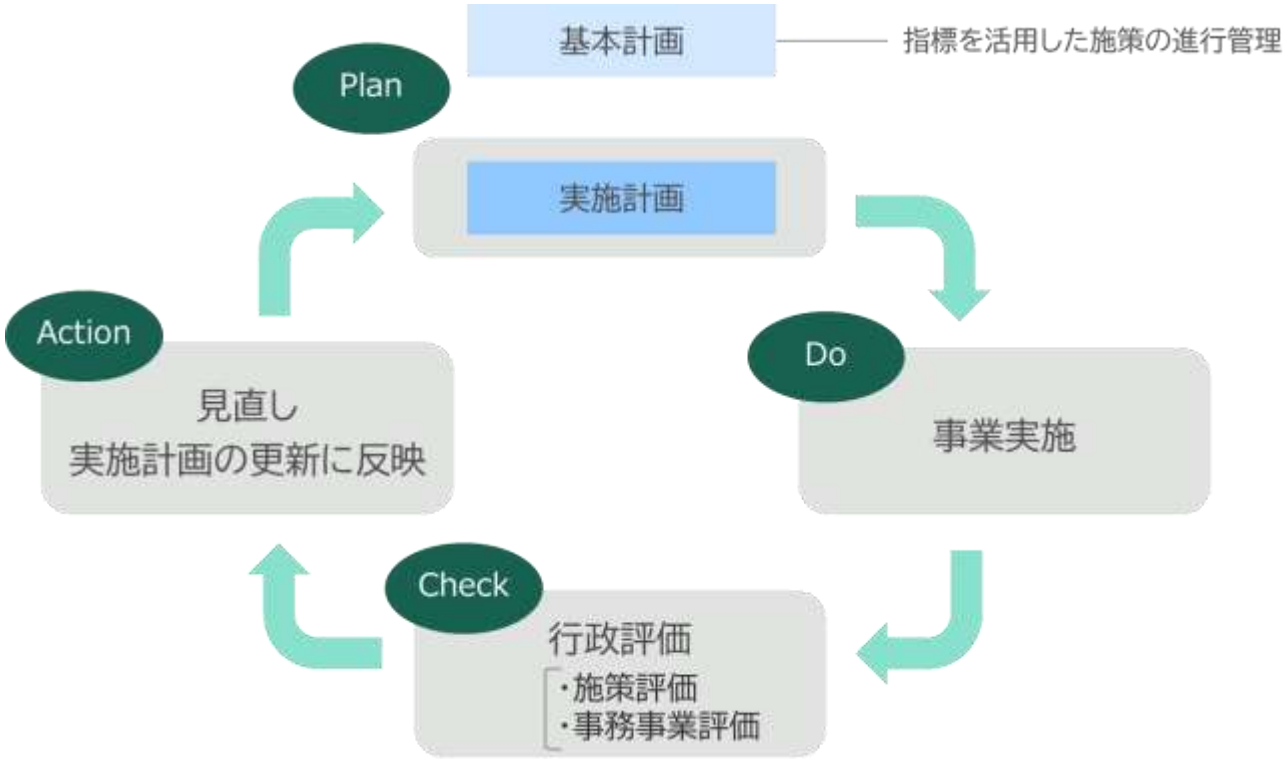

第２章　計画策定の背景

第２章　計画策定の背景

１　大田区の現状

（１）位置、場所、面積、地域区分

大田区は東京 23 区の最南端に位置し、東は東京湾、西・南は多摩川に面しています。また、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。

総面積は 61.86km²で、23 区で最も面積が大きい区です。

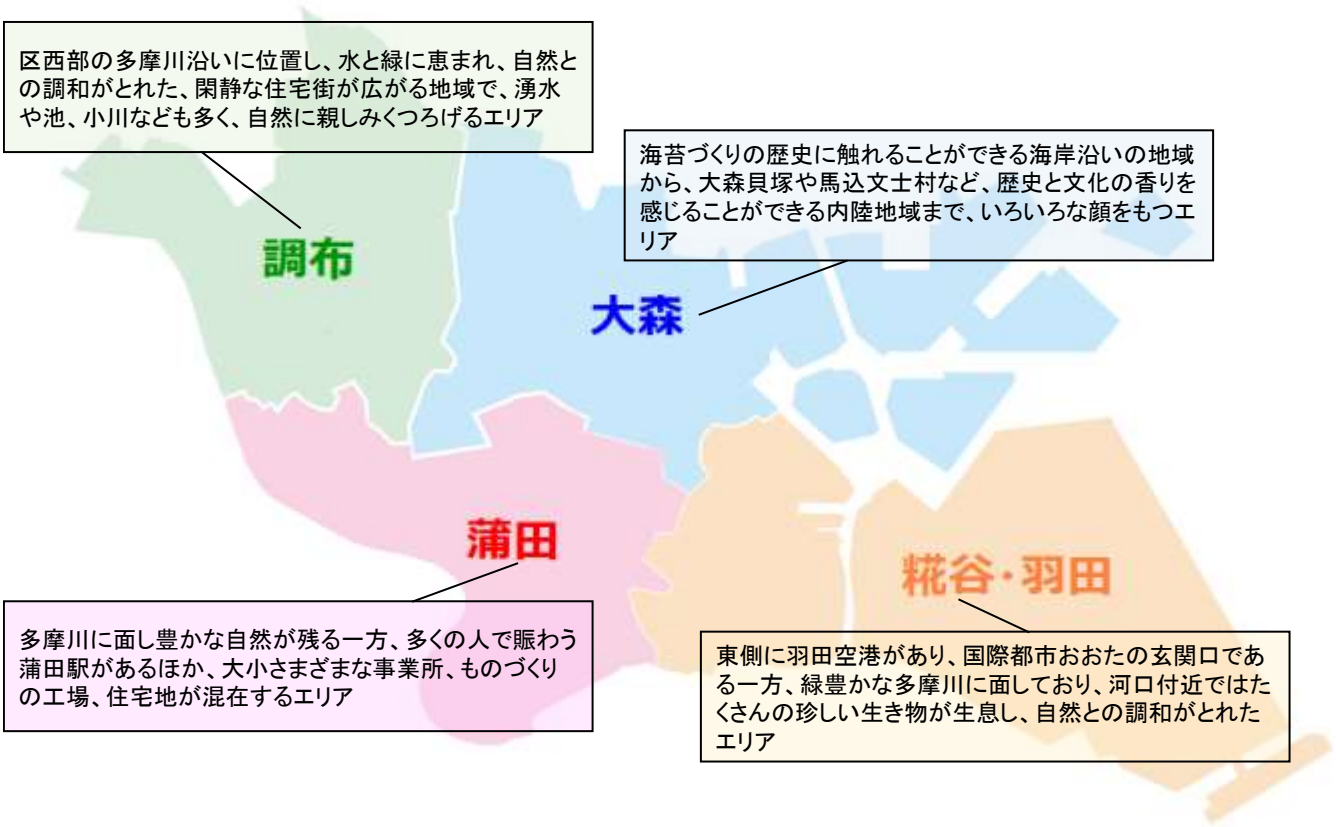

（２）大田区の特徴

面　積

61.86㎢
23区で1位

資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和6年10月１日時点）

人　口

総人口は23区で３位

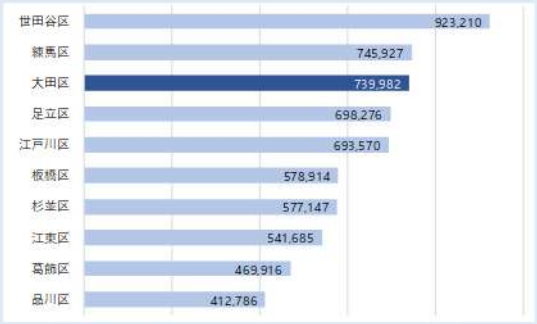

資料：東京都「住民基本台帳による世帯と人口：毎月」を基に作成
（令和7年1月1日時点）

年　齢

大田区の年齢構成

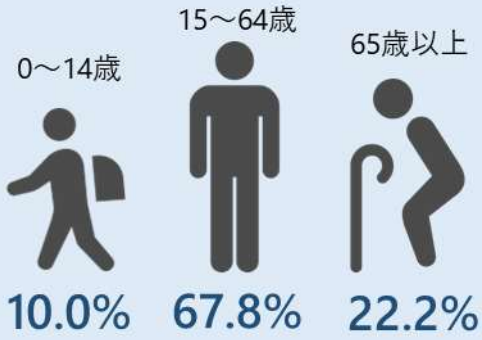

資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

外国人

区民のおよそ23人に１人が外国人

※令和７年の外国人区民比率：4.3%

資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

財　政

区の歳出を１万円とすると…

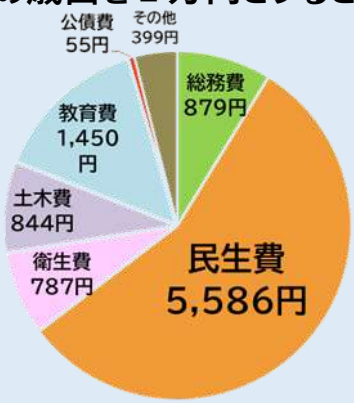

最も大きい歳出は民生費、5,586 円

資料：OTA シティ・マネジメントレポート（令和５年度決算版）を基に作成

空　港

世界とつながる日本の玄関口、
羽田空港

ものづくり

製造業事業所数は
都内最多！

商　業

商店街数は
都内最多！

新産業創造・発信拠点

イノベーション拠点
「羽田イノベーションシティ」

銭　湯

大田区の銭湯は都内最多！
「黒湯」が有名

ＳＤＧｓ

2023年度、「SDGs未来都市」・
「自治体SDGsモデル事業 」にW選定！

SDGs
未来都市
大田区

大田区公式PRキャラクター

はねぴょん ©大田区

大田区の特徴である
羽田空港、桜、銭湯をPR

産業構造

企業単位の売上高、付加価値額では製造業が最多、
事業所単位の事業所数、従業者数では卸売業・小売業が最多

資料：総務省・経済産業省「令和３年経済センサス-活動調査」を基に作成

（3）これまでの総合計画とまちづくりの進展

ア　「大田区基本構想」（昭和 57 年度～）、「大田区長期基本計画」（昭和 58 年度～平成 12 年度）

昭和 57 年に、21 世紀をめざしたまちづくりのため、「安全で快適な、活力と思いやりのある、文化・福祉都市」を将来像として掲げた、大田区では初となる基本構想を策定しました。

大田区は、東京南部の工業地帯と住宅地の中核として発展していましたが、着実に進む高齢化や、産業構造の変化への対応、公害などによる居住環境の悪化などが解決すべき課題となっていました。

この時期以降、バブル経済の崩壊などの社会状況の変化がありましたが、区は、高齢化に対応した福祉サービスの充実や産業振興拠点の整備、生活環境及び都市基盤の整備などを進めました。

イ　「大田区長期基本計画　おおたプラン 2015」（平成 13 年度～平成 20 年度）

前計画の目標年次となる平成 13 年度を迎える頃の社会は、ＩＣＴ技術の進展がグローバル化を後押しした時代でした。この頃は高齢化だけでなく、少子化についても社会課題としての認識が強まっていました。また、平成 12 年に都区制度改革が実施された結果、特別区は基礎的な地方公共団体として位置付けられ、区民に身近な事務が東京都から区に移管されました。

計画策定以降の社会を取り巻く状況は、ライフスタイルの多様化、国際競争の激化など大きく変化しました。区では、子ども家庭支援センターの開設などの子育て支援体制の充実や産業集積の維持・発展に向けた支援、京急蒲田駅を中心とした連続立体交差事業などを推進しました。

ウ　「大田区基本構想」（平成 20 年度～）、
「大田区 10 か年基本計画　おおた未来プラン 10 年」（平成 21 年度～平成 30 年度）

平成 20 年に基本構想を策定し、「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市　おおた」を将来像に掲げ、「地域力」「国際都市」を区政のキーワードにしました。

この 10 年間は、世界同時不況による長期的な経済停滞や少子高齢化の更なる進行、羽田空港の国際化、東日本大震災による防災意識の高まり、保育園待機児童の増加など、大きな社会状況の変化がありました。

区は、地域力の土台となる地域の担い手づくりや地域活動拠点の整備、地域力応援基金の創設による活動助成などによって、地域との連携・協力を強化することで、防災・防犯、福祉、子育て、教育など、様々な分野の地域課題解決に取り組み、「地域力」を活かしたまちづくりを推進しました。「国際都市」の実現に向けては、外国人区民も暮らしやすい生活環境整備や国際理解・国際交流などを推進しました。

エ　「おおた重点プログラム」（令和元年度～令和２年度）、
「新おおた重点プログラム」（令和２年度～令和６年度）

令和元年の台風 19 号の影響により、区内で大規模な被害が発生し、防災・減災を重視したまちづくりが、より強く求められるようになりました。

翌、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会情勢や区を取り巻く状況を一変させ、区民生活や区内経済に大きな影響を及ぼしました。区は、全事務事業の見直し・再構築を行うことで経営資源を再配分し、区民生活及び区内経済を支える緊急対応等を迅速に実施しました。また、ポストコロナを見据えた、デジタル技術の活用による地域活動支援やＩＣＴ教育の推進、公民連携や働き方改革等による新たな自治体経営へのシフトなどを進めました。

令和４年６月、新空港線の整備に関する都区負担割合を含む事項について、東京都との合意に至りました。同年 10 月には、第一期整備の整備主体となる第三セクター「羽田エアポートライン株式会社」を設立するなど、新空港線を昭和 57 年の基本構想に位置付けて以来、実現に向けた大きな一歩を踏み出しました。令和５年 11 月には、新産業創造・発信拠点である「羽田イノベーションシティ」がグランドオープンし、「先端」と「文化」の 2 つの産業を柱に、地域経済の活性化、国際競争力の強化を推進しています。

（4）現状の人口、人口推計

ア　大田区の総人口

大田区の近年の総人口は、転入者数が転出者数を上回る転入超過により増加し続け、平成 26 年には 70 万人を超えました。その後も増加傾向は続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和 2 年は転入超過数が大幅に減少し、令和 3 年には 2,000 人以上の転出超過となり、総人口は減少しました。その後、令和 5 年に約 6,000 人の転入超過となったため、令和 6 年は前年比で総人口が増加しました。

令和 7 年以降の人口推計では、当面の間、増加傾向で推移しますが、令和 24 年ごろ（2042 年ごろ）をピークに減少傾向に転じる見込みです。

図表　大田区の総人口の推移

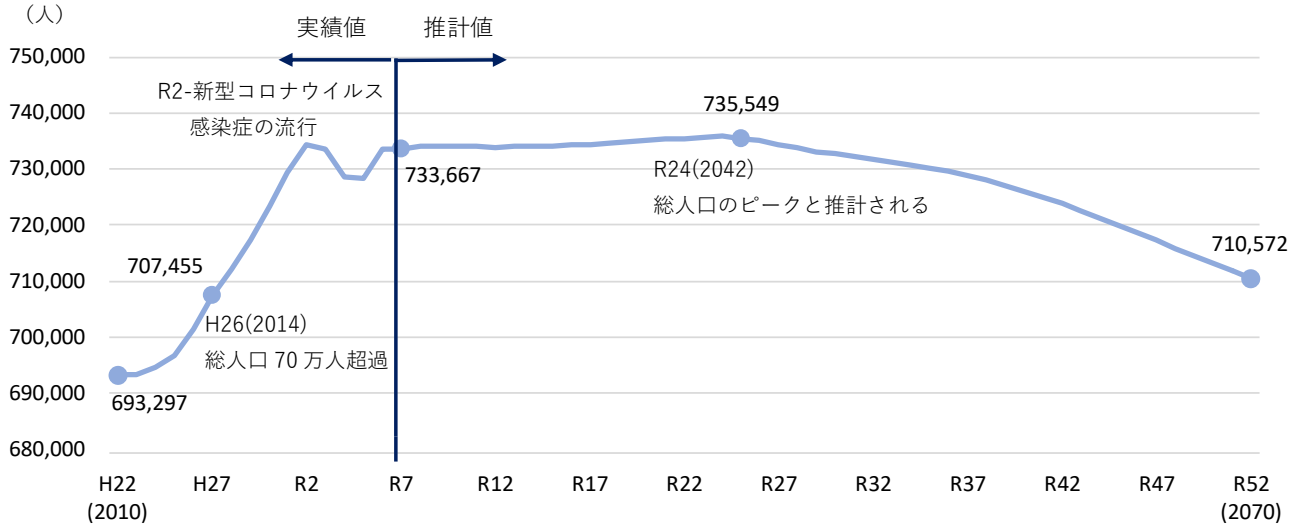

注 1：各年 1 月 1 日時点の人口で、令和 6 年以前は実績値、令和 7 年以降は推計値
注 2：令和 7 年以降の人口は、コーホート要因法により推計
資料：（令和 6 年以前）大田区住民基本台帳を基に作成
（令和 7 年以降）大田区人口推計（令和 6 年 4 月）を基に作成

図表　大田区の転入者数・転出者数・転入超過数

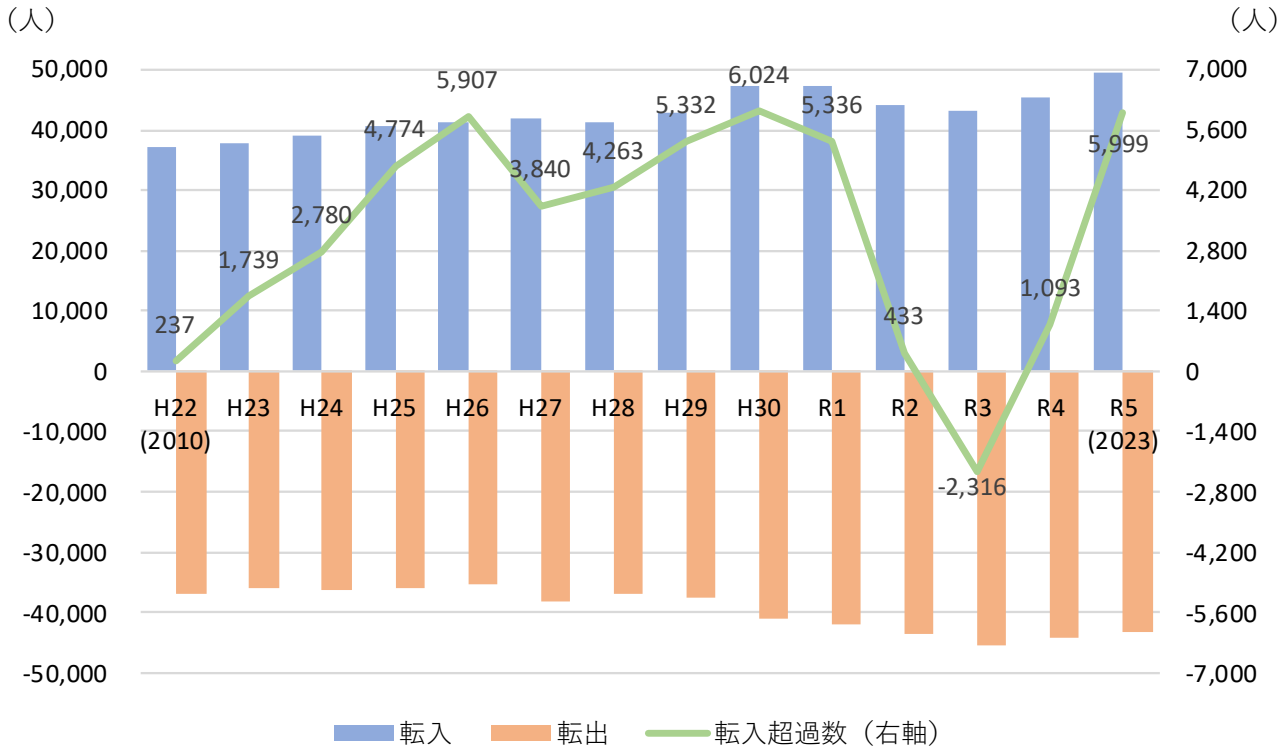

注１：平成 29 年以前は日本人移動者数のみ、平成 30 年以降は外国人移動者数を含む
注２：転入超過数がマイナス（－）の場合は、転出超過を示す
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

イ　年齢 3 区分別人口の構成比

近年、大田区における年齢 3 区分別人口の構成比は、年少人口（0～14 歳人口）及び生産年齢人口（15～64 歳人口）の比率が減少傾向にあり、高齢者人口（65 歳以上人口）の比率が増加傾向にありました。その後、年少人口の比率は減少傾向が続いている一方で、生産年齢人口の比率は微増し、高齢者人口の比率は横ばいとなっています。

今後の推計としては令和 22 年（2040 年）までの間に、年少人口の比率の減少が進む見込みです。中長期的には、生産年齢人口の比率の減少、高齢者人口の比率の増加が見込まれます。令和 27 年ごろ（2045 年ごろ）には、大田区の総人口のうち約 4 人に 1 人が高齢者になると推計されています。

図表　大田区の年齢 3 区分別人口の構成比

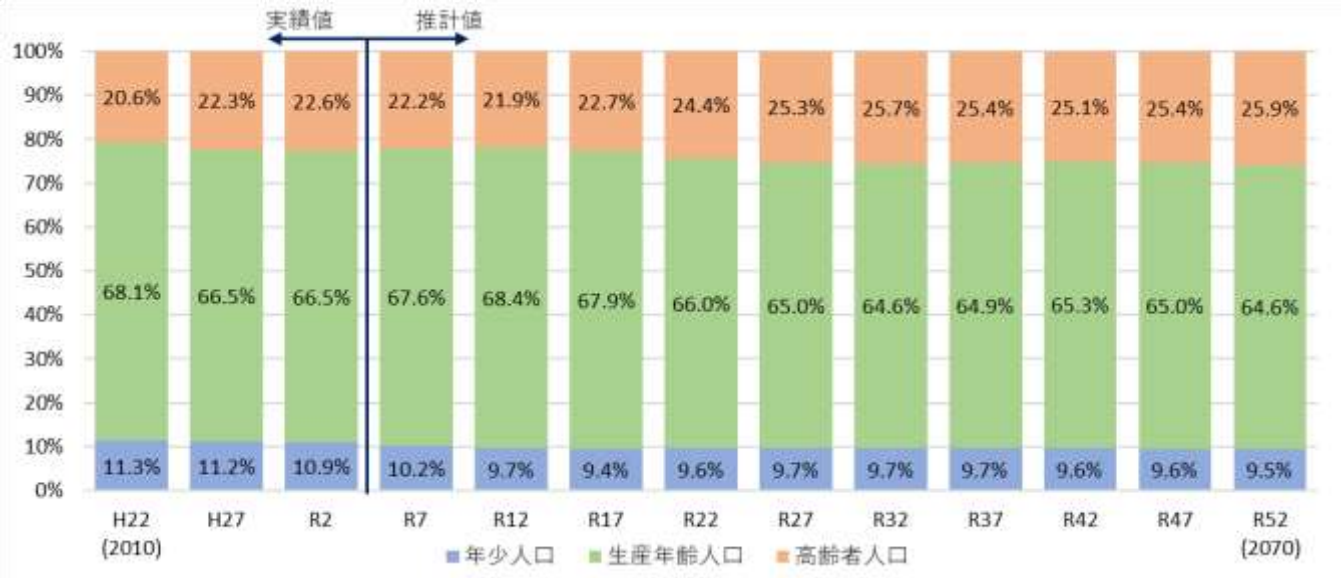

注：各年 1 月 1 日時点の人口

資料：（令和 6 年以前）大田区住民基本台帳を基に作成

（令和 7 年以降）大田区人口推計（令和 6 年 4 月）を基に作成

ウ　合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、１人の女性が一生の間に出産するこどもの平均人数のことです。

大田区の近年の合計特殊出生率は、平成 27 年まで増加傾向にあり、その後はおおむね減少傾向で推移しています。

全国の合計特殊出生率と比較すると、大田区の合計特殊出生率はいずれの年においても全国を下回っています。特別区部及び東京都の合計特殊出生率と比較すると、平成 26 年までは特別区部及び東京都の合計特殊出生率を上回る年が多かったものの、平成 27 年以降は、特別区部及び東京都の合計特殊出生率を下回る年が多くなっています。令和５年度には１を下回り、0.96 になりました。

図表　大田区・特別区部・東京都・全国の合計特殊出生率の推移

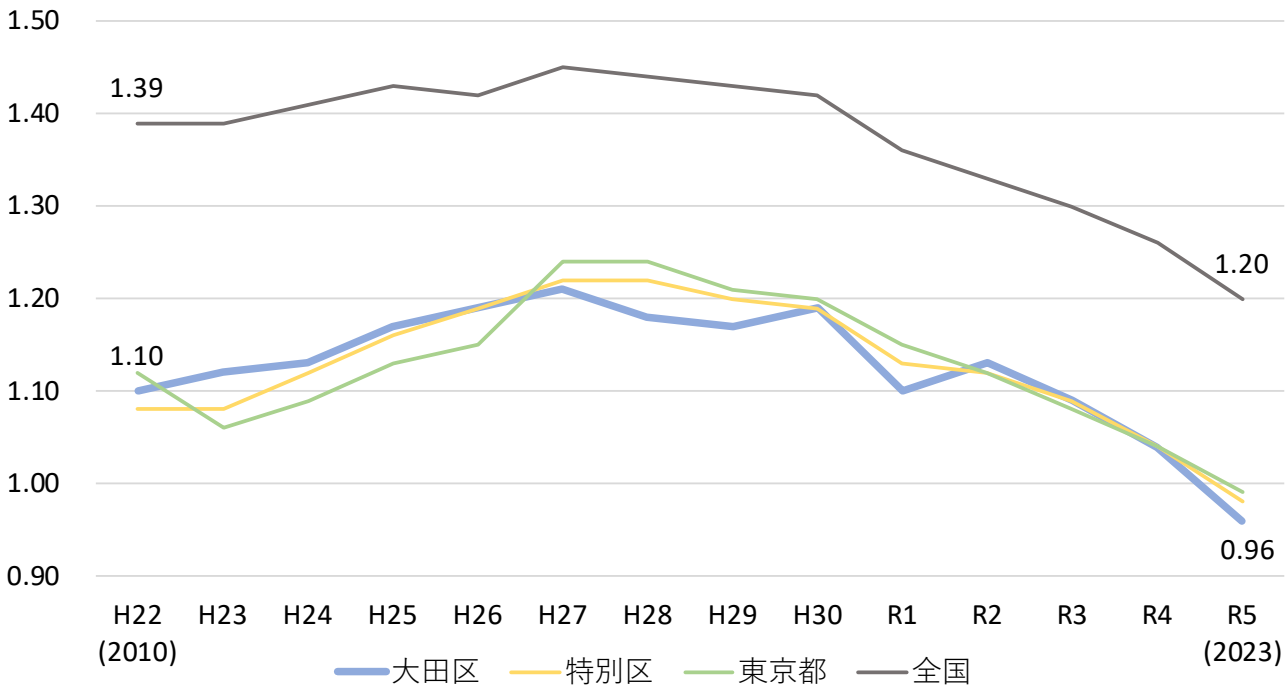

資料：東京都保健医療局「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

エ　年齢別転入・転出者数

大田区の令和５年の５歳階級別の転入者数は、20～24 歳が最も多く、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。５歳階級別の転出者数は 25～29 歳が最も多く、同様に年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。

５歳階級別の人口動態が転入超過となっている年代は、15～19 歳、20～24 歳、25～29 歳のみですが、大田区全体では約 6,000 人の転入超過となっています。一方で、０～４歳及び 35～39 歳は転出超過の人数が他の年代と比べて多く、子育て世帯の流出が示唆されています。

図表　大田区の５歳階級別転入・転出者数（令和５年）

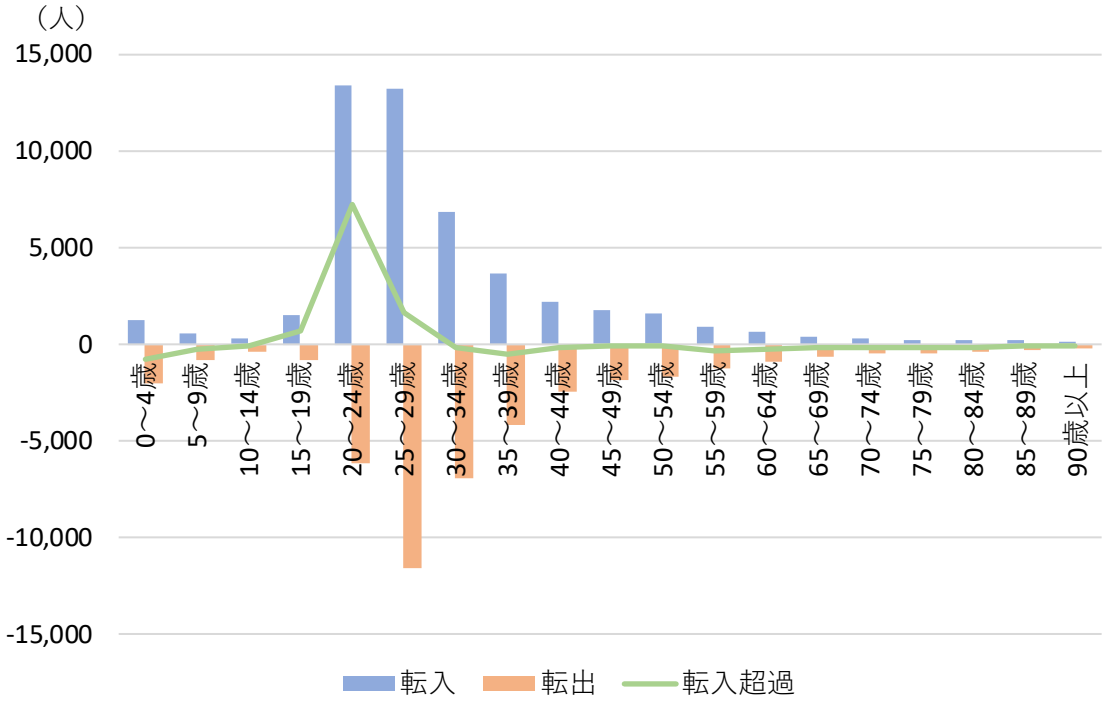

注：転入超過数がマイナス（－）の場合は、転出超過を示す
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

オ　外国人人口

大田区の外国人人口は、近年、おおむね増加傾向で推移しており、令和７年の外国人人口は、平成 22 年比で約 1.7 倍となっています。総人口に占める外国人人口の割合も増加傾向にあります。コロナ禍の令和３年、令和４年は外国人人口が減少しましたが、それ以降は再び増加傾向に転じています。

図表　大田区の外国人人口の推移

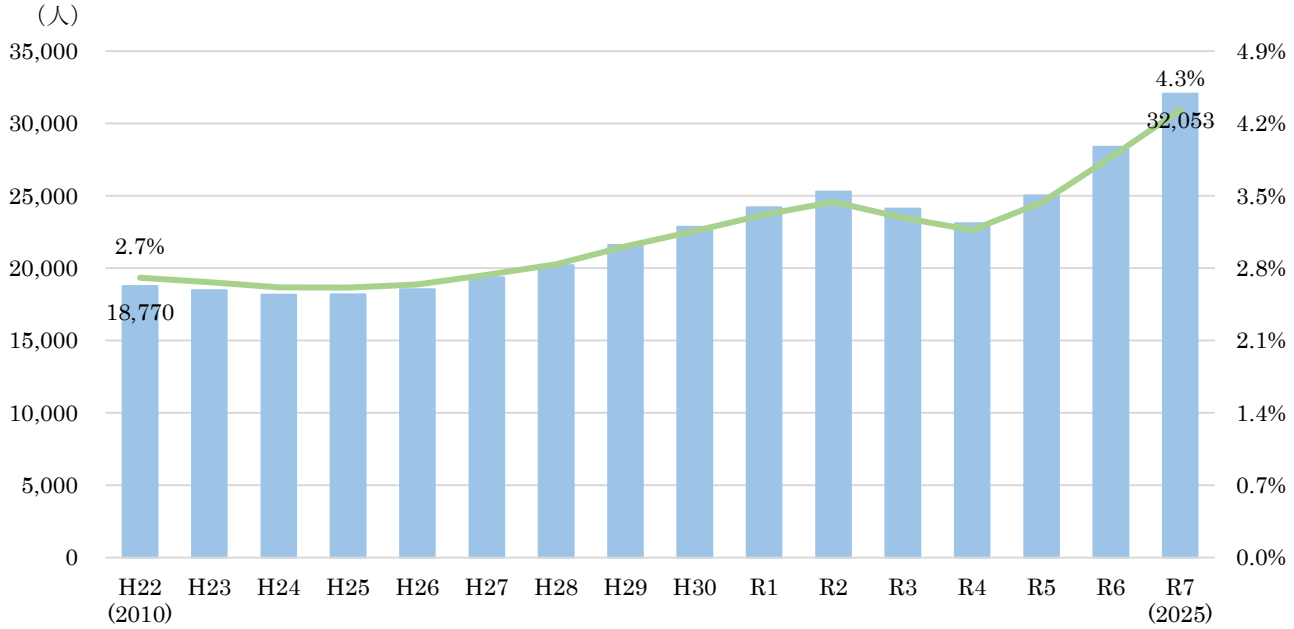

注：各年１月１日時点の人口

資料：大田区住民基本台帳を基に作成

カ　人口ピラミッド

下図は大田区の人口ピラミッドで、男女別・年齢別の人口構成を示しています。平成 22 年の大田区では、男女いずれも 35～39 歳人口が最も多く、次いで 30～34 歳人口が多くなっていました。一方で、令和 7 年の大田区では、男女いずれも 25～29 歳人口が最も多く、次いで 50～54 歳人口が多くなっています。

図表　大田区の人口ピラミッド（平成 22 年）

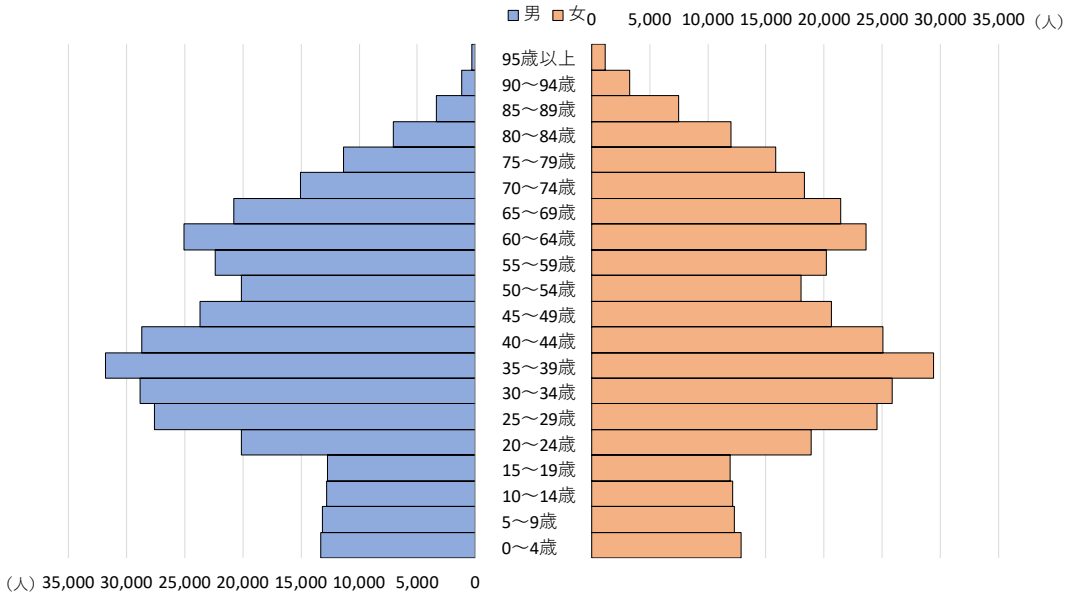

図表　大田区の人口ピラミッド（令和 7 年）

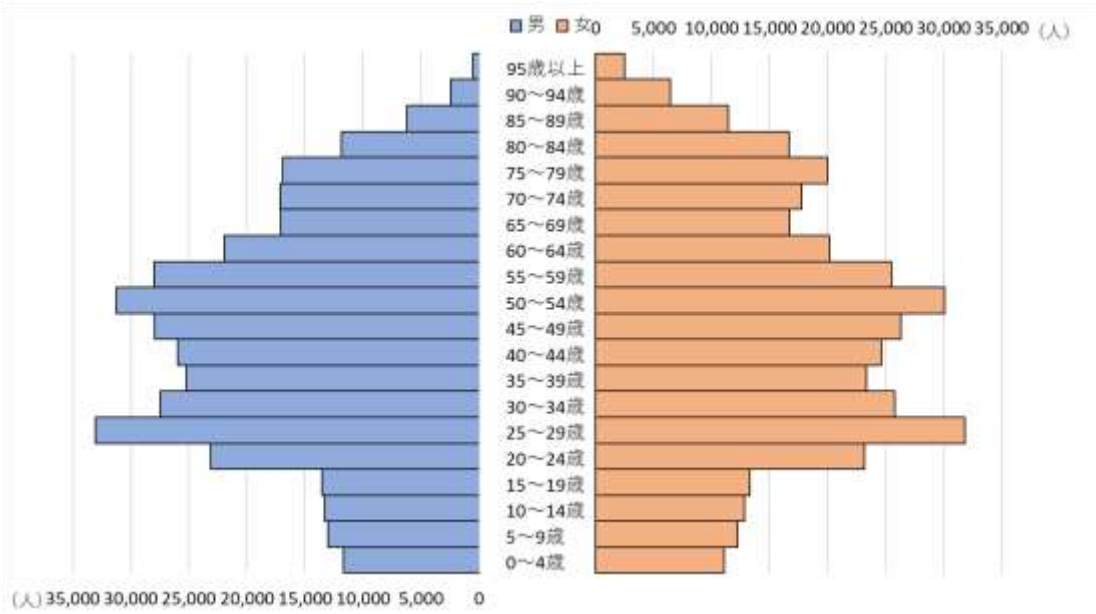

注：平成 22 年は 1 月 1 日時点の人口で、外国人住民を含まない。令和 7 年は 1 月 1 日時点の人口で外国人住民を含む

資料：大田区住民基本台帳を基に作成

下図は令和 14 年（2032 年）及び令和 22 年（2040 年）の人口を推計し、その結果を人口ピラミッドで示したものです。令和 14 年（2032 年）の大田区では、男女いずれも 25～29 歳人口、30～34 歳人口、55～59 歳人口が特に多いと推計されています。

令和 22 年（2040 年）の大田区では、男女いずれも 25～29 歳人口が最も多く、次いで 30～34 歳人口、35～39 歳人口が多いと推計されています。

図表　大田区の人口ピラミッド（令和 14 年（2032 年））

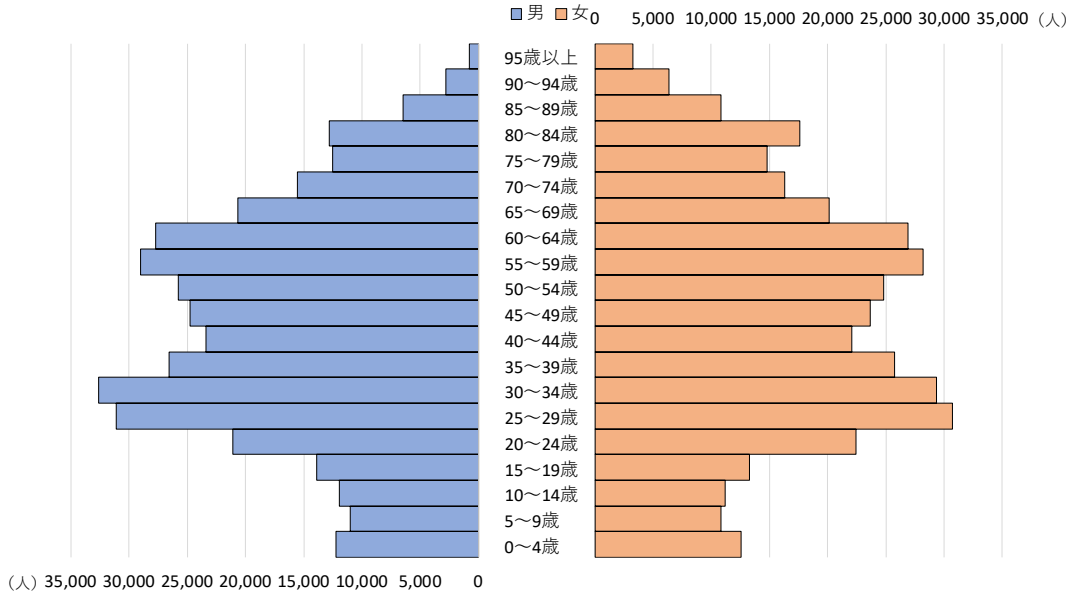

図表　大田区の人口ピラミッド（令和 22 年（2040 年））

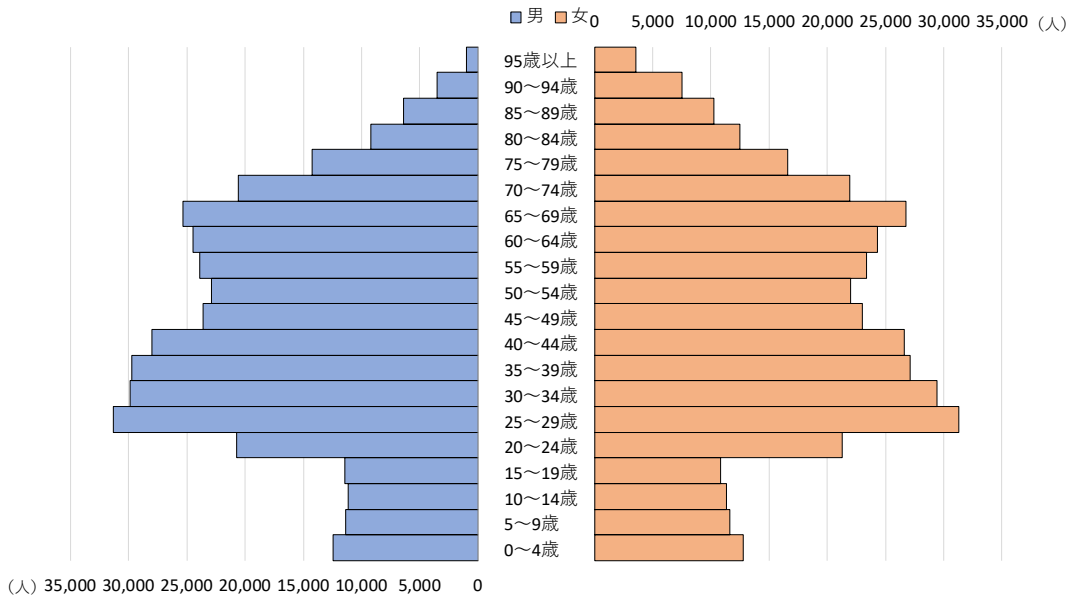

資料：大田区人口推計（令和 6 年 4 月）を基に作成

キ　昼夜間人口比率

昼夜間人口比率とは、昼間人口（従業地・通学地による人口）を夜間人口（常住地による人口）で除した値です。昼夜間人口比率が 100％を下回っている場合、大田区へ他市区町村から通勤・通学する人口よりも、大田区から他市区町村へ通勤・通学する人口の方が多い状態（流出超過）であることを意味します。

大田区の近年の昼夜間人口比率は低下傾向で推移しています。また、いずれの調査年においても 100％を下回っており、流出超過の状態が続いています。

図表　大田区の昼間人口・夜間人口・昼夜間人口比率の推移

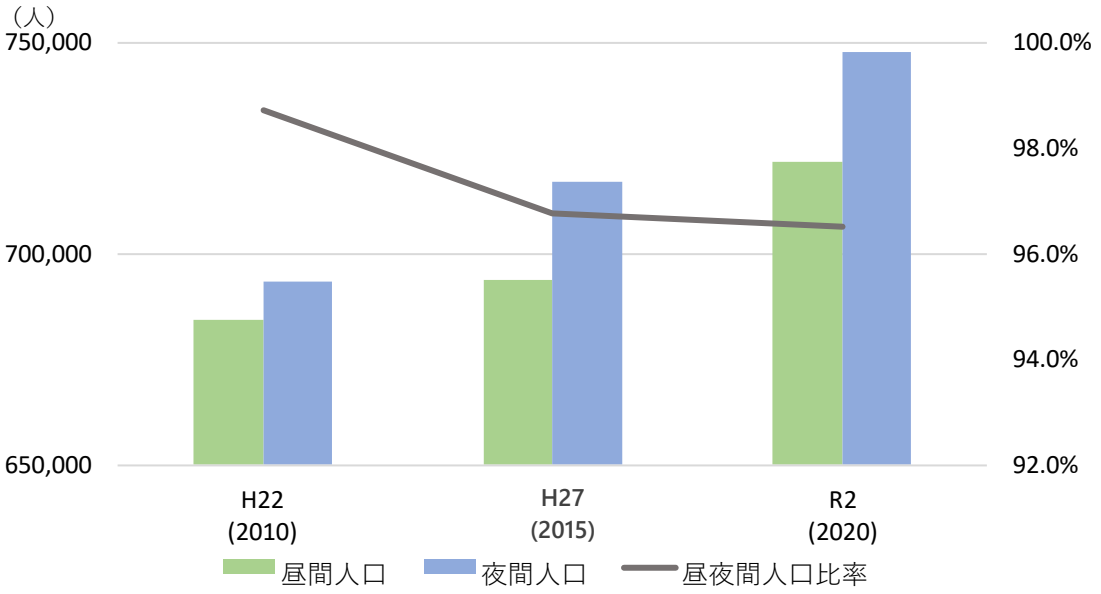

資料：総務省「国勢調査」を基に作成

（5）都市構造

ア　大田区の地形特性

（ア）区の北西部（台地部）

国分寺崖線及び南北崖線を境とした、武蔵野台地の東端にあたり、谷と丘が入り組んだ起伏のある地形です。関東大震災後住宅化が進み、田園調布、雪谷、久が原、馬込など、みどりの多い住宅地となっています。

（イ）区の中央部（低地部）

多摩川、呑川、内川が運んできた土砂が堆積した、比較的平坦な地形です。東海道の街道筋だった地域では、交通の要所となり、古くから人の往来が多く、大正期以降、中小工場が進出し、住宅や工場が近接する地域や商業地を形成しています。

（ウ）区の東部（空港・臨海部）

昭和の中頃から開始された埋立地からなる、平坦な地形です。空港をはじめトラックターミナルやコンテナふ頭、市場など物流施設のほか、工場団地、野鳥公園など都市機能施設が整備されています。

イ　中心拠点・生活拠点

主要な都市機能や多様な生活関連施設が集まり、地域特性を活かした都市づくりの強化・活性化を図る地域のおおむねの範囲を、大田区の主要な拠点となる「中心拠点」「生活拠点」として設定しています。

分類	考え方	拠点
中心拠点	商業・業務・公共など主要な都市機能、鉄道・バスなど主要交通の重要な結節機能などが集中して立地する地区。区内全域及び周辺区市との連携・交流の拠点となる。 都市機能や生活関連施設などの更なる集積を図り、広域連携・交流の役割を担う拠点として、都市づくりを強化していく。	大森駅周辺、蒲田・京急蒲田駅周辺、HANEDA GLOBAL WINGS（羽田グローバルウイングズ）
生活拠点	暮らす・働くなどの生活を支える多様な機能を有する、若しくは今後機能向上を図る地区。身近な地域同士など区内交流の拠点となる。	
	地区ごとの生活関連施設の集積を進めるなど、地域特性を活かしながら、生活の中心となる拠点として維持・強化・活性化を行っていく。	多摩川駅周辺、池上駅周辺、下丸子駅周辺、平和島駅周辺、雑色駅周辺、田園調布駅周辺、大岡山駅周辺、西馬込駅周辺、雪が谷大塚駅周辺、洗足池駅周辺、糀谷駅周辺、大鳥居駅周辺、穴守稲荷駅周辺
	臨海部の玄関口としての立地特性を活かしながら、働く人の生活を支える拠点として、交通結節機能などを強化していく。	流通センター駅周辺

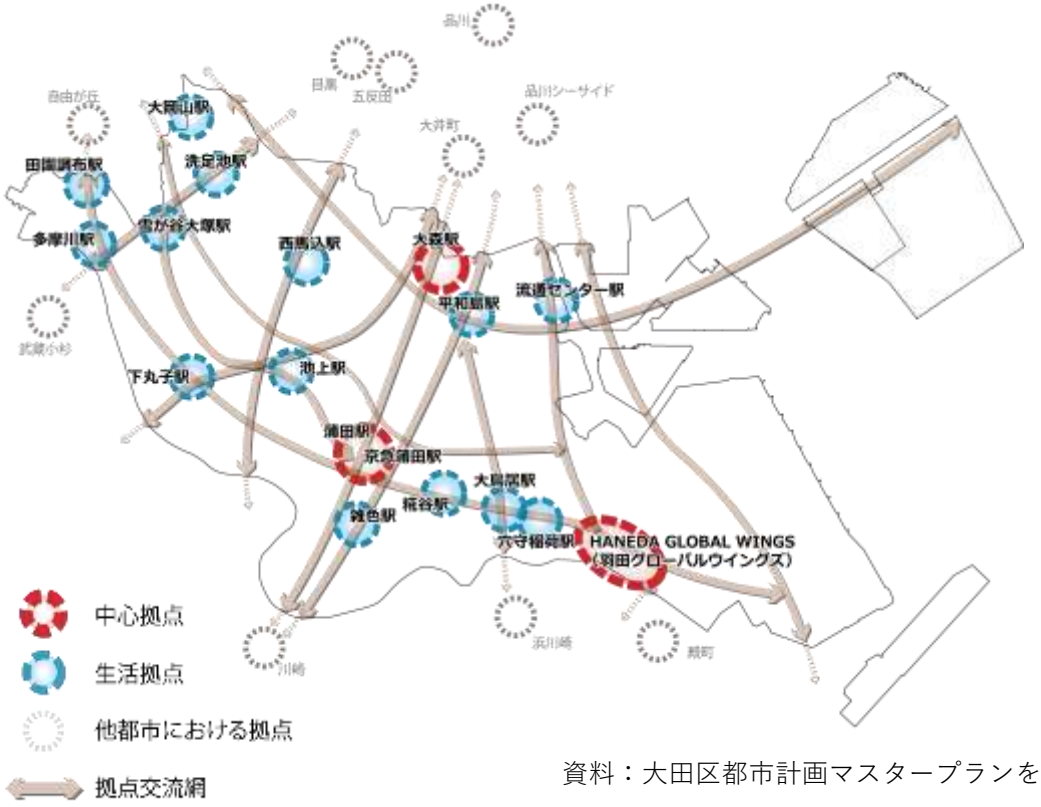

資料：大田区都市計画マスタープランを基に作成

（6）財政見通し

ア　基本的な考え方

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費・特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

地方財政においては、社会保障関係経費の増加を人件費、投資的経費、公債費の削減で吸収してきました。しかし、近年、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出の増加要因が拡大し、これまでの歳出構造から大きく変化する転換期が到来しており、区も同様の傾向にあります。

また、投資的経費は老朽化した公共施設の維持・更新経費等により、高水準で推移すると推計しており、今後の財政負担は社会保障関係経費の増に加え、特別区債の活用に伴う償還経費の増嵩（ぞうすう）などを含め一層の増大が見込まれます。

このような区財政を取り巻く環境においても、区は少子高齢化や世帯構成の変化などに伴う生活課題への対応、激甚化する自然災害への備えなど「今」なすべき行政課題に着実に対応するとともに、基本構想で掲げた将来像の実現に向け、成熟した大都市として持続的な成長・発展を遂げられるよう、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的な投資」を力強く進める必要があり、そのためには財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

将来にわたり行政サービスを安定的・継続的に提供できるよう、中長期的な見地から税財源や財政需要の推計である財政の見通しのもと、これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、今を担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営を実践します。

イ　区財政を取り巻く状況

（ア）わが国の社会経済状況

令和７年１月に公表された月例経済報告では、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としており、今後の動向には引き続き注視が必要な状況です。

令和６年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとととともに、これまでの

歳出改革努力を継続することや、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等によりメリハリの効いた予算編成とすること、また、ＥＢＰＭやＰＤＣＡの取組を推進し、効果的・効率的な支出を徹底するなど、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるとしております。

また、内閣府が令和７年１月に示した「中長期の経済財政に関する試算」では、令和７年度のＰＢは現時点で赤字になるとの試算をまとめています。今後は、早期のＰＢ黒字化に向け、「経済・財政新生計画」の枠組みの下、潜在成長率の引上げに重点を置いた財政運営に取り組むとともに、これまでの歳出改革努力や歳出構造の平時化、恒常的な支出増に対する財源確保などを継続すべきとしています。

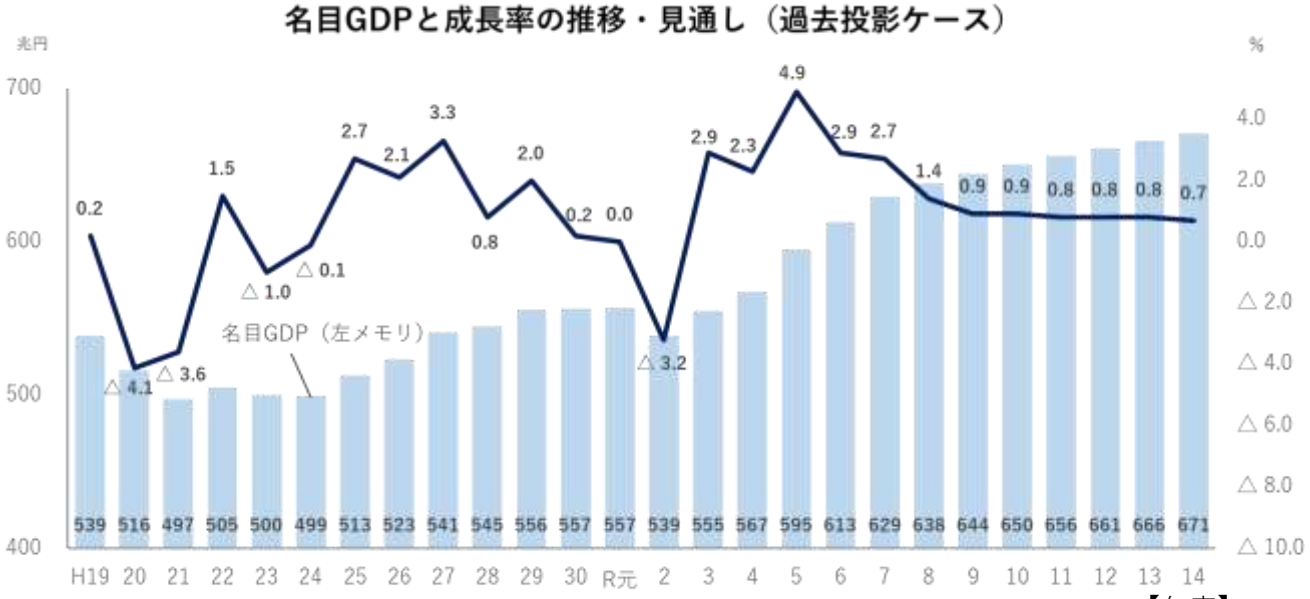

資料：内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和７年１月 17 日経済財政諮問会議提出）」を基に作成

（イ）区財政の現状

①　歳出総額と一般財源の推移

歳出総額と区が自由に使途を決めることができる一般財源（歳入）のギャップは令和７年度当初予算で1,500億円を超えており、行政ニーズの多様化などにより、歳出総額と基幹財源等のギャップは年々上昇傾向にあります。

歳出においては、少子高齢化に伴う扶助費や特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

歳入においては、ふるさと納税など国による不合理な税制改正の影響を大きく受けることや景気変動に左右されやすい不安定な歳入構造であることに十分留意し、区政が直面する課題解決に必要な積極的な施策展開と財政の健全性を両立し、持続可能な行財政運営を行う必要があります。

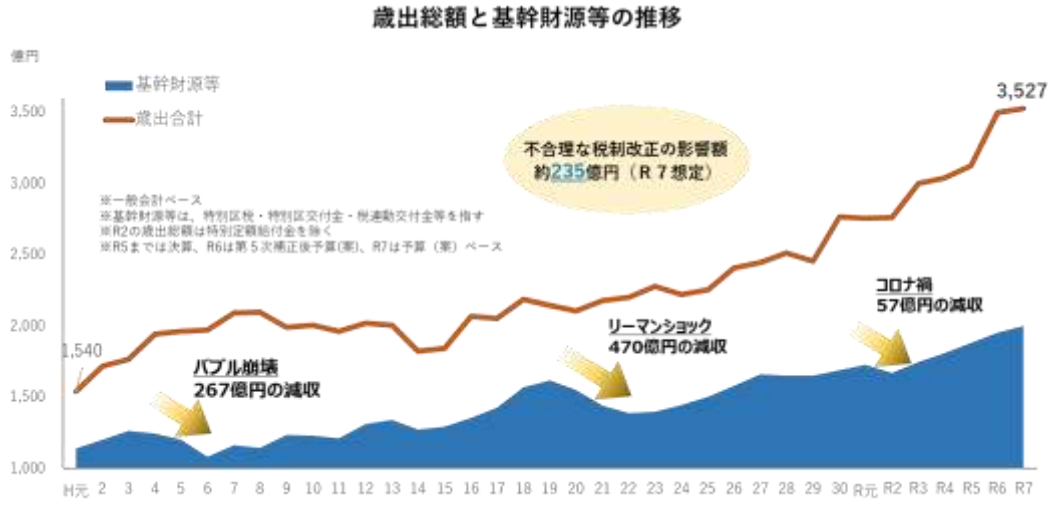

【年度】

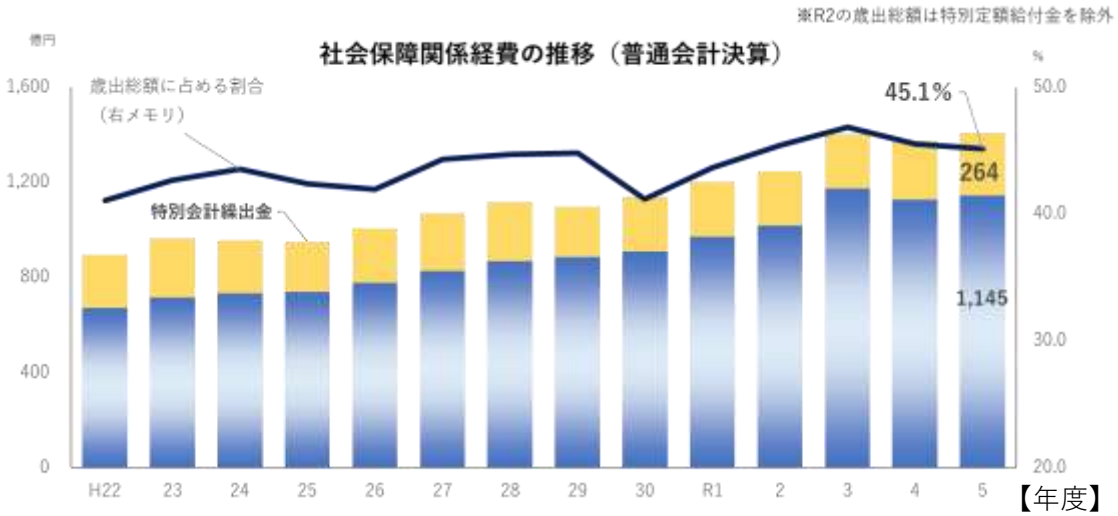

【年度】

資料：所管課実績を基に作成

② 経常収支比率の推移

歳出構造の見直し・再構築により、令和元年度以降、経常収支比率は改善傾向にあります。

ただし、近年の改善は、歳入である基幹財源等（歳入経常一般財源等）の増収の寄与が大きく、歳出である経常経費に充当する一般財源等は増加傾向にあることに留意が必要です。

減収局面を迎えた際、経常収支比率の急激な悪化を防ぐためには経常経費の抑制が必要となります。

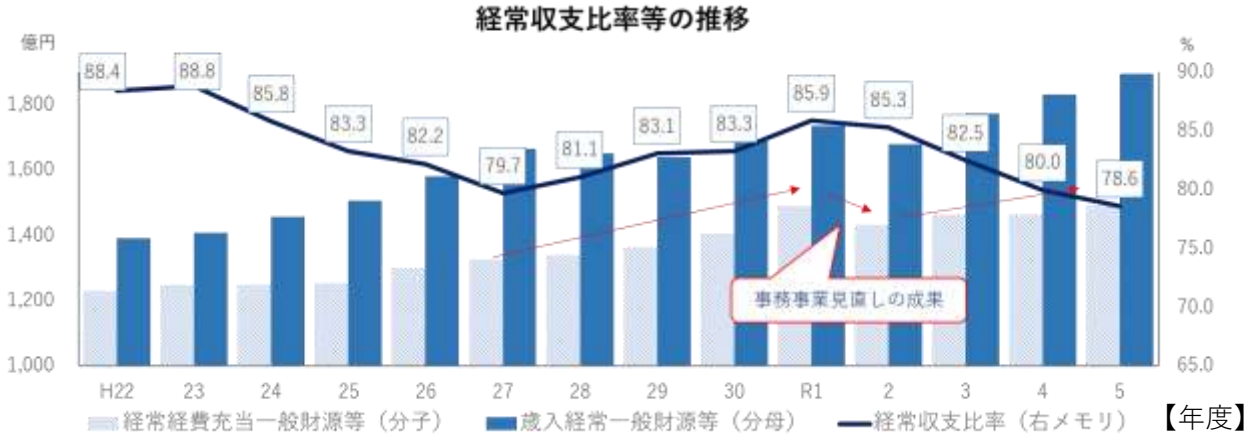

資料：所管課実績を基に作成

③ 公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、これまで特別区債の発行抑制や償還を進めてきたため、近年は減少傾向にあります。

今後、公共施設等の老朽化に伴う投資的経費は高水準で推移することが見込まれます。公債費負担が急激に増加することがないよう、特別区債を戦略的に活用する必要があります。

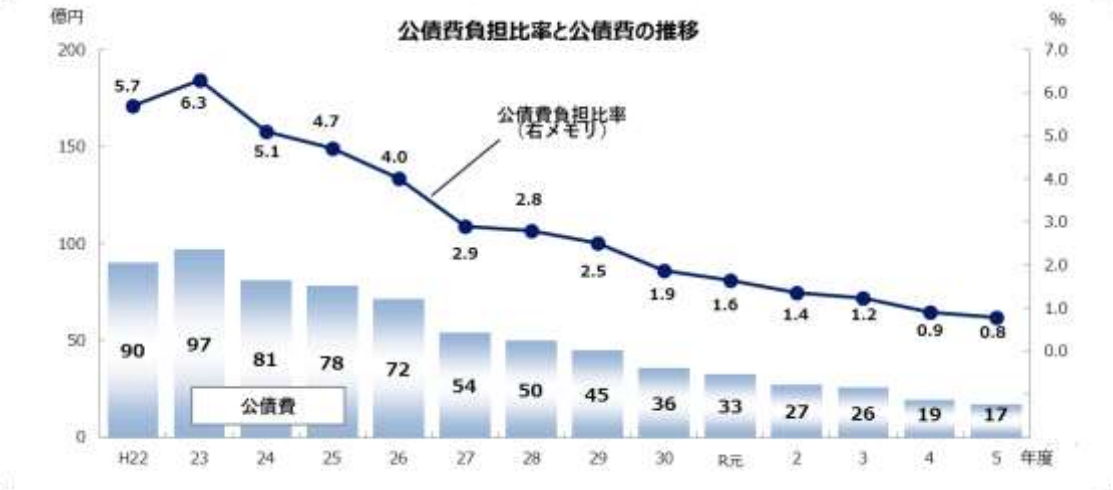

資料：所管課実績を基に作成

④　基金残高の推移

区はこれまで、リーマンショックなど経済の変動による減収局面においても、また、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策など突発的な財政需要が発生しても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。

これらのほか自然災害などにも十分備えるため、今後も計画的に基金残高を確保する必要があります。

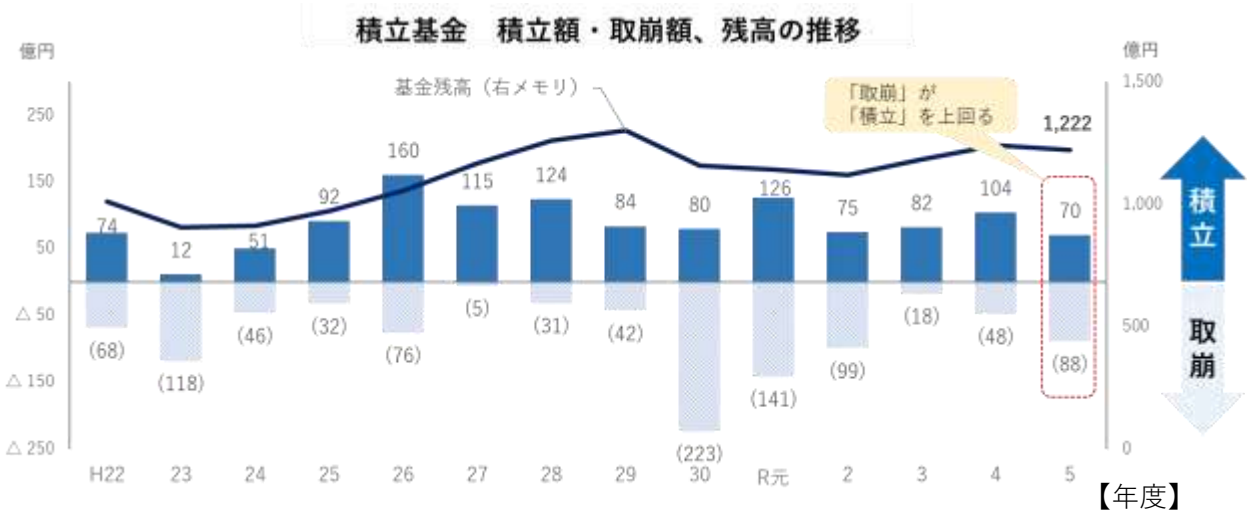

資料：所管課実績を基に作成

⑤　特別区債残高の推移

区はこれまで、特別区債の発行抑制や償還を進めたため、令和５年度末残高は152億円と、ピーク時の残高と比較して約９割減少しています。

今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に活用する必要があります。

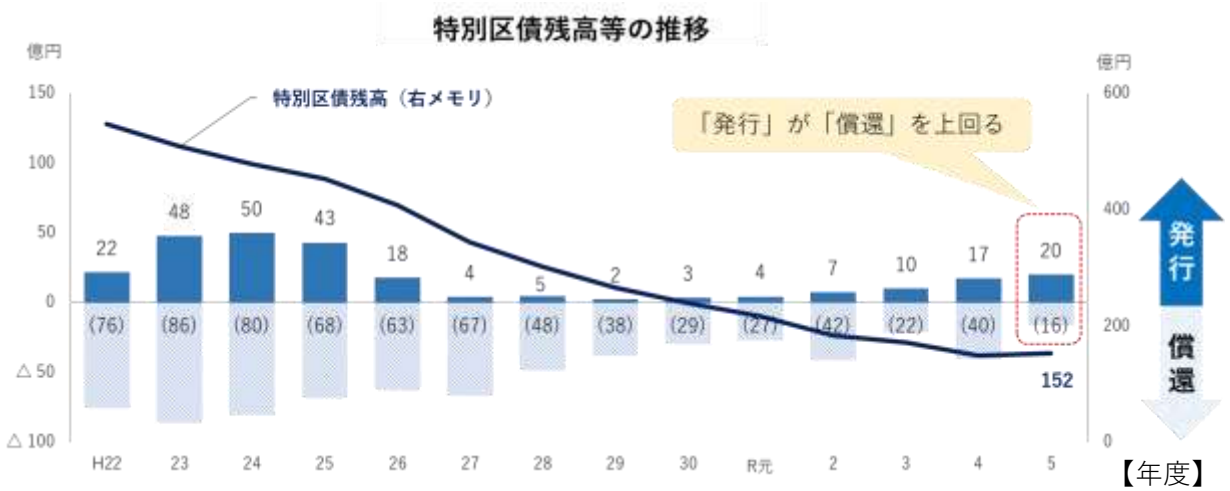

資料：所管課実績を基に作成

ウ　財政見通し

（ア）財政見通し

（単位：百万円）

区　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度見通し	令和11年度見通し	令和12年度見通し	令和13年度見通し	令和14年度見通し
歳入合計（A）	352,710	358,426	367,086	357,798	360,760	363,898	368,441	376,786
特別区税	84,965	85,644	86,542	87,134	87,696	88,236	88,745	89,250
地方譲与税等	29,382	30,950	30,260	30,450	30,634	29,767	31,030	32,933
特別区交付金	85,823	91,175	94,621	96,319	98,526	100,731	102,962	105,220
国都支出金	95,689	96,937	98,918	100,830	100,980	102,115	104,040	106,140
特別区債	10,500	11,100	11,800	11,300	10,800	10,800	9,900	10,200
繰入金	22,870	19,076	21,315	8,047	8,311	8,334	7,734	8,924
その他の歳入	23,480	23,544	23,630	23,717	23,814	23,915	24,030	24,119
歳出合計（B）	352,710	358,426	367,086	371,390	372,714	378,366	381,330	393,784
義務的経費	157,311	161,787	163,222	169,247	171,376	177,612	179,656	184,763
人件費	46,216	47,929	46,190	48,544	46,928	49,260	47,253	48,864
扶助費	109,289	110,749	112,870	115,125	117,536	120,187	123,144	125,684
公債費	1,806	3,109	4,163	5,579	6,912	8,165	9,260	10,215
投資的経費	50,218	52,202	54,032	50,307	49,842	48,554	47,090	53,792
特別会計繰出金	24,791	24,937	25,005	25,046	25,038	24,933	24,911	24,729
その他の歳出	120,388	119,500	124,827	126,790	126,459	127,267	129,672	130,499
財源不足額（C）=（A）-（B）	**－**	**－**	**－**	**△ 13,593**	**△ 11,954**	**△ 14,468**	**△ 12,889**	**△ 16,998**

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※財政計画は令和７年度から９年度、財政見通しは令和 10 年度から 14 年度とする。

※財政基金繰入金は、実施計画期間（令和７年度から９年度）において計上した。

①　歳入

特別区税、地方譲与税等、特別区交付金は、政府が示す「中長期の経済財政に関する試算（令和７年１月）」などを基に、令和６年 12 月時点の税制をベースに推計しました。

国・都支出金は、社会保障関係経費などの歳出見通しに応じて推計しました。

特別区債は、投資的経費の歳出見通しに応じて推計しました。

②　歳出

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に推計しました。

扶助費・特別会計繰出金は、現行制度を踏まえ、「大田区人口推計（令和６年４月）」における各対象年齢の人口推計等を基に推計しました。

公債費は、既発行分に新規発行見込み分の元利償還額を加え、定時償還方式で推計しました。

投資的経費は、「大田区公共施設等総合管理計画」等を基に、必要な歳出を物価高騰の影響も考慮し推計しました。

（イ）財政指標目標値

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率を適正水準に維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。

①　経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和５年度は78.6％となりました。

今後、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費が増加する見込みではありますが、政策的経費に財源を配分する必要があること等から、80％台を目標とします。

②　財政基金残高

年度間の財源不足を調整する財政基金の令和５年度末残高は約490億円と、標準財政規模の26％以上の残高を確保しています。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、300～400億円程度（標準財政規模の20％程度）を確保することを目標とし、計画的に基金残高を確保していきます。

③　公債費負担比率

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は令和５年度0.8％となり、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで発行余力を蓄えてきました。

今後、公債費負担が急激に増加することがないよう、投資的経費の財源として特別区債を戦略的に活用し、３～５％程度を目標とします。

（7）職員数見通し

ア　職員定数基本計画等に基づく職員定数の縮減と執行体制の強化

職員数については「大田区職員定数条例」により職員定数を定め、これを上限として定数管理を行っています。適正な職員定数を維持するために、これまで職員定数基本計画等に基づき、業務の見直しと職員定数の縮減に努めてきました。

一方で、職員定数を縮減するだけではなく、こどもまんなか社会の推進や重層的支援体制整備事業の推進、新型コロナウイルス感染症対応、水防体制の強化など新たに発生する幅広い行政需要に対応するため、執行体制の強化にも努めてきました。

計画名等	期　　間	職員定数の縮減実績	職員定数の増加実績	備　　考
平成６年４月１日現在の職員定数		6,264 人		
事務事業等適正化計画 おおた改革推進プラン 21	平成７～15 年度	△1,055 人	419 人	職員定数増加は平成 12 年度の清掃事務移管に伴うもの。
大田区職員定数基本計画	平成 16～22 年度	△1,076 人		
大田区職員定数基本計画	平成 23～25 年度	△248 人		
大田区職員定数基本計画	平成 26～28 年度	△169 人		フルタイム再任用職員の任用開始（平成 26 年度～）。
大田区職員定数基本計画	平成 29～令和３年度	± 0 人		
大田区職員定数基本計画	令和４～６年度			定年年齢の引上げ（令和５年度～）。
職員定数増減合計		△2,548 人	419 人	
令和６年４月１日現在の職員定数		4,135 人		

イ　職員数の現状と今後の動向

近年、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の動向や民間企業における魅力ある職場づくりなどを背景に、必要な職員数の確保が困難となっています。加えて、定年退職を迎える職員は高水準で推移するとともに、普通・勧奨退職をする職員も増加しています。

また、職員の年齢構成や働き方の変化に伴う育児休業取得者の増加や高度化・複雑化する行政需要の変化などによる病気休職者の増加も見られ、今後も同水準で推移することが想定されます。

ウ　職員数と配分定数の推計

これまでは業務の見直しに加えて、保育園の民営化や技能系職種の退職不補充などを進めたことにより、業務量とともに職員数は減少してきました。しかしながら、民間委託などを一定程度推進してきたことから、今後はこれまで以上に業務量を削減することは困難となります。加えて、時代の変化とともに生まれる新たな行政需要に対応するため、業務量の増加は引き続き見込まれます。

一方で、実際に働く職員数については近年の動向を踏まえると減少していくことが見込まれます。

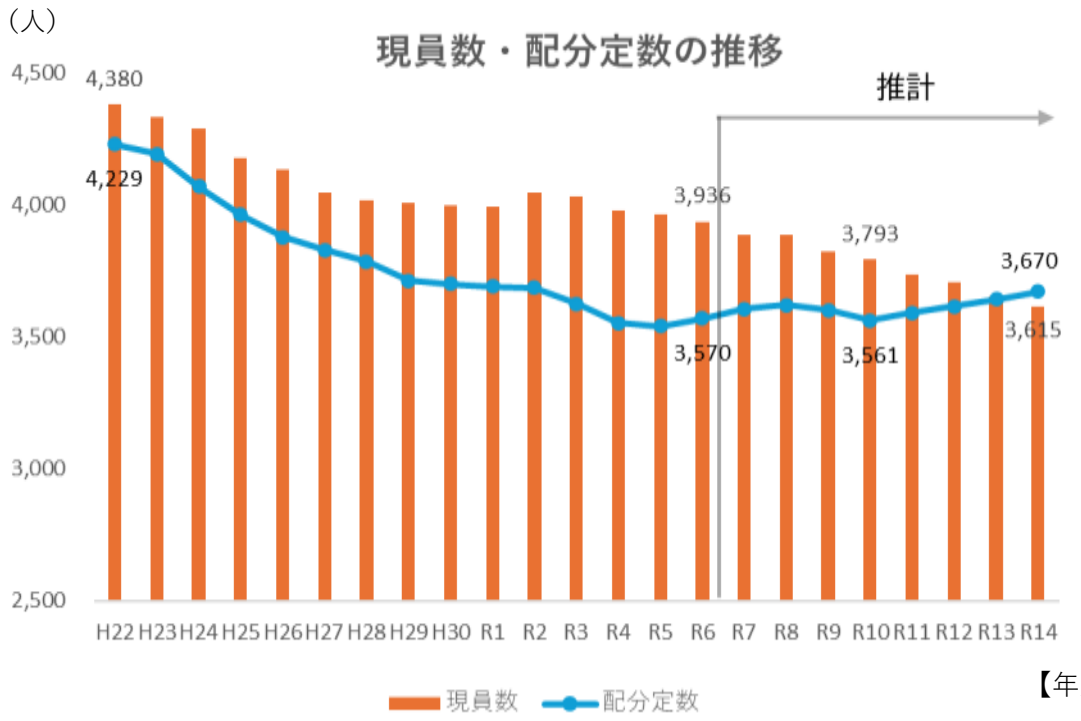

資料：所管課実績を基に作成

今後の推計を踏まえると、これまでのように新たな行政需要に対応するため、職員数を増やし続けることは困難であり、より一層効率的な組織運営を行うことが不可欠となります。引き続き、大田区職員定数基本計画に基づき、適正な定数管理を行っていきます。

（8）公共施設マネジメント

ア　区の公共施設等を取り巻く現状

区では、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、昭和 30 年代から 50 年代を中心に、多くの公共施設等（公共施設・インフラ施設）の整備を進めてきました。

現在、区が保有する公共施設を施設分類別にみると、学校教育系施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の 50.1％を占めています。

また、延床面積の約半数が築 40 年以上を経過しており、今後、これらの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることになります。

【築年別公共施設整備状況】

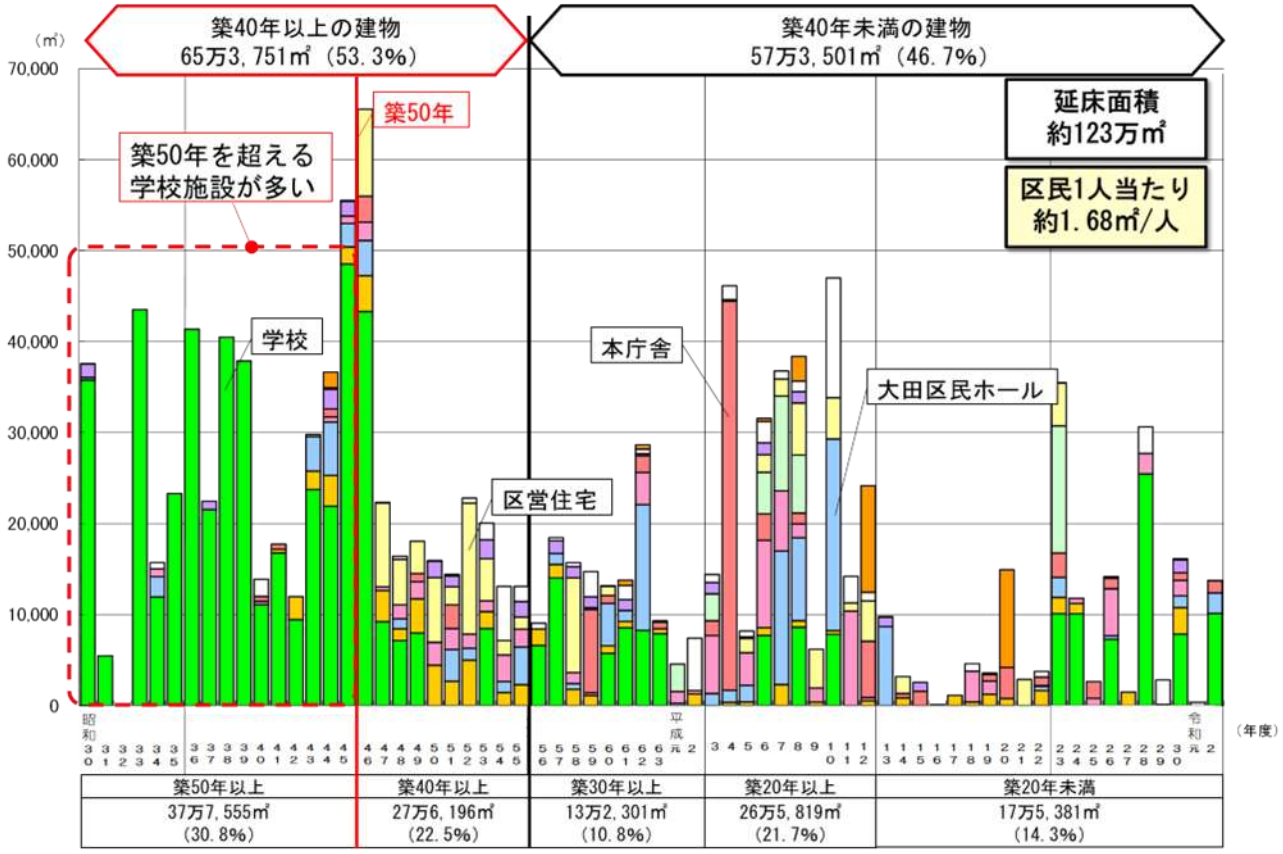

用途名	延床面積	構成比	用途名	延床面積	構成比
学校教育系施設 (小学校・中学校等)	614,633 ㎡	50.1%	その他 (防火倉庫、自転車駐車場等)	56,491 ㎡	4.6%
区民文化系施設 (区民センター・文化センター等)	116,289 ㎡	9.5%	スポーツ・レクリエーション系施設 (総合体育館、スポーツセンター等)	41,659 ㎡	3.4%
公営住宅等 (区営住宅・区民住宅等)	104,406 ㎡	8.5%	産業系施設 (工場アパート、産学連携施設等)	28,289 ㎡	2.3%
行政系施設 (本庁舎、特別出張所等)	90,450 ㎡	7.4%	社会教育系施設 (図書館、郷土博物館等)	25,778 ㎡	2.1%
保健・福祉施設 (老人いこいの家、福祉園等)	80,266 ㎡	6.5%	合計	1,227,251 ㎡	100.0%
子育て支援施設 (保育園、児童館等)	68,990 ㎡	5.6%			

資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

【公共施設分類別保有状況】

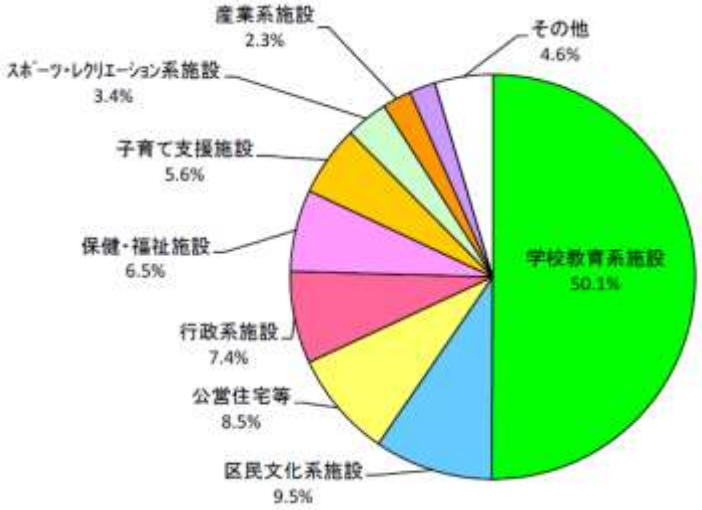

資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

【築年別整備状況】

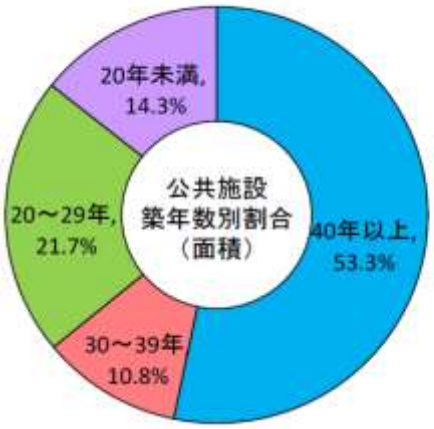

【築 40 年以上の施設種別割合】

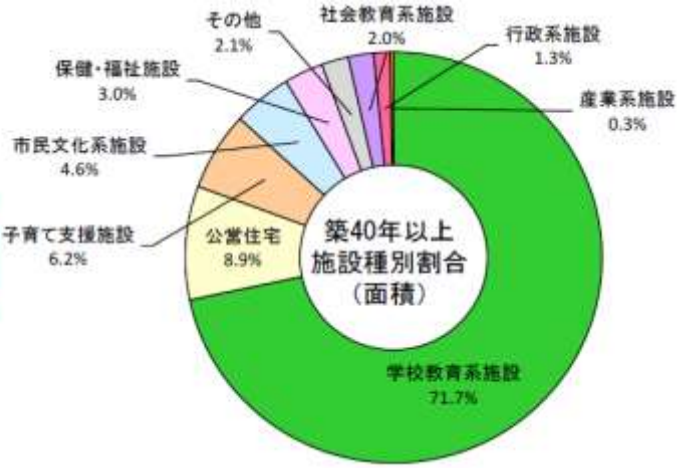

資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

また、今後も、学校の必要諸室の確保や施設のバリアフリー化等により、延床面積の増加が予測され、施設の維持管理費や更新費用の大幅な増加が見込まれます。

【公共施設等の整備費試算（40 年間)】

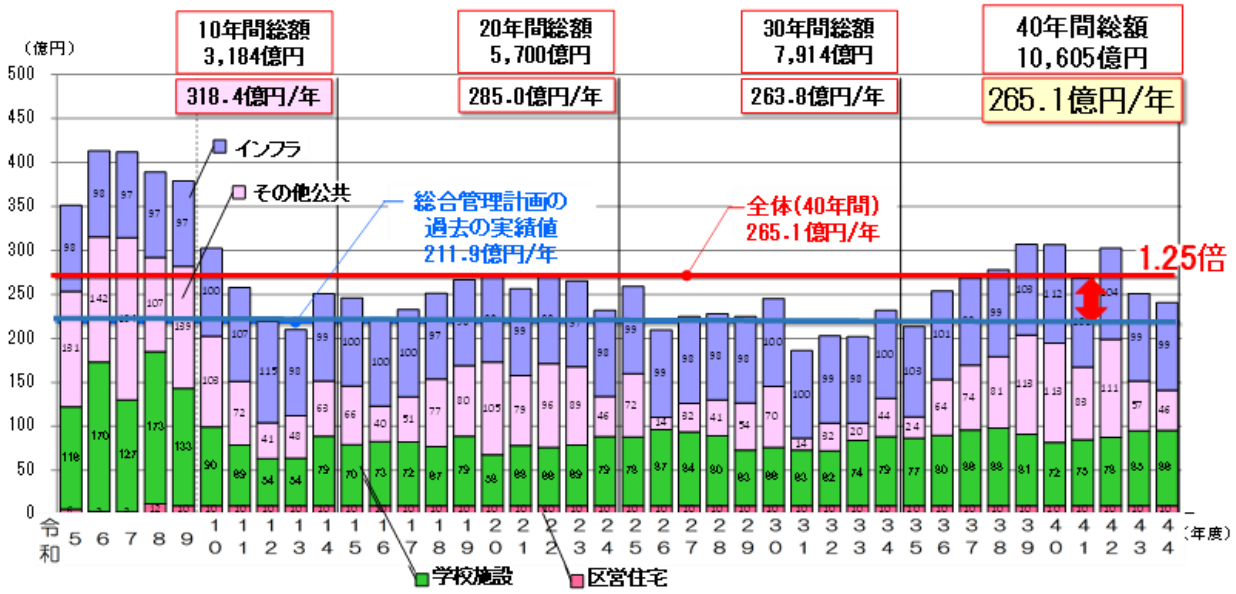

資料：大田区公共施設改築・改修等中期プランを基に作成

イ　「大田区公共施設等総合管理計画」等に基づく公共施設マネジメントの推進

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点を持って、公共施設等の計画的な維持・更新、長寿命化による財政負担の軽減、平準化を図るなど、総括的な管理を行うため、「大田区公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定、令和 4 年 3 月改訂）（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

また、総合管理計画に基づき、計画的な維持管理・更新等の具体の対応方針を定めた「個別ごとの長寿命化計画」を策定し、効果的・効率的な施設整備やライフサイクルコストの削減に努めています。

【大田区公共施設等総合管理計画の体系図】

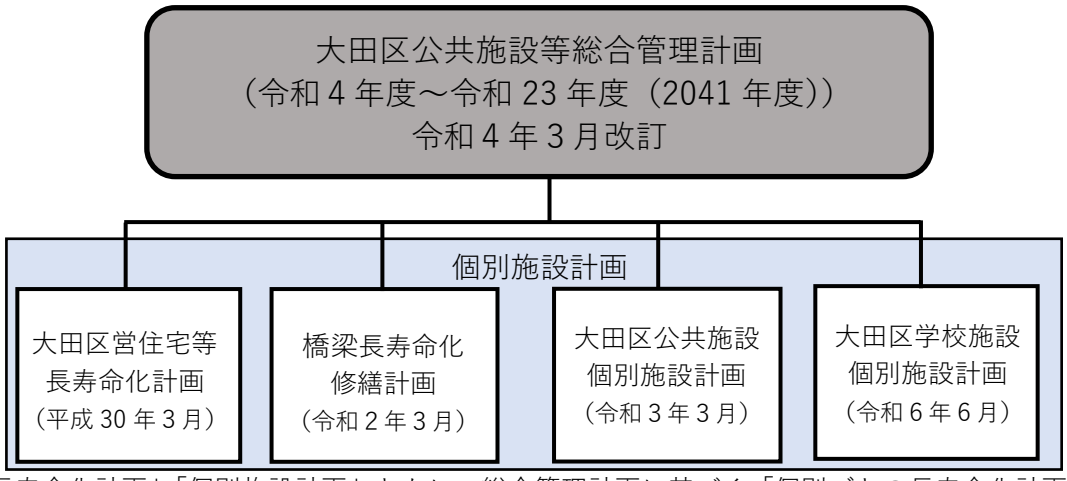

※「長寿命化計画」「個別施設計画」ともに、総合管理計画に基づく「個別ごとの長寿命化計画」です。

ウ　持続可能な公共施設マネジメントの推進

これまで、総合管理計画等に基づき、公共施設等の維持・更新、長寿命化、既存施設の有効活用、機能向上を目的とした複合化・多機能化等を進めてきました。

今後も、社会経済情勢等の変化や社会的要請への対応により、公共施設の延床面積の増加が予測されます。

引き続き、総合管理計画で掲げたとおり、公共施設の延床面積を、平成 27 年（2015 年）と比べて令和 42 年（2060 年）までに、おおむね 1 割程度総量削減することを目標として、長期的な視点に立った持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

（９）公民連携の取組

ア　公民連携とは

行政と民間企業等が協働で、それぞれの強みを活かした公共サービスの提供などを行うことをいいます。複雑化・多様化する社会課題やＳＤＧｓの目標達成のために、公と民のそれぞれが持つ強みを活かし、未来を切り拓いていく手法です。

イ　大田区公民連携基本指針

区が行う公民連携に通じる基本的な考え方を示したものであり、区と連携パートナーとなる民間企業等とが共有する羅針盤としての役割を果たします。近年の民間企業等の社会課題の解決に向けた連携機運の高まりを踏まえ、区と民間企業等との連携について、より具体的に定め、各種団体や学術機関等を含む地域の様々な主体による連携・協働を一層推進し、地域力の更なる強化をめざすものです。

ウ　大田区公民連携ＳＤＧｓプラットフォーム

大田区では、様々な業種や分野のステークホルダーとパートナーシップを深め、公民連携の取組を活性化させていくための意見交換を行う場として、「大田区公民連携ＳＤＧｓプラットフォーム」を設置しています。民間企業等と行政が抱える地域課題とのマッチングや民間企業同士をつなぐハブ役を担うなど、大田区をフィールドに地域課題の解決に向けた取組を活発化させていきます。

エ　大田区公民連携デスク

大田区公民連携デスクは、区内における公民連携の旗振り役として、民間企業等からの提案や相談を一元的に受け付ける窓口です。民間企業等の提案と庁内事業部局をマッチングし、双方の強みが十分に発揮され区民・民間企業等・行政の「三方良し」が実現する取組のストーリーを、ともに考え、伴走する役目を担います。

（10）ＳＤＧｓの推進

ア　ＳＤＧｓとは

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年（2015 年）９月に開催された国連サミットにおいて採択された「2030 アジェンダ」の中核となる、令和 12 年（2030 年）までに達成すべき国際目標です。

ＳＤＧｓは、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標・169 のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、ＳＤＧｓは、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー（利害関係者）が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

イ　大田区におけるＳＤＧｓの推進

区は令和４年３月に策定した「大田区におけるＳＤＧｓ推進のための基本方針」の下、ＳＤＧｓに関する区職員や区民、事業者等の理解促進を図るとともに、各種計画等へＳＤＧｓを反映し、多様な主体と連携しながら、目標達成に向けた様々な取組を推進しています。

また、令和４年４月には、大田区ＳＤＧｓ推進会議を設置し、区の現状や課題の整理、令和 12 年（2030 年）にめざすべき姿、優先的にめざすべきゴール・ターゲットの検討、重点施策の方向性などについて、有識者を交え議論を重ねました。

そして、令和５年５月、区はＳＤＧｓの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体ＳＤＧｓモデル事業」にも選定され、いわゆるダブル選定都市となりました。

【大田区オリジナルＳＤＧｓロゴマーク】

2　踏まえるべき社会動向

（1）こども・若者を取り巻く状況

日本の総人口に対する年少人口（0～14 歳人口）の割合は年々低下しており、少子化が進行しています。日本の総人口に対する年少人口の割合は、令和 5 年時点で 11.4％ですが、令和 22 年（2040 年）には 10.1％になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出・接触制限による活動機会の喪失、黙食・オンライン授業等によるコミュニケーションの減少、保護者のテレワーク増加による家庭生活の変化など、こども・若者の生活に大きな影響を及ぼしました。

こども・若者の現状に係る調査結果によると、令和 4 年度児童虐待相談対応件数は 214,843 件（厚生労働省「福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の概況」）、令和 4 年度小・中学校における不登校児童生徒数は 299,048 人（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）となり、いずれも過去最多を更新しました。

また、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は、令和 3 年時点で 11.5％となっており、特に、ひとり親世帯の貧困率は 44.5％と高くなっています（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。さらに、ＳＮＳに起因する犯罪の被害に遭ったこどもの数は、令和 5 年時点で 1,665 人となっており、近年高い水準で推移しています（警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」）。

このような状況の中、令和 5 年 4 月 1 日に、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、年齢によって必要な支援が途切れないようこども政策を総合的に推進する、こども基本法が施行されました。また、国は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども政策を強力に進めるための司令塔となる行政組織としてこども家庭庁を設置しました。

こどもや若者を権利の主体として認識し、当事者の視点で、取り巻く環境を視野に入れ、権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要であるとともに、こどもを産み、育てたいと考えるその誰もが希望を叶えられるよう、若い世代が将来の展望を描ける環境の整備が求められています。

（2）高齢者を取り巻く状況

日本は欧米諸国に比べ、圧倒的な速さで高齢化が進行しています。令和 7 年には、団塊の世代（昭和 22～24 年に生まれた世代）すべてが 75 歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要や、認知症高齢者の増加が懸念されています。また、令和 22 年（2040

年）には、団塊ジュニア世代（昭和 46～49 年に生まれた世代）すべてが 65 歳以上となり、日本の総人口に占める高齢者人口（65 歳以上人口）の割合は約 35%になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。

さらに、高齢者人口に占めるひとり暮らしの人の割合も、一貫して増加することが見込まれています。令和 22 年（2040 年）には男性 24.2%、女性 28.3%になると推計されており（国立社会保障・人口問題研究所）、住まいや、地域での暮らしに課題を抱える高齢者の一層の増加も懸念されます。介護職員の必要数は今後も増加していきますが、これに対し、人手不足を感じる事業所が増えてきており、人材確保のための取組が求められています。

こうした状況の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちが実現できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムに関する取組が重要です。地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて深化・推進していくことが求められています。分野を越えて関係機関や事業者等と連携しながら推進していくことが必要となっており、地域共生社会の実現に向けた動きが進んでいます。

（3）多様性を尊重する社会の推進

平成 26 年に、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利に関する条約が発効しました。この条約締結を受け、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されました。例えば、令和３年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、令和６年４月１日から、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されています。この他にも、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられていることから、希望する就労へ結びつくための支援がより求められています。

また、年齢や障がいの有無だけではなく、人種や国籍、性別、宗教、価値観等にかかわらず、人々の多様性が尊重される社会の実現が求められています。しかし、例えば性別による役割や思い込みを少しでも感じている人の割合が７割を超える（内閣府「令和４年度　性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査結果」）など、多様性を受容する環境が必ずしも十分であるとは言えません。この他、令和６年６月末の在留外国人数は 359 万人近くとなり過去最高を更新するなど、日本全体の外国人住民及びその割合も増加していくことが見込まれています。これらを踏まえ、家庭や職場、地域社会における男女共同参画、多文化共生の推進をはじめとする、多様性への理解促進の取組を進めることが重要です。

（4）地域コミュニティの変化

コロナ禍によって加速したライフスタイルの多様化やデジタル化の進展など、様々な要因が重なり、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。それに伴い、自治会・町会の加入率の低下や加入者の高齢化、地域活動の担い手不足等の課題が生じています。地域課題の解決には、区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」が不可欠であり、多様な主体の連携・協働などによる、地域コミュニティ活性化に向けた対応が求められています。

（5）人生 100 年時代の到来

日本の健康寿命は世界有数であり、今後の更なる健康寿命の延伸も期待され、「人生 100 年時代」が到来すると言われています。人生 100 年時代には、すべての国民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。

近年では、心身が健康であることだけでなく、社会的な面も含め満たされた状態であるウェルビーイングについても注目が高まっています。ウェルビーイングの向上は、健康状態だけでなく、社会とのつながり、スポーツ・文化・学びを通じた生活の楽しさ・生きがい等、様々な要因が絡みあうため、「健康」をより広い概念として捉えた取組が必要です。

（6）地域共生社会の実現に向けた動き

上記（1）～（5）のように、現在の日本では、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、個人を取り巻く生活課題は複雑かつ多様なものとなっています。例えば、8050 問題、生活困窮者の増加、社会的孤立、ひきこもり・ヤングケアラーへの支援などの課題が挙げられます。

また、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が求められています。支援ニーズを有する地域住民を中心とし、制度・分野の縦割りを越えて、地域全体に開かれた形で連携する支援体制の重要度が増しています。

こうした中、平成 29 年 5 月に改正された社会福祉法では、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備等が自治体に求められることとなりました。こうした考え方を具現化するため、令和 2 年 6 月の社会福祉法の改正により、属性を問わない「包括的相談支援」、多様な社会参加に向けた「参加支援」及び「地域づくり支援」の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

多様な人々がともに助けあいながら、すべての人が自分らしく生きがいを持って心豊

かに暮らすことができる地域共生社会を、地域全体で実現するための取組を推進していく必要があります。

（7）産業経済を取り巻く状況

欧米をはじめとした諸外国同様、日本経済においても新型コロナウイルス感染症の流行による打撃から回復傾向にあります。

しかし、世界情勢の不確実性の高まりに起因した原材料・エネルギー価格の高騰やサプライチェーンの再構築など、経済を取り巻く環境は刻一刻と大きく変化しており、少子高齢化に伴う影響と併せ、個々の企業等が抱えるビジネス環境は厳しいものとなっています。

一方で、コロナ禍においてデジタル化や国内回帰等の機運が高まり、これが企業の生産性向上に向けた取組を後押しし、新たな付加価値・ビジネスが創出される機会が生まれています。また、商業・観光産業の側面においては、日本へのインバウンドが大幅に回復したことに加え、日本人の旅行・観光消費も顕著に伸びており、更なる増加が期待されます。

こうした状況を踏まえ、産業の活性化を通じ、雇用やにぎわいを創出すべく、産業経済の更なる成長を後押ししていくことが求められています。

（8）自然環境の変化

地球温暖化による気候変動や自然災害リスクの増大、化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染や生態系破壊など環境問題は今や危機的状況になっています。

こうした状況の中、国は令和 2 年 10 月に、2050 年脱炭素社会の実現を目標として掲げ、令和 3 年 4 月には、令和 12 年度（2030 年度）において温室効果ガスを平成 25 年度比で 46%削減をめざすこと及び 50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しました。令和 5 年 3 月には「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、令和 12 年（2030 年）までの「ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）」の実現を掲げました。

また、東京都は、令和 12 年度（2030 年度）までに、温室効果ガス排出量を平成 12 年度比で 50%削減することを目標に、再生可能エネルギー利用の標準化や水素エネルギーの普及拡大等、エネルギーの脱炭素化を進めるほか、自然分野や都市環境分野等、各分野の環境問題を包括的に解決することによって、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」をめざしています。

持続可能な社会を実現するためには、エネルギーの脱炭素化を進め、ごみの減量や資

源循環に取り組むとともに、自然共生社会の実現に向け、生物の生息空間を守り、地域の魅力を高める自然環境を次世代に引き継いでいくことが重要です。

地域社会のすべての主体が、環境への理解と関心を深め、主体的に環境に配慮した行動に取り組んでいくことが求められています。

（9）大規模自然災害の発生

令和 6 年能登半島地震、平成 28 年熊本地震、平成 23 年東日本大震災など、日本各地で大規模な地震が発生し、甚大な被害が生じており、今後も、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の発生が懸念されています。東京都が令和 4 年に公表した首都直下地震の被害想定では、冬の夕方に都心南部直下地震が発生した場合、区内の死者数 726 人、負傷者数 7,815 人と算出され、大田区では避難所避難者数を 208,667 人と想定しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成 20 年の 16.2℃から令和 4 年の 16.9℃へと上昇し、 1 時間の降水量が 50mm を超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年東日本台風や西日本で発生した平成 30 年 7 月豪雨では、記録的な降雨の影響により、日本各地で甚大な被害をもたらしました。

大規模な地震や風水害などの自然災害や、新たな感染症の蔓延などのリスクへも対応するため、強靱かつ迅速な復興が可能となる都市インフラやオープンスペースの整備、地域防災力の向上などが求められています。

（10）都市づくりの動向

東京都は、令和 3 年 4 月に「臨海副都心」と「中央防波堤エリア」を舞台として、50 年・100 年先の未来の都市像を描いた「東京ベイｅＳＧプロジェクト」を策定し、ゼロエミッションの実現や、水とみどりあふれる都市づくりなどを推進しています。

大田区に近接する品川・田町周辺では、高輪ゲートウェイ駅直結の大規模開発をはじめ、令和 16 年（2034 年）以降のリニア中央新幹線の品川ターミナル駅開業を契機として、品川駅周辺における広域拠点性の更なる向上が進むと考えられます。また、羽田空港アクセス線のうち、「東山手ルート」及び「アクセス新線」については、令和 13 年度の開業をめざし、令和 5 年 6 月から本格的な工事が始まりました。川崎市では、新産業創出をめざす「殿町国際戦略拠点」が形成されるとともに、令和 4 年 3 月の多摩川スカイブリッジの開通により、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携が強化され、多摩川両岸の国際競争力の強化及び成長戦略拠点の形成が期待されます。

大田区は、これらの広域的な都市機能立地や広域交通ネットワーク形成の要の位置にあることから、周辺区市とともに更なる活力向上を図っていく必要があります。

（11）デジタル技術の進展

国は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のＤＸを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一挙につくり上げることをめざして、令和３年９月にデジタル庁を発足しました。以降、日々進展するデジタル技術の活用に向け、様々な取組を進めています。

国内におけるデジタル技術の進展はめざましく、特にＡＩ（人工知能）や仮想空間（メタバース）は各分野において実用化が進んでいます。

ＡＩについては、ＡＩ技術を発展させた「生成ＡＩ」が急速に普及し、業務の効率化や住民サービスの向上などに寄与することが見込まれます。モビリティ分野においてもＡＩをはじめとしたデジタル技術が活用されており、令和５年４月の道路交通法の一部改正により、特定条件下での完全自動運転、いわゆるレベル４での稼働が可能となりました。

仮想空間については、仮想空間上で購入した商品が後日自宅に届くサービスが試験的に実施されています。また、ビジネスの世界でも仮想的なワークスペースとして利用されるなど、様々なシーンでの活用が期待されています。

ただし、ＡＩや仮想空間の技術の進展とともに、プライバシーの保護や倫理的な課題が浮上しているため、このような技術の利用に伴うデータ管理やセキュリティ対策を強化していく必要があります。

こうしたデジタル技術の動向を的確に捉えながら、更なる活用を進めるとともに、急速なデジタル社会の進展に当たり、誰一人取り残されることのないよう、デジタルデバイド解消などの支援を併せて行っていくことも求められています。

第３章　８年後の大田区

第３章　８年後の大田区

基本構想は、令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）を目標年次とし、大田区の将来像「心やすらぎ　未来へはばたく笑顔のまち　大田区」を掲げています。

基本計画は、これを実現するための施策等をまとめたもので、第１期の期間は８年間です。

令和 22 年（2040 年）以降、大田区では人口減少が見込まれています。人口規模が縮小するという大きな時代の転換期を目前に控える中において、今の時代の社会動向を踏まえた上で、８年後（令和 14 年（2032 年））に実現すべき具体的なまちの姿を掲げます。これにより、すべての施策でめざすべき方向性を合わせ、施策を総合的に推進する効果を高めます。

基本計画を構成する施策は、区民の生活を支えるソフト面の施策と、中長期的な視点で都市づくりを行うハード面の施策に大きく分けられます。また、双方に共通して、デジタル技術を活用する取組について、各施策に幅広く位置付けています。

これら３つの視点から、８年後（令和 14 年（2032 年））のまちの姿を掲げ、実現することで、こども・若者から高齢の方まで、多くの人が住み続けたいと思える大田区をつくります。

心豊かに日々の生活を送れるまち

子育てのしやすさや、地域とのつながり、保健・福祉サービスの充実などを実感できるとともに、
文化やスポーツ、学びなど、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて自由に活動ができる
多様な選択肢があることで、心豊かに生活を送ることができるまちになっています。

機能的な都市づくりが進むまち

駅周辺や公共施設、道路や公園、学校等の更新や民間活力による都市開発が続いています。
新しさに加え、誰にとっても使いやすく、強靱で、環境にも配慮された、機能的な都市づくりが計画的に進んでいます。

デジタル技術を活用した利便性の高いまち

デジタル技術は、地域社会の生産性や区民の利便性を飛躍的に高めます。
日々進展するデジタル技術をまちづくりに取り込んでいくことは、まちの未来を大きく左右します。
行政手続をはじめ、あらゆる分野において、デジタル技術を最大限に活用することで、利便性の高いまちになっています。

第４章
計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）

第４章　計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）

前章の「８年後の大田区」の実現に向けた取組を進めるためには、多くの課題があります。その中でも特に、令和 22 年（2040 年）以降に想定される人口減少社会を見据え、地域の活力を維持し、発展していくために区が意識すべき課題を、基本計画において「共通課題」と定義します。

共通課題は、分野横断的かつ中長期的な視点から取り組む必要性が高く、地域社会全体にも共通するものです。

また、計画実現のために、区だけでなく、大田区に関わるすべての人々の間で共有すべきものでもあります。

共通課題に関連する取組は、実施計画で示します。現時点から必要な対策を講じることで、基本計画を着実に推進していきます。

- 共通課題１　少子化
- 共通課題２　つながりの希薄化
- 共通課題３　担い手不足

１　少子化

平成 27 年、大田区の合計特殊出生率は 1.21、出生数は 5,897 人でしたが、これをピークに減少傾向にあり、令和５年には、0.96、4,548 人にまで減少しています。また、区の年少人口（０～14 歳人口）は、3,000 人を超える転出超過が４年以上続いています。

区の人口推計では、令和 14 年（2032 年）の年少人口は 69,882 人と、令和５年の 76,917 人から約 7,000 人減少する見込みです。

この状況を踏まえ、区は、こども・子育て施策や教育施策にとどまることなく、区の総力を挙げて、国が示す「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえた取組や、住まい方を含む、子育て世帯の定住促進につながる子育て環境の充実などを一層推進することが求められています。

2　つながりの希薄化

都市部におけるつながりの希薄化は、これまでも危惧されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による、他者との直接的なコミュニケーションの大幅な制限は、孤独・孤立の問題を一層顕在化、深刻化させました。

区においても、区民のおよそ４人に１人が、普段社会からの孤立を感じることがあるという調査結果が示されており、このほか、高齢単身世帯（ひとり暮らしの高齢者）も今後ますます増加していくと見込まれています。

他者とのつながりの重要性を強く認識し、人と人との交流が豊かな地域づくりや、居心地のよい場所の充実が求められています。

3　担い手不足

日本の生産年齢人口（15～64 歳人口）は、平成７年の約 8,700 万人をピークに減少し、令和５年には約 7,400 万人となりました。この傾向は今後も続くことが見込まれています。また、女性や高齢者の労働参加が進んだことなどにより、いわゆる働き手の予備軍も大きく減少しています。

区においても、福祉分野における介護人材不足や、ものづくりや商業分野における後継者不足等のほか、地域における自治会・町会や地域活動団体での担い手不足が課題となっています。

新たな担い手の確保に加え、生産性の向上や、将来の地域を担う人材の育成に向けた取組を進めることが求められています。

第５章　施策

第５章　施策

１　施策の体系

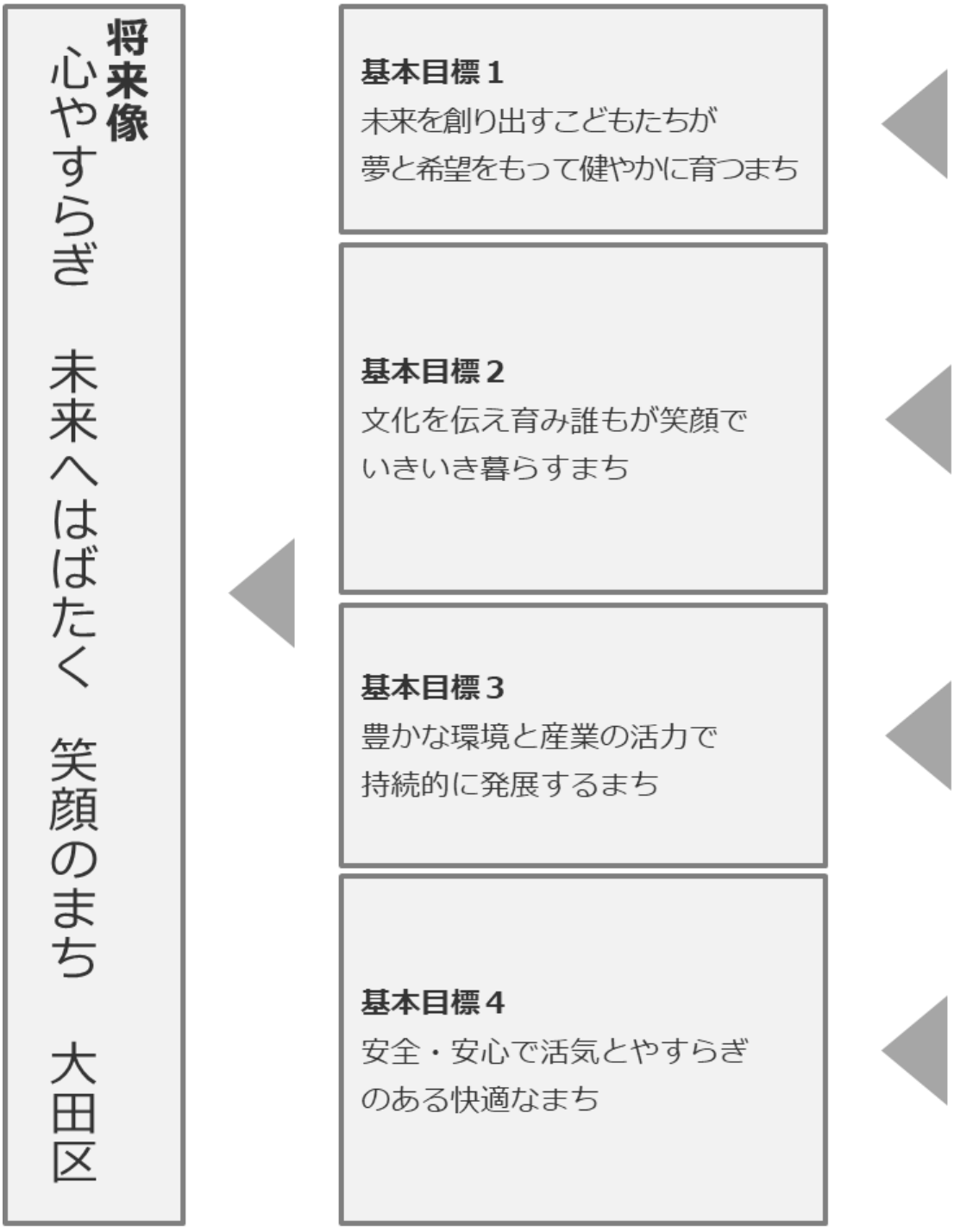

施策

1-1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり
1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成
1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

施策

2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備
2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進
2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実
2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
2-5 人々の相互理解と交流の促進
2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実
2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備
2-8 心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承
2-9 生涯にわたる学びの支援

施策

3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承
3-2 持続可能な循環型社会の構築
3-3 区内企業の自己変革の促進
3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援
3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出
3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

施策

4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現
4-2 地域力を活かした防災対策の推進
4-3 治安がよい美しいまちの実現
4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり
4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成
4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備
4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり
4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり
4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

2　各施策

「施策」の見方

基本目標
基本構想で掲げた将来像を実現するためのまちの姿として定めたものです。

施策
基本目標を実現するために、具体的にどのような取組を行うかを示しています。

めざす姿
第１期基本計画の目標年次である令和 14 年度（2032 年度）に実現したい状態を示しています。

指標
現状からめざす姿にどの程度近づいたかを測るモノサシで、それぞれの施策を推進するための目安になるものです。現状値と、令和 10 年度及び令和 14 年度の目標値を定めています。

基本目標１	未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策１－１	こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

▶　めざす姿

① こどもの権利について本人及び社会の理解が深まるとともに、こどもが利用しやすい相談窓口が広く認知されています。また、児童虐待に関する関係機関の緊密な連携による一体的な児童相談体制が整備され、こどもの安全・安心が確保されています。
② こども・若者が自宅・学校以外にも安全・安心に過ごせる多様な居場所が整備され、様々な体験や交流、相談等が行えるほか、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく過ごすことができています。
③ こどもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができています。

▶　指標

指標	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
相談できるところを知っているこどもの割合	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% （令和５年度） （大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「相談する所を知っているこどもの割合」）	85%	100%
自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所があるこどもの割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
居場所を複数箇所選択したこどもの割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
将来の夢や目標をもっているこどもの割合	小６ 80.7% 中３ 66.1% （令和６年度）	全国平均以上	全国平均 +1 ポイント以上

現状値、目標値
原則現状値は令和 7 年 1 月時点までに取得できた数値とし、併せて取得年度を記載しています。
目標値は、令和 10 年度及び令和 14 年度以外に設定している場合、目標年次を併せて記載しています。

現状と課題

これまでの大田区の取組や社会情勢の変化、法制度の変更など、施策を取り巻く現状について整理しています。
現状を踏まえ、計画の目標年次を見据えた課題についてまとめています。

施策の方向性

めざす姿を実現するための具体的な内容を、施策の方向性として定めています。
また、各施策の方向性に関連するＳＤＧｓゴールを示しています。
※ＳＤＧｓマークの説明は、資料編に記載しています。

関連する個別計画

施策の推進に関連する主な区の個別計画等を記載しています。
また、略称がある個別計画は【　】で示しています。

▶　現状と課題

① 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・育児に関する不安を感じる方が一定数います。児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、ここ数年は年間 1,000 件以上で高止まりしています。これらの現状を踏まえ、子ども家庭支援センターが児童相談所をはじめとする関係機関等との連携を更に強化し、児童虐待の未然予防及び深刻化や再発の予防に努める必要があります。

資料：所管課実績を基に作成

▶　施策の方向性

①こども・若者の意見を尊重する取組の推進

こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、ともに社会をつくるパートナーとして、その年齢や発達の程度に応じて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、こども施策に反映させる取組を推進します。

②こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築

こどもたちの生きる権利や育つ権利等を守り、支える拠点としての「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。児童相談所機能と、区のこども家庭支援機能を一体的に配置するメリットを活かし、こども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図りながら虐待の予防から専門支援までを一貫して提供することで、更に区の児童相談支援体制を強化します。
あわせて、こどもの権利について広く普及啓発を図ります。

③こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり

すべてのこども・若者が、身近に安全・安心に過ごすことができ、気軽に相談できる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、交流等に接することができる機会を通じて自己肯定感等を高め、健やかな子育ちに資することができるよう、多様な居場所づくりを推進します。

④「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実

ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施し、生活の安定を図れるよう支援を行います。また、育つ環境や世帯の所得に関わりなく、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実を図ります。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区子ども・若者計画
2	大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた　子どもの生活応援プラン】
3	第４期大田区次世代育成支援行動計画、第２期大田区子ども・子育て支援事業計画【大田区子ども・子育て支援計画】
4	第４期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標１

未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

こどもたちが、よりよい未来を創り出す力をもち、笑顔で元気に育つことが、
大田区の明るい未来へとつながります。
また、こどもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、
まちは思いやりと活気に満ちあふれます。
明るく活力のある社会を築くためにも、こどもたちが夢と希望をもって健やかに
育つまちをめざします。

施策 1-1　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

施策 1-2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

施策 1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に
生きるこどもの育成

施策 1-4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

基本目標１	未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策１－１	こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

▶　めざす姿

① こどもの権利について本人及び社会の理解が深まるとともに、こどもが利用しやすい相談窓口が広く認知されています。また、児童虐待に関する関係機関の緊密な連携による一体的な児童相談体制が整備され、こどもの安全・安心が確保されています。

② こども・若者が自宅・学校以外にも安全・安心に過ごせる多様な居場所が整備され、様々な体験や交流、相談等が行えるほか、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく過ごすことができています。

③ こどもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
相談できるところを知っているこどもの割合	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% （令和 5 年度） （大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「相談する所を知っているこどもの割合」）	85%	100%
自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所があるこどもの割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
居場所を複数箇所選択したこどもの割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
将来の夢や目標をもっているこどもの割合	小 6　80.7% 中 3　66.1% （令和 6 年度）	全国平均以上	全国平均 +1 ポイント以上

▶　現状と課題

①　核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・育児に関する不安を感じる方が一定数います。児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、ここ数年は年間 1,000 件以上で高止まりしています。これらの現状を踏まえ、子ども家庭支援センターが児童相談所をはじめとする関係機関等との連携を更に深め、児童虐待の予防の強化に努める必要があります。

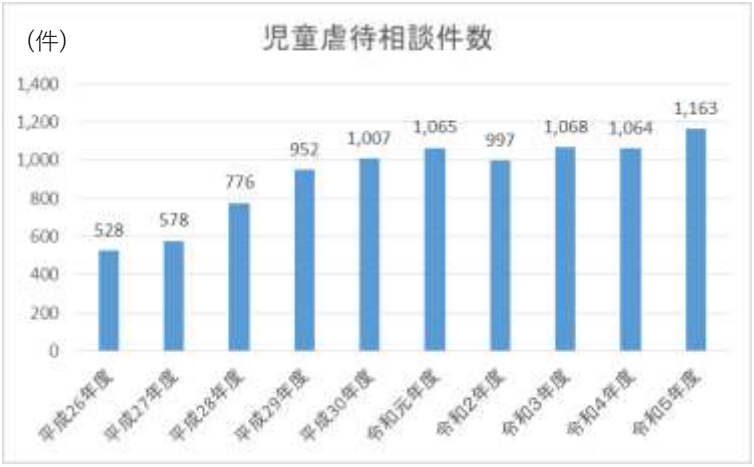

資料：所管課実績を基に作成

②　子ども家庭支援センターにこども自身から相談を寄せられることは少ないものの、こどもの置かれている状況は、保護者の困りごとや養育上の悩みの相談、関係機関からの連絡・相談によって把握しています。こどもの人権・権利についての理解や意識の向上を図るとともに、相談先の周知等、こども自身が悩みや困りごとを相談しやすい環境を整える必要があります。

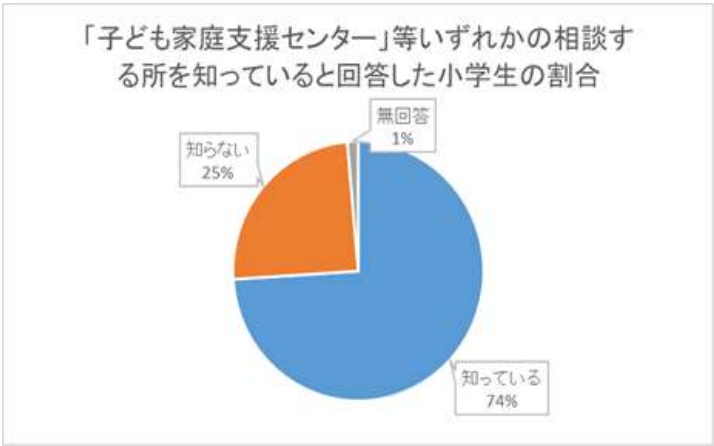

資料：大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和 6 年 5 月）を基に作成

③　少子化や地域のつながりの希薄化等により、こども・若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっています。また、一人ひとりが望む居場所は価値観とともに多様化しており、取り巻く課題も複雑かつ複合化しています。こども・若者にとっての居場所の多さと自己認識の前向きさはおおむね相関関係にあることから、取り巻く環境や多様化するニーズを的確に捉えながら、自宅・学校以外にも育ちにつながる安全・安心な居場所づくりが求められています。

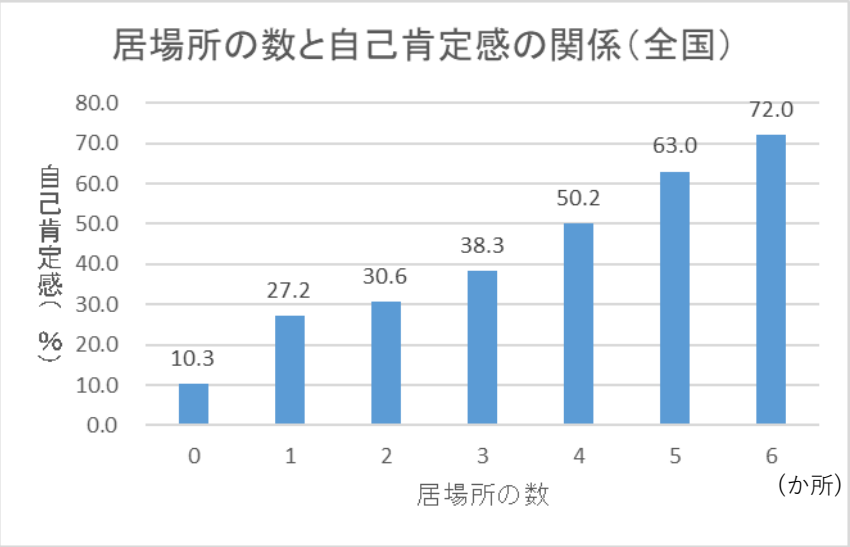

資料：内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

④　小学校第５学年のひとり親の保護者への近所付きあいに関するアンケートについて「相談できる人がいる」と回答した割合が全体では 41.5％に対し、生活困難層は 29.6％と、相対的に近所付きあいが希薄な傾向にあります。そのため支援を要するこどもやひとり親の保護者がやすらげる居場所づくりや、身近な人に相談できる包括的な支援体制の整備が求められています。

保護者の近所付きあい

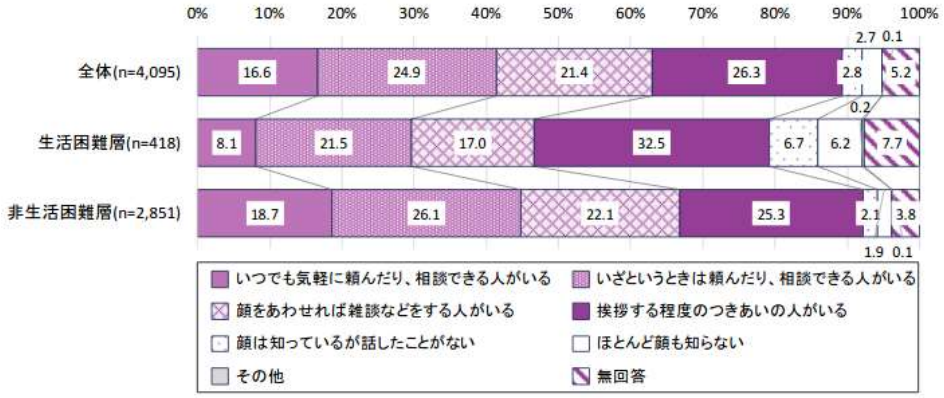

資料：大田区令和２年度ひとり親家庭の生活実態に関する調査を基に作成

⑤　離婚後における養育費の受取状況について、ひとり親家庭の内、約７割が養育費を受け取れておらず、そのうち、７割近くが養育費に関する取決めを行っていませんでした（大田区令和 2 年度ひとり親家庭の生活実態に関する調査）。養育費受給の有無は、こどもの健やかな成長に格差が生じる要因となります。離婚前後における生活や養育費に関する相談体制、養育費の受給確保を支援し、こどもが健やかに成長するための取組が求められています。

⑥　小学校第５学年の保護者に、こどもにどの段階まで教育を受けさせたいかを尋ねたアンケートでは、「大学またはそれ以上」と回答した割合は、全体で 74.8%、生活困難層では 51.0%となり、こどもの進学に対する期待に差が見られます。家庭における経済的な理由がこどもの進学・就学の妨げとならないよう、すべてのこどもの教育機会均等を図る取組が求められています。

こどもへの進学期待

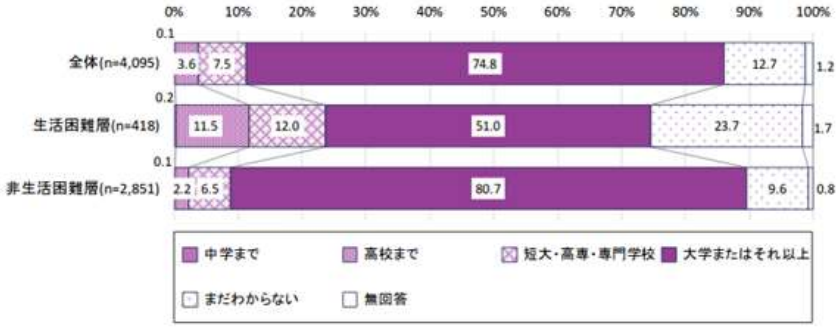

資料：大田区令和２年度ひとり親家庭の生活実態に関する調査を基に作成

▶　施策の方向性

①こども・若者の意見を尊重する取組の推進

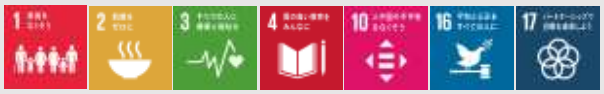

こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、ともに社会をつくるパートナーとして、その年齢や発達の程度に応じて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、こども施策に反映させる取組を推進します。

②こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築

こどもたちの生きる権利や育つ権利等を守り、支える拠点としての「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。児童相談所機能と、区のこども家庭支援機能を一体的に配置するメリットを活かし、こども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図りながら虐待の予防から専門支援までを一貫して提供することで、更に区の児童相談支援体制を強化します。

あわせて、こどもの権利について広く普及啓発を図ります。

③こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり

すべてのこども・若者が、身近に安全・安心に過ごすことができ、気軽に相談できる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、交流等に接することができる機会を通じて自己肯定感等を高め、健やかな子育ちに資することができるよう、多様な居場所づくりを推進します。

④「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実

ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施し、生活の安定を図れるよう支援を行います。また、育つ環境や世帯の所得に関わりなく、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実を図ります。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区子ども・若者計画
2	大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた　子どもの生活応援プラン】
3	第５期大田区次世代育成支援行動計画、第３期大田区子ども・子育て支援事業計画 【大田区こども未来計画】
4	第４期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標１	未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策１－２	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

▶　めざす姿

① 妊娠期から切れ目なくサポートが受けられるようになり、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てをしています。

② 地域住民、地域団体、学校などが相互の連携・協働によってこどもたちと子育て家庭をあたたかく見守り、地域社会全体で子育ち・子育てを支えています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
子育てに関して孤独や孤立を感じている区民の割合	なし 【参考値】 23.9% （令和 5 年度） （大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「子育てに関して孤独や孤立感を感じている区民の割合」） ※就学前児童の保護者対象	22%	20%
妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	なし 【参考値】 78.4% （令和 4 年度） （すこやか親子 21 アンケート（4 か月健康診査時）「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている区民の割合」）	85%	95%
子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
地域に見守られてこどもが成長していると感じる保護者の割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定

住んでいる地域がこども・子育て家庭をあたたかく見守っていると感じる区民の割合	51.1% （令和６年度）	54%	56%

▶　現状と課題

①　大田区においても出生数は減少傾向にあり、令和４年に 5,000 人を下回りました。また、大田区の合計特殊出生率は、令和元年の 1.10 から令和５年は 0.96 になり、少子化が更に進行しています。大田区の合計特殊出生率は、全国の平均値よりも低く、東京都全体及び特別区の平均と比べてもやや低い水準であり、安心して出産できる環境づくりを推進する必要があります。

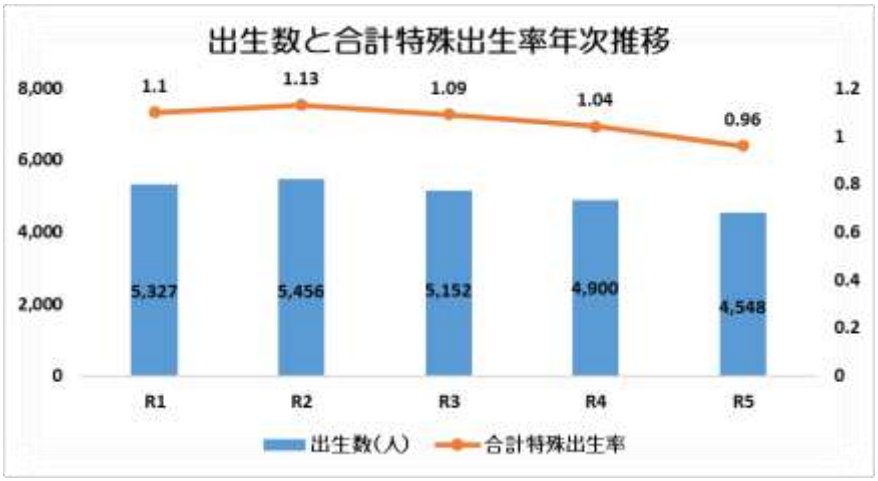

資料：東京都保健医療局「人口動態統計」を基に作成

②　親族などのサポートが希薄であったり、精神疾患等の既往歴があったりなど支援を要する妊婦が増えています。また、産後も身近な子育ての相談相手や支援者が少なく、育児不安が強い方が増えています。妊婦の状況を把握し、子育てが困難にならないよう予防的に支援する体制が必要です。さらに、出産後に安定した育児を行うため、定期的に母子の心身の状況を確認し、必要な支援を継続的に実施する必要があります。

③　乳幼児健康診査を実施し、必要な医療等へつないでいます。健診未受診のこどもについては、関係機関と協力し、状況把握に努めています。各乳幼児健康診査の受診率を更に高めて、すべての乳幼児の発達状況を把握し、必要な医療等へ早期につなぐほか、きめ細やかに支援できる体制づくりが必要です。

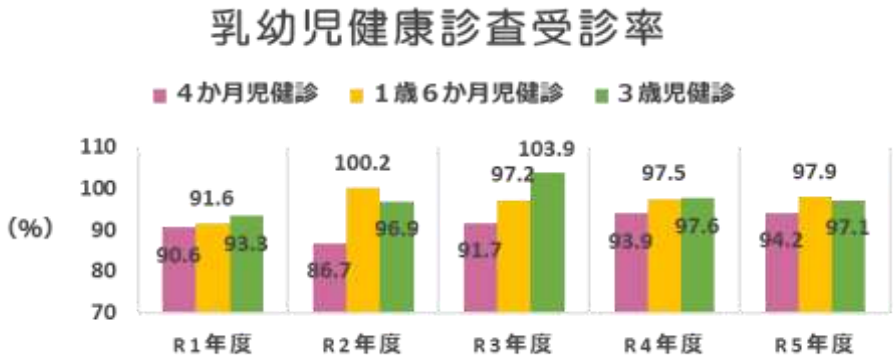

資料：母子保健事業報告年報を基に作成

④　妊娠・出産・子育てに係る多くの情報を区ホームページや子育てハンドブックに掲載しているほか、子育て応援メールで胎児やこどもの年齢に合わせた情報を定期的に配信しています。今後更に発信方法や内容を整理し、すべての家庭が状況に応じた子育て支援情報を得られる環境づくりが必要です。

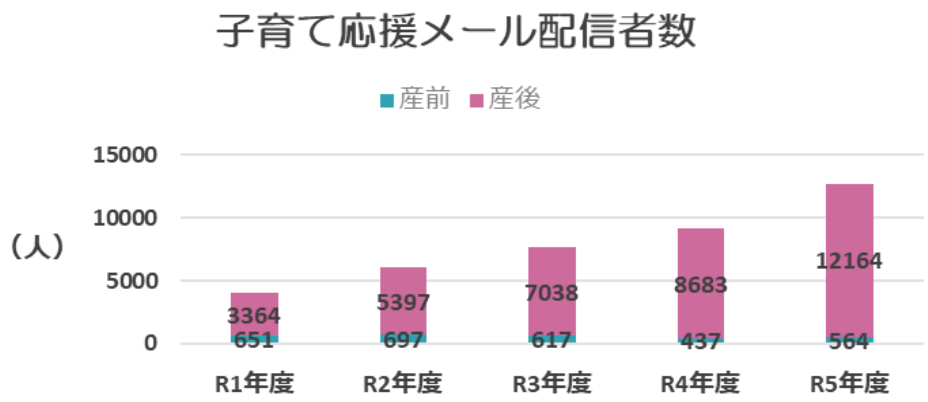

資料：所管課実績を基に作成

⑤　出産後も就業を継続している女性が増えています。男性の育児休業取得率は上昇しているものの、家事や育児の負担は女性側が高い傾向です。両親ともに仕事と家庭を両立しながら協力して子育てできるように、父親の主体的な子育てを更に推進するための支援が必要です。

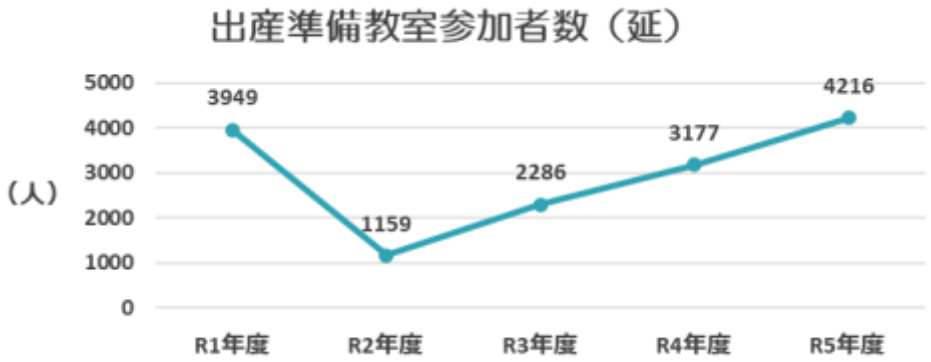

資料：所管課実績を基に作成

⑥　核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、児童虐待の一つの要因となる孤独・孤立を感じながら子育てを行っている家庭が一定数存在しています。育児不安の解消や地域で子育てをサポートしやすい環境づくりなど、孤独・孤立を防止する対策の強化が必要です。

⑦　保育所の整備によって量の拡大が進んだ一方、障がいなど特別な支援が必要な児童の増加などに対応することが求められています。保育の質の向上への取組に加えて、障がいなどがある児童に対する支援を強化するなど、すべてのこどもに対する支援体制の整備が急務となっています。

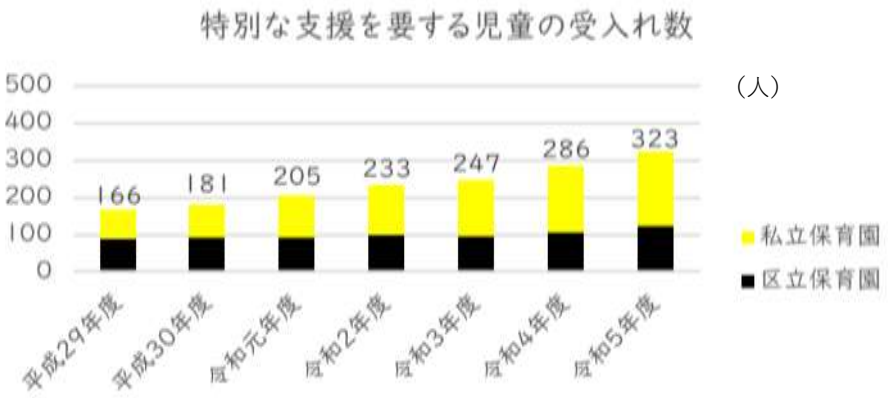

資料：所管課実績を基に作成

⑧　こども・若者を取り巻く環境には、健やかな成長を阻むような有害な情報などがあふれており、実際にトラブルに巻き込まれてしまう危険性があります。人格形成の途上にあるこどもたちが犯罪等により被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きく、心身の不調等の精神的被害や経済的被害、インターネット等を通じた誹謗中傷を含め、二次的被害に苦しむこともあります。こどもたちが犯罪等に巻き込まれないよう、地域における見守り活動や環境浄化運動等に取り組むとともに、こどもの心のケアにおいては、その悩みや不安を受け止めて相談にあたることや、関係機関が連携して必要な支援を行っていくことが求められています。

⑨　新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、生活におけるデジタル化の推進が加速する一方で、こどもたちが社会性や協調性を育むことのできる地域活動への参加や多世代交流、こどもたちが主体的に関わることのできる活動の場や機会が減少しています。地域で活動する団体のスキルアップを図るとともに、地域での体験を通じ成長したこどもたちが次の活動の担い手となるなど、こども・若者を主体とした地域活動が継続して循環していく仕組みが必要とされています。

⑩　地域のつながりや支えあいの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育が困難な現状が指摘されています。また、急激な社会の変化に伴い、こどもたちや学校が抱える課題は、ますます複雑化・困難化しています。そのような状況の中、学校・家庭・地域が総がかりでこどもたちを取り巻く課題への対応や学びの充実に取り組み、こどもたちを育てていくことが求められています。

▶　施策の方向性

①妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てに伴う喜びを実感できるよう、保健と福祉の両面から親子に寄り添い、妊娠期から段階に応じた相談支援や子育てサービスを切れ目なく提供します。

また、身近な場所で相談を受けられる体制を整備するとともに、こどもや子育て家庭に必要な情報が必要な時期に届けられるよう、ＩＣＴを活用した発信を強化します。

②こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実

乳幼児の疾病や障がい等を早期に発見し、適切な治療や療育へつなぐため、出産後から就学前まで切れ目のない健康診査を実施します。また、円滑な支援や就学につなぐため、健康診査事業を更に充実させ、関係機関と連携して支援します。

③仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現

積極的に子育てをする男性の割合を高め、家事・育児を男女の区別なく同様に行う意識の醸成に向けた取組を推進します。

また、乳幼児期から学童期における多様な保育の場を確保し、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ることで、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。

④こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり

こども・若者の健やかな成長を地域で支えるため、こどもの健全育成に寄与する活動や地域コミュニティの核としての学校づくり、子育て家庭を支援する新たな担い手の発掘・養成等を進め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を支援します。

また、こども・若者にとって安全・安心な地域環境の整備を進めます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区子ども・若者計画
2	大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた　子どもの生活応援プラン】
3	おおた健康プラン（第三次）
4	第 5 期大田区次世代育成支援行動計画、第 3 期大田区子ども・子育て支援事業計画 【大田区こども未来計画】
5	第 4 期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標１	**未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち**
施策１－３	**豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成**

▶　めざす姿

① こどもたちが社会の様々な課題について主体的に考え、周りの人々と協働する学習を通して、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力が育まれています。また、情報社会に主体的に参画し、情報技術を適切かつ効果的に活用していく力が育まれています。

② 英語での実践的なコミュニケーション能力、我が国や郷土の伝統・文化を尊重する心、異なる文化や価値観を理解しともに生きる態度などを備えた、世界とつながる国際都市おおたを担う人財が育っています。

③ 主体的な学習や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習を通して、こどもたちはウェルビーイングを実感しながら自分らしく成長しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
５年生まで（１、２年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合	小６　79.3% 中３　81.4% （令和６年度）	全国平均以上	全国平均 +1.5 ポイント以上
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	小６　78.1% 中３　73.9% （令和６年度）	全国平均以上	全国平均 +2 ポイント以上
自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
学級の児童（生徒）との間で話しあう活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている児童・生徒の割合	小６　83.0% 中３　84.6% （令和６年度）	全国平均以上	全国平均 +1 ポイント以上
自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合	小６　83.4% 中３　83.8% （令和６年度）	全国平均以上	全国平均 +2 ポイント以上
全国学力・学習状況調査における国語の平均正答率	小６　71% 中３　59% （令和６年度）	東京都平均以上	東京都平均 +1 ポイント以上
全国学力・学習状況調査における算数・数学の平均正答率	小６　68% 中３　54% （令和６年度）	東京都平均以上	東京都平均 +1 ポイント以上

▶　現状と課題

① 総合的な学習の時間など、様々な学習の機会を捉えて地域・社会で活躍する人と関わり、地域課題について学び、考える授業を展開しています。予測困難な未来社会を生きるこどもたちが、よりよい社会を築いていくためには、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力の育成が求められています。

② 児童・生徒に１人１台のタブレット端末が配備され、ＩＣＴを活用した授業が定着しています。情報技術が社会の中で果たす役割が増していく中、情報社会に主体的に参画していくための情報活用能力の育成が求められています。

資料：大田区教育委員会調査を基に作成

③ 英語教育では、外国語教育指導員の活用等により、英語に慣れ親しみながら会話をする機会を増やし、「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語４技能を総合的に向上させています。グローバル化が進展した社会において活躍するためには、英語での実践的なコミュニケーション能力を育成するとともに、異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚を醸成することが求められています。

英語検定３級以上を取得している生徒の割合（中学校第３学年）

資料：大田区教育委員会調査を基に作成

④　学校では、豊かな心や確かな学力、健やかな体の調和のとれたこどもを育てるため、豊かな情操や道徳心の涵養、基礎学力の定着、体力向上や食育の推進などに取り組んでいます。今後の学校教育では、主体的な学習や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習を通して、学びの質を高めていくことが求められています。また、こどもたちが幸福感や自己肯定感など自分自身のウェルビーイングを実感しながら、社会の形成者として地域や社会全体の幸福を追求する心を育む学びが求められています。

⑤　教師は、ＩＣＴ環境の効果的な活用やグローバル化への対応、特別支援教育の充実、いじめや不登校等の生活指導上の課題への対応など、時代とともに変化する教育ニーズにも応えながら指導を行っています。教育は人なりと言われるように、こどもたちの成長には教師の役割が大変重要です。教師は、学校教育を取り巻く環境の変化に対応し、新しい知識・技能を学び続けるとともに、こどもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出していけるよう、教師力を向上させていくことが求められています。

⑥　教師の長時間勤務が社会問題化する中、「大田区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革の取組を推進しています。しかし、１か月の時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員の割合は依然として 32％にのぼります。教師が心身の健康を損なうことなく働けるよう、勤務環境を整える必要があります。

１か月の時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員の割合

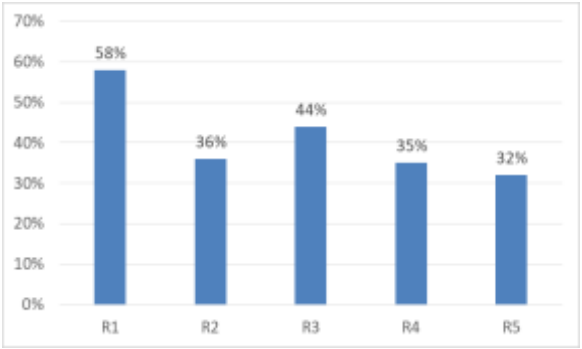

資料：大田区教育委員会資料を基に作成

▶　施策の方向性

①予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成

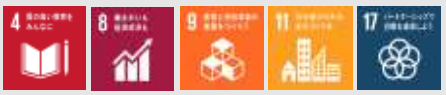

社会の様々な課題を自分ごととして捉え、主体的に考え、他者と協働し、課題解決していく意欲や、予測困難な未来社会を切り拓いていくために重要な創造力や課題解決力、情報活用能力を育成します。

②世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成

英語での実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、我が国や郷土の伝統や文化に触れ、尊重する心や、異なる文化や価値観を持つ相手と積極的にコミュニケーションをとりながら、相手の考え方を理解し、互いに認めあった上で合意形成を図ったり、協力していく態度を育成します。

また、国際社会・地域社会に関心を持ち、持続可能な社会を形成していく態度を育成します。

③確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

こどもたちのウェルビーイングを高めながら、確かな学力や意欲を持って自ら学ぼうとする資質・能力を育てます。

また、読書習慣の定着や道徳教育、命の教育などにより豊かな情操や道徳心を培い、自立した人間としてよりよく生きるための豊かな心を育みます。さらに、運動習慣の確立や食育の推進などにより生涯にわたって健康の維持増進を図る態度を育みます。

④こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上

こどもたちの未来を創り出す力を育成するため、こどもたち一人ひとりの最適な学びを実現する授業改善を推進します。また、学校における働き方改革を推進し、教師がこどもたちに向きあう時間を確保するとともに、研修の充実等により教師が備えるべき資質・能力を高め、教師の指導力を一層向上させます。

さらに、質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応するため、地域と連携しながら学校の組織的な運営力を向上させます。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	第４期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標１	未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
施策１－４	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

▶　めざす姿

① いじめ、不登校などの様々な困難や悩みのあるこどもや、障がいの有無にかかわらず多様な個性と能力のあるこどもの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境が整えられています。また、こどもが問題や悩みを相談しやすい環境が整備され、すべてのこどもが自分らしくいきいきと成長しています。

② 安全・安心で快適に過ごせる魅力ある学校施設のもと、多様な学習活動に対応した柔軟で創造的な学習空間が整備され、すべてのこどもの可能性が最大限に引き出されています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思う児童・生徒の割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童・生徒の割合	小６　64.4% 中３　66.4% （令和６年度）	全国平均以上	全国平均 +2.5 ポイント以上
築年数が 80 年を超えない学校が整備されている割合（躯体（くたい）の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）	100% （令和５年度）	100%	100%

▶　現状と課題

①　学校は、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行う特別支援学級や特別支援教室（サポートルーム）等を設置し、個々に応じたきめ細かな指導を行っています。すべての教職員が障がいや特別支援教育に係る理解を深めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備していくことが求められています。

特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）　児童・生徒数

資料：大田区教育委員会資料を基に作成

② 大田区いじめ防止対策推進条例により、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組を総合的かつ効果的に推進しています。また、増加傾向にある不登校の未然防止や早期支援を行っています。引き続きいじめ対策を徹底し、すべてのこどもが安心して学校生活を送れるようにする必要があります。また、不登校のこどもに対しては、安心して過ごせる居場所づくりや学習機会の確保が求められます。

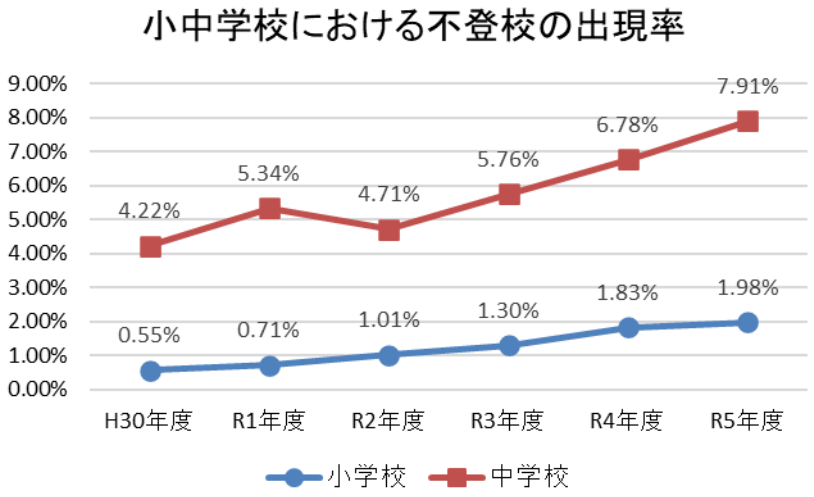

資料：大田区教育委員会資料を基に作成

③ 学校施設については、施設数や整備状況、建物の健全度などを踏まえた計画的な老朽化対策を進めています。今後大量に見込まれる学校施設の改築等の需要に対応し、工期短縮などを図りながら改築等をペースアップしていく必要があります。また、災害時の避難所機能や環境に配慮した学校づくりが求められます。

区立小中学校の築年別延床面積の割合（令和５年度末時点）

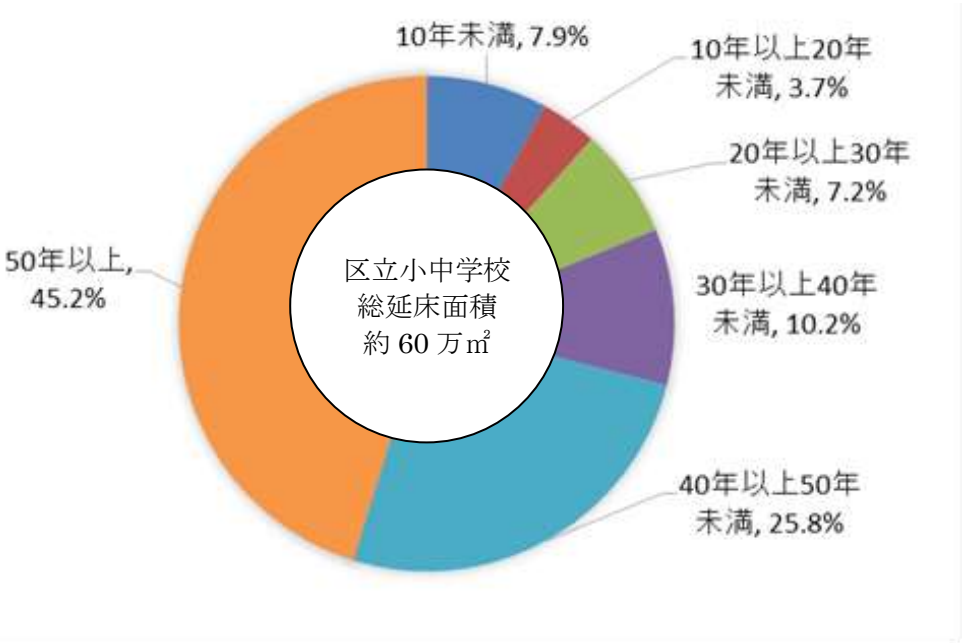

資料：大田区教育委員会資料を基に作成

④　児童・生徒や教師へのタブレット端末の配備や各教室への電子黒板の配備など、様々な学習の場面においてＩＣＴを活用できる環境が整備されています。児童・生徒の可能性を引き出す学びの充実に向け、ＩＣＴ環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境の整備が求められています。

「タブレットや電子黒板などを使った授業は、分かりやすいですか」に対する児童・生徒の回答

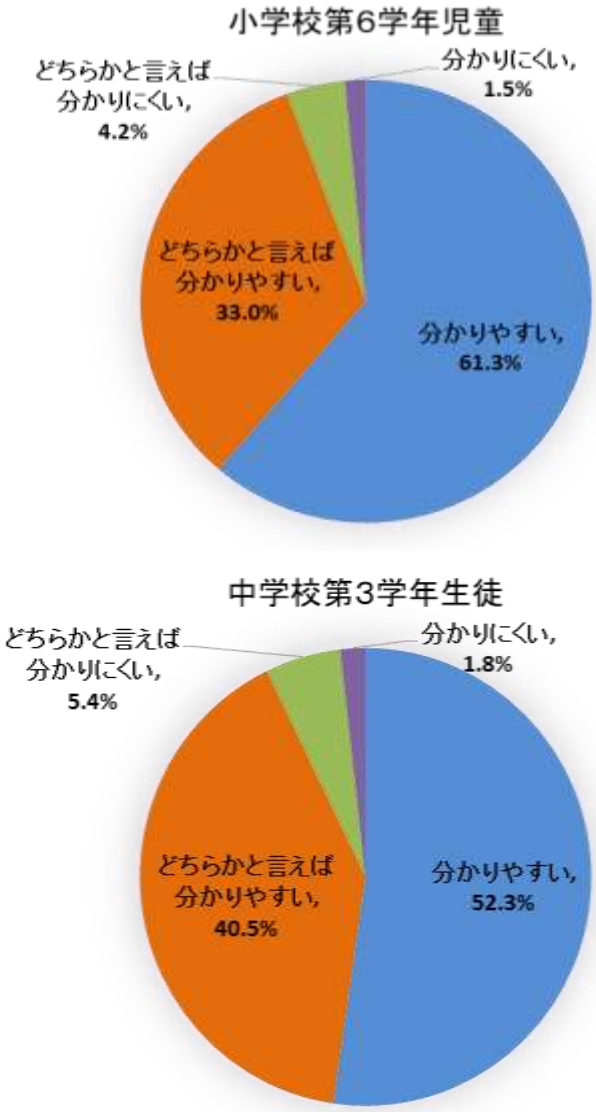

資料：新おおた教育ビジョン策定に向けた児童・生徒及び保護者アンケート（令和４年度）を基に作成

▶　施策の方向性

①自分らしくいきいきと生きるための学びの支援

いじめ対応や不登校のこどもへの支援を徹底するとともに、障がいのあるこどもの将来の自立と社会参加をめざした特別支援教育を充実させるなど、こども一人ひとりの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境を整えます。

また、多様化するこどもの問題や悩みに対する相談機能を充実させ、こどもがより相談しやすい環境をつくります。

②柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり

学校施設について、時代の変化に対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、防災機能の強化と環境負荷低減を図ります。

また、ＩＣＴ環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境を充実させるとともに、こどもの安全・安心を向上させるための教育を推進します。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	第４期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標２

文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことに
つながります。
そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、
それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。
また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会を
つくることも重要となります。
こどもから高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍などにかかわらず、個性をお互いに
認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

施策 2-1　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

施策 2-2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

施策 2-3　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

施策 2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

施策 2-5　人々の相互理解と交流の促進

施策 2-6　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

施策 2-7　スポーツの楽しさが広がる環境の整備

施策 2-8　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承

施策 2-9　生涯にわたる学びの支援

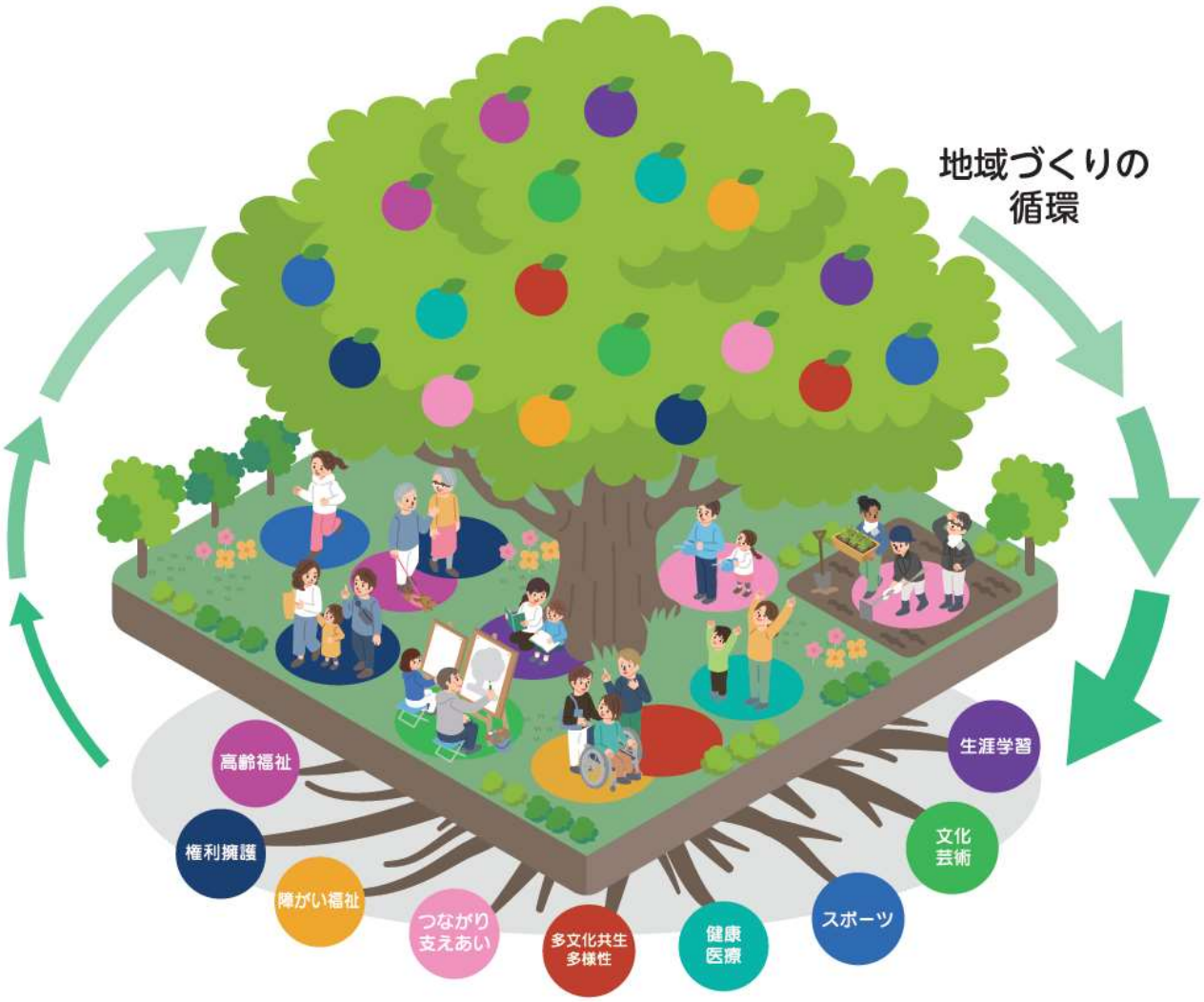
地域づくりの
循環
高齢福祉
権利擁護
障がい福祉
つながり
支えあい
多文化共生
多様性
健康
医療
スポーツ
文化
芸術
生涯学習

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－１	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

▶　めざす姿

① 地域の見守り活動等を通じて、高齢者が孤立化することなく、日常生活における様々なトラブルに対しても、十分に守られながら安心して暮らせるよう、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切かつ円滑に提供される体制が整っています。

② 互いに助けあい、尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けて、社会参加や介護予防など、様々な活動を支援することで、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って輝けるまちが実現しています。

③ 支援や介護が必要となった場合でも、高齢者が自分らしい暮らし方を実現できるよう、効果的かつ効率的にサービスが提供される体制が確保されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
地域とのつながりを実感している高齢者の割合	46.7% （令和 6 年度）	50%	55%
要介護・要支援認定を受けていない高齢者（75 歳以上 85 歳未満）の割合	82.6% （令和 5 年度）	82.8%	83.0%
社会参加の状況	スポーツ関係 22.7% 趣味関係 27.0% 収入のある仕事 32.3% （令和 4 年度）	スポーツ関係 24% 趣味関係 28% 収入のある仕事 35%	スポーツ関係 25% 趣味関係 30% 収入のある仕事 40% （令和 13 年度）
地域密着型サービスの整備状況	認知症高齢者グループホーム 43 拠点・844 人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 拠点 （看護）小規模多機能型居宅介護 8 拠点 （令和 5 年度）	認知症高齢者グループホーム 45 拠点・880 人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 8 拠点 （看護）小規模多機能型居宅介護 10 拠点	―
介護サービス従事者の離職率の縮小（定着率の向上）	16.3% （令和 4 年度）	全国値を下回る	全国値を下回る

▶　現状と課題

①　大田区の高齢者人口及び高齢化率について、ここ数年は横ばいで推移しており、令和 6 年 10 月 1 日時点の高齢者人口は 164,158 人、高齢化率は 22.2%となっています。令和 22 年には団塊ジュニア世代が 65 歳となり、高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口が減少することから、高齢者がともに支えあう地域づくりや見守り体制の強化を進めていくことが求められています。

高齢者人口（65 歳以上）

資料：大田区住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）を基に作成

②　日常生活自立度Ⅰ以上の「何らかの認知症を有する」と判定される方は、区内の高齢者の 15～16%程度と推計しており、今後増加していくことが見込まれます。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、予防に向けた取組の強化や、早期に医療へつながる体制づくり、また、成年後見制度の利用促進や老いじたくを推進して権利擁護を図ることが必要です。

認知症高齢者数の推計

資料：大田区による推計値を基に作成

③　大田区内の要介護・要支援認定者数は、令和 5 年度時点で 32,449 人となっており、年によって増減が見られるものの、増加傾向にあることがうかがえます。いずれの要介護度においても増加が見込まれる中、特に要介護 3 以上の比較的重度な認定者の増加が予想されており、地域で支える体制の整備や、介護予防・重度化防止に取り組む必要があります。

要介護・要支援認定者数の推移と将来推計

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年 10 月 1 日現在）を基に作成、
令和 6 年以降は大田区による推計結果を記載

④　要介護・要支援認定者のうち、何らかの介護（予防）サービスを利用する人の割合は、平成 29 年度から 80%を超えており、介護（予防）サービスの利用者数は、2.5～2.7 万人程度で推移しています。認知症高齢者や要介護者等が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、自宅を中心とする住み慣れた地域で生活を継続するためには、様々なサービスの提供を一層充実させていくことが求められます。

介護保険サービスの利用状況

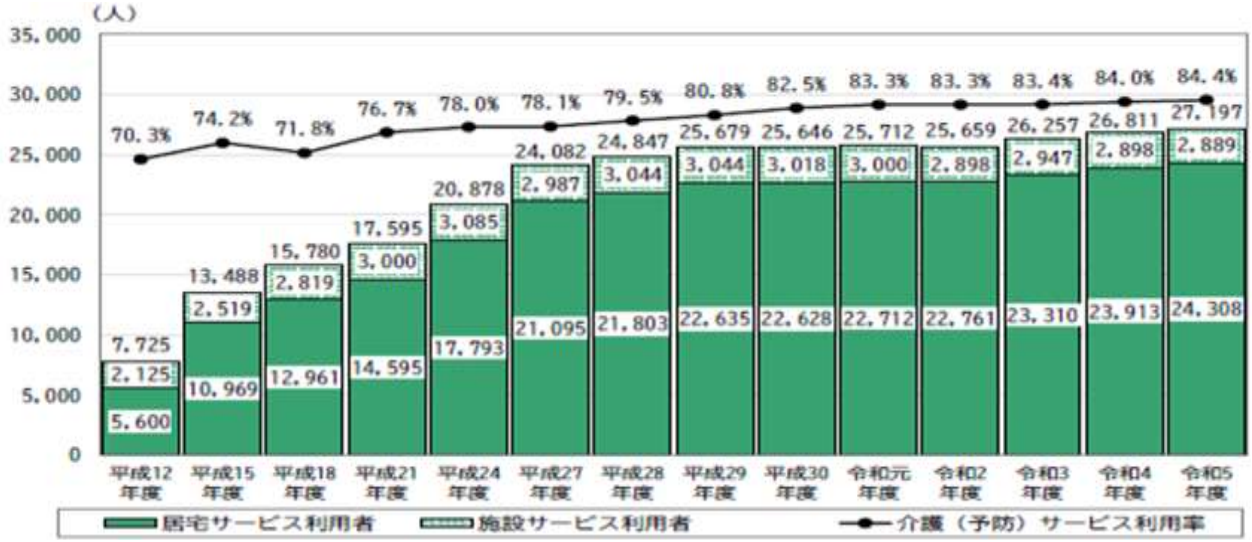

資料：東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」を基に作成

▶　施策の方向性

①高齢者の見守り体制の強化・推進

日々の高齢者の暮らしと接点のある新たな見守り推進事業者の参入を積極的に進めながら、民生委員、自治会・町会、事業所等の連携を強化し、きめ細かに、緩やかな見守りを続けられる体制の拡充に取り組みます。

また、地域で孤立した高齢者や身寄りのない高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、重層的支援体制整備事業を推進していくために、身近な相談窓口として地域包括支援センターを核とした見守り事業の充実を図っていきます。

②共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援

認知症の人が尊厳と希望をもち、同じ社会でともに生きる地域共生社会の実現に向けて、各種講座や研修等を開催することで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族をあたたかく見守ることができる地域づくりに取り組みます。

また、認知症の予防に向けた取組として、運動や社会参加等による生活習慣を改善するための環境整備を進めていきます。

③高齢者の就労・地域活動の支援

大田区 いきいき しごと ステーション（高齢者等就労・社会参加支援センター）、シルバー人材センター、シニアステーション糀谷、シニアクラブなど、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進め、新たな職業スキルの習得や、生きがいとしての社会活動を通じて、多くの高齢者が地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、高齢者が継続して元気維持・介護予防に向けた取組を行えるように、体操教室等の介護予防事業を実施します。

④介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実

地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携による、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、多様な介護サービスの基盤整備支援や、ＩＣＴを活用した業務の効率化・外国人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区高齢者福祉計画・第９期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－２	本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

▶　めざす姿

① 本人意思の尊重と自己決定支援の重要性の理解があらゆる世代に深まっています。支援者の拡充と地域連携ネットワークの強化が進み、誰もが住み慣れた地域の中で孤立せず、成年後見制度等の必要な支援を受けられ、元気なうちから将来に備えて前向きに安心した生活を送ることができています。

② 自己決定の阻害要因となりうる配偶者暴力（ＤＶ）の防止等に向けた相談体制の強化が行われ、被害者が早期に適切な支援につながり、安全が確保されています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
成年後見制度の理解度	32.8% （令和 6 年度）	40%	45%
成年後見制度の利用者数	1,293 件 （令和 5 年度）	1,350 件	1,400 件
大田区ＤＶ相談ダイヤルの認知度	30.0% （令和 6 年度）	34%	38%

▶　現状と課題

①　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査によると、成年後見制度について内容まで知っている人は 30%程度となっており、区民の権利擁護に関する理解度は十分とは言えません。権利擁護に関する理解の不足や支援の拒否等によって権利侵害につながるおそれがあることから、権利擁護に関して分かりやすく正確な周知・啓発が求められています。

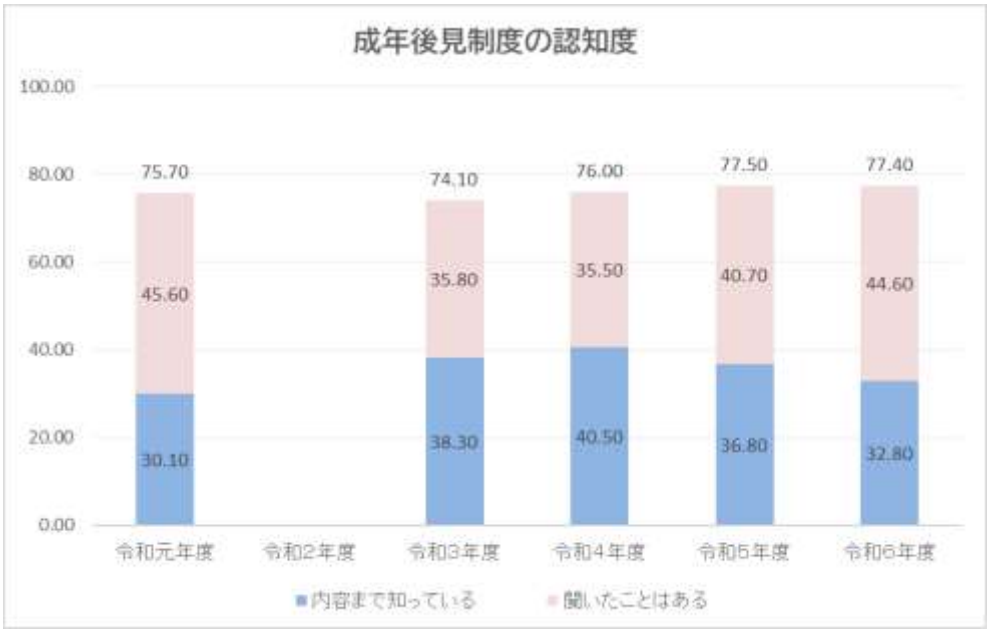

注：令和２年度は、区民意識調査で設問としていないため未掲載

資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

② 頼れる親族がいない高齢者や障がい者の単身世帯が増加する傾向にあります。本人に必要な医療・介護・福祉サービス等が届いていない、また、適切な金銭管理が難しくなっていても周囲に気付かれないなど、地域生活の継続のために権利擁護が必要となる世帯が増えています。家族機能の低下や地域のつながりが希薄化する中でも、支援等を必要とする方が適切な意思決定支援を受け、身寄りのない方も安心して地域生活を送ることができる権利擁護支援の仕組みづくりが必要です。

大田区の高齢単身世帯数の推移と将来推計

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）を基に作成、令和 7 年以降は大田区による推計結果を記載

③ 単身世帯や認知症高齢者の増加により、終末期医療や死後のことについて備えていないために、本人の意向が分からず意思を尊重した対応が困難な事例が増えています。人生 100 年時代と言われる今日において誰もが生涯を健やかに安心していきいきと暮らすことができるよう、本人の意思を尊重して、その実現を支援できる体制を構築する必要があります。

認知症高齢者数の推移

資料：大田区による推計値を基に作成

④　人権に関する意識調査によると、一人ひとりの人権を尊重すべきであると考える区民の割合は86.0％である一方、区民からのＤＶ相談ダイヤルの相談件数は令和元年度以降毎年 200 件を超えています。特に家庭内でのＤＶは外から見えにくいため、被害者の孤独・孤立につながりやすい傾向があります。ＤＶ被害経験者のうち、相談したことのある人は少ない状況です。暴力の未然防止に向けて更なる意識啓発を行うとともに、早期発見や支援につなげるため、相談先の周知を進める必要があります。

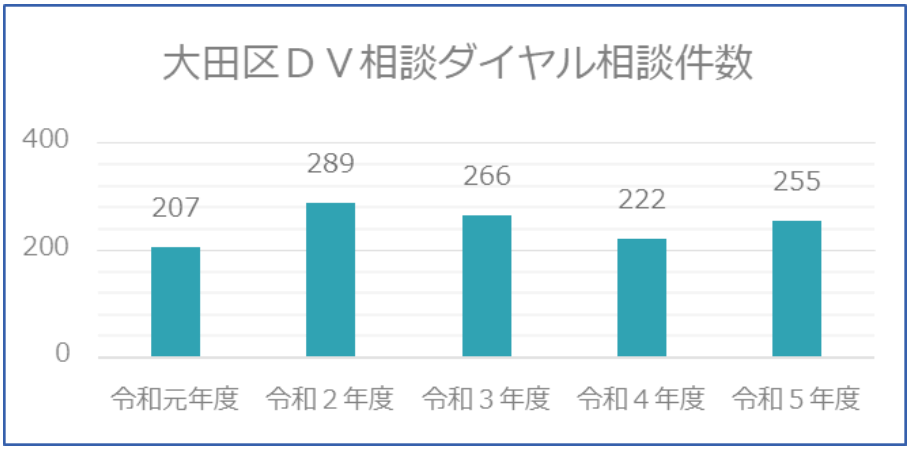

資料：所管課実績を基に作成

▶　施策の方向性

①権利擁護の正しい理解と周知啓発

成年後見制度や老いじたく等の適切な利用が進むことで、本人の意思の尊重が重視され、また、配偶者暴力（ＤＶ）防止に向けた意識啓発や相談先の周知によって自己決定の阻害要因が取り除かれるよう取り組みます。区民の権利擁護に関する理解を深めるために、自ら備えることも含めた広報と啓発の仕組みをつくっていきます。

②地域の担い手の育成と相談体制の拡充

福祉関係従事者の権利擁護に関する知識と相談スキルの向上を図りながら、まちや地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と育成に取り組みます。

身近な地域で、困りごとを気軽に相談できる体制や専門的な相談にも対応できる体制を拡充していくとともに、区民の方が支援を受ける受援力（人に助けを求めたり、受け取る力や意欲）を高められるよう支援していきます。

③地域連携ネットワークの強化

専門職団体や福祉関係機関、地域団体、医療機関、金融機関等と連携することで、地域での見守りの機能を強化し、認知症高齢者や障がい者など権利擁護支援が必要な方を早期発見し、早期支援につなげていく仕組みを構築します。

地域連携ネットワークの支援機能を一層充実するとともに、複合的課題を抱える世帯については、重層的支援会議や権利擁護支援検討会議等と連携して、支援チームによる包括的な支援体制を強化します。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画
2	第８期大田区男女共同参画推進プラン
3	大田区高齢者福祉計画・第９期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】
4	大田区障害者計画、第７期大田区障害福祉計画、第３期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画 【おおた障がい施策推進プラン】

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－３	障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

▶ めざす姿

① 生活上の困りごとを抱えており、支援を必要とする誰もが住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らしています。

② 誰一人取り残さない社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の視点から、福祉教育や啓発などを通じて、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会が実現しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
障害福祉サービス等利用者の満足度	75% （令和 4 年度）	85%	90% （令和 13 年度）
障害者差別解消法の理解度	20.3% （令和 6 年度）	28%	36%

▶　現状と課題

①　令和４年度大田区障がい者実態調査の結果によると、生活における不安や困っていることとして「親が亡くなった後のこと」が最も多くなっています。障がい者本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、介護者が不在の際や緊急時にも、安心して頼れる場所を確保していくことが必要です。

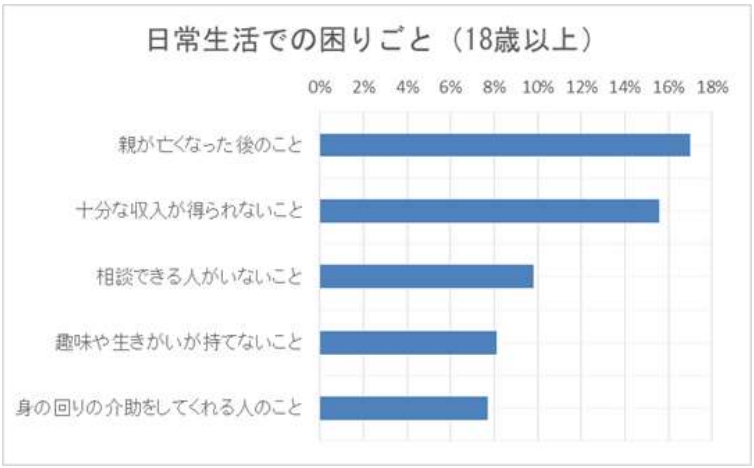

資料：令和４年度大田区障がい者実態調査を基に作成

②　令和４年度大田区障がい者実態調査の結果によると、今後充実を希望する障がい施策として「相談支援や情報提供の充実」と回答した割合は 26％となっています。親亡き後の不安、生活困窮、高齢化、障がい者と要介護者の親の同居世帯への支援等、様々な課題に対して、包括的な相談支援体制の充実が求められています。

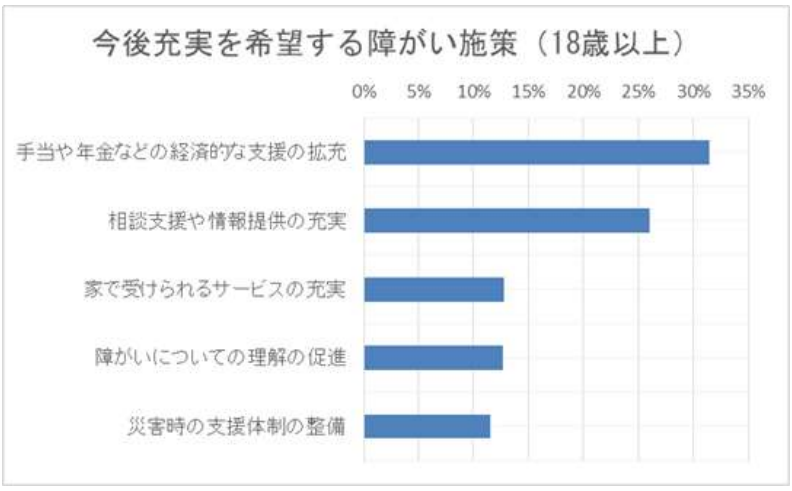

資料：令和４年度大田区障がい者実態調査を基に作成

③　令和 6 年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査によると、障害者差別解消法について、「知らない」又は「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と回答した割合が 78.7%となっています。障害者差別解消法の内容及び合理的配慮について認知度が向上するよう、一層の普及啓発が必要です。

障害者差別解消法の理解度

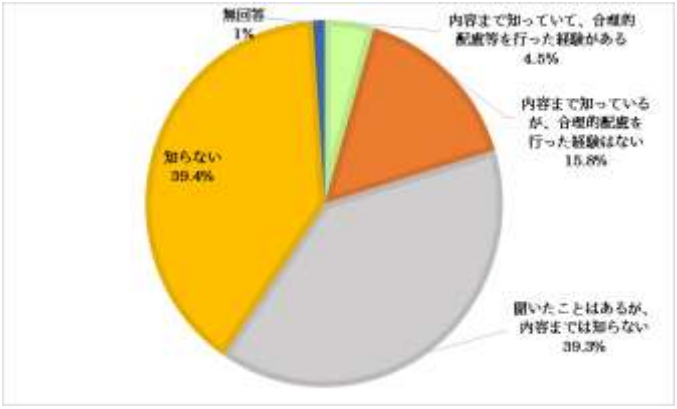

資料：令和 6 年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

④　令和 4 年度大田区障がい者実態調査の結果によると、意思の伝達を図る際に道具や用具が必要であるにもかかわらず「使うことができない」方が一定数います。障がい特性に応じた意思疎通手段の利用を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず等しく情報取得が可能となるよう情報発信することが求められています。

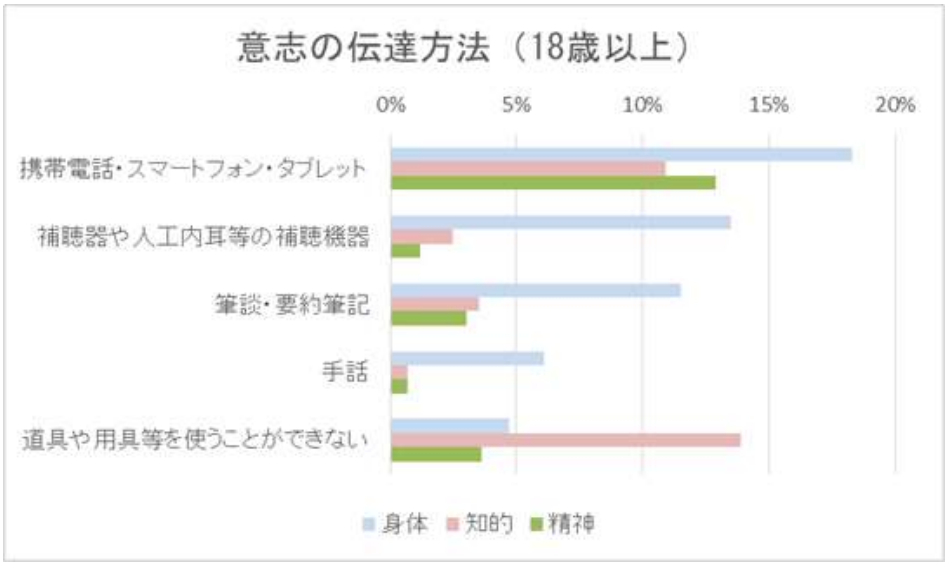

資料：令和 4 年度大田区障がい者実態調査を基に作成

▶　施策の方向性

①相談支援体制の充実・強化

障がい者や生活困窮者等、困りごとを抱える方が必要なサービスを利用しながら、自らの個性や強みを活かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、関係機関が相互に積極的に連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。

②障がい者等の地域生活の支援

障がい者一人ひとりの意思を尊重し自分らしく生きることができるよう、社会参加や社会活動を充実させるとともに、障がいの重度化や、本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、安心して頼れる場所を確保するなど、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図ります。

③障がいへの理解の推進

障がいを理由とする差別の解消、意思疎通支援や情報保障の促進、地域との交流の促進等、障がいのある人もない人も地域の中でつながり、支えあう共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画
2	大田区障害者計画、第７期大田区障害福祉計画、第３期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画 【おおた障がい施策推進プラン】

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－４	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

▶　めざす姿

① 多くの区民や多様な主体が地域活動に参加し、自治会・町会をはじめとした地域団体、行政、関係機関等が連携・協力し、地域課題の解決に向け、継続的に活動しています。

② 共生や社会的包摂の理念が広がり、区民、地域団体、企業等の誰もが、お互いを尊重し、「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域の支えあいのための活動に参加し、誰一人取り残されることなく、つながりを感じる地域となっています。

③ 悩みや困りごとが複数あったとしても、どこかの相談窓口につながれば、そこから課題に応じて必要な支援サービスの提案を受けることができ、適した支援者のチーム一丸でのサポートにより、安心して生活ができています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
自治会・町会への加入世帯数	244,470 世帯 （令和５年度）	244,000 世帯	244,000 世帯
自治会・町会が連携・協働した地域の企業、団体、ＮＰＯ等の団体数	1,951 団体 （令和５年度）	2,125 団体	2,300 団体
現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う区民の割合	47.9% （令和５年度）	50%	55%
ユニバーサルデザインの理解度	67.6% （令和６年度）	70%	85%
普段の生活について、孤立感や孤独感がないと感じる区民の割合	66.6% （令和６年度）	70%	72%

▶　現状と課題

①　価値観の多様化や単身世帯の増加など、社会構造の変化により「地域のつながり」が希薄化し、自治会・町会の加入率が年々減少しています。高齢者等の見守りや災害時の共助を推進するため、区民の自治会・町会活動への理解を深め、加入促進を図る必要があります。

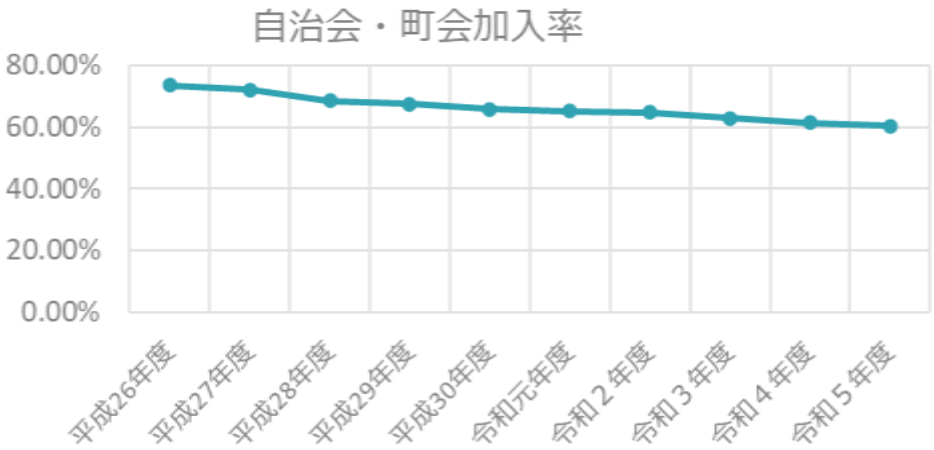

資料：所管課実績を基に作成

②　自治会・町会の担い手不足により、活動の停滞等のリスクが高まっている一方で、普段の生活の中で近隣の住民同士が支えあうため、「日頃から声をかける」や「地域活動に参加する」など「できることがある」と答えた区民の割合は 80％もおり、助けあいの基盤があることがうかがえます（令和４年度大田区地域福祉計画実態調査）。自治会・町会をはじめとした地域活動団体の困りごととして、担い手不足が課題となっている一方で、単発・短時間での参加など特徴次第では参加したいと答えた方が 80％を超えており、地域活動への参加方法の工夫が必要となっています。

普段の生活で近隣の住民同士が自主的に支えあうために自分ができること

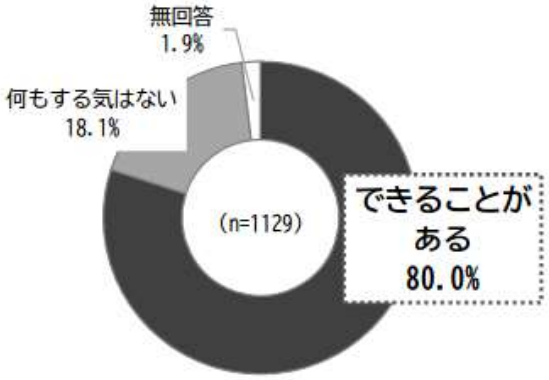

【できることの詳細、一部抜粋】

近隣の方に積極的に挨拶をする	61.4%
近隣の方に日頃から積極的に声をかける	17.2%
地域活動やボランティア活動へ参加する	13.0%

資料：大田区地域福祉計画実態調査報告書（令和５年３月）を基に作成

③　単身世帯の割合が上昇し続けている中で、社会からの孤立を感じている方が約 25%もいます。そうした方の中には誰にも相談できずに必要な支援につながれていない方がいます。地域や社会から孤立している方をサポートし、地域社会資源等につなげる支援が必要です。そのためには、人と人がつながる、孤立を生まない・多様性を認めあう地域づくりが必要です。

<ふだん、どの程度社会からの孤立を感じますか>

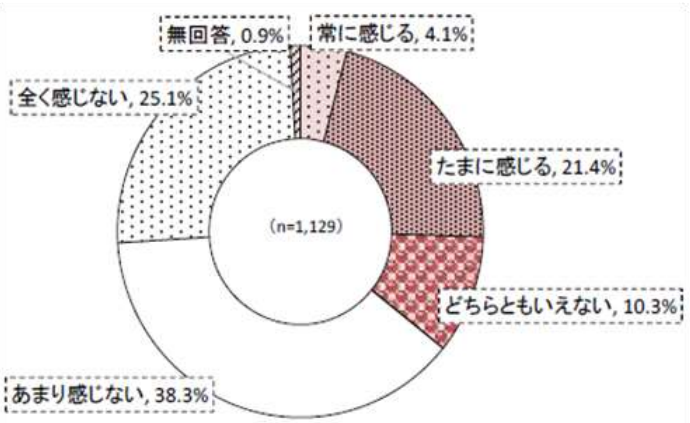

資料：大田区地域福祉計画実態調査報告書（令和５年３月）を基に作成

④　「ユニバーサルデザイン」の認知度は令和元年度と比較して高くなっていますが、定義までよく理解している区民は約 30%にとどまっています。区民を対象とした普及啓発事業に多くの区民が参加できるよう工夫を重ね、ユニバーサルデザインへの理解が広まるよう取り組む必要があります。

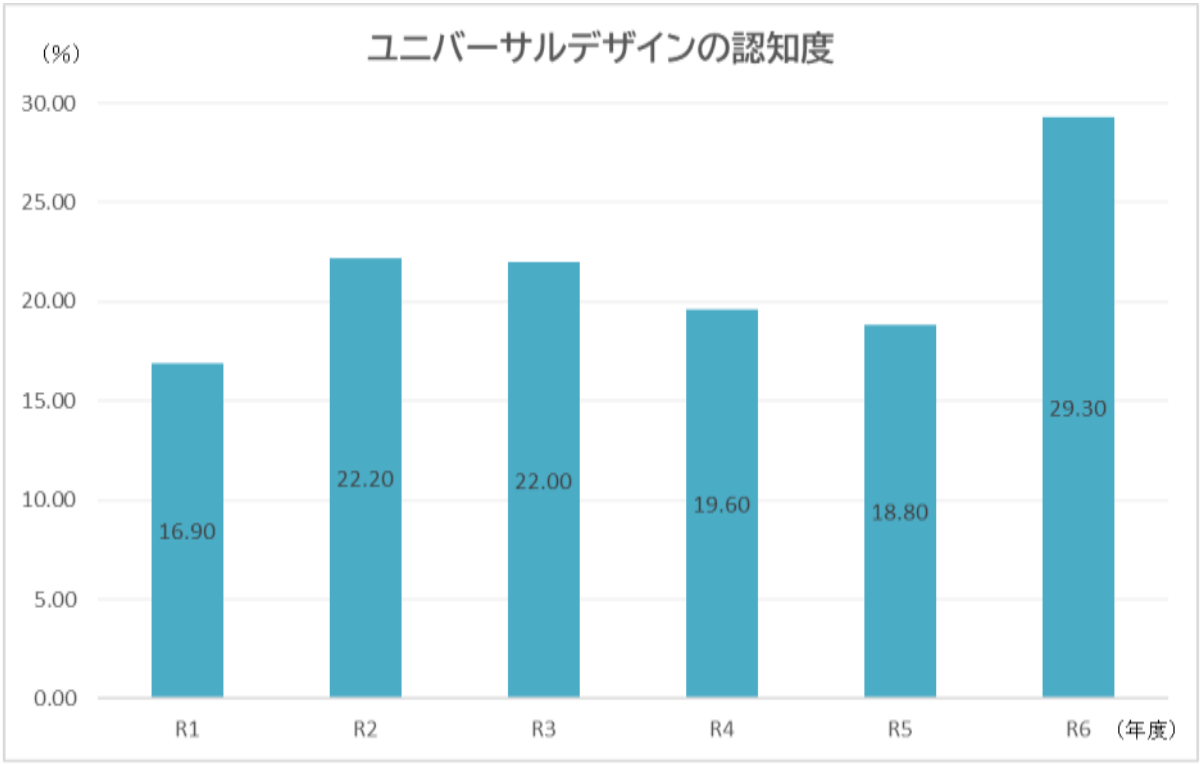

資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

⑤　区民が抱える困りごとを、世帯全体に及ぶ課題を含めて、年齢や分野などによる切れ目なく受け止める相談支援体制が求められています。各相談窓口・支援機関が、本人に寄り添い、相談内容を丁寧に聞き取り、必要に応じて他の専門機関につなぐなど、包括的な相談体制を強化していく必要があります。

今後福祉分野について区が特に力を入れて取り組むべきこと（区民：問37）
（年代別のクロス集計）

		どの世代にも応じた支援体制の充実	区民が地域に関わるきっかけづくりの充実	福祉の専門的な人材の育成	ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を踏まえた環境づくり	複数の課題を抱えた人や世帯に対する相談体制の充実	福祉の関係機関や区内事業所等との区の連携強化	地域で活動する人と人の交流の促進	世代や文化、個人の価値観等の多様性を認め合う意識の醸成	地域住民同士で支えあう（助け合う）意識の醸成	区民や団体が地域で新たに福祉活動を始めるための支援
全体（n＝1192）		50.9	28.9	27.3	27.1	25.1	21.7	18.8	18.2	16.8	15.2
年代別	18～39歳（n＝240）	56.7	19.2	25.0	36.3	22.5	21.7	17.5	24.6	10.8	9.6
	40～64歳（n＝536）	49.8	29.5	26.3	28.5	25.7	23.9	17.4	18.1	15.5	13.2
	65～74歳（n＝186）	50.5	38.2	31.7	19.4	27.4	20.4	18.3	15.1	20.4	20.4
	75歳以上（n＝160）	46.3	30.6	28.7	17.5	24.4	15.6	26.3	12.5	26.3	23.8

資料：大田区地域福祉計画実態調査報告書（令和５年３月）を基に作成

⑥　生活困窮やひきこもり状態、虐待など、福祉サービスを必要としている方の地域生活課題が、多様化・複雑化しています。複合的な課題を抱える世帯に対して、支援分野を越えた多機関・多職種のチームにより支援する体制を整備していく必要があります。

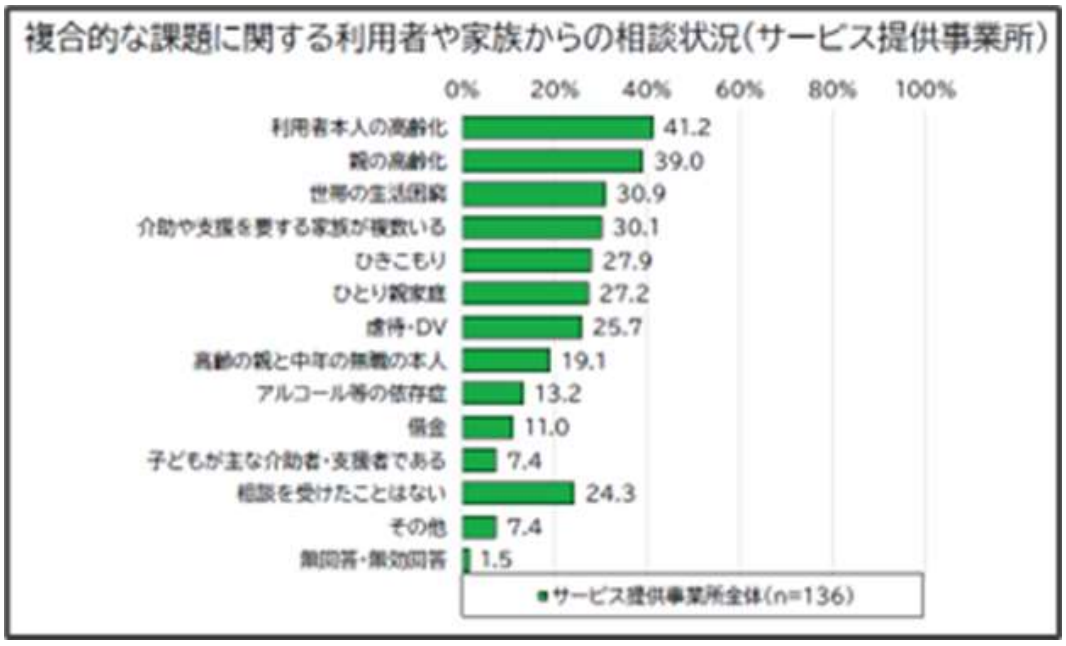

資料：令和４年度大田区障がい者実態調査を基に作成

資料：令和４年度大田区高齢者等実態調査を基に作成

▶　施策の方向性

①多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築

区民や地域団体、企業などの多様な主体が地域活動に参加するきっかけを創出するとともに、これらの主体が集い交流する拠点づくりや、主体と主体、拠点と拠点をつなぐ機能を強化します。

また、地域の居場所やコミュニティの場を増やし、そうした場が区民にとっての身近な相談の入口となり、区の関係機関と連携して、必要な支援につなげることで、支えあいのネットワークの構築を図っていきます。

②自治会・町会との連携・協働の更なる推進

地域のつながりを強化することが、暮らしの活力の創出、こどもや高齢者の見守り、防犯・防災対策などの課題解決につながります。

持続可能な地域コミュニティの形成に向け、自治会・町会との連携・協働を更に推進していきます。

③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての区民がお互いを尊重し、支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉教育にも取り組み、心のバリアフリーの理念の普及啓発と、区民の声を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

④分野横断の包括的な支援体制の強化

誰もが必要な支援を受けられるようにするため、各相談窓口や支援機関において、孤立や生活困窮など様々な困りごとを、分野にかかわらず包括的に受け止め、必要に応じて、関係機関が連携して支援できるよう、社会福祉法による重層的支援体制整備事業を推進します。

また、福祉人材育成・交流センター等の研修を通じて、区内福祉従事者が、包括的な支援の視点を身に付けるための人材育成を進めると同時に、連携強化に向けた関係性の構築を図ります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画
2	大田区高齢者福祉計画・第 9 期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】
3	大田区障害者計画、第 7 期大田区障害福祉計画、第 3 期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画 【おおた障がい施策推進プラン】
4	大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針
5	大田区公共施設等総合管理計画

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－５	人々の相互理解と交流の促進

▶ めざす姿

① 国際交流事業の実施や、海外都市との交流、グローバル人材の育成などが日常的に行われ国際理解が深まっており、日本人区民と外国人区民の相互理解のもと、多様性を活かした誰もが住みやすいまちになっています。

② 情報提供の多言語化など、「伝える情報」から「伝わる情報」への転換が図られるとともに、日本語及び日本の生活習慣について、外国人区民の理解が進んでいます。また、多様な団体と連携し、個々のケースに対応したきめ細かな支援が行われ、外国人区民も地域の中で一層安心して暮らせるようになっています。

③ 男女共同参画社会についての理解が進み、あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。また、性別だけでなく、年齢や出身、障がいの有無などの違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認めあい、自分らしく生きられる社会が実現しています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う日本人・外国人区民の割合	日本人 57.5% （令和 6 年度） 外国人 79.8% （令和 4 年度）	日本人 60.5% 外国人 84.8%	日本人 63.5% 外国人 88.8%
現在住んでいるまちが暮らしやすいと感じている外国人区民の割合	85.0% （令和 4 年度）	88.5%	91.3%
家庭生活における男女の地位が平等であると思う区民の割合	46.1% （令和 5 年度）	50%	55%
今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	66.5% （令和 6 年度）	68.5%	70.5%

▶　現状と課題

①　地域の日本人の知り合いを「もっと増やしたい」と思う外国人区民が 50%以上であるのに対し、外国人の知り合いを「もっと増やしたい」と思う日本人区民は 30%以下と低くなっています。多文化共生のまちづくりに対する認識にも、日本人区民と外国人区民に違いが認められるなど、それぞれの多文化共生意識の違いを示しており、相互理解に向けての更なる意識醸成が求められています。

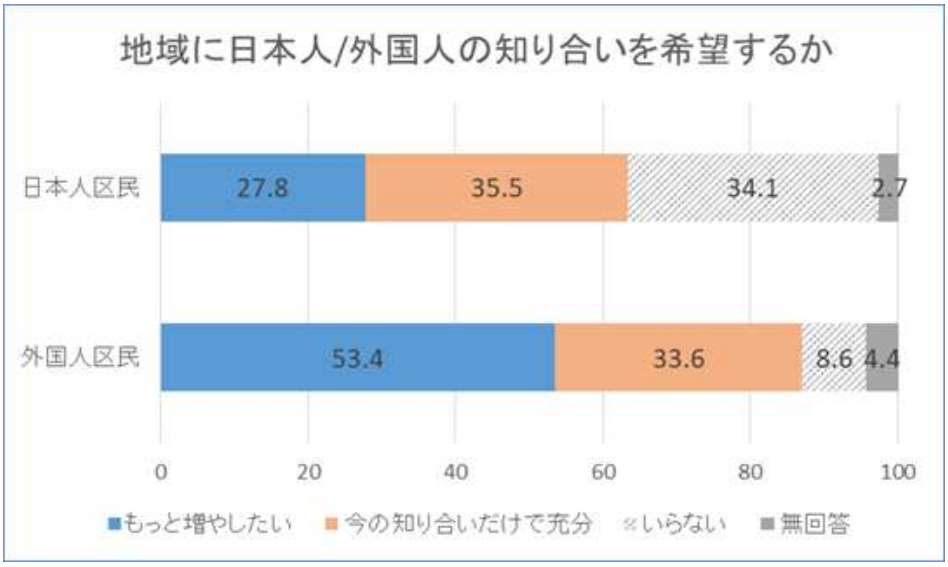

資料：令和 4 年度大田区多文化共生実態調査を基に作成

② 外国人区民が日常生活で困っていることとして、税金等の仕組みや日本語の理解についてが上位となっており、制度や言語の壁に直面していることが分かります。情報や事業が、適切かつ迅速に届くよう、様々な媒体を活用して幅広く提供していくことが求められます。また、多岐にわたる課題に的確に対応するために、多様性・包摂性のある取組が必要です。

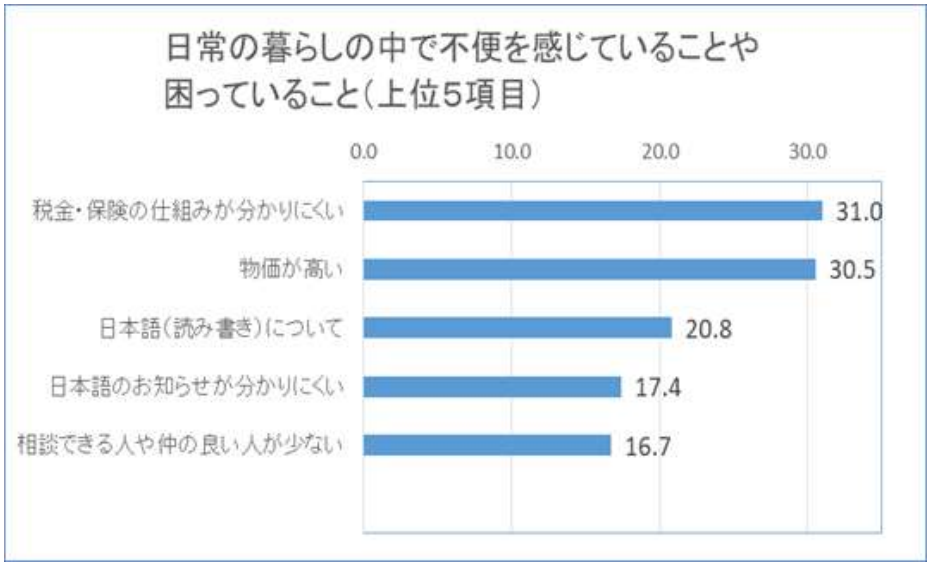

資料：令和４年度大田区多文化共生実態調査を基に作成

③ 男女共同参画に関する意識調査や大田区政に関する世論調査の結果から、区民の男女平等に関する意識は、決して高くない状況となっています。引き続き、「エセナおおた」にて男女共同参画を目的とした講座を実施するとともに、情報誌や区報等を活用して広く男女共同参画について周知し、区民の意識啓発につなげていく必要があります。

資料：男女共同参画に関する意識調査を基に作成

④　一人ひとりの人権を尊重すべきであると回答した区民の割合は 86.0%でした。その一方で、特に問題があると思う人権問題については、様々な課題が選ばれています。これまでの人権問題に加え、近年ではインターネット上での人権侵害が深刻化するなど、新たな課題が表面化しています。多様な個性を認めあう人権意識の向上が求められています。

「次の人権問題のうち、特に問題があると思うものはどれですか。(複数回答)」に対する回答

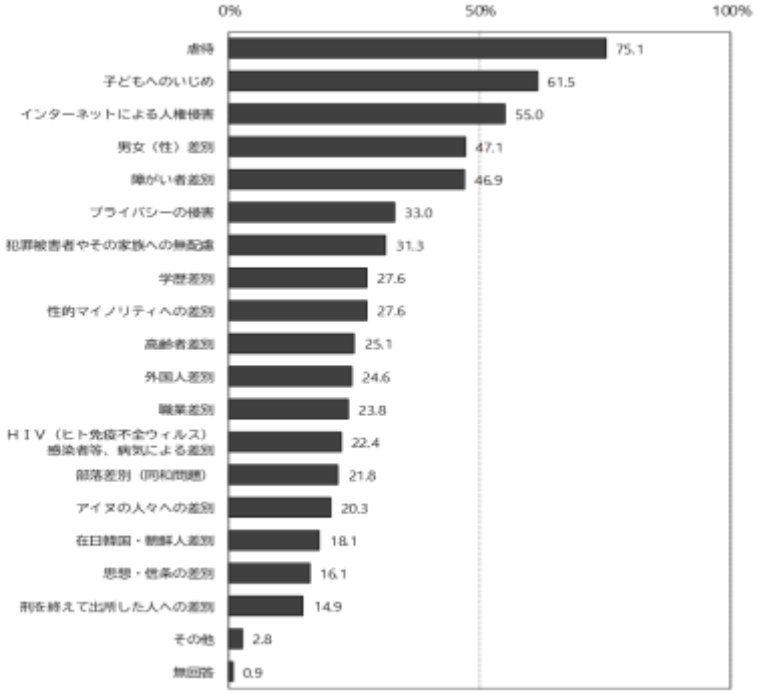

資料：令和 5 年度大田区人権に関する意識調査を基に作成

▶　施策の方向性

①国際理解・国際交流の推進

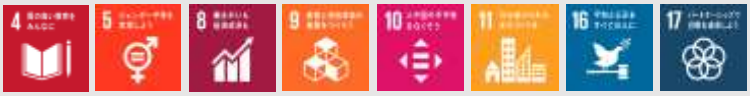

日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい、顔の見える関係となるよう、地域の特色を活かした事業を通して交流を支援するとともに、多くの外国人区民が地域で活躍できる環境を整えます。

また、海外諸都市との多彩な交流を行い、グローバル人材の育成を推進しながら、様々な国際理解の機会を提供します。

②コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備

情報の多言語化を通して、外国人区民のライフステージ・ライフシーン別の行政情報を効果的に発信し、生活や暮らしに密着した情報を分かりやすく提供します。

また、外国人区民の日本語習得の学習機会を増やすなど、大田区での生活を円滑に送るための取組を進めます。

日常生活での困りごとを気軽に相談できる多言語対応の相談窓口を運営するほか、様々な団体とのネットワークを活かし、多文化共生施策を効果的に推進します。

③人権と多様性を尊重する意識の醸成

あらゆる人の人権が尊重され、年齢や性別、出身、障がいの有無などの違いにかかわらず多様性を認めあい、差別やハラスメントのない社会づくりのための施策を進めます。パネル展や講演会などの催しをはじめ、ホームページや啓発冊子などの媒体を通して、継続的に啓発事業を推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センター「エセナおおた」で実施する講座やセミナーのほか、情報誌や区報等を通して男女共同参画についての理解啓発に取り組みます。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
2	第８期大田区男女共同参画推進プラン

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－６	地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

▶ めざす姿

① 効果的な啓発などにより誰もが健康に関心を持ち、学校、職場、地域などのつながりの中で一人ひとりが自分の価値観やライフスタイルに基づいた健康づくりに取り組み、次のライフステージも見据えた生活習慣等を改善することで、生涯を通じて心身の健康が維持され充実した日々を送っています。

② 住み慣れた地域で日常から適切な医療を受けられ、新たな感染症の発生などの健康危機発生時においても、迅速に必要な医療を受けることができています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
65 歳健康寿命（要介護２）	男性 82.35 歳 女性 85.75 歳 （令和４年）	延伸 （※65 歳平均余命の延伸分を上回る）	延伸 （※65 歳平均余命の延伸分を上回る）
特定健診受診率（国民健康保険被保険者）	38.8% （令和５年度）	39.8%	40.0% （令和 11 年度）
主観的健康感	64.5% （令和６年度）	増やす	増やす
かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある区民の割合	29.5% （令和６年度）	31%	32.5%

▶　現状と課題

①　平成 28 年と令和 4 年の 65 歳健康寿命（要介護 2）と 65 歳平均余命の差を比較すると、男性では 0.17 歳、女性では 0.22 歳縮小しています。若いうちから次のライフステージを見据えて生活習慣の維持・改善、生活習慣病の発病予防等に取り組むことで、健康寿命の延伸を図り、不健康な期間（平均余命と健康寿命の差）を短縮する必要があります。

65 歳平均余命と 65 歳健康寿命（要介護 2）の推移

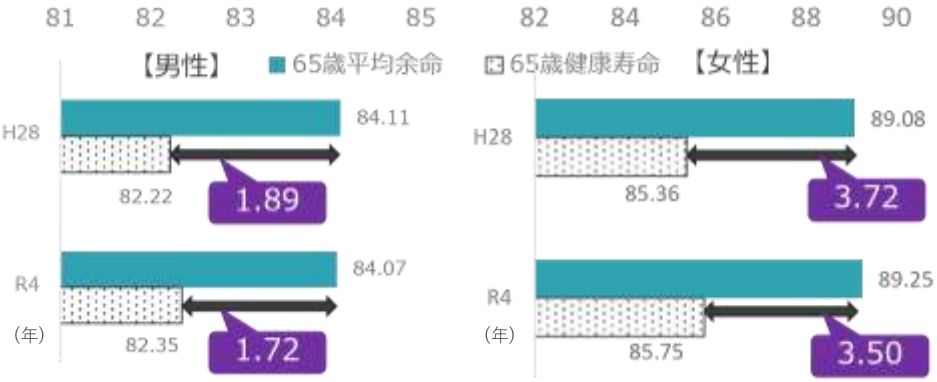

資料：東京都保健医療局「都内各区市町村の 65 歳健康寿命」を基に作成
※65 歳平均余命と 65 歳健康寿命（要介護 2 以上）の推移を比較しやすくするため、65 歳平均余命は、実際の数値に 65 を加算した数値を用いて作図

②　国民健康保険被保険者における特定健診受診率は令和 5 年度では 38.8%となっていますが、特別区平均の 40.7%より低く 16 番目に位置しており、近年は下位層で推移しています。自身の健康状態を把握し適切な予防や医療につなげていくために、科学的根拠や人工知能等を活用した効果的な健康啓発・勧奨などを継続することで、健康への関心を高めていくことが必要です。

特定健診受診率の特別区比較

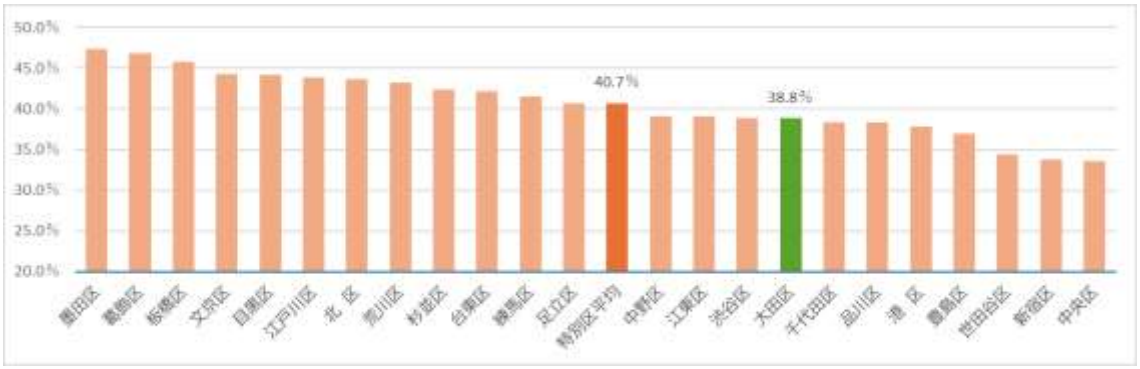

資料：大田区国民健康保険　第 2 期データヘルス計画最終評価を基に作成

③　令和３年度実施の健康に関する質問票調査の結果等から、男女ともに、主観的健康感が高い区内地区では、標準化死亡比（ＳＭＲ）が低い傾向が見えました。地域や事業者等と連携し、心身の健康づくりだけでなく、生きがいや社会とのつながりなど、様々な側面から「自分は健康だ」と感じられる健康づくりの視点が求められています。

18 地区における主観的健康感と標準化死亡比（ＳＭＲ）の相関関係

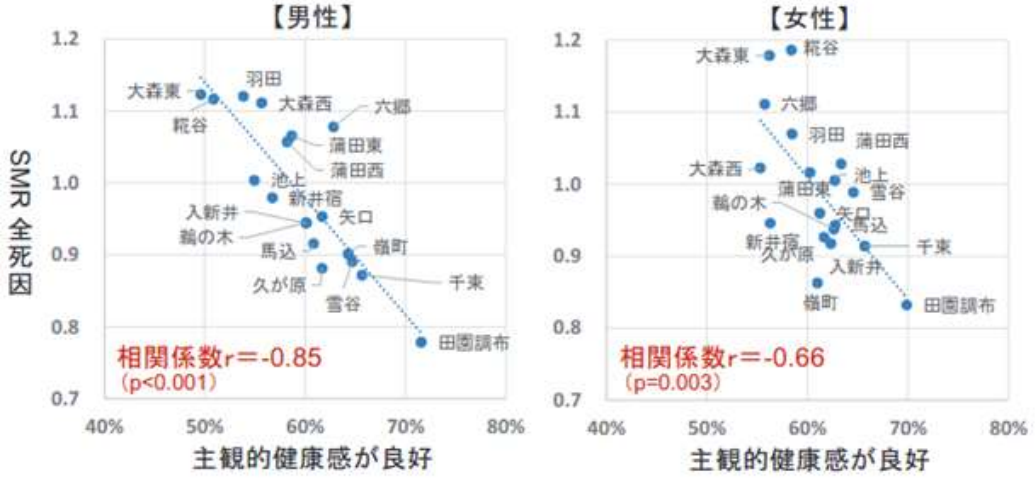

資料：令和４年度人生 100 年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト事業業務委託報告書を基に作成

④　令和５年度実施の新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート結果によると、今の大田区に対して、「健康に暮らせるまち」では「あてはまる」「ややあてはまる」が 62.2％の回答に対し、「新たな感染症など、あらゆる脅威に強いまち」では 32.0％となっています。日常から誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、関係機関等と連携した医療体制を提供するとともに、新たな感染症の発生等においても迅速に対応できる体制を整える必要があります。

今の大田区はどんなまちだと思いますか。アンケート結果（大人）

項目	「あてはまる」 「ややあてはまる」の合計
健康に暮らせるまち	62.2%
新たな感染症など、 あらゆる脅威に強いまち	32.0%

資料：新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート結果（令和５年度）を基に作成

▶　施策の方向性

①生涯を通じた心身の健康づくりの推進

若い世代から生涯を通じて切れ目なく健康意識を高め、バランスの取れた食生活、定期的な運動、適切な休養・睡眠、歯と口腔の健康、こころの健康などによる疾病のリスクを低減し、生活習慣病などの発病を予防します。

また、区民の健康づくりの継続のため、地域や事業者等と連携して取り組み、心身ともにいきいきと暮らせる健康まちづくりにつなげていきます。

②科学的根拠に基づく健康啓発の展開

健康づくりは、区民の健康状態や地域の特徴を調査分析した上で、適切に評価しながら効果的に実施する必要があります。

このため、各種健診・検診データなどの科学的根拠に基づき、勧奨や健康啓発、健康教育などを展開します。

③健康に関する安全・安心の確保

平常時から関係機関等と連携することで、地域医療体制の充実や食、生活環境などの安全・安心を確保するとともに、新たな感染症などの健康危機に対しても安全・安心の体制を整備していきます。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	おおた健康プラン（第三次）
2	大田区国民健康保険　第３期データヘルス計画
3	大田区感染症予防計画

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－７	スポーツの楽しさが広がる環境の整備

▶　めざす姿

① スポーツのイベントや施設を利用して、多くの区民がスポーツに取り組んでおり、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しみ、豊かな生活を送ることができています。

② スポーツが区民の生活に根差し、健康的な生活を送ることができるよう、誰もが気軽に身近な場所で、ウォーキングやランニングなどのスポーツに取り組む環境が整備されています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
区民スポーツ実施率	66.5% （令和 6 年度）	70%	72%
区のスポーツ環境に対する満足度	22.5% （令和 6 年度）	26%	30%

▶　現状と課題

①　区民がスポーツを実施するきっかけづくりとして、スポーツ推進委員や大田区スポーツ協会等と連携し、区民スポーツまつり等の各種スポーツ事業を行っていますが、区民のスポーツ実施率は近年横ばいで推移しています。スポーツ実施のきっかけとなる事業の情報を、スポーツに興味がない方に対して、どのように伝えるかが課題となっています。

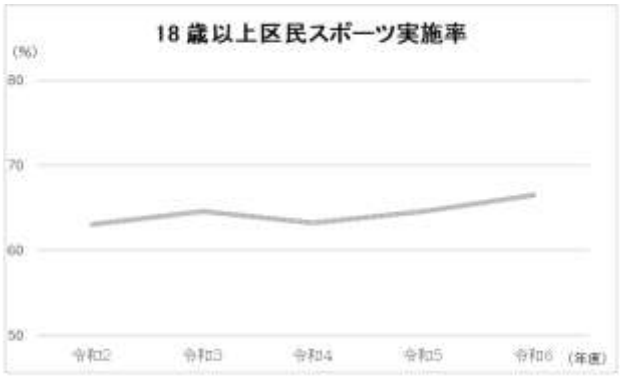

資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

②　大森ふるさとの浜辺公園を中心とする「新スポーツ健康ゾーン」において、スポーツ健康都市のシンボルゾーンとして利活用を図る取組を行っていますが、区民の認知度は低くなっています。ゾーンの範囲が広く、一帯での事業展開が難しい状況です。スポーツ機能の集積地にもかかわらず、区民がスポーツを目的に回遊できるエリアとはなっていません。

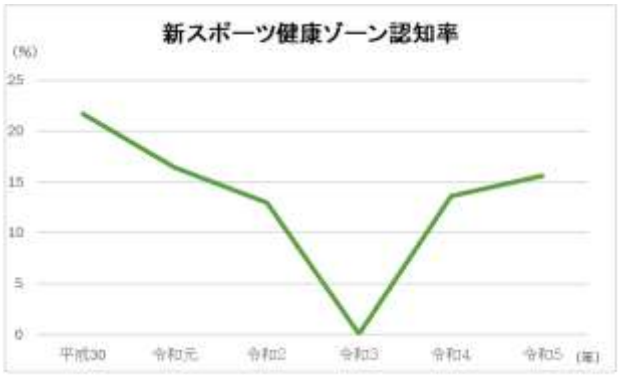

注：令和３年は、新型コロナウイルス感染症の影響で区民スポーツまつりが中止となったため未掲載

資料：区民スポーツまつり参加者アンケートを基に作成

③　区内のスポーツ施設では、週末や夜間は多くの方が利用し、予約が取りづらい状況である一方で、平日日中の利用率が低い状況です。利用者ニーズや地域バランスなどを踏まえ、スポーツ施設の多目的な利用方法やあり方を検討する必要があります。また、働く世代の利用が少ない時間帯については、ターゲットを絞った教室を開催するなど、具体的な検討も必要です。

▶　施策の方向性

①誰もがスポーツを楽しめる機会づくり

誰もが健康でいきいき暮らせるよう、スポーツに親しみ、楽しめる機会を創出します。

こどもには体を動かす楽しさに触れるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を地域のスポーツ活動団体等とも連携して行い、継続的なスポーツの実施を推進します。

②ニーズに即したスポーツ環境の整備

多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう、体育館や公園内のスポーツ施設など、施設のあり方を検討していきます。

地域間のバランスや需要を踏まえ、施設整備の検討を進めるとともに、利用率の低い時間帯の多目的利用を推進するなど、スポーツ施設の有効活用を図ります。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区スポーツ推進計画（令和 7 ～令和 11 年度版）

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－８	心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承

▶　めざす姿

① 誰もが気軽にかつ身近に文化芸術に親しめる環境を整えることで、年齢やライフスタイルにかかわらず、文化に触れあいながら自分らしく誇りを持って暮らしを楽しんでいます。

② 区の貴重な歴史・文化資源の調査研究成果が展示等により公開されることで、区民が地域の歴史や文化を深く理解しており、地元に愛着を持ちながら文化資源を守り継承しています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
区の文化芸術環境に対する満足度	19.2% （令和 6 年度）	25%	40%
区の文化や歴史に触れる機会があった区民の割合	38.0% （令和 6 年度）	40%	50%

▶　現状と課題

①　（公財）大田区文化振興協会と連携し、幅広い世代に対して芸術の鑑賞機会や伝統文化等に親しむ機会を提供してきましたが、区民は区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境に必ずしも満足しておらず、区民自身による文化芸術活動もあまり活発ではありません。区の文化芸術資源の活用環境や活用手法を多様化することなどにより、鑑賞・体験機会の創出を強化し、文化芸術が区民の身近にある環境を整えることや、区民・団体の自主的な文化活動を支援することが重要です。

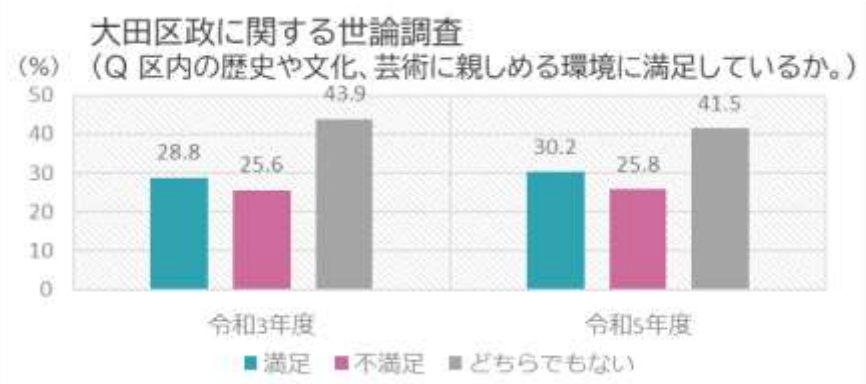

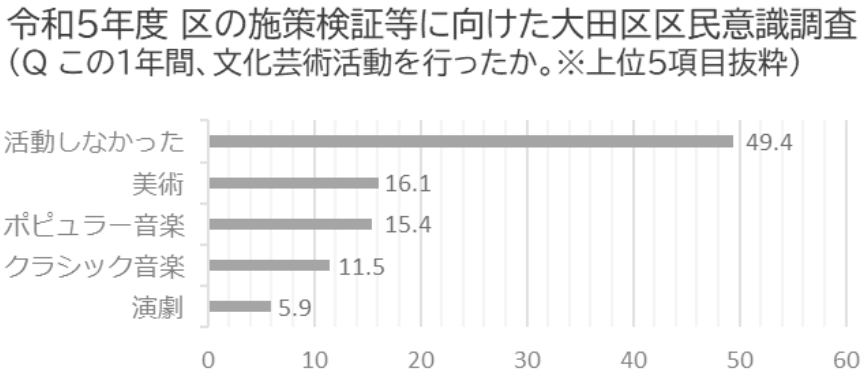

②　歴史的資源を調査・研究し、区民へ展示等を通して還元するなど、文化を身近に感じてもらう環境を提供していますが、文化財の公開に当たっては、その調査・研究に多くの時間を要します。限られた人材・環境で調査研究を続けていくため、人材育成や資料等のデジタル化などの環境整備にも力を入れていく必要があります。

▶　施策の方向性

①文化芸術に親しむ機会の創出

区民が暮らしの中で身近に文化芸術に触れ、体験する機会を増やし、区民の心が潤い豊かな感性が育まれた心ときめくまちづくりを進めます。

区内に点在する文化施設での多彩な公演や豊富な区所蔵美術品の更なる活用、教育・福祉・観光など他分野と連携したアウトリーチ事業等を推進します。また、文化の発信者となる人の支援・育成を通じ、区民のウェルビーイングを高めていきます。

②地域の文化資源の保存・活用の推進

区の貴重な財産である文化資源の掘り起こし、収集、記録、保存とともに、資料同士の有機的な結び付きに目を向け、歴史的事実の復原及び新たな事実の解明にも努めます。

区民が地域の文化に誇りを持ち次世代へ継承できるよう、文化資源を積極的に公開し、高齢者やこどもなど誰もが自由に文化を享受できる機会の充実を図ります。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区文化振興プラン

基本目標２	文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
施策２－９	生涯にわたる学びの支援

▶　めざす姿

① 生涯にわたる多様な学習機会が確保され、学びあいを通じたつながりを育む場が充実し、それらを支える環境が整っています。あわせて、これにより新たなコミュニティ形成を促す好循環を生み出し、区民一人ひとりがいきいきと暮らしています。

② 区立図書館が区民の知と読書活動の拠点として区民から親しまれているとともに、資料を仲立ちとして、人と人とを出会わせ、結び付け、地域活動へと誘う、居場所、憩いの場としての機能が充実しています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
最近１年間に生涯学習を行った区民の割合	40.5% （令和６年度）	45%	50%
年１回以上図書館を利用する区民の割合	48.6% （令和６年度）	55%	60%

▶　現状と課題

①　不透明・不確実な時代において、社会の急速な変化に対応し、豊かに暮らしていくために、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。学びへの意欲は高いものの、時間・情報の不足や様々な障壁により、意欲があっても実行できていない区民がいます。多様なニーズに応じた学習機会の提案により、学び始めの支援を拡充する必要があります。

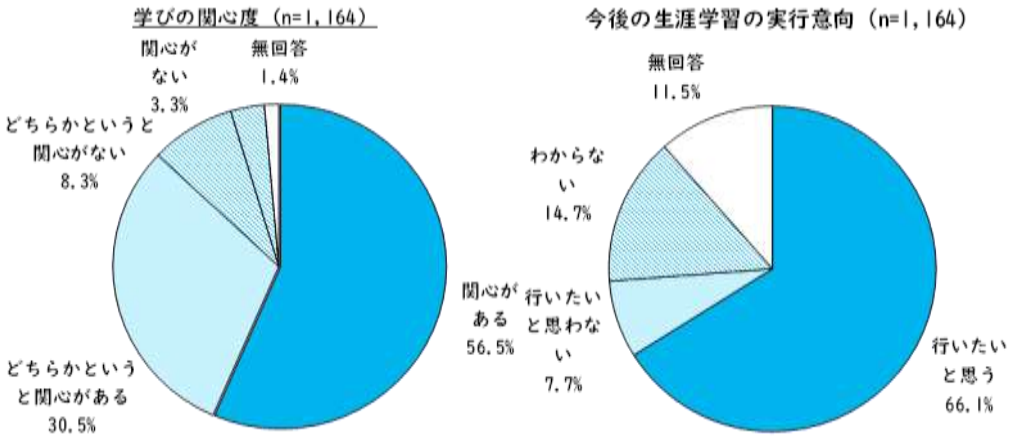

資料：令和３年度生涯学習区民アンケート調査を基に作成

②　世帯構成やライフスタイルの変化に伴い、地域社会を支える地縁・血縁等のつながりが希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化しています。区が生涯学習を推進することにより「地域におけるつながりが増える」ことが期待されています。区民が学びあい、交流することは、学びを通したつながりや支えあう地域コミュニティの形成の要因となることから、より多くの区民が主体的に参加・交流する機会や場をつくる必要があります。

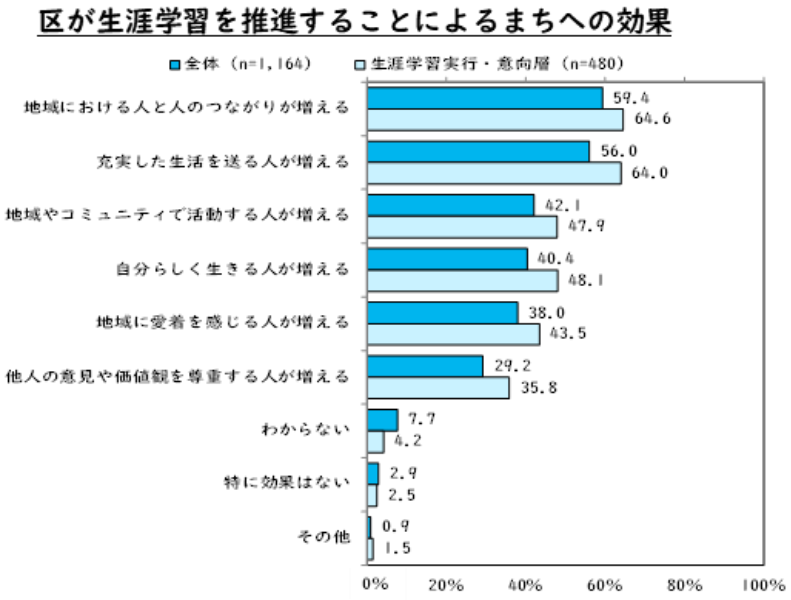

資料：令和３年度生涯学習区民アンケート調査を基に作成

③　窓口や 24 時間対応のネット予約により、希望する図書館で本の受取ができ、いつでもどこでも利用できる図書館サービスに努めています。また丁寧な窓口対応やレファレンスにより利用者満足度は高い状況にあります。一方で、継続利用者の満足度は高いものの、図書貸出数は伸び悩んでいるため、新たな利用者確保に向け、ニーズに対応した取組が必要です。また、区民が気軽に利用できる身近な図書館づくりが求められています。

図書館等の利用頻度

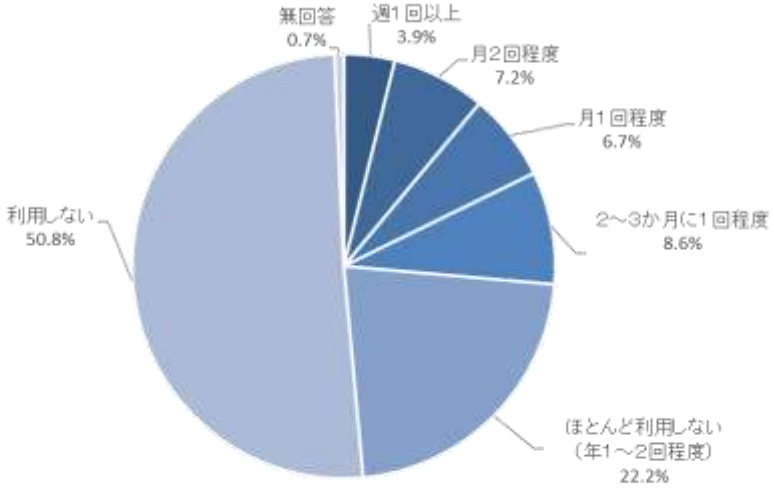

資料：令和 6 年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

図書館利用者満足度

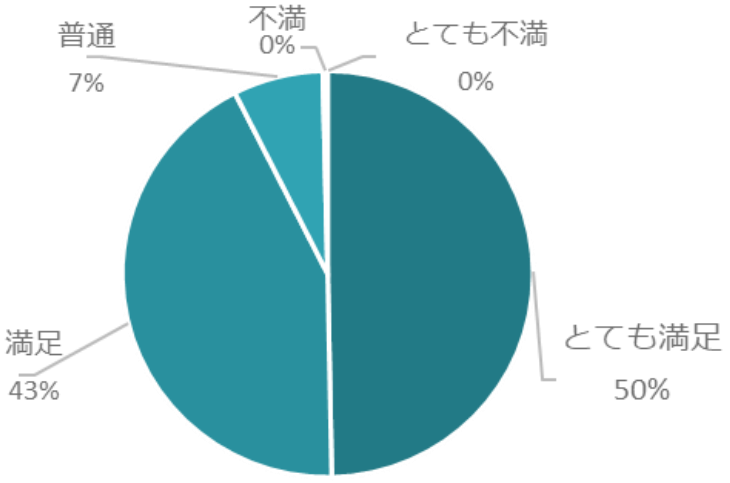

資料：令和 5 年度大田区立図書館利用者アンケートを基に作成

▶　施策の方向性

①個人の学びの充実

区民が社会の構造的な変容に対応し、一人ひとりが豊かに暮らし、地域社会全体のウェルビーイングを実現するため、生涯を通じた多様なニーズに応える主体的な学びの機会充実に取り組みます。

また、様々な理由により学びの場に参加できていない区民も含む、誰一人取り残すことのない学びの条件整備を進めます。

②学びを通じたつながり・活用の場の創出

学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。

区施設等を活用し、区民の学びあいを通じた地域コミュニティ形成を促します。

③地域の学びを支える環境整備

区内では、多様な主体が特色ある区の資源を活用しながら学習機会を提供しています。それらの資源を最大限活かし、区民の学びを支援するため、多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。

また、各主体別に提供している様々な学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行い、地域の学びを支えます。

④図書館機能の充実

いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現し、知の拠点、人と人を結び生涯学習などへつなげる地域の特色を活かした交流拠点としての機能整備や、気軽に利用できる身近な図書館づくりに取り組みます。

また、ポストコロナの価値観の変化や、学びのスタイルの変化を踏まえ、中央図書館を含む区立図書館の今後のあり方について検討を行います。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	おおた生涯学習推進プラン
2	第４期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

基本目標３

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。
地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。
そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と
新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって
高めていくことにつながります。
一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、
多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

施策 3-1　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承
施策 3-2　持続可能な循環型社会の構築
施策 3-3　区内企業の自己変革の促進
施策 3-4　ものづくりの次世代への承継と立地支援
施策 3-5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出
施策 3-6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

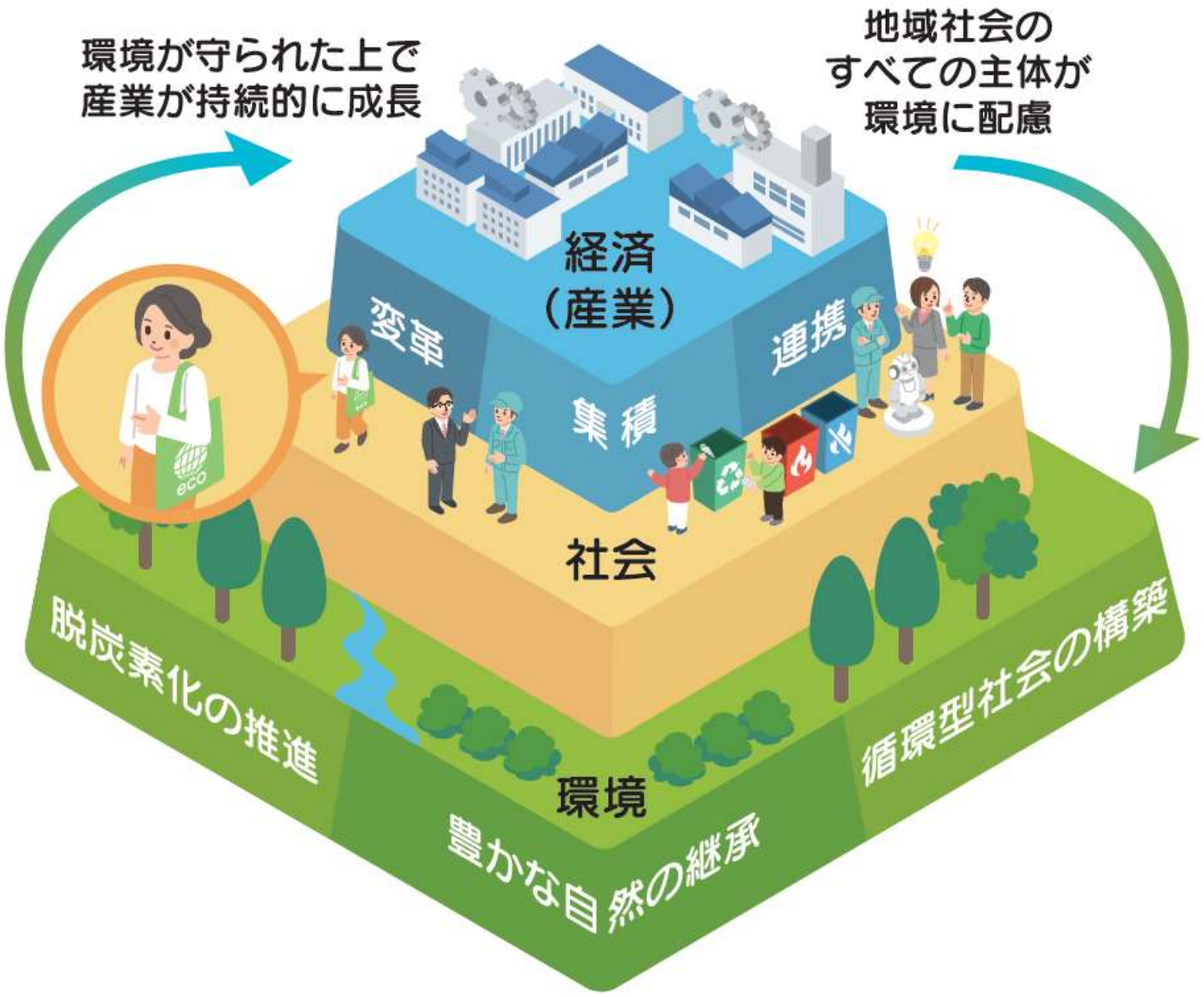
環境が守られた上で
産業が持続的に成長
地域社会の
すべての主体が
環境に配慮
経済
（産業）
変革
連携
集積
社会
脱炭素化の推進
環境
豊かな自然の継承
循環型社会の構築

基本目標３	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策３－１	脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

▶　めざす姿

① 省エネ・創エネ・蓄エネを通じたカーボンハーフの取組の進捗とともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装が始まる中、「2050 年までの脱炭素社会の実現」に向けて、区民・事業者・区が一体となって温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

② 誰もが自然に配慮しながら人間活動を営んでおり、自然と共生する生活空間や職場環境が実現しています。生物多様性の恵みにより、区民の生活がより豊かとなり持続可能な環境負荷の低い経済活動が成立しています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
大田区における温室効果ガス排出量の削減率	▲13.9% （令和 3 年度）	▲44%	▲55%
大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率	▲31.5% （令和 5 年度）	▲45%	▲56%
「生き物の豊かさ」の満足度	27.2% （令和 5 年度）	―	40% （令和 12 年度）
みどり率	25.3% （平成 30 年度）	27%	28% （令和 12 年度）

▶　現状と課題

①　令和３年度の大田区内における温室効果ガス排出量のうち、 CO_2 が 91.5％を占めています。残り 8.5％の「その他ガス」は、ほとんどがエアコンの冷媒などに使用される代替フロンガスです。日常生活や経済活動の中で排出する温室効果ガスの多くを占める CO_2 を削減するため、区民・事業者・区が一体となって、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネ機器・設備の導入、省エネ行動による削減を進める必要があります。

資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による算定結果を基に作成

② 令和３年度の部門別 CO_2 排出量のうち、家庭部門は 30％を超え、大きな割合を占める排出部門です。また、区民の大部分が何らかの省エネ行動を取っていますが、その取組内容に広がりが見られません。家庭においては省エネ機器や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、区民一人ひとりが自分ごととして、日常生活の中で環境に配慮した省エネ行動を実践し、持続可能な生活様式へ転換していくことが重要です。

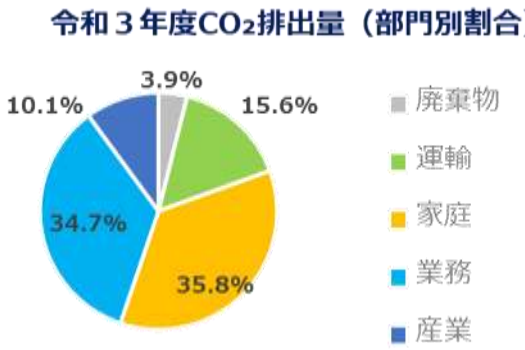

資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による算定結果を基に作成

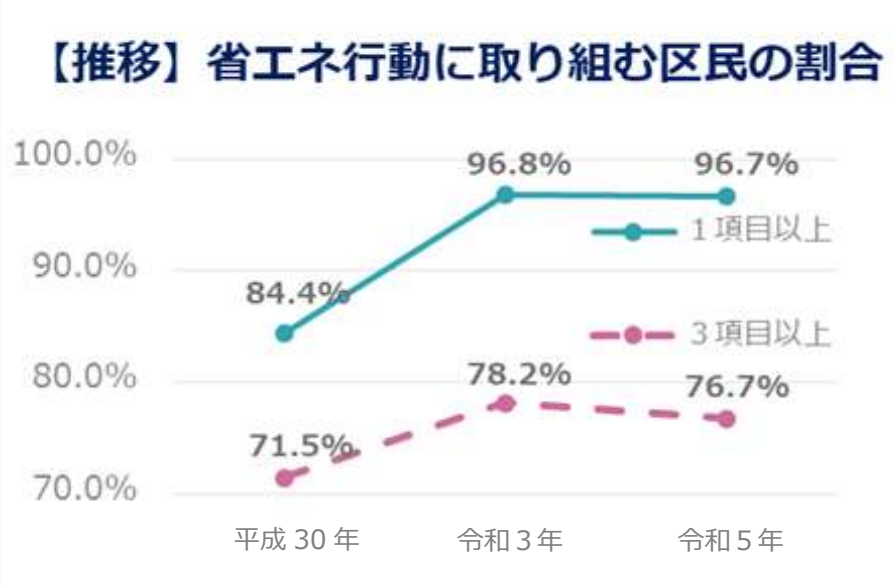

資料：大田区政に関する世論調査（環境配慮行動の取組数別人数割合）を基に作成

③　令和３年度の CO_2 排出量において、業務部門（事業所ビルや飲食店等のサービス関連産業及び公共機関）は、基準年度の平成 25 年度以降減少傾向にありますが、部門別では 34.7％と２番目に多く、産業部門（主に製造業）を合わせると約半分近くを占めています。環境と産業の好循環を生むために、区の CO_2 排出量の多くを占める業務・産業部門の脱炭素化は欠かせない課題です。各事業者は未来を見据えて自ら行動変容を起こし、脱炭素化に向かう世界から選ばれる存在となる必要があります。

資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による算定結果を基に作成

④　大田区は東京の東南部に位置しており、多摩川、東京湾沿いの干潟、砂浜、魅力ある公園など多様な自然があります。東京にはヒト・モノ・カネが集中することから、人間活動による環境負荷、温暖化などの環境変化、外来種による影響などの諸課題を抱えています。地球規模の気候変動、ヒートアイランド現象などに対応するため、生物多様性に配慮する必要があり、区民・事業者・区あらゆる主体が自然と共生する豊かな社会をめざすことが求められます。

生物多様性保全に貢献する取組を行っている区民の割合

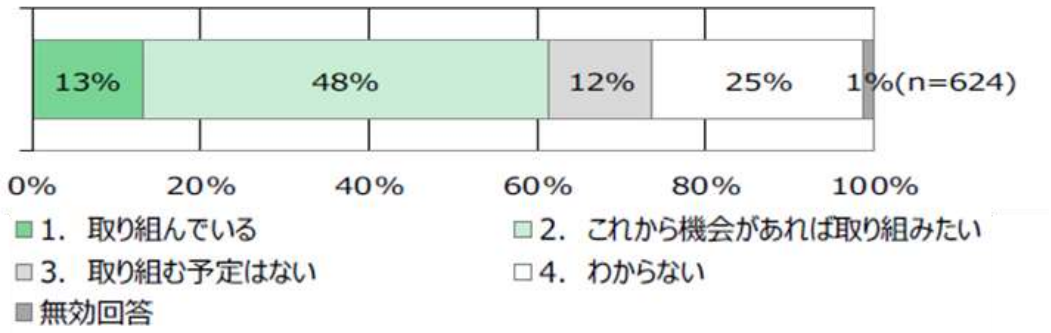

資料：大田区環境基本計画の策定に係る区民アンケート調査を基に作成

▶　施策の方向性

①脱炭素ライフスタイルへの転換

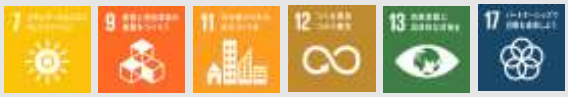

地球温暖化を「自分ごと」として、日常生活や経済活動の中で環境配慮行動を実践し、温室効果ガスの排出を最小限に抑える持続可能な生活様式「脱炭素ライフスタイル」への転換を推進していきます。

取組成果の「見える化」と実践のサイクルを通じて、更なる取組強化を促すとともに、区民・事業者・区あらゆる主体が互いに「つながる」ことによって、「脱炭素ライフスタイル」への行動変容の輪を広げていきます。

また、豊かな地球環境を継承していくため、未来を創り出すこどもたちの環境意識を高め、持続可能な未来をつくる行動変容を促します。

②脱炭素まちづくりの推進

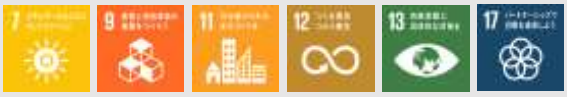

区有施設の再生可能エネルギー導入や省エネルギー・省資源対策の徹底等、区自らが率先して行動し、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及び CO_2 排出量を削減していきます。

あわせて、国や東京都の脱炭素施策の動きと連動し、区内全域への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入や省エネ機器・設備の導入を促進するとともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装を見据えた先駆的な取組を進め、区が牽引役となって区内の建築物及び移動手段の脱炭素化を推進していきます。

区民・事業者・区が一体となって環境と産業の好循環を生む持続的な発展によって、にぎわいのある脱炭素まちづくりをめざします。

③豊かな自然の継承

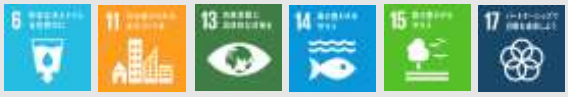

大田区の豊かな自然を後世に継承するため、誰もが生物多様性の価値を認識し地球環境に配慮した社会づくりを進めます。区民・事業者・区あらゆる主体による協働を推進し、自然環境分野における環境教育を普及していきます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	第２次大田区環境基本計画
2	大田区脱炭素戦略
3	大田区役所エコオフィス推進プラン（第６次）
4	大田区産業振興ビジョン
5	大田区ＳＤＧｓ未来都市計画
6	大田区緑の基本計画グリーンプランおおた

基本目標３	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策３－２	持続可能な循環型社会の構築

▶　めざす姿

①　区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つくらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
区民１人１日当たりのごみと資源の総量	585g （令和５年度）	560g	524g

▶　現状と課題

①　過去 10 年の区民１人１日当たりのごみと資源の総量は減少傾向にあります。また、令和５年度に実施した大田区一般廃棄物組成分析調査では、可燃物として排出されたごみのうち、新たに資源として取り扱っているプラスチックを含む資源物は 29.6%であり、可燃ごみに占める食品ロスの割合は 10.4%でした。大田区一般廃棄物処理基本計画において重点施策とした「プラスチックごみの削減」及び「食品ロスの削減」を中心とし、引き続き、資源やごみの適正排出を促進し、ごみの減量やリサイクルの推進について、普及啓発に取り組む必要があります。

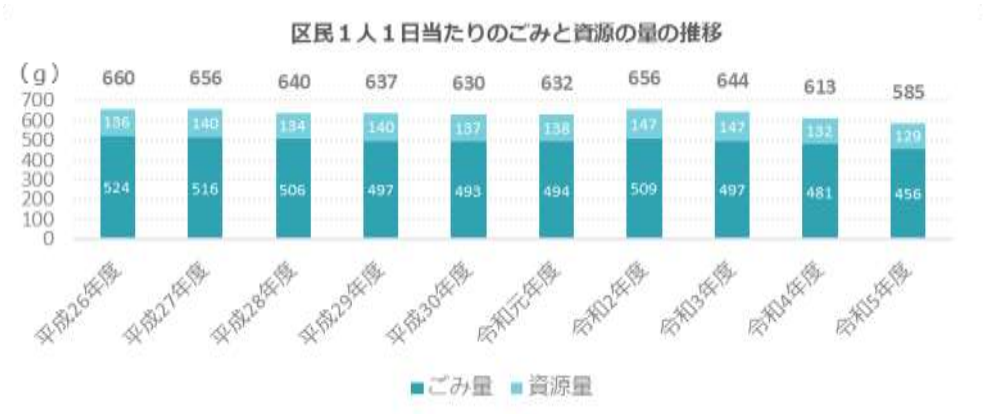

資料：大田区一般廃棄物処理基本計画を基に作成

② プラスチックの回収地域について令和４年 11 月から令和５年９月までを第Ⅰ期（約２万世帯）、令和５年 10 月からを第Ⅱ期（約 12 万世帯）として対象地域を拡大しました。また、第Ⅱ期において「プラ曜日」を設定したことで、残渣率（プラスチック以外の混入率）が第Ⅰ期と比較して約 15%減少しました。第２次大田区環境基本計画で掲げる温室効果ガスの削減に向け、令和７年４月からプラスチック回収の区内全域実施を開始します。今後、プラスチックが可燃ごみとしてではなく、資源として出される割合の向上をめざし、普及啓発に取り組む必要があります。

プラスチックの回収量

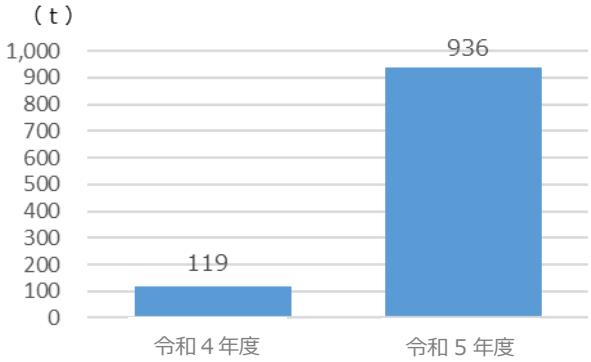

資料：大田区一般廃棄物組成分析調査を基に作成

▶ 施策の方向性

①３R＋Renewable の推進

区民や事業者に対して、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）を心がけるよう、様々なツールを活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行い、可能な限りごみを排出しない生活様式の定着を図ります。排出される不要物については、可能な限り再生利用（Recycle）に向けた排出を促し、再生可能な資源を無駄なく循環利用（Renewable）することを通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、環境負荷の低減に努めます。また、サーキュラーエコノミー実現に向けた事業者の取組を促します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	第２次大田区環境基本計画
2	大田区一般廃棄物処理基本計画
3	大田区分別収集計画（第 10 期）
4	大田区ＳＤＧｓ未来都市計画

基本目標３	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策３－３	区内企業の自己変革の促進

▶ めざす姿

① 変化の激しい環境が続く中でも、区内企業が自社の本質的な課題を理解して、デジタル技術の積極的な活用や新たなビジネスの創出、環境にやさしいものづくりに挑戦することで自己変革が進み、国内外の需要を持続的に取り込んでいます。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
区内全産業の付加価値額	19,208 億円 （令和 3 年度）	19,881 億円 （令和 8 年度）	20,576 億円 （令和 13 年度）
付加価値額が増加した区内企業の割合	42.4% （令和 6 年度）	45%	50%
デジタル化の取組意向のある区内企業の割合	57.8% （令和 5 年度）	65%	70%

▶　現状と課題

① 国際情勢の変化をはじめとする不確実性の高まりやニーズの多様化など、区内企業は多岐にわたる課題に直面しています。環境変化に対応するための自己変革力を向上させるとともに、大田区産業が成長・発展するための機会と捉え、ビジネスチャンスにつなげていく必要があります。

② 産業構造の変化に伴い、既存市場の縮小が懸念されています。特に、ものづくり企業を取り巻く市場環境では、価格競争の激化、国内需要の低迷といった変化が見られます。区内企業の強みである卓越した技術と提案力、仲間まわしネットワークを活かした販路拡大・顧客開拓のため、マーケティング力を強化し、国内外への多角的な市場展開を推進することが求められます。

市場・競争環境の変化の内容

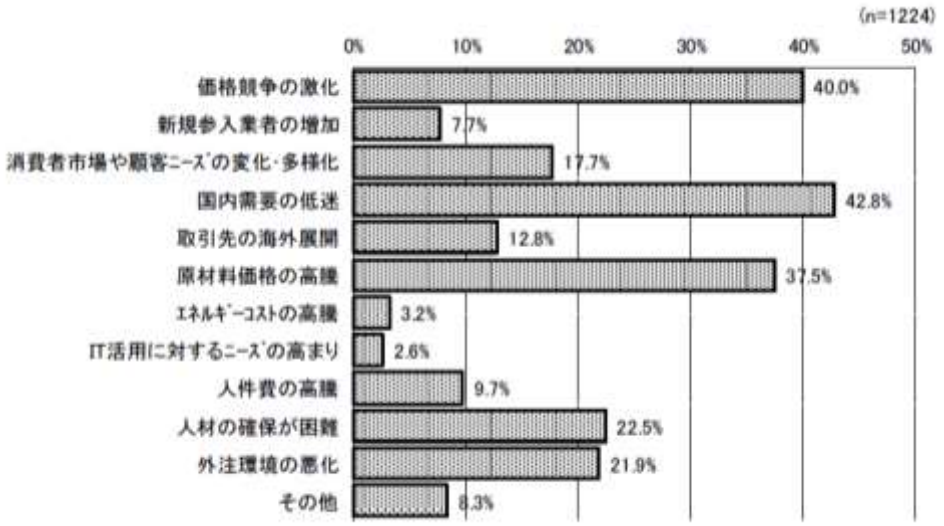

資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

③　業務を効率化して競争力を高めるために、デジタル技術の活用は不可欠ですが、デジタル化を進める上で、個々の企業や個店の取組には限りがあります。企業規模や経営課題等に適合するとともに、経営戦略に則った最適なデジタル化を進めることで、業務効率化やビジネスモデルの変革を図る必要があります。

ＩＴを活用した業務効率化・生産性向上

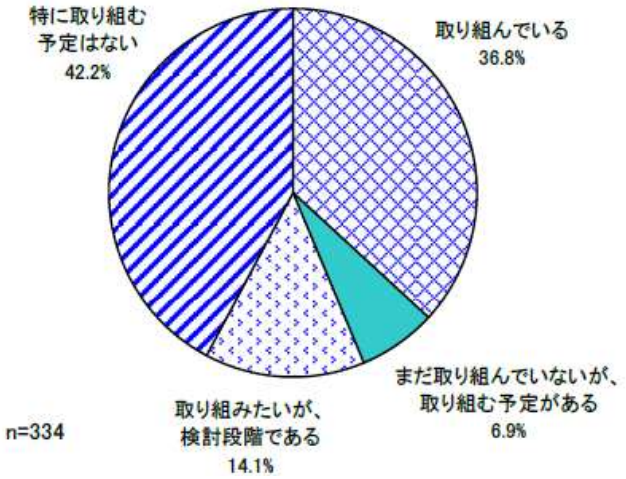

資料：大田区の景況（令和５年７月から９月期）を基に作成

▶　施策の方向性

①変化への対応・高付加価値化

　各種経営支援の実施やマーケティング力の強化支援を実施することで、区内企業の稼ぐ力を強化します。区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大の推進、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーションの創出を促進します。

②脱炭素化・デジタル化の促進

　脱炭素化への取組や、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性の向上と、高付加価値化を実現するための取組を推進します。脱炭素化への取組支援施策に加え、ものづくり企業や商店街・個店をはじめとして、多様な産業のデジタル化・キャッシュレス化を促進します。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区産業振興ビジョン
2	大田区ＳＤＧｓ未来都市計画

基本目標３	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策３－４	ものづくりの次世代への承継と立地支援

▶　めざす姿

① 日本の産業を支え、牽引するものづくり産業集積地の一つとして、多様な基盤技術と職人・匠のノウハウや知恵が維持され、次世代へ着実に継承されています。また、次世代を担う人材が確保・育成され、さらに地域での新たな変革や連携を先導することで、区内の産業競争力が高まっています。

② 企業の成長段階に応じたハード・ソフト両面のきめ細かな支援により、ものづくり産業とそれを支える幅広い産業が重層的に集積しています。「産業のまち大田区」として、住工の調和がとれた操業環境が維持され、大田のものづくりの認知度が向上することで、企業立地や人材確保などに好循環が生まれています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
新規採用人数が充足している区内企業の割合	28.8% （令和 6 年度）	30%	30%
事業承継の意向のうち、事業承継について考えていない区内企業の割合	34.2% （令和元年度）	30%	25%
区内製造業の粗付加価値額	1,850 億円 （令和 3 年度）	1,850 億円	1,850 億円
大田区のイメージについて、ものづくりのまちを選んだ割合	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定

▶　現状と課題

①　区内ものづくり企業の数が減少しており、産業集積の維持に影響が出ています。産業集積の維持や高度な基盤技術、仲間まわしネットワークの維持のためには、事業や技術の承継が重要です。しかし、事業承継についての調査では、約 20%の企業が廃業、約 35%の企業が事業承継について考えていないと答えており、事業承継についての意識が低いことがうかがえます。次世代への事業承継は、準備に時間がかかるため、事業承継に対する意識を高め、できるだけ早く具体的な準備につなげていくことが求められています。

事業承継の意向

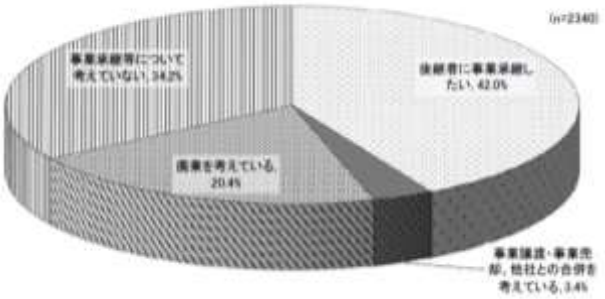

資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

②　少子高齢化により労働力人口が減少し、慢性的な人手不足が区内の中小ものづくり企業でも重要な経営課題となっており、企業規模が大きいほど、人材不足が事業展開に及ぼす影響が大きくなっています。また、区内企業は 9 人以下が約 70%を占めるため、賃金や就業条件面、町工場のイメージなどにより採用力が弱い状況です。就業環境の改善や人材育成の支援、採用機会の創出やマッチングのサポートなどの人材確保策が求められています。

人材不足が事業展開に及ぼす影響度＜会社全体の従業者規模別＞

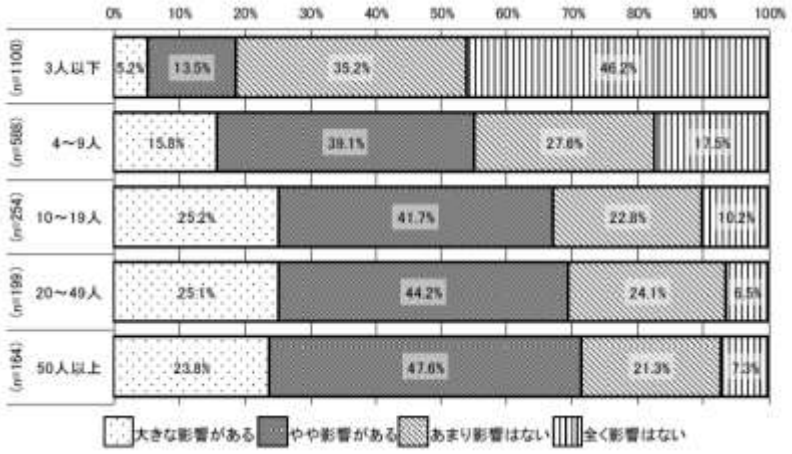

資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

③　羽田空港から至近、産業集積の好立地、工場アパート人気などにより大田区の立地ニーズは高くなっています。一方で、住宅への転用などにより、産業立地や物件が不足しており、需要と供給が見合っていません。区内企業の留置、区外からの誘致を進めるため、貴重な区内産業用地、物件を効率よくマッチングすることが求められています。また、ものづくりを支える関連産業や付加価値の高い企業の誘致により、地域経済への波及効果を高めていくことも重要です。

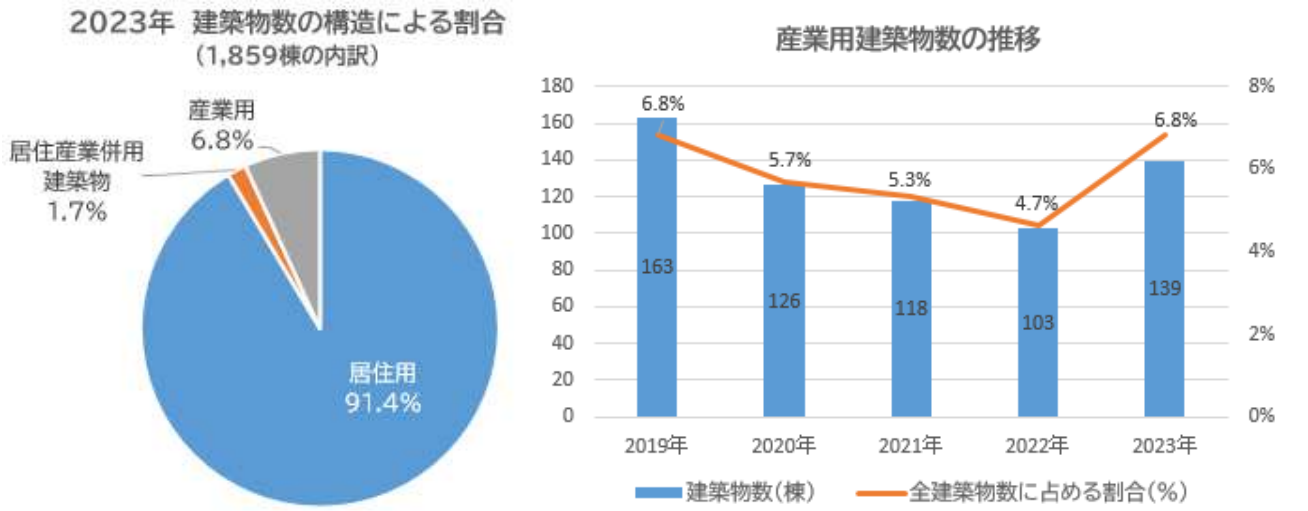

資料：国土交通省「建築着工統計」調査を基に作成

④　工場跡地の住居転用が進んでいることに伴い、区民生活への配慮などがより重要となっているため、住民の理解、住工の調和がとれた操業環境を維持していくことが必要です。また、若い層ほどかつてのものづくりのまちのイメージが低下しており、産業集積の強みを活かした経営や人材確保などへの影響が考えられます。そのため、次世代につながる若年層への訴求が求められています。

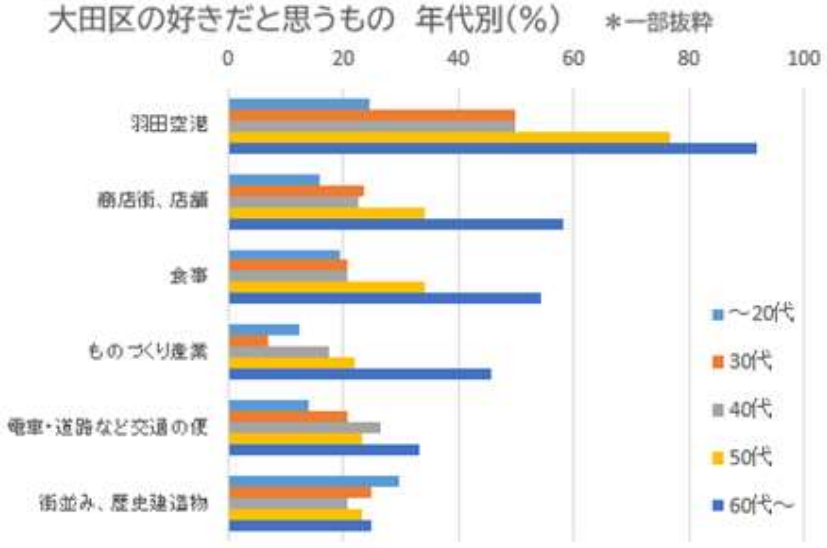

資料：令和５年度大田区シティプロモーション調査を基に作成

▶　施策の方向性

①基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保

小規模なものづくり企業の高密度な集積と、強みの仲間まわし機能を維持するために、事業承継への意識を高め、具体的な行動に結びつくための支援体制を整備します。また、個社の強みを受け継ぐ次世代のものづくり人材を育成できるような教育・研修等を行い、関係各所との連携を積極的に推進する人材を確保・活用できる体制を整備します。

②立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和

企業の成長段階や幅広い産業分野に合わせた立地・拡張ニーズに対応するために、需要と供給をマッチさせる取組を実施し、企業誘致・留置を進めていきます。また、住工の調和がとれた操業環境を維持するために、ものづくり産業への区民の理解を深め、「産業のまち大田区」としてのイメージを確立させていきます。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区産業振興ビジョン
2	大田区ＳＤＧｓ未来都市計画

基本目標３	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策３－５	新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

▶　めざす姿

① 新規創業や新分野進出等に意欲を持つ誰もが挑戦しやすい環境があり、継続的に新たな産業やサービスが生み出されることにより、区内によい経済循環が生まれて産業が活性化しています。

② 羽田イノベーションシティを起点とし、区内企業はもとより、スタートアップなどの国内外の多様な主体が集まり交流することで、区民生活の向上や地域課題の解決につながるイノベーションが生まれています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
区内の新設法人数	1,051 社 （令和 5 年度）	1,114 社	1,167 社
羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」を活用した交流・連携による区内企業とのオープンイノベーション創出数	2 件 （令和 5 年度）	2 件	3 件
羽田イノベーションシティを起点とした新技術の区内実装数	1 件 （令和 5 年度）	2 件	3 件

▶　現状と課題

①　経営総合相談窓口として「PiO フロント」を設け、令和 5 年度は、年間 884 件もの創業相談に応じました。また創業支援施設「六郷 BASE」では、新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図っています。地域経済への波及、相乗効果を高めていくためには、継続的に新しい事業が生まれて、育っていくことが重要です。創業支援窓口や支援施設の活用を促し、区内での創業、立地につなげていくことが求められています。

②　羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」でのフォーラム開催時等に合わせて、国内外の様々な主体による企業交流イベントが開催されています。交流で終わることなく、交流をきっかけとした新製品・新技術の開発など、区内ものづくり企業の新たな取組をこれまで以上に促進する必要があります。

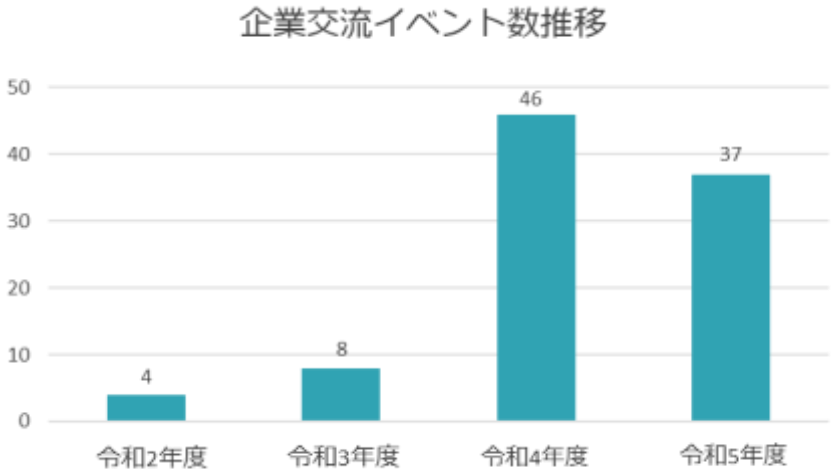

資料：所管課実績を基に作成

③　羽田イノベーションシティは様々な実証実験を行う「テストベッド」であることを活かし、地域課題解決に向けた実証実験を恒常的に行っています。羽田イノベーションシティでの実証だけに留めることなく、実際に課題を抱える区内現場での実装に向け、切れ目なく総合的に支援していく必要があります。

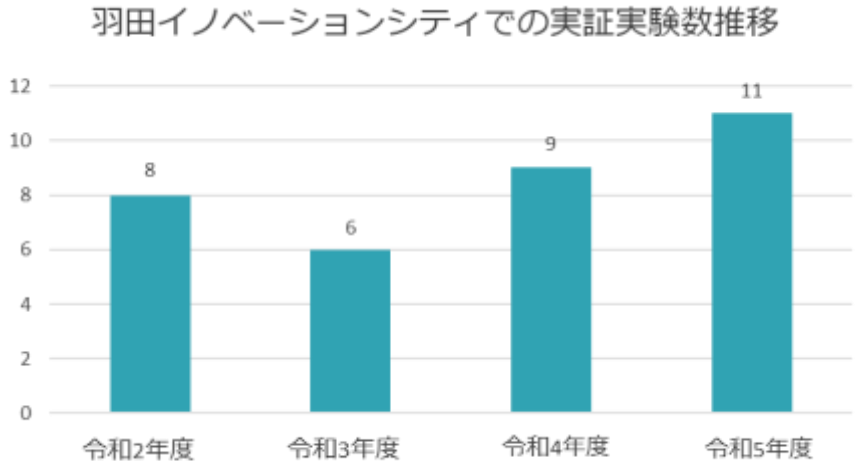

資料：所管課実績を基に作成

▶ 施策の方向性

①新たな挑戦への支援（創業支援）

経営総合相談窓口「PiO フロント」にて創業相談を行うとともに、東京都等と連携し、区内での新たなチャレンジを支援します。また、創業支援施設「六郷 BASE」では、区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図るための活動の場を提供します。

②産業交流拠点の形成

羽田イノベーションシティや「HANEDA×PiO」で、（公財）大田区産業振興協会や企業が有するネットワーク等を活用したイベントを行うとともに、多様な主体のコミュニティ化と活発な交流を促進し、区内企業の新たな連携機会を創出します。また、羽田空港近接地であることを活かし、海外企業を区内へ誘引し、連携を生み出すためのプロモーションを行います。

③イノベーション創出の推進

羽田イノベーションシティにおいて、公民連携により事業を進めることで、区内産業の活性化等の実現を図ります。また、羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に資する技術について、区内での実証実験及び社会実装を支援・促進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区産業振興ビジョン
2	大田区ＳＤＧｓ未来都市計画
3	羽田空港跡地まちづくり推進計画

基本目標３	豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
施策３－６	活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

▶　めざす姿

① 魅力的で繁盛する個店が増え、店舗や商店街に区内外から多くの人が訪れ、地域に元気と活気が生まれています。また、商店街の運営機能が向上し、主体的ににぎわいを創出するなど、商店街が地域コミュニティの中心としての機能を担い続けています。

② 区内来訪者向けのサービスが充実し、利便性が高くにぎわいのある魅力的なまちとなっています。羽田空港を擁する大田区が国内観光の拠点として認知され、国内外に区の魅力が発信・拡散されることで、来訪者の増加・地域経済の活性化につながっています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
買い物や食事、イベント等で商店街を利用している割合	89.8% （令和 6 年度）	90%	90%
区内における年間観光消費額の推計値	1,325 億円 （平成 29 年度）	1,650 億円	1,720 億円

▶　現状と課題

①　商店街は、身近な買い物の場としての機能に加え、地域のコミュニティとしての役割が期待されていますが、高齢化や若手人材不足などが商店街運営の大きな課題となっています。商店街がにぎわいを創出し、地域コミュニティの核としての役割を担い続けるためには、商店街の組織力強化や運営を担う人材育成を図る必要があります。

都内商店街が抱える問題点

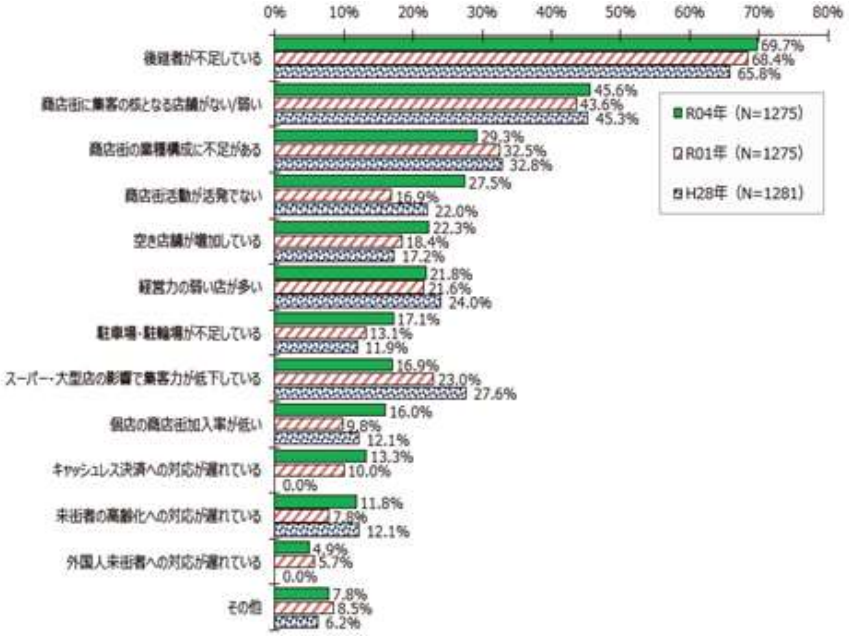

資料：令和４年度東京都商店街実態調査報告書を基に作成

②　消費者ニーズの多様化やデジタル技術の発展、大型店の展開など、個店を取り巻く経営環境は大きく変化しています。また、飲食店、小売業などの非製造業は、製造業と比べ労働生産性が低い傾向にあります。経営力があり魅力的な商品・サービスを提供できる店舗へ成長するためには、各個店が、事業計画の見直しや新規顧客獲得等、新たな取組に積極的にチャレンジしていく必要があります。

③　新型コロナウイルス感染症拡大の影響でインバウンド需要が消滅し、国内旅行需要も減少していました。現在ではこれらの需要が急速に回復し、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を超える勢いです。また、羽田空港の乗降客数は右肩上がりの状況で、今後も堅調な推移が予想されます。しかし、来訪者は区外を目的地に設定しているケースが多く、区内での活動が限定的であることが課題です。

資料：日本空港ビルデング株式会社「羽田空港 旅客ターミナル利用実績」を基に作成

④　訪日リピーターが増加傾向にあり、主要観光地に加えて、地域固有の体験を求める傾向が強まっています。大田区は都内近郊の観光拠点として好立地であり、多種多様な目的を持った人々が訪れています。大田区は「観光地」としての認知獲得は難しい一方、羽田空港を擁する立地特性から、国内観光の拠点となり得るポテンシャルがあります。来訪者が求める「大田区ならでは」の魅力の創出と情報発信が必要です。

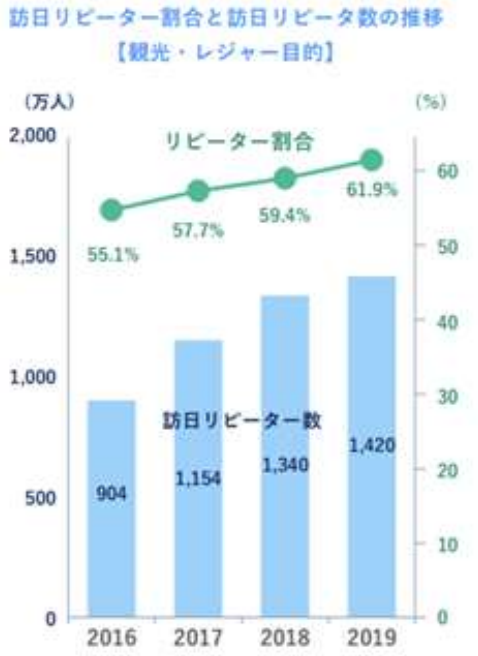

資料：観光庁「令和元年訪日外国人消費動向調査」を基に作成

▶　施策の方向性

①商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援

商店街環境の整備、地域の特性を活かしたイベントなど、商店街が起点となり主体的ににぎわいを創出する事業への支援や個店の継続的な成長につながる援助を行うとともに、商店街運営の効率化、次世代の担い手の育成等、商店街の自立的で持続可能な運営基盤を強化するための取組を進めます。

②区の魅力の発信と来訪者の利便性向上

大田区ならではの歴史や文化、食の魅力、銭湯や商店街など、地域資源を見える化し、磨き上げ、魅力を創出していくため、回遊促進事業等の取組を引き続き行っていきます。

また、羽田空港を擁する大田区だからこそできる来訪者の利便性向上につながる取組等を、企業等との連携も視野に検討していきます。

観光関連情報を観光ＰＲサイトや各種ＳＮＳで積極的に発信し、大田区の更なる認知度向上につなげます。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区産業振興ビジョン

基本目標４

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全なだけではなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。
また、23 区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。
都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

施策 4-1　災害に強く回復しやすい減災都市の実現
施策 4-2　地域力を活かした防災対策の推進
施策 4-3　治安がよい美しいまちの実現
施策 4-4　地域の魅力を活かした拠点づくり
施策 4-5　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成
施策 4-6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備
施策 4-7　世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり
施策 4-8　多彩で魅力ある公園・緑地づくり
施策 4-9　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

STATION
災害対策本部運営訓練

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－１	災害に強く回復しやすい減災都市の実現

▶　めざす姿

① 区内住宅等の耐震化・不燃化が進むとともに、避難等に有効な道路幅員、延焼遮断や避難所・防災活動拠点等となる学校・公園などを有する市街地が形成されることで、区民の生命・財産を守る災害に強く安全・安心で良好な住環境が整えられたまちが実現しています。

② 橋梁をより強靱にすることで、区民の生命を守り、生活の再建を促し、企業活動の再開へとつながる道路ネットワークが構築されています。

また、無電柱化の推進により、道路閉塞の一因を無くし災害早期復旧を可能にするなど、都市防災機能の強化、安全・安心で快適な歩行空間の確保とともに、良好な都市景観を創出します。

③ 気候変動により激甚化・頻発化している水害の危険性に対し、建築物や公園など公共施設を活用した垂直避難の場所が確保されています。また、高層階の公共施設がない場合にも、民間施設との協定を締結するなどして、発災時に区民の命を守る「高台」が確保されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
住宅の耐震化率（旧耐震基準）	92.9% （令和 5 年度推計値）	約 98% （令和 7 年度）	―
住宅の耐震化率（新耐震基準）	85.9% （令和 5 年度推計値）	―	個別計画の 改定時設定（※）
東京都防災都市づくり推進計画の重点整備地域における不燃領域率（東京都推計値）	大森中地区： 64.3% 羽田二・三・六丁目地区：49.4% 補助 29 号線沿道地区（大田区）： 52.5% （令和 4 年度）	―	大森中地区： 70%超 羽田二・三・六丁目地区：60%超 補助 29 号線沿道地区（大田区）： 70%超 （令和 12 年度）
耐震性能を把握した橋梁数	39 橋/156 橋 （令和 5 年度）	59 橋	75 橋
耐震・強靱化を進めた橋梁数（落橋対策）	30 橋/156 橋 （令和 5 年度）	35 橋	39 橋
無電柱化整備延長	13.47 ㎞ （令和 2 年度）	17.53 ㎞	20.79 ㎞ （令和 12 年度）
高台の充足数（特別出張所単位）	10/18 特別出張所	14 特別出張所	18 特別出張所

※大田区耐震改修促進計画を令和 7 年度末に改定予定

▶　現状と課題

① 旧耐震基準の住宅等の助成開始から 10 年以上経過し、所有者の高齢化、集合住宅の合意形成等の課題で耐震化が困難な住宅等が増加傾向にあります。また、新耐震基準の木造住宅の耐震化で首都直下地震の全壊棟数、死者数は約 80%減少すると推計されています。そのため、旧耐震基準の耐震化率 98%をめざし、各種助成事業の普及啓発、個別相談等の支援を進めるとともに、令和 6 年度から開始した新耐震基準の診断助成の結果も検証しながら、耐震化支援を更に拡充する必要があります。

② 新防火規制、不燃化特区による建替え等支援、羽田地区の道路拡幅等整備により、木造住宅密集地域の不燃化が進んでいますが、不燃領域率目標値 70%（延焼焼失率がほぼゼロとなる値）までは達成していない状況です。引き続き、建築物不燃化の個別相談・建替え支援、羽田地区での災害時避難路確保、延焼防止となる道路軸・広場・公園等整備促進、無接道敷地解消等を進めて、不燃領域率 70%をめざす必要があります。

③ 区が管理する橋梁 156 橋（公園橋は除く）のうち、約半数は昭和 40、50 年代に整備され、旧耐震基準（昭和 55 年以前）が適用されています。耐震補強については、過去の地震、津波被害にも対応した耐震基準を基本に進めています。しかし、東京都や旧国鉄から移管された橋梁が多く、設計計算書や地盤情報が不足しているため、現行基準での耐震性能が不明であり、これを把握する必要があります。また、耐震補強の効果を踏まえた上で、地震に対する早急な対策が求められています。

管理橋梁の架設年代

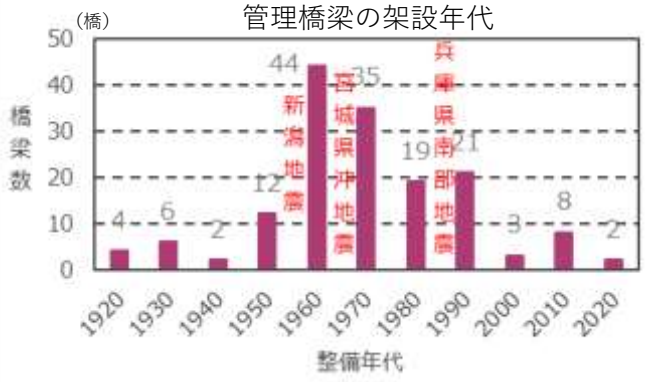

資料：橋梁耐震整備計画を基に作成

④ 無電柱化は全国的に進められていますが、区が管理する区道の総延長に対する無電柱化整備延長（無電柱化率）は、令和 2 年度の時点で 1.7%となっています。無電柱化（電線共同溝の敷設）に必要な道路空間の確保が難しく、高額な整備費用（約 5.3 億円／km）や長い工事期間（道路延長 400m で設計から工事まで 7 年程度）を要しています。

⑤ 多摩川が想定最大規模で氾濫した場合、区の約 37%のエリアで浸水が想定されており、区役所本庁舎やＪＲ蒲田駅周辺も浸水区域内に立地しています。また、浸水エリアには、区の人口の約 60%が居住しています。区の高台が不足している箇所への早急な対応が求められており、建物群、公園等公共施設、高規格堤防を組みあわせながら整備する必要があります。

▶　施策の方向性

①倒れないまちづくりの推進

旧耐震基準で建てられた住宅等の耐震化を推進するとともに、新耐震基準で建てられた課題のある木造住宅の耐震化を進め、首都直下地震など大規模な震災による被害を最小限に抑えられる、倒れないまちづくりを進めます。

②燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進

災害に強く安全で安心して暮らせる「燃えない・燃え広がらないまちづくり」推進のため、特に不燃化促進が必要な地区では、修復型まちづくりの手法により道路拡幅整備や防災広場・公園等整備を進めます。また、東京都の不燃化特区制度を活用した建替え等支援により、不燃領域率の向上を図ります。

③橋梁の強靭化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化

区が管理する橋梁の耐震性能を把握し、発災時における自宅から避難所までの円滑な避難や緊急車両の通行のリスクを最小化します。また、発災直後から刻々と変化する状況を仮想空間でのシミュレーション等により想定し、実社会での道路ネットワークにおける路線の位置付けや耐震性能を踏まえ、優先対策橋梁の耐震整備を推進します。

④多様な整備手法による無電柱化の推進

電線共同溝方式以外の低コスト手法の採用や、道路外の公共用地等の活用を検討するとともに、緊急輸送道路以外の区道における新たな電柱の設置抑制や、単独地中化による無電柱化の推進を民間等開発事業者に要請するなど、区内における無電柱化を総合的に推進します。

⑤水害から命を守る高台まちづくりの推進

高台まちづくりの実現に向けて、短・中・長期での検討を行います。短期では、建築物を利用した垂直避難、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防を整備し、高台まちづくりを推進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	大田区国土強靱化地域計画
3	大田区地域防災計画
4	大田区耐震改修促進計画
5	防災都市づくり推進計画（東京都）
6	橋梁長寿命化修繕計画
7	橋梁耐震整備計画
8	大田区無電柱化推進計画
9	大田区高台まちづくり基本方針

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－２	地域力を活かした防災対策の推進

▶ めざす姿

① 大規模災害発生時、消防・警察・自衛隊・医療関係機関等の連携により、要救助者が救助され、病院・緊急医療救護所等で傷病の程度に応じた医療が提供されるとともに、区民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識のもと、隣近所の協力や助けあいによって地域力が高まり、要配慮者を支援できる社会が実現しています。

② 大規模災害発生時にも、全区民が安心して生活を継続できるよう、避難の形態にかかわらず、必要とする方に支援物資が行き渡る強靭な物流体制や、生活環境の保全と公衆衛生を確保できる災害廃棄物処理体制が構築され、１日も早い生活再建と安定の事前対策が整っています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
総合防災訓練と地域の自主防災訓練との訓練成果の共有率	0% （令和５年度）	100%	100%
災害から身を守るために取組をしている区民の割合	85.6% （令和６年度）	100%	100%
災害ケースマネジメントを担う関係機関との協議数	２団体 （令和５年度）	７団体	11 団体

▶　現状と課題

① 現行の関係機関の体制（※）で、首都直下地震発生時に予想される被害者を救助するためには、区災害対策本部の情報収集、指揮・統制能力を向上させ、関係機関の能力・特性に応じた適切な勢力配分により、救命・救助率を高めていく必要があります。また、災害拠点病院等が発災時の混乱により機能不全に陥ることのないようトリアージ、軽症者処置を行う緊急医療救護所（軽症者救護所）の体制を構築していますが、こうした災害時医療救護体制の運用には、スタッフ側のスキルアップに加え、地域住民の緊急医療救護所等に対する認知度の向上が必要となります。

※ 消防　【区内４署（大森・田園調布・蒲田・矢口）・消防救助機動部隊の一部】
警察　【区内５署（大森・田園調布・蒲田・池上・東京空港)】
自衛隊【第１普通科連隊１個小隊（約 30 人)】

② 令和６年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査において、14.4％の方が「(災害から身を守るための取組を）特に何もしていない」と回答しました。区の防災対策や日頃の備えの重要性について広く周知していくために、区の防災に関わるすべての事業と地域の自主防災訓練等を連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる環境を構築し、防災意識の高揚を図る必要があります。避難行動要支援者(約１万７千人)に対しては、区が優先的に支援する対象者と本人・家族が作成する対象者とに区分し、個別避難計画の作成を進めています。より多くの方に個別避難計画の作成を進めることで福祉避難所や要配慮者スペースの整備・拡充など計画の実効性確保に努めています。また、地域住民とともに要配慮者の避難・誘導・避難生活訓練を実施することも必要です。

③ 災害時、支援物資を民間事業所に集積し、各種避難所ごとに仕分けを行ったのち、放射線状に輸送する物流システムを令和６年に構築しました。災害時、支援物資を必要とする方に滞りなく供給するためには、平時の備蓄管理体制を整備するとともに、帰宅困難者をはじめ在宅避難者や要配慮者にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靱な物流体制を構築していく必要があります。また、首都直下地震発生時には、区のごみ総排出量の 19 年分に相当する災害廃棄物の発生が予想されます。このうち、し尿や生ごみを含んだ生活系廃棄物の長期堆積は、生活環境を悪化させる要因となります。区民の生活環境の保全・公衆衛生を確保するためには、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制の構築が必要となります。

④ 住家被害認定調査拠点や、り災証明書交付拠点を複数設置するとともに、各業務のシステム導入や、災害の規模に応じたゾーニングによる業務戦略確立により、調査・交付体制の迅速化を進めています。さらに、専門知識を持つ関係機関と定期的に研修会を開催し、ワークショップにより、被災者支援の「相談窓口業務」の理解を深めてきました。生活再建に必要な支援は多岐にわたるため、専門分野を持つ様々な機関と連携を深め、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握し解消する「災害ケースマネジメント」を推進する必要があります。

▶　施策の方向性

①区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築

デジタル技術なども活用した区（災害対策本部）の情報収集体制を強化し、関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との高度な連携訓練の積み重ねにより、区の指揮・統制能力の向上を図り、強靱な救命・救助・救護体制を確立します。また、実災害等から得た教訓を迅速に防災対策に反映できる検証サイクルを確立し、区民の生命・身体を災害から保護します。

②多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚

区の応急対策の検証と区民の声を反映することを目的とした「総合防災訓練」と、地域で計画する自主防災訓練や防災に関わる各種事業を密接に連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる普及環境を構築します。

これにより、区民一人ひとりの防災に関する意識の高揚を図り、自らの判断で避難行動等をとれることをめざすとともに、区と地域及び事業者の連携で要配慮者等の避難を協力して助けあえる関係づくりをめざします。

③必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築

大規模災害発生時、区の備蓄を必要とされる方に供給できる備蓄管理体制を整備するとともに、学校防災活動拠点に緊急支援物資を滞りなく届けられ、在宅避難者や要配慮者はもとより帰宅困難者等にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靱な物流体制を構築します。

また、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制を構築し、地域の集積所や各種避難所に長期間堆積される状態を回避し、生活環境の保全と公衆衛生を確保します。

④災害ケースマネジメントの実施準備

平時から災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、連携が想定される機関と顔の見える関係を構築し、事前に災害時の連携協定を締結するなど、発災直後から円滑な連絡・調整を実施できるよう準備を進めます。

これらの体制が整った段階で災害ケースマネジメントを地域防災計画に位置付けるほか、デジタル技術なども活用した円滑な被災者の生活再建と、１日も早い復興のための事前対策を推進します。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区地域防災計画
2	大田区災害廃棄物処理計画

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－３	治安がよい美しいまちの実現

▶　めざす姿

① 地域団体、関係機関と連携して犯罪を許さないまちづくりを推進するとともに、区民に防犯対策が普及・浸透することにより、防犯意識が高まり、区民の安全・安心が実現されています。

② 区民一人ひとりの消費者力が高まり、悪質商法などによる消費者被害が防止されています。

③ 分煙環境の整備が進み、区民や地域団体等の様々な主体が自主的に美化活動に取り組んでいる清潔で美しいまちが実現しています。

▶　指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
治安のよさの満足度（体感治安）	60.4% （令和 5 年度）	65%	70%
区内特殊詐欺被害件数	151 件 （令和 5 年）	112 件	72 件
消費者相談の解決率	98.6% （令和 5 年度）	99%	99%
蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者数	16 人 （令和 5 年度）	11 人	7 人

▶　現状と課題

①　区内刑法犯認知件数は令和３年まで減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いたことによる人流復活に伴い、近年は増加傾向にあります。そのため、自治会・町会などの地域団体や警察などの関係機関と連携・協力の上、社会全体で犯罪を許さない環境をつくる必要があります。

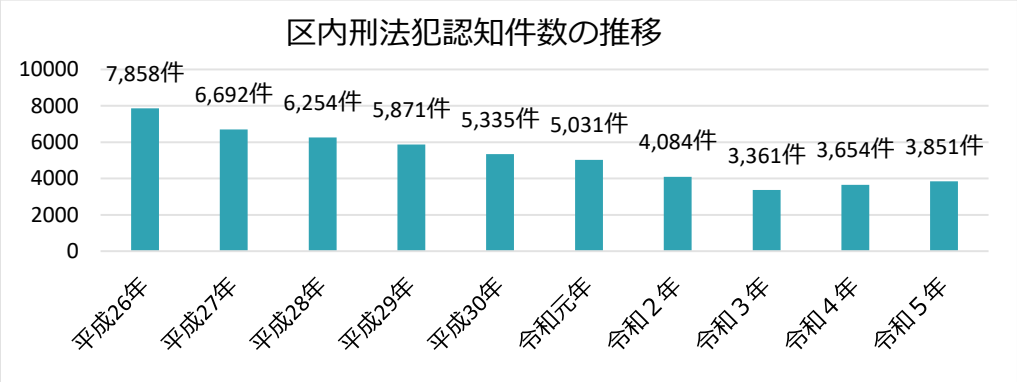

資料：警視庁資料を基に作成

②　オレオレ詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺は、全国的には増加傾向にある一方で、区内ではほぼ横ばいですが、撲滅までには至っていません。手口が巧妙化する特殊詐欺においては、電話にすぐ出ないなど、犯人との接点を無くす取組が必要となっています。

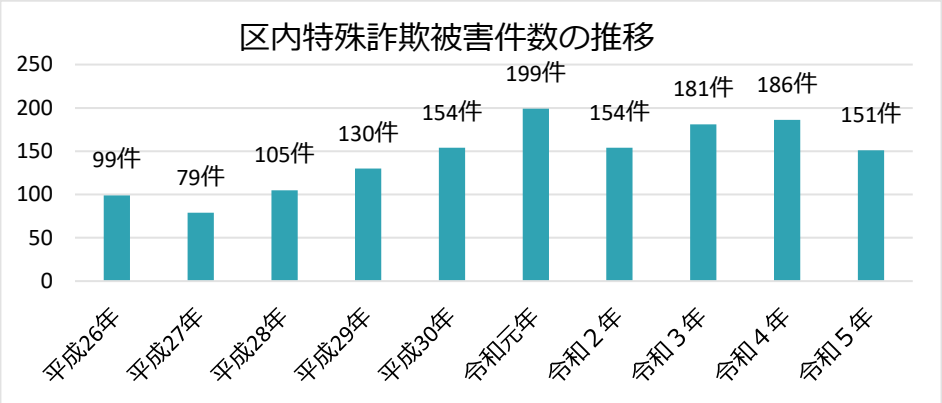

資料：警視庁資料を基に作成

③　令和５年における区内自転車盗難件数は 1,426 件で、区内刑法犯認知件数の約 40％を占めており、近年は人流復活に伴い、増加傾向にあります。また、盗難に遭った自転車の約 60％は無施錠であり、自転車利用者の防犯意識を高める必要があります。

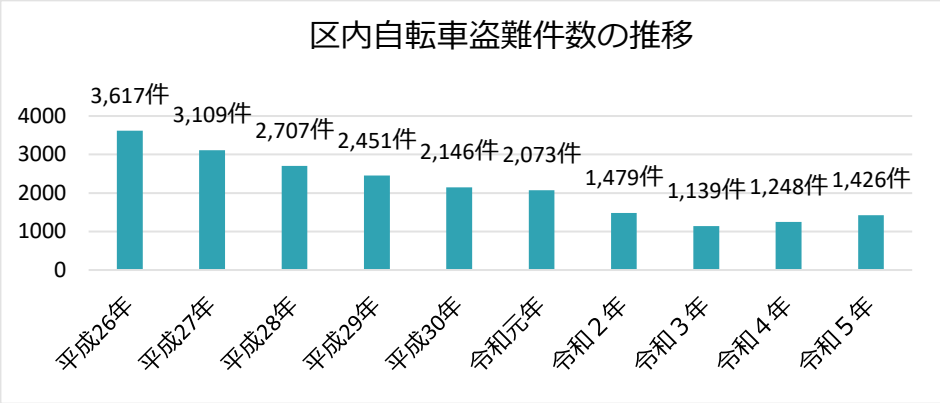

資料：警視庁資料を基に作成

④　デジタル社会の進展と個人投資への関心の高まりなどに伴い、従来にない契約トラブルが発生しています。成年年齢の引下げやオンライン取引が急速に増えていることにより、悪質事業者のターゲットとなりやすい消費者が増加しています。そのため、新たな契約トラブルにも対応可能な消費生活相談体制を整え、啓発を強化するとともに、行政、福祉関係者、自治会・町会などの連携により、消費者被害防止及び見守り活動を進める必要があります。

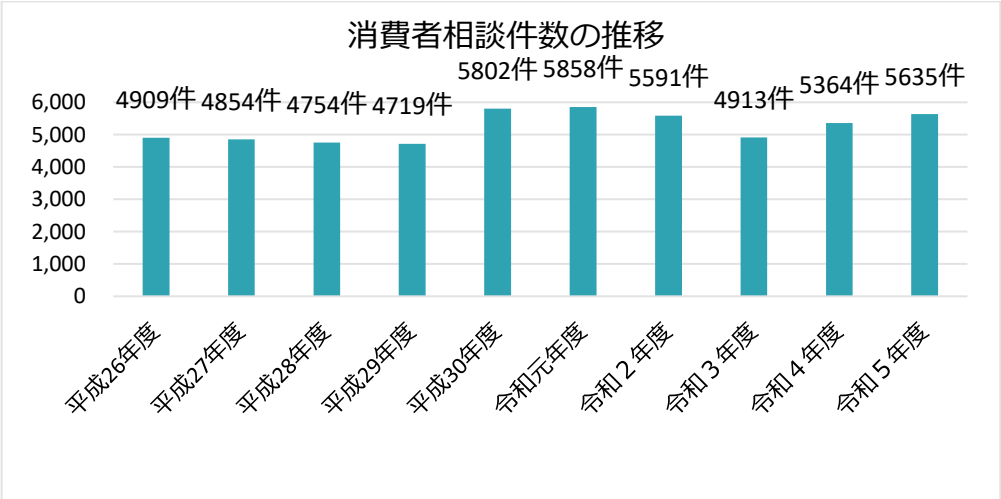

資料：所管課実績を基に作成

⑤　令和２年４月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、たばこを吸える場所が減る一方、分煙環境に対する区民の意識は高まっています。公衆喫煙所の設置・運用による分煙環境の整備を進めるとともに、喫煙マナー指導員の派遣、路面表示シートの貼付を行うなど、より一層の喫煙マナー周知が求められます。

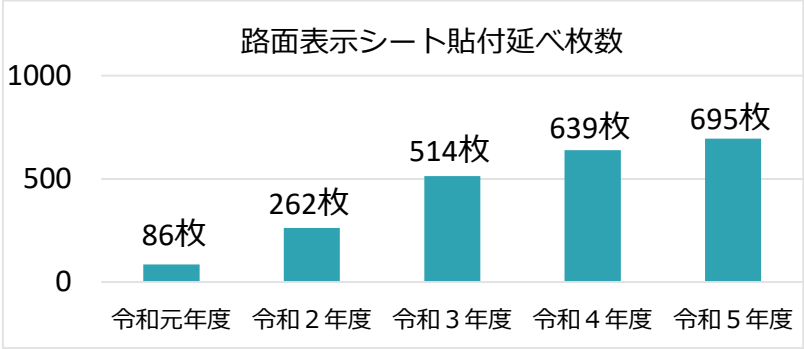

資料：所管課実績を基に作成

⑥　地域美化活動支援として、自主的清掃活動へ支援用品の配布を行っています。しかしながら、清掃活動を行っている層が固定化されているため、清掃活動に興味がない方への更なる啓発が求められます。

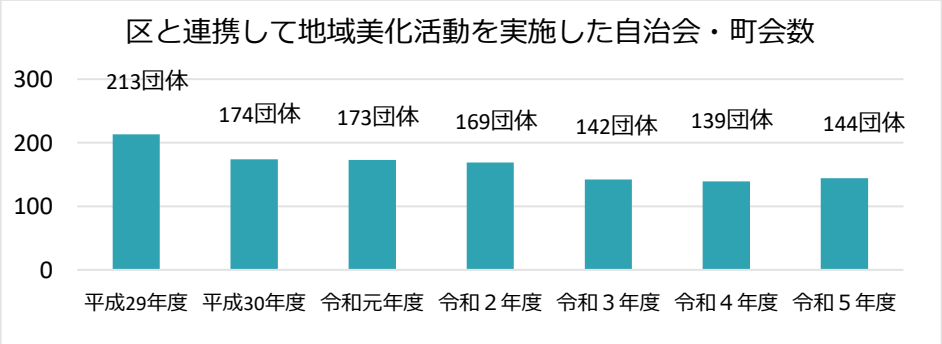

資料：所管課実績を基に作成

▶ 施策の方向性

①地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保

区民が安全・安心に暮らせるまちを実現するために、地域団体による自主防犯活動などを支援し、積極的な情報交換等を通じて警察をはじめとした関係機関との連携をより強固にします。また区民の防犯意識を高めることで、社会全体で犯罪を許さないまちをつくり、体感治安の向上を図ります。

②特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化

特殊詐欺に対して有効な対策ツールである自動通話録音機の普及活動及び特殊詐欺被害、消費者被害防止対策に関する広報啓発活動を推進し、被害防止や解決に向けた対応力向上を図ります。

また、インターネットを通じた犯罪、消費者トラブルに巻き込まれやすい若者や高齢者などに対する家族や地域による見守りを促進します。

③喫煙対策及び環境美化の推進

喫煙する人としない人が共存できる環境の実現に向け、喫煙マナーを周知徹底するとともに、分煙環境の整備など総合的な取組を推進します。

また、区民や地域団体等の様々な主体による自主的な美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区高齢者福祉計画・第９期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】
2	第２次大田区環境基本計画
3	大田区自転車等総合計画

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－４	地域の魅力を活かした拠点づくり

拠点：まちづくりにおける拠点とは、その都市や地域の中心的な役割を果たすエリアのことで、商業、文化、行政などの主要な機能が集積している地区のことを指す。

▶ めざす姿

① 地域特性を踏まえながら、限られた空間を最大限有効に活用した魅力的な都市づくりが進んでいます。また、拠点駅では交通結節点や憩いの場となる駅前広場等、安全・安心かつ快適で利便性の高い都市空間が計画的に整備されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
住んでいるまちが魅力的であると感じる区民の割合	68.5% （令和 5 年度）	70%	72%
駅周辺の整備が進んでいると感じる区民の割合	43.6% （令和 6 年度）	46%	48%

▶ 現状と課題

① 「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、複雑化する都市の課題解決に向け、設定した都市づくりのテーマや各部門に対して横断的・戦略的に都市づくりを推進しています。大田区を取り巻く状況や東京都・周辺区市の動向、将来の変化等を予測した都市づくりを進めていく必要があります。

② 蒲田駅周辺では、東口駅前広場の地下自転車駐車場の整備が進められ、新空港線整備を契機とする中長期的な都市基盤施設整備や、まちの機能更新、建築物の共同化・再開発等による市街地の更新を検討しています。また新空港線整備のほか、既存の公共施設の再編も視野に、現在のまちの姿を快適性、利便性、魅力の向上という視点で整備し、中心拠点として持続的に発展する蒲田の再生が求められています。

③　大森駅周辺では、東口駅前広場の暫定整備が終了し、地域団体がイベント等で活用しています。駅西側は、補助線街路第２８号線（池上通り）と大森駅西口広場の整備が都市計画事業として進められています。駅西側の整備を踏まえ、駅舎や暫定整備となっている東口駅前広場も含め、まちの将来像と中長期的な基盤施設整備を示し、にぎわいの創出や良好なまちなみ形成など中心拠点としてのまちづくりを推進する必要があります。

④　下丸子駅・池上駅・洗足池駅・平和島駅の拠点駅周辺では、地域の状況や特色を踏まえたまちづくりの検討が進められています。今後は地域の課題解決に向けてまちづくりへの機運を高め、区民や事業者など多様な主体の参加と連携により、財政状況を踏まえながら計画的にまちづくりを進める必要があります。

⑤　「地域力を生かした大田区まちづくり条例」に基づき、地元団体や関係地権者などと協働でまちづくりを進めています。多様なライフスタイルに応じ、「まちづくりの基本理念」の実現に向けて、地域住民をはじめ地域に関わる様々な主体が、それぞれの責務を果たすことにより、暮らしやすさの向上や地域の課題解決を図る必要があります。

▶ 施策の方向性

①蒲田駅周辺のまちづくり

羽田空港を擁するポテンシャルを最大限に活かし、関係事業者と連携を図りながら、新空港線整備と連動した蒲田駅周辺の都市基盤施設整備（東西駅前広場・東西自由通路など）やまちの機能更新を一体的に進めます。また、蒲田駅及び京急蒲田駅周辺では、地区計画や都市開発諸制度など、まちづくりの様々な手法を活用しながら、建築物の共同化・再開発等を促進し、土地の高度利用と市街地の更新を図ります。

②大森駅周辺のまちづくり

中心拠点の一つである大森駅周辺のまちの機能更新・強化を図るとともに、歴史・文化、景観などまちの魅力を向上させるため、補助線街路第 28 号線（池上通り）の拡幅をはじめとする、都市基盤施設整備実現に向けた取組を進めます。また、臨海部への玄関口に必要な機能の検討を深めるとともに、地域住民等との合意形成を図ります。

③身近な地域の魅力づくり

下丸子駅周辺地区では、下丸子 1 号、 2 号踏切の法指定踏切対策について、駅周辺のまちづくりとともに、踏切解消に向けた取組を推進します。池上駅周辺地区、洗足池駅周辺地区、平和島駅周辺地区ではグランドデザイン等に掲げる将来像の実現に向け、地域とともにまちづくりに取り組み、まちの魅力や機能向上を図ります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	おおた都市づくりビジョン
3	大田区景観計画
4	大田区鉄道沿線まちづくり構想
5	蒲田駅周辺地区グランドデザイン
6	大森駅周辺地区グランドデザイン
7	下丸子駅周辺地区まちづくり構想
8	池上地区まちづくりグランドデザイン
9	洗足池駅周辺地区まちづくり方針
10	平和島駅周辺地区グランドデザイン

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－５	誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

▶ めざす姿

① 新空港線整備に向けた機運が高まっており、第一期整備（矢口渡～京急蒲田間）の工事が着実に進められています。

② 公共交通不便地域への対策が進むとともに、こどもから高齢者まで区民誰もが、安全・安心・快適に利用できる交通ネットワークが形成されています。

③ 区民・事業者・区が、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー整備を進めることで、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街」になっています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を望む区民の割合	35.9% （令和 6 年度）	45%	50%
大田区内の公共交通機関が利用しやすいと感じている区民の割合	89.2% （令和 6 年度）	91%	92%
「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」における特定事業の進捗率	75% （令和 5 年度）	―	100% （令和 13 年度）

▶　現状と課題

① ＪＲ・東急蒲田駅と京急蒲田駅は約 800ｍ離れており、鉄道での移動ができない状態です。そのため、羽田空港への移動も便利とは言えません。区内の東西方向の交通が分断されていることから、この区間に鉄道路線を整備し、分断を解消することが求められています。また、羽田空港へ直通するためには、東急線と京急線の軌間幅（線路幅）が異なる課題を解消する必要があります。

資料：大田区ホームページ

② 区内には 10 か所に公共交通不便地域があり、平成 21 年度より矢口地域でコミュニティバス（たまちゃんバス）を導入し、現在は本格運行となっています。また、令和５年７月より１年間にわたり南馬込地区・西蒲田地区でデマンド型交通実証実験を実施しました。引き続き、公共交通不便地域の改善のため、既存の公共交通の充実を図るとともに、区民の交通へのニーズに十分対応する必要があります。

公共交通不便地域

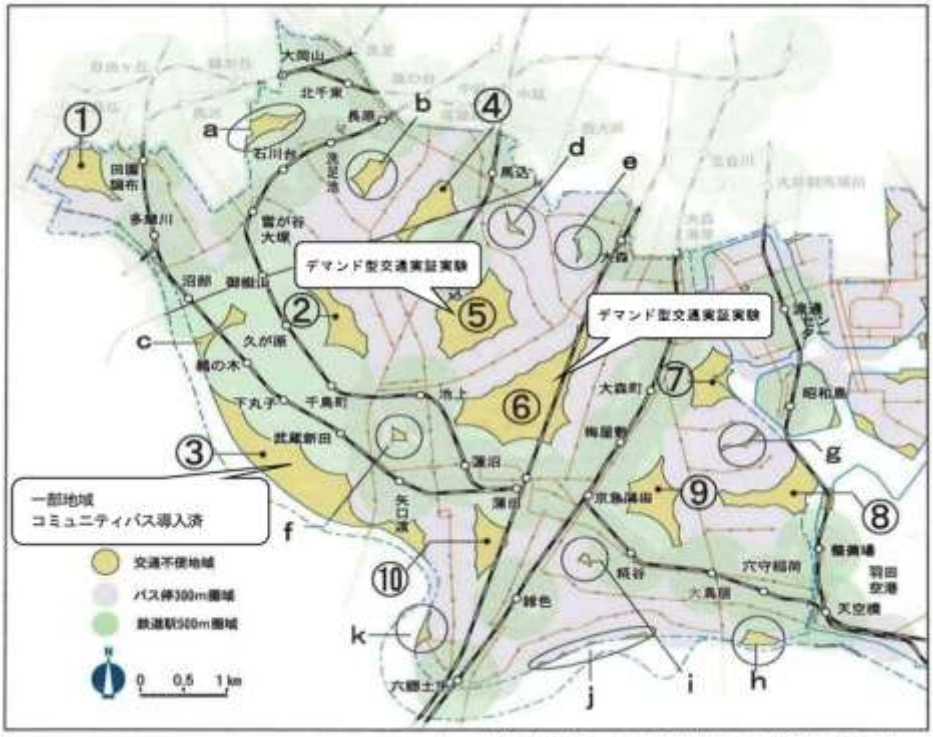

注：居住者がゼロまたは殆どいない臨海部を除く

資料：平成 19 年度 大田区コミュニティバス導入検討会報告書を基に作成

③　都市計画道路の整備は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、整備路線を選定して事業を進めています。第四次優先整備路線策定（平成 28 年度～令和 7 年度）から 8 年経過していますが、区施行路線で着手しているのは約 36%（817m／2290m）と低く、早期の整備完了が求められています。

第四次優先整備路線（区施行）延長一覧表

路線名	計画延長(m)	着手済延長(m)
補助線街路第34号線	970	206
補助線街路第43号線	560	234
補助線街路第44号線	700	317
大田区画街路第7号線	60	60
合 計	**2,290**	**817**

資料：東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）、着手済延長は所管課実績を基に作成

【参考】

区内全体の都市計画道路では、区内総延長約 107km に対して整備済延長は約 52km と約 49%（令和 5 年度末時点）の進捗です。

④　「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」に基づく区道の自転車走行環境の整備（約 170km、主にナビマーク･ナビライン）が令和 5 年度におおむね完成しました。一方、区内の国道・都道等の整備は完了していません。ネットワークを確保するためには国道・都道等の整備について、道路管理者である国・都と連携し事業展開を図るとともに、連続性や効果の検証を行う必要があります。

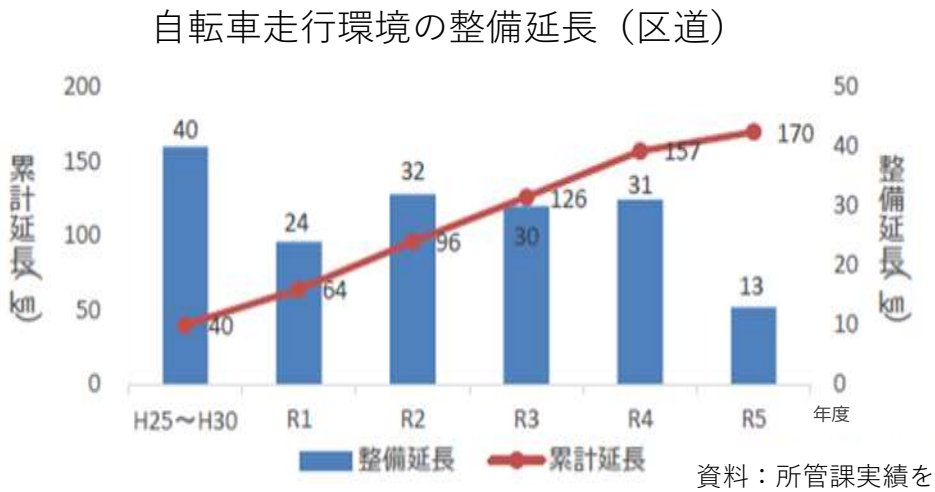

資料：所管課実績を基に作成

⑤　「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」を策定し、区における面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すとともに、具体的な施策を定め、街なかのバリアフリー化を推進しています。バリアフリー整備を進めるに当たり、事業の検討を行っていても、施設の構造や予算上の課題から、整備時期が未定な事業があります。そのため、整備を行う事業者と連携・協議を図りながら、継続的な検討が必要です。

▶　施策の方向性

①新空港線の整備促進

ＪＲ・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線の第一期整備に向け、羽田エアポートライン株式会社の取組を支援するとともに、京急蒲田駅から先の第二期整備に向けた検討を進めます。

②区内公共交通の改善

電車やバスなどの既存公共交通の利便性向上を図るとともに、次世代モビリティなど、多様な移動サービスとの連携を推進することで、実証実験等の結果も踏まえ区内公共交通の改善を進めます。

③広域的な道路ネットワークの整備推進

広域連携軸を構成する幹線道路のうち、事業中区間の都市計画道路の早期完成と未整備区間の早期解消を図り、他区・隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。

④誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備

自転車を安全で快適に利用できるようにするための自転車ネットワーク整備について、これまでの整備に対する効果検証を踏まえ、今後の方向性について検討します。あわせて、関係機関と連携しながら、未整備の都市計画道路や国道・都道等における自転車ネットワークのミッシングリンク解消をめざします。

⑤街なかのバリアフリー化の推進

区におけるまちづくりの動向を踏まえ、鉄道や公共施設等の高齢者・障がい者等が利用する施設や経路を対象に、区全域の面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	おおた都市づくりビジョン
3	大田区鉄道沿線まちづくり構想
4	蒲田駅周辺地区グランドデザイン
5	蒲田駅周辺地区基盤整備方針
6	大田区交通政策基本計画
7	東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）
8	大田区自転車等総合計画
9	大田区自転車等総合計画前期アクションプラン
10	大田区自転車ネットワーク整備実施計画
11	大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針
12	大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－６	誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

▶ めざす姿

① 生活に密着した道路や狭あい道路の整備が進むとともに、橋梁の劣化や損傷の発生がデジタル技術の活用等により予測・予防されており、いつでも、誰もが安全・安心に過ごせる快適な市街地が形成されています。

② 生活様式の多様化や社会情勢の変化に適応しながら既存住宅の良質化が進み、誰もが安心して住み続けられる住環境が整備されています。また、空家等が所有者やその関係者により適切に管理されています。

③ 誰もが正しく交通ルールやマナーを守っています。また、自転車等駐車場が適切に整備され、放置自転車が無く安全かつ快適に自転車が利用できるまちになっています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
住んでいるまちの生活環境における、道路整備に対する満足度	63.6% （令和 5 年度）	65%	70%
狭あい道路の区内総延長 261km（両側 522km）に対する拡幅整備率	21.6% （令和 5 年度）	24.6%	27%
橋梁点検における健全性判定 II 以上の割合	97% （令和 5 年度）	100%	100%
住んでいるまちの生活環境における、住宅事情に対する満足度	71.5% （令和 5 年度）	76%	80%
区が把握している適切に維持・管理のできていない空家等の件数	742 件 （令和 5 年度）	707 件	679 件
放置自転車台数	307 台 （令和 6 年度）	毎年減少	―

▶　現状と課題

①　区が管理する道路等のインフラの数量は増え続けており、近年では労務単価や諸経費率の上昇により、維持管理コストが上昇しています。また、幅員４ｍ 未満の狭あい道路は、防災、通風、採光などの面で十分とは言えず、緊急車両等の円滑な通行に支障をきたしています。今後もサービスの質を維持・向上するためには、新技術や新手法の活用によるコスト縮減を図り、持続可能な道路の維持管理を進めていく必要があります。なお、狭あい道路の拡幅には、建築物等の移動が伴い、建替えの機会を捉え、建築主等と円滑に協議を進め、工事を実施することが必要です。

②　区が管理する橋梁 156 橋（公園橋は除く）のうち、建設後 50 年を経過する橋梁は 44％を占め、30 年後には 92％に達する状況となっています。供用期間が長くなることで、偶発的な損傷が発生する可能性が高くなり、これに比例して修繕対策に必要となる対策費が上昇を続けるため、修繕対策費の抑制、縮減に努める必要があります。

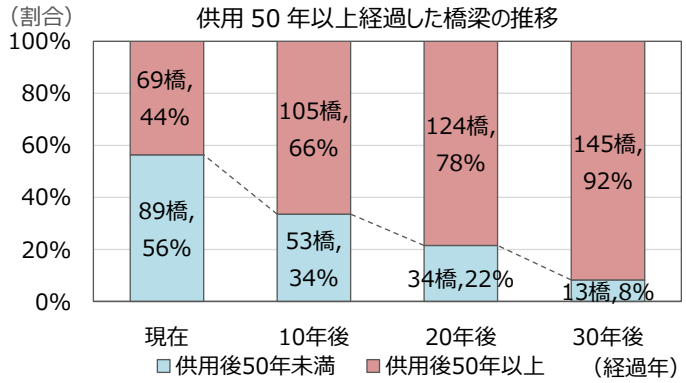

資料：橋梁長寿命化修繕計画（令和 4 年度一部改定版）を基に作成

③　安全で快適な住まいづくりを支援するため、既存住宅の良質化や長寿命化を支援する必要があります。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者に対する、住まい探しや入居後における複合的な支援体制を整える必要があります。安全・快適に住み続けられるための住宅リフォーム助成の見直し、高経年分譲マンションの適正管理に必要な支援の拡充、住宅確保要配慮者の住まい確保のため、貸主等が安心して住宅を貸すことができる支援体制の整備が課題です。

④　区が把握している課題のある空家等の数は、令和５年度末現在 742 件となっています。所有者不在や相続問題、建物の維持管理や解体費用が捻出できないなどの理由から適切に管理されていないものも多くあります。適正に管理されていない空家等は周辺環境に悪影響を及ぼすことから、早期対応や空家等の発生予防が重要です。民間企業等とも連携した区民等への啓発活動や所有者等への働きかけのより一層の充実が課題です。

課題となる空家等の新規把握数

R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
299件	129件	97件	124件	128件

資料：所管課実績を基に作成

⑤　区営自転車等駐車場の収容台数の確保については、基本的に既存施設の活用により進めています。ただし、駐輪需要の高い駅や放置自転車が集中している駅など、現時点で駐輪問題が発生している駅周辺地域については、その問題の程度に合わせて効果的・効率的な対策が重要です。駐輪需要に対して既存施設での収容に限界があるため、将来需要に対応しきれない駅が発生し、また施設の老朽化が進む中で、施設の廃止、長寿命化等を含めた方針を定める必要があります。また近年、環境負荷の少ない自転車の需要が高まる一方、自転車事故も増加傾向にあり、自転車活用の推進と同時に安全運転・マナー啓発の強化を図る事業展開が課題です。

▶　施策の方向性

①生活道路等の整備

ユニバーサルデザインのまちづくりの視点を踏まえ、日常生活に密着した道路の整備や維持管理、狭あい道路の拡幅等を推進することで、区民の歩行のみならず、日常的に車が利用しやすく、緊急車両の通行も確保された環境を整備します。

②新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理

区が管理する橋梁に対して新技術やデジタル技術を活用した点検や管理を段階的に導入します。また、橋の構造や環境条件、定期点検結果や耐震性能等を踏まえて、予防保全の手法を選定することで、橋梁の健全性の維持向上を図ります。

③安心で快適な住環境の確保

住宅の長寿命化や分譲マンションの維持管理の支援を進め、長期にわたり使い続けられる住まいの「質」の確保を推進します。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者に寄り添い、民間賃貸住宅への入居が円滑にできるよう、住宅確保に向けた支援を推進します。

④空家等対策の推進

区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、適正に管理されていない空家等の発生を予防するとともに、早期の働きかけにより管理不全空家や特定空家の発生を抑止します。また、空家等を地域資源として捉え、公益的に活用する取組を促進します。

⑤年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

交通安全教育は、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なりますが、高校生や社会人においては十分な環境が整っていないことから、こうした年齢層にも交通安全教育を受ける機会を充実し、また既に取り組んでいるこどもや高齢者への交通安全教育については、コンテンツの充実を図りながら今後も継続していきます。

⑥自転車等利用総合対策の推進

自転車等駐車場の利用状況や、放置自転車の状況などに基づき将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度の導入の検討や、デジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区公共施設等総合管理計画
2	橋梁長寿命化修繕計画
3	大田区住宅マスタープラン
4	大田区空家等対策計画
5	大田区自転車等総合計画
6	第 11 次大田区交通安全計画

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－７	世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

▶ めざす姿

① 埋立島部や羽田空港等からなる空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網が強化・形成され、産業・観光・レジャー・自然が調和したまちづくりが進んでいます。

② 空港に隣接し、みどりと水辺に囲まれた立地を活かした、多様な人々が行き交う新産業創造・発信拠点として、世界とつながるまち「HANEDA GLOBAL WINGS（ハネダ グローバル ウイングズ）」が形成されています。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
空港臨海部に魅力を感じる区民の割合	46.0% （令和 6 年度）	50%	55%
HANEDA GLOBAL WINGS への来街者数（１日当たり）	8,885 人 （令和 5 年度）	10,800 人	11,200 人

▶　現状と課題

①　臨海部の主要幹線道路は、慢性的な交通渋滞が発生しており、かつ、島部へのアクセスは路線バスが主流ですが、交通渋滞やバスの運転手不足により運行本数が減便になるなど、利便性が高いとは言えない状態です。また、主要幹線道路の整備が進み、物流拠点の強化が図られ交通量はますます増加する可能性があります。そのため、内陸部と臨海部におけるアクセス改善のため、新たなモビリティの導入やバスの利用環境改善などによる持続可能な地域旅客運送サービスの確保が必要です。

②　レクリエーション施設の点在、低未利用な公有地など、にぎわいの場所としてのポテンシャルを十分発揮できていません。公園やスポーツ施設など点在する魅力ある資源を十分に活用できる散策路整備等、にぎわいを創出するための施設整備、機能強化が必要となっています。

③　羽田空港跡地について、羽田イノベーションシティのオープンやソラムナード羽田緑地等の整備など各計画を基に事業を着実に進め、まちづくりを推進している一方、整備事業への認知度は 40％台を推移しています。世界中から誰もが訪れたくなるような魅力あるまちづくりを進め、整備した事業を積極的に情報発信することで、空港臨海部のにぎわい創出につなげていく必要があります。

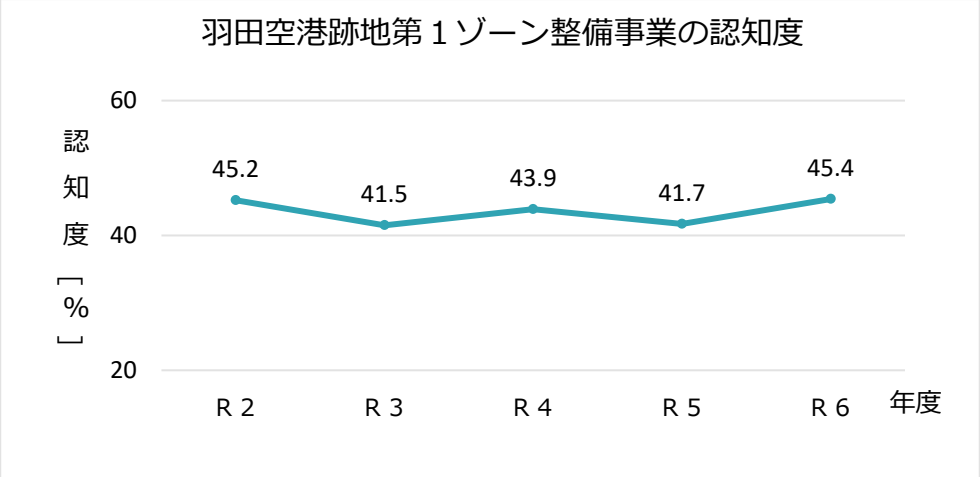

資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

▶ 施策の方向性

①移動しやすく、
働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成

内陸部と臨海部における交通アクセス改善のため、次世代モビリティの導入検討を進めるとともに、国道 357 号線の立体化及び多摩川トンネルなどの整備を促進します。また、「産業資源」などを活用した観光や、既存の公園や海域にレジャー環境の整備等を進めることで、空港臨海部の「働く場」「遊ぶ・憩う場」としての魅力を高めます。

②HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり

羽田空港に隣接する HANEDA GLOBAL WINGS の特性を最大限に活用し、公園やソラムナード羽田緑地等において、民間活力を活かして、多様な人々を呼び込む魅力的なまちづくりを進め、憩いとにぎわいを創出します。また、羽田空港跡地第 1 ゾーンを世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外に日本のものづくり技術や日本各地域の魅力を発信する「新産業創造・発信拠点」の形成を進めます。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	空港臨海部グランドビジョン 2040
3	大田区交通政策基本計画
4	羽田空港跡地まちづくり推進計画
5	羽田空港跡地第 1 ゾーン整備方針
6	羽田空港跡地かわまちづくり計画（国土交通省）

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－８	多彩で魅力ある公園・緑地づくり

▶ めざす姿

① 年齢や障がいの有無、国籍、区民・来訪者等を問わず、誰もが、レクリエーションや余暇、スポーツなどを自由に楽しめ、充実した時間を過ごすことができるような魅力ある大規模公園・緑地づくりが進んでいます。

② 地域に身近な中小規模の公園では、子育てや健康づくりがしやすく、こどもたちが楽しく自由に遊べるようになっています。また、地域が主体となった活動が盛んに行われるなど特色のある公園づくりが進んでいます。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
地域の拠点となる公園の満足度	40.0% (令和 6 年度)	50%	60%
身近な公園の満足度	50.0% （令和 6 年度）	60%	70%

▶　現状と課題

①　令和５年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査の結果によると、公園でしてみたいこととして、「自然を楽しむ」や「ゆっくり休憩する」、「カフェ等で飲食をする」、「手軽な運動」、「キッチンカー等で飲食物を買って公園内で食べる」等ニーズが多岐にわたっています。少子高齢化の急激な進行など、区を取り巻く社会情勢が変化する中、多様化するニーズに応えられる公園づくりが求められています。

公園でしてみたいこと

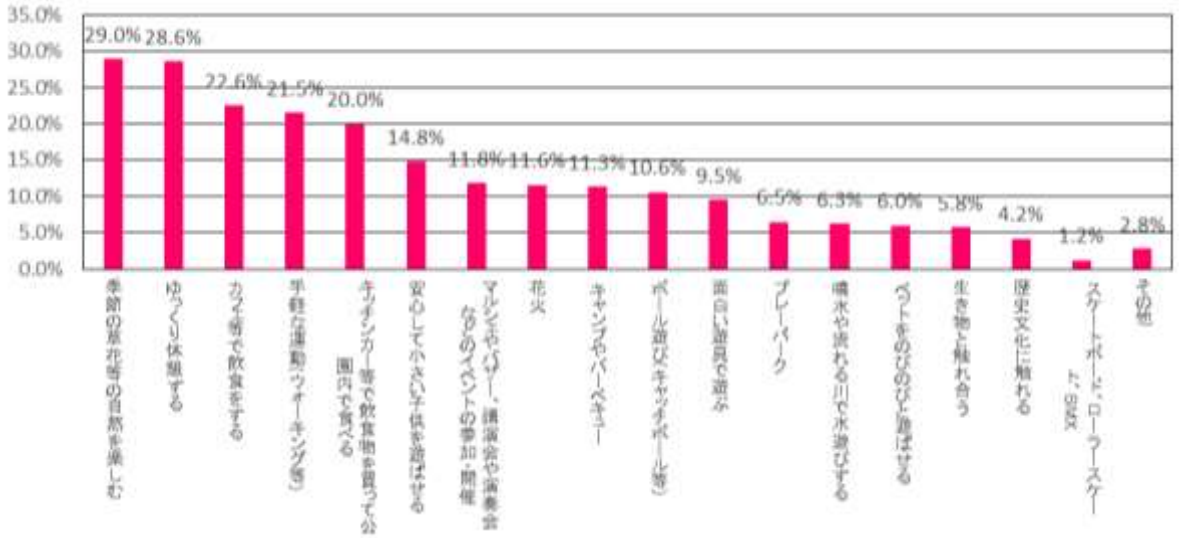

資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査（令和５年度）を基に作成

②　区立公園のうち約 60％が 1,000 ㎡を下回る公園である上、大半が市街地内に整備されていることから、敷地条件や周辺の影響に配慮した画一的な整備となり、公園が利用されていない状況です。公園は、都市部でみどりを体験できる貴重な憩いの場でもあるとともに、地域の交流の場としても利用できる場所です。今後、小規模な公園を再整備するなどして魅力ある場としていく必要があります。

公園の利用状況

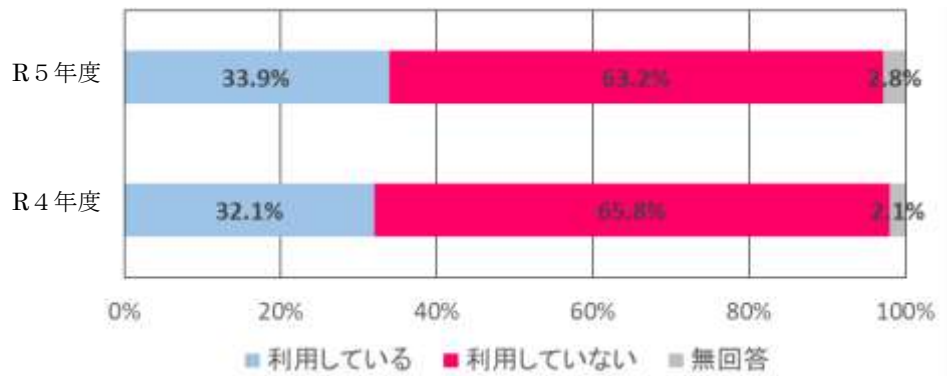

資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

③　地域の方々が身近な公園の日常清掃・花壇づくりなどにより公園の利活用等を行っている「ふれあいパーク活動」の団体数は、団体会員の高齢化やコロナ禍の影響もあり近年減少傾向にあります。公園は都市部において、貴重なみどりを有するオアシスであり、地域の方々の日常生活に潤いを提供する場です。今後、公園が荒廃し、オアシスとしての機能を損なわないよう、公園の利活用を推進していく必要があります。

ふれあいパーク活動団体数

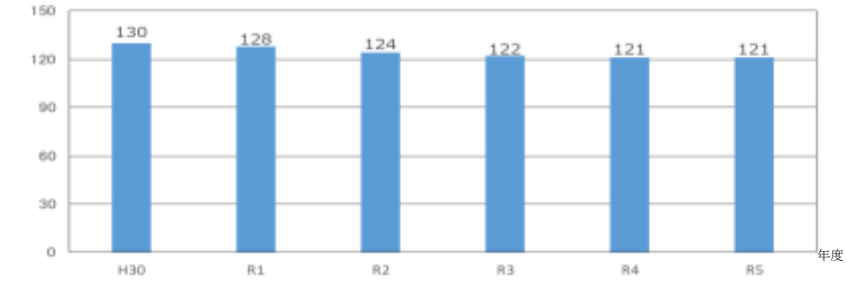

資料：都市基盤整備部事業概要を基に作成

▶ 施策の方向性

①誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり

区を取り巻く社会情勢や多様化するニーズに対応し、地域から愛され、誰もが利用したくなる公園の実現に向けて、地域で公園を育む仕組みを含めた公園・緑地づくりの羅針盤となる計画等を策定します。策定した計画等を踏まえて、やすらぎや防災などの公園が持つ様々な機能が最大限発揮された、魅力ある公園の整備や活用を推進します。

②大規模公園・緑地の魅力向上

都市計画事業などによる計画的な整備推進や民間の知識・ノウハウ・資源等を活用する公募設置管理制度や指定管理者制度といった公民連携手法を取り入れることによって、多様なニーズに応え、誰もが訪れたくなる魅力ある公園づくりを進めます。

③身近な公園・緑地の魅力向上

地域に身近な中小規模の公園を対象に、こどもから人気の高いボール遊びができる公園、子育てや健康増進等に寄与する公園への機能転換や再編、公園を有効活用する地域団体の支援等といった利用促進に取り組みます。また、清潔で安心して利用できるトイレや遊具といった既存施設の更新や地域の意見要望を踏まえ、計画的な公園拡張を推進することで公園の量と質を向上させ、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ公園をつくります。

▶ 関連する個別計画

No	計画名
1	大田区都市計画マスタープラン
2	大田区緑の基本計画グリーンプランおおた

基本目標４	安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策４－９	水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

▶ めざす姿

① 区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまちづくりが進んでいます。

▶ 指標

指標	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
身近な場所で水や緑に親しめると感じる区民の割合	58.8% （令和 6 年度）	60%	65%
緑被率	18.32% （平成 30 年度）	21%	21.5% （令和 12 年度）

▶　現状と課題

①　土地利用の転換や枯死などにより、緑被率が 20.47%（平成 21 年度）から 18.32%（平成 30 年度）に減少するなど、区内のみどりが減少しています。みどりを守り未来につなげるため、地域課題を整理しながら改善策を検討するとともに、既存のみどりを最大限活用した効果的・機能的なまちづくりが求められています。また、区民・事業者・区がそれぞれの役割を把握し、連携して行うみどりの取組を充実・強化する必要があります。

②　近年、猛暑日や集中豪雨の増加、台風の勢力拡大など、気候変動の影響が顕在化しています。今後も、気候変動に伴い、気温上昇と降水量の更なる増加が見込まれ、風水害の激甚化につながる可能性があります。CO_2 の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、まちの景観を形づくる骨格としての役割、雨水の浸透機能など、みどりが持つ多くの機能を最大限活用することが求められています。

1 時間降水量 80mm 以上の年間発生件数

資料：気象庁ホームページを基に作成

③　呑川のＢＯＤは 70mg/L 近くまで悪化していましたが、下水道をおおむね 100％整備したことにより、環境基準の８mg/L 以下に改善しました。総合的な水質浄化対策を講じていますが、区民が不快と感じるスカムや悪臭は春から秋にかけて未だに発生しており、更に浄化対策を進め、これらを縮減する必要があります。

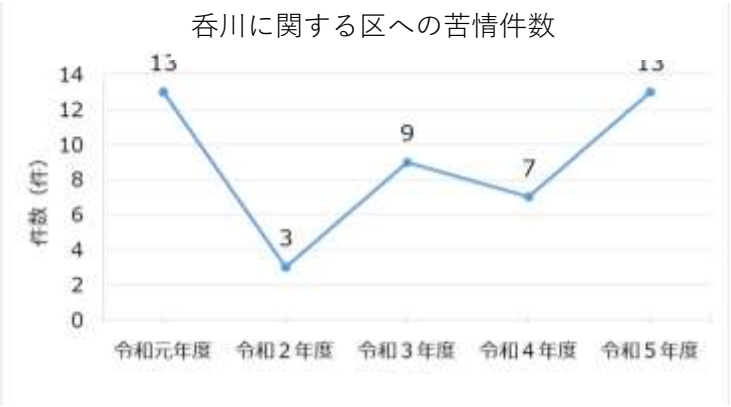

資料：所管課実績を基に作成

▶　施策の方向性

①みどりの保全、創出、活用の推進

新たなみどりの創出や水とみどり空間の保全・活用により、みどりの取組を「量」と「質」の両輪で進めることで、防災対策や地域振興等に寄与するまちづくりを推進します。また、みどり空間を活用する「グリーンインフラ」の普及を図るとともに、みどりの魅力向上を計画的に推進するため、「みどり基金」の運用を図ります。

②魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充

河川や海など、貴重な自然環境資源を活かし、区民にとって身近で親しみやすく、魅力的な観光資源となる水とみどりのネットワークの形成・拡充を推進します。また、グリーンインフラが持つ多様な機能に着目しながら、散策路整備等を進めることにより、安全で快適な都市環境を形成し、魅力あるまちづくりを推進します。

③河川の水質浄化対策の推進

呑川をはじめとする区管理河川において、水環境の改善を図るため関係機関と連携し、河川対策や下水道対策など総合的な水質浄化対策を推進します。

▶　関連する個別計画

No	計画名
1	大田区緑の基本計画グリーンプランおおた
2	大田区景観計画
3	第２次大田区環境基本計画

第６章　資料編

第６章　資料編

１　基本計画策定の経過

（１）大田区基本計画懇談会の概要

ア　大田区基本計画懇談会条例

令和６年３月 11 日
条例第２号

（設置）

第１条　大田区の基本計画及び実施計画を策定するに当たり、その参考となる意見を求めるため、区長の付属機関として大田区基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）基本計画及び実施計画の基本的な考え方及び政策体系に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 33 人以内の委員をもって組織する。

（１）区民

（２）区の区域内の公共的団体の代表者

（３）学識経験者及び有識者

（４）区議会議員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱をした日から令和７年３月 31 日までとする。

（会長）

第５条　懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　懇談会は、会長が招集する。

２　懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第７条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　この条例は、令和７年３月 31 日限り、その効力を失う。

イ　大田区基本計画懇談会委員名簿

	氏　名	ふりがな	区分
会　　長	牛山　久仁彦	うしやま　くにひこ	学識経験者
会長代理	奥　真美	おく　まみ	学識経験者
委　　員	澁谷　昌史	しぶや　まさし	学識経験者
委　　員	有村　久春	ありむら　ひさはる	学識経験者
委　　員	石渡　和実	いしわた　かずみ	学識経験者
委　　員	西脇　祐司	にしわき　ゆうじ	学識経験者
委　　員	小林　真理	こばやし　まり	学識経験者
委　　員	下村　芳樹	しもむら　よしき	学識経験者
委　　員	中西　正彦	なかにし　まさひこ	学識経験者
委　　員	松山　知規	まつやま　ともき	有識者
委　　員	森　英男	もり　ひでお	団体代表者
委　　員	中島　寿美	なかじま　すみ	団体代表者
委　　員	深尾　定男	ふかお　さだお	団体代表者
委　　員	広瀬　安宏	ひろせ　やすひろ	団体代表者
委　　員	北見　公秀	きたみ　ただよし	団体代表者
委　　員	西　義雄	にし　よしお	団体代表者
委　　員	牧野　ふみよ	まきの　ふみよ	団体代表者
委　　員	三木　伸良	みき　のぶよし	団体代表者
委　　員	星山　知之	ほしやま　ともゆき	公募区民
委　　員	浜　洋子	はま　ようこ	公募区民
委　　員	赤星　剛史	あかぼし　たけし	公募区民
委　　員	永井　隆	ながい　たかし	公募区民
委　　員	松原　秀典	まつばら　ひでのり	区議会議員
委　　員	大橋　たけし	おおはし　たけし	区議会議員
委　　員	えびさわ　圭介	えびさわ　けいすけ	区議会議員
委　　員	田島　和雄	たじま　かずお	区議会議員
委　　員	佐藤　伸	さとう　しん	区議会議員
委　　員	三沢　清太郎 （令和６年 11 月１日をもって懇談会委員辞任）	みさわ　せいたろう	区議会議員
委　　員	犬伏　秀一	いぬぶし　ひでかず	区議会議員
委　　員	おぎの　稔 （令和７年１月１日をもって懇談会委員辞任）	おぎの　みのる	区議会議員
委　　員	庄嶋　孝広	しょうじま　たかひろ	区議会議員

ウ　大田区基本計画懇談会及び専門部会の開催経過

	開催日	主な内容
第 1 回懇談会	令和 6 年 5 月 31 日	・新たな大田区基本計画・実施計画の策定について ・今後の進め方等について
第 1 回専門部会 基本目標 1 基本目標 2 基本目標 3 基本目標 4	8 月 19 日 8 月 23 日～9 月 2 日(※) 8 月 23 日～9 月 2 日(※) 8 月 26 日～9 月 3 日(※)	・施策内容について ・区民ワークショップの開催結果
第 2 回懇談会	10 月 10 日	・第 1 回大田区基本計画懇談会のご意見について ・専門部会の検討状況報告について ・共通課題について ・行政評価について
第 2 回専門部会 基本目標 1 基本目標 2 基本目標 3 基本目標 4	11 月 8 日 11 月 11 日 11 月 13 日 11 月 14 日	・修正した施策内容について ・主要事業について
第 3 回懇談会	12 月 12 日	・大田区基本計画・実施計画（素案）について

※　第 1 回専門部会基本目標 2 ・ 3 ・ 4 は、台風 10 号の影響により、書面開催としました。

（2）区民参画の概要

ア　区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

調査対象	大田区内に居住する満 18 歳以上の男女個人（外国人を含む）
調査方法	配付は郵送方式、回答収集は郵送又は電子申請方式
調査期間	令和 6 年 8 月 1 日～8 月 22 日
調査の内容	①区の施策における満足度及び重要度に関する調査 ②区の施策における指標の現状値に関する調査
有効回収数	①671 件（郵送　464 件＋電子申請　207 件） ②713 件（郵送　445 件＋電子申請　268 件）

イ　新たな大田区基本計画・実施計画の策定に向けたワークショップ

開催日	会場	対象者
7 月 27 日（土）	池上会館　集会室	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方
8 月 1 日（木）	大田区民ホール・アプリコ展示室	区内在住・在学の小学校 5 年生～中学校 3 年生
8 月 3 日（土）	オンライン開催	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方
8 月 6 日（火）	大田区民ホール・アプリコ展示室	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方

※　意見交換の内容

基本構想に定める 4 つの基本目標を実現するために優先的に取り組むべき課題と重要な取組について

ウ　大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）

期間	令和 6 年 12 月 27 日～令和 7 年 1 月 17 日
閲覧場所	区ホームページ、企画課窓口、区政情報コーナー、特別出張所、図書館、区民センター、文化センター等

2　大田区基本構想

（1）基本理念（基本構想全体を貫く考え方）

基本理念とは、基本構想全体を貫く考え方です。平和で、人権が尊重される社会を前提とし、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方として、以下の基本理念を掲げます。

1　地域力を高める

地域のつながりを強化することは、防犯・防災対策、安心して子育てできる環境づくり、暮らしの活力の創出など、多様な分野の課題解決につながります。区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」をより一層高め、区民、企業、地域団体や行政など、組織や世代を越えて大田区に関わるすべての主体が連携・協働することにより、安心して暮らせるあたたかいまちをつくります。

2　多様な個性が輝く

一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくります。

3　豊かなまちを未来へつなげる

区の歴史や文化を引き継ぎ、未来にわたって持続的な発展をしていくためには、先を見据えながら、変化の激しい時代にしなやかに対応することが重要です。区の特徴を踏まえ、長期的な視点を持って、柔軟かつ利便性の高いまちづくりを進めることにより、誰もが豊かに暮らし続けることができるまちを次世代に引き継ぎます。

（2）将来像

2040 年ごろ（令和 22 年ごろ）の大田区のあるべき姿として、以下の将来像を掲げます。

心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区

これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちをつくります。

また、こどもから大人まで、誰もが夢や希望をもち、未来を切り拓くことができる活力あるまちをつくります。

日々のやすらぎと未来への希望により、笑顔があふれるまちの実現をめざし、「心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区」を将来像として掲げます。

（3）基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）

基本目標１　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

こどもたちが、よりよい未来を創り出す力をもち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、こどもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、こどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

- こどもの権利が守られ、こどもたちが将来に希望をもって育っています。
- こどもたちが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所や楽しくのびのびと遊ぶ場所が充実しています。
- こどもたちをあたたかいまなざしで包み、こどもの声に耳を傾けながら、地域全体で子育ち・子育てを支えています。
- 希望する誰もが、安心してこどもを産み、育てることができ、こどもたちが愛情を注がれて健やかに成長しています。
- 世界の人々と積極的に関わりながら、よりよい未来を創り出す人財が育っています。
- 一人ひとりに寄り添う学びにより、すべてのこどもが自分らしく輝いています。

基本目標２　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。

そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。

また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。

こどもから高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍などにかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

- 一人ひとりに、社会の中での役割や生きがいがあり、誰もが自分らしい暮らしを送っています。
- 社会全体で包み込むように支えあう考え方が日常に溶け込み、つながりを感じるあたたかさあふれるまちになっています。
- 言語や慣習をはじめ、属性の異なる人々がお互いを尊重しあい、笑顔で自然に交流しています。
- 気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。
- 多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。
- 自由に学びを深められることで、質が高く心地よい暮らしを送ることができています。

基本目標３　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。

そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。

一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

- 自分の行動が未来の環境を大きく左右するという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践しています。
- 次世代クリーンエネルギーや新技術の活用を含む脱炭素への積極的な行動により、カーボンニュートラルの実現に向けた歩みを着実に進めています。
- 資源を無駄なく利用する意識が浸透し、循環型社会が形成されています。
- 区内企業が社会環境の変化に柔軟に対応することにより、生産性の向上や産業集積の維持・発展につながっています。
- 誰もが新たにチャレンジできる環境で、業種の垣根を越えたより一体的な協力関係の形成により、新たな産業やサービスが生み出され、区内企業の「稼ぐ力」が向上しています。
- 磨き上げられた「大田区ブランド」が世界の人々を魅了し、多くの人が訪れることで、にぎわいや経済の活性化につながっています。

基本目標４　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全なだけではなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

また、23 区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。

都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

- 強靱な都市基盤の整備と地域の連携の強化により、心から安心できるまちになっています。
- 利便性の高い交通ネットワークの整備により、誰もがどこへでも気軽に移動できるようになっています。
- 鉄道沿線から広がる活気あるまちづくりや、空港を持つ強みを活かしたまちづくりを通じてにぎわいと交流が生み出されています。
- 安心で快適な住環境の整備により、ずっと住み続けたいまちになっています。
- 地域の特性を活かした、多様な特色を持つ公園が充実しています。
- 身近な場所でふれあえる水やみどりがあり、やすらぎを感じられるまちになっています。

（4）基本構想を実現するために

基本構想を着実に実現するために、区の方針を以下のとおり掲げます。

1　基本計画の策定

基本構想で描いた将来像を実現するためには、その道のりを未来から現在へさかのぼり、戦略的に政策体系を整理した基本計画を策定し、着実かつしなやかに推進することが重要です。

基本構想の目標年次である 2040 年ごろ（令和 22 年ごろ）だけでなく、2030 年ＳＤＧｓの達成や 2050 年脱炭素社会の実現といった、他の重要な目標の達成年次や社会情勢等を踏まえた上で、戦略的に政策を展開します。

また、計画の進捗状況について評価・分析を行うとともに、社会情勢の変化等に応じて適時見直しを行うことで、不確実性の高い時代においても、基本構想の実現に向けた取組を着実に進めていきます。

2　持続可能な自治体経営

区を取り巻く社会経済状況が変化する中においても、基本構想で描いた将来像を実現するためには、将来にわたり区政の持続可能性を確保することが重要です。

その実現に向け、人材・財源などの区が有する経営資源の最適化や、デジタル技術を用いた業務の抜本的な変革など、生産性向上に資する取組をまとめた具体的な戦略を策定し、実践します。

3　区民や地域団体、企業との連携・協働

基本構想で描いた将来像を実現するためには、大田区に関わるすべての人々が力を合わせてともに取り組んでいくことが重要です。そのため、様々な機会や手段を通じて、迅速かつ着実に情報発信を行うとともに、区民の様々な声を大切にし、区政への区民の主体的な参画を推進します。

さらに、自治会・町会、企業、団体・ＮＰＯ及び学術機関等の様々な主体による連携・協働を一層推進し、多様化する地域課題に迅速に対応します。

また、企業等と行政のそれぞれが持つ強みを活かし、新たな価値を創出するとともに、区民・企業等・行政の真の「三方良し」を実現します。

4　シティプロモーションの強化

基本構想で描いた将来像を実現するためには、住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所として選ばれ、まちの活力を維持・向上させていくことが重要です。そのため、多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージを向上させます。

また、大田区での暮らしに愛着や誇りを持てるよう、区民に対しても積極的に区の魅力を伝えていきます。

5　職員一人ひとりの意識・資質の向上

基本構想で描いた将来像を実現するためには、職員一人ひとりが、自ら考え、行動することが重要です。

社会変化や技術革新の動向も見据え、職員は、区政を担うプロフェッショナルとして職務に取り組むとともに、常に区民目線に立ち、丁寧かつスピード感を持って対応していくことが求められます。

新たな知識や技能の習得だけでなく、幅広い視野や経営的な感覚を持ち、多様化する行政課題への迅速・的確な対応に向けた専門性の向上を図ることで、区民サービスの質の向上につなげていきます。

3　個別計画一覧

計画名	根拠法令	策定（改定）年月	計画期間	備考
基本目標１　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち				
大田区子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	令和３年３月	５年	
大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた　子どもの生活応援プラン】	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱	令和４年３月	５年	
第５期大田区次世代育成支援行動計画、第３期大田区子ども・子育て支援事業計画 【大田区こども未来計画】	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法 こども基本法	令和７年３月	５年	
大田区児童館構想		令和７年３月	なし	
第４期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】	教育基本法	令和６年４月	５年	
大田区こども読書活動推進計画（第四次）	子どもの読書活動の推進に関する法律	令和６年 10 月	おおむね ５年	
第２期大田区教育ＩＣＴ化推進計画	学校教育の情報化の推進に関する法律	令和５年３月	５年	
大田区幼児教育振興プログラム〈2024〉		令和６年４月	５年	
大田区立学校における働き方改革推進プラン		令和２年３月	５年	
大田区学校施設個別施設計画	公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針	令和６年６月	37 年	
大田区いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法	令和３年４月	なし	
大田区不登校対策基本方針	義務教育段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律	令和３年２月	なし	
基本目標２　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち				
大田区サイン整備基本方針		令和元年８月	なし	
大田区案内誘導サイン整備指針		平成 29 年３月	なし	
大田区再犯防止推進計画	再犯の防止などの推進に関する法律	令和３年３月	５年	
大田区障がい者活躍推進計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	令和２年８月	６年 （当初５年）	

計画名	根拠法令	策定（改定）年月	計画期間	備考
第８期大田区男女共同参画推進プラン	男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	令和３年３月	５年	大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画、大田区女性の職業生活における活躍推進計画を包含
大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針		平成 16 年 10 月	なし	
おおた生涯学習推進プラン		令和４年３月	５年	
「国際都市おおた」多文化共生推進プラン	出入国管理及び難民認定法 日本語教育の推進に関する法律　等	令和６年３月	５年	
大田区文化振興プラン	文化芸術基本法	平成 31 年３月	７年 （当初５年）	
大田区スポーツ推進計画（令和７～令和 11 年度版）	スポーツ基本法	令和７年３月	５年	
大田区国民健康保険　第３期データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	令和６年３月	６年	
大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画	社会福祉法 成年後見制度の利用の促進に関する法律	令和６年３月	５年	
大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針		平成 23 年３月	なし	
大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン Ver.３		令和６年３月	５年	
ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン		平成 29 年３月	なし	
大田区高齢者福祉計画・第９期大田区介護保険事業計画 【おおた高齢者施策推進プラン】	老人福祉法 介護保険法 高齢者の居住の安定を確保する法律	令和６年３月	３年	

大田区障害者計画、第７期大田区障害福祉計画、第３期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画 【おおた障がい施策推進プラン】	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法	令和６年３月	３年	
おおた健康プラン（第三次）	健康増進法 食育基本法 自殺対策基本法 母子保健計画について（平成 26 年６月 17 日雇児発 0617 第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等	平成 31 年３月	７年 （当初５年）	大田区食育推進計画、大田区自殺対策計画、大田区母子保健計画を包含
大田区感染症予防計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	令和６年３月	６年	
基本目標３　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち				
大田区産業振興ビジョン		令和６年３月	10 年	
大田区観光案内サイン計画		平成 22 年１月	なし	
第２次大田区環境基本計画	地球温暖化対策の推進に関する法律 生物多様性基本法 食品ロスの削減の推進に関する法律 気候変動適応法	令和７年３月	６年	大田区地球温暖化対策実行計画［区域施策編］、大田区生物多様性地域戦略、大田区食品ロス削減推進計画、大田区気候変動適応方針を包含
大田区脱炭素戦略		令和５年３月	なし	
大田区役所エコオフィス推進プラン（第６次）	地球温暖化対策の推進に関する法律	令和６年３月	７年	大田区地球温暖化対策実行計画［事務事業編］に該当
大田区役所グリーン購入ガイドライン		令和４年４月	なし	
庁有車等の調達に係る環境配慮方針		令和４年４月	なし	
大田区電力の調達に係る環境配慮方針		令和２年４月	なし	
大田区電力調達方針		令和２年４月	なし	

脱炭素化に向けた大田区公共施設の整備に関する環境配慮方針		令和6年9月	なし	
大田区一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	令和3年3月	10年	
大田区分別収集計画（第 10 期）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	令和4年6月	5年	
基本目標4　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち				
大田区国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	令和4年3月	5年	
大田区地域防災計画	災害対策基本法	令和4年7月	なし	
大田区業務継続計画（震災編）	災害対策基本法	平成30年4月	なし	
大田区業務継続計画（新型インフルエンザ編）	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成27年3月	なし	
大田区要配慮者及び避難行動要支援者支援計画（全体計画）	災害対策基本法	平成29年3月	なし	
大田区国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	令和4年3月	なし	
大田区新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成26年10月	なし	
大田区都市計画マスタープラン	都市計画法	令和4年3月	おおむね20年	
おおた都市づくりビジョン		平成29年3月	2030年代	
空港臨海部グランドビジョン 2040		令和4年3月	おおむね20年	
大田区交通政策基本計画	交通政策基本法	令和6年3月	10年	
大田区景観計画	景観法	平成25年10月	なし	
大田区色彩ガイドライン	景観法	平成25年10月	なし	
大田区建築物景観ガイドライン	景観法	平成25年10月	なし	
大田区緑の基本計画グリーンプランおおた	都市緑地法	令和5年3月	20年	
大田区グリーンインフラ事業計画		令和7年3月	5年	
大田区高台まちづくり基本方針		令和7年3月	2040年代	

大田区建築物再生可能エネルギー利用促進計画	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律	令和 7 年 3 月	なし	
大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和 7 年 3 月	10 年	
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和 5 年 3 月	10 年	
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン　特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和 5 年 3 月	10 年	
案内誘導サイン整備ガイドライン		平成 29 年 3 月	なし	
視覚障害者誘導用ブロック整備ガイドライン（区道編）		平成 29 年 3 月	なし	
大田区耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例	平成 28 年 3 月	10 年	
大田区住宅マスタープラン	住生活基本法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律	令和 5 年 3 月	10 年	大田区マンション管理適正化推進計画を包含
大田区営住宅等長寿命化計画	公営住宅法　等	平成 30 年 3 月	10 年	
大田区空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	令和 3 年 7 月	5 年	
蒲田駅周辺地区グランドデザイン		令和 4 年 4 月	20 年	
蒲田駅周辺地区基盤整備方針		令和 4 年 10 月	20 年	
蒲田駅周辺再編プロジェクト		平成 25 年 12 月	20 年	
大森駅周辺地区グランドデザイン		平成 23 年 3 月	15 年	
池上地区まちづくりグランドデザイン		平成 31 年 3 月	なし	
平和島駅周辺地区グランドデザイン		令和 7 年 3 月	20 年	

洗足池駅周辺地区まちづくり方針		令和２年３月	なし	
下丸子駅周辺地区まちづくり構想		令和５年３月	20 年	
大田区鉄道沿線まちづくり構想		令和６年３月	30 年	
大田区駐車場整備計画（蒲田地区）	駐車場法	令和６年 10 月	20 年	
羽田空港跡地利用基本計画		平成 20 年３月	なし	
羽田空港跡地利用ＯＴＡ基本プラン		平成 20 年 10 月	なし	
羽田空港跡地まちづくり推進計画		平成 22 年 10 月	なし	
羽田空港跡地第１ゾーン整備方針		平成 27 年７月	なし	
大田区自転車等総合計画	自転車法 自転車活用推進法	令和４年３月	10 年	
大田区自転車等総合計画前期アクションプラン	自転車法 自転車活用推進法	令和４年３月	５年	
大田区自転車ネットワーク整備実施計画	自転車法 自転車活用推進法	平成 28 年８月	10 年	
第 11 次大田区交通安全計画	交通安全対策基本法	令和３年 11 月	５年	
橋梁耐震整備計画	地震防災対策特別措置法 災害対策基本法　等	令和２年３月	５年	
橋梁長寿命化修繕計画	道路法 河川法	令和２年３月	５年	
大田区無電柱化基本方針	無電柱化の推進に関する法律	令和２年３月	なし	
大田区無電柱化推進計画	無電柱化の推進に関する法律	令和３年３月	10 年	
大田区災害廃棄物処理計画		令和２年３月	なし	
持続可能な自治体経営				
大田区におけるＳＤＧｓ推進のための基本方針		令和４年３月	なし	
大田区ＳＤＧｓ未来都市計画		令和５年 12 月	３年	
大田区アウトソーシング指針		平成 23 年６月	なし	
大田区公民連携基本指針		令和４年１月	なし	
大田区職員定数基本計画		令和７年３月	４年	
大田区外郭団体等に関する基本方針		令和４年３月	なし	
大田区補助金適正化方針		平成 28 年３月	なし	

施設使用料の基本的な考え方		令和６年７月	なし	
大田区情報化推進指針		令和７年３月	10 年	
大田区 DX 推進計画		令和７年３月	４年	
大田区公共施設等総合管理計画		令和４年３月	20 年	
大田区公共施設個別施設計画		令和３年３月	40 年	
大田区公共施設改築・改修等中期プラン		令和５年３月	10 年	
既存区有施設高効率照明導入計画		令和４年３月	10 年	
マイナンバーの利活用に向けた基本的な考え方		平成 28 年９月	なし	
大田区シティプロモーション戦略		令和７年３月	８年	
大田区シティプロモーション戦略アクションプラン第１期		令和７年３月	４年	
大田区内部統制取組方針	地方自治法	令和元年６月	なし	
大田区情報セキュリティ基本方針		平成 16 年１月	なし	
大田区人材育成・確保基本方針		令和７年１月	なし	
大田区職員の「心の健康づくり計画」		令和４年 11 月	５年	
2021-2025 職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン－第二次・次世代育成支援のための大田区特定事業主行動計画（後期）－女性活躍推進に関する大田区特定事業主行動計画（後期）－ 【職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン】	次世代育成支援対策推進法 女性活躍推進法	令和３年４月	５年	
大田区公金管理運用方針	地方自治法	令和５年３月	なし	

4　指標一覧

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
基本目標１　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち					
施策１－１　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり					
1	相談できるところを知っているこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「相談できるところを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% （令和 5 年度） （大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「相談する所を知っているこどもの割合」）	85%	100%
2	自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所があるこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたには、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所はありますか。」という設問に対し、「ある」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
3	居場所を複数箇所選択したこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、指標②で「ある」と回答したこどものうち、「あなたが、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所は次のうちどこですか。」という設問に対し、複数回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
4	将来の夢や目標をもっているこどもの割合	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）で、「将来の夢や目標を持っていますか。」という設問に対し、「持っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	小 6　80.7% 中 3　66.1% （令和 6 年度）	全国平均 以上	全国平均 +1 ポイント 以上
施策 1 － 2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり					
5	子育てに関して孤独や孤立を感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに関して孤独や孤立を感じていますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 23.9% （令和 5 年度） （大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「子育てに関して孤独や孤立感を感じている区民の割合」） ※就学前児童の保護者対象	22%	20%
6	妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	乳幼児健康診査時（4 か月児健康診査）のアンケートで、「妊娠・出産・子育てについて相談できる人はいますか、又は、相談先を知っていますか。」という設問に対し、「はい」と回答した区民の数／調査回答総数×100	なし 【参考値】 78.4% （令和 4 年度） （すこやか親子 21 アンケート（4 か月児健康診査時）「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている区民の割合」）	85%	95%
7	子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所はありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
8	地域に見守られてこどもが成長していると感じる保護者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「地域に見守られてこどもが成長していると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した保護者の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
9	住んでいる地域がこども・子育て家庭をあたたかく見守っていると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「お住まいの地域はこども・子育て家庭をあたたかく見守っていると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	51.1% (令和 6 年度)	54%	56%
施策 1 － 3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成					
10	5 年生まで（1、2 年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）で、「5 年生まで（1、2 年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小 6　79.3% 中 3　81.4% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +1.5 ポイント 以上
11	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）で、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小 6　78.1% 中 3　73.9% (令和 6 年度)	全国平均以上	全国平均 +2 ポイント 以上

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
12	自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自分とはちがう文化や考えをもつ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
13	学級の児童（生徒）との間で話しあう活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）で、「学級の児童（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小 6　83.0% 中 3　84.6% （令和 6 年度）	全国平均以上	全国平均 ＋1 ポイント 以上
14	自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）で、「自分には、よいところがあると思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小 6　83.4% 中 3　83.8% （令和 6 年度）	全国平均以上	全国平均 ＋2 ポイント 以上
15	全国学力・学習状況調査における国語の平均正答率	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）における、教科に関する調査の結果（国語の平均正答率）	小 6　71% 中 3　59% （令和 6 年度）	東京都 平均以上	東京都平均 ＋1 ポイント 以上

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
16	全国学力・学習状況調査における算数・数学の平均正答率	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）における、教科に関する調査の結果（算数・数学の平均正答率）	小 6　68% 中 3　54% （令和 6 年度）	東京都 平均以上	東京都平均 +1 ポイント 以上
施策 1 － 4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備					
17	障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
18	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第 6 学年・中学校第 3 学年）で、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小 6　64.4% 中 3　66.4% （令和 6 年度）	全国平均以上	全国平均+2.5 ポイント以上
19	築年数が 80 年を超えない学校が整備されている割合（躯体（くたい）の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）	築年数が 80 年を超えない区立小中学校数（躯体の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）/全区立小中学校数（躯体の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）×100	100% （令和 5 年度）	100%	100%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
基本目標２　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち					
施策２－１　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備					
20	地域とのつながりを実感している高齢者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたの日々の暮らしの中で、地域とのつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）を実際に感じることがありますか。」という設問に対し、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した 60 歳以上の区民の数/60 歳以上の調査回答総数×100	46.7% （令和 6 年度）	50%	55%
21	要介護・要支援認定を受けていない高齢者（75 歳以上 85 歳未満）の割合	厚生労働省「介護保険事業状況報告」で、介護保険第 1 号被保険者（75 歳以上 85 歳未満に限る）のうち、要介護・要支援認定を受けていない人の数/介護保険第 1 号被保険者（75 歳以上 85 歳未満に限る）の数×100	82.6% （令和 5 年度）	82.8%	83.0%
22	社会参加の状況	大田区高齢者等実態調査で、「以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。」という設問に対し、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「収入のある仕事」で、「週 4 回以上」「週 2～3 回」「週 1 回」「月 1～3 回」「年に数回」と回答した高齢者の数/調査回答総数×100	スポーツ関係 22.7% 趣味関係 27.0% 収入のある仕事 32.3% （令和 4 年度）	スポーツ関係 24% 趣味関係 28% 収入のある 仕事 35%	スポーツ関係 25% 趣味関係 30% 収入のある 仕事 40% （令和 13 年度）

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
23	地域密着型サービスの整備状況	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護）の拠点数と定員数	認知症高齢者グループホーム43拠点・844人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護５拠点 （看護）小規模多機能型居宅介護８拠点 （令和５年度）	認知症高齢者グループホーム45拠点・880人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護８拠点 （看護）小規模多機能型居宅介護10拠点	―
24	介護サービス従事者の離職率の縮小（定着率の向上）	介護サービス従事者の離職者数/起算日に在籍していた職員数×100	16.3% （令和４年度）	全国値を下回る	全国値を下回る
施策２－２　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進					
25	成年後見制度の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『成年後見制度』を知っていますか。」という設問に対し、「内容まで知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	32.8% （令和６年度）	40%	45%
26	成年後見制度の利用者数	東京家庭裁判所の区市町村別成年後見制度の利用者数	1,293 件 （令和５年度）	1,350 件	1,400 件
27	大田区ＤＶ相談ダイヤルの認知度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区では、『大田区ＤＶ相談ダイヤル』を設置し、配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝ＤＶ）に関する相談を受け付けていることを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	30.0% （令和６年度）	34%	38%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
施策２－３　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実					
28	障害福祉サービス等利用者の満足度	大田区障がい者実態調査で、現在利用している障害福祉サービスの満足度について、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した人の数/調査回答総数×100	75% （令和４年度）	85%	90% （令和 13 年度）
29	障害者差別解消法の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『障害者差別解消法』を知っていますか。」という設問に対し、「内容まで知っていて、合理的配慮を行った経験がある」「内容まで知っているが、合理的配慮を行った経験はない」と回答した区民の数/調査回答総数×100	20.3% （令和６年度）	28%	36%
施策２－４　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり					
30	自治会・町会への加入世帯数	自治会・町会への加入世帯数	244,470 世帯 （令和５年度）	244,000 世帯	244,000 世帯
31	自治会・町会が連携・協働した地域の企業、団体、ＮＰＯ等の団体数	地域力推進活動負担金の実績報告により、地域の企業、団体、ＮＰＯ等と連携・協働した件数	1,951 団体 （令和５年度）	2,125 団体	2,300 団体
32	現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「あなたは、現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思いますか。」という設問に対し、「現在参加している」「ぜひ参加したい」「きっかけや条件が整えば参加してみたい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	47.9% （令和５年度）	50%	55%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
33	ユニバーサルデザインの理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『ユニバーサルデザイン』という言葉を知っていますか。」という設問に対し、「定義までよく理解している」「定義はなんとなく理解している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	67.6% （令和 6 年度）	70%	85%
34	普段の生活について、孤立感や孤独感がないと感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「普段の生活について、『孤立感や孤独感がない』はどの程度あてはまりますか。」という設問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.6% （令和 6 年度）	70%	72%
施策２－５　人々の相互理解と交流の促進					
35	日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う日本人・外国人区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査または大田区多文化共生実態調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した日本人・外国人区民の数/調査回答総数×100	日本人 57.5% （令和 6 年度） 外国人 79.8% （令和 4 年度）	日本人 60.5% 外国人 84.8%	日本人 63.5% 外国人 88.8%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
36	現在住んでいるまちが暮らしやすいと感じている外国人区民の割合	大田区多文化共生実態調査で、「現在住んでいるまちは暮らしやすいですか。」という設問に対し、「とても暮らしやすい」「暮らしやすい」と回答した外国人区民の数/調査回答総数×100	85.0% （令和 4 年度）	88.5%	91.3%
37	家庭生活における男女の地位が平等であると思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.1% （令和 5 年度）	50%	55%
38	今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% （令和 6 年度）	68.5%	70.5%
施策２－６　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実					
39	65 歳健康寿命（要介護２）	65 歳の人が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの。本指標では、障がいを要介護２以上とする。	男性 82.35 歳 女性 85.75 歳 （令和 4 年）	延伸 （※65 歳平均余命の延伸分を上回る）	延伸 （※65 歳平均余命の延伸分を上回る）
40	特定健診受診率（国民健康保険被保険者）	40 歳から 74 歳の大田区国民健康保険加入者のうち、特定健康診査を受診した人の数/40 歳から 74 歳の大田区国民健康保険加入者数×100	38.8% （令和 5 年度）	39.8%	40.0% （令和 11 年度）

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
41	主観的健康感	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「現在のあなたの健康状態はいかがですか。」という設問に対し、「とてもよい」「よい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	64.5% (令和 6 年度)	増やす	増やす
42	かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局はありますか。」という設問に対し、「かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	29.5% (令和 6 年度)	31%	32.5%
施策２－７　スポーツの楽しさが広がる環境の整備					
43	区民スポーツ実施率	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「スポーツや運動を実施した頻度は週どのくらいですか。」という設問に対し、「週 3 日以上(年 151 日以上)」「週 2 日(年 101～150 日)」「週 1 日(年 51～100 日)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% (令和 6 年度)	70%	72%
44	区のスポーツ環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは区のスポーツ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	22.5% (令和 6 年度)	26%	30%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
施策２－８　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承					
45	区の文化芸術環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	19.2% （令和６年度）	25%	40%
46	区の文化や歴史に触れる機会があった区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。」という設問に対し、「あった」と回答した区民の数/調査回答総数×100	38.0% （令和６年度）	40%	50%
施策２－９　生涯にわたる学びの支援					
47	最近１年間に生涯学習を行った区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、最近１年間に生涯学習を行ったことがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.5% （令和６年度）	45%	50%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
48	年１回以上図書館を利用する区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「１年間で大田区立図書館又は文化の森情報館（電子書籍貸出サービスを含む）をどのくらい利用しますか。」という設問に対し、「週１回以上」「月２回程度」「月１回程度」「２～３か月に１回程度」「ほとんど利用しない（年１～２回程度)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	48.6% （令和６年度）	55%	60%
基本目標３　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち					
施策３－１　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承					
49	大田区内における温室効果ガス排出量の削減率	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の算定結果。基準年度である平成 25 年と比較して算出。	▲13.9% （令和３年度）	▲44%	▲55%
50	大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率	大田区役所エコオフィス推進プラン実績調査の算定結果。基準年度である平成 25 年と比較して算出。	▲31.5% (令和 5 年度)	▲45%	▲56%
51	「生き物の豊かさ」の満足度	大田区環境基本計画の策定に係る区民アンケート調査で、「あなたは、大田区の環境をどのように感じていますか？（項目：生き物の豊かさ)」という設問に対し、「満足」「やや満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	27.2% (令和 5 年度)	―	40% (令和 12 年度)

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
52	みどり率	みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりの覆われた面積＋水面が占める面積＋公園内の緑で覆われていない面積/区面積×100	25.3% （平成 30 年度）	27%	28% （令和 12 年度）
施策３－２　持続可能な循環型社会の構築					
53	区民１人１日当たりのごみと資源の総量	大田区一般廃棄物組成分析調査による算定結果	585g （令和５年度）	560g	524g
施策３－３　区内企業の自己変革の促進					
54	区内全産業の付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」の算定結果。企業の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、売上高（総生産額）から原材料費・燃料費・減価償却費などの中間投入額を差し引くことによって算出。	19,208 億円 （令和３年度）	19,881 億円 （令和８年度）	20,576 億円 （令和 13 年度）
55	付加価値額が増加した区内企業の割合	大田区の景況の調査で、「前年に比べて付加価値額が増加した」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	42.4% （令和６年度）	45%	50%
56	デジタル化の取組意向のある区内の企業割合	大田区の景況の調査で、「ＩＴを活用した業務効率化・生産性向上の取組状況」に、「取り組んでいる」「まだ取り組んでいないが、取り組む予定がある」「取り組みたいが、検討段階である」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	57.8% （令和５年度）	65%	70%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
施策３－４　ものづくりの次世代への承継と立地支援					
57	新規採用人数が充足している企業の割合	大田区の景況の調査で、製造業の企業が希望する求人数に対して、新規採用人数が「充足している」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	28.8% （令和６年度）	30%	30%
58	事業承継の意向のうち、事業承継について考えていない企業の割合	大田区ものづくり産業等実態調査において、「事業承継の意向」のうち「事業承継について考えていない」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	34.2% （令和元年度）	30%	25%
59	区内製造業の粗付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」の算定結果。売上高（総生産額）から減価償却費を差し引かないで算出した付加価値額のこと。	1,850 億円 （令和３年度）	1,850 億円 （令和８年度）	1,850 億円 （令和 13 年度）
60	大田区のイメージについて、ものづくりのまちを選んだ割合	大田区シティプロモーション調査で、「あなたは大田区に対してどのようなイメージや印象をお持ちですか。」という設問に対し、「ものづくりのまち」と回答した区民及び区民以外の数/調査回答総数×100	なし	現状値取得 次第設定	現状値取得 次第設定
施策３－５　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出					
61	区内の新設法人数	大田区新設法人件数調査の結果によって把握	1,051 社 （令和５年度）	1,114 社	1,167 社
62	羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」を活用した交流・連携による区内企業とのオープンイノベーション創出数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握。	２件 （令和５年度）	２件	３件

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
63	羽田イノベーションシティを起点とした新技術の区内実装数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握	1 件 （令和 5 年度）	2 件	3 件
施策３－６　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信					
64	買い物や食事、イベント等で商店街を利用している区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「買い物や食事、イベント等で商店街を訪れることがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.8% （令和 6 年度）	90%	90%
65	区内における年間観光消費額の推計値	観光庁の「観光入込客統計調査に関する共通基準及び調査要領」に基づき算出	1,325 億円 （平成 29 年度）	1,650 億円	1,720 億円
基本目標４　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち					
施策４－１　災害に強く回復しやすい減災都市の実現					
66	住宅の耐震化率（旧耐震基準）	平成 30 年住宅・土地統計調査等に基づき算出した平成 30 年 9 月末時点の耐震化率をベースに、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出	92.9% （令和 5 年度推計値）	約 98% （令和 7 年度） ※おおむね解消	―
67	住宅の耐震化率（新耐震基準）	平成 30 年住宅・土地統計調査等に基づき、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出 ※大田区耐震改修促進計画を令和 7 年度末に改定予定	85.9% （令和 5 年度推計値）	―	個別計画の改定時設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
68	東京都防災都市づくり推進計画の重点整備地域における不燃領域率（東京都推計値）	東京都の算定結果（空地率＋（1 -空地率/100）×不燃化率（%））	大森中地区：64.3% 羽田二・三・六丁目地区：49.4% 補助 29 号線沿道地区（大田区）：52.5% （令和 4 年度）	ー	大森中地区：70%超 羽田二・三・六丁目地区：60%超 補助 29 号線沿道地区（大田区）：70%超 （令和 12 年度）
69	耐震性能を把握した橋梁数	耐震性能照査が完了した橋梁数	39 橋/156 橋 （令和 5 年度）	59 橋	75 橋
70	耐震・強靭化を進めた橋梁数（落橋対策）	耐震補強工事が完了した橋梁数	30 橋/156 橋 （令和 5 年度）	35 橋	39 橋
71	無電柱化整備延長	大田区が管理する区道の総延長に対する無電柱化整備延長	13.47 ㎞ （令和 2 年度）	17.53 ㎞	20.79 ㎞ （令和 12 年度）
72	高台の充足数（特別出張所単位）	特別出張所ごとに、「避難対象者数」と「高台※の受入人数」の需給分析により算出（大田区高台まちづくり基本方針の短期目標）。 ※水害時緊急避難場所と緊急安全確保先	10/18 特別出張所	14 特別出張所	18 特別出張所
施策４－２　地域力を活かした防災対策の推進					
73	総合防災訓練と地域の自主防災訓練との訓練成果の共有率	「総合防災訓練」と地域（区内各地区）の「自主防災訓練」を連携させ実施した数と、その成果を共有することができた地区の数の合計（累計）/18 地区×100	0% （令和 5 年度）	100%	100%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
74	災害から身を守るために取組をしている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「災害から身を守るためにどのような取り組みをしていますか」という設問に対し、「特に何もしていない」と回答した区民の数/調査回答総数×100を、100 から引いた割合	85.6% （令和 6 年度）	100%	100%
75	災害ケースマネジメントを担う関係機関との協議数	毎年 1 回以上、実装に向けて協議した、「災害ケースマネジメント」の実施に当たって連携が想定される関係機関・民間団体数	2 団体 （令和 5 年度）	7 団体	11 団体
施策４－３　治安がよい美しいまちの実現					
76	治安のよさの満足度（体感治安）	大田区政に関する世論調査で、「治安のよさ」という設問に対し、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	60.4% （令和 5 年度）	65%	70%
77	区内特殊詐欺被害件数	警視庁資料を基に算出した区内特殊詐欺被害の件数	151 件 （令和 5 年）	112 件	72 件
78	消費者相談の解決率	相談が解決した件数/相談件数（処理不要・処理中除く）×100	98.6% （令和 5 年度）	99%	99%
79	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者数	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区内で、週 1 日平日に、18 時から 20 時までの間、30 分間調査した人数の平均値	16 人 （令和 5 年度）	11 人	7 人

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
施策４－４　地域の魅力を活かした拠点づくり					
80	住んでいるまちが魅力的であると感じる区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「住んでいるまちが魅力的であると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	68.5% （令和５年度）	70%	72%
81	駅周辺の整備が進んでいると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区は、『大田区鉄道沿線まちづくり構想』において示した、沿線のまちの将来像やその実現に向けた道筋に基づき、官民が協働し、地域特性や限られた空間を最大限有効に活用しながら、安全かつ快適で利便性の高い個性的な都市空間を創出するよう取り組んでいます。現在、大田区内の駅周辺の整備が進んでいると感じますか。」 という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	43.6% （令和６年度）	46%	48%
施策４－５　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成					
82	蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を望む区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「早期に実現してほしい大田区内の公共交通対策」という設問に対し、「鉄道路線の充実（蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を含む)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	35.9% （令和６年度）	45%	50%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
83	大田区内の公共交通機関が利用しやすいと感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自宅の近くにバス停や駅があるなど、公共交通機関が利用しやすい環境ですか。」という設問に対し、「とても利用しやすい」「まあまあ利用しやすい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.2% (令和 6 年度)	91%	92%
84	「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」における特定事業の進捗率	毎年度末に行う特定事業の進捗調査で、「事業が完了した」又は「継続して取り組んでいる」と回答のあった事業の数/大田区バリアフリー基本構想にて位置付ける特定事業の総数×100 ※特定事業とは、バリアフリー法第 2 条にて定める、ハード整備又はソフト対策によるバリアフリー化に関する事業のこと。	75% (令和 5 年度)	―	100% (令和 13 年度)
施策 4 － 6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備					
85	住んでいるまちの生活環境における、道路整備に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「道路の整備」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	63.6% (令和 5 年度)	65%	70%
86	狭あい道路の区内総延長 261km（両側 522km）に対する拡幅整備率	狭あい道路の区内総延長に対する、狭あい道路拡幅整備工事が完了した割合	21.6% (令和 5 年度)	24.6%	27%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
87	橋梁点検における健全性判定Ⅱ以上の割合	大田区が管理する橋梁（公園管理橋は除く）に対して 5 年間に一回のサイクルとして実施した定期点検の診断結果の割合 ※健全性判定Ⅱ以上とは、予防保全の観点から対策が不要な状態もしくは必要に応じて対策の実施が望まれる状態であること。	97% （令和 5 年度）	100%	100%
88	住んでいるまちの生活環境における、住宅事情に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「あなたご自身の住宅事情」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	71.5% （令和 5 年度）	76%	80%
89	区が把握している適切に維持・管理のできていない空家等の件数	陳情等により課題のある空家等として把握した現存数	742 件 （令和 5 年度）	707 件	679 件
90	放置自転車台数	「駅前放置自転車等の現況と対策調査」によって把握した放置自転車台数 ※例年 10 月、晴天の平日のうち任意の 1 日、おおむね午前 11 時ごろの駅周辺における放置自転車台数。	307 台 （令和 6 年度）	毎年減少	―

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
施策４－７　世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり					
91	空港臨海部に魅力を感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「遊ぶ場所、働く場所として空港臨海部に魅力を感じますか」という設問に対し、「感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.0% （令和 6 年度）	50%	55%
92	HANEDA（ハネダ）GLOBAL WINGS（グローバル ウイングズ）への来街者数（１日当たり）	携帯電話端末のＧＰＳ位置情報データを用いて算出した、１日当たりの HANEDA GLOBAL WINGS への来街者数	8,885 人 （令和 5 年度）	10,800 人	11,200 人
施策４－８　多彩で魅力ある公園・緑地づくり					
93	地域の拠点となる公園の満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「野球場、キャンプ場、アスレチック等がある大きな公園について、どの程度満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.0% (令和 6 年度)	50%	60%
94	身近な公園の満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「住宅街によくある小さな公園について、どの程度満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	50.0% （令和 6 年度）	60%	70%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 14 年度)
施策４－９　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり					
95	身近な場所で水や緑に親しめると感じる区民の割合	大田区政に関する世論調査・区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「身近な場所で水や緑に親しめると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	58.8% （令和 6 年度）	60%	65%
96	緑被率	みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりに覆われた面積/区面積×100	18.32% （平成 30 年度）	21%	21.5% （令和 12 年度）

5　施策の方向性とＳＤＧｓゴールとの関係

（１）ＳＤＧｓ17 の目標

	【貧困をなくそう】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	【質の高い教育をみんなに】 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	【安全な水とトイレを世界中に】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

	【働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する
	【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	【つくる責任つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する
	【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」外務省仮訳

（２）関係性対応表

各施策の方向性が SDG s のどのゴールにつながっているかを一覧で示しています。

	SDGs																
1-1　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり																	
こども・若者の意見を尊重する取組の推進	○	○	○	○						○						○	○
こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築	○		○	○						○						○	○
こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり	○	○	○	○													
「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実	○	○	○	○												○	○
1-2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり																	
妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実			○													○	
こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実			○														
仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現			○		○			○								○	
こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり			○	○							○					○	○
1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成																	
予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成				○				○	○		○						○
世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成				○	○					○	○	○	○				
確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成			○	○	○					○						○	
こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上			○	○				○									
1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備																	
自分らしくいきいきと生きるための学びの支援	○			○	○					○						○	
柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり			○	○		○	○		○		○				○		

	SDGs																
2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備																	
高齢者の見守り体制の強化・推進			○								○						○
共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援			○							○	○						
高齢者の就労・地域活動の支援	○		○					○			○						
介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実			○					○			○						
2-2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進																	
権利擁護の正しい理解と周知啓発			○		○					○						○	
地域の担い手の育成と相談体制の拡充			○													○	
地域連携ネットワークの強化			○													○	
2-3　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実																	
相談支援体制の充実・強化			○							○							
障がい者等の地域生活の支援			○							○	○						
障がいへの理解の推進			○							○	○						
2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり																	
多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築			○								○						
自治会・町会との連携・協働の更なる推進											○						
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			○							○	○						
分野横断の包括的な支援体制の強化	○		○								○						
2-5　人々の相互理解と交流の促進																	
国際理解・国際交流の推進				○	○			○	○	○	○					○	○
コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備	○		○	○						○	○						○
人権と多様性を尊重する意識の醸成					○					○							
2-6　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実																	
生涯を通じた心身の健康づくりの推進			○					○									○
科学的根拠に基づく健康啓発の展開			○	○													
健康に関する安全・安心の確保			○								○						

2-7　スポーツの楽しさが広がる環境の整備																	
誰もがスポーツを楽しめる機会づくり			○	○													
ニーズに即したスポーツ環境の整備			○	○													
2-8　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承																	
文化芸術に親しむ機会の創出				○							○						
地域の文化資源の保存・活用の推進				○							○						
2-9　生涯にわたる学びの支援																	
個人の学びの充実				○						○							
学びを通じたつながり・活用の場の創出				○						○							
地域の学びを支える環境整備				○						○							
図書館機能の充実				○						○							

	SDGs																
3-1　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承																	
脱炭素ライフスタイルへの転換							○		○		○	○	○				○
脱炭素まちづくりの推進							○		○		○	○	○				○
豊かな自然の継承						○					○		○	○	○		○
3-2　持続可能な循環型社会の構築																	
３R＋Renewable の推進											○	○	○	○			○
3-3　区内企業の自己変革の促進																	
変化への対応・高付加価値化								○	○								
脱炭素化・デジタル化の促進								○	○								
3-4　ものづくりの次世代への承継と立地支援																	
基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保				○				○	○								
立地・拡張ニーズへの対応、と産業と暮らしの調和								○	○		○						
3-5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出																	
新たな挑戦への支援（創業支援）								○	○								
産業交流拠点の形成								○	○		○						
イノベーション創出の推進								○	○		○						
3-6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信																	
商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援								○	○		○						
区の魅力の発信と来訪者の利便性向上								○			○						○

	SDGs																
4-1　災害に強く回復しやすい減災都市の実現																	
倒れないまちづくりの推進	○								○		○		○				
燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	○								○		○		○				
橋梁の強靭化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化	○								○		○		○				
多様な整備手法による無電柱化の推進	○								○		○		○				
水害から命を守る高台まちづくりの推進									○		○		○				○
4-2　地域力を活かした防災対策の推進																	
区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築			○								○		○				○
多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚			○		○	○					○		○				○
必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築			○		○	○					○		○				○
災害ケースマネジメントの実施準備			○		○						○		○				○
4-3 治安がよい美しいまちの実現																	
地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保											○					○	
特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化											○					○	
喫煙対策及び環境美化の推進			○								○						
4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり																	
蒲田駅周辺のまちづくり							○	○	○		○		○				○
大森駅周辺のまちづくり							○	○	○		○		○				○
身近な地域の魅力づくり							○	○	○		○		○				○
4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成																	
新空港線の整備促進								○	○		○		○				○
区内公共交通の改善			○								○		○				
広域的な道路ネットワークの整備推進	○								○		○		○				

誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備			○								○		○				
街なかのバリアフリー化の推進			○		○					○	○						○
4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備																	
生活道路等の整備	○							○	○		○		○				
新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理									○		○						
安心で快適な住環境の確保	○		○							○	○		○				○
空家等対策の推進											○	○					○
年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実											○						
自転車等利用総合対策の推進											○						
4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり																	
移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成								○	○		○						
HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり									○		○	○					○
4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり																	
誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり											○						○
大規模公園・緑地の魅力向上											○						○
身近な公園・緑地の魅力向上											○						
4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり																	
みどりの保全、創出、活用の推進			○	○					○		○		○	○	○		○
魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充											○		○		○		
河川の水質浄化対策の推進											○						

大田区持続可能な自治体経営実践戦略

第１章　策定の背景と目的

区は、平成 20 年に策定した基本構想を実現するための基本計画の着実な推進に向け、大田行政経営プラン（平成 21～23 年度)、大田区経営改革推進プラン（平成 24～26 年度)、新大田区経営改革推進プラン（平成 27～30 年度）を策定し、様々な経営手法を取り入れながら不断の経営改革に取り組んできました。

その後、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会情勢や区を取り巻く状況を一変させ、区民生活や区内経済に大きな影響を及ぼしました。そのような中、令和３年７月に「持続可能な自治体経営に向けた取組方針」を定め、限りある経営資源を効果的・効率的に配分し、新たな価値と魅力を生み出しながら、この大きな困難を乗り越えてきました。

令和６年３月に新たな基本構想を策定し、区がめざすべき将来像実現のため、この度、基本計画を策定し、基本目標を実現するための施策を定めたところです。その施策を推進するために実施計画で定めた事業の実施に当たっては、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能な自治体経営を実践する必要があります。このため、持続可能な自治体経営実践戦略（以下「本戦略」という。）を策定します。

第２章　経営理念

本戦略を進めるため、区として持続可能な自治体経営を実践する上で、最も大切にする考え方や価値観としての「経営理念」を次のとおり定めます。

すべての活動でＳＤＧｓに貢献

- ✓ ＳＤＧｓ未来都市として、ＳＤＧｓとのつながりを重視し活動します。
- ✓ 区民、地域団体、民間企業等、多様な主体とＳＤＧｓを共通目標とした連携・協働を進めます。

徹底した区民の目線で質の高いサービス提供

- ✓ 区民ニーズを精緻に把握し、効果検証を徹底することで施策を研ぎ澄まし、区が持つ経営資源を最大限活かして心あたたまる質の高いサービスを提供します。
- ✓ 職員一人ひとりが高い倫理観を持って、区民の目線で考え行動し、区民からの信頼感のもと区民満足度を向上させます。

時流の変化をいち早く捉えたしなやかな対応

- ✓ 庁内が連携し、スピード感を持って変化に対応することで、進化を続ける組織を構築します。
- ✓ 将来にわたり選ばれる自治体であるために、先を見据えた施策展開により、新たな価値と魅力を生み出します。
- ✓ これまでの経験を活かした備えを平時から徹底することで、災害や新たな感染症の蔓延など突発的かつ緊急的な事態においても、柔軟かつ力強く対応します。

第３章　取組の柱

本戦略では、次の視点を柱に据えて、持続可能な自治体経営を実践します。

１　職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化

少子高齢化による労働力人口の減少に伴い、計画的な職員の確保がより困難になることが予想される中、区の施策を着実に推進するには、職員が高い意欲を持ち、いきいきと働き続けられる環境が重要です。そのため、職員一人ひとりを重要な資本と捉える人的資本経営の発想を取り入れ、職員が能力を最大限に発揮できるよう、エビデンスに基づく政策立案（ＥＢＰＭ）能力の向上をはじめとした人材育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備し、組織力の向上につなげ、質の高い区民サービスを提供します。

また、区民サービスの向上に加え、業務の効率化に資する「自治体ＤＸ」やアウトソーシング手法を活用するとともに、「効果（アウトカム）」を重視した事業の検証・評価等により効果を最大化し、既存事業の統廃合を含めた事業の見直し・再構築を進めます。

（取組の例）人材育成、自治体ＤＸの推進、ＥＢＰＭの推進、
行政評価、アウトソーシング手法の活用と検証　など

２　多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信

満足度の高い区民サービスを提供するためには、区民の声を区政に反映するとともに、大田区に関わる多様な主体それぞれが持つ特性や強みを活かすことが重要です。そのため、区民活動団体や民間企業等との連携・協働を更に推進し、複雑化・多様化する地域課題の解決と地域の活性化を実現します。

また、地域ブランディングを一新し、区内外にまちの魅力を発信する戦略的なシティプロモーションにより、区のイメージや価値を高め、人やモノ等を呼び込み、定住性の向上、転入の促進等につなげるとともに、ＳＤＧｓの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のため、ホームページやＳＮＳなど多様な媒体を活用し、様々な世代やターゲットに合わせた、誰にでも伝わる情報発信に取り組みます。

（取組の例）区民協働、公民連携、シティプロモーションに資する情報戦略、
誰にでも伝わる情報発信　など

3　強靭な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。そのため、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率の適正水準を維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力の堅持に向けた努力と工夫を行い、将来にわたり強靭な財政基盤を構築します。

また、公共施設全体の状況を把握し、長寿命化改修、既存施設の有効活用、複合化・多機能化の推進、公民連携手法の活用など、人口構成や地域の状況の変化を捉えた効果的・効率的な公共施設マネジメントを推進します。

（取組の例）基金運用、受益者負担の適正化、補助金の適正化、
施設マネジメント・施設評価　など

●用語解説

用語	説明
あ行	
アウトソーシング	民間事業者等の有する事業運営上のノウハウを活用し、区民サービスの向上をめざす取組。
アウトリーチ	「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、公的機関や文化施設などによる地域への出張サービスのこと。
空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第１項に定められた、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
イノベーション	「技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」など定義は多岐にわたるが、総合計画では地域課題解決につながる新たな技術等のことをいう。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的によい状態にあることで、短期的な幸福のみならず、将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念。
雨水の浸透機能	緑地、植栽、農地等の土壌や透水性の舗装等により、雨水を浸透・貯留させる機能。
埋立島部	平和島、東海、昭和島、京浜島、城南島を指す。
オープンイノベーション	「技術を求める組織と、技術を持つ組織が出会い、新しい価値を創造するための手段」など定義は多岐にわたるが、総合計画では単なる受発注関係にとどまらず、新たに生み出したい価値を共有した上で多様な主体と区内企業とが連携して新製品等の開発に取り組むことをいう。
オープンスペース	一般に開放されている公共性の高い空間。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス（二酸化炭素（$CO_{2)}$、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、フロンガス等）。

用語	説明
か行	
カーボンハーフ	温室効果ガス排出量を 50%削減すること。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることによって、排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルに向けた中期目標として設定されることが一般的である。区では「大田区脱炭素戦略（令和 5 年 3 月策定)」において、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比でカーボンハーフをめざすことを定めた。
外国語教育指導員	外国語活動における指導の提案や英会話の実演を行う、原則として英語を母語又は公用語として使用する指導員。
回遊促進	地域内を渡り歩き移動する・歩き回るといった行動を促すこと。
かかりつけ医	健康に関することを相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
核家族化	夫婦のみの世帯、または夫婦（ひとり親の場合も含む）と未婚のこどものみの世帯が増加する現象。
仮想空間	インターネット上に構築された三次元の仮想世界。ユーザーがアバターを通じて自由に活動し、他者と交流することが可能。メタバースともいう。
管理不全空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 1 項で謳われている、適切な維持管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。
基幹財源等	区の歳入の基幹となる特別区税・特別区交付金・税連動交付金等のこと。
基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられるものであり、財源の年度間調整を図る機能の一つのこと。
帰宅困難者	大規模地震の発生により、公共交通機能等が当分の間停止又は低下した場合、区内に滞在している外出者のうち、自宅が遠距離にあること等により、容易に徒歩で帰宅できない人。 内閣府中央防災会議では、おおまかな定義として、帰宅距離が 10km 以内は全員「帰宅可能」、10km を超えると「帰宅困難者」が現れ、20km まで 1 km ごとに 10%ずつ増加、20km 以上は全員「帰宅困難」としている。

用語	説明
喫煙禁止重点対策地区	「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」に基づき、公共の場所において、特に喫煙マナーの徹底を図る必要があると認められ、指定される地区のこと。喫煙禁止重点対策地区では、歩行中及び自転車等運転中に限らず喫煙が禁止される。
技能系	自動車運転・介護指導・警備・調理・用務等の職務。
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日まで用いられていた耐震基準。
狭あい道路	建築基準法第 42 条第 2 項の規定により指定された幅員 4 m未満の道路のこと。
協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・ＮＰＯ、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供しあい、協力して取り組むこと。
共同化	総合計画では、複数の宅地を一つの宅地（敷地）にまとめて建物を整備し、複数の権利者が一体的に建物を利用することをいう。
協働的な学習（協働する学習）	探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら行う学びのこと。
緊急医療救護所	区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね 72 時間までの間、災害拠点病院等病院の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ（傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること）と軽症者の治療を行う場所。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。
グランドデザイン	めざすべきまちの姿とその実現に向けたまちづくりの方向性と取組を示したもの。
グリーンインフラ	住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池、緑地等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組。
グローバル人材	「語学力･コミュニケーション能力」「主体性･積極性、チャレンジ精神、協調性･柔軟性、責任感･使命感」「異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー」を主な要素とし、このほか、幅広い教養と深い専門性、課題発見･解決能力、チームワークとリーダーシップ、公共性･倫理観、メディア･リテラシー等を兼ね備えた人材のこと。

用語	説明
経営資源	継続的・計画的に事業を実施するために必要となる、ヒト・モノ・カネ・情報などの資源。
軽症者救護所	区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね 72 時間までの間、学校の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ（傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること）と軽症者の治療を行う場所。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標のこと。
現員数	現に在職する職員数から休職、育児休業などの大田区職員定数条例で定める定数外職員を除いた職員数。
健全性判定	損傷の種類や範囲、数などから橋の健康状態を判定すること。
権利擁護支援検討会議	支援者が権利擁護に関して悩むケースや複雑な課題のあるケースに対して、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で今後の支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し、専門職等から助言を得ることを目的とした会議。
広域連携軸	幹線道路及び鉄道等を骨格とした都市間の連携や交流の促進及び強化に資する広域交通ネットワーク。
高規格堤防	従来の堤防より幅が広く（堤防の高さの 30 倍程度の長さを堤防として整備）、災害発生時において壊滅的な被害を防ぐことができる堤防のこと。高規格堤防の上には、新たに良好な住環境が形成でき、周辺住民等の避難場所としての機能を発揮する。
公共交通不便地域	大田区では、鉄道駅から 500m以上かつバス停からも 300m以上離れている地域を、公共交通不便地域と設定している。
公共施設マネジメント	自治体経営の視点から、公共施設を総合的かつ計画的に管理・運用及び利活用する仕組みのこと。
合計特殊出生率	１人の女性（15 歳から 49 歳）が一生の間に出産するこどもの平均人数。
公債費負担比率	地方債の返済に充てられる経費が、区の一般財源全体に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標のこと。
交通結節点	異なる交通機関（又は同じ交通機関）が相互に連絡し、乗換えや乗継ぎができる駅などの場所。

用語	説明
高度利用	都市計画又は建築基準法に基づき、道路、公園、広場等の適正な整備と併せて建築物の容積率又は高さの制限を緩和することにより、土地をより高度に利用すること。都市部など土地利用が限られる場所で、土地や建物を最大限に活用するための方法。
公募設置管理制度（Park-ＰＦＩ）	都市公園の質の向上・公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法として、飲食店・売店等の設置と、そこから生じる収益を活用してその周辺の園路・広場等の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。民間事業者の資金の活用により、公園管理・運営に関する行政の財政負担軽減も期待できる。
合理的配慮	障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のこと。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における「合理的配慮」は、障がいのある人や家族等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施に当たり、過重な負担がないものとされている。
コーホート要因法	年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。
国際都市おおた	区では、「世界中の人々が訪れたくなる魅力やおもてなしの心と、誰もが暮らしやすく平和で豊かな生活、そして羽田空港を通じた世界との多彩な連携により生み出される産業や文化のにぎわいを、地域力を活かして創造する都市」と定義している。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。
子育ち	こどもが主体的に育つこと。
こども（・若者）の最善の利益	こども・若者にとって最もよいこと。
こども施策	こどもの健やかな成長に対する支援や子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のための支援を主な目的とする施策に加え、これらと一体的に行われる施策を含む、こどもや若者に関する幅広い取組。

用語	説明
こどもの権利	日本を含む世界 196 の国・地域が締結している「児童の権利に関する条約」では、18 歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置付け、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。 4 つの大切な考え方として、①差別の禁止、②こどもの最善の利益、③命を守られ成長できること、④こどもの意見の尊重、がある。
こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
個別避難計画	災害発生時に避難行動要支援者が避難できるよう「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方」等を記入する計画。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行による災難や危機的状況を指す言葉。
さ行	
サーキュラーエコノミー	製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生及び有害物質の環境中への放出を最小限にする経済システムのこと。
災害ケースマネジメント	被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組。
再生可能エネルギー	自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のこと。石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、CO_2（二酸化炭素）を排出しないクリーンなエネルギー。
在宅避難者	単に災害時に自宅等で生活を行っている人を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途絶、家屋への被害等のため、自らの備蓄を利用し、あるいは何らかの支援を受けて避難生活を送る人。

用語	説明
サプライチェーン	商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指し、商品が最終消費者に届くまでの「供給の連鎖」のこと。
参加支援	本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援。
産業集積	一つ、あるいは複数の産業に携わる企業群が地理的に集積して、一つの産業構造を形づくること。
自己肯定感	自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していこうとする態度や考え方。
次世代クリーンエネルギー	有限な資源である化石燃料に代わり、CO2 排出量が少ない、または CO2 を排出しない新しいエネルギーのこと。再生可能エネルギーや将来的に社会実装が期待される水素エネルギー等を含む。
次世代モビリティ	自動運転に代表される先端テクノロジーを活用した進化型の移動手段。
自然共生社会	生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる「自然と共生する社会」のこと。
自治会・町会	住民が住んでいるその土地（地域）を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助けあいと協力のもと住みよい環境をつくることを目的とし、自主的に結成する組織。
自治体ＤＸ	行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るもの。
自治体ＳＤＧｓモデル事業	ＳＤＧｓ未来都市の中で実施予定の先導的な取組として選定されるもので、地方公共団体によるＳＤＧｓの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業。また、ＳＤＧｓの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業のこと。
自治体経営	自治の権能を与えられた公の団体について、持てる資源を効果的・効率的に配分し、活動を持続させること。

用語	説明
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者やＮＰＯ法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
シティプロモーション	区の直面している現状や課題を踏まえて地域ブランドを捉え直し、内外にまちの魅力を発信することで、区のイメージや価値を高め、人やモノなどを呼び込み、地域経済の活性化や住民協働の醸成などにつなげる活動。広報活動やＰＲ活動を行うことなどがその内容である。
自転車ネットワークのミッシングリンク	自転車ネットワーク計画路線のうち、未整備区間によりネットワークが途切れ、連続性が確保されていない箇所のこと。
児童虐待	保護者によってこどもに加えられた行為の中で、こどもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為。大きく４つ（①身体的虐待、②育児放棄（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待）に分類される。
児童相談所	区市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される行政機関。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行う団体。
シニアステーション	高齢者の元気維持・介護予防のための事業であり、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターとの強い連携により、相談から適切なサービスへの切れ目のない支援を提供している。
社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）	貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。
住工の調和	工業の発展を図りながらも住環境への影響にも配慮して、工場と住宅が共存し、調和した環境を築くこと。
重層的支援会議	社会福祉法に基づき、一つの制度利用や支援機関だけでは解決が難しい課題を持つ区民（世帯）に対して、関係支援機関が集まり、チームで支援する体制を検討する会議。

用語	説明
重層的支援体制整備事業	令和２年６月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する事業のこと。
住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２条で定められた低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。
修復型まちづくり	地域コミュニティを壊さずにまちづくりを着実に進めるため、個別の事情を尊重し、協力が得られたところから道路拡幅や、不燃化建替え等の事業を推進するまちづくり手法。
終末期医療	病気や老衰で余命がわずかな人たちの残りの人生を充実した豊かなものにするケアのこと。人生の最期を自分らしく過ごし、満足してそのときを迎えることを目的としている。
受益者負担	公共サービスの提供を行うには、施設の維持管理費や人件費などの経費が伴うため、サービスを利用する人（受益者）に応分の対価を負担いただく考えのこと。
主観的健康感	医学的な健康状態ではなく、自らの健康状態を主観的に評価する指標。
主体的な学習	学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげていくような学び。
循環型社会	第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
省エネ	「省エネルギー」の略。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源を守るため、エネルギーを無駄なく効率よく使うこと。
省エネ機器	快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するもの。省エネ機器等助成事業では、都市ガスから電気とお湯をつくる家庭用燃料電池（エネファーム）等のこと。
情操	美しいもの、すぐれたものに接して感動する、情感豊かな心。道徳的・芸術的・宗教的など、社会的価値を持った複雑な感情のこと。

用語	説明
消費者力	安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために必要な情報を集め、その集めた情報を活用し消費者自らが主体となってよりよい選択をする力。また、消費者被害の防止・救済に向けて「気づく」「断る」「相談する」という実践的な力。加えて、周囲をサポートし、エシカル消費（地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動）など社会への参画や共創・協働の当事者として地域に働きかけていける力。
食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のこと。食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費、廃棄等の各段階において発生する。食品ロス削減は、単に「まだ食べられるのにもったいない」だけではなく、ごみ量の削減や廃棄処理に伴う温室効果ガス発生抑制など多くの課題解決につながる。
シルバー人材センター	60 歳以上で、自らの能力や経験を活かした仕事をしたい方が会員となっている公益社団法人で、会員向けに短期又は軽易な就業の機会を提供している。
新空港線	平成 28 年の交通政策審議会答申第 198 号に示された「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置付けられた鉄道路線の１つ。 区内の東西交通の移動利便性向上、沿線まちづくりへの寄与、羽田空港及び都心部、埼玉方面へのアクセス強化などの効果が期待される。
人工知能	コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。ＡＩ。
人口ピラミッド	国や地域の人口分布を、男女別・年齢別にグラフにしたもの。
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日に導入された耐震基準。
垂直避難	浸水位よりも建物等の床が高く、浸水に対する安全性の高い場所に移動すること。
スカム	川底に堆積した汚濁物質が、有機物の分解などによって発生する硫化水素やメタンガスの浮力によって水面上に浮上したもの。
スタートアップ	新しい技術等を有し、成長をめざす企業のこと。
ステークホルダー	利害関係を持つ人や組織。
スポーツ健康都市	区がめざすまちの姿を広く意思表示するために示した宣言の名称。区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、賑わいと活力に満ちているまちのこと。

用語	説明
スポーツ推進委員	スポーツ基本法に基づき、区におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びにスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。
3Ｒ（スリーアール）	「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指す。
生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。
生成ＡＩ	大量のデータを学習し、文章や画像などを自動生成する人工知能技術。新しいコンテンツを人間のように作り出す。
成年後見制度	認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者に、本人の契約や各種手続を法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守る制度。
生物多様性	様々な生態系が存在すること、及び生物の種間・種内に様々な差異が存在すること。今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。
ゼロエミッション	あらゆる廃棄物や原材料などを有効活用することにより、人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすること。
創エネ	太陽光発電、水力発電、風力発電等により電気を自ら創ること。「創エネルギー」の略。
総合防災訓練	大規模災害から区民の命と財産を守るために、区、防災関係機関、地域住民等が相互に連携し、有事に際して即応できる体制の確立と、防災意識の普及啓発を図ることを目的に実施する訓練。
た行	
体感治安	刑法犯認知件数などでは測れない、区民の治安に関する認識のこと。
退職不補充	退職者に代わる新規採用を行わないこと。
耐震性能照査	地震に対して構造物の安全性がどの程度確保できているのかを確認すること。
高台	浸水位よりも地盤や建物等の床が高く、浸水に対する安全性の高い場所。

用語	説明
脱炭素	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、排出量を実質ゼロにすること。
多文化共生	国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
団塊ジュニア世代	昭和 46 年（1971 年）から昭和 49 年（1974 年）生まれの人。
男女共同参画	男女がお互いに人権を尊重しあい、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
単独地中化	各電線管理者が自らの費用で管路設備を敷設し、無電柱化する方式のこと。管路等は道路占用物件として、電線管理者が管理する。
地域共生社会	平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、こども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる社会のこと。
地域コミュニティ	地域における協働意識を持った住民による社会。
地域づくり支援	地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援。
地域包括ケアシステム	高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。
地域包括支援センター	介護や生活支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、保健の専門職が連携してサポートするための相談機関。
地域旅客運送サービス	路線ネットワークの構築や、運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便増進を図る事業。
地域連携ネットワーク	地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討、支援等を専門的な観点により多角的に行うネットワーク。
蓄エネ	蓄電池等により電気を蓄えること。「蓄エネルギー」の略。
中央図書館	図書館サービス網の中核として地域図書館を統括するとともに、時代の変化に応じたサービス向上に取り組めるよう、図書館全体を牽引していくセンター的役割を持つ図書館。
定時償還方式	特別区債の元金を毎年度償還していく返済方式のこと。

用語	説明
デジタル受発注プラットフォーム	大田区企業の強みである「仲間まわし」及び試作・研究開発力を活かしてより良質な案件獲得をめざす、デジタルツールを活用した受発注相談の仕組みのこと。
デジタルデバイド	情報通信技術を利用できる活用能力や活用機会の有無によって生じる格差のこと。
テストベッド	新技術の開発における実証実験の場のこと。
デマンド型交通	利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
電線共同溝	設置及び管理を行う二以上の電力線、通信線等を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設のこと。
東京ベイｅＳＧプロジェクト	東京都が推進している、ベイエリア（臨海副都心エリア、中央防波堤エリア）を舞台とした大規模な都市開発及び再開発プロジェクト。
特定空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第２項に定められた、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
特定健診	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74 歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
特別会計繰出金	一般会計から特別会計に資金を繰り出す場合に、会計間の振替支出の性格を持つ経費のこと。
特別区交付金	都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため都が交付するもの。
特別区債	施設整備等の資金調達に伴い負担する債務（一会計年度を超えるもの）、財政支出と財政収入の年度間調整や、住民負担の世代間の公平のための調整を図ることを目的とするもの。
都市計画	適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
な行	

用語	説明
仲間まわし （仲間まわしネットワーク）	金属加工において、切削、穴あけ、研磨、メッキなどの各工程を近くの工場にまわして、発注された製品を納品できる、工場集積を特徴とした大田区ならではのネットワーク。
認知症高齢者グループホーム	認知症の高齢者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする共同生活住居。
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。凄まじい速度で生き物が絶滅しているなど「ネガティブ」の状態を、生物の種の数が回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくこと。生物多様性国家戦略 2023-2030（令和 5 年 3 月閣議決定）においては、令和 12 年（2030 年）までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。
は行	
配分定数	各部局の所管する事務事業に係る職員数の合計。
８０５０（はちまるごーまる）問題	ひきこもりの長期化により、こどもと親がともに高齢化し、社会的孤立から生活が立ち行かなくなる問題のこと。80 代の親がひきこもりの 50 代の子の生活を支える状況に代表される。
羽田イノベーションシティ	大田区が、羽田みらい開発株式会社と公民連携によりまちづくりを進め、開業したまち（令和 2 年 7 月まち開き、令和 5 年 11 月グランドオープン）。
羽田エアポートライン株式会社	新空港線整備事業（第一期整備：矢口渡～京急蒲田間）の整備主体となることを想定し、大田区と東急電鉄株式会社の出資により設立された会社。
羽田空港跡地	羽田空港の沖合展開事業及び再拡張事業の実施に伴い発生した跡地。戦前までは行楽地として栄え、多くの人々が暮らすまちがあったが、戦後には連合国軍の接収によりこの地に暮らす 3,000 人あまりの人々が 48 時間以内に強制退去を強いられた歴史がある。現「HANEDA GLOBAL WINGS（ハネダ グローバル ウイングズ）」のこと。
バリアフリー	障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。
ヒートアイランド現象	都市独特の気象現象で、都市中心部の気温が局地的に高くなる現象のこと。人口の都市への集中による大気を冷やす森林や畑の減少、エアコンなどの人工的な排熱の増加で、都市部に熱が溜まるために起こる。

用語	説明
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある方など、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
標準化死亡比	人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。ある集団の死亡率が、基準となる集団と比べてどのくらい高いかを示す比。
福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的として行われる教育のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者の生活維持を図る目的で支出される経費のこと。
不燃化特区制度	都内の木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定された地区について、区と東京都が連携し、建替え等の助成により不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が 70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。
ふれあいパーク活動	地域住民及び企業等のボランティアが、区と協働して公園を自主的に管理することにより、公園が地域の財産として愛され、有効に活用されることを目的とした活動。
包括的相談支援	本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受けとめ、支援関係機関全体で行う支援。
防災広場	密集改善や通行における視界の確保（クランク部分）、延焼防止、消防活動場所の確保など防災性の向上に寄与する公共施設として整備している広場。大田区においては、羽田地区を中心に整備を進めている。
法指定踏切	踏切道改良促進法に基づき、「改良すべき踏切道」として指定されている踏切。
訪日リピーター	訪日回数が 2 回以上の外国人の来訪者のこと。
ポストコロナ	新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の社会、経済、文化、生活様式などを指す概念。
ま行	
マーケティング力	商品が大量かつ効率的に売れるように、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動の総称。市場活動。販売戦略。

用語	説明
マイクロプラスチック	一般的に 5mm 未満とされる微細なプラスチック。不法投棄やポイ捨てされたプラスチック製品は、紫外線や海の波の力など様々な自然環境によって劣化し、細かく砕かれてマイクロプラスチックとなる。マイクロプラスチックは非常に細かく、海中や海岸から回収することは困難な上分解されないため、半永久的に自然界に残る。海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。
みどり	大田区緑の基本計画グリーンプランおおたで用いる「みどり」は、樹木、樹林、草地、草花などの「植物の緑」だけでなく、河川や海、池沼などの「水辺空間」、さらには公園や広場、道路、学校などの「公共空間」、家々の玄関先や庭、工場事業所、農地などの「民間の緑の空間」に加え、そこに息づく様々な生き物、まちなかの歴史・文化資源など、都市の環境、暮らし及び文化などを支える幅広いもの。
みどり基金	区民・事業者と連携し、「大田区らしさを表すみどり」の保全・活用やグリーンインフラの事業推進など区内のみどりの魅力向上につなげることを目的とした基金。
みどり空間	公園・緑地や散策路など、豊かなみどりが整備されている空間のこと。
みどり率	緑被率に、水面が占める面積の割合と公園内の緑で覆われていない面積の割合を加えた割合。平成 12 年 12 月に東京都が策定した「緑の東京計画」に取り入れられた指標。
民生委員	厚生労働大臣の委嘱により、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の相談に応じ、援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。児童委員を兼ねる。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。
要介護・要支援認定	介護保険サービスの利用希望者が、介護が必要な状態であるか、どれくらいの介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、区が認定すること。介護保険の対象外の「非該当」、予防的な支援が必要な「要支援１・２」、介護が必要な「要介護１～５」の区分に分けられ、要介護５が最も介護が必要な状態。

用語	説明
要配慮者	高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報の把握や一人で避難することが難しく避難行動が遅れたり、慣れない避難生活による病状等の悪化の可能性があるなど、避難生活などに配慮を要する人。
ら行	
ライフサイクルコスト	建築物の企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計のこと。
リーマンショック	平成 20 年に米国の投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに起きた世界的な経済危機のこと。
り災証明書	地震、水害、風害など自然災害により住家に被害が生じた場合、申請に基づき区が被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害の程度を証明する書類。
緑被率	緑の総量を把握する方法の一つで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のこと。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどり等が含まれる。
レファレンス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいは必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、調査等を手伝うこと。
65 歳健康寿命	65 歳の人が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの。本指標では、障がいを要介護 2 以上とする。
65 歳平均余命	65 歳の人が平均してあと何年生きられるかの期待値。
アルファベット	
ＡＩ	人工知能のことをいい、判断や予測などの人間が行う知的な作業をコンピューター上で実現する技術。Artificial Intelligence の略。
ＢＯＤ	河川の水質汚濁の指標。水を汚している有機物を微生物が分解するときに消費する酸素量の値。生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略。

用語	説明
ＤＶ	配偶者（同居の交際相手も含む）など親密な関係にある者、又は以前親密な関係にあった者からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などもＤＶに含まれる。ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）の略。
ＤＸ	デジタル技術の浸透により、人々の生活があらゆる面でよりよいものに変化していくこと。デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。
ＥＢＰＭ	合理的な根拠に基づいて政策を立案すること。Evidence-Based Policy Making の略。
HANEDA（ハネダ） GLOBAL（グローバル） WINGS（ウイングズ）	羽田イノベーションシティや都市計画公園をはじめとした羽田空港及び市街地との近接性を有する「第１ゾーン」と、羽田エアポートガーデンやソラムナード羽田緑地など、国際線地区に直結する「第２ゾーン」から成るエリアを指す。
HANEDA×PiO	区が羽田イノベーションシティ内に設置したイノベーション拠点。コワーキングスペースやイベントスペースの機能があり、交流からイノベーションを創出するためのスペース PiO PARK（交流空間）と社会課題の解決や新たなチャレンジに取り組む企業等が入居するテナントゾーンがある。
ＩＣＴ	情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称で、それぞれの頭文字を取ったもの。
ＮＰＯ	自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。特定非営利活動団体（Non Profit Organization）の略。
ＰＢ	公債費以外の歳出が、特別区債以外の歳入で賄われているかどうかを見るものであり、基礎的財政収支とも呼ばれるもの。プライマリーバランス（Primary Balance）の略。
ＰＤＣＡ	政策立案（Plan）、事業執行（Do）、検証・評価（Check）、見直し（Action）のことで、それぞれの頭文字を取ったもの。ＰＤＣＡサイクルは典型的なマネジメントサイクルの一つである。
Recycle	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
Reduce	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を抑制すること。
Renewable	再生可能な資源に替えること。例えば、プラスチック製の袋や容器を、植物由来の素材で微生物により分解される性質も持つバイオマスプラスチック製に替えることなどを指す。
Reuse	使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。

用語	説明
ＳＤＧｓ未来都市	ＳＤＧｓの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定される内閣府の制度。
ＳＮＳ	インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。ソ－シャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。

大田区基本計画（案）
大田区持続可能な自治体経営実践戦略（案）

令和７年３月

事務局　大田区　企画経営部　企画課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：０３－５７４４－１７３５（直通）

ＦＡＸ：０３－５７４４－１５０２

大田区実施計画（案）
大田区持続可能な自治体経営実践戦略
【取組編】（案）

令和7年3月

大田区

目 次

大田区実施計画

第1章　計画の基本的な考え方 2

1 計画の目的 2

2 計画の期間 2

3 計画の位置付け 3

4 計画の進行管理 4

5 財政計画 5

第2章　共通課題に関連する事業 10

第3章　主要事業 14

基本目標1　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち 16

施策1－1　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり 19

施策1－2　こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり 30

施策1－3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成 45

施策1－4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備 56

基本目標2　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち 64

施策2－1　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備 68

施策2－2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進 76

施策2－3　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実 80

施策2－4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり 84

施策2－5　人々の相互理解と交流の促進 93

施策2－6　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実 98

施策2－7　スポーツの楽しさが広がる環境の整備 102

施策2－8　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承 105

施策2－9　生涯にわたる学びの支援 109

基本目標3　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち ……114
施策3－1　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承 ……115
施策3－2　持続可能な循環型社会の構築 ……120
施策3－3　区内企業の自己変革の促進 ……122
施策3－4　ものづくりの次世代への承継と立地支援 ……126
施策3－5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出 ……130
施策3－6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信 ……136

基本目標4　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち ……140
施策4－1　災害に強く回復しやすい減災都市の実現 ……143
施策4－2　地域力を活かした防災対策の推進 ……150
施策4－3　治安がよい美しいまちの実現 ……156
施策4－4　地域の魅力を活かした拠点づくり ……161
施策4－5　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成 ……166
施策4－6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備 ……172
施策4－7　世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり ……177
施策4－8　多彩で魅力ある公園・緑地づくり ……180
施策4－9　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり ……184

第4章　資料編 ……188
1　指標一覧 ……188

大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】

1　職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化 ……210
1－1 人材育成 ……213
1－2 職員採用・配置 ……215
1－3 組織定数 ……217
1－4 職員の健康増進、職場環境の改善 ……218
1－5 自治体DXの推進 ……220
1－6 EBPMの推進 ……222

1－7 行政評価 ……224
1－8 世論調査・区民意識調査 ……225
1－9 アウトソーシング手法の活用と検証 ……226
1－10 内部統制の推進 ……228
1－11 危機管理と業務継続 ……229
1－12 窓口サービスの向上 ……231

2 多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信 ……233
2－1 区民協働 ……235
2－2 公民連携 ……237
2－3 区民参画 ……239
2－4 シティプロモーションに資する情報戦略 ……240
2－5 誰にでも伝わる情報発信 ……242
2－6 オープンデータ ……244
2－7 経営状況報告 ……246

3 強靭な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進 ……248
3－1 基金運用 ……252
3－2 財源確保 ……254
3－3 受益者負担の適正化 ……255
3－4 債権管理の適正化 ……257
3－5 補助金の適正化 ……259
3－6 入札・契約 ……261
3－7 施設マネジメント・施設評価 ……263
3－8 環境負荷低減に配慮した事業活動 ……265
3－9 地方分権の推進 ……267

● 用語解説 ……268

大田区実施計画

第1章　計画の基本的な考え方

1　計画の目的

実施計画は、向こう3年間で大田区が取り組むべき具体的な事業内容を、年度別計画として明らかにすることにより、基本計画を着実に推進することを目的としています。

2　計画の期間

実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。

3 計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営実践戦略」を位置付けます。

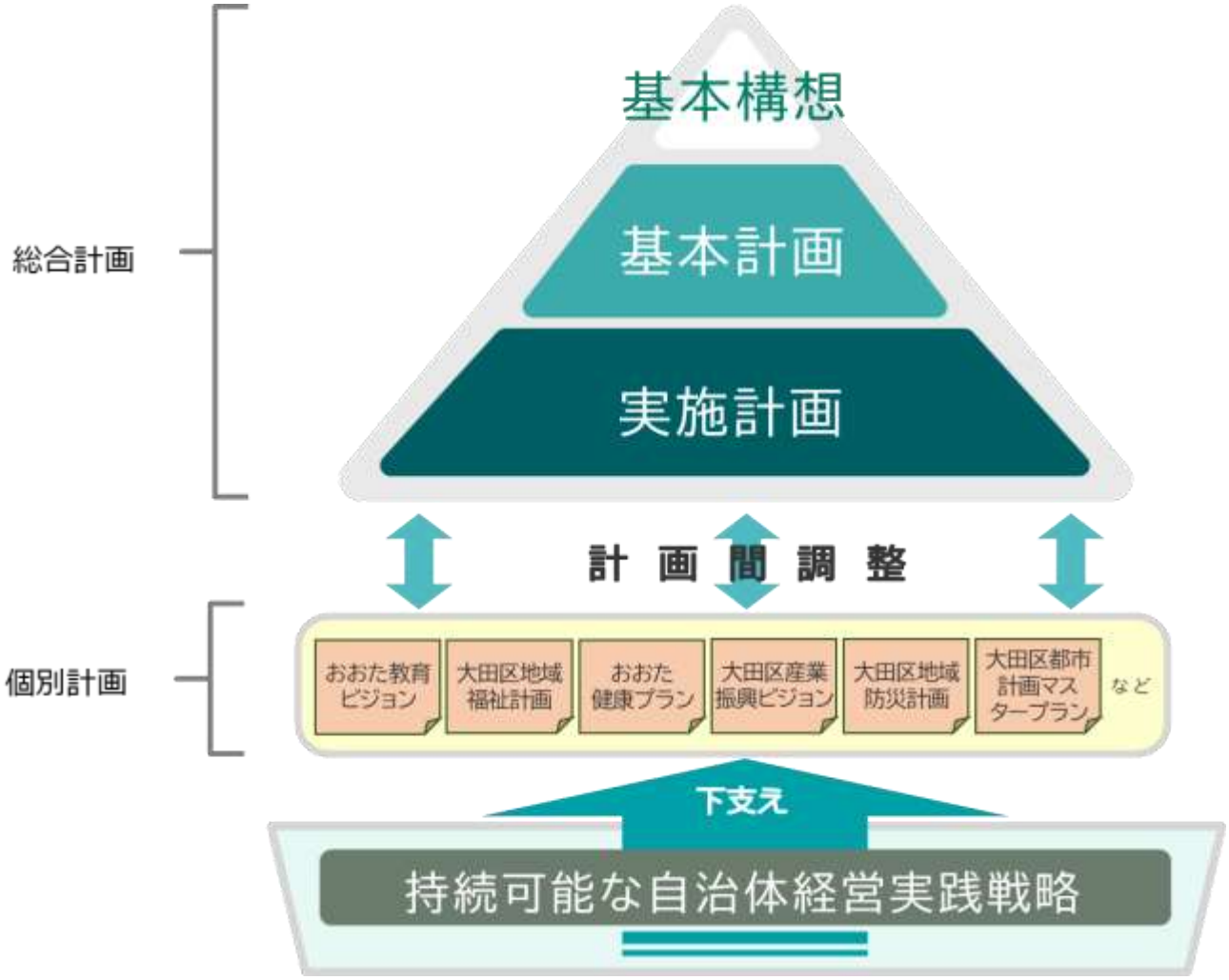

基本構想：令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針

基本計画：基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの

実施計画：基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの

※総合計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の目的や内容を備えていることから、「大田区デジタル田園都市国家構想総合戦略」として位置付けます。

4 計画の進行管理

基本計画では、施策ごとに指標(数値目標)を設定しています。進行管理に当たっては、この指標を活用した施策評価を行います。

また、実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。

評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。

実施計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。

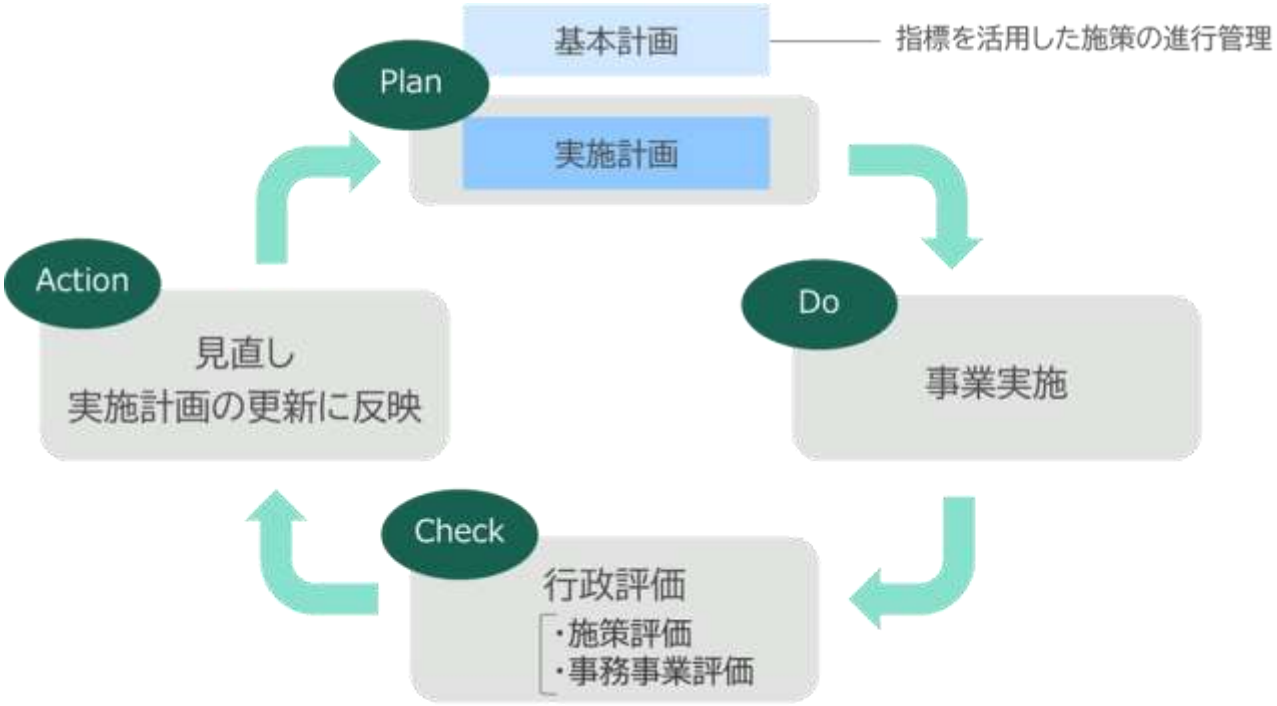

5 財政計画

(1)基本的な考え方

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費・特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靭化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

地方財政においては、社会保障関係経費の増加を人件費、投資的経費、公債費の削減で吸収してきました。しかし、近年、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出の増加要因が拡大し、これまでの歳出構造から大きく変化する転換期が到来しており、区も同様の傾向にあります。

また、投資的経費は老朽化した公共施設の維持・更新経費等により、高水準で推移すると推計しており、今後の財政負担は社会保障関係経費の増に加え、特別区債の活用に伴う償還経費の増嵩(ぞうすう)などを含め一層の増大が見込まれます。

このような区財政を取り巻く環境においても、区は少子高齢化や世帯構成の変化などに伴う生活課題への対応、激甚化する自然災害への備えなど「今」なすべき行政課題に着実に対応するとともに、基本構想で掲げた将来像の実現に向け、成熟した大都市として持続的な成長・発展を遂げられるよう、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的な投資」を力強く進める必要があり、そのためには財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

財政計画は、計画で定めた事業に着実に取り組めるよう、実施計画期間である3年間の財源を裏付ける枠組みとしました。これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、今を担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営を実践します。

(2)財政計画

実施計画期間である3年間(令和7年度から令和9年度まで)の財政計画は、以下のとおりです。

大田区財政計画（令和７～９年度）

１.財政計画

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度
歳入合計	352,710	358,426	367,086
特別区税	84,965	85,644	86,542
地方譲与税等	29,382	30,950	30,260
特別区交付金	85,823	91,175	94,621
国都支出金	95,689	96,937	98,918
特別区債	10,500	11,100	11,800
繰入金	22,870	19,076	21,315
うち財政基金繰入金	9,399	10,463	11,469
うち公共施設整備資金積立基金繰入金	7,000	7,400	7,900
その他の歳入	23,480	23,544	23,630
歳出合計	352,710	358,426	367,086
義務的経費	157,311	161,787	163,222
人件費	46,216	47,929	46,190
扶助費	109,289	110,749	112,870
公債費	1,806	3,109	4,163
投資的経費	50,218	52,202	54,032
特別会計繰出金	24,791	24,937	25,005
その他の歳出	120,388	119,500	124,827

２.収支改善に向けた執行努力・経営改革努力等

財政計画における収支見込（財政基金繰入金）（A）	△ 9,399	△ 10,463	△ 11,469
執行努力・経営改革努力により生み出す財源の目標額（B）	10,000	10,000	10,000
執行努力・経営改革努力後の収支見込（C）=（A）+（B）	601	△ 463	△ 1,469

※「執行努力・経営改革努力後の収支見込(C)」は、予算執行の創意工夫や経費節減後の収支見込みである。

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

① 歳入

特別区税、地方譲与税等、特別区交付金は、政府が示す「中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月）」などを基に、令和6年12月時点の税制をベースに計上しました。

国・都支出金は、社会保障関係経費などの歳出見通しに応じて計上しました。

特別区債は、投資的経費の歳出見通しに応じて計上しました。

② 歳出

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に計上しました。

扶助費・特別会計繰出金は、現行制度を踏まえ、「大田区人口推計（令和6年4月）」における各対象年齢の人口推計等を基に計上しました。

公債費は、既発行分に新規発行見込み分の元利償還額を加え、定時償還方式で計上しました。

投資的経費は、「大田区公共施設等総合管理計画」等を基に、必要な歳出を物価高騰の影響も考慮し計上しました。

③ 収支改善に向けた執行努力・経営改革努力等

財政計画で見込んだ収支（財政基金繰入金）を改善させるための執行努力・経営改革努力の目標額を毎年度100億円とし、予算執行の創意工夫や経費節減、「大田区持続可能な自治体経営実践戦略」で定める取組を推進し、財政基金に頼らない収支均衡に向けた歳出構造改革を進めていきます。

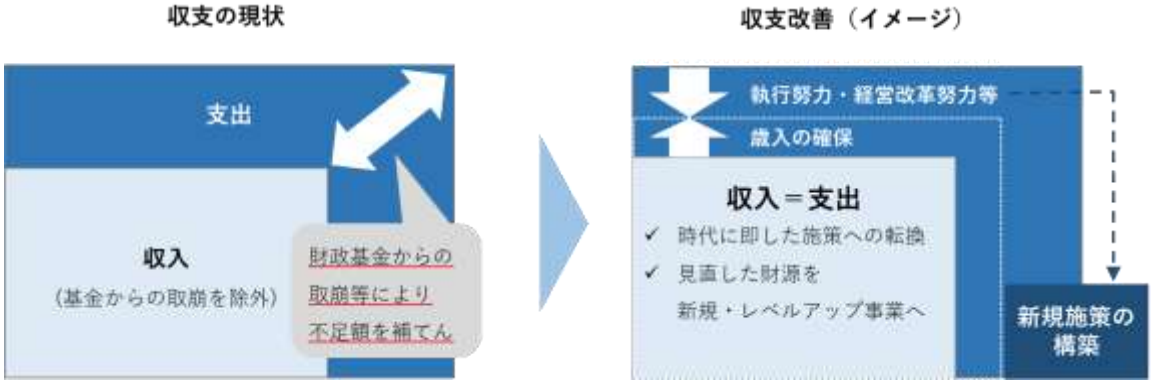

(3)基本目標別主要事業費

実施計画期間である3年間(令和7年度から令和9年度まで)の基本目標別主要事業費は、以下のとおりです。

(百万円)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
基本目標1 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち	22,649	28,050	26,733	77,432
基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	8,107	5,442	5,672	19,221
基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち	2,740	2,730	2,801	8,271
基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち	13,098	14,193	20,546	47,837
事業費合計	46,594	50,415	55,752	152,761

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(4)主な積立基金・特別区債残高の見込み

区はこれまで、リーマンショックなどの経済の変動による減収局面においても、また、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策など突発的な財政需要が発生しても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。今後も、これらのほか自然災害などにも十分備えるため、計画的に基金残高を確保します。

また、特別区債の発行抑制や償還を進めたため、令和5年度末残高は 152 億円と、ピーク時の残高と比較して約9割減少しています。今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に特別区債を活用していきます。

各年度末における基金残高・特別区債残高の見通し

(単位：百万円)

区　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度
財政基金残高	44,501	44,158	42,809
公共施設整備資金積立基金残高	44,634	42,469	40,105
特別区債残高	24,704	29,491	34,263

※各年度末における基金残高・特別区債残高等の見通しは、執行努力・経営改革努力後の収支見込等を反映している。

(5)財政指標目標値

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や感染症などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率を適正水準に維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靭な財政基盤を構築します。

ア 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和5年度は 78.6%となりました。

今後、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費が増加する見込みではありますが、政策的経費に財源を配分する必要があること等から、80%台を目標とします。

イ 財政基金残高

年度間の財源不足を調整する財政基金の令和5年度末残高は約 490 億円と、標準財政規模の 26%以上の残高を確保しています。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、300～400 億円程度(標準財政規模の 20%程度)を確保することを目標とし、計画的に基金残高を確保していきます。

ウ 公債費負担比率

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は令和5年度 0.8%となり、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで発行余力を蓄えてまいりました。

今後、公債費負担が急激に増加することがないよう、投資的経費の財源として特別区債を戦略的に活用し、3～5%程度を目標とします。

第2章　共通課題に関連する事業

基本計画で掲げた「8年後の大田区」の実現に向けた取組を進めるためには、多くの課題があります。その中でも特に、令和 22 年（2040 年）以降に想定される人口減少社会を見据え、地域の活力を維持し、発展していくために区が意識すべき課題を、基本計画において「共通課題」と定義します。

共通課題は、分野横断的かつ中長期的な視点から取り組む必要性が高く、地域社会全体にも共通するものです。

また、計画実現のために、区だけでなく、大田区に関わるすべての人々の間で共有すべきものでもあります。

共通課題は、以下のとおりです。

- 共通課題1　少子化
- 共通課題2　つながりの希薄化
- 共通課題3　担い手不足

共通課題に関連する事業一覧

● 共通課題1：少子化

基本目標	施策名		事業名	ページ
1	1-1	こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり	●「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」の整備	P21
			●こども家庭センターの運営	P22
			●虐待防止事業	P23
			●ヤングケアラー支援体制の充実	P24
			●子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実	P25
			●児童館における相談支援体制の充実	P26
			●こども・若者に対する総合相談	P27
			●こどもが安心して過ごせる居場所づくり	P28
			●離婚前後の子育て家庭への支援	P29
	1-2	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	●妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問	P32
			●産後ケア	P33
			●ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信	P34
			●一時預かり事業	P35

基本目標	施策名		事業名	ページ
1	1-2	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	●乳幼児健康診査	P36
			●出産準備教室	P37
			●病児・病後児保育事業	P38
			●保育士人材確保支援事業	P39
			●地域連携推進事業	P40
			●こどもの安全・安心確保事業	P41
			●コミュニティ・スクールの推進	P42
			●部活動地域連携・地域移行	P43
			●ファミリー・アテンダント事業	P44
	1-3	豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成	●STEAM教育等の教科等横断的な学び	P47
			●情報活用能力の育成	P49
			●おおたグローバルコミュニケーション（OGC）の推進	P50
			●学力の向上	P51
			●読書活動の推進	P52
			●食育の推進	P53
			●教師力の向上	P54
			●学校における働き方改革の推進	P55
	1-4	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備	●児童・生徒等への相談支援の充実	P57
			●特別支援教育の充実	P58
			●いじめ対応、不登校児童・生徒への支援	P59
			●魅力ある学校施設の整備	P62
			●ICT環境の充実	P63
2	2-5	人々の相互理解と交流の促進	●男女共同参画推進事業	P97
4	4-3	治安がよい美しいまちの実現	●体感治安の向上	P157
	4-8	多彩で魅力ある公園・緑地づくり	●身近な公園・緑地の整備	P183

● 共通課題2：つながりの希薄化

基本目標	施策名		事業名	ページ
1	1-1	こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり	●こども・若者に対する総合相談	P27
			●こどもが安心して過ごせる居場所づくり	P28
	1-2	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	●妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問	P32
			●産後ケア	P33
			●一時預かり事業	P35
			●出産準備教室	P37
			●コミュニティ・スクールの推進	P42
			●ファミリー・アテンダント事業	P44
	1-4	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備	●いじめ対応、不登校児童・生徒への支援	P59
2	2-1	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備	●高齢者の見守り体制の充実・連携強化	P70
			●高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備	P71
			●高齢者の社会参加支援	P72
			●介護予防・フレイル予防の推進	P73
	2-4	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり	●フード支援、参加支援・地域づくり支援（重層的支援体制整備事業）	P86
			●区民活動支援事業	P88
			●自治会・町会活動支援	P89
			●JOBOTA／SAPOTA／フラットおおた（重層的支援体制整備事業）	P91
	2-7	スポーツの楽しさが広がる環境の整備	●スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化	P103
	2-9	生涯にわたる学びの支援	●学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり	P111
			●図書館機能の充実	P113
4	4-2	地域力を活かした防災対策の推進	●防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり	P153
	4-8	多彩で魅力ある公園・緑地づくり	●身近な公園・緑地の整備	P183
	4-9	水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり	●グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進	P185

● 共通課題3:担い手不足

基本目標	施策名		事業名	ページ
1	1-2	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	●保育士人材確保支援事業	P39
			●部活動地域連携・地域移行	P43
	1-3	豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成	●学校における働き方改革の推進	P55
2	2-1	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備	●高齢者の社会参加支援	P72
			●介護予防・フレイル予防の推進	P73
			●介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組	P75
	2-4	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり	●区民活動支援事業	P88
			●自治会・町会活動支援	P89
			●大田区福祉人材育成・交流センターの運営	P92
	2-5	人々の相互理解と交流の促進	●国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実	P96
			●男女共同参画推進事業	P97
	2-9	生涯にわたる学びの支援	●学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり	P111
3	3-4	ものづくりの次世代への承継と立地支援	●ものづくり人材育成・確保の支援	P127
	3-6	活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信	●商店街の活性化支援	P137
4	4-2	地域力を活かした防災対策の推進	●防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり	P153
	4-5	誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成	●区内公共交通の改善	P169
	4-6	誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備	●橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検	P174

第3章　主要事業

●「主要事業」の見方

主要事業
向こう3か年に実施が見込まれる事業のうち、施策のめざす姿への寄与が相当程度認められ、かつ有効性が高い事業です。

事業概要
各事業の目的や活動の概要を記載しています。

年度別計画
事業の推進に当たり具体的に取り組む活動内容を記載し、定量的に進捗を測ることができるものについては活動指標を併記しています。
また、原則年度ごとに目標値を設定しています。

事業費
事業の推進に係る歳出当初予算額を千円単位で記載しています。（2年目以降は見込みとなります。）

所管部
事業を所管する部局を記載しています。

共通課題ラベル
共通課題に関連する主要事業及び活動には、ラベルを付けています。
共通1：少子化　　共通2：つながりの希薄化
共通3：担い手不足

拡充：前年度と比べて、事業内容を充実させた主要事業
継続：前年度から継続して実施する主要事業

共通1

主要事業①	（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備	拡充

事業概要

■ 大田区のこどもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え、児童相談所の機能を併せ持つ「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」の開設・運営に向けた取組を進めます。また、相談援助技術向上に向けた研修等を受講することで、専門的な相談支援体制を強化します。

年度別計画　共通1　（すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設の整備	推進	開設	—
運営体制の構築と専門性強化【相談援助技術向上に向けた研修延べ受講者数】	50 人	60 人	60 人
関係機関との調整	推進	—	—
事業費（年度別）	3,361,522 千円	17,363 千円	12,408 千円
事業費（合計）	3,391,293 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

●施策体系図

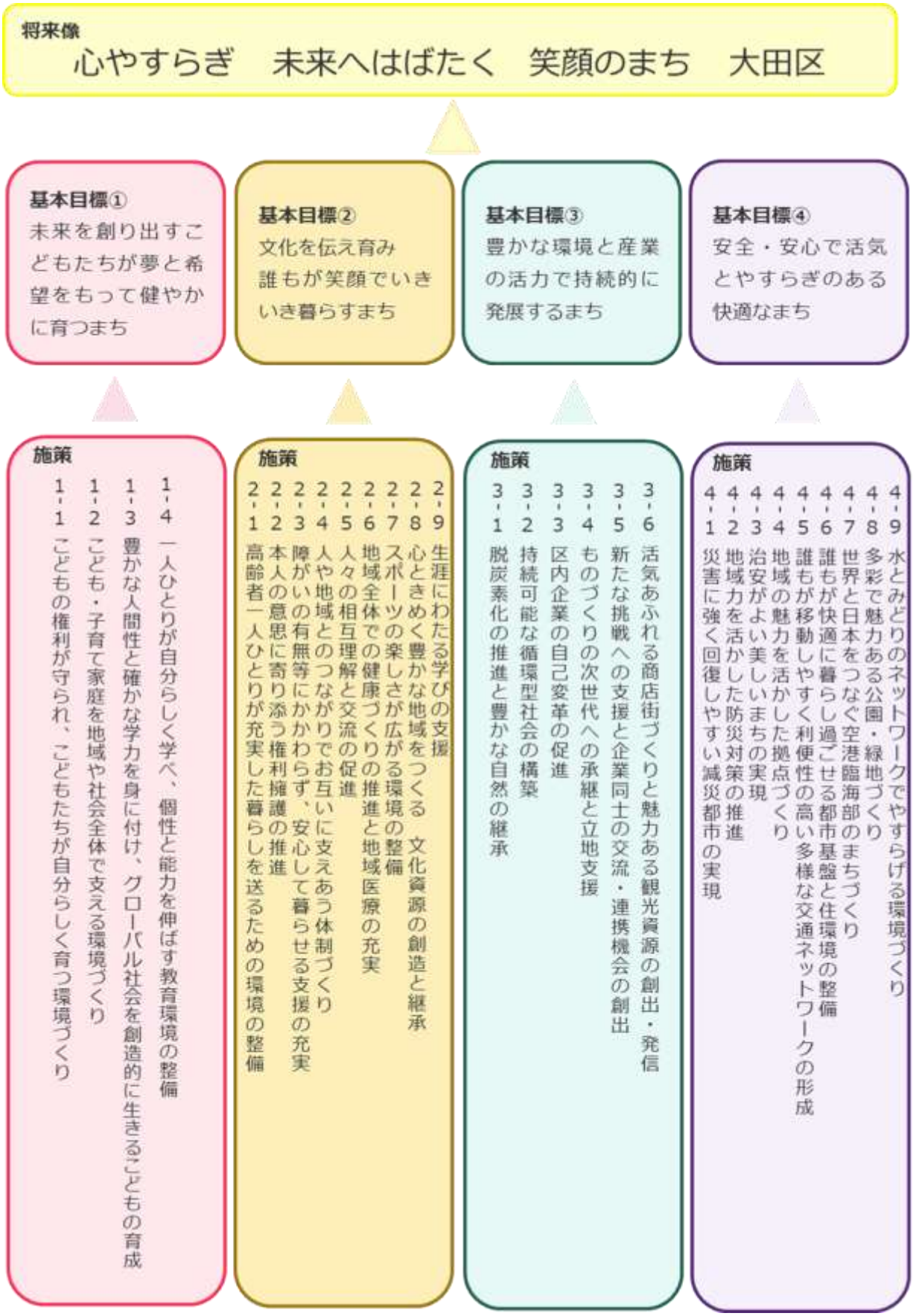
将来像
心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区
基本目標①
未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち
基本目標②
文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち
基本目標③
豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち
基本目標④
安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち
施策
1-1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり
1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成
1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備
施策
2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備
2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進
2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実
2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
2-5 人々の相互理解と交流の促進
2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実
2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備
2-8 心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承
2-9 生涯にわたる学びの支援
施策
3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承
3-2 持続可能な循環型社会の構築
3-3 区内企業の自己変革の促進
3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援
3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出
3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信
施策
4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現
4-2 地域力を活かした防災対策の推進
4-3 治安がよい美しいまちの実現
4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり
4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成
4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備
4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり
4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり
4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

【基本目標1　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち】
事業一覧（●主要事業）

No	施策名	No	施策の方向性	事業名
1-1	こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり	1-1-1	こども・若者の意見を尊重する取組の推進	・こども・若者施策への意見聴取
		1-1-2	こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築	●(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 ●こども家庭センターの運営 ●虐待防止事業 ●ヤングケアラー支援体制の充実 ●子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実 ●児童館における相談支援体制の充実 ●こども・若者に対する総合相談
		1-1-3	こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり	●こどもが安心して過ごせる居場所づくり ・こども・若者の居場所の充実 ・放課後ひろばの充実 ・こども食堂推進事業 ・子ども生活応援基金の活用 など
		1-1-4	「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実	●離婚前後の子育て家庭への支援 ・奨学金事業 ・積立基金を活用した給付型奨学金 ・子どもの成長を支える食の支援 ・子育て家庭への情報発信 ・生活安定応援事業
1-2	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり	1-2-1	妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実	●妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問 ●産後ケア ●ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信 ●一時預かり事業 ・特定不妊治療費助成 ・低所得妊婦の出産支援 ・出産・子育て応援事業 ・育児学級事業 ・産後サポート ・ショートステイ・トワイライトステイ事業 ・乳幼児ショートステイ事業 ・産後家事・育児援助事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て力向上支援事業

		1-2-1	妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実	・子ども家庭支援センターの運営 ・保育サービスアドバイザーによる支援 ・ひとり親家庭への支援 ・私立幼稚園等保護者への支援 など
		1-2-2	こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実	●乳幼児健康診査 ・妊婦健康診査費用助成事業 ・1か月児健康診査費用助成事業 ・こどもへの医療費助成事業 ・ひとり親家庭等医療費助成事業 など
		1-2-3	仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現	●出産準備教室 ●病児・病後児保育事業 ●保育士人材確保支援事業 ●地域連携推進事業 ・区立保育園の運営 ・私立保育園等の運営支援 ・認可外保育施設等の保護者負担軽減 ・定期利用保育事業 ・家庭福祉員（保育ママ）事業 ・保育士等キャリアアップ補助事業 ・保育サービス推進事業・保育力強化事業 ・認可保育所の改築 など
		1-2-4	こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり	●こどもの安全・安心確保事業 ●コミュニティ・スクールの推進 ●部活動地域連携・地域移行 ●ファミリー・アテンダント事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・地域とつくる支援の輪プロジェクト ・社会貢献する心の育成 ・青少年問題協議会 ・青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境整備 ・二十歳のつどい ・青少年交流センター「ゆいっつ」における事業運営 ・地域学校協働活動の推進 ・家庭教育への支援

1-3	豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成	1-3-1	予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成	●STEAM教育等の教科等横断的な学び ●情報活用能力の育成 ・探究的な学習 ・キャリア教育 ・体験活動の推進
		1-3-2	世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成	●おおたグローバルコミュニケーション(OGC)の推進 ・文化・伝統学習
		1-3-3	確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成	●学力の向上 ●読書活動の推進 ●食育の推進 ・幼児教育の推進 など
		1-3-4	こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上	●教師力の向上 ●学校における働き方改革の推進 ・教職員の安全衛生
1-4	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備	1-4-1	自分らしくいきいきと生きるための学びの支援	●児童・生徒等への相談支援の充実 ●特別支援教育の充実 ●いじめ対応、不登校児童・生徒への支援 ・日本語指導 ・就学援助等
		1-4-2	柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり	●魅力ある学校施設の整備 ●ICT環境の充実 ・学校施設の維持・管理 ・小中学校の運営 ・校外施設の運営 ・学校図書館の充実 ・児童・生徒への安全指導

施策1-1　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

【めざす姿】

- こどもの権利について本人及び社会の理解が深まるとともに、こどもが利用しやすい相談窓口が広く認知されています。また、児童虐待に関する関係機関の緊密な連携による一体的な児童相談体制が整備され、こどもの安全・安心が確保されています。

- こども・若者が自宅・学校以外にも安全・安心に過ごせる多様な居場所が整備され、様々な体験や交流、相談等が行えるほか、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく過ごすことができています。

- こどもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができています。

【施策の方向性】

① こども・若者の意見を尊重する取組の推進

こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、ともに社会をつくるパートナーとして、その年齢や発達の程度に応じて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、こども施策に反映させる取組を推進します。

② こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築

こどもたちの生きる権利や育つ権利等を守り、支える拠点としての「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。児童相談所機能と、区のこども家庭支援機能を一体的に配置するメリットを活かし、こども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図りながら虐待の予防から専門支援までを一貫して提供することで、更に区の児童相談支援体制を強化します。

あわせて、こどもの権利について広く普及啓発を図ります。

③ こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり

すべてのこども・若者が、身近に安全・安心に過ごせ、気軽に相談できる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、交流等に接することができる機会を通じて自己肯定感等を高め、健やかな子育ちに資することができるよう、多様な居場所づくりを推進します。

④ 「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実

ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施し、生活の安定を図れるよう支援を行います。また、育つ環境や世帯の所得に関わりなく、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実を図ります。

【主要事業】

① （仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備
② こども家庭センターの運営
③ 虐待防止事業
④ ヤングケアラー支援体制の充実
⑤ 子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実
⑥ 児童館における相談支援体制の充実
⑦ こども・若者に対する総合相談
⑧ こどもが安心して過ごせる居場所づくり
⑨ 離婚前後の子育て家庭への支援

共通1

主要事業①	（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備	拡充

事業概要

■ 大田区のこどもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え、児童相談所の機能を併せ持つ「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」の開設・運営に向けた取組を進めます。また、相談援助技術向上に向けた研修等を受講することで、専門的な相談支援体制を強化します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設の整備	推進	開設	―
運営体制の構築と専門性強化 【相談援助技術向上に向けた研修延べ受講者数】	50 人	60 人	60 人
関係機関との調整	推進	―	―
事業費（年度別）	3,361,522 千円	17,363 千円	12,408 千円
事業費（合計）	3,391,293 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

◇ （仮称）大田区子ども家庭総合支援センター及びこども家庭センターにおける相談支援（イメージ）

共通1

主要事業②	こども家庭センターの運営	拡充

事業概要

- 身近な地域庁舎で、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が、こどもや子育て家庭からの相談に対応するとともに、子育てに関する様々なサービスの案内を行います。また、相談しやすい窓口の整備に向け、周知方法等の検討を進めます。
- 児童虐待の発生予防を徹底するため、家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のリスク要因等を早期に把握し、適切に支援します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもと家庭に関わる総合的な相談 【こども家庭センターの相談件数】	240 件	260 件	280 件
こども家庭センター体制強化事業	実施	→	→
事業費（年度別）	46,132 千円	46,132 千円	46,132 千円
事業費（合計）	138,396 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業③	虐待防止事業	継続

事業概要

■ 児童虐待を未然に防止するため、特定妊婦や 18 歳未満の児童がいる家庭を対象に、助産師派遣による育児指導や家事・育児ヘルパー、育児サポーター派遣による支援を実施します。また、ヤングケアラーへの支援事業としても実施を見込んでいます。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
養育支援訪問事業	実施	→	→
虐待防止支援訪問事業	実施	→	→
事業費（年度別）	6,443 千円	6,443 千円	6,443 千円
事業費（合計）	19,329 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業④	ヤングケアラー支援体制の充実	拡充

事業概要

■ ヤングケアラー支援において核になる人材「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置することで、ヤングケアラー支援ネットワーク体制の構築を図るとともに、ヤングケアラー支援を担う職員等に研修を行うことで、支援体制の充実につなげます。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヤングケアラー・コーディネーターによる関係機関との連携強化 【関係機関等訪問件数】	50 件	50 件	50 件
ヤングケアラー支援に関する研修の実施 【研修回数】	5回	5回	5回
事業費（年度別）	13,812 千円	13,812 千円	13,812 千円
事業費（合計）	41,436 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

◇ ヤングケアラー支援ネットワーク体制の概要（イメージ）

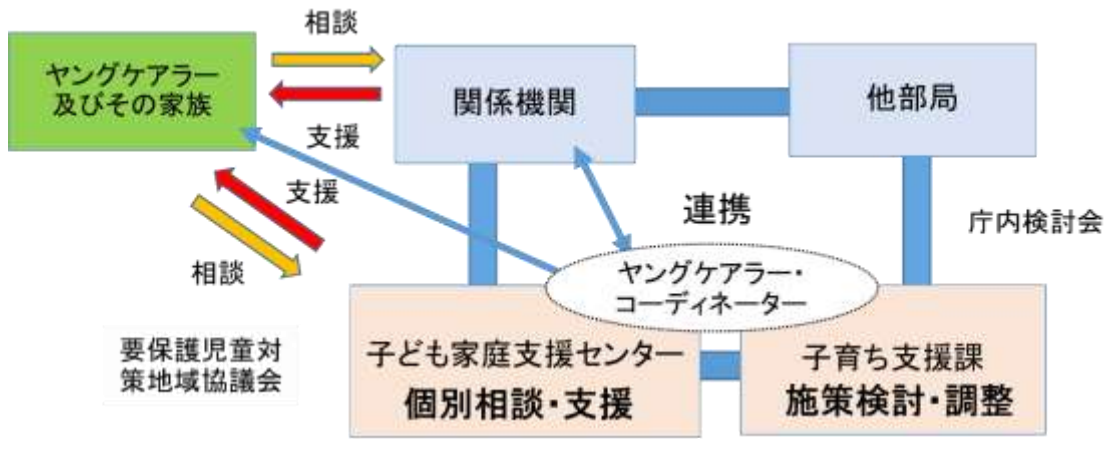

共通1

主要事業⑤	子ども家庭支援センターにおける相談支援体制の充実	拡充

事業概要

■ こどもへの効果的な相談場所の周知や相談方法・手段について検討し、多様なツールや手法を活用することにより、身近でアクセスしやすい相談窓口を整備します。また、こどもたちの不安や悩みに伴走する相談支援のあり方も検討します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもへの相談窓口の効果的な広報・配布タブレット端末の活用検討【様々な媒体による広報実績】	20 件	40 件	60 件
地域の社会資源と連携したこども相談窓口の設置	検討	推進	→
こどもからの相談への支援のあり方検討（関係機関との連携含む）	検討	推進	→
事業費（年度別）	16,768 千円	16,768 千円	16,768 千円
事業費（合計）	50,304 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業⑥	児童館における相談支援体制の充実	拡充

事業概要

■ 遊びなどの日常の関わりの中から発せられる何気ない相談や、独立した部屋でじっくりと話を聞いた方がよい相談等について児童館職員が応じていきます。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
児童館のPR方法の検討	検討・実施	推進	→
相談対応スキル向上に向けた研修の実施 【研修延べ受講者数】	700 人	700 人	700 人
こどもからの相談に関わる関係機関との連携強化	推進	→	→
事業費（年度別）	60 千円	60 千円	60 千円
事業費（合計）	180 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1 共通2

主要事業⑦	こども・若者に対する総合相談	継続

事業概要

■ 様々な困難を抱えるこども・若者を対象とした総合相談窓口を設置し、適切な支援につなげます。また、併設する居場所において実施する交流体験プログラムを通じて、社会的自立に向けた支援を行います。

年度別計画 共通1 共通2 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「大田区若者サポートセンター フラットおおた」における相談支援【延べ相談件数】	2,600 件	2,700 件	2,800 件
「大田区若者サポートセンター フラットおおた」の広報・周知	推進	→	
事業費（年度別）	67,235 千円	67,235 千円	67,235 千円
事業費（合計）	201,705 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1 共通2

主要事業⑧	こどもが安心して過ごせる居場所づくり	拡充

事業概要

- 「大田区児童館構想」を踏まえ、地域連携を推進しながら、地域におけるこどもの居場所を拡充することをめざします。
- 中高生が多くの人と自由に交流し、互いに刺激を受けることで、健全な成長につながる交流・活動・相談が一体となった居場所をつくっていきます。

年度別計画 共通1 共通2 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区児童館構想の推進【こどもの意見聴取・反映・フィードバックに取り組んだ施設の割合】	100%	100%	100%
中高生ひろばにおける活動・交流・相談支援【延べ利用者数】	18,300 人	19,700 人	21,300 人
事業費（年度別）	76,426 千円	76,426 千円	76,153 千円
事業費（合計）	229,005 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

◇「大田区児童館構想」を踏まえた地域におけるこどもの居場所づくり

共通1

主要事業⑨	離婚前後の子育て家庭への支援	拡充

事業概要

- ■ 離婚前後において、課題が複雑化・深刻化しないよう、無料の弁護士相談を年4回実施します。また、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA による「子ども生活応援臨時窓口」を同時開催します（離婚と養育費にかかわる総合相談）。
- ■ 養育費に関する債務名義化を促進し、確実な養育費の受給確保を図るため、公証人手数料等の対象経費を補助します（養育費に関する公正証書等作成促進補助事業）。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
離婚と養育費にかかわる総合相談 【離婚相談事業参加人数】	44 人	48 人	51 人
養育費に関する公正証書等作成促進補助事業 【公正証書等作成促進補助件数】	50 件	53 件	55 件
事業費（年度別）	1,918 千円	1,918 千円	1,918 千円
事業費（合計）	5,754 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

施策1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

【めざす姿】

- 妊娠期から切れ目なくサポートが受けられるようになり、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てをしています。
- 地域住民、地域団体、学校などが相互の連携・協働によってこどもたちと子育て家庭をあたたかく見守り、地域社会全体で子育ち・子育てを支えています。

【施策の方向性】

① 妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てに伴う喜びを実感できるよう、保健と福祉の両面から親子に寄り添い、妊娠期から段階に応じた相談支援や子育てサービスを切れ目なく提供します。

また、身近な場所で相談を受けられる体制を整備するとともに、こどもや子育て家庭に、必要な情報が必要な時期に届けられるよう、ICTを活用した発信を強化します。

② こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実

乳幼児の疾病や障がい等を早期に発見し、適切な治療や療育へつなぐため、出産後から就学前まで切れ目のない健康診査を実施します。また、円滑な支援や就学につなぐため、健康診査事業を更に充実させ、関係機関と連携して支援します。

③ 仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現

積極的に子育てをする男性の割合を高め、家事・育児を男女の区別なく同様に行う意識の醸成に向けた取組を推進します。

また、乳幼児期から学童期における多様な保育の場を確保し、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ることで、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。

④ こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり

こども・若者の健やかな成長を地域で支えるため、こどもの健全育成に寄与する活動や地域コミュニティの核としての学校づくり、子育て家庭を支援する新たな担い手の発掘・養成等を進め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を支援します。

また、こども・若者にとって安全・安心な地域環境の整備を進めます。

【主要事業】

① 妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問
② 産後ケア
③ ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信
④ 一時預かり事業
⑤ 乳幼児健康診査
⑥ 出産準備教室
⑦ 病児・病後児保育事業
⑧ 保育士人材確保支援事業
⑨ 地域連携推進事業
⑩ こどもの安全・安心確保事業
⑪ コミュニティ・スクールの推進
⑫ 部活動地域連携・地域移行
⑬ ファミリー・アテンダント事業

共通1 共通2

主要事業①	妊婦面接・すこやか赤ちゃん訪問	継続

事業概要

- 妊娠届出後、助産師や保健師等による妊婦面接を行い、妊娠・出産・子育てに必要な情報を提供するとともに、妊婦の状況に応じて出産・子育て期まで継続的に支援します。
- 助産師又は保健師が、新生児又は乳児のいる家庭をできるだけ速やかに訪問し、母子の心身の状況を確認して、必要な医療につなぐとともに育児の助言等を行います。

年度別計画 共通1 共通2 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
妊婦面接 【面接の実施率】	100%	100%	100%
すこやか赤ちゃん訪問 【訪問実施率】	100%	100%	100%
事業費（年度別）	179,079 千円	179,079 千円	179,079 千円
事業費（合計）	537,237 千円		
所管部	健康政策部		
備考			

妊婦面接の様子

すこやか赤ちゃん訪問の様子

共通1 共通2

主要事業②	産後ケア	拡充

事業概要

■ 宿泊型・日帰り型を診療所・助産所に、訪問型・グループケア型を助産師会等に委託し、母子の状況に応じて助産師等による心身のケアや育児のサポート、その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。

年度別計画 共通1 共通2 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
産後ケア事業 【産後ケアの利用件数】	2,500 件	3,000 件	3,500 件
事業費（年度別）	110,866 千円	110,866 千円	110,866 千円
事業費（合計）	332,598 千円		
所管部	健康政策部		
備考			

共通1

主要事業③	ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信	拡充

事業概要

- 区が提供するこども・子育て家庭への情報に関する専用ポータルサイトを構築し、子育て家庭などが必要とする情報にアクセスしやすい環境を整備します。
- 妊娠、子育てに関するお知らせ配信や予防接種のスケジュール管理、各種子育て教室の予約機能などを搭載したアプリを導入し、妊婦や子育て家庭の利便性の向上につなげます。
- 妊婦と0歳から 18 歳までの子を養育している配信登録者にメール又は LINE で妊娠中の胎内の様子やこどもの成長の様子、健康や食事などのアドバイス、子育てサービスなどについて、妊娠週数やこどもの年齢に合わせてタイムリーに情報を配信します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
子育てポータル機能の構築	構築・公開	運用	→
母子保健・子育て支援アプリの導入・運用	実施	→	
子育て応援メール配信【配信件数】	14,500 件	16,000 件	17,500 件
事業費（年度別）	17,162 千円	15,605 千円	15,605 千円
事業費（合計）	48,372 千円		
所管部	健康政策部・こども未来部		
備考			

共通1 共通2

主要事業④	一時預かり事業	拡充

事業概要

■ 利用の理由を問わず、一時的に児童を預かることで、子育てに係る保護者の負担軽減や在宅子育て家庭の孤立防止を図ります。また、こどもの育ちに適した環境の中で、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会の提供を通じて、児童の社会情緒的な成長発達を支えます。

年度別計画 共通1 共通2 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
一時預かり事業及び多様な他者との関わりの機会の創出事業 【延べ利用児童数】	87,670 人	88,730 人	89,380 人
事業費（年度別）	544,971 千円	544,971 千円	544,971 千円
事業費（合計）	1,634,913 千円		
所管部	こども未来部・教育総務部		
備考			

共通1

主要事業⑤	乳幼児健康診査	拡充

事業概要

■ 乳幼児に対する健康診査を行い、その保護者に健康教育、健康相談等、適切な保健指導を実施します。

年度別計画 共通1 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4か月児健康診査 【健康診査の実施率】	100%	100%	100%
1歳6か月児健康診査 【健康診査の実施率】	100%	100%	100%
3歳児健康診査 【健康診査の実施率】	100%	100%	100%
5歳児健康診査	拡充	→	実施
事業費（年度別）	113,957 千円	91,277 千円	91,277 千円
事業費（合計）	296,511 千円		
所管部	健康政策部		
備考	※令和7年度から令和8年度の拡充分の事業費は、実施計画の更新時に計上		

共通1 共通2

主要事業⑥	出産準備教室	継続

事業概要

- 妊婦及びパートナーが、妊娠中の母体の変化や体調管理、出産の流れ、沐浴、授乳、おむつ替えなどの新生児の育児方法等について学ぶとともに、子育て家庭同士の交流を促します。
- 男性を対象に、男性の育児時間の作り方、こどもの接し方、父親が子育てをする効果などの講義を行います。

年度別計画 共通1 共通2 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
出産準備教室 【初産の家庭の参加割合】	76%	78%	80%
父親支援セミナー 【父親の参加者数】	20 人	30 人	40 人
事業費（年度別）	16,965 千円	16,965 千円	33,321 千円
事業費（合計）	67,251 千円		
所管部	健康政策部		
備考			

出産準備教室の様子

共通1

主要事業⑦	病児・病後児保育事業	継続

事業概要

■ 病気等で一時的に通園できない児童を、医療機関に併設された専用スペース等で預かります。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
病児・病後児の受入れ 【延べ利用児童数】	9,800 人	10,100 人	10,300 人
事業費（年度別）	189,945 千円	189,945 千円	189,945 千円
事業費（合計）	569,835 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1 共通3

主要事業⑧	保育士人材確保支援事業	拡充

事業概要

- 保育士資格取得に向けた支援をします。
- 保育士の資質向上のための研修機会の充実を図ります。
- 保育士が、職場の人間関係や就労条件、子育て支援をめぐる保護者との関係性、メンタルヘルス等、現場で抱える悩みについて、保育現場以外の外部に相談できる環境を整備します。
- 潜在保育士に直接働きかけを行い、一度保育現場から離れた方や保育現場での就労経験がない方を対象とした座談会と就労体験を実施します。

年度別計画 共通1 共通3 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保育士としてのキャリア形成に向けた支援 【キャリアアップ研修定員に対する受講割合】	80%	85%	90%
保育士相談窓口の設置 【相談件数】	40 件	80 件	100 件
潜在保育士の就労支援事業 【採用数】	5名	5名	5名
事業費（年度別）	1,670,460 千円	1,670,460 千円	1,670,460 千円
事業費（合計）	5,011,380 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業⑨	地域連携推進事業	継続

事業概要

■　区立保育園職員による保育施設等への訪問支援、交流保育を行うとともに、区立保育園に地域保育施設の希望者を招いての公開保育研修を実施します。

年度別計画　共通1　**（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域連携の推進 【公開保育の研修参加者数】	900 人	900 人	900 人
事業費（年度別）	1,568 千円	1,568 千円	1,568 千円
事業費（合計）	4,704 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

共通1

主要事業⑩	こどもの安全・安心確保事業	継続

事業概要

- ■ こどもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や、見守りを通して相談できる場所としてこどもSOSの家を設置し、地域と連携したこどもの見守り活動を進めます。
- ■ 登下校時の交通事故などを防止するため、児童誘導員を配置し、児童の安全・安心を確保します。また、日常活動をしながら見守りを行う「ながら見守り活動」など、地域の協力による登下校の見守り活動を実施します。
- ■ 青色回転灯装備車による区内全域のパトロールや、区内の不審者情報等を配信する区民安全・安心メールを実施します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもSOSの家による見守り【関係機関・関係団体と連携して広報・啓発した地区数】	6地区	6地区	6地区
登下校の見守り活動	実施	→	→
青色回転灯装備車によるパトロール 再掲 体感治安の向上（4－3－1）	実施	→	→
区民安全・安心メールサービス 再掲 体感治安の向上（4－3－1）	実施	→	→
事業費（年度別）	162,204 千円	162,204 千円	162,204 千円
事業費（合計）	486,612 千円		
所管部	総務部、地域未来創造部、教育総務部		
備考	※再掲の活動の事業費は再掲元で計上		

登下校の見守り活動の様子

共通1　共通2

主要事業⑪	コミュニティ・スクールの推進	拡充

事業概要

■　コミュニティ・スクールは、学校運営に対して、広く保護者や地域住民が参画する仕組みで、学校運営協議会を設置した学校を言います。学校・家庭・地域が一体となってこどもたちを育み、「地域とともにある学校」をめざすための仕組みであるコミュニティ・スクールを推進し、「特色ある学校づくり」を進めます。

年度別計画　共通1　共通2　（すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
コミュニティ・スクールの推進 【コミュニティ・スクール導入校】	46 校	87 校 （小中学校全校）	→
事業費（年度別）	13,896 千円	25,502 千円	27,552　千円
事業費（合計）	66,950 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

◇ コミュニティ・スクールの仕組み

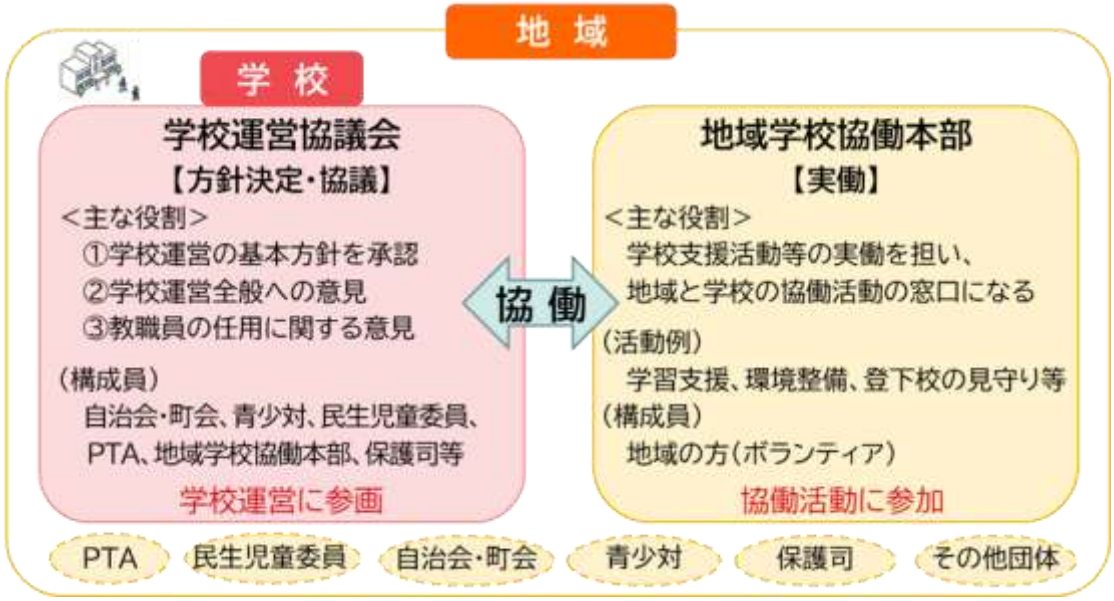

共通1 共通3

主要事業⑫	部活動地域連携・地域移行	拡充

事業概要

■ 学校部活動に地域スポーツクラブ等の民間事業者、部活動指導員、部活動校外指導員等の地域の人材を活用することにより、各校の実態に応じた部活動の地域連携を推進します。また、地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって部活動を代替する地域移行についても、学校と連携しながら推進します。

年度別計画 共通1 共通3 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
部活動地域連携・地域移行 【ハイブリッド型地域連携・地域移行モデル校数】	14 校	28 校 （中学校全校）	→
事業費（年度別）	761,638 千円	761,227 千円	761,227 千円
事業費（合計）	2,284,092 千円		
所管部	地域未来創造部・教育総務部		
備考	※令和7年度から令和8年度の拡充分の事業費は、実施計画の更新時に計上		

共通1 共通2

主要事業⑬	ファミリー・アテンダント事業	拡充

事業概要

■ 地域の民間団体等の人材を活用した子育て家庭への家庭訪問等、日常的な不安や悩みに寄り添うアウトリーチ型の支援を展開し、子育て家庭の孤独・孤立対策を強化します。

年度別計画 共通1 共通2 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区子育て見守り訪問事業 【延べ訪問件数】	18,000 件	18,000 件	18,000 件
大田区子育て伴走支援事業 【支援実施件数】	80 件	100 件	150 件
事業費（年度別）	158,246 千円	158,246 千円	158,246 千円
事業費（合計）	474,738 千円		
所管部	こども未来部		
備考			

◇ ファミリー・アテンダント事業

対象：生後6か月から12か月までの乳幼児（第一子）

●見守り訪問

- ✓ 対象家庭への毎月1回の全戸訪問（最大7回）
- ✓ 玄関先での声かけ
- ✓ 子育て支援品の提供
- ✓ 行政・地域の子育て情報の提供

●伴走支援

- ✓ 希望者に支援
- ✓ 保護者の話の傾聴
- ✓ 区施設等への同行
- ✓ 家事育児のサポート

子育て家庭の孤独・孤立の防止、虐待の未然防止

施策1-3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

【めざす姿】

- こどもたちが社会の様々な課題について主体的に考え、周りの人々と協働する学習を通して、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力が育まれています。また、情報社会に主体的に参画し、情報技術を適切かつ効果的に活用していく力が育まれています。

- 英語での実践的なコミュニケーション能力、我が国や郷土の伝統・文化を尊重する心、異なる文化や価値観を理解しともに生きる態度などを備えた、世界とつながる国際都市おおたを担う人財が育っています。

- 主体的な学習や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習を通して、こどもたちはウェルビーイングを実感しながら自分らしく成長しています。

【施策の方向性】

① 予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成

社会の様々な課題を自分ごととして捉え、主体的に考え、他者と協働し、課題解決していく意欲や、予測困難な未来社会を切り拓いていくために重要な創造力や課題解決力、情報活用能力を育成します。

② 世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成

英語での実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、我が国や郷土の伝統や文化に触れ、尊重する心や、異なる文化や価値観を持つ相手と積極的にコミュニケーションをとりながら、相手の考え方を理解し、互いに認めあった上で合意形成を図ったり、協力していく態度を育成します。

また、国際社会・地域社会に関心を持ち、持続可能な社会を形成していく態度を育成します。

③ 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

こどもたちのウェルビーイングを高めながら、確かな学力や意欲を持って自ら学ぼうとする資質・能力を育てます。

また、読書習慣の定着や道徳教育、命の教育などにより豊かな情操や道徳心を培い、自立した人間としてよりよく生きるための豊かな心を育みます。さらに、運動習慣の確立や食育の推進などにより生涯にわたって健康の維持増進を図る態度を育みます。

④ こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上

こどもたちの未来を創り出す力を育成するため、こどもたち一人ひとりの最適な学びを実現する授業改善を推進します。また、学校における働き方改革を推進し、教師がこどもたちに向きあう時間を確保するとともに、研修の充実等により教師が備えるべき資質・能力を高め、教師の指導力を一層向上させます。

さらに、質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応するため、地域と連携しながら学校の組織的な運営力を向上させます。

【主要事業】

① STEAM教育等の教科等横断的な学び
② 情報活用能力の育成
③ おおたグローバルコミュニケーション（OGC）の推進
④ 学力の向上
⑤ 読書活動の推進
⑥ 食育の推進
⑦ 教師力の向上
⑧ 学校における働き方改革の推進

共通1

主要事業①	STEAM教育等の教科等横断的な学び	拡充

事業概要

- 文部科学省教育課程特例校制度を活用し、小学校第5・6学年を対象に、大田区独自の教科「おおたの未来づくり」を実施します。新たな価値を創造する「ものづくり」や、地域社会の課題を解決する「地域の創生」にチャレンジすることを通じて、国際社会・地域社会の一員として、社会に主体的に働きかけ、貢献できる人材として必要な「創造的な資質・能力」を育成します。
- 小学校での教科「おおたの未来づくり」が積み重なり発展した中学校版「おおたの未来づくり」の令和 11 年度からの全校実施に向けた研究を進めます。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小学校における区独自教科「おおたの未来づくり」	実施	→	→
中学校版「おおたの未来づくり」の研究	推進	→	→
事業費（年度別）	86,838 千円	86,838 千円	86,838 千円
事業費（合計）	260,514 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

◇ 小学校における「おおたの未来づくり」でめざす創造的な資質・能力の育成について

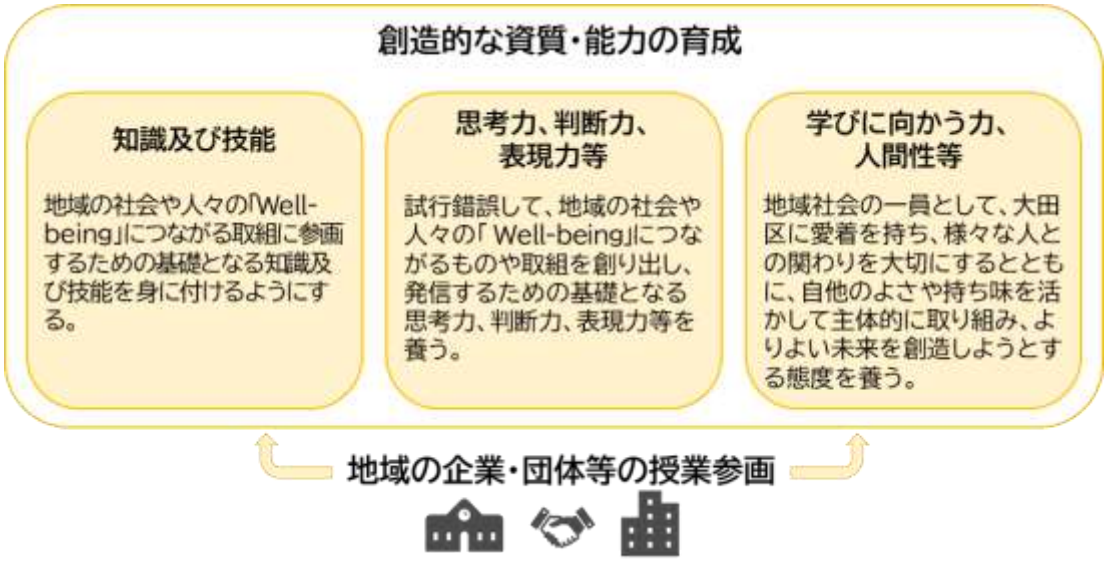

◇ 小学校における「おおたの未来づくり」実践例

共通1

主要事業②	情報活用能力の育成	拡充

事業概要

■　学校の授業や家庭学習で日常的にタブレット端末を活用することにより、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成します。

年度別計画　共通1　（すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ICTを活用した効果的な授業事例の収集・共有	実施	→	→
情報モラル教育	実施	→	→
事業費（年度別）	4,249 千円	4,249 千円	4,249 千円
事業費（合計）	12,747 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1

主要事業③	おおたグローバルコミュニケーション(OGC)の推進	拡充

事業概要

■ 「国際都市おおた宣言」を行った区にふさわしいグローバル人材を育成するため、英語でのコミュニケーション活動を充実し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語4技能を総合的に向上させながら英語による実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚を育む教育を推進します。

年度別計画 共通1 (すべての活動が該当)

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
外国語教育指導員の配置 【中学校における外国語教育指導員の配置時数(年間)】	70 時間	実施	→
体験型英語学習施設の活用	実施	→	→
OGCルーム(海外体験ルーム)の活用	検証	拡充	→
中学校生徒海外派遣 【中学生の参加者数】	2か国56人	2か国56人	2か国56人
オンラインを活用した英会話学習	実施	→	→
児童・生徒主体による対話中心の外国語授業への改善 【研修の実施回数】	3回	3回	3回
事業費(年度別)	638,639 千円	586,928 千円	586,928 千円
事業費(合計)	1,812,495 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

OGC ルーム(海外体験ルーム)における授業風景

中学校生徒海外派遣の様子

共通1

主要事業④	学力の向上	継続

事業概要

■ 児童・生徒の個々の状況に応じた学びにより、社会で活躍するための確かな学力をすべてのこどもが身に付けられるようにします。また、主体的に学習に取り組む態度を育成し、学習習慣の定着を推進します。

年度別計画 共通1 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区学習効果測定（小学校第4学年から中学校第3学年） 【実施回数】	1回	1回	1回
学習カウンセリング 【実施回数】	1回以上	1回以上	1回以上
習熟度別少人数指導 【実施科目】	算数、数学、英語で実施	→	→
補習教室 【実施回数】	6回以上	6回以上	6回以上
放課後こども教室における自主学習支援 【実施校における実施回数】	週1回2コマ	週1回2コマ	週1回2コマ
事業費（年度別）	236,429 千円	236,429 千円	236,429 千円
事業費（合計）	709,287 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

学習カウンセリングの様子

習熟度別少人数指導の様子

共通1

主要事業⑤	読書活動の推進	継続

事業概要

- 各学校で読書活動計画を作成し、読み聞かせの推進や読書の時間・機会の確保、読書週間の取組など、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実と読解力の向上を図ります。また、読書活動の支援や図書資料などを活用した授業の企画、実施支援などを行う読書学習司書を全校に配置し、児童・生徒の読書活動を推進することで、本に親しむきっかけをつくり、読書習慣の定着を促します。
- 区立図書館は、区立小中学校の読書学習司書と連携し、学校図書館の運営支援のほか、図書の貸出しや総合的な学習の時間の「調べ学習」への支援を行います。また、児童・生徒が本に触れる機会を増やすため、1人1台端末を活用し、区立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携を進めます。

年度別計画 共通1 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学校における読書活動の推進	実施	→	→
区立図書館による学校支援	実施	→	→
事業費（年度別）	389,053 千円	389,053 千円	389,053 千円
事業費（合計）	1,167,159 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

朝の読み聞かせの様子

共通1

主要事業⑥	食育の推進	継続

事業概要

- 学校給食を無償化することにより、こどもたちの健康増進と子育て世帯への支援を実施するとともに、こどもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう食育の取組を推進します。
- 区立小中学校全校に食育推進チームを組織し、学校における食育推進の中核となる食育リーダーを配置します。また、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。
- 人生100年時代において、児童・生徒が生涯にわたり健康を保持・増進するため、東邦大学と連携し、こどもたちの健康増進に向けた給食献立を共同研究・開発し、給食で提供するとともに、家庭にも健康に関する情報を周知し、実践を促すことで、児童・生徒の適切な食習慣の定着につなげます。

年度別計画 共通1 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
食育推進チームによる指導	実施	→	→
東邦大学と連携した食育事業【おおたの未来づくりによる食育実践校】	小学校4校 中学校1校	実施	→
事業費（年度別）	260,628 千円	260,628 千円	260,628 千円
事業費（合計）	781,884 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

◇東邦大学と連携した食育事業

開発献立試作の様子

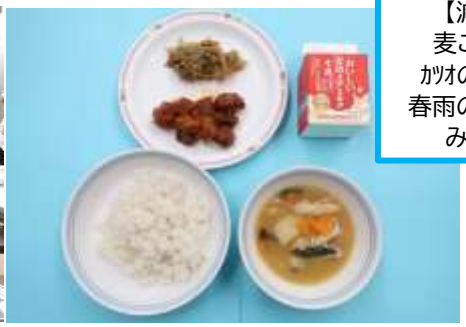

モデル校で実施した減塩献立

共通1

主要事業⑦	教師力の向上	継続

事業概要

■　こどもたち一人ひとりの学びを最大限に引き出す質の高い指導を実現するため、教師の指導力を一層向上させます。

年度別計画　共通1（すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教師力の自己診断ツール及び成果を上げている教師の取組事例の活用	実施	→	→
校内研究を柱とした組織的な授業改善 【校内研究の実施回数】	3回以上	3回以上	3回以上
教員研修	実施	→	→
教育研究推進校での実践的研究 【研究発表実施校数】	8校	8校	8校
事業費（年度別）	30,699 千円	15,249 千円	15,249 千円
事業費（合計）	61,197 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1 共通3

主要事業⑧	学校における働き方改革の推進	拡充

事業概要

■ 学校における働き方改革の推進によって、児童・生徒に向き合うなど教師が本来担う役割に集中し、やりがいをもって働くことができる魅力的な環境づくりを進めます。

年度別計画 共通1 共通3 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
DX推進による校務等の改善	推進	→	→
部活動地域連携・地域移行 【ハイブリッド型地域連携・地域移行モデル校数】 再掲 部活動地域連携・地域移行（1－2－4）	14 校	28 校 （中学校全校）	→
事業費（年度別）	146,299 千円	126,593 千円	126,593 千円
事業費（合計）	399,485 千円		
所管部	地域未来創造部・教育総務部		
備考	※再掲の活動の事業費は再掲元で計上		

施策1-4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

【めざす姿】

- いじめ、不登校などの様々な困難や悩みのあるこどもや、障がいの有無にかかわらず多様な個性と能力のあるこどもの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境が整えられています。また、こどもが問題や悩みを相談しやすい環境が整備され、すべてのこどもが自分らしくいきいきと成長しています。

- 安全・安心で快適に過ごせる魅力ある学校施設のもと、多様な学習活動に対応した柔軟で創造的な学習空間が整備され、すべてのこどもの可能性が最大限に引き出されています。

【施策の方向性】

① 自分らしくいきいきと生きるための学びの支援

いじめ対応や不登校のこどもへの支援を徹底するとともに、障がいのあるこどもの将来の自立と社会参加をめざした特別支援教育を充実させるなど、こども一人ひとりの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境を整えます。

また、多様化するこどもの問題や悩みに対する相談機能を充実させ、こどもがより相談しやすい環境をつくります。

② 柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり

学校施設について、時代の変化に対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、防災機能の強化と環境負荷低減を図ります。

また、ICT環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境を充実させるとともに、こどもの安全・安心を向上させるための教育を推進します。

【主要事業】

① 児童・生徒等への相談支援の充実
② 特別支援教育の充実
③ いじめ対応、不登校児童・生徒への支援
④ 魅力ある学校施設の整備
⑤ ICT環境の充実

共通1

主要事業①	児童・生徒等への相談支援の充実	拡充

事業概要

- 臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。
- 社会福祉の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを学校に配置する方式を取り入れ、関係機関などと連携して児童・生徒の課題を支援します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スクールカウンセラーによる支援 【スクールカウンセラーの配置日数】	小学校　週1日 （児童数が多い学校は週2日） 中学校　週3日	小学校　週1日 （児童数が多い学校は週2日） 中学校　週3日	小学校　週1日 （児童数が多い学校は週2日） 中学校　週3日
スクールソーシャルワーカーによる支援 【スクールソーシャルワーカーを配置する拠点校の数】	6校	8校	10 校
事業費（年度別）	222,289 千円	246,752 千円	269,932 千円
事業費（合計）	738,973 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1

主要事業②	特別支援教育の充実	拡充

事業概要

■ 障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶことをめざすとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、教員の資質・専門性の向上や校内における支援体制を充実させます。

年度別計画 共通1 **（すべての活動が該当）**

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
多様な学びの場の整備 【特別支援学級の設置校数】	29 校	30 校	30 校
教員の専門性向上 【特別支援教育に関する研修の受講者数】	400 人	450 人	500 人
事業費（年度別）	862,205 千円	873,697 千円	873,993 千円
事業費（合計）	2,609,895 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1 共通2

主要事業③	いじめ対応、不登校児童・生徒への支援	拡充

事業概要

- 児童・生徒にタブレット端末を活用した学級への満足度に関するアンケートを実施し、教員が指導に活かすとともに、いじめ、不登校の未然防止につなげます。
- いじめに関するアンケートをすべての児童・生徒を対象に実施し、その結果から適切かつ組織的な対応を行います。また、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、大田区いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行います。
- 不登校の初期や段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースを校内に確保します。また、不登校状態の児童・生徒が学校外で安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援します。さらに、不登校又は不登校傾向にある児童・生徒の仮想空間上の居場所であるVLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）を立ち上げ、オンラインでの授業配信等を行います。
- 不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する分教室型の学びの多様化学校（みらい学園初等部・中等部）を運営します。また、ふれあいはすぬま跡に学びの多様化学校（学校型）を新築により設置し、令和 12 年度の開設をめざします。
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善することにより、こどもたちの個性に合った柔軟な学びを実現し、こどもたちが前向きに学べるようにします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学級集団調査【実施回数】 共通1 共通2	2回	2回	2回
いじめに関するアンケート【実施回数】 共通1	3回	3回	3回
いじめ問題対策連絡協議会の開催 【開催回数】 共通1	1回	1回	1回
校内教育支援センター（別室登校）の運営 共通1 共通2	実施	→	→
つばさ教室の運営【教室数】 共通1 共通2	5教室	5教室	5教室
VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）の運営 共通1 共通2	実施	→	→
学びの多様化学校（分教室型）【学校数】 共通1 共通2	2校	2校	2校
学びの多様化学校（学校型）の整備 共通1 共通2	基本設計 実施設計	実施設計 工事（解体）	工事 （解体・新築）

教師力の自己診断ツール及び成果を上げている教師の取組事例の活用 再掲 教師力の向上(1－3－4)	実施	→	→
校内研究を柱とした組織的な授業改善 【校内研究の実施回数】 再掲 教師力の向上(1－3－4)	3回以上	3回以上	3回以上
教員研修 再掲 教師力の向上(1－3－4)	実施	→	→
教育研究推進校での実践的研究 【研究発表実施校数】 再掲 教師力の向上(1－3－4)	8校	8校	8校
事業費(年度別)	480,330 千円	621,308 千円	487,844 千円
事業費(合計)	1,589,482 千円		
所管部	教育総務部		
備考	※再掲の活動の事業費は再掲元で計上		

◇ 学びの多様化学校が開設する令和 12 年の支援イメージ

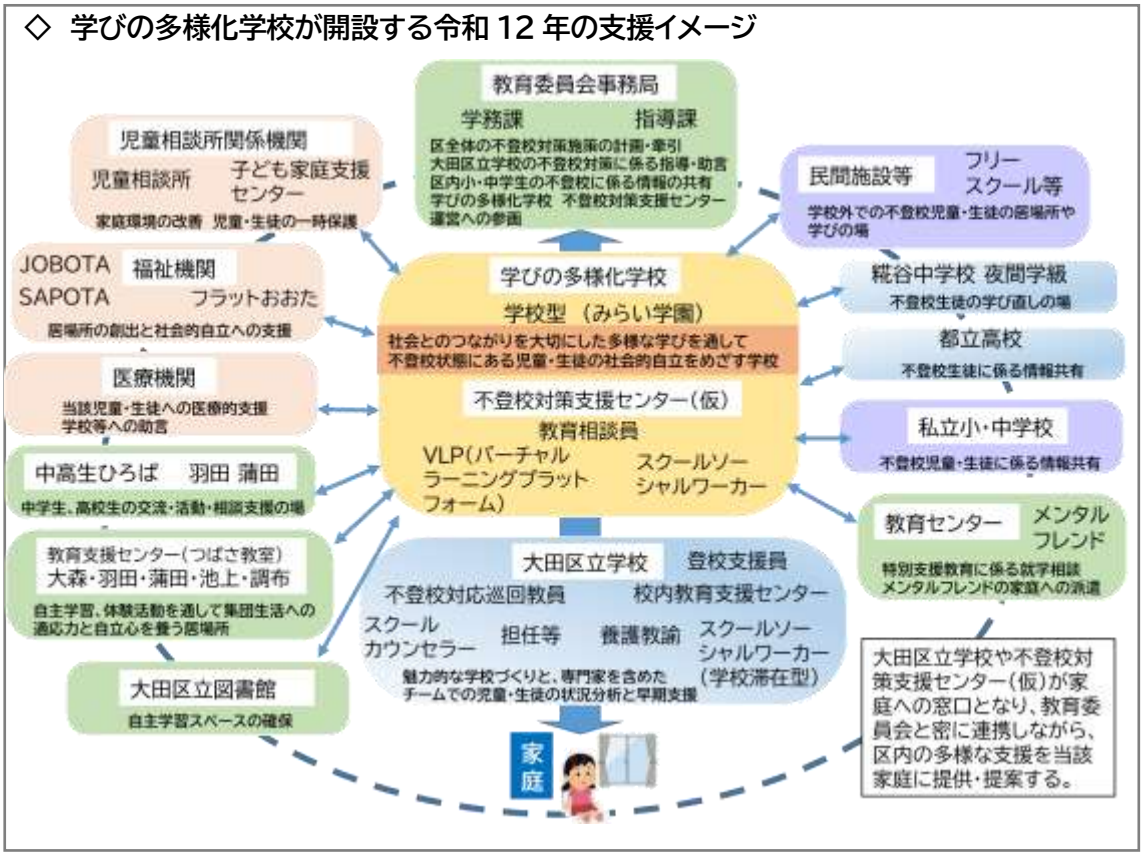

VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）操作画面のイメージ

共通1

主要事業④	魅力ある学校施設の整備	継続

事業概要

- 老朽化した学校施設の更新を計画的に進め、児童・生徒に安全でよりよい学習環境を提供します。また、学校の改築に当たっては、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入によりZEBの基準をめざすとともに、学校敷地の緑化や校舎等の木質化を推進します。
- 天候に左右されない計画的なプール授業の実施や熱中症対策を含めた安全な水泳指導、教職員の負担軽減等総合的な教育環境の向上に向けて、学校プールのあり方を検討します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学校施設の改築等 【学校施設の改築等に新規着手する学校の数】	2～3校	2～3校	2～3校
「大田区学校プールのあり方について」の策定・推進	策定	推進	→
事業費（年度別）	11,141,886 千円	20,187,931 千円	18,968,315 千円
事業費（合計）	50,298,132 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

共通1

主要事業⑤	ICT環境の充実	拡充

事業概要

- 1人1台のタブレット端末環境の下、一人ひとりに合った学びや協働的な学びに対応するとともに、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するためのICT環境を充実します。
- 児童・生徒用タブレット端末を更改し、軽くて壊れにくく、使いやすい端末にします。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学習者用デジタル教科書の導入	実施	→	→
教育コンテンツの充実	実施	→	→
児童・生徒用タブレット端末の更改	実施	―	―
事業費（年度別）	618,174 千円	239,961 千円	239,961 千円
事業費（合計）	1,098,096 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

【基本目標2　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち】
事業一覧（●主要事業）

No	施策名	No	施策の方向性	事業名
2-1	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備	2-1-1	高齢者の見守り体制の強化･推進	●高齢者の見守り体制の充実･連携強化 ･高齢者ほっとテレフォンの実施 ･高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業 ･緊急支援体制の整備 ･生活支援サービスの体制整備 ･地域包括支援センターの適正配置･運営支援 ･高齢者在宅生活支援事業 ･高齢者虐待防止の啓発及び虐待対応 など
		2-1-2	共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援	●高齢者の認知症予防･共生に向けた体制整備
		2-1-3	高齢者の就労･地域活動の支援	●高齢者の社会参加支援 ●介護予防･フレイル予防の推進 ･シニアクラブの活性化 ･いきいき高齢者入浴事業 ･高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 など
		2-1-4	介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実	●地域密着型サービスの整備支援 ●介護人材の定着･育成(資質向上)に向けた取組 ･介護予防･生活支援サービス事業 ･特別養護老人ホームの整備支援 ･ケアマネジメント力の向上 など
2-2	本人の意思に寄り添う権利擁護の推進	2-2-1	権利擁護の正しい理解と周知啓発	●権利擁護の正しい理解と周知啓発 ･婦人保護事業 など
		2-2-2	地域の担い手の育成と相談体制の拡充	●地域の担い手の育成と相談体制の拡充 ･福祉オンブズマン制度の推進
		2-2-3	地域連携ネットワークの強化	･地域連携ネットワークの強化

2-3	障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実	2-3-1	相談支援体制の充実・強化	●相談支援体制の充実・強化 ・障害者福祉施設の運営・充実（志茂田福祉センター、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター、こども発達センターわかばの家） ・被保護者等の自立の支援 など
		2-3-2	障がい者等の地域生活の支援	●地域生活支援拠点等の充実 ・障害福祉サービスの充実 ・障がいのある方の日常生活又は社会生活を支援する事業 ・心身障害者福祉手当等支給事業 ・難病患者支援の推進
		2-3-3	障がいへの理解の推進	●障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業
2-4	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり	2-4-1	多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築	●フード支援、参加支援・地域づくり支援（重層的支援体制整備事業） ●区民活動支援事業 ・社会福祉協議会の運営 ・民生委員・児童委員の活動の支援 ・地域福祉計画推進会議の運営 ・社会福祉法人の認可・指導検査事業 など
		2-4-2	自治会・町会との連携・協働の更なる推進	●自治会・町会活動支援 ・地域力推進会議の運営 ・自治会・町会会館の整備助成 など
		2-4-3	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・ユニバーサルデザインの普及啓発事業 ・おおたユニバーサル駅伝大会への支援事業
		2-4-4	分野横断の包括的な支援体制の強化	●JOBOTA／SAPOTA／フラットおおた（重層的支援体制整備事業） ●大田区福祉人材育成・交流センターの運営 など

2-5	人々の相互理解と交流の促進	2-5-1	国際理解・国際交流の推進	●地域における国際理解・国際交流の推進 ・海外友好都市・姉妹都市等との交流の推進 ・国際交流員の雇用 ・地域における多文化交流 など
		2-5-2	コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備	●国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実 ・多文化共生推進協議会の運営 ・やさしい日本語活用の普及 ・通訳派遣及び翻訳の実施 ・日本語等の学習支援 ・災害時外国人支援 など
		2-5-3	人権と多様性を尊重する意識の醸成	●男女共同参画推進事業 ・男女共同参画推進区民会議の運営 ・男女共同参画意識啓発・相談事業 ・人権啓発事業 ・平和都市宣言記念事業
2-6	地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実	2-6-1	生涯を通じた心身の健康づくりの推進	●生涯を通じた健康啓発事業 ・地域企業の戦略的な健康づくりの推進 ・心身の健康づくりのための支援 ・健(検)診等事業 ・自殺総合対策の推進 など
		2-6-2	科学的根拠に基づく健康啓発の展開	●特定健康診査等実施計画に係る事業 ・早期介入保健事業 ・糖尿病性腎症重症化予防事業 ・後発医薬品利用促進事業 ・適正服薬推進事業 など
		2-6-3	健康に関する安全・安心の確保	●地域医療連携推進事業 ・在宅医療に関する周知・啓発の推進 ・平日準夜・休日診療事業 ・骨髄移植推進事業 ・AED普及推進 ・がん患者への支援 ・疾病予防に向けた予防接種の推進 ・感染症予防に向けた普及啓発と検査体制の充実 ・感染症の流行に備えた体制強化 ・結核・感染症対策と支援 ・医療や食の安全、生活環境の衛生確保の推進 ・狂犬病予防及び動物愛護事業 など

2-7	スポーツの楽しさが広がる環境の整備	2-7-1	誰もがスポーツを楽しめる機会づくり	●スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化 ・スポーツイベントの実施 ・ランニング環境の整備事業 ・スポーツ大会や教室等の情報発信 など
		2-7-2	ニーズに即したスポーツ環境の整備	●スポーツ施設の利用促進・サービス向上 ・スポーツ施設の整備・充実
2-8	心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承	2-8-1	文化芸術に親しむ機会の創出	●文化芸術鑑賞・体験機会の充実 ●区所蔵美術品による文化創造空間の創出 など
		2-8-2	地域の文化資源の保存・活用の推進	●郷土博物館における取組の推進 ・区立博物館・記念館等の運営
2-9	生涯にわたる学びの支援	2-9-1	個人の学びの充実	●多様なニーズに応える学びの機会充実
		2-9-2	学びを通じたつながり・活用の場の創出	●学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり
		2-9-3	地域の学びを支える環境整備	●学びを支える情報発信と場の整備 ・生涯学習センター、文化センター等の機能拡充 など
		2-9-4	図書館機能の充実	●図書館機能の充実 ・中央図書館の検討

施策 2-1　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

【めざす姿】

- 地域の見守り活動等を通じて、高齢者が孤立化することなく、日常生活における様々なトラブルに対しても、十分に守られながら安心して暮らせるよう、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切かつ円滑に提供される体制が整っています。

- 互いに助けあい、尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けて、社会参加や介護予防など、様々な活動を支援することで、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って輝けるまちが実現しています。

- 支援や介護が必要となった場合でも、高齢者が自分らしい暮らし方を実現できるよう、効果的かつ効率的にサービスが提供される体制が確保されています。

【施策の方向性】

① 高齢者の見守り体制の強化・推進

日々の高齢者の暮らしと接点のある新たな見守り推進事業者の参入を積極的に進めながら、民生委員、自治会・町会、事業所等の連携を強化し、きめ細かに、緩やかな見守りを続けられる体制の拡充に取り組みます。

また、地域で孤立した高齢者や身寄りのない高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、重層的支援体制整備事業を推進していくために、身近な相談窓口として地域包括支援センターを核とした見守り事業の充実を図っていきます。

② 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援

認知症の人が尊厳と希望をもち、同じ社会でともに生きる地域共生社会の実現に向けて、各種講座や研修等を開催することで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族をあたたかく見守ることができる地域づくりに取り組みます。

また、認知症の予防に向けた取組として、運動や社会参加等による生活習慣を改善するための環境整備を進めていきます。

③ 高齢者の就労・地域活動の支援

大田区 いきいき しごと ステーション（高齢者等就労・社会参加支援センター）、シルバー人材センター、シニアステーション糀谷、シニアクラブなど、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進め、新たな職業スキルの習得や、生きがいとしての社会活動を通じて、多くの高齢者が地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、高齢者が継続して元気維持・介護予防に向けた取組を行えるように、体操教室等の介護予防事業を実施します。

④ 介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実

地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携による、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、多様な介護サービスの基盤整備支援や、ICTを活用した業務の効率化・外国人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます。

【主要事業】

① 高齢者の見守り体制の充実・連携強化
② 高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備
③ 高齢者の社会参加支援
④ 介護予防・フレイル予防の推進
⑤ 地域密着型サービスの整備支援
⑥ 介護人材の定着・育成（資質向上）に向けた取組

共通2

主要事業①	高齢者の見守り体制の充実・連携強化	継続

事業概要

- 区内に住所を有する 65 歳以上の高齢者に対して、高齢者見守りキーホルダーの登録を促し、見守り体制を支援します。
- 見守り体制を強化するため、地域の民間事業者がその事業活動の範囲内で見守り活動に参加する体制を推進します。
- ひとり暮らしの高齢者を区に登録することにより生活状況を把握し、見守りに活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支援します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
高齢者見守りキーホルダー登録事業の推進 【高齢者見守りキーホルダー登録会の実施回数】 共通2	46 回	46 回	46 回
見守り推進事業者との連携 共通2	実施	→	→
ひとり暮らし高齢者の支援 【民生委員の訪問によるひとり暮らし高齢者の新規登録者数】 共通2	430 人	430 人	430 人
事業費(年度別)	5,772 千円	6,496 千円	7,143 千円
事業費(合計)	19,411 千円		
所管部	福祉部		
備考			

◇ **高齢者見守り・支え合いネットワークづくりのイメージ**

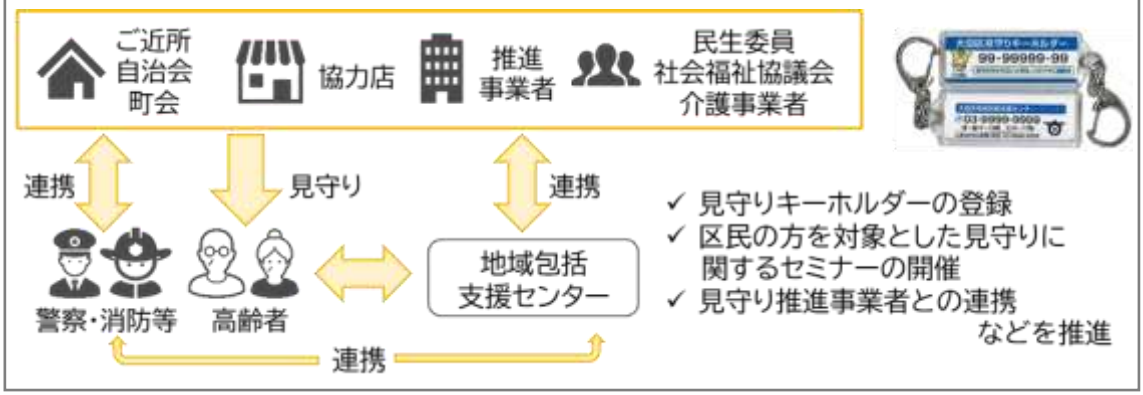

共通2

主要事業②	高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備	継続

事業概要

- 認知症の人やその家族、地域住民等、地域の誰もが参加できる認知症カフェの開催につなげるため、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を継続して配置します。
- 認知症予防としてシニアステーションの利用を促し、高齢者の元気維持・介護予防のための事業を、地域包括支援センターと一体的に実施することにより、切れ目のない支援を提供します。
- 既存のシニアステーションの運営支援に加え、新規開設に向けた準備作業等を実施するとともに、シニアステーションで行われるプログラムの参加状況を把握し、利用者のニーズに応じた事業展開を検討します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
認知症カフェの運営支援 【認知症地域支援推進員の配置数】 共通2	55 人	55 人	55 人
シニアステーションの開設運営・利用促進 【シニアステーションの設置数】 共通2	9か所	11 か所	11 か所
シニアステーションの利用者ニーズを踏まえたプログラムの充実 共通2	実施	→	→
事業費(年度別)	237,390 千円	272,525 千円	300,916 千円
事業費(合計)	810,831 千円		
所管部	福祉部		
備考			

共通2 共通3

主要事業③	高齢者の社会参加支援	継続

事業概要

- 大田区 いきいき しごと ステーションにおいて、高齢者が経験や知識、技能を活かし、就労や地域の様々な活動に参加できるよう支援します。
- (公社)大田区シルバー人材センターにおいて、豊富な知識・経験・技能を持つシルバー世代の仕事や社会奉仕活動等を支援します。
- シニアステーション糀谷において、プレシニアに対する就労支援事業等の実施を通じて、高齢者の働く機会や社会参加を支援します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区 いきいき しごと ステーションでの就労活動支援 【就労促進事業の実施回数】 共通2 共通3	16 回	17 回	18 回
シルバー人材センターでの就労・社会奉仕活動等支援 【シルバー人材センターの会員数】 共通2 共通3	3,200 人	3,200 人	3,200 人
シニアステーションにおける就労支援事業 【就労先の開拓件数】 共通2 共通3	100 件	110 件	120 件
事業費(年度別)	158,345 千円	158,345 千円	158,345 千円
事業費(合計)	475,035 千円		
所管部	福祉部		
備考			

共通2　共通3

主要事業④	介護予防・フレイル予防の推進	継続

事業概要

- ■ 高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、普及啓発や介護予防事業を実施します。
- ■ フレイル予防の取組の重要性を普及啓発するとともに、フレイル予防講座を開催し、予防活動を支える地域の担い手の拡充に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
介護予防普及啓発事業 【介護予防普及啓発事業の実施回数】 共通2	4,800 回	4,800 回	4,800 回
おおたフレイル予防事業 【フレイル予防講座の延べ参加者数】 共通3	280 人	300 人	300 人
事業費(年度別)	80,553 千円	80,553 千円	80,553 千円
事業費(合計)	241,659 千円		
所管部	福祉部		
備考			

◇ フレイル予防について

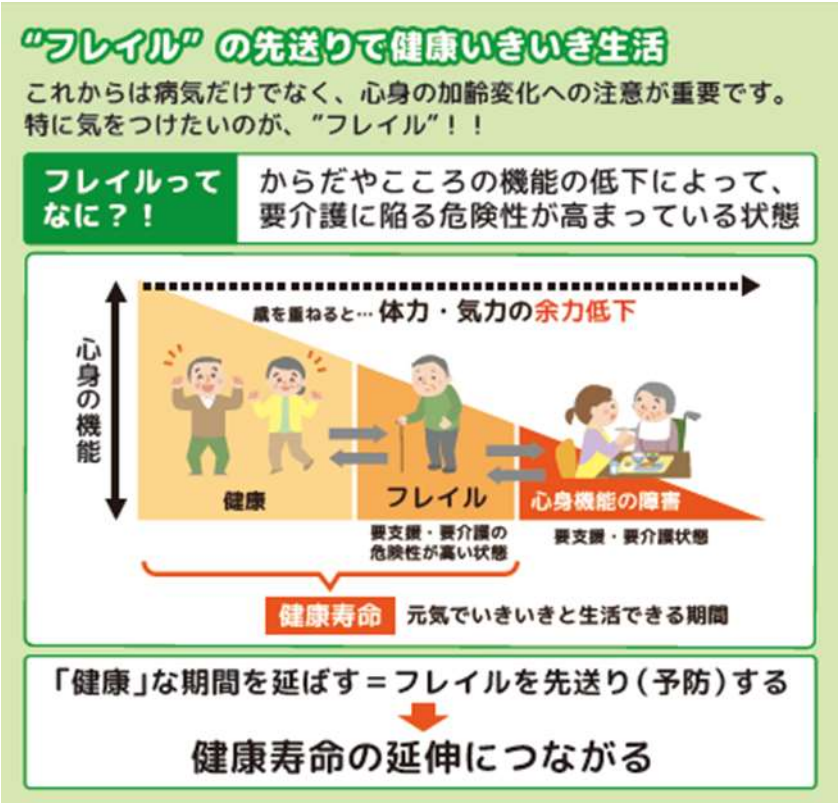

主要事業⑤	地域密着型サービスの整備支援	継続

事業概要

■ 認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり公募を実施し、地域密着型サービス事業所の開設をめざす事業者に対して、補助金を活用して施設整備に要する経費の一部を支援します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
認知症高齢者グループホームの整備支援 【補助件数】	2件 （令和6～8年度の3か年の目標値）		見直しの実施
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備支援 【補助件数】	3件 （令和6～8年度の3か年の目標値）		見直しの実施
（看護）小規模多機能型居宅介護の整備支援 【補助件数】	2件 （令和6～8年度の3か年の目標値）		見直しの実施
事業費（年度別）	193,440 千円	322,123 千円	322,123 千円
事業費（合計）	837,686 千円		
所管部	福祉部		
備考	※第 10 期介護保険事業計画の策定段階において、令和9年度の計画の見直しを実施する。		

共通3

主要事業⑥	介護人材の定着・育成（資質向上）に向けた取組	継続

事業概要

- ■ 区内の介護サービス従業者に対して、介護に係るスキルアップや能力に応じたキャリアアップが図れるよう、多様な研修を実施します。
- ■ ICTの導入等、生産性の向上に向けた取組について、介護サービス事業者とともに検討を進め、情報提供などを通じ事業者の積極的な取組を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人材育成・定着に向けた研修の実施【介護事業者向け研修の延べ受講者数】 共通3	1,000 人	1,000 人	1,000 人
ICTの導入等、生産性の向上に向けた情報提供や取組の検討 共通3	実施	→	→
事業費（年度別）	2,816 千円	2,816 千円	2,816 千円
事業費（合計）	8,448 千円		
所管部	福祉部		
備考			

施策 2-2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

【めざす姿】

- 本人意思の尊重と自己決定支援の重要性の理解があらゆる世代に深まっています。支援者の拡充と地域連携ネットワークの強化が進み、誰もが住み慣れた地域の中で孤立せず、成年後見制度等の必要な支援を受けられ、元気なうちから将来に備えて前向きに安心した生活を送ることができています。

- 自己決定の阻害要因となりうる配偶者暴力（DV）の防止等に向けた相談体制の強化が行われ、被害者が早期に適切な支援につながり、安全が確保されています。

【施策の方向性】

① 権利擁護の正しい理解と周知啓発

成年後見制度や老いじたく等の適切な利用が進むことで、本人の意思の尊重が重視され、また、配偶者暴力（DV）防止に向けた意識啓発や相談先の周知によって自己決定の阻害要因が取り除かれるよう取り組みます。区民の権利擁護に関する理解を深めるために、自ら備えることも含めた広報と啓発の仕組みをつくっていきます。

② 地域の担い手の育成と相談体制の拡充

福祉関係従事者の権利擁護に関する知識と相談スキルの向上を図りながら、まちや地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と育成に取り組みます。

身近な地域で、困りごとを気軽に相談できる体制や専門的な相談にも対応できる体制を拡充していくとともに、区民の方が支援を受ける受援力（人に助けを求めたり、受け取る力や意欲）を高められるよう支援していきます。

③ 地域連携ネットワークの強化

専門職団体や福祉関係機関、地域団体、医療機関、金融機関等と連携することで、地域での見守りの機能を強化し、認知症高齢者や障がい者など権利擁護支援が必要な方を早期発見し、早期支援につなげていく仕組みを構築します。

地域連携ネットワークの支援機能を一層充実するとともに、複合的課題を抱える世帯については、重層的支援会議や権利擁護支援検討会議等と連携して、支援チームによる包括的な支援体制を強化します。

【主要事業】

① 権利擁護の正しい理解と周知啓発

② 地域の担い手の育成と相談体制の拡充

主要事業①	権利擁護の正しい理解と周知啓発	継続

事業概要

- 成年後見制度や老いじたく等のパンフレットを作成し、まずは、各種制度についての正しい理解啓発を推進します。そして、自分が元気なうちに将来に備えるため、老いじたくセミナーや講演会等への参加を促し、具体的な行動につながるよう啓発します。自ら備えることで、将来への心配や不安を解消するよう図ります。
- 講座やセミナーを通して、DV防止への理解を促すとともに、DV相談ダイヤル等の区支援機関について周知します。また、周知方法の工夫などの検討を進め、他機関と連携しながら、DVをはじめとする困難な問題を抱える女性等を適切な支援につなげます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
権利擁護支援や老いじたくに関する広報活動 【権利擁護支援に関するパンフレット、老いじたくパンフレットの配布数】	権利擁護 2,000 部 老いじたく 13,000 部	権利擁護 2,000 部 老いじたく 13,000 部	権利擁護 2,000 部 老いじたく 13,000 部
DV防止に向けた啓発活動 【講座・セミナーの実施回数】	5回	6回	6回
DV相談ダイヤルなどの相談事業の周知啓発	手法の検討	実施	→
事業費(年度別)	45,555 千円	51,159 千円	51,159 千円
事業費(合計)	147,873 千円		
所管部	総務部、福祉部		
備考			

主要事業②	地域の担い手の育成と相談体制の拡充	継続

事業概要

■ 権利擁護支援に関する相談窓口として、地域包括支援センターや障がい者の相談窓口でも情報提供を行い、本人主体の意思決定に基づいた老いじたくの推進や成年後見制度へつなげるほか、虐待等にも対応します。また、地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と養成に取り組みます。区民の方が、身近な地域で、困りごとを気軽に相談できるネットワークを構築します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
権利擁護支援に関する相談窓口の充実 【権利擁護に関する延べ相談件数】	高齢　7,500 件 障がい　550件	高齢　7,750 件 障がい　600件	高齢　8,000 件 障がい　650件
事業費(年度別)	1,986 千円	1,986 千円	1,986 千円
事業費(合計)	5,958 千円		
所管部	福祉部		
備考	※虐待防止の支援等に伴う事業費以外は 2-2-1「権利擁護の正しい理解と周知啓発」で計上		

◇ 大田区における地域連携ネットワーク

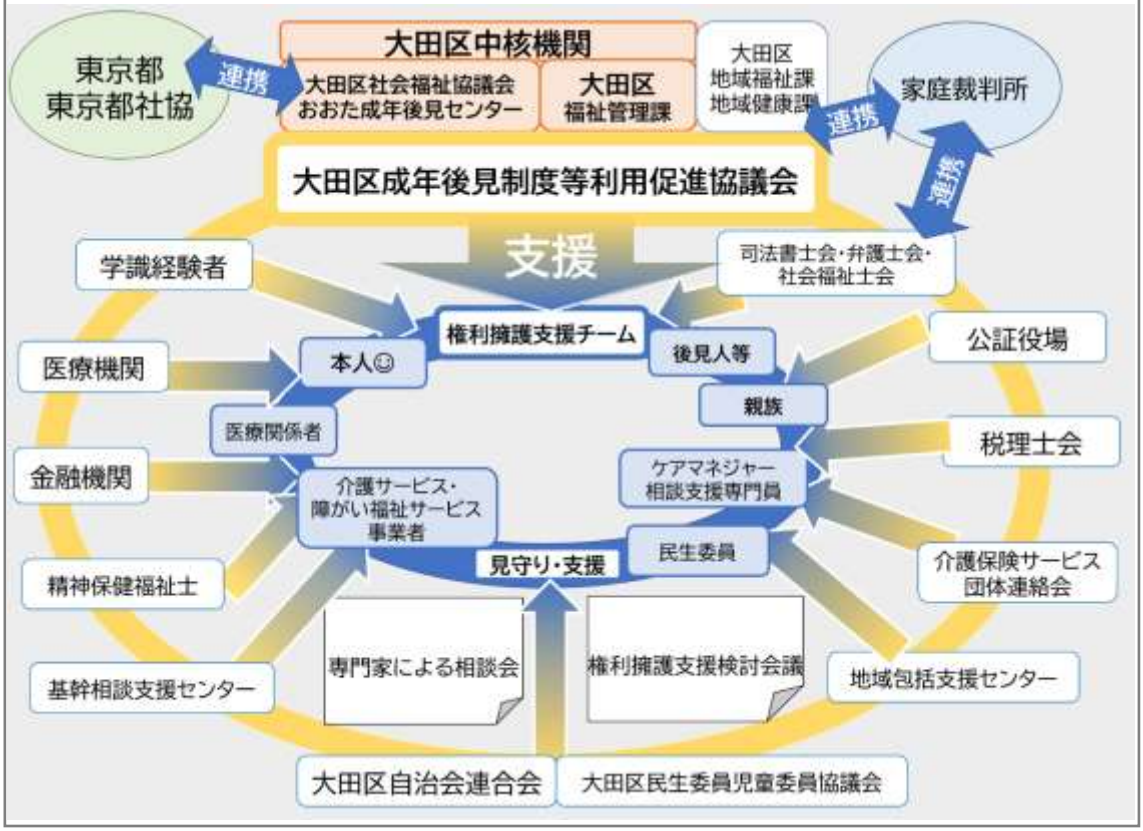

施策 2-3　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

【めざす姿】

- 生活上の困りごとを抱えており、支援を必要とする誰もが住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らしています。

- 誰一人取り残さない社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の視点から、福祉教育や啓発などを通じて、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会が実現しています。

【施策の方向性】

① 相談支援体制の充実・強化

障がい者や生活困窮者等、困りごとを抱える方が必要なサービスを利用しながら、自らの個性や強みを活かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、関係機関が相互に積極的に連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。

② 障がい者等の地域生活の支援

障がい者一人ひとりの意思を尊重し自分らしく生きることができるよう、社会参加や社会活動を充実させるとともに、障がいの重度化や、本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、安心して頼れる場所を確保するなど、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図ります。

③ 障がいへの理解の推進

障がいを理由とする差別の解消、意思疎通支援や情報保障の促進、地域との交流の促進等、障がいのある人もない人も地域の中でつながり、支えあう共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

【主要事業】

① 相談支援体制の充実・強化
② 地域生活支援拠点等の充実
③ 障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業

主要事業①	相談支援体制の充実・強化	継続

事業概要

■ 区の基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）や地域福祉課などにおいて、個別の相談業務を行いながら、相談支援事業所を含む関係機関同士の連携強化や各事業者への専門的な助言・支援等に取り組みます。地域の相談支援事業者等との適切な役割分担を行いながら、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基幹相談支援センターにおける相談支援	実施	→	→
事業費（年度別）	80,471 千円	80,471 千円	80,471 千円
事業費（合計）	241,413 千円		
所管部	福祉部		
備考			

◇ 区の相談支援体制のイメージ

主要事業②	地域生活支援拠点等の充実	拡充

事業概要

- 日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、区立施設の機能の見直し・強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援します。
- 新たに区立短期入所事業所を開設することにより、短期入所施設の利用枠の増加を図ります。
- 障がい者が地域で安心して暮らすための生活の場として、グループホームの整備を促進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
日中活動の場の整備	実施	→	→
短期入所施設の充実 【区立短期入所施設の利用枠】	27 床	36 床	継続
障がい者グループホームの整備・運営支援 【グループ整備費補助】	2件	推進	→
事業費(年度別)	4,674,914 千円	1,864,902 千円	2,067,482 千円
事業費(合計)	8,607,298 千円		
所管部	福祉部		
備考			

◇ **区の地域生活支援拠点等のイメージ**

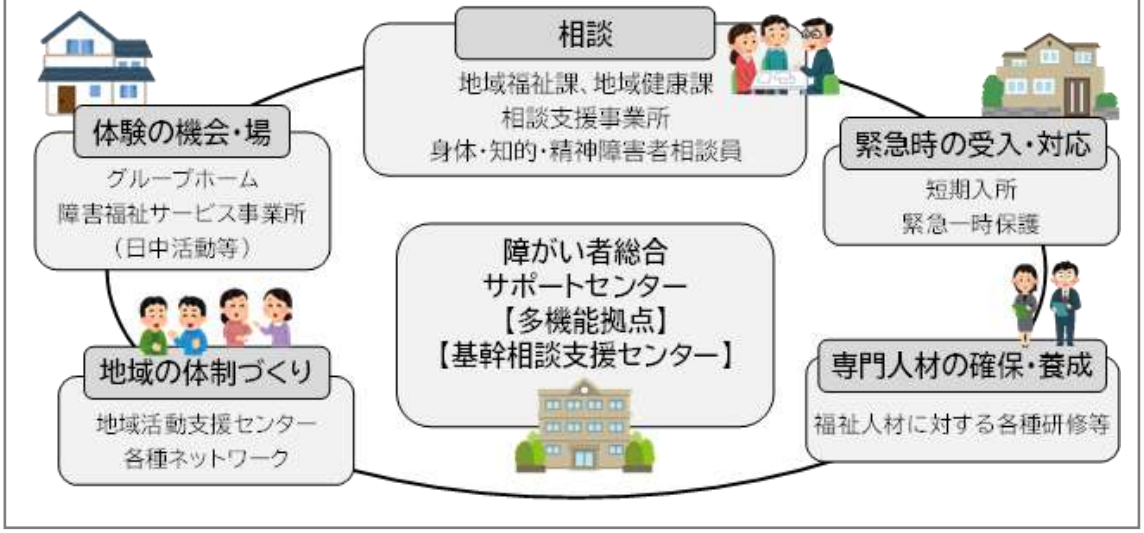

主要事業③	障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業	継続

事業概要

- 区立小中学校を対象に、区内障がい者関係団体が主体となり、障がい理解をテーマにした総合学習の支援を実施します。
- 差別の禁止や地域社会における共生等、障がいについての区民の関心と理解を深めるため、障がい理解を取り入れた地域活動の表彰事業、障がい者施設の施設まつり等での障がい理解啓発活動、障害者週間での総括イベント等、様々な取組を行います。
- 区内の障がい者の日常生活の様子を写真パネル等によって紹介し、広く区民に対し理解促進を図るため、区内複数会場を巡回して展示します。
- 区内の障がい者が創作した作品を展示する機会を設けることで、障がい者の社会参加・社会活動の充実につなげるとともに、区民の障がい者に対する理解を深めるきっかけをつくります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障がい理解学習の支援 【障がい理解をテーマにした総合学習の実施校数】	小学校 40 校 中学校 12 校	小学校 40 校 中学校 14 校	小学校 40 校 中学校 16 校
おおた みんなのつどいプロジェクトの実施	実施	→	→
障がい者巡回パネル展の実施	実施	→	→
障がい者文化展の実施	実施	→	→
事業費(年度別)	4,132 千円	4,132 千円	4,132 千円
事業費(合計)	12,396 千円		
所管部	福祉部		
備考			

施策 2-4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

【めざす姿】

- 多くの区民や多様な主体が地域活動に参加し、自治会・町会をはじめとした地域団体、行政、関係機関等が連携・協力し、地域課題の解決に向け、継続的に活動しています。

- 共生や社会的包摂の理念が広がり、区民、地域団体、企業等の誰もが、お互いを尊重し、「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域の支えあいのための活動に参加し、誰一人取り残されることなく、つながりを感じる地域となっています。

- 悩みや困りごとが複数あったとしても、どこかの相談窓口につながれば、そこから課題に応じて必要な支援サービスの提案を受けることができ、適した支援者のチーム一丸でのサポートにより、安心して生活ができています。

【施策の方向性】

① 多様な主体が参加する支えあいのネットワークの構築

区民や地域団体、企業などの多様な主体が地域活動に参加するきっかけを創出するとともに、これらの主体が集い交流する拠点づくりや、主体と主体、拠点と拠点をつなぐ機能を強化します。

また、地域の居場所やコミュニティの場を増やし、そうした場が区民にとっての身近な相談の入口となり、区の関係機関と連携して、必要な支援につなげることで、支えあいのネットワークの構築を図っていきます。

② 自治会・町会との連携・協働の更なる推進

地域のつながりを強化することが、暮らしの活力の創出、こどもや高齢者の見守り、防犯・防災対策などの課題解決につながります。

持続可能な地域コミュニティの形成に向け、自治会・町会との連携・協働を更に推進していきます。

③ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての区民がお互いを尊重し、支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉教育にも取り組み、心のバリアフリーの理念の普及啓発と、区民の声を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

④ 分野横断の包括的な支援体制の強化

誰もが必要な支援を受けられるようにするため、各相談窓口や支援機関において、孤立や生活困窮など様々な困りごとを、分野にかかわらず包括的に受け止め、必要に応じて、関係機関が連携して支援できるよう、社会福祉法による重層的支援体制整備事業を推進します。

また、福祉人材育成・交流センター等の研修を通じて、区内福祉従事者が、包括的な支援の視点を身に付けるための人材育成を進めると同時に、連携強化に向けた関係性の構築を図ります。

【主要事業】

① フード支援、参加支援・地域づくり支援（重層的支援体制整備事業）
② 区民活動支援事業
③ 自治会・町会活動支援
④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
⑤ JOBOTA／SAPOTA／フラットおおた（重層的支援体制整備事業）
⑥ 大田区福祉人材育成・交流センターの運営

共通2

主要事業①	フード支援、参加支援・地域づくり支援（重層的支援体制整備事業）	拡充

事業概要

- 区民や企業などの多様な主体の協力のもと、集めた食品をこども食堂をはじめとした居場所で提供するフード支援を通じて、困っている方を早期に把握して福祉サービスにつなげるネットワークを構築します。
- 大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けた地域の自助力及び互助力を強化推進することを目的に、区民の個別の地域生活課題への対応について、地域での課題として検討するとともに、その解決に向けて、地域のつながりあい、支えあう体制をより一層推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
フード支援ネットワーク体制の拡充【食支援参加のきっかけづくりの回数】 共通2	78 回	85 回	93 回
参加支援及び地域づくり支援の強化【参加支援と地域づくり支援の延べ件数】 共通2	参加支援 500 件 地域づくり支援 1,000 件	参加支援 500 件 地域づくり支援 1,000 件	参加支援 500 件 地域づくり支援 1,000 件
事業費（年度別）	141,671 千円	141,671 千円	141,671 千円
事業費（合計）	425,013 千円		
所管部	福祉部		
備考			

◇ フード支援について

◇ 参加支援・地域づくり支援について

個別の活動と地域とのつながりをつくる参加支援とお互い様の地域づくりを支援

個別の活動と地域の活動をつなげ、地域で住民同士が支え合う仕組みを展開することで
地域で孤立する人をなくしていくことをめざしています。

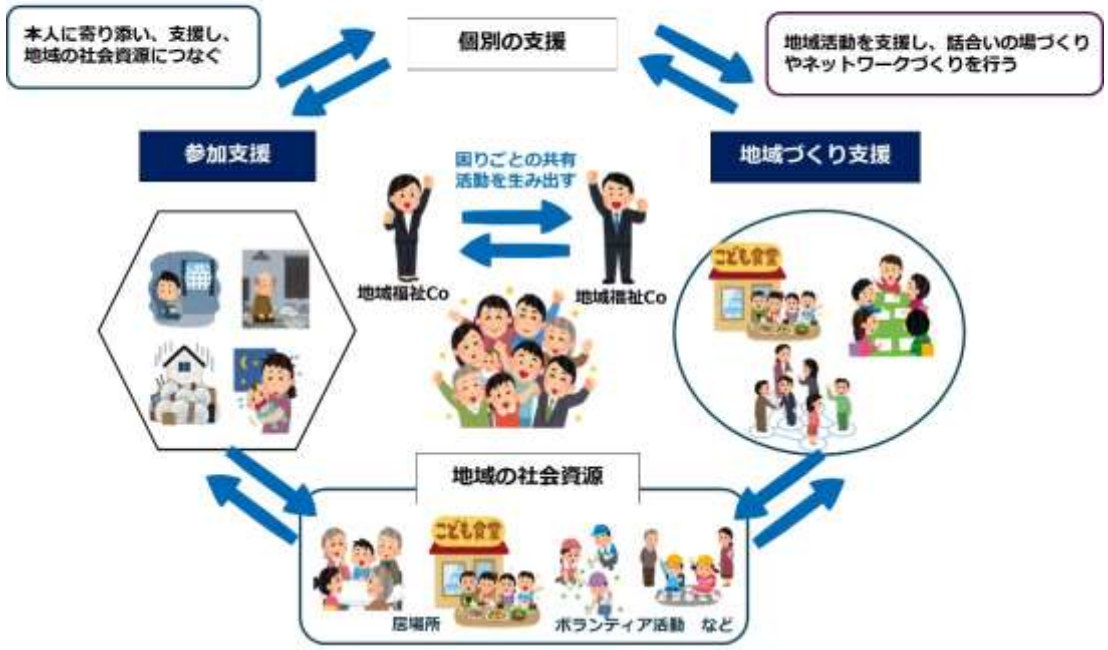

共通2 共通3

主要事業②	区民活動支援事業	拡充

事業概要

■ 区民活動団体の活動基盤の強化や、地域や団体間におけるコーディネート機能強化、団体同士のつながりづくりを促進するため、組織運営ノウハウや活動を活性化させる手法などを学べる講座や、区民活動コーディネーターの視点を身に付け地域の中で連携や協働のアイデアを活かせる講座を行います。また、伴走支援や交流会等の開催による連携支援も行い、包括的に活動を支えます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民活動講座【延べ受講者数】 共通2 共通3	80 人	80 人	80 人
伴走支援・連携支援 共通2 共通3	実施	→	
事業費(年度別)	4,889 千円	4,889 千円	4,889 千円
事業費(合計)	14,667 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

共通2 共通3

主要事業③	自治会・町会活動支援	継続

事業概要

■ 自治会・町会のICT活用を推進し、地域への関心が高くなる子育て家庭などに対する情報発信力を高めるとともに、自治会・町会が抱える課題（役員の高齢化、人材の確保など）について、自治会連合会と連携・協働し解決に向けて具体的に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
自治会・町会の情報発信力の強化 【新規にSNSで情報発信を行った自治会・町会数】 共通2 共通3	8町会	8町会	8町会
事業費（年度別）	—	—	—
事業費（合計）	—		
所管部	地域未来創造部		
備考	※SNSによる情報発信数累計 ・令和7年度：計 40 町会 ・令和8年度：計 48 町会 ・令和9年度：計 56 町会 ※事業費が生じない主要事業		

主要事業④	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	―

事業概要

- 「思いやり」や「気づき」の心を育み、安全・安心なまちづくりに参加・参画し貢献できる人材を育てるため、学校教育等の中でユニバーサルデザインや心のバリアフリーを学び、体験できるような仕組みを継続していきます。
- ユニバーサルデザインのまちづくりに加え、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」に基づき、道路・施設の整備や心のバリアフリー等、ハード・ソフト両輪の事業による街なかの移動等円滑化を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障がい理解学習の支援 【障がい理解をテーマにした総合学習の実施校数】 再掲 障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業(2-3-3)	小学校 40 校 中学校 12 校	小学校 40 校 中学校 14 校	小学校 40 校 中学校 16 校
大田区移動等円滑化促進方針及び大田区バリアフリー基本構想の推進 再掲 バリアフリーによるまちづくりの推進(4-5-5)	推進	→	見直し
事業費(年度別)	―	―	―
事業費(合計)	―		
所管部	福祉部、まちづくり推進部		
備考	※各活動の事業費は再掲元で計上		

共通2

主要事業⑤	JOBOTA／SAPOTA／フラットおおた（重層的支援体制整備事業）	拡充

事業概要

■ 重層的支援体制整備事業の13の事業の一つである「大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA」と「大田区ひきこもり支援室 SAPOTA」、「大田区若者サポートセンター フラットおおた」の3事業の支援機関が同一の建物内で、連携して支援する体制を構築します。また、大森の本部機能のほかに蒲田に分室機能を設置します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
JOBOTA／SAPOTA／フラットおおたの一体的運営及び蒲田分室の設置 【JOBOTA・SAPOTA の新規相談件数及びフラットおおたの新規利用登録者数の合計】 共通2	1,800 人	1,900 人	2,000 人
事業費（年度別）	238,113 千円	213,048 千円	213,048 千円
事業費（合計）	664,209 千円		
所管部	福祉部、こども未来部		
備考	※フラットおおたにおける相談支援等の事業費は 1-1-2「こども・若者に対する総合相談」で計上		

◇ JOBOTA・SAPOTA・フラットおおたの支援体制について

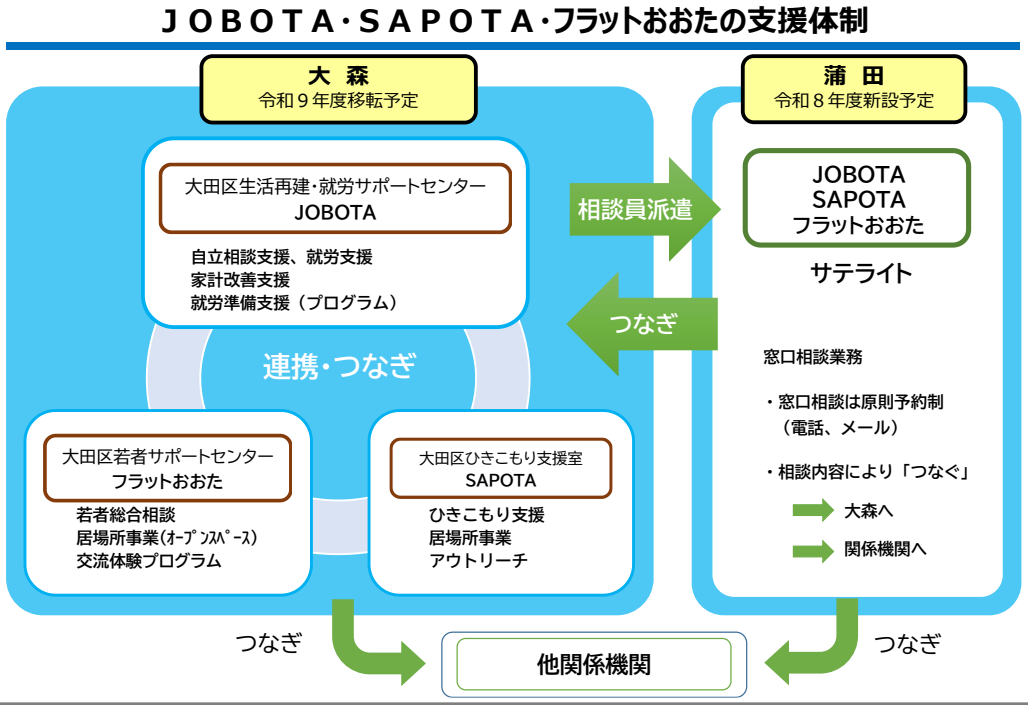

共通3

主要事業⑥	大田区福祉人材育成・交流センターの運営	拡充

事業概要

- 区内福祉事業所の福祉従事者や管理者を対象に、複合的な課題のある世帯や個人に対する多機関・多職種連携によるチーム支援を推進していくための研修会や、人材育成・定着を支援するための各種セミナーを実施します。
- 特に切迫している介護人材を中心に、外国人や元気高齢者などを含む多様な人材の確保に取り組みます。
- 福祉現場におけるカスタマーハラスメントに適切に対応し、福祉従事者が安心して働ける環境を整備します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人材育成・定着に向けた研修会・セミナーの実施 【研修会・セミナーの延べ参加者数】 共通3	850 人	850 人	1,000 人
多様な福祉人材の確保に向けた取組の強化 共通3	実施	→	→
カスタマーハラスメント対策事業の実施 共通3	実施	→	→
事業費（年度別）	10,289 千円	10,289 千円	10,289 千円
事業費（合計）	30,867 千円		
所管部	福祉部		
備考			

施策 2-5　人々の相互理解と交流の促進

【めざす姿】

- 国際交流事業の実施や、海外都市との交流、グローバル人材の育成などが日常的に行われ国際理解が深まっており、日本人区民と外国人区民の相互理解のもと、多様性を活かした誰もが住みやすいまちになっています。

- 情報提供の多言語化など、「伝える情報」から「伝わる情報」への転換が図られるとともに、日本語及び日本の生活習慣について、外国人区民の理解が進んでいます。また、多様な団体と連携し、個々のケースに対応したきめ細かな支援が行われ、外国人区民も地域の中で一層安心して暮らせるようになっています。

- 男女共同参画社会についての理解が進み、あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。また、性別だけでなく、年齢や出身、障がいの有無などの違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認めあい、自分らしく生きられる社会が実現しています。

【施策の方向性】

① 国際理解・国際交流の推進

日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい、顔の見える関係となるよう、地域の特色を活かした事業を通して交流を支援するとともに、多くの外国人区民が地域で活躍できる環境を整えます。

また、海外諸都市との多彩な交流を行い、グローバル人材の育成を推進しながら、様々な国際理解の機会を提供します。

② コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備

情報の多言語化を通して、外国人区民のライフステージ・ライフシーン別の行政情報を効果的に発信し、生活や暮らしに密着した情報を分かりやすく提供します。

また、外国人区民の日本語習得の学習機会を増やすなど、大田区での生活を円滑に送るための取組を進めます。

日常生活での困りごとを気軽に相談できる多言語対応の相談窓口を運営するほか、様々な団体とのネットワークを活かし、多文化共生施策を効果的に推進します。

③ 人権と多様性を尊重する意識の醸成

あらゆる人の人権が尊重され、年齢や性別、出身、障がいの有無などの違いにかかわらず多様性を認めあい、差別やハラスメントのない社会づくりのための施策を進めます。パネル展や講演会などの催しをはじめ、ホームページや啓発冊子などの媒体を通して、継続的に啓発事業を推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センター「エセナおおた」で実施する講座やセミナーのほか、情報誌や区報等を通して男女共同参画についての理解啓発に取り組みます。

【主要事業】

① 地域における国際理解・国際交流の推進
② 国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実
③ 男女共同参画推進事業

主要事業①	地域における国際理解・国際交流の推進	拡充

事業概要

- 日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい顔の見える関係となるよう、特別出張所や地域団体と連携した「18 色の国際都市事業」等を通して、外国人の視点を取り入れながら、各地域の特色を活かした国際理解・国際交流を促進します。
- 区の多文化共生推進のサポーターである「Minto フレンズ」の拡充を図り、多文化共生の意識啓発及び情報発信につなげます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
18 色の国際都市事業 【18 特別出張所全体の延べ参加者数】	6,000 人	6,000 人	6,000 人
Minto フレンズの拡充	推進	→	→
事業費(年度別)	555 千円	555 千円	555 千円
事業費(合計)	1,665 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

18 色の国際都市事業

共通3

主要事業②	国際交流・多文化共生推進拠点機能の充実	拡充

事業概要

- 日本語教育の担い手である、日本語教室等に取り組む国際交流団体の育成を図るため、団体間の連携を深める場として、連絡会などおおた国際交流センターを活用した情報及び意見の交換を行う機会を増やし、団体の活動を支援します。
- 外国人区民や、外国人区民と関わりがある日本人区民が、日常生活での困りごとを気軽に相談できる、多言語対応が可能な相談窓口を運営します。あわせて、多言語通訳タブレット等のサービスを提供し、日本語への対応が難しい外国人区民への支援を充実します。
- 日本語学習支援ボランティアの不足や高齢化に対応するため、担い手の育成を図り、外国人区民の学習機会を確保します。また、様々な学習ニーズに即した日本語教室を開催し、習得レベルに合わせた日本語学習を支援します。
- （一財）国際都市おおた協会及び区ホームページやSNS等とともに外国人向け多言語情報紙の発行により、外国人区民に必要とされる「伝わる情報」をインターネットと紙媒体の併用によって効果的に発信することで、外国人区民等がより暮らしやすいまちの実現をめざします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
国際交流団体の支援及び連携促進 【交流団体の数】	45 団体	46 団体	47 団体
多様性に配慮した多言語相談の実施 【延べ相談件数】	2,920 件	2,980 件	3,040 件
日本語教育の担い手支援 【日本語ボランティア養成講座の延べ受講者数】 共通3	30 人	30 人	30 人
ホームページ等情報発信の充実 【協会ホームページの閲覧数】	10,000 回	10,000 回	10,000 回
事業費（年度別）	46,028 千円	46,028 千円	46,028 千円
事業費（合計）	138,084 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

共通1 共通3

主要事業③	男女共同参画推進事業	継続

事業概要

- 結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広く男性への意識啓発を促すため、配偶者等とよりよい協力関係を築きワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、父親として積極的に育児を行えるようなきっかけづくりの講座、性別による無意識の思い込みへの気づきとなる講座などを開催します。
- 仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る講座を開催します。
- これから起業や再就職などに挑戦しようとする女性を応援する講座や、ストレス・更年期障害などの悩みを抱えながら就労している女性に向けた安心して働くための講座など、働く女性の就労継続やチャレンジ（キャリア・アップ）を後押しするための講座を開催します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
男性への男女共同参画推進意識啓発事業 【講座・セミナーの開催回数】 共通1	5回	5回	5回
女性の活躍推進事業 【講座・セミナーの延べ参加者数】 共通1	200人	200 人	200 人
女性への就労支援・就労継続支援事業 【講座・セミナーの延べ参加者数】 共通1 共通3	150 人	160 人	160 人
事業費（年度別）	41,031 千円	41,031 千円	41,031 千円
事業費（合計）	123,093 千円		
所管部	総務部		
備考			

施策 2-6　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

【めざす姿】

- 効果的な啓発などにより誰もが健康に関心を持ち、学校、職場、地域などのつながりの中で一人ひとりが自分の価値観やライフスタイルに基づいた健康づくりに取り組み、次のライフステージも見据えた生活習慣等を改善することで、生涯を通じて心身の健康が維持され充実した日々を送っています。

- 住み慣れた地域で日常から適切な医療を受けられ、新たな感染症の発生などの健康危機発生時においても、迅速に必要な医療を受けることができています。

【施策の方向性】

① 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

若い世代から生涯を通じて切れ目なく健康意識を高め、バランスの取れた食生活、定期的な運動、適切な休養・睡眠、歯と口腔の健康、こころの健康などによる疾病のリスクを低減し、生活習慣病などの発病を予防します。

また、区民の健康づくりの継続のため、地域や事業者等と連携して取り組み、心身ともにいきいきと暮らせる健康まちづくりにつなげていきます。

② 科学的根拠に基づく健康啓発の展開

健康づくりは、区民の健康状態や地域の特徴を調査分析した上で、適切に評価しながら効果的に実施する必要があります。

このため、各種健診・検診データなどの科学的根拠に基づき、勧奨や健康啓発、健康教育などを展開します。

③ 健康に関する安全・安心の確保

平常時から関係機関等と連携することで、地域医療体制の充実や食、生活環境などの安全・安心を確保するとともに、新たな感染症などの健康危機に対しても安全・安心の体制を整備していきます。

【主要事業】

① 生涯を通じた健康啓発事業
② 特定健康診査等実施計画に係る事業
③ 地域医療連携推進事業

主要事業①	生涯を通じた健康啓発事業	拡充

事業概要

- 若いうちから健康への興味・関心を高め、生涯を通じて健康づくりに取り組むことができるよう、児童を対象に正しい食生活や運動習慣、居住地区の健康課題等について啓発します。また、児童を通じて家族に健康の大切さを伝えることで、家族全体の健康づくりにもつなげます。
- 働く世代等に対して、健康の保持・増進を目的に生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。また、健康意識を高め、健診（検診）の受診や医療機関の早期受診を促します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小学校への健康教育 【健康教育を実施した学校数】	25 校	30 校	35 校
企業・事業所等への健康活動支援 【出張健康講座を実施した企業・事業所等の回数】	40 回	40 回	40 回
事業費（年度別）	5,463 千円	5,463 千円	5,463 千円
事業費（合計）	16,389 千円		
所管部	健康政策部		
備考			

主要事業②	特定健康診査等実施計画に係る事業	継続

事業概要

- 健診結果データ、レセプトデータ及び個人の属性をAIが分析することで、勧奨対象者の優先順位付け及び個人特性に応じた異なるデザインの勧奨はがきの送り分けを行い、受診行動を促します。また、被保険者の生活習慣病のレセプトが多い医療機関等に対して、医師やメディカルスタッフから、治療と別観点で健診受診を勧めてもらうよう依頼します。
- 特定健診の検査項目を含んだ人間ドックを受診し、検査結果等の申請書類一式を提出した被保険者に助成を行い、本人の負担を軽減することで利用者の増加をめざします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人工知能を活用した受診勧奨 【勧奨受診率】	25.5%	26.0%	26.5%
人間ドック受診助成 【助成件数】	1,100 件	1,100 件	1,100 件
事業費（年度別）	26,414 千円	26,414 千円	26,414 千円
事業費（合計）	79,242 千円		
所管部	健康政策部		
備考			

主要事業③	地域医療連携推進事業	継続

事業概要

- ■ がん検診・成人歯科健診の受診票の発送に併せて、「かかりつけ医、歯科医、薬局」を持つことの大切さを周知啓発します。
- ■ 健康な若い世代や中高年にも、かかりつけ医などの重要性や必要性について気付いてもらえるよう、デジタル等を活用した周知啓発に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
がん検診や成人歯科健診の受診票発送時の啓発 【がん検診・成人歯科健診の受診票発送数】	555,000 件	555,000 件	555,000 件
若い世代への周知啓発	調査・検討	実施	→
事業費（年度別）	―	―	―
事業費（合計）	―		
所管部	健康政策部		
備考	※事業費が生じない主要事業		

施策 2-7　スポーツの楽しさが広がる環境の整備

【めざす姿】

- スポーツのイベントや施設を利用して、多くの区民がスポーツに取り組んでおり、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しみ、豊かな生活を送ることができています。

- スポーツが区民の生活に根差し、健康的な生活を送ることができるよう、誰もが気軽に身近な場所で、ウォーキングやランニングなどのスポーツに取り組む環境が整備されています。

【施策の方向性】

① 誰もがスポーツを楽しめる機会づくり

誰もが健康でいきいき暮らせるよう、スポーツに親しみ、楽しめる機会を創出します。

こどもには体を動かす楽しさに触れるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を地域のスポーツ活動団体等とも連携して行い、継続的なスポーツの実施を推進します。

② ニーズに即したスポーツ環境の整備

多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう、体育館や公園内のスポーツ施設など、施設のあり方を検討していきます。

地域間のバランスや需要を踏まえ、施設整備の検討を進めるとともに、利用率の低い時間帯の多目的利用を推進するなど、スポーツ施設の有効活用を図ります。

【主要事業】

① スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化
② スポーツ施設の利用促進・サービス向上

共通2

主要事業①	スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化	拡充

事業概要

- 区民の間に広くスポーツへの関心と理解を深め、様々なスポーツ種目に親しむ機会を創出します。こどもから高齢者までが参加できるプログラムを提供し、健康・体力づくり、生きがいづくりを図るとともに、区民相互の交流の契機とするため、スポーツ健康都市宣言記念事業として、区民スポーツまつりや OTA ウォーキングといったイベントを実施します。
- 特にスポーツ実施率の低い30～40代の女性に情報が届くように、SNSの積極的な活用などにより、区内で実施しているスポーツイベントや教室のほか、気軽に身近で取り組める運動や運動できる場所等の情報発信を強化します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民スポーツまつりの開催【イベントの延べ参加者数】 共通2	15,000 人	15,500 人	16,000 人
OTA ウォーキングの開催【イベントの延べ参加者数】 共通2	450 人	500 人	500 人
スポーツ実施率の低い層を中心とした広報・情報発信の充実	検討・試行	実施	→
事業費（年度別）	18,612 千円	18,612 千円	17,534 千円
事業費（合計）	54,748 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

主要事業②	スポーツ施設の利用促進・サービス向上	継続

事業概要

■ 区のスポーツ施設について、使用可能な種目を見直すなど、多様な利用ができるよう検討し、利用促進に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区立スポーツ施設の多目的利用の推進 【平日日中の利用率】	40%	43%	45%
事業費（年度別）	―	―	―
事業費（合計）	―		
所管部	地域未来創造部、都市基盤整備部		
備考	※事業費が生じない主要事業		

施策 2-8　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承

【めざす姿】

- 誰もが気軽にかつ身近に文化芸術に親しめる環境を整えることで、年齢やライフスタイルにかかわらず、文化に触れあいながら自分らしく誇りを持って暮らしを楽しんでいます。

- 区の貴重な歴史・文化資源の調査研究成果が展示等により公開されることで、区民が地域の歴史や文化を深く理解しており、地元に愛着を持ちながら文化資源を守り継承しています。

【施策の方向性】

① 文化芸術に親しむ機会の創出

区民が暮らしの中で身近に文化芸術に触れ、体験する機会を増やし、区民の心が潤い豊かな感性が育まれた心ときめくまちづくりを進めます。

区内に点在する文化施設での多彩な公演や豊富な区所蔵美術品の更なる活用、教育・福祉・観光など他分野と連携したアウトリーチ事業等を推進します。また、文化の発信者となる人の支援・育成を通じ、区民のウェルビーイングを高めていきます。

② 地域の文化資源の保存・活用の推進

区の貴重な財産である文化資源の掘り起こし、収集、記録、保存とともに、資料同士の有機的な結び付きに目を向け、歴史的事実の復原及び新たな事実の解明にも努めます。

区民が地域の文化に誇りを持ち次世代へ継承できるよう、文化資源を積極的に公開し、高齢者やこどもなど誰もが自由に文化を享受できる機会の充実を図ります。

【主要事業】

① 文化芸術鑑賞・体験機会の充実
② 区所蔵美術品による文化創造空間の創出
③ 郷土博物館における取組の推進

主要事業①	文化芸術鑑賞・体験機会の充実	継続

事業概要

■　区立文化施設等における公演やワークショップの実施を通じて、文化芸術の鑑賞や体験機会を増やします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公演・体験型事業の実施 【公演等の延べ来場者数】	48,000 人	48,000 人	48,000 人
事業費（年度別）	84,088 千円	84,088 千円	84,088 千円
事業費（合計）	252,264 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

洗足池　春宵の響

映画鑑賞ワークショップ

主要事業②	区所蔵美術品による文化創造空間の創出	継続

事業概要

■ 誰もが身近にアートに触れることができる環境を創造するため、区所蔵美術品の展示や貸出しを行い、アートの鑑賞機会や活用方法を新たに創出します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区所蔵美術品の鑑賞機会拡大 【区所蔵美術品の展示施設数】	10 か所	10 か所	10 か所
区所蔵美術品の貸出し 【区所蔵美術品の貸出し点数】	10 点	20 点	30 点
文化創造空間の検討	検討	→	→
事業費(年度別)	1,122 千円	1,122 千円	1,122 千円
事業費(合計)	3,366 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

主要事業③	郷土博物館における取組の推進	継続

事業概要

■ 郷土博物館において、地域の歴史・文化に関する調査研究を進めるとともに、その成果を展示や参加型事業等を通じて公開、活用します。また、区内の指定文化財、登録文化財をはじめとする文化財の保護、保存、活用に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歴史・文化に関する調査研究、公開、活用 【郷土博物館の延べ入館者数】	18,000 人	18,000 人	18,000 人
事業費（年度別）	39,302 千円	39,302 千円	39,302 千円
事業費（合計）	117,906 千円		
所管部	地域未来創造部、教育総務部		
備考			

施策 2-9　生涯にわたる学びの支援

【めざす姿】

- 生涯にわたる多様な学習機会が確保され、学びあいを通じたつながりを育む場が充実し、それらを支える環境が整っています。あわせて、これにより新たなコミュニティ形成を促す好循環を生み出し、区民一人ひとりがいきいきと暮らしています。

- 区立図書館が区民の知と読書活動の拠点として区民から親しまれているとともに、資料を仲立ちとして、人と人とを出会わせ、結び付け、地域活動へと誘う、居場所、憩いの場としての機能が充実しています。

【施策の方向性】

① 個人の学びの充実

区民が社会の構造的な変容に対応し、一人ひとりが豊かに暮らし、地域社会全体のウェルビーイングを実現するため、生涯を通じた多様なニーズに応える主体的な学びの機会充実に取り組みます。

また、様々な理由により学びの場に参加できていない区民も含む、誰一人取り残すことのない学びの条件整備を進めます。

② 学びを通じたつながり・活用の場の創出

学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。

区施設等を活用し、区民の学びあいを通じた地域コミュニティ形成を促します。

③ 地域の学びを支える環境整備

区内では、多様な主体が特色ある区の資源を活用しながら学習機会を提供しています。それらの資源を最大限活かし、区民の学びを支援するため、多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。

また、各主体別に提供している様々な学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行い、地域の学びを支えます。

④ 図書館機能の充実

いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現し、知の拠点、人と人を結び生涯学習などへつなげる地域の特色を活かした交流拠点としての機能整備や、気軽に利用できる身近な図書館づくりに取り組みます。

また、ポストコロナの価値観の変化や、学びのスタイルの変化を踏まえ、中央図書館を含む区立図書館の今後のあり方について検討を行います。

【主要事業】

① 多様なニーズに応える学びの機会充実
② 学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり
③ 学びを支える情報発信と場の整備
④ 図書館機能の充実

主要事業①	多様なニーズに応える学びの機会充実	継続

事業概要

■ ライフステージやライフスタイルにかかわらず、学ぶ意欲のある区民誰もが学ぶことができる機会の充実に取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生涯学習講座 【生涯学習講座延べ受講者数】	1,000 人	1,000 人	1,000 人
事業費(年度別)	4,402 千円	4,402 千円	4,402 千円
事業費(合計)	13,206 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

共通2 共通3

主要事業②	学びを通じたつながりづくりと学びを活かす仕組みづくり	継続

事業概要

■ 学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生涯学習サポーターの養成 【生涯学習サポーター養成講座受講者数】 共通2 共通3	20 人	20 人	20 人
事業費(年度別)	268 千円	268 千円	268 千円
事業費(合計)	804 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

主要事業③	学びを支える情報発信と場の整備	継続

事業概要

■ 区内の多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。また、各主体が提供している学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行います。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生涯学習ウェブサイトの運用 【閲覧数】	384,000 回	408,000 回	420,000 回
事業費（年度別）	2,640 千円	2,640 千円	2,640 千円
事業費（合計）	7,920 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

◇ **生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」について**

- ✓ 講座、サークル情報等を分かりやすく発信することで、区民の学習や活動のきっかけづくり、学びの継続を支援
- ✓ 動画講座のオンライン配信により、時間的・空間的な制約を超えた学びの機会を提供

共通2

主要事業④	図書館機能の充実	拡充

事業概要

- ■ いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現するため、デジタル技術を活用し、図書館サービスを向上させる図書館のDX化を進め、利便性を高めるとともに業務効率化を図ります。
- ■ 魅力ある地域特性を活かした特設コーナーの設置など、区民が親しみやすい特色ある図書館づくりを推進するとともに、知の拠点、生涯学習の場としての機能や、区民の居場所、憩いの場として気軽に利用できる環境を整備します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
図書館のDX推進	実施	→	→
地域の特色を活かした図書館の整備 【集会行事の開催数】 共通2	2,500 回	2,550 回	2,600 回
事業費(年度別)	1,956,349 千円	1,956,349 千円	1,956,349 千円
事業費(合計)	5,869,047 千円		
所管部	教育総務部		
備考			

図書館のDX化
(例:座席管理システム)

おはなし会の様子

【基本目標3　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち】
事業一覧（●主要事業）

No	施策名	No	施策の方向性	事業名
3-1	脱炭素化の推進と豊かな自然の継承	3-1-1	脱炭素ライフスタイルへの転換	●区民の行動変容の促進 ●事業者の行動変容の促進
		3-1-2	脱炭素まちづくりの推進	●区による率先行動
		3-1-3	豊かな自然の継承	●グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進【再掲】 ・緑化の推進 ・自然環境の保護
3-2	持続可能な循環型社会の構築	3-2-1	3R+Renewableの推進	●ごみ減量推進事業 ・3Rの推進 ・適正処理の推進
3-3	区内企業の自己変革の促進	3-3-1	変化への対応・高付加価値化	●新製品・新技術開発や取引拡大等への支援 ・経済活動に対する支援
		3-3-2	脱炭素化・デジタル化の促進	●デジタル化の支援 ●脱炭素化の支援
3-4	ものづくりの次世代への承継と立地支援	3-4-1	基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保	●ものづくり人材育成・確保の支援 ・事業承継の支援
		3-4-2	立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和	●企業誘致・留置の推進 ●産業支援施設の運営・支援
3-5	新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出	3-5-1	新たな挑戦への支援（創業支援）	●創業支援
		3-5-2	産業交流拠点の形成	●「HANEDA×PiO」の充実・活用 ・次世代産業創造・産業クラスター形成支援
		3-5-3	イノベーション創出の推進	●革新的な技術等を生み出すイノベーション創出 ・羽田イノベーションシティにおける公民連携の推進
3-6	活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信	3-6-1	商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援	●商店街の活性化支援 ・商店街の運営基盤強化支援
		3-6-3	区の魅力の発信と来訪者の利便性向上	●おおたの観光魅力発信事業 ・来訪者の観光回遊促進

施策 3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

【めざす姿】

- 省エネ・創エネ・蓄エネを通じたカーボンハーフの取組の進捗とともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装が始まる中、「2050 年までの脱炭素社会の実現」に向けて、区民・事業者・区が一体となって温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

- 誰もが自然に配慮しながら人間活動を営んでおり、自然と共生する生活空間や職場環境が実現しています。生物多様性の恵みにより、区民の生活がより豊かとなり持続可能な環境負荷の低い経済活動が成立しています。

【施策の方向性】

① 脱炭素ライフスタイルへの転換

地球温暖化を「自分ごと」として、日常生活や経済活動の中で環境配慮行動を実践し、温室効果ガスの排出を最小限に抑える持続可能な生活様式「脱炭素ライフスタイル」への転換を推進していきます。

取組成果の「見える化」と実践のサイクルを通じて、更なる取組強化を促すとともに、区民・事業者・区あらゆる主体が互いに「つながる」ことによって、「脱炭素ライフスタイル」への行動変容の輪を広げていきます。

また、豊かな地球環境を継承していくため、未来を創り出すこどもたちの環境意識を高め、持続可能な未来をつくる行動変容を促します。

② 脱炭素まちづくりの推進

区有施設の再生可能エネルギー導入や省エネルギー・省資源対策の徹底等、区自らが率先して行動し、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及び CO_2 排出量を削減していきます。

あわせて、国や東京都の脱炭素施策の動きと連動し、区内全域への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入や省エネ機器・設備の導入を促進するとともに、次世代クリーンエネルギーや新技術の社会実装を見据えた先駆的な取組を進め、区が牽引役となって区内の建築物及び移動手段の脱炭素化を推進していきます。

区民・事業者・区が一体となって環境と産業の好循環を生む持続的な発展によって、にぎわいのある脱炭素まちづくりをめざします。

③ 豊かな自然の継承

大田区の豊かな自然を後世に継承するため、誰もが生物多様性の価値を認識し地球環境に配慮した社会づくりを進めます。区民・事業者・区あらゆる主体による協働を推進し、自然環境分野における環境教育を普及していきます。

【主要事業】

① 区民の行動変容の促進
② 事業者の行動変容の促進
③ 区による率先行動
④ グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進【再掲】

主要事業①	区民の行動変容の促進	拡充

事業概要

- 区内の住宅における省エネ機器等の導入を促進し、区内家庭部門のCO_2排出量削減に向けた取組を強化します。
- LINE を活用した情報発信や、環境学習講座等の普及啓発活動を充実させることにより、環境問題に対する「気づき」や「学び」を得る契機を創出し、区民の行動変容を促進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
省エネ機器等助成事業 【助成件数】	150 件	150 件	150 件
LINE を活用した環境情報の発信 【環境政策課 LINE 新規登録件数】	150 件	150 件	150 件
環境学習講座（こども環境教室など）等の実施による効果向上	推進	→	→
事業費（年度別）	31,241 千円	31,241 千円	31,241 千円
事業費（合計）	93,723 千円		
所管部	資源環境部		
備考			

主要事業②	事業者の行動変容の促進	継続

事業概要

- 「区民運動おおたクールアクション」への賛同を表明した事業者・団体によって立ち上げられた任意団体「おおたクールアクション推進連絡会」において、多様な団体・事業者による脱炭素社会の実現に向けた取組の連携・情報共有の場を創出します。
- 事業者に対して CO_2 排出量の可視化を支援して現状把握を促すことにより、行動変容を促進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
おおたクールアクション推進連絡会の活動支援 【活動件数※】	190件	200件	210件
CO_2 可視化システム導入事業 【利用件数】	20件	20件	20 件
事業費（年度別）	2,800 千円	2,800 千円	2,800 千円
事業費（合計）	8,400 千円		
所管部	資源環境部		
備考	※おおたクールアクション推進連絡会及び賛同団体が行った活動件数		

◇ **区民運動おおたクールアクション**

区民一人ひとりが地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、解決のための行動と対策を実践するとともに、賛同する事業者・団体・区が自らの取組を共有・発信することで区内全域に活動の輪を広げ、脱炭素社会の実現をめざす区民運動。

◇ **CO_2 可視化システム**

事業者を対象とした CO_2 排出量を簡易算定できるシステム。自らの CO_2 排出量を現状把握することによって、脱炭素への改善行動につなげる。

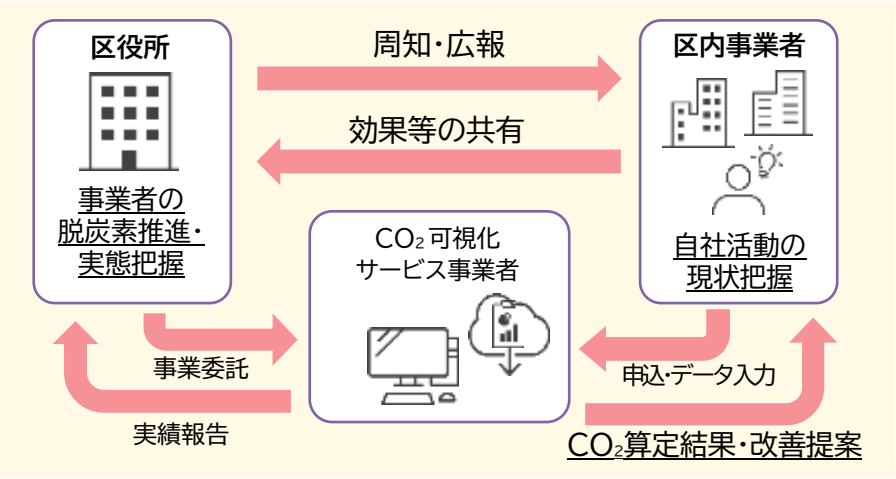

主要事業③	区による率先行動	拡充

事業概要

- 公共施設において、先進的な省エネ機器や高効率燃料電池などの先端技術を導入するとともに、再エネ電力の調達を進めることで、公共施設からの CO_2 排出量を削減します。
- 庁有車の電動化を進めることにより、区の業務における移動時の CO_2 排出量を削減します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公共施設への先進的な省エネ機器の導入 【先進的な省エネ機器を導入した施設数】	検討	7件	10 件
高効率燃料電池の導入	効果検証	導入検討	導入拡大
庁有車の電動化 【庁有車(乗用車)における電動車の割合】	77.8%	84.4%	91.1%
再エネ電力の調達 【区役所が調達する電力に占める再エネ電力の割合】	47.7%	56.5%	57.4%
事業費(年度別)	330千円	8,130 千円	73,660 千円
事業費(合計)	82,120 千円		
所管部	資源環境部		
備考	※事業費は庁有車の電動化、再エネ電力の調達は除く		

主要事業④ 再掲	グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進 (4-9-1)

施策 3-2　持続可能な循環型社会の構築

【めざす姿】

- 区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つくらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。

【施策の方向性】

① 3R＋Renewable の推進

区民や事業者に対して、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）を心がけるよう、様々なツールを活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行い、可能な限りごみを排出しない生活様式の定着を図ります。排出される不要物については、可能な限り再生利用（Recycle）に向けた排出を促し、再生可能な資源を無駄なく循環利用（Renewable）することを通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、環境負荷の低減に努めます。また、サーキュラーエコノミー実現に向けた事業者の取組を促します。

【主要事業】

① ごみ減量推進事業

主要事業①	ごみ減量推進事業	拡充

事業概要

- ■ 家庭から排出されるプラスチックを集積所で回収し、再商品化施設において資源化します。
- ■ 事業者・団体等と連携しながら、食べきり応援団やフードドライブなど、食品ロス削減に関する意識醸成と行動変容を促すための普及啓発を行います。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
資源プラスチックの回収	区内全域実施	推進	→
食品ロス削減への行動変容	推進	→	→
事業費（年度別）	1,108,337 千円	1,108,337 千円	1,108,337 千円
事業費（合計）	3,325,011 千円		
所管部	資源環境部		
備考			

施策 3-3　区内企業の自己変革の促進

【めざす姿】

- 変化の激しい環境が続く中でも、区内企業が自社の本質的な課題を理解して、デジタル技術の積極的な活用や新たなビジネスの創出、環境にやさしいものづくりに挑戦することで自己変革が進み、国内外の需要を持続的に取り込んでいます。

【施策の方向性】

① 変化への対応・高付加価値化

各種経営支援の実施やマーケティング力の強化支援を実施することで、区内企業の稼ぐ力を強化します。区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大の推進、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーションの創出を促進します。

② 脱炭素化・デジタル化の促進

脱炭素化への取組や、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性の向上と、高付加価値化を実現するための取組を推進します。脱炭素化への取組支援施策に加え、ものづくり企業や商店街・個店をはじめとして、多様な産業のデジタル化・キャッシュレス化を促進します。

【主要事業】

① 新製品・新技術開発や取引拡大等への支援
② デジタル化の支援
③ 脱炭素化の支援

主要事業①	新製品・新技術開発や取引拡大等への支援	継続

事業概要

- 区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大を推進するなど、ものづくり企業の高付加価値化及び稼ぐ力の強化を図ります。
- 新製品・新技術開発支援やマーケティング力の強化支援、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーションの創出を促進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
デジタル受発注プラットフォーム構築・拡大事業 【新規区内参画事業者数】	20 社	20 社	20 社
新製品・新技術開発支援 【新製品・新技術への助成、表彰件数】	助成 18 件 表彰9件	助成 18 件 表彰9件	助成 18 件 表彰9件
取引拡大の支援（国内） 【国内総受発注件数】	2,800 件	2,800 件	2,800 件
取引拡大の支援（海外） 【区内企業との海外取引相談件数と海外機関・企業等との打合せ件数の合計値】	780件	800件	820 件
事業費（年度別）	151,642 千円	151,642 千円	151,642 千円
事業費（合計）	454,926 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ **デジタル受発注プラットフォーム構築・拡大事業**

区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・研究開発力を活かしてより良質な案件獲得をめざす、デジタルツールを活用した受発注相談の仕組みのこと。
令和4年度より運用を開始し、区内企業を中心に約 100 社が参画している。

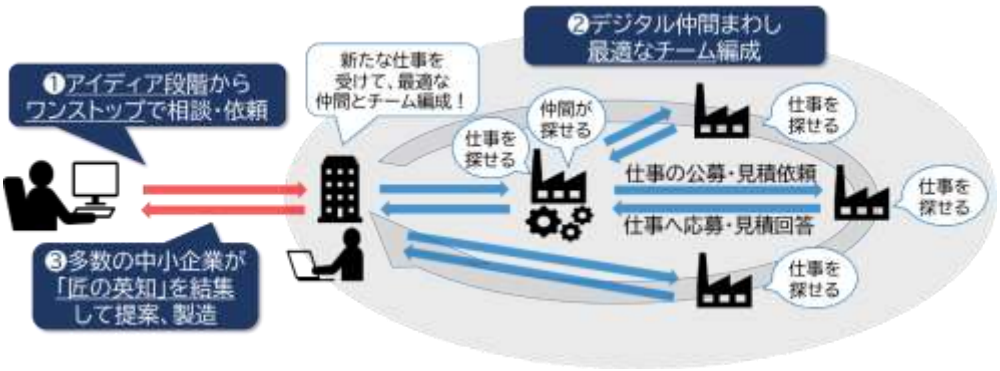

主要事業②	デジタル化の支援	拡充

事業概要

- 専門人材を活用し、地域店舗のデジタルマーケティング支援や区内中小製造業のデジタル化支援を行います。
- 商店街・個店のデジタル化・キャッシュレス化を促進し、業務効率化による生産性の向上や高付加価値化を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
デジタル化支援事業 【デジタル化セミナー参加事業者数】	20 社	20 社	20 社
キャッシュレス決済事業 【キャッシュレス決済導入店舗数】	100 店	100 店	100 店
事業費（年度別）	466,115 千円	466,115 千円	466,115 千円
事業費（合計）	1,398,345 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

主要事業③	脱炭素化の支援	―

事業概要

■ 企業の脱炭素化に係る費用の助成やCO_2可視化システムの導入事業により、企業の脱炭素化を支援し、企業の持続可能な経営の促進及び産業集積の維持・発展を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
企業立地・SDGs助成金 【認定件数※】 再掲 企業誘致・留置の推進(3-4-2)	10件	10件	10件
CO_2可視化システム導入事業 【利用件数】 再掲 事業者の行動変容の促進(3-1-1)	20件	20件	20件
事業費(年度別)	―	―	―
事業費(合計)	―		
所管部	産業経済部、資源環境部		
備考	※脱炭素化の促進に関する助成金の認定件数 ※各活動の事業費は再掲元で計上		

◇ **企業立地・SDGs助成金**

区内企業のSDGsを力強く推進するため、区内立地の促進、脱炭素化・生産性向上に取り組む企業を支援する制度のこと。

（取組例）

- ✓ 太陽光発電システムの導入
- ✓ 工場内照明のLED化

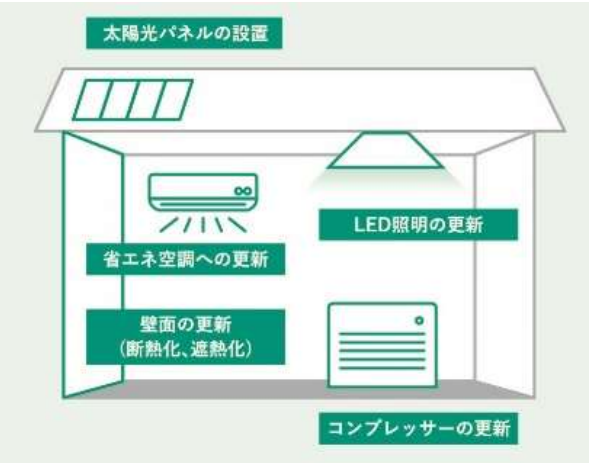

施策 3-4　ものづくりの次世代への承継と立地支援

【めざす姿】

- 日本の産業を支え、牽引するものづくり産業集積地の一つとして、多様な基盤技術と職人・匠のノウハウや知恵が維持され、次世代へ着実に継承されています。また、次世代を担う人材が確保・育成され、さらに地域での新たな変革や連携を先導することで、区内の産業競争力が高まっています。

- 企業の成長段階に応じたハード・ソフト両面のきめ細かな支援により、ものづくり産業とそれを支える幅広い産業が重層的に集積しています。「産業のまち大田区」として、住工の調和がとれた操業環境が維持され、大田のものづくりの認知度が向上することで、企業立地や人材確保などに好循環が生まれています。

【施策の方向性】

① 基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保

小規模なものづくり企業の高密度な集積と、強みの仲間まわし機能が維持されるために、事業承継への意識を高め、具体的な行動に結びつくための支援体制を整備します。また、個社の強みを受け継ぐ次世代のものづくり人材を育成できるような教育・研修等を行い、関係各所との連携を積極的に推進する人材を確保・活用できる体制を整備します。

② 立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和

企業の成長段階や幅広い産業分野に合わせた立地・拡張ニーズに対応するために、需要と供給をマッチさせる取組を実施し、企業誘致・留置を進めていきます。また、住工の調和がとれた操業環境を維持するために、ものづくり産業への区民の理解を深め、「産業のまち大田区」としてのイメージを確立させていきます。

【主要事業】

① ものづくり人材育成・確保の支援
② 企業誘致・留置の推進
③ 産業支援施設の運営・支援

共通3

主要事業①	ものづくり人材育成・確保の支援	拡充

事業概要

- ■ 新人育成や技能向上のための研修やセミナー等の実施により、単独で行うことが難しい中小企業の人材育成を支援します。
- ■ 区内中小製造業等に就職し、奨学金を返還している人に対して、奨学金返還額の一部を支援します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ものづくり人材育成事業(成人向け) 【延べ参加者数】 共通3	550 人	550 人	550 人
ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援 【新規交付申請者数】 共通3	制度周知	60人	60人
事業費(年度別)	12,679 千円	17,980 千円	23,980 千円
事業費(合計)	54,639 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ **ものづくり人材育成事業**

教育機関や産業団体等と連携し、中小企業が単独で行うのが難しい人材育成について、社員研修や技術講習、経営セミナー等の開催により支援する。また、小中学生を対象としたものづくりの楽しさを体験できる事業を実施して、将来のものづくり人材へとつなげていく。

主要事業②	企業誘致・留置の推進	拡充

事業概要

■ 企業の成長段階（創業から事業拡大まで）や産業分野（ものづくり企業に限定しないものづくり関連産業などの幅広い産業分野）に合わせた立地・拡張ニーズへ対応するために、操業環境の維持等に係る費用の一部を助成します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
企業立地・SDGs助成金 【認定件数】	50件	50件	50件
事業費（年度別）	173,700 千円	173,700 千円	173,700 千円
事業費（合計）	521,100 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

主要事業③	産業支援施設の運営・支援	継続

事業概要

■ 創業から事業拡大までの企業の成長段階や、製造・研究所などの用途別など、様々なタイプの産業支援施設を運営して、産業集積を維持していきます。また、区で運営する産業支援施設だけでなく、民間が運営する工場アパートの建設も支援していきます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
産業支援施設※の運営	推進	→	→
工場アパート立地助成事業	推進	→	→
事業費(年度別)	211,746 千円	211,746 千円	211,746 千円
事業費(合計)	635,238 千円		
所管部	産業経済部		
備考	※下丸子テンポラリー工場、本羽田二丁目工場アパート、本羽田二丁目第2工場アパート、大森南四丁目工場アパート、東糀谷六丁目工場アパート、中小企業者賃貸住宅、インダストリアルパーク羽田大田区産業施設		

◇ **工場アパート**

区内における工場の操業環境の整備を図り、高付加価値化を生み出すものづくり産業の集積、維持及び発展並びに地域産業の活性化に寄与するための集合型の工場のこと。

本羽田二丁目第2工場アパート

インダストリアルパーク羽田
大田区産業施設

施策 3-5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

【めざす姿】

- 新規創業や新分野進出等に意欲を持つ誰もが挑戦しやすい環境があり、継続的に新たな産業やサービスが生み出されることにより、区内によい経済循環が生まれて産業が活性化しています。

- 羽田イノベーションシティを起点とし、区内企業はもとより、スタートアップなどの国内外の多様な主体が集まり交流することで、区民生活の向上や地域課題の解決につながるイノベーションが生まれています。

【施策の方向性】

① 新たな挑戦への支援（創業支援）

経営総合相談窓口「PiO フロント」にて創業相談を行うとともに、東京都等と連携し、区内での新たなチャレンジを支援します。また、創業支援施設「六郷BASE」では、区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図るための活動の場を提供します。

② 産業交流拠点の形成

羽田イノベーションシティや「HANEDA×PiO」で、（公財）大田区産業振興協会や企業が有するネットワーク等を活用したイベントを行うとともに、多様な主体のコミュニティ化と活発な交流を促進し、区内企業の新たな連携機会を創出します。また、羽田空港近接地であることを活かし、海外企業を区内へ誘引し、連携を生み出すためのプロモーションを行います。

③ イノベーション創出の推進

羽田イノベーションシティにおいて、公民連携により事業を進めることで、区内産業の活性化等の実現を図ります。また、羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に資する技術について、区内での実証実験及び社会実装を支援・促進します。

【主要事業】

① 創業支援
② 「HANEDA×PiO」の充実・活用
③ 革新的な技術等を生み出すイノベーション創出

主要事業①	創業支援	継続

事業概要

■ 創業支援施設の運営や創業支援総合窓口の設置など、新規創業者や新分野進出等に取り組む事業者が新規創業をしやすい環境を整え、区内産業の発展や創業機運醸成を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
南六郷創業支援施設(六郷 BASE)の管理・運営 【延べ施設使用者数】	1,000 人	1,000 人	1,000 人
創業支援事業 【創業相談窓口における相談件数】	315件	315件	315件
事業費(年度別)	177,206 千円	175,325 千円	175,325 千円
事業費(合計)	527,856 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ **南六郷創業支援施設(六郷 BASE)**

区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図り、地域の特徴であるものづくり技術を活用して社会課題の解決をめざす創業希望者に活動の場を提供することを目的とした創業支援施設のこと。

主要事業②	「HANEDA×PiO」の充実・活用	拡充

事業概要

- ■ （公財）大田区産業振興協会と連携・役割分担し、「PiO PARK（ピオパーク）」に集まる多様な主体間の交流及び事業創出を促進する取組を実施します。
- ■ テナントゾーンの管理体制の安定化に加えて、入居者同士の交流促進等による「HANEDA×PiO（ハネダピオ）」の付加価値を高める施設運営を行います。
- ■ 大学の講義を受講した金融機関の担当者等を社会連携コーディネーターとして認定し、産学連携による区内企業の新事業を創出します。
- ■ 区内企業と、スタートアップや大企業等の多様な主体との連携によるオープンイノベーションを促進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「HANEDA×PiO」の運営 【羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」での企業交流イベント件数】	50件	55件	60件
HANEDA 共創プラットフォーム 【開催件数】	20件	22 件	25件
社会連携コーディネーター認定事業 【認定者数】	15 人	15 人	20 人
オープンイノベーション促進事業 【参画企業数】	20件	25件	30件
事業費（年度別）	57,535 千円	57,535 千円	57,535 千円
事業費（合計）	172,605 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ **羽田イノベーションシティ（HICity）**

大田区が羽田みらい開発株式会社と公民連携によりまちづくりを進め、開業したまちのこと（令和2年7月まち開き、令和5年 11 月グランドオープン）。

国内外のヒト・モノ・情報を集積させ、様々な主体の交流による新たなビジネスやイノベーションの創造等に取り組んでいる。

◇ **産業交流空間「PiO PARK（ピオパーク）」**

羽田イノベーションシティに区が設置したイノベーション拠点「HANEDA×PiO（ハネダピオ）」内にある、交流からイノベーションを創出するための産業交流空間のこと。

コワーキングスペースやイベントスペースの機能があり、新産業の創造・発信や区内産業への波及をめざしている。

◇ **オープンイノベーション促進事業**

区内企業と多様な主体との連携により、新製品開発等の新たなイノベーションを生み出すことを目的とした事業。これまでにも「PiO PARK（ピオパーク）」等での交流などを起点に、区内企業の匠の技を活かした新製品が生まれている。

区内企業×セレクトショップ運営企業
「焚火台」

区内企業×スタートアップ企業
「サウナ用電気ストーブ」

主要事業③	革新的な技術等を生み出すイノベーション創出	拡充

事業概要

■ 羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に寄与する技術やソリューションを有するものについて、産業交流空間「PiO PARK（ピオパーク）」で実施するピッチイベントなどを経て支援対象を選定し、区内での実証実験や社会実装に向けた伴走支援を実施します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新技術の実証・実装促進 【羽田イノベーションシティでの実証実験数】	14 件	16 件	18 件
事業費（年度別）	21,464 千円	21,464 千円	21,464 千円
事業費（合計）	64,392 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ **実証実験の事例「アバターロボットを活用した受付及び案内業務支援」**
アバターロボット「newme（ニューミー）」は、遠隔地を自由に動きまわり自分の目で見て話すことができるロボット。PiO PARK で実証実験を積み重ね、区役所本庁舎でも来庁者に対する窓口案内支援の実証実験を行った。

PiO PARK での実証実験の様子

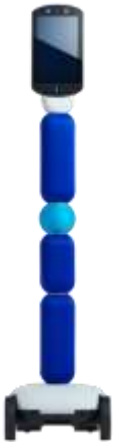

アバターロボット「newme」

施策 3-6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出･発信

【めざす姿】

- 魅力的で繁盛する個店が増え、店舗や商店街に区内外から多くの人が訪れ、地域に元気と活気が生まれています。また、商店街の運営機能が向上し、主体的ににぎわいを創出するなど、商店街が地域コミュニティの中心としての機能を担い続けています。

- 区内来訪者向けのサービスが充実し、利便性が高くにぎわいのある魅力的なまちとなっています。羽田空港を擁する大田区が国内観光の拠点として認知され、国内外に区の魅力が発信･拡散されることで、来訪者の増加･地域経済の活性化につながっています。

【施策の方向性】

① 商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援

商店街環境の整備、地域の特性を活かしたイベントなど、商店街が起点となり主体的ににぎわいを創出する事業への支援や個店の継続的な成長につながる援助を行うとともに、商店街運営の効率化、次世代の担い手の育成等、商店街の自立的で持続可能な運営基盤を強化するための取組を進めます。

② 区の魅力の発信と来訪者の利便性向上

大田区ならではの歴史や文化、食の魅力、銭湯や商店街など、地域資源を見える化し、磨き上げ、魅力を創出していくため、回遊促進事業等の取組を引き続き行っていきます。

また、羽田空港を擁する大田区だからこそできる来訪者の利便性向上につながる取組等を、企業等との連携も視野に検討していきます。

観光関連情報を観光PRサイトや各種SNSで積極的に発信し、大田区の更なる認知度向上につなげます。

【主要事業】

① 商店街の活性化支援
② おおたの観光魅力発信事業

共通3

主要事業①	商店街の活性化支援	継続

事業概要

- 商店街のイベントや専門（外部）人材を活用した宣伝広告活動への補助、巡回相談など、商店街の主体的なにぎわい創出の取組や持続可能な運営基盤を確立するための取組に支援を行い、これにより商店街の活性化やそれに寄与する個店の成長につなげます。
- 次世代を担うリーダー候補として商店街活動に係る人数を増やすため、若手のネットワークづくりや課題解決力向上の支援などにより、次世代を担うリーダーを育成します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
商店街チャレンジ戦略支援事業 【商店街イベント実施数】	107 件	107 件	107 件
商店街ステップアップ応援事業 【商店街課題解決支援数】	12 件	12 件	12 件
商店街戦略的PR事業補助 【補助数】	30 件	30 件	30件
若手商人ネットワーク事業 【次世代担い手育成事業実施件数】 共通3	5件	5件	5件
事業費（年度別）	309,864 千円	288,823 千円	288,823 千円
事業費（合計）	887,510 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ **商店街チャレンジ戦略支援事業**
東京都との共同補助事業。区内商店街がにぎわい創出や機能向上のために行う事業に対し補助することで、商店街の活性化を促すとともに地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的とした事業。

◇ **商店街ステップアップ応援事業**
区内商店街を巡回し課題把握や相談業務を行ったり、一部に専門性の高い外部人材等を活用するなどで商店街自らの課題解決力を高めるといった運営基盤の強化を支援する事業。

◇ **商店街戦略的PR事業補助**
区内の商店街又は個店グループが、販売促進や認知度向上に係る宣伝広告活動を戦略的に実施する事業を通して、商店街又は個店間の連携を強化し、地域のにぎわい創出に寄与することを目的とした、広報活動特化型の区独自の補助事業。

◇ **若手商人ネットワーク事業**
若手が商店街活動に参加するきっかけづくりや商店街運営に必要なスキルの強化及び商店街の垣根を越えたネットワークの形成等の支援を行い、次世代の商店街運営を担う人材の確保につなげる事業。

主要事業②	おおたの観光魅力発信事業	継続

事業概要

- ■ 地域・企業・近隣自治体等との連携を進めるとともに、区内での来訪者による消費の促進に取り組みます。
- ■ ホームページやウェルカムスポットでの観光情報の発信により、区内外からの大田区の認知度向上をめざします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
多様な主体との連携による観光魅力の向上 【来訪者を対象としたモデル事業の実施件数】	2 件	2 件	2 件
観光情報の積極的な発信 【ウェルカムスポット新規登録件数】	10 件	10 件	10 件
事業費（年度別）	14,842 千円	14,842 千円	14,842 千円
事業費（合計）	44,526 千円		
所管部	産業経済部		
備考			

◇ **ウェルカムスポット**

外国人旅行者等の受入れに積極的又は今後受け入れる意思がある店舗・施設で、区が提供する支援メニューを活用して、来訪者に接客、サービス提供等を実施するほか、まちの観光案内所として、来訪者に観光案内を実施したり、パンフレットやマップを提供したりする店舗・施設等のこと。

ウェルカムスポット ステッカー

【基本目標4　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち】
事業一覧（●主要事業）

No	施策名	No	施策の方向性	事業名
4-1	災害に強く回復しやすい減災都市の実現	4-1-1	倒れないまちづくりの推進	●倒れないまちづくりの推進
		4-1-2	燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	●燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
		4-1-3	橋梁の強靭化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化	●橋梁の強靭化 ・船着場維持管理 ・地籍調査事業
		4-1-4	多様な整備手法による無電柱化の推進	●無電柱化の推進
		4-1-5	水害から命を守る高台まちづくりの推進	●水害から命を守る高台まちづくりの推進 ・排水場維持管理
4-2	地域力を活かした防災対策の推進	4-2-1	区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築	●関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との連携強化 ・水防活動拠点の維持・運用 ・災害時用情報システム及び防災行政無線等の維持 など
		4-2-2	多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚	●防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり ・学校防災活動拠点事業 ・小規模災害に伴う被災者支援 ・災害時における要支援者対策の推進 ・災害ボランティアの育成支援 など
		4-2-3	必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築	●大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築 ・備蓄倉庫管理 ・備蓄物品の維持管理 ・駅前滞留者対策
		4-2-4	災害ケースマネジメントの実施準備	●災害発生後の生活再建と安定のための事前対策
4-3	治安がよい美しいまちの実現	4-3-1	地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保	●体感治安の向上 ・自転車盗難対策の推進 ・客引き・客待ち防止対策 ・街路灯新設・改良・維持
		4-3-2	特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化	●特殊詐欺対策の推進 ●消費者力の向上
		4-3-3	喫煙対策及び環境美化の推進	●屋外における喫煙対策の推進 ・地域美化活動の支援

4-4	地域の魅力を活かした拠点づくり	4-4-1	蒲田駅周辺のまちづくり	●蒲田駅周辺のまちづくり
		4-4-2	大森駅周辺のまちづくり	●大森駅周辺のまちづくり
		4-4-3	身近な地域の魅力づくり	●身近な地域の魅力づくり（下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり） ・池上駅周辺地区のまちづくり ・洗足池駅周辺地区のまちづくり
4-5	誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成	4-5-1	新空港線の整備促進	●新空港線の整備促進事業
		4-5-2	区内公共交通の改善	●区内公共交通の改善 ・エイトライナーの整備促進事業 ・コミュニティバスの運行支援事業
		4-5-3	広域的な道路ネットワークの整備推進	●都市計画道路の整備 ・都市計画道路の方針策定
		4-5-4	誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備	・自転車走行環境の整備
		4-5-5	街なかのバリアフリー化の推進	●バリアフリーによるまちづくりの推進 ・大森駅におけるバリアフリーの推進 ・大森駅歩道橋等維持管理
4-6	誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備	4-6-1	生活道路等の整備	・道路の維持管理 ・公衆便所の維持管理 ・公共下水道枝線建設 ・河川維持管理 ・公共溝渠維持管理 ・地域の道路整備
		4-6-2	新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理	●橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検 ・橋梁の補修
		4-6-3	安心で快適な住環境の確保	・安全で快適な住まいづくりの推進 ・区営・区民住宅の維持管理 ・違反看板、不法広告物除去事業 ・建築基準法に基づく確認審査、許可認定等 ・都市計画法に基づく開発の許可、地区計画の審査等 など
		4-6-4	空家等対策の推進	●空家等対策の推進
		4-6-5	年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実	・交通安全の推進
		4-6-6	自転車等利用総合対策の推進	●自転車等利用総合対策の推進

4-7	世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり	4-7-1	移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成	●内陸部と臨海部における交通アクセスの向上
		4-7-2	HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり	●HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり
4-8	多彩で魅力ある公園・緑地づくり	4-8-1	誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり	●魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定
		4-8-2	大規模公園・緑地の魅力向上	●地域の拠点となる公園・緑地の整備 ・地域の拠点となる公園・緑地の利活用 ・地域の拠点となる公園・緑地の維持管理
		4-8-3	身近な公園・緑地の魅力向上	●身近な公園・緑地の整備 ・身近な公園・緑地の利活用 ・身近な公園・緑地の維持管理
4-9	水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり	4-9-1	みどりの保全、創出、活用の推進	●グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進
		4-9-2	魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充	●散策路の整備
		4-9-3	河川の水質浄化対策の推進	●呑川水質浄化対策の実施 ・合流改善貯留施設整備 など

施策4-1　災害に強く回復しやすい減災都市の実現

【めざす姿】

- 区内住宅等の耐震化・不燃化が進むとともに、避難等に有効な道路幅員、延焼遮断や避難所・防災活動拠点等となる学校・公園などを有する市街地が形成されることで、区民の生命・財産を守る災害に強く安全・安心で良好な住環境が整えられたまちが実現しています。

- 橋梁をより強靭にすることで、区民の生命を守り、生活の再建を促し、企業活動の再開へとつながる道路ネットワークが構築されています。
  また、無電柱化の推進により、道路閉塞の一因を無くし災害早期復旧を可能にするなど、都市防災機能の強化、安全・安心で快適な歩行空間の確保とともに、良好な都市景観を創出します。

- 気候変動により激甚化・頻発化している水害の危険性に対し、建築物や公園など公共施設を活用した垂直避難の場所が確保されています。また、高層階の公共施設がない場合にも、民間施設との協定を締結するなどして、発災時に区民の命を守る「高台」が確保されています。

【施策の方向性】

① 倒れないまちづくりの推進

旧耐震基準で建てられた住宅等の耐震化を推進するとともに、新耐震基準で建てられた課題のある木造住宅の耐震化を進め、首都直下地震など大規模な震災による被害を最小限に抑えられる、倒れないまちづくりを進めます。

② 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進

災害に強く安全で安心して暮らせる「燃えない・燃え広がらないまちづくり」推進のため、特に不燃化促進が必要な地区では、修復型まちづくりの手法により道路拡幅整備や防災広場・公園等整備を進めます。また、東京都の不燃化特区制度を活用した建替え等支援により、不燃領域率の向上を図ります。

③ 橋梁の強靭化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化

区が管理する橋梁の耐震性能を把握し、発災時における自宅から避難所までの円滑な避難や緊急車両の通行のリスクを最小化します。また、発災直後から刻々と変化する状況を仮想空間でのシミュレーション等により想定し、実社会での道路ネットワークにおける路線の位置付けや耐震性能を踏まえ、優先対策橋梁の耐震整備を推進します。

④ 多様な整備手法による無電柱化の推進

電線共同溝方式以外の低コスト手法の採用や、道路外の公共用地等の活用を検討するとともに、緊急輸送道路以外の区道における新たな電柱の設置抑制や、単独地中化による無電柱化の推進を民間等開発事業者に要請するなど、区内における無電柱化を総合的に推進します。

⑤ 水害から命を守る高台まちづくりの推進

高台まちづくりの実現に向けて、短・中・長期での検討を行います。短期では、建築物を利用した垂直避難、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防を整備し、高台まちづくりを推進します。

【主要事業】

① 倒れないまちづくりの推進
② 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
③ 橋梁の強靭化
④ 無電柱化の推進
⑤ 水害から命を守る高台まちづくりの推進

主要事業①	倒れないまちづくりの推進	拡充

事業概要

- ■ 耐震コンサルタント等、専門家派遣による耐震化支援とともに、耐震診断・設計・改修工事（木造除却含む）に係る費用の一部を助成し建築物の耐震化を促進します。
- ■ 区報・区ホームページをはじめとした広報活動とともに、緊急輸送道路等沿道建築物所有者への個別訪問や、イベント出展等による普及啓発を行うことで耐震改修機運の醸成を図り、倒れない、災害に強いまちづくりに取り組みます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
旧耐震基準建築物への耐震化支援【耐震コンサルタント等派遣件数、耐震診断・工事等助成件数】	コンサル等派遣 253件 診断・工事等助成 369件	コンサル等派遣 271 件 診断・工事等助成 378 件	コンサル等派遣 271 件 診断・工事等助成 374 件
新耐震基準建築物への耐震化支援【耐震コンサルタント等派遣件数、耐震診断・工事等助成件数】	コンサル等派遣 23件 診断・工事等助成 71 件	コンサル等派遣 23件 診断・工事等助成 131 件	コンサル等派遣 23件 診断・工事等助成 131 件
緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化・普及啓発	事業の見直し・強化	→	→
事業費（年度別）	2,440,839 千円	1,529,810 千円	588,360 千円
事業費（合計）	4,559,009 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

主要事業②	燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	継続

事業概要

- 羽田2・3・6丁目地区、大森中地区、補助 29 号線沿道地区では、不燃化特区制度等を活用した老朽建築物の除却・建替えに要する費用の一部助成により、不燃化を促進します。
- 羽田地区（羽田1～6丁目）では、修復型まちづくりの手法により重点整備路線3路線の道路拡幅整備や防災広場・公園等整備を進めます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
住宅市街地総合整備事業 【道路用地等取得延長】	70m	70m	70m
都市防災不燃化促進事業 【事業による建替え等件数】	3 件	3 件	2 件
不燃化特区制度を活用した取組 【事業による建替え等件数】	37 件	30件	30件
事業費（年度別）	481,808 千円	336,958 千円	481,028 千円
事業費（合計）	1,299,794 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ **災害に強いまちづくり**

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では多くの建物が倒壊するほか、木造住宅密集地域での火災発生等により、多くの人命を失う甚大な被害をもたらしました。また、東京都は首都直下地震の被害想定を公表し、災害に対する備えを喚起しています。

区では災害への備えとして、戸建て住宅やマンションなどの耐震化・不燃化に関する費用の一部助成をはじめとした、様々な支援を行っており、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めています。

不燃化されたまちのイメージ

🔍 災害に強いまちづくり

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/bousai_machidukuri/index.html

主要事業③	橋梁の強靭化	継続

事業概要

- ■ 発災時における道路ネットワークの確保に対して確実性を高めるために、耐震性能の把握を行います。
- ■ 大規模地震が発生した際に、橋梁の損傷を限定的なものに留めることで、迅速な避難を促し、速やかに機能回復が行える橋梁をめざして、耐震補強整備を行います。
- ■ 老朽化の進行や、洪水への備え等も踏まえて、架替えによる耐震補強整備を行います。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
耐震性能の把握 【耐震性能を把握した橋梁数】	4橋	4橋	4橋
既設橋梁に対する耐震補強	協議・調査・ 設計・工事	→	→
既設橋梁に対する架替整備	協議・調査・ 設計・工事	→	→
事業費(年度別)	1,140,473 千円	560,000 千円	1,390,000 千円
事業費(合計)	3,090,473 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

主要事業④	無電柱化の推進	継続

事業概要

■ 「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」に寄与する、区道の無電柱化を計画に基づき推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
羽田一丁目から六丁目(主要第 94 号線)	電線共同溝整備工事 (試掘調査・支障移設)	電線共同溝整備工事 (支障移設・設計・本体敷設・道路整備)	電線共同溝整備工事 (支障移設・設計・本体敷設)
北千束三丁目(主要第 30 号線)	電線共同溝整備工事 (引込管・連系管)	道路整備工事	―
池上四丁目(主要第 23 号線)	電線共同溝整備工事 (設計・本体敷設)	電線共同溝整備工事 (設計・支障移設・本体敷設)	電線共同溝整備工事 (引込管・連系管・本体敷設)
事業費(年度別)	296,136 千円	296,136 千円	239,424 千円
事業費(合計)	831,696 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

◇ **無電柱化整備イメージ**

整備前

整備後

電線共同溝整備工事

主要事業⑤	水害から命を守る高台まちづくりの推進	継続

事業概要

■ 区のハザードマップによる被害想定を踏まえ、地域別の水害危険性の分析に基づく課題抽出や対応方針の検討を行い、高台整備の必要性の高い地区を抽出します。短期では、建築物を利用した垂直避難、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物等を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防を整備し、その上を高台のまちとして再整備することを検討します。令和7年3月策定の「高台まちづくり基本方針」に基づき、区民の生命・財産を守る高台まちづくりを推進していきます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民の生命・財産を守る高台避難場所の確保	推進 →	→	→
高台拠点(建物群、公園等)の整備	検討 →	→	→
多摩川の高規格堤防の整備	検討 →	→	→
事業費(年度別)	360 千円	360 千円	360 千円
事業費(合計)	1,080 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ **高台まちづくり**

高台まちづくりとは、①建物群、②公園等公共施設、③高規格堤防を対策メニューとし、これらを必要に応じ組みあわせながら整備し、線的・面的につながった高台を整備していきます。

【高台まちづくりのイメージ】
資料：国土交通省ホームページ「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」

施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進

【めざす姿】

- 大規模災害発生時、消防・警察・自衛隊・医療関係機関等の連携により、要救助者が救助され、病院・緊急医療救護所等で傷病の程度に応じた医療が提供されるとともに、区民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識のもと、隣近所の協力や助けあいによって地域力が高まり、要配慮者を支援できる社会が実現しています。

- 大規模災害発生時にも、全区民が安心して生活を継続できるよう、避難の形態にかかわらず、必要とする方に支援物資が行き渡る強靭な物流体制や、生活環境の保全と公衆衛生を確保できる災害廃棄物処理体制が構築され、1日も早い生活再建と安定の事前対策が整っています。

【施策の方向性】

① 区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築

デジタル技術なども活用した区（災害対策本部）の情報収集体制を強化し、関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との高度な連携訓練の積み重ねにより、区の指揮・統制能力の向上を図り、強靭な救命・救助・救護体制を確立します。

また、実災害等から得た教訓を迅速に防災対策に反映できる検証サイクルを確立し、区民の生命・身体を災害から保護します。

② 多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚

区の応急対策の検証と区民の声を反映することを目的とした「総合防災訓練」と地域で計画する自主防災訓練や防災に関わる各種事業を密接に連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる普及環境を構築します。

これにより、区民一人ひとりの防災に関する意識の高揚を図り、自らの判断で避難行動等をとれることをめざすとともに、区と地域及び事業者の連携で要配慮者等の避難を協力して助けあえる関係づくりをめざします。

③ 必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築

大規模災害発生時、区の備蓄を必要とされる方に供給できる備蓄管理体制を整備するとともに、学校防災活動拠点に緊急支援物資を滞りなく届けられ、在宅避難者や要配慮者はもとより帰宅困難者等にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靭な物流体制を構築します。

また、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制を構築し、地域の集積所や各種避難所に長期間堆積される状態を回避し、生活環境の保全と公衆衛生を確保します。

④ 災害ケースマネジメントの実施準備

平時から災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、連携が想定される機関と顔の見える関係を構築し、事前に災害時の連携協定を締結するなど、発災直後から円滑な連絡・調整を実施できるよう準備を進めます。

これらの体制が整った段階で災害ケースマネジメントを地域防災計画に位置付けるほか、デジタル技術なども活用した円滑な被災者の生活再建と、1日も早い復興のための事前対策を推進します。

【主要事業】

① 関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との連携強化
② 防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり
③ 大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築
④ 災害発生後の生活再建と安定のための事前対策

主要事業①	関係機関(消防・警察・自衛隊・医療関係機関等)との連携強化	拡充

事業概要

- ■ 従来の図上訓練に加え、予想外の事態にも的確に対応できるよう、被災現場を想定した模擬訓練場等で、実際に関係機関が救助活動を行う実動訓練と連携することで、区の指揮・統制能力を高める実践的な本部運営訓練を行います。
- ■ 区(災害対策本部)と関係機関・協定団体との合同訓練を実施、効果検証し、顕在化した課題を総合防災訓練や地域で計画する自主防災訓練などへ反映していくことで、区の最新の防災対策を区民へ普及するとともに、実践・検証・改善の危機管理サイクルを確立します。
- ■ 区内の医療関係機関とともに、緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練を実施することで、運営スタッフの連携とスキルアップを図ります。また、自治会・町会をはじめとする地域住民の参加を募り、緊急医療救護所及び軽症者救護所の機能・役割を踏まえた認知率の向上を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
本部運営訓練	実施	→	→
本部運営訓練・総合防災訓練・地域の自主防災訓練等の連携	推進	→	→
緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練【実施箇所数】	19か所	19か所	19か所
事業費(年度別)	8,965 千円	8,965 千円	8,965 千円
事業費(合計)	26,895 千円		
所管部	総務部、健康政策部		
備考			

◇ **本部運営訓練・総合防災訓練・地域の自主防災訓練等の連携**

それぞれの訓練での課題等を共有していくことで危機管理サイクルを循環させます。

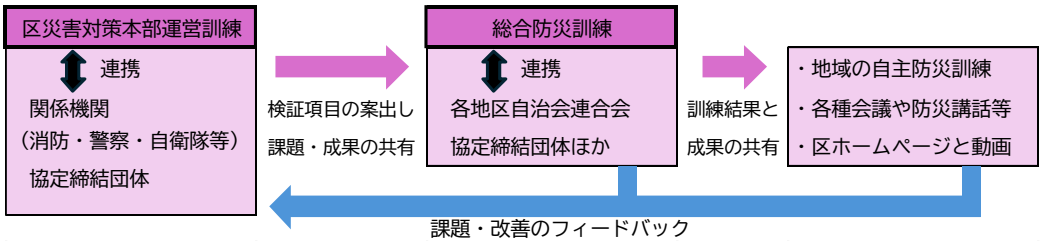

共通2　共通3

主要事業②	防災意識の高揚と自ら避難行動等が判断できる環境づくり	拡充

事業概要

- ■ 災害時の要配慮者対応や物資輸送、トイレ問題など、地域（自治会・町会）だけでは対応しがたい災害時の課題を取り入れた総合防災訓練を実施し、区全体の災害時対応力の向上につなげます。
- ■ 訓練を通じて確認できた成果や課題は各種会議・講話等の場や区ホームページ等を活用して広く共有します。
- ■ マイ・タイムラインや在宅避難等、自助の取組の普及啓発や訓練の成果共有を通じ、防災意識の高揚と知識の向上、行動喚起を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合防災訓練 共通2 共通3	実施 【訓練テーマ】 ・物流訓練 ・要配慮者対応	→ 【訓練テーマの一例】 トイレ設置、生活廃棄物処理、 デジタル技術を活用した避難所運営	
総合防災訓練の訓練結果等の地域共有 【共有した地区数】 共通3	4地区	4地区	4地区
防災意識高揚事業	推進	→	
事業費（年度別）	30,984 千円	30,984 千円	30,984 千円
事業費（合計）	92,952 千円		
所管部	総務部、地域未来創造部		
備考			

主要事業③	大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築	拡充

事業概要

- 災害時の物流を担う倉庫や防災備蓄品において、現在よりも効率的な運用に移行するため、災害時物流最適化計画を策定し、在宅避難者や要配慮者はもとより帰宅困難者等にも、きめ細かに支援物資を供給できる物流体制を構築します。
- 区民の生活環境の保全や公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧・復興をめざすことを目的とし、大田区災害廃棄物処理計画に基づき、民間事業者と役割を確認し、廃棄物を適正に処理する体制を整備します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
災害時物流最適化計画の策定・物流体制の構築	計画策定	推進 →	
大田区災害廃棄物処理計画体制整備	協議 →		
事業費(年度別)	34,956 千円	54,000 千円	12,000 千円
事業費(合計)	100,956 千円		
所管部	総務部、資源環境部		
備考			

主要事業④	災害発生後の生活再建と安定のための事前対策	拡充

事業概要

- ■ 弁護士や司法書士など専門性を持つ関係機関・民間団体と「災害ケースマネジメント」に向けた協議を進め、平時から顔の見える関係を構築します。
- ■ マイナポータル機能を利用した「り災証明書」発行申請のオンライン対応など、時流に応じたデジタル化により、「被災者台帳」の活用拡充を図り、被災者の円滑な生活再建の準備体制を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
災害ケースマネジメントの実施準備【関係機関等との協議数】	4団体	5団体	6団体
被災者生活再建支援システムの機能拡充及び「被災者台帳」の活用	機能拡充	推進	→
事業費(年度別)	8,864 千円	8,864 千円	8,776 千円
事業費(合計)	26,504 千円		
所管部	企画経営部、総務部		
備考			

◇ **災害ケースマネジメント**

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者(関係機関・民間団体)と連携しながら、被災者の課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組のことです。

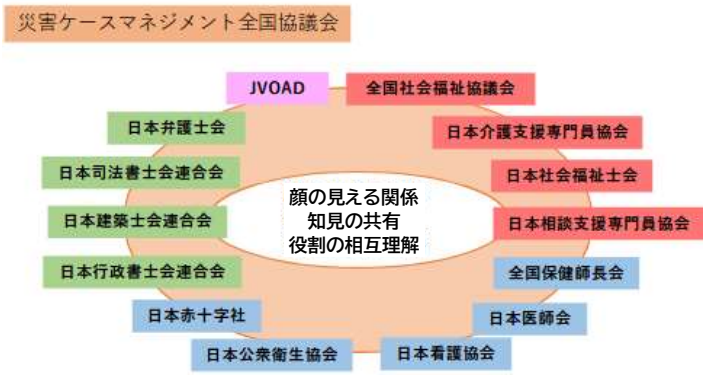

資料:内閣府「災害ケースマネジメント全国協議会(第1回)」抜粋

内閣府は令和6年度より関係団体で構成される「災害ケースマネジメント全国協議会」を設置しました。全国レベルの関係団体で連携を図ることで、各地域での関係者の平時からの連携を後押しします。

施策4-3 治安がよい美しいまちの実現

【めざす姿】

- 地域団体、関係機関と連携して犯罪を許さないまちづくりを推進するとともに、区民に防犯対策が普及・浸透することにより、防犯意識が高まり、区民の安全・安心が実現されています。

- 区民一人ひとりの消費者力が高まり、悪質商法などによる消費者被害が防止されています。

- 分煙環境の整備が進み、区民や地域団体等の様々な主体が自主的に美化活動に取り組んでいる清潔で美しいまちが実現しています。

【施策の方向性】

① 地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保

区民が安全・安心に暮らせるまちを実現するために、地域団体による自主防犯活動などを支援し、積極的な情報交換等を通じて警察をはじめとした関係機関との連携をより強固にします。また区民の防犯意識を高めることで、社会全体で犯罪を許さないまちをつくり、体感治安の向上を図ります。

② 特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化

特殊詐欺に対して有効な対策ツールである自動通話録音機の普及活動及び特殊詐欺被害、消費者被害防止対策に関する広報啓発活動を推進し、被害防止や解決に向けた対応力向上を図ります。

また、インターネットを通じた犯罪、消費者トラブルに巻き込まれやすい若者や高齢者などに対する家族や地域による見守りを促進します。

③ 喫煙対策及び環境美化の推進

喫煙する人としない人が共存できる環境の実現に向け、喫煙マナーを周知徹底するとともに、分煙環境の整備など総合的な取組を推進します。

また、区民や地域団体等の様々な主体による自主的な美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

【主要事業】

① 体感治安の向上
② 特殊詐欺対策の推進
③ 消費者力の向上
④ 屋外における喫煙対策の推進

共通1

主要事業①	体感治安の向上	拡充

事業概要

- 犯罪抑止効果が高い防犯カメラの設置・維持管理等に係る経費の一部を自治会・町会、商店街等の地域団体へ助成し、犯罪が発生しない地域をつくります。
- 青色回転灯装備車によるパトロールを下校時間帯だけではなく、登校時間帯にも拡充するのに加え、日中は無人ATMの警戒も併せて行うことで、治安がよいまちづくりを進めます。
- 防犯・防災等に関する情報を迅速に区民へ届けるため、区民安全・安心メールサービスの配信システムを強化します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
防犯カメラの設置・維持管理等に係る経費助成	実施	→	→
青色回転灯装備車によるパトロール 共通1	拡充	実施	→
区民安全・安心メールサービス 共通1	拡充	実施	→
事業費(年度別)	150,938 千円	172,401 千円	172,401 千円
事業費(合計)	495,740 千円		
所管部	総務部		
備考			

主要事業②	特殊詐欺対策の推進	継続

事業概要

■ 防犯講話やDVD上映会、大規模講演会などの区内イベント等を通じて特殊詐欺について啓発活動を行うほか、おおむね 65 歳以上の区民を対象に自動通話録音機を無料で貸与するなどして、特殊詐欺による被害を防止します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特殊詐欺被害防止啓発	実施	→	→
自動通話録音機の無料貸与事業 【自動通話録音機の貸与台数】	3,000 台	3,000 台	3,000 台
事業費(年度別)	9,773 千円	9,773 千円	9,773 千円
事業費(合計)	29,319 千円		
所管部	総務部		
備考			

主要事業③	消費者力の向上	継続

事業概要

- 安全・安心かつ豊かな消費生活を送るための講座を実施するとともに、区内自主グループが行う学習会に講師を派遣します。また、消費者生活センター内に設置している資料コーナー・展示場では消費者が消費者問題について学び判断できる力を養うため、消費生活に関する展示及び、図書、DVD、資料等の閲覧・貸出を行います。さらに、消費者問題を広くPRし、消費者問題を考える展示・発表の場として区内の消費者団体との共催により生活展を開催します。
- 巡回・出張啓発等により、消費者トラブル事例と対策及び消費者生活センターを周知します。また、関係機関や地域との連携により見守り体制を構築します。
- 相談員向けの研修実施によりスキルアップを図り、複雑な案件や新手の相談にも対応可能な体制を確保することで、消費者被害の解決及び再被害の発生を防止します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
消費者に役立つ情報の提供 【講座等の延べ受講者数、資料コーナー・展示場の延べ閲覧者数及び生活展延べ参加者数】	8,400 人	8,600 人	8,800 人
消費者被害防止のための啓発 【巡回・出張啓発等延べ参加者数】	1,900 人	2,000 人	2,100 人
消費者相談・消費者被害救済の充実 【消費者相談件数】	5,600 件	5,700 件	5,800 件
事業費（年度別）	11,172 千円	11,172 千円	11,172 千円
事業費（合計）	33,516 千円		
所管部	地域未来創造部		
備考			

主要事業④	屋外における喫煙対策の推進	継続

事業概要

- 民間による公衆喫煙所の設置及び維持管理に係る経費に対し助成を行います。
- 喫煙する人としない人が共存できる環境を実現するため、巡回指導による条例の周知・啓発や喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者等の定点調査を実施します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公衆喫煙所整備及び運用 【民設民営の公衆喫煙所数】	6か所	8か所	10か所
喫煙マナー等指導・啓発	実施	→	→
事業費（年度別）	93,441 千円	93,441 千円	93,441 千円
事業費（合計）	280,323 千円		
所管部	資源環境部		
備考			

施策4-4　地域の魅力を活かした拠点づくり

【めざす姿】

- 地域特性を踏まえながら、限られた空間を最大限有効に活用した魅力的な都市づくりが進んでいます。また、拠点駅では交通結節点や憩いの場となる駅前広場等、安全・安心かつ快適で利便性の高い都市空間が計画的に整備されています。

【施策の方向性】

① 蒲田駅周辺のまちづくり

羽田空港を擁するポテンシャルを最大限に活かし、関係事業者と連携を図りながら、新空港線整備と連動した蒲田駅周辺の都市基盤施設整備（東西駅前広場・東西自由通路など）やまちの機能更新を一体的に進めます。また、蒲田駅及び京急蒲田駅周辺では、地区計画や都市開発諸制度など、まちづくりの様々な手法を活用しながら、建築物の共同化・再開発等を促進し、土地の高度利用と市街地の更新を図ります。

② 大森駅周辺のまちづくり

中心拠点の一つである大森駅周辺のまちの機能更新・強化を図るとともに、歴史・文化、景観などまちの魅力を向上させるため、補助線街路第 28 号線（池上通り）の拡幅をはじめとする、都市基盤施設整備実現に向けた取組を進めます。また、臨海部への玄関口に必要な機能の検討を深めるとともに、地域住民等との合意形成を図ります。

③ 身近な地域の魅力づくり

下丸子駅周辺地区では、下丸子1号、2号踏切の法指定踏切対策について、駅周辺のまちづくりとともに、踏切解消に向けた取組を推進します。池上駅周辺地区、洗足池駅周辺地区、平和島駅周辺地区ではグランドデザイン等に掲げる将来像の実現に向け、地域とともにまちづくりに取り組み、まちの魅力や機能向上を図ります。

【主要事業】

① 蒲田駅周辺のまちづくり
② 大森駅周辺のまちづくり
③ 身近な地域の魅力づくり（下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり）

主要事業①	蒲田駅周辺のまちづくり	継続

事業概要

- ■ 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、駅前広場地下へ自転車駐車場を整備します。
- ■ 利便性・快適性の高い交通結節点としての都市基盤等の整備を促進します。
- ■ 地区特性を踏まえた駐車場適正配置の実現に向け、地域ルール（（仮称）蒲田地区駐車場地域ルール）を策定します。
- ■ 建築物の共同化・再開発等を促進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事	整備	→	→
蒲田駅周辺地区の中長期整備	関係者調整・実施	→	→
駐車場の適正配置	地域ルール検討	地域ルール策定・運用開始	地域ルールの運用・整備状況の把握
建築物の共同化・再開発等の支援（蒲田駅及び京急蒲田駅）	支援	→	→
事業費（年度別）	1,857,336 千円	4,333,895 千円	9,591,537 千円
事業費（合計）	15,782,768 千円		
所管部	鉄道・都市づくり部、都市基盤整備部		
備考			

◇ 蒲田駅周辺地区グランドデザイン

区の中心拠点である蒲田駅周辺における快適で安全な都市活動を支えるため、公共基盤の再整備や周辺街区の建物更新の促進など「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」等に基づき、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。

🔍 蒲田駅周辺地区グランドデザイン
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/kamata/kamatagranddesignkaitei/index.html

主要事業②	大森駅周辺のまちづくり	継続

事業概要

- 都市計画事業である補助線街路第 28 号線(池上通り)及び大森駅西口広場の工事着手に向けて、関係機関等との協議、地元の合意形成、必要な調査と予備設計を実施します。
- 駅西側の整備の進捗に合わせて、関係者・事業者等との意見交換等も行いながら駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
都市計画道路幹線街路補助線街路第 28 号線整備事業	調査・設計	→	→
都市計画交通広場第 12 号大森駅西口広場整備事業	意見収集・検討	→	調査・設計
大森駅周辺地区まちづくりの促進	関係者調整・実施	→	→
事業費(年度別)	85,131 千円	85,131 千円	85,131 千円
事業費(合計)	255,393 千円		
所管部	鉄道・都市づくり部		
備考			

◇ 大森駅周辺地区グランドデザイン

快適な駅前空間の実現をめざし、「大森駅周辺地区グランドデザイン」において公共基盤整備の重点としている補助線街路第28号線(池上通り)の拡幅や大森駅西口広場の整備を行います。あわせて、東口については臨海部への玄関口としてのまちの活性化を図ります。

🔍 大森駅周辺地区グランドデザイン
https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/sumai_machinami/grand_design/oomori_grand_design/grandesign.html

大森駅周辺地区グランドデザイン

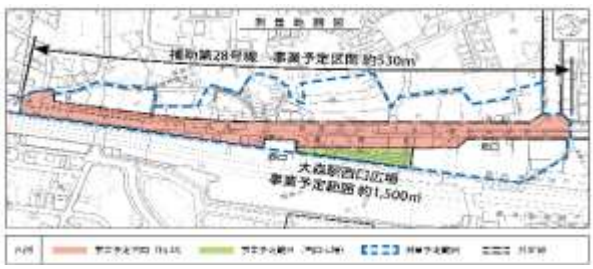
駅西側の整備計画

主要事業③	身近な地域の魅力づくり （下丸子駅周辺地区・平和島駅周辺地区のまちづくり）	継続

事業概要

- 下丸子については、立体交差化と一体的に駅周辺のまちづくりを推進するためのグランドデザインを策定するとともに、地域のまちづくり機運を醸成します。
- 下丸子1号、2号踏切の立体交差化の手法を含めた駅周辺の都市基盤整備方針を策定し、都市計画決定に向け、関係機関との協議を進めます。
- 平和島については、令和7年3月策定の「平和島駅周辺地区グランドデザイン」に基づいて、公民連携によりまちづくりを進めます。
- 平和島駅前において課題となっている歩行者環境改善対策に向けて取組を進めます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
下丸子駅周辺地区まちづくりの促進	実施	→	→
下丸子1号、2号踏切の抜本的な対策	整備方針策定	調査に向けた 関係機関との協議	調査
平和島駅周辺地区まちづくりの促進	実施	→	→
平和島駅前の歩行者環境改善対策	関係者調整・実施	→	→
事業費（年度別）	33,843 千円	20,130 千円	95,130 千円
事業費（合計）	149,103 千円		
所管部	鉄道・都市づくり部		
備考			

◇ 下丸子駅周辺地区まちづくり構想

空港につながり
職・住・憩い・にぎわいが集まるまち
～新たな価値を生み出すまち・クリエイティブタウン～

下丸子駅周辺地区では、平成29年に踏切道改良促進法により指定された下丸子１号、２号踏切の解消を駅周辺のまちづくりと一体的に検討します。駅周辺のまちづくりは、令和5年3月に策定した「下丸子駅周辺地区まちづくり構想」に基づき、グランドデザインや都市基盤整備方針を策定し、具体的な取組を進めていきます。

🔍 下丸子駅周辺地区まちづくり構想
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/simomaruko/shimomaruko-machidukuri_koso_r04.html

◇ 平和島駅周辺地区グランドデザイン

平和島駅周辺地区の様々な課題を地域住民や関係事業者と共有し、地区の特色を活かした誰もが住み続けられるまちづくりに連携して取り組むための指針として、「平和島駅周辺地区グランドデザイン」を策定しました。将来像の実現に向けて５つの方針に基づいた具体的な取組を進めていきます。

平和島駅周辺地区グランドデザインの対象エリア

🔍 平和島駅周辺地区グランドデザイン
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/heiwajimaeki/index.html

施策4-5　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

【めざす姿】

- 新空港線整備に向けた機運が高まっており、第一期整備（矢口渡～京急蒲田間）の工事が着実に進められています。

- 公共交通不便地域への対策が進むとともに、こどもから高齢者まで区民誰もが、安全・安心・快適に利用できる交通ネットワークが形成されています。

- 区民・事業者・区が、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー整備を進めることで、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街」になっています。

【施策の方向性】

① 新空港線の整備促進

JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線の第一期整備に向け、羽田エアポートライン株式会社の取組を支援するとともに、京急蒲田駅から先の第二期整備に向けた検討を進めます。

② 区内公共交通の改善

電車やバスなどの既存公共交通の利便性向上を図るとともに、次世代モビリティなど、多様な移動サービスとの連携を推進することで、実証実験等の結果も踏まえ区内公共交通の改善を進めます。

③ 広域的な道路ネットワークの整備推進

広域連携軸を構成する幹線道路のうち事業中区間の都市計画道路の早期完成と未整備区間の早期解消を図り、他区・隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。

④ 誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備

自転車を安全で快適に利用できるようにするための自転車ネットワーク整備について、これまでの整備に対する効果検証を踏まえ、今後の方向性について検討します。あわせて、関係機関と連携しながら、未整備の都市計画道路や国道・都道等などにおける自転車ネットワークのミッシングリンク解消をめざします。

⑤ 街なかのバリアフリー化の推進

区におけるまちづくりの動向を踏まえ、鉄道や公共施設等の高齢者・障がい者等が利用する施設や経路を対象に、区全域の面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

【主要事業】

① 新空港線の整備促進事業
② 区内公共交通の改善
③ 都市計画道路の整備
④ バリアフリーによるまちづくりの推進

主要事業①	新空港線の整備促進事業	継続

事業概要

- ■ 新空港線第一期整備について、事業化及び事業着手に向け整備主体を支援します。
- ■ 新空港線第二期整備に向けた検討及び関係者調整を行います。
- ■ 新空港線事業について、区民のより一層の理解を目的とした周知活動を展開します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備主体の支援	実施	→	→
第二期整備の検討	検討	→	→
事業の周知活動 【区内の地域イベント等における事業PRの回数】	5回	6回	7回
事業費(年度別)	45,359 千円	108,612 千円	101,612 千円
事業費(合計)	255,583 千円		
所管部	鉄道・都市づくり部		
備考			

◇ 新空港線(蒲蒲線)

新空港線は、交通政策審議会答申 198 号において、都内で「進めるべき」と示された6路線のうちの1路線であり、JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅の約 800m を鉄道で結ぶことにより、区内の移動利便性が向上するとともに、沿線まちづくりを併せて進めることで地域の活性化につながります。

また、羽田空港と渋谷・新宿・池袋・川越・所沢・和光市などの都市とがつながり、広域的な鉄道ネットワークが形成され、東京の国際競争力の強化に寄与します。

新空港線(蒲蒲線)整備イメージ

資料:大田区鉄道沿線まちづくり構想

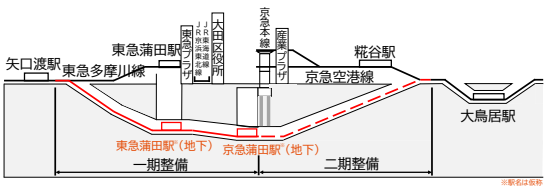

新空港線(蒲蒲線)メインページ

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/koutsu/kamakamasen/shinkukosen-main.html

共通3

主要事業②	区内公共交通の改善	継続

事業概要

- 路線バスなどの既存交通を補完し、現行の手法のみならず多様な交通手段を組みあわせた地域に即した交通サービスを構築し、公共交通不便地域の改善を図ります。
- 内陸部、空港臨海部における自動運転社会実装に向けた実証実験を行います。また、実証実験を継続的に行うことで、自動運転に対する課題の解決を図り、区内交通の更なる利便性向上や他地域へ横展開可能な次世代交通モデルを確立します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公共交通不便地域の改善	検討	事業展開	→
自動運転バスの実証実験 共通3	実証(レベル2)・他エリアへの導入検討	→	実証(レベル4)・他エリアへの導入検討
事業費(年度別)	3,025 千円	3,025 千円	3,025 千円
事業費(合計)	9,075 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ **自動運転のレベル区分**

監視区分	自動運転レベル	内　容
システムによる監視	レベル５	完全自動運転
	レベル４	特定条件下における完全自動運転 例：走行ルートなど決められた場所での無人運転など
	レベル３	条件付自動運転（条件外では運転者が安全確保）
ドライバーによる監視	レベル２	特定条件下における自動運転機能 例：高速道路での自動運転モード機能、 （運転者の監視の下）自動で車線変更など
	レベル１	運転支援（システムが前後・左右いずれかの車両制御を実施） 例：自動ブレーキ、前の車に付いて走る、車線からはみ出さない

主要事業③	都市計画道路の整備	継続

事業概要

■ 都市計画に関する基本的な方針である「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、主要幹線道路間の円滑化を図り、安全で快適な歩行者空間や自転車等の走行環境を確保するため、国道や都道も含めた街路整備を推進し、他区や隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
補助線街路第 27 号線の整備推進	電線共同溝整備工事（引込管・連系管）	→	電線共同溝整備工事（入線・抜柱）
補助線街路第 34 号線（Ⅰ期）の整備推進	用地折衝	→	→
補助線街路第 38 号線（南北路線）の整備推進	電線共同溝整備工事（本体敷設）	電線共同溝整備工事（引込管・連系管）	→
補助線街路第 43 号線（Ⅰ期）の整備推進	電線共同溝整備工事（本体敷設）	電線共同溝整備工事（引込管・連系管）	→
補助線街路第 44 号線（Ⅴ期）の整備推進	予備設計 用地折衝	→	→
事業費（年度別）	1,163,643 千円	655,038 千円	624,688 千円
事業費（合計）	2,443,369 千円		
所管部	まちづくり推進部、都市基盤整備部		
備考			

◇ **安全で快適な道路及び無電柱化に伴う防災都市の実現をめざした都市計画道路（補助線街路）整備**

（整備前）　　（整備後）

都市計画道路整備状況【補助線街路第 38 号線（南北路線）】

主要事業④	バリアフリーによるまちづくりの推進	継続

事業概要

- バリアフリー法に基づき、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」を策定することで、区全域を対象として移動等円滑化の考え方を示すとともに、生活に直結する施設のバリアフリー整備について時期や場所を明記し、街なかの移動等円滑化を推進します。
- 鉄道駅総合バリアフリー推進事業経費の一部を東京都と区が協調補助することにより、高齢者、障がい者等の移動及び施設利用の利便性及び安全性の向上を図ることで、誰もが安全に安心して区内の駅を利用することができるよう、整備を支援します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区移動等円滑化促進方針及び大田区バリアフリー基本構想の推進	推進	→	見直し
ホームドア等整備促進	推進	→	→
鉄道駅エレベーター等整備	推進	→	→
鉄道駅の多機能トイレ整備	推進	→	→
事業費(年度別)	83,190 千円	170,700 千円	170,700 千円
事業費(合計)	424,590 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ 大田区移動等円滑化促進方針・大田区バリアフリー基本構想の目標とそれぞれの役割

大田区の移動等円滑化(総括図)

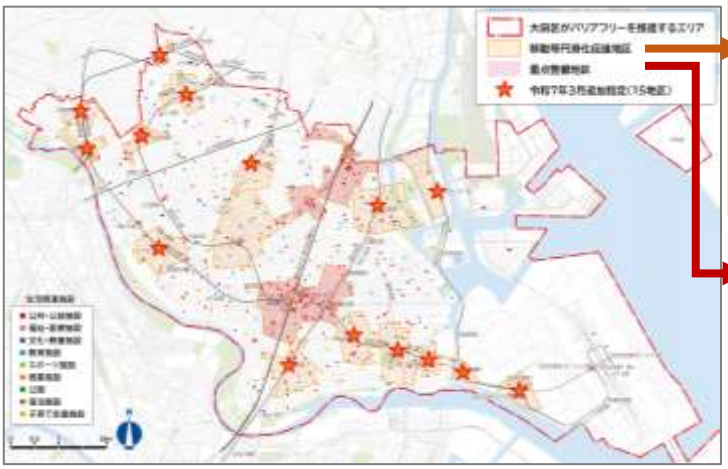

大田区移動等円滑化促進方針
おおた街なか“すいすい”方針

区全域を対象とした
面的・一体的な
バリアフリー化の方針を
示している

大田区バリアフリー基本構想
おおた街なか“すいすい”プラン

公共交通、建築物、道路等のバリアフリー整備を
重点的かつ一体的に
推進するための
施策を示している

施策4-6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

【めざす姿】

- 生活に密着した道路や狭あい道路の整備が進むとともに、橋梁の劣化や損傷の発生がデジタル技術の活用等により予測・予防されており、いつでも、誰もが安全・安心に過ごせる快適な市街地が形成されています。

- 生活様式の多様化や社会情勢の変化に適応しながら既存住宅の良質化が進み、誰もが安心して住み続けられる住環境が整備されています。また、空家等が所有者やその関係者により適切に管理されています。

- 誰もが正しく交通ルールやマナーを守っています。また、自転車等駐車場が適切に整備され、放置自転車が無く安全かつ快適に自転車が利用できるまちになっています。

【施策の方向性】

① 生活道路等の整備

ユニバーサルデザインのまちづくりの視点を踏まえ、日常生活に密着した道路の整備や維持管理、狭あい道路の拡幅等を推進することで、区民の歩行のみならず、日常的に車が利用しやすく、緊急車両の通行も確保された環境を整備します。

② 新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理

区が管理する橋梁に対して新技術やデジタル技術を活用した点検や管理を段階的に導入します。また、橋の構造や環境条件、定期点検結果や耐震性能等を踏まえて、予防保全の手法を選定することで、橋梁の健全性の維持向上を図ります。

③ 安心で快適な住環境の確保

住宅の長寿命化や分譲マンションの維持管理の支援を進め、長期にわたり使い続けられる住まいの「質」の確保を推進します。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者に寄り添い、民間賃貸住宅への入居が円滑にできるよう、住宅確保に向けた支援を推進します。

④ 空家等対策の推進

区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、適正に管理されていない空家等の発生を予防するとともに、早期の働きかけにより管理不全空家や特定空家の発生を抑止します。また、空家等を地域資源として捉え、公益的に活用する取組を促進します。

⑤ 年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

交通安全教育は、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なりますが、高校生や社会人においては十分な環境が整っていないことから、こうした年齢層にも交通安全教育を受ける機会を充実し、また既に取り組んでいるこどもや高齢者への交通安全教育については、コンテンツの充実を図りながら今後も継続していきます。

⑥ 自転車等利用総合対策の推進

自転車等駐車場の利用状況や放置自転車の状況などに基づき将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度の導入の検討や、デジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

【主要事業】

① 橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検
② 空家等対策の推進
③ 自転車等利用総合対策の推進

共通3

主要事業①	橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検	継続

事業概要

- 道路法及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、区が管理する橋梁に対して5年に一度の定期点検を実施し、計画的に修繕を行います。
- 生活基盤を支えるインフラの重要性に対する理解促進のための活動と、予防保全による維持管理の縮減を図るための区民協働に取り組みます。
- 人口減少や社会保障費の増大等の外部環境の変化を踏まえ、これまでの管理により蓄積した情報をデジタルデータに置き換え、AI技術を用いて損傷の確認や発生などを予測することで、持続可能な維持管理手法を検討し、実装します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
橋梁の修繕 【修繕した橋梁数】	2橋	1橋	1橋
区民協働による橋梁点検の実施 【活動数】 共通3	2 回	2 回	2 回
新技術やデジタル技術を活用した維持管理手法の実装 共通3	検討	→	→
事業費(年度別)	442,446 千円	224,300 千円	484,300 千円
事業費(合計)	1,151,046 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

主要事業②	空家等対策の推進	継続

事業概要

- ■ 区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、空家等の発生を予防するとともに、適切な維持・管理ができるよう助言・指導を行います。
- ■ 空家等の地域貢献活用を進めるため、所有者と利用希望者のマッチングを促進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
空家総合相談窓口・空家総合相談会 【相談件数】	600件	650件	700件
適切に維持・管理されていない空家等への改善指導等	実施	→	→
空家等地域貢献活用事業 【空家所有者の新規登録件数】	9件	9件	9件
事業費(年度別)	31,352 千円	36,830 千円	35,830 千円
事業費(合計)	104,012 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

主要事業③	自転車等利用総合対策の推進	拡充

事業概要

- ■ 放置自転車管理システムの更新やコールセンターの導入等により、効果的・効率的な放置自転車対策を推進し、区内各駅の周辺環境を向上します。
- ■ 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、蒲田駅東口駅前広場地下に自転車駐車場を整備します。
- ■ 各駅の自転車等駐車場の需要予測に基づき、自転車等駐車場の計画的な改修・整備等を検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めます。
- ■ 環境にやさしく、機動性が高い自転車を、安全かつ快適に楽しみながら活用できる仕組みづくりを推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果的・効率的な放置自転車対策の推進	準備	実施	検証
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事 再掲 蒲田駅周辺のまちづくり（4-4-1）	整備	→	→
自転車等駐車場における利用者サービスの向上	検討・推進	→	→
自転車活用の推進	推進	→	→
事業費（年度別）	1,661,855 千円	1,661,855 千円	1,660,445 千円
事業費（合計）	4,984,155 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考	※再掲の活動の事業費は再掲元で計上		

施策4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり

【めざす姿】

- 埋立島部や羽田空港等からなる空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網が強化・形成され、産業・観光・レジャー・自然が調和したまちづくりが進んでいます。

- 空港に隣接し、みどりと水辺に囲まれた立地を活かした、多様な人々が行き交う新産業創造・発信拠点として、世界とつながるまち「HANEDA（ハネダ） GLOBAL WINGS（グローバル ウイングズ）」が形成されています。

【施策の方向性】

① 移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成

内陸部と臨海部における交通アクセス改善のため、次世代モビリティの導入検討を進めるとともに、国道 357 号線の立体化及び多摩川トンネルなどの整備を促進します。また、「産業資源」などを活用した観光や、既存の公園や海域にレジャー環境の整備等を進めることで、空港臨海部の「働く場」「遊ぶ・憩う場」としての魅力を高めます。

② HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり

羽田空港に隣接する HANEDA GLOBAL WINGS の特性を最大限に活用し、公園やソラムナード羽田緑地等において、民間活力を活かして、多様な人々を呼び込む魅力的なまちづくりを進め、憩いとにぎわいを創出します。また、羽田空港跡地第1ゾーンを世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外に日本のものづくり技術や日本各地域の魅力を発信する「新産業創造・発信拠点」の形成を進めます。

【主要事業】

① 内陸部と臨海部における交通アクセスの向上
② HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり

主要事業①	内陸部と臨海部における交通アクセスの向上	継続

事業概要

■ 既存の交通や次世代モビリティなど多様な交通手段の連携について検討を進め、内陸部と臨海部における交通アクセスの向上を図り、就業者や来訪者の利便性向上をめざします。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内陸部と臨海部の交通アクセス改善	検討・調整	→	→
事業費(年度別)	—	—	—
事業費(合計)	—		
所管部	まちづくり推進部		
備考	※事業費が生じない主要事業		

◇ **空港臨海部グランドビジョン 2040**

多様な人々が交流・挑戦する"未来型創造都市"
～世界へはばたく空港臨海部～

令和4年3月に改定した「空港臨海部グランドビジョン2040」に基づき、空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網を強化・形成し、区民に親しまれる空港臨海部のまちづくりを進めます。

将来像の都市構造図

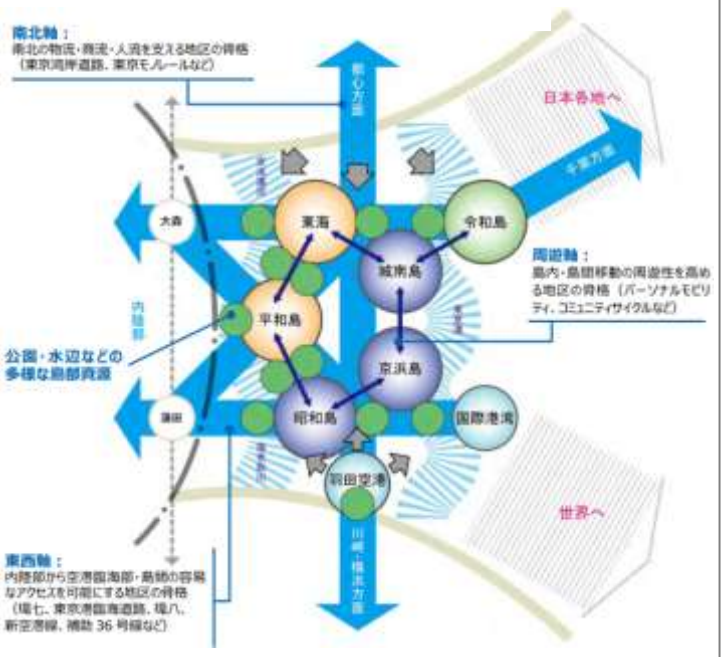

空港臨海部グランドビジョン 2040
https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/sumai_machinami/sakutei_grandvision.html

主要事業②	HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり	継続

事業概要

■ 「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」に基づき、都市計画公園の設計・整備を進め、さらに公園周辺の未利用地の土地活用検討を行います。また、ソラムナード羽田緑地のにぎわい創出に向けた現状の検証と検討を行い、それぞれのポテンシャルを最大限に活用して、憩い・にぎわいの創出を図ります。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
都市計画公園の整備	設計	整備	→
未利用地の土地活用	検討	計画策定	公募準備
多摩川沿いエリアにおける河川空間のオープン化	検討	→	公募準備
事業費(年度別)	160,992 千円	1,067,177 千円	1,655,093 千円
事業費(合計)	2,883,262 千円		
所管部	まちづくり推進部		
備考			

◇ HANEDA GLOBAL WINGS(羽田空港跡地)の整備

●都市計画公園完成イメージ

第1ゾーンのまちづくりでは、令和5年に羽田イノベーションシティがグランドオープンを迎えました。
都市計画公園では、整備・維持管理・運営を一体的に実施する事業予定者を令和7年2月に決定しました。公民連携手法の一つである公募設置管理制度(Park-PFI)を活用しています。今後は、令和 10 年度の開園に向け設計・整備を進めます。

整備の詳細はこちら
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/haneda_airport/hgw/index.html

施策4-8　多彩で魅力ある公園・緑地づくり

【めざす姿】

- 年齢や障がいの有無、国籍、区民・来訪者等を問わず、誰もが、レクリエーションや余暇、スポーツなどを自由に楽しめ、充実した時間を過ごすことができるような魅力ある大規模公園・緑地づくりが進んでいます。

- 地域に身近な中小規模の公園では、子育てや健康づくりがしやすく、こどもたちが楽しく自由に遊べるようになっています。また、地域が主体となった活動が盛んに行われるなど特色のある公園づくりが進んでいます。

【施策の方向性】

① 誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり

区を取り巻く社会情勢や多様化するニーズに対応し、地域から愛され、誰もが利用したくなる公園の実現に向けて、地域で公園を育む仕組みを含めた公園・緑地づくりの羅針盤となる計画等を策定します。策定した計画等を踏まえて、やすらぎや防災などの公園が持つ様々な機能が最大限発揮された、魅力ある公園の整備や活用を推進します。

② 大規模公園・緑地の魅力向上

都市計画事業などによる計画的な整備推進や民間の知識・ノウハウ・資源等を活用する公募設置管理制度や指定管理者制度といった公民連携手法を取り入れることによって、多様なニーズに応え、誰もが訪れたくなる魅力ある公園づくりを進めます。

③ 身近な公園・緑地の魅力向上

地域に身近な中小規模の公園を対象に、こどもから人気の高いボール遊びができる公園、子育てや健康増進等に寄与する公園への機能転換や再編、公園を有効活用する地域団体の支援等といった利用促進に取り組みます。また、清潔で安心して利用できるトイレや遊具といった既存施設の更新や地域の意見要望を踏まえ、計画的な公園拡張を推進することで公園の量と質を向上させ、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ公園をつくります。

【主要事業】

① 魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定
② 地域の拠点となる公園・緑地の整備
③ 身近な公園・緑地の整備

主要事業①	魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定	継続

事業概要

■ 多様化するニーズや変化する環境、社会情勢に対応し、誰もが利用したくなる魅力的な公園の実現に向けて、今後の公園のあり方や利活用方針、管理運営、整備方針等を示した公園づくりの羅針盤となる（仮称）パークマネジメントマスタープランを策定し、これに基づく取組を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
（仮称）パークマネジメントマスタープランの策定・推進	策定	推進	→
事業費（年度別）	10,020 千円	10,000 千円	10,000 千円
事業費（合計）	30,020 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

◇ （仮称）パークマネジメントマスタープラン

人口や気候変動、ニーズの変化等に関する見通しから、区立公園の将来のあり方を実現するための取組を示した、公園整備や維持管理、運営、活用に関する基本的な計画です。

主要事業②	地域の拠点となる公園・緑地の整備	継続

事業概要

- ■ 都市計画事業等を活用した公園の拡張・新設整備を実施します。また、区民等の多様なニーズに応えるため、来園者が多い地域の拠点となる公園においては、公民連携手法を活用した再整備に関する取組を推進します。
- ■ 平成 31 年3月に東京都の名勝に指定された洗足池公園においては、将来にわたり景勝地として保存・活用する取組を推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
都市計画事業を活用した大規模公園整備の推進 【拡張面積】	200 ㎡	200 ㎡	200 ㎡
大規模公園における公民連携事業の推進	調査	→	再整備に向けた設計
名勝洗足池公園保存活用事業の推進	設計	→	設計、工事
事業費(年度別)	274,095 千円	1,060,096 千円	953,396 千円
事業費(合計)	2,287,587 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

◇ 多彩で魅力ある公園

●大田区には、数千㎡を超える大きな公園や数十㎡から数百㎡といった小さな公園など、合わせて 500 を超える公園があります。

●大きな公園の中には、貴重な浜辺やビーチバレーコートなどが整備されている「大森ふるさとの浜辺公園」、タイヤでつくられた怪獣がある「西六郷公園(通称:タイヤ公園)」、東京都の文化財に指定されている「洗足池公園」など、多くの特色を持つ公園があります。

大森ふるさとの浜辺公園

西六郷公園

洗足池公園

共通1　共通2

主要事業③	身近な公園・緑地の整備	継続

事業概要

- キャッチボール場のある公園や子育てを支援する子育てひろば公園、健康増進を支援するいきいき健康公園など特色のある公園づくりを計画的に推進します。また、小規模公園において、計画的な拡張再整備に取り組む際には、ニーズに応じた遊具を設置するなど、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ魅力ある公園づくりに努めます。
- 公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特色のある身近な公園（ボール遊び、子育て支援、健康づくりなど）整備の推進 【整備数】 共通1 共通2	3 か所	3 か所	2 か所
都市計画事業を活用した中・小規模公園整備の推進 【拡張面積】	200 ㎡	200 ㎡	200 ㎡
安全かつ快適に利用できる公園施設の更新・整備	設計	設計、工事	→
事業費（年度別）	2,009,183 千円	1,195,500 千円	1,410,600 千円
事業費（合計）	4,615,283 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

施策4-9　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

【めざす姿】

- 区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまちづくりが進んでいます。

【施策の方向性】

① みどりの保全、創出、活用の推進

新たなみどりの創出や水とみどり空間の保全・活用により、みどりの取組を「量」と「質」の両輪で進めることで、防災対策や地域振興等に寄与するまちづくりを推進します。また、みどり空間を活用する「グリーンインフラ」の普及を図るとともに、みどりの魅力向上を計画的に推進するため、「みどり基金」の運用を図ります。

② 魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充

河川や海など、貴重な自然環境資源を活かし、区民にとって身近で親しみやすく、魅力的な観光資源となる水とみどりのネットワークの形成・拡充を推進します。また、グリーンインフラが持つ多様な機能に着目しながら、散策路整備等を進めることにより、安全で快適な都市環境を形成し、魅力あるまちづくりを推進します。

③ 河川の水質浄化対策の推進

呑川をはじめとする区管理河川において、水環境の改善を図るため関係機関と連携し、河川対策や下水道対策など総合的な水質浄化対策を推進します。

【主要事業】

① グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進
② 散策路の整備
③ 呑川水質浄化対策の実施

共通2

主要事業①	グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進	継続

事業概要

■ 「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」における重点的な取組として、「大田区グリーンインフラ事業計画の策定・推進」「みどり基金の創設・運用」を位置付けています。
「大田区グリーンインフラ事業計画」により、まちづくりの課題を防災・減災、環境保全、地域振興の3つの観点から整理し、自然環境が有する機能を活用することで、内水氾濫の防止、生物生息環境の保全、にぎわいの創出等、地域が抱える課題を解決する一端を担うことができます。
また、グリーンインフラ事業計画の推進とみどり基金の運用で事業間連携を図ることで、みどりの取組の更なる推進を図るとともに、区民・事業者のみどりに対する意識醸成等につなげます。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
みどり基金の利活用 （グリーンインフラにおける課題解決に寄与する取組への利活用）	周知・運用開始	利活用先の 具体の検討	基金の利活用
防災・減災に資する雨水浸透・貯留設備の設置 【整備箇所数】	対象箇所検討	調整・設計	公園等整備 1か所
環境保全、地域振興に資するみどり空間の整備 【整備箇所数】 共通2	みどり空間整備 2か所	みどり空間整備 2か所	みどり空間整備 2か所
事業費（年度別）	98 千円	10 千円	10 千円
事業費（合計）	118 千円		
所管部	都市基盤整備部、資源環境部		
備考	※事業費は推進に関する費用のみを計上		

◇ グリーンインフラ

グリーンインフラとは、「住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池、緑地等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用し、「防災・減災」「環境保全」「地域振興」の3つの視点からまちづくりの課題解決につなげる取組」のことを指します。

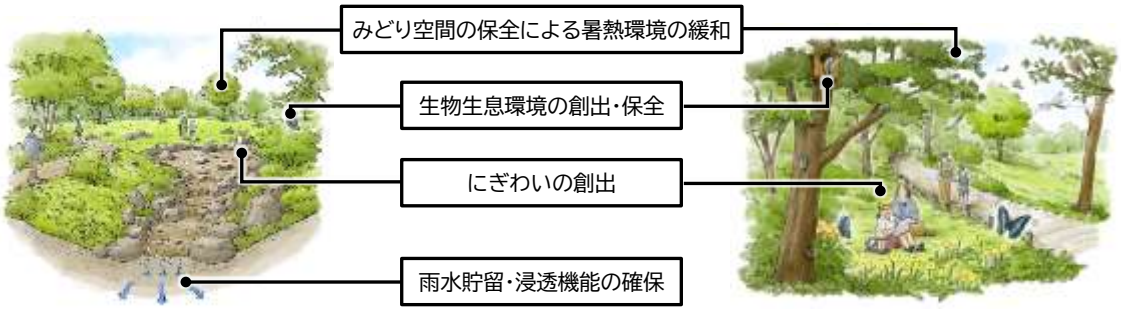

主要事業②	散策路の整備	継続

事業概要

■ 呑川緑道や桜のプロムナード、海辺の散策路など、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」に位置付けられた散策路整備の設計及び工事を行います。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
呑川緑道の整備	石川町一丁目付近 設計 （延長 220m） 南雪谷一丁目付近 ほか 工事 （延長660m）	石川町一丁目付近 工事 （延長 220m） 石川町二丁目付近 設計 （延長 140m）	石川町二丁目付近 設計 （延長 150m） 石川町二丁目付近 工事 （延長 140m）
桜のプロムナードの整備	山王三丁目付近、 仲池上一･二丁目付近 工事 （延長 400m）	仲池上一･二丁目付近 工事 （延長 310m）	仲池上一･二丁目付近 工事 （延長 270m）
海辺の散策路	北前堀･南前堀･ 呑川河口部 関係機関協議	南前堀 設計 （延長 50m）	北前堀･南前堀 工事 （延長 50m）
事業費（年度別）	388,207 千円	308,399 千円	478,399 千円
事業費（合計）	1,175,005 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

主要事業③	呑川水質浄化対策の実施	継続

事業概要

■ 呑川の水環境に関わる基礎的なデータを継続的に取得、整理、記録し、水環境改善対策の効果及び今後の水質改善の方向性を検討するための基礎資料を作成し、各種水質浄化対策を展開します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
呑川水質浄化対策研究会の開催	開催	→	→
水質改善効果調査検討	実施	→	→
高濃度酸素水浄化施設の稼働	運転	→	→
スカム発生抑制装置の稼働 【稼働日数】	350日	350日	350日
スカム対策・汚泥浚渫	実施	→	→
事業費(年度別)	139,182 千円	139,182 千円	139,182 千円
事業費(合計)	417,546 千円		
所管部	都市基盤整備部		
備考			

◇ 高濃度酸素水浄化施設

通常の空気中に置かれた水に含まれているよりも多い量の酸素を溶かし込んだ水を浄化施設で生成し、酸素量が少ない呑川の川底付近に高濃度酸素水を流すことで酸素量を増加させ、水質を浄化していく施設です。

浄化施設建屋全景

浄化施設建屋内

◇ スカム発生抑制装置

酸素濃度の高い表層の水を川底に送って、スカムの発生を抑制することを目的として実施しています。

スカム発生抑制装置全景

第4章　資料編

1 指標一覧

基本計画において定めた、現状からめざす姿にどの程度近づいたかを測る指標で、それぞれの施策を推進するための目安となるものです。

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
基本目標1　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち					
施策1－1　こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり					
1	相談できるところを知っているこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「相談できるところを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% （令和5年度） （大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「相談する所を知っているこどもの割合」）	85%	100%
2	自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所があるこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたには、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所はありますか。」という設問に対し、「ある」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定
3	居場所を複数箇所選択したこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、指標②で「ある」と回答したこどものうち、「あなたが、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所は次のうちどこですか。」という設問に対し、複数回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握次第設定	現状値把握次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
4	将来の夢や目標をもっているこどもの割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「将来の夢や目標を持っていますか。」という設問に対し、「持っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	小6 80.7% 中3 66.1% （令和6年度）	全国平均 以上	全国平均 +1 ポイント 以上
施策1－2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり					
5	子育てに関して孤独や孤立を感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに関して孤独や孤立を感じていますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 23.9% （令和5年度） （大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「子育てに関して孤独や孤立感を感じている区民の割合」） ※就学前児童の保護者対象	22%	20%
6	妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	乳幼児健康診査時（4か月児健康診査）のアンケートで、「妊娠・出産・子育てについて相談できる人はいますか、又は、相談先を知っていますか。」という設問に対し、「はい」と回答した区民の数／調査回答総数×100	なし 【参考値】 78.4% （令和4年度） （すこやか親子 21 アンケート（4か月児健康診査時）「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている区民の割合」）	85%	95%
7	子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所はありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
8	地域に見守られてこどもが成長していると感じる保護者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「地域に見守られてこどもが成長していると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した保護者の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
9	住んでいる地域がこども・子育て家庭をあたたかく見守っていると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「お住まいの地域はこども・子育て家庭をあたたかく見守っていると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	51.1% （令和6年度）	54%	56%
施策1－3　豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成					
10	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6　79.3% 中3　81.4% （令和6年度）	全国平均以上	全国平均 ＋1.5 ポイント 以上
11	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6　78.1% 中3　73.9% （令和6年度）	全国平均以上	全国平均 ＋2 ポイント 以上
12	自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自分とはちがう文化や考えをもつ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
13	学級の児童(生徒)との間で話しあう活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「学級の児童(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6　83.0% 中3　84.6% （令和6年度）	全国平均以上	全国平均 ＋1 ポイント 以上
14	自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)で、「自分には、よいところがあると思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6　83.4% 中3　83.8% （令和6年度）	全国平均以上	全国平均 ＋2 ポイント 以上
15	全国学力・学習状況調査における国語の平均正答率	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)における、教科に関する調査の結果(国語の平均正答率)	小6　71% 中3　59% （令和6年度）	東京都 平均以上	東京都平均 ＋1 ポイント 以上
16	全国学力・学習状況調査における算数・数学の平均正答率	全国学力・学習状況調査(小学校第6学年・中学校第3学年)における、教科に関する調査の結果(算数・数学の平均正答率)	小6　68% 中3　54% （令和6年度）	東京都 平均以上	東京都平均 ＋1 ポイント 以上
施策1－4　一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備					
17	障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
18	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6　64.4% 中3　66.4% （令和6年度）	全国平均以上	全国平均+2.5 ポイント以上
19	築年数が 80 年を超えない学校が整備されている割合（躯体（くたい）の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）	築年数が 80 年を超えない区立小中学校数（躯体の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）/全区立小中学校数（躯体の健全性調査結果を踏まえ、80 年を超えて使用する学校を除く）×100	100% （令和5年度）	100%	100%
基本目標2　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち					
施策2－1　高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備					
20	地域とのつながりを実感している高齢者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたの日々の暮らしの中で、地域とのつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）を実際に感じることがありますか。」という設問に対し、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した 60 歳以上の区民の数/60 歳以上の調査回答総数×100	46.7% （令和6年度）	50%	55%
21	要介護・要支援認定を受けていない高齢者（75 歳以上 85 歳未満）の割合	厚生労働省「介護保険事業状況報告」で、介護保険第1号被保険者（75 歳以上 85 歳未満に限る）のうち、要介護・要支援認定を受けていない人の数/介護保険第1号被保険者（75 歳以上 85 歳未満に限る）の数×100	82.6% （令和5年度）	82.8%	83.0%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
22	社会参加の状況	大田区高齢者等実態調査で、「以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。」という設問に対し、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「収入のある仕事」で、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」と回答した高齢者の数/調査回答総数×100	スポーツ関係 22.7% 趣味関係 27.0% 収入のある仕事 32.3% （令和4年度）	スポーツ関係 24% 趣味関係 28% 収入のある 仕事 35%	スポーツ関係 25% 趣味関係 30% 収入のある 仕事 40% （令和 13 年度）
23	地域密着型サービスの整備状況	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護）の拠点数と定員数	認知症高齢者グループホーム 43 拠点・844 人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5拠点 （看護）小規模多機能型居宅介護 8拠点 （令和5年度）	認知症高齢者グループホーム 45 拠点・880 人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 8拠点 （看護）小規模多機能型居宅介護 10 拠点	―
24	介護サービス従事者の離職率の縮小（定着率の向上）	介護サービス従事者の離職者数/起算日に在籍していた職員数×100	16.3% （令和4年度）	全国値を下回る	全国値を下回る
施策2－2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進					
25	成年後見制度の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『成年後見制度』を知っていますか。」という設問に対し、「内容まで知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	32.8% （令和6年度）	40%	45%
26	成年後見制度の利用者数	東京家庭裁判所の区市町村別成年後見制度の利用者数	1,293 件 （令和5年度）	1,350 件	1,400 件
27	大田区DV相談ダイヤルの認知度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区では、『大田区DV相談ダイヤル』を設置し、配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に関する相談を受け付けていることを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	30.0% （令和6年度）	34%	38%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
施策2－3　障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実					
28	障害福祉サービス等利用者の満足度	大田区障がい者実態調査で、現在利用している障害福祉サービスの満足度について、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した人の数/調査回答総数×100	75% （令和4年度）	85%	90% （令和 13 年度）
29	障害者差別解消法の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『障害者差別解消法』を知っていますか。」という設問に対し、「内容まで知っていて、合理的配慮を行った経験がある」「内容まで知っているが、合理的配慮を行った経験はない」と回答した区民の数/調査回答総数×100	20.3% （令和6年度）	28%	36%
施策2－4　人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり					
30	自治会・町会への加入世帯数	自治会・町会への加入世帯数	244,470 世帯 （令和5年度）	244,000 世帯	244,000 世帯
31	自治会・町会が連携・協働した地域の企業、団体、NPO 等の団体数	地域力推進活動負担金の実績報告により、地域の企業、団体、NPO 等と連携・協働した件数	1,951 団体 （令和5年度）	2,125 団体	2,300 団体
32	現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「あなたは、現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思いますか。」という設問に対し、「現在参加している」「ぜひ参加したい」「きっかけや条件が整えば参加してみたい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	47.9% （令和5年度）	50%	55%
33	ユニバーサルデザインの理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『ユニバーサルデザイン』という言葉を知っていますか。」という設問に対し、「定義までよく理解している」「定義はなんとなく理解している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	67.6% （令和6年度）	70%	85%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
34	普段の生活について、孤立感や孤独感がないと感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「普段の生活について、『孤立感や孤独感がない』はどの程度あてはまりますか。」という設問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.6% （令和6年度）	70%	72%
施策2－5　人々の相互理解と交流の促進					
35	日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う日本人・外国人区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査または大田区多文化共生実態調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した日本人・外国人区民の数/調査回答総数×100	日本人 57.5% （令和6年度） 外国人 79.8% （令和4年度）	日本人 60.5% 外国人 84.8%	日本人 63.5% 外国人 88.8%
36	現在住んでいるまちが暮らしやすいと感じている外国人区民の割合	大田区多文化共生実態調査で、「現在住んでいるまちは暮らしやすいですか。」という設問に対し、「とても暮らしやすい」「暮らしやすい」と回答した外国人区民の数/調査回答総数×100	85.0% （令和4年度）	88.5%	91.3%
37	家庭生活における男女の地位が平等であると思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.1% （令和5年度）	50%	55%
38	今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% （令和6年度）	68.5%	70.5%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
施策2－6　地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実					
39	65 歳健康寿命（要介護2）	65 歳の人が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの。本指標では、障がいを要介護2以上とする。	男性 82.35 歳 女性 85.75 歳 （令和4年）	延伸 （※65 歳平均余命の延伸分を上回る）	延伸 （※65 歳平均余命の延伸分を上回る）
40	特定健診受診率（国民健康保険被保険者）	40 歳から 74 歳の大田区国民健康保険加入者のうち、特定健康診査を受診した人の数/40 歳から 74 歳の大田区国民健康保険加入者数×100	38.8% （令和5年度）	39.8%	40.0% （令和 11 年度）
41	主観的健康感	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「現在のあなたの健康状態はいかがですか。」という設問に対し、「とてもよい」「よい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	64.5% （令和6年度）	増やす	増やす
42	かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局はありますか。」という設問に対し、「かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	29.5% （令和6年度）	31%	32.5%
施策2－7　スポーツの楽しさが広がる環境の整備					
43	区民スポーツ実施率	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「スポーツや運動を実施した頻度は週どのくらいですか。」という設問に対し、「週3日以上（年 151 日以上）」「週2日（年 101～150 日）」「週1日（年 51～100 日）」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% （令和6年度）	70%	72%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
44	区のスポーツ環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは区のスポーツ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	22.5% （令和6年度）	26%	30%
施策2－8　心ときめく豊かな地域をつくる　文化資源の創造と継承					
45	区の文化芸術環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	19.2% （令和6年度）	25%	40%
46	区の文化や歴史に触れる機会があった区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。」という設問に対し、「あった」と回答した区民の数/調査回答総数×100	38.0% （令和6年度）	40%	50%
施策2－9　生涯にわたる学びの支援					
47	最近1年間に生涯学習を行った区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、最近1年間に生涯学習を行ったことがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.5% （令和6年度）	45%	50%
48	年1回以上図書館を利用する区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「1年間で大田区立図書館又は文化の森情報館（電子書籍貸出サービスを含む）をどのくらい利用しますか。」という設問に対し、「週1回以上」「月2回程度」「月1回程度」「2～3か月に1回程度」「ほとんど利用しない（年1～2回程度）」と回答した区民の数/調査回答総数×100	48.6% （令和6年度）	55%	60%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
基本目標3　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち					
施策3－1　脱炭素化の推進と豊かな自然の継承					
49	大田区内における温室効果ガス排出量の削減率	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の算定結果。基準年度である平成 25 年と比較して算出。	▲13.9% （令和3年度）	▲44%	▲55%
50	大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率	大田区役所エコオフィス推進プラン実績調査の算定結果。基準年度である平成 25 年と比較して算出。	▲31.5% （令和5年度）	▲45%	▲56%
51	「生き物の豊かさ」の満足度	大田区環境基本計画の策定に係る区民アンケート調査で、「あなたは、大田区の環境をどのように感じていますか？（項目：生き物の豊かさ）」という設問に対し、「満足」「やや満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	27.2% （令和5年度）	－	40% （令和 12 年度）
52	みどり率	みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりに覆われた面積＋水面が占める面積＋公園内の緑で覆われていない面積/区面積×100	25.3% （平成 30 年度）	27%	28% （令和 12 年度）
施策3－2　持続可能な循環型社会の構築					
53	区民1人1日当たりのごみと資源の総量	大田区一般廃棄物組成分析調査による算定結果	585g （令和5年度）	560g	524g
施策3－3　区内企業の自己変革の促進					

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
54	区内全産業の付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」の算定結果。企業の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、売上高（総生産額）から原材料費・燃料費・減価償却費などの中間投入額を差し引くことによって算出。	19,208 億円（令和3年度）	19,881 億円（令和8年度）	20,576 億円（令和 13 年度）
55	付加価値額が増加した区内企業の割合	大田区の景況の調査で、「前年に比べて付加価値額が増加した」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	42.4%（令和6年度）	45%	50%
56	デジタル化の取組意向のある区内の企業割合	大田区の景況の調査で、「ITを活用した業務効率化・生産性向上の取組状況」に，「取り組んでいる」「まだ取り組んでいないが、取り組む予定がある」「取り組みたいが、検討段階である」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	57.8%（令和5年度）	65%	70%
施策3－4　ものづくりの次世代への承継と立地支援					
57	新規採用人数が充足している企業の割合	大田区の景況の調査で、製造業の企業が希望する求人数に対して、新規採用人数が「充足している」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	28.8%（令和6年度）	30%	30%
58	事業承継の意向のうち、事業承継について考えていない企業の割合	大田区ものづくり産業等実態調査において、「事業承継の意向」のうち、「事業承継について考えていない」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	34.2%（令和元年度）	30%	25%
59	区内製造業の粗付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」の算定結果。売上高（総生産額）から減価償却費を差し引かないで算出した付加価値額のこと。	1,850 億円（令和3年度）	1,850 億円（令和8年度）	1,850 億円（令和 13 年度）

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
60	大田区のイメージについて、ものづくりのまちを選んだ割合	大田区シティプロモーション調査で、「あなたは大田区に対してどのようなイメージや印象をお持ちですか。」という設問に対し、「ものづくりのまち」と回答した区民及び区民以外の数/調査回答総数×100	なし	現状値取得次第設定	現状値取得次第設定
施策3－5　新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出					
61	区内の新設法人数	大田区新設法人件数調査の結果によって把握	1,051 社（令和5年度）	1,114 社	1,167 社
62	羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」を活用した交流・連携による区内企業とのオープンイノベーション創出数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握	2件（令和5年度）	2件	3件
63	羽田イノベーションシティを起点とした新技術の区内実装数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握	1件（令和5年度）	2件	3件
施策3－6　活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信					
64	買い物や食事、イベント等で商店街を利用している区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「買い物や食事、イベント等で商店街を訪れることがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.8%（令和6年度）	90%	90%
65	区内における年間観光消費額の推計値	観光庁の「観光入込客統計調査に関する共通基準及び調査要領」に基づき算出	1,325 億円（平成 29 年度）	1,650 億円	1,720 億円
基本目標4　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち					
施策4－1　災害に強く回復しやすい減災都市の実現					
66	住宅の耐震化率（旧耐震基準）	平成 30 年住宅・土地統計調査等に基づき算出した平成 30 年9月末時点の耐震化率をベースに、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出	92.9%（令和5年度推計値）	約 98%（令和7年度）※おおむね解消	―

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値 （令和 10 年度）	目標値 （令和 14 年度）
67	住宅の耐震化率（新耐震基準）	平成 30 年住宅・土地統計調査等に基づき、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出 ※大田区耐震改修促進計画を令和7年度末に改定予定	85.9% （令和 5 年度推計値）	—	個別計画の改定時設定
68	東京都防災都市づくり推進計画の重点整備地域における不燃領域率（東京都推計値）	東京都の算定結果（空地率＋（1-空地率/100）×不燃化率（%））	大森中地区：64.3% 羽田二・三・六丁目地区：49.4% 補助 29 号線沿道地区（大田区）：52.5% （令和4年度）	—	大森中地区：70%超 羽田二・三・六丁目地区：60%超 補助 29 号線沿道地区（大田区）：70%超 （令和 12 年度）
69	耐震性能を把握した橋梁数	耐震性能照査が完了した橋梁数	39 橋/156 橋 （令和5年度）	59 橋	75 橋
70	耐震・強靭化を進めた橋梁数（落橋対策）	耐震補強工事が完了した橋梁数	30 橋/156 橋 （令和5年度）	35 橋	39 橋
71	無電柱化整備延長	大田区が管理する区道の総延長に対する無電柱化整備延長	13.47 ㎞ （令和2年度）	17.53 ㎞	20.79 ㎞ （令和 12 年度）
72	高台の充足数（特別出張所単位）	特別出張所ごとに、「避難対象者数」と「高台※の受入人数」の需給分析により算出（大田区高台まちづくり基本方針の短期目標）。 ※水害時緊急避難場所と緊急安全確保先	10/18 特別出張所	14 特別出張所	18 特別出張所
施策4－2　地域力を活かした防災対策の推進					
73	総合防災訓練と地域の自主防災訓練との訓練成果の共有率	「総合防災訓練」と地域（区内各地区）の「自主防災訓練」を連携させ実施した数と、その成果を共有することができた地区の数の合計（累計）/18 地区×100	0% （令和5年度）	100%	100%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
74	災害から身を守るために取組をしている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「災害から身を守るためにどのような取り組みをしていますか」という設問に対し、「特に何もしていない」と回答した区民の数/調査回答総数×100 を、100 から引いた割合	85.6% （令和6年度）	100%	100%
75	災害ケースマネジメントを担う関係機関との協議数	毎年1回以上、実装に向けて協議した、「災害ケースマネジメント」の実施に当たって連携が想定される関係機関・民間団体数	2団体 （令和5年度）	7団体	11 団体
施策4－3　治安がよい美しいまちの実現					
76	治安のよさの満足度（体感治安）	大田区政に関する世論調査で、「治安のよさ」という設問に対し、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	60.4% （令和5年度）	65%	70%
77	区内特殊詐欺被害件数	警視庁資料を基に算出した区内特殊詐欺被害の件数。	151 件 （令和5年）	112 件	72 件
78	消費者相談の解決率	相談が解決した件数/相談件数（処理不要・処理中除く）×100	98.6% （令和5年度）	99%	99%
79	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者数	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区内で、週1日平日に、18 時から 20 時までの間、30 分間調査した人数の平均値	16 人 （令和5年度）	11 人	7人
施策4－4　地域の魅力を活かした拠点づくり					
80	住んでいるまちが魅力的であると感じる区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「住んでいるまちが魅力的であると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	68.5% （令和5年度）	70%	72%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
81	駅周辺の整備が進んでいると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区は、『大田区鉄道沿線まちづくり構想』において示した、沿線のまちの将来像やその実現に向けた道筋に基づき、官民が協働し、地域特性や限られた空間を最大限有効に活用しながら、安全かつ快適で利便性の高い個性的な都市空間を創出するよう取り組んでいます。現在、大田区内の駅周辺の整備が進んでいると感じますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	43.6% （令和6年度）	46%	48%
施策4－5　誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成					
82	蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を望む区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「早期に実現してほしい大田区内の公共交通対策」という設問に対し、「鉄道路線の充実（蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を含む）」と回答した区民の数/調査回答総数×100	35.9% （令和6年度）	45%	50%
83	大田区内の公共交通機関が利用しやすいと感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自宅の近くにバス停や駅があるなど、公共交通機関が利用しやすい環境ですか。」という設問に対し、「とても利用しやすい」「まあまあ利用しやすい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.2% （令和6年度）	91%	92%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
84	「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」における特定事業の進捗率	毎年度末に行う特定事業の進捗調査で、「事業が完了した」又は「継続して取り組んでいる」と回答のあった事業の数/大田区バリアフリー基本構想にて位置付ける特定事業の総数×100 ※特定事業とは、バリアフリー法第2条にて定める、ハード整備又はソフト対策によるバリアフリー化に関する事業のこと。	75% （令和5年度）	―	100% （令和 13 年度）
施策4－6　誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備					
85	住んでいるまちの生活環境における、道路整備に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「道路の整備」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	63.6% （令和5年度）	65%	70%
86	狭あい道路の区内総延長261km（両側522km）に対する拡幅整備率	狭あい道路の区内総延長に対する、狭あい道路拡幅整備工事が完了した割合	21.6% （令和5年度）	24.6%	27%
87	橋梁点検における健全性判定Ⅱ以上の割合	大田区が管理する橋梁（公園管理橋は除く）に対して5年間に一回のサイクルとして実施した定期点検の診断結果の割合 ※健全性判定Ⅱ以上とは、予防保全の観点から対策が不要な状態もしくは必要に応じて対策の実施が望まれる状態であること。	97% （令和5年度）	100%	100%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
88	住んでいるまちの生活環境における、住宅事情に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「あなたご自身の住宅事情」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	71.5% （令和5年度）	76%	80%
89	区が把握している適切に維持・管理のできていない空家等の件数	陳情等により課題のある空家等として把握した現存数	742 件 （令和5年度）	707 件	679 件
90	放置自転車台数	「駅前放置自転車等の現況と対策調査」によって把握した放置自転車台数 ※例年 10 月、晴天の平日のうち任意の1日、おおむね午前 11 時ごろの駅周辺における放置自転車台数。	307 台 （令和6年度）	毎年減少	―
施策4－7　世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり					
91	空港臨海部に魅力を感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「遊ぶ場所、働く場所として空港臨海部に魅力を感じますか」という設問に対し、「感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.0% （令和6年度）	50%	55%

No.	指標名	指標の説明	現状値	目標値（令和 10 年度）	目標値（令和 14 年度）
92	HANEDA（ハネダ）GLOBAL（グローバル）WINGS（ウイングズ）への来街者数(1日当たり)	携帯電話端末のGPS位置情報データを用いて算出した、1日当たりの HANEDA GLOBAL WINGS への来街者数	8,885 人（令和5年度）	10,800 人	11,200 人
施策4－8　多彩で魅力ある公園・緑地づくり					
93	地域の拠点となる公園の満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「野球場、キャンプ場、アスレチック等がある大きな公園について、どの程度満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.0%（令和6年度）	50%	60%
94	身近な公園の満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「住宅街によくある小さな公園について、どの程度満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	50.0%（令和6年度）	60%	70%
施策4－9　水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり					
95	身近な場所で水や緑に親しめると感じる区民の割合	大田区政に関する世論調査・区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「身近な場所で水や緑に親しめると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数／調査回答総数×100	58.8%（令和6年度）	60%	65%
96	緑被率	みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりに覆われた面積／区面積×100	18.32%（平成 30 年度）	21%	21.5%（令和 12 年度）

大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】

大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】（以下「取組編」という。）では、大田区持続可能な自治体経営実践戦略（以下「実践戦略」という。）で掲げる取組の柱に紐づいた具体的な取組項目について、区の方向性とともに、職員一人ひとりが日々の業務に取り組む上で持つべき考え方を「すべての部局が持つべき考え方」として示しています。

取組編の実施期間は3年間とし、大田区実施計画と合わせて毎年度更新することで、実践戦略の実効性を担保するとともに、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することにより、基本計画・実施計画の着実な推進につなげます。

1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化

≪取組の柱の方向性≫

【職員力に基づく組織力の向上】

- 職員一人ひとりを重要な資本と捉える人的資本経営の発想を取り入れ、職員が能力を最大限に発揮できるよう、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）能力の向上をはじめとした人材育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備し、質の高い区民サービスの提供につなげます。

【業務の効率化】

- デジタルによる改革を軸とした「自治体 DX」を強力に推進します。
- 民間委託や外郭団体との連携など、アウトソーシング手法を活用します。
- 「効果（アウトカム）」を重視した事業の検証・評価等により効果を最大化し、既存事業の統廃合を含めた事業の見直し・再構築を進めます。

≪取組により実現する姿≫

- 職員のウェルビーイングが向上し、職員一人ひとりが主体的な挑戦を続けることで、持続的に組織力が向上しています。
- 庁内に DX が浸透するとともに、事業の見直し・再構築が進み、業務の効率化が進んでいます。
- 従来の手続を簡略化・効率化することにより、「行かない、書かない、待たない、まわらない窓口」が実現し、区民サービスの満足度が向上しています。

≪実現度を測る指標≫

指標	現状値	目標値 （令和 14 年度）
仕事が充実していると感じる職員の割合	―	80%
オンライン対応済の手続数	158 件 （令和6年度）	全手続（約 4,500 件）
行政手続の利便性が向上したと感じている区民の割合	―	80%
DX 推進により、業務が効率化されたと考えている職員の割合	―	80%

≪取組一覧≫

No	取組名
1-1	人材育成
1-2	職員採用・配置
1-3	組織定数
1-4	職員の健康増進、職場環境の改善
1-5	自治体DXの推進
1-6	EBPMの推進
1-7	行政評価
1-8	世論調査・区民意識調査
1-9	アウトソーシング手法の活用と検証
1-10	内部統制の推進
1-11	危機管理と業務継続
1-12	窓口サービスの向上

各取組ページの見方

概要及び取組の方向性
・当該取組の目的や概要・区としての取組の方向性を記載しています。

主な所管課における取組
・主な所管課における具体的な取組と年度別の実施内容を記載しています。

すべての部局が持つべき考え方
・すべての部局が当該取組を進める上で持つべき考え方や具体的な実施内容を記載しています。
・あわせて、当該取組に関連する計画等を、2次元バーコードとともに記載しています。

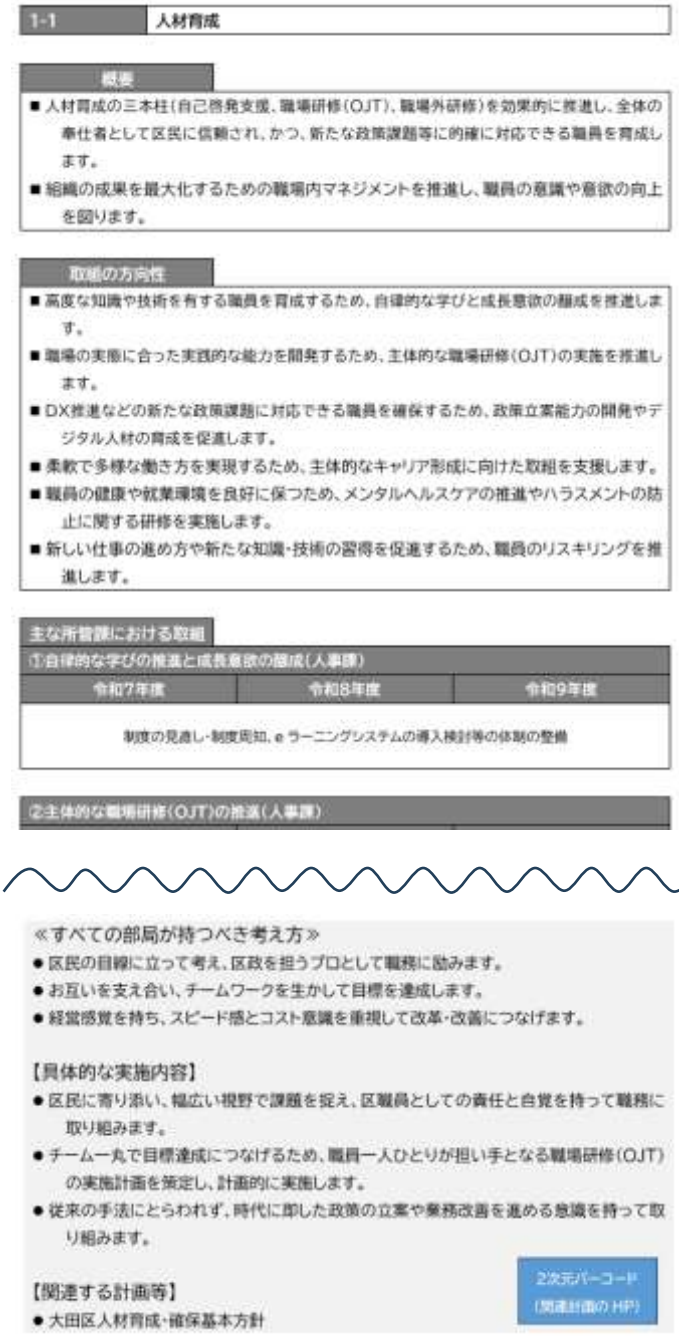

1-1 人材育成

概要

■ 人材育成の三本柱（自己啓発支援、職場研修（OJT）、職場外研修）を効果的に推進し、全体の奉仕者として区民に信頼され、かつ、新たな政策課題等に的確に対応できる職員を育成します。
■ 組織の成果を最大化するための職場内マネジメントを推進し、職員の意識や意欲の向上を図ります。

取組の方向性

■ 高度な知識や技術を有する職員を育成するため、自律的な学びと成長意欲の醸成を推進します。
■ 職場の実態に合った実践的な能力を開発するため、主体的な職場研修（OJT）の実施を推進します。
■ DX推進などの新たな政策課題に対応できる職員を確保するため、政策立案能力の開発やデジタル人材の育成を促進します。
■ 柔軟で多様な働き方を実現するため、主体的なキャリア形成に向けた取組を支援します。
■ 職員の健康や就業環境を良好に保つため、メンタルヘルスケアの推進やハラスメントの防止に関する研修を実施します。
■ 新しい仕事の進め方や新たな知識・技術の習得を促進するため、職員のリスキリングを推進します。

主な所管課における取組

①自律的な学びの推進と成長意欲の醸成（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
制度の見直し・制度周知、e ラーニングシステムの導入検討等の体制の整備		

②主体的な職場研修（OJT）の推進（人事課）

≪すべての部局が持つべき考え方≫
● 区民の目線に立って考え、区政を担うプロとして職務に励みます。
● お互いを支え合い、チームワークを生かして目標を達成します。
● 経営感覚を持ち、スピード感とコスト意識を重視して改革・改善につなげます。

【具体的な実施内容】
● 区民に寄り添い、幅広い視野で課題を捉え、区職員としての責任と自覚を持って職務に取り組みます。
● チーム一丸で目標達成につなげるため、職員一人ひとりが担い手となる職場研修（OJT）の実施計画を策定し、計画的に実施します。
● 従来の手法にとらわれず、時代に即した政策の立案や業務改善を進める意識を持って取り組みます。

【関連する計画等】
● 大田区人材育成・確保基本方針

2次元バーコード（関連計画のHP）

※ 2次元バーコードについては、現在調整中です。
実践戦略策定の際にお示しします。

1-1	人材育成

概要

- 人材育成の三本柱（自己啓発支援、職場研修（OJT）、職場外研修）を効果的に推進し、全体の奉仕者として区民に信頼され、かつ、新たな政策課題等に的確に対応できる職員を育成します。
- 組織の成果を最大化するための職場内マネジメントを推進し、職員の意識や意欲の向上を図ります。

取組の方向性

- 高度な知識や技術を有する職員を育成するため、自律的な学びと成長意欲の醸成を推進します。
- 職場の実態に合った実践的な能力を開発するため、主体的な職場研修（OJT）の実施を推進します。
- DX推進などの新たな政策課題に対応できる職員を確保するため、政策立案能力の開発やデジタル人材の育成を促進します。
- 柔軟で多様な働き方を実現するため、主体的なキャリア形成に向けた取組を支援します。
- 職員の健康や就業環境を良好に保つため、メンタルヘルスケアの推進やハラスメントの防止に関する研修を実施します。
- 新しい仕事の進め方や新たな知識・技術の習得を促進するため、職員のリスキリングを推進します。

主な所管課における取組

①自律的な学びの推進と成長意欲の醸成（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
制度の見直し・制度周知、e ラーニングシステムの導入検討等の体制の整備		

②主体的な職場研修（OJT）の推進（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各職場が直面する課題に応じた主体的な職場研修（OJT）の実施支援		

③政策立案能力の開発やデジタル人材の育成（人事課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
関係所管と連携調整、研修企画・運営・見直し		

④主体的なキャリア形成の支援（人事課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区人材育成・確保基本方針に沿った研修の展開・制度の見直し	令和7年度の振り返りを踏まえた研修の企画・運営	

⑤メンタルヘルスケアの推進やハラスメントの防止に関する研修の実施（人事課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
大田区人材育成・確保基本方針に沿った研修の展開	令和7年度の振り返りを踏まえた研修の企画・運営	

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 区民の目線に立って考え、区政を担うプロとして職務に励みます。
- お互いを支え合い、チームワークを生かして目標を達成します。
- 経営感覚を持ち、スピード感とコスト意識を重視して改革・改善につなげます。

【具体的な実施内容】

- 区民に寄り添い、幅広い視野で課題を捉え、区職員としての責任と自覚を持って職務に取り組みます。
- チーム一丸で目標達成につなげるため、職員一人ひとりが担い手となる職場研修（OJT）の実施計画を策定し、計画的に実施します。
- 従来の手法にとらわれず、時代に即した政策の立案や業務改善を進める意識を持って取り組みます。

【関連する計画等】

- 大田区人材育成・確保基本方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

1-2 職員採用・配置

概要

- 生産年齢人口の減少に伴い、公務員全体の受験者数が減っている中、職員一人ひとりの能力を最大限に活かし、組織力を高めます。
- 有為な人材を確保するため、採用 PR 活動を戦略的に展開し、職員として働くことの魅力を広く発信します。
- 職員一人ひとりが、その能力を十分に発揮できるよう、個々の適性や能力を考慮しつつ、弾力的なジョブローテーションを実施することで、区民満足度の高い行政サービスを提供します。

取組の方向性

- 新たな採用方法（例： SPI（適性検査）を活用した採用）や多様な任用形態を調査・研究し、人材確保に努めます。
- ホームページや SNS をはじめとするインターネットを活用した情報発信を積極的に進めるとともに、求職者のニーズを捉えた採用 PR 動画を作成し、発信します。
- 従来型の採用説明会にとどまることなく、民間転職市場への積極的なアプローチやオンライン説明会の実施などの採用 PR 活動を展開します。
- 就職活動前の学生や求職者に対して、職員として働く魅力を理解してもらうために職場見学を推進します。
- ベテラン・中堅職員の能力・経験の活用や若手職員のキャリア形成等を見据え、組織需要を踏まえた職員配置を実施します。

主な所管課における取組

① 採用 PR 活動の展開（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニーズを捉えた採用 PR 動画の発信、民間転職市場へのアプローチ、職場見学の推進		

②新たな採用方法及び多様な任用形態の調査研究、活用（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
SPI（適性検査）を活用した採用、派遣・人事交流等の実施		
任用形態の調査研究	運用に向けた検討、実施	

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 今後、より一層人材確保競争が激しくなることが見込まれる中、公務の魅力を広く発信し、有為な人材の確保と定着を図るとともに、限られた人的資源の有効活用に取り組みます。
- 限られた人的資源を有効活用するためには、職員一人ひとりの適性や能力を見出し、それに応じた職務や研修の機会を提供することを通じ、職員が確かな成長実感を得られることが重要です。これにより、職員の能力を向上させ、業務の質と組織全体の生産性向上を図ります。
- 大田区の魅力を更に向上させ、有為な人材の確保及び定着を進めることにより、区民満足度の高い行政サービスを提供します。

【関連する計画等】

- 大田区人材育成･確保基本方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

1-3	組織定数

概要

■ 毎年度、組織及び定数の見直しを実施し、最適化を図ることで、変化する社会状況に対応し、区のめざすべき将来像の実現に寄与します。

取組の方向性

【組織】基本構想の将来像や方向性を踏まえつつ、現行組織の設置当初と比較した役割の変化や近年の社会情勢、世論調査の結果等を踏まえた組織整備を実施し、新陳代謝を促進します。

【定数】業務改革等の徹底による人員の再配分を更に進めるとともに、突如発生する自然災害や健康危機など緊急的に人的資源が必要な場合に備えた冗長性を加味した人員を算定します。

主な所管課における取組

①組織（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画を踏まえた組織体制を運用		
		検証、必要に応じて見直し

②定数（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画を踏まえた「職員定数基本計画」に基づいた定数管理 （令和 10 年度まで）		

1-4 職員の健康増進、職場環境の改善

概要

- 職員の「心の健康」を保つことは、良好な職場環境の保持・増進とともに、区がめざす良質な区民サービスの提供や区民から信頼される区政運営につながります。
- 職員一人ひとりが能力を最大限に発揮するため、職員自らが心の健康を理解しセルフケアに取り組むとともに、活気ある職場環境づくりの実現をめざします。
- 休暇・休業制度を拡充し、職員のウェルビーイングの実現に向けた環境整備を行います。

取組の方向性

- ストレスチェックの結果を活用し、職場におけるストレス要因の把握・分析と職場環境の改善に取り組みます。また、ハラスメントの防止及び相談体制の充実を図り、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりをめざします。
- メンタルヘルス不調による病気休職者が増加傾向にあることから、職員が「自らの健康は自ら守る」という意識を持てるよう、セルフケアを促進し、メンタルヘルス不調の予防を強化します。
- 管理監督者は、職員の日頃の変化を的確に把握するため、コミュニケーションを十分にとり、職員からの相談に応じます。また、人事課・健康管理スタッフと連携を図りながらラインケアを進めて早期対応に取り組みます。
- 休職した職員が円滑に職場復帰し、就労継続ができるよう、計画的に職場復帰訓練を実施するとともに、再発防止に努めます。
- 休暇・休業制度を拡充し、職員が仕事と子育てや介護等の生活の両立を図れるように支援します。

主な所管課における取組

①一次予防（予防の強化）（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
ストレスチェックの分析結果を活用した、職場におけるストレス要因の把握と職場環境の改善		
高ストレス者や長時間労働者に対する産業医面談の実施		
セルフケア研修等の充実		

②二次予防（早期発見、早期対応、療養支援）（人事課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
ラインケア研修等の充実		
メンタルヘルス不調の恐れのある職員に対する健康相談、管理監督者への相談支援		
ハラスメントの防止と相談体制の充実		

③三次予防（職場復帰支援、再発防止）（人事課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
円滑な職場復帰支援と再発防止		

④休暇・休業制度の拡充（人事課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
休暇・休業制度を利用しやすい職場の雰囲気醸成、制度研究・調査		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 職員一人ひとりの能力を最大限に発揮するため、メンタルヘルスケアを計画的かつ継続的に行い、職員の心の健康づくりに取り組みます。
- 職員のウェルビーイングを実現するため、職場のレイアウト、労働時間、業務量及び人間関係等の職場環境を改善し、活気ある職場環境づくりに取り組みます。

【具体的な実施内容】

- メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、セルフケアの推進及び快適な職場環境づくりに向けた取組を強化します。（一次予防）
- メンタルヘルス不調者を早期に発見し、相談・治療等に適切につなげる仕組みをつくります。（二次予防）
- 円滑な復帰支援システムを構築し、再発防止を支援します。（三次予防）

【関連する計画等】

- 大田区職員の「心の健康づくり計画」
- 大田区人材育成・確保基本方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

1-5	自治体 DX の推進

概要

■ 「区民ニーズに即した行政サービスの提供」及び「透明性・持続性を担保した組織運営」、「職員能力の最大化」を目的に、デジタルによるフロントヤード（区民サービス）とバックオフィス（事務処理）の改革を軸とした自治体 DX を強力に推進します。

取組の方向性

■ 組織力向上及び職員能力の最大化のための DX 人材を育成します。
■ 各部局における業務改善（BPR）に資する伴走型の支援を継続して実施します。
■ システム更改を契機に文書決定や会計処理のフローを見直し、BPR を実施します。
■ 「大田区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」及び施行規則を基に、各部局における規定の整備を行います。

主な所管課における取組

①DX 人材の育成（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
育成方針整備	育成方針に基づくカリキュラム実施※適宜見直し	
職員のデジタルスキル診断（検討）	職員のデジタルスキル診断（実施・可視化）	

②各部局 BPR 支援（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各部局からの相談受付、伴走支援		
	業務のマニュアル化及びデータの蓄積	

③業務フローの見直し（文書管理・財務会計システム再構築）（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
業務フロー見直し 規則等改正検討	規則等改正	
新文書・財務システム サーバー構築		新システム稼働

④オンライン申請の拡充（情報政策課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
オンライン申請可能な手続の拡充（優先度の高い 1,200 手続のオンライン化）		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- DX 推進においてのポイントは「D（デジタル）」ではなく「X（トランスフォーメーション）」、いわゆる変革であり、デジタルは手段でしかありません。業務を見直し、デジタルを用いてプロセスを効率化・省力化することが重要です。

【具体的な実施内容】

- デジタル技術の利活用や BPR に関し、各職員が研修の積極的な受講や身に付けた知識・スキルを部局内に展開できるよう、部局全体の DX 推進をリードする DX 人材の育成に取り組みます。
- 各部局が業務における課題を認識し、ノウハウ・知識の共有やデータベース化、情報政策課による伴走支援の積極的な活用をすることで、業務改革に取り組みます。
- 文書管理・財務会計システムの再構築の機会を捉えて業務フローの見直しを行うことで、業務効率化を図ります。
- 区民の利便性向上を図るため、計画的に行政手続のオンライン化を推進します。全庁的な目標として令和 9 年度までに優先度の高い 1,200 手続のオンライン化を達成し、令和 12 年度までには全手続をオンライン化するため主体的に取り組みます。

【関連する計画等】

- 大田区情報化推進指針
- 大田区 DX 推進計画

2次元バーコード
（関連計画の HP）

1-6 EBPM の推進

概要

- 政策の立案を、その場限りのエピソード（たまたま見聞きした事例や経験・勘）に頼るのではなく、目的を明確化した上で、エビデンス（合理的な根拠）に基づくものとすることで、効果的・効率的に政策運営を進めます。
- 政策プロセスの透明性を高め、区民への説明責任を果たすことで、信頼される区政を展開します。
- 人材や財源など限りある経営資源を有効活用し、時代の変化に機動的かつ柔軟に対応する政策を推進します。

取組の方向性

- 政策効果の測定に重要な関連を持つ統計データや各部局が保有するデータなどを、部局・分野横断的に整理し、庁内のエビデンス収集・分析に関する環境を整備します。
- 他自治体や民間企業などの EBPM 推進に寄与する取組状況を把握・研究した上で、先進事例を共有するとともに、実践事例を創出するなど、EBPM を促す仕組みを導入します。
- 情報の利活用・分析、政策形成など、より実用的な EBPM の考え方・手法に関する研修を実施します。

主な所管課における取組

①EBPM 普及の仕組みづくり（企画課・情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁内データの整理		
データ共有の仕組み検討		
他自治体の事例研究・庁内での実践事例創出		

②政策立案能力強化研修等の実施（人事課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
新任主任研修の悉皆化の振り返り 新設した EBPM 研修の振り返り	令和7年度振り返りを踏まえた研修の企画・運営	
関係所管と連携調整、研修企画・運営・見直し		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 全庁横断的にデータを共有し、エビデンスとして有効活用していくことで、地域課題の解決に役立てます。
- 職員一人ひとりが EBPM の果たす役割や意味を理解した上で、予算事務をはじめとした様々な業務に取り組みます。

【具体的な実施内容】

- 政策立案の際は、指標・データ等のエビデンスに基づき、想定する目的と手段との因果関係をロジックモデルで明らかにするなど、EBPM の視点から検証を行い、効果がある事業を重点的に推進します。
- 効果的なエビデンスを収集する方法について検討します。
- EBPM 研修を受講するなどして習得した内容を職場において共有・実践します。

1-7	行政評価

概要

- ■ 最少の経費で最大の効果を挙げながら総合計画を着実に推進するため、客観的な行政評価を実施します。
- ■ 施策の新陳代謝を促進することにより、経営資源が限られる中においても社会経済状況や行政需要の変化に柔軟かつ的確に対応し、区民サービスを向上します。

取組の方向性

- ■ 総合計画を着実に推進するため、施策評価及び事務事業評価の二階層による評価の仕組みを構築します。
- ■ 評価結果を経営資源の配分に活用することで、総合計画の実効性を担保します。

主な所管課における取組

①仕組みの構築（企画課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
施策・事業評価の仕組みの構築	施策・事業評価の仕組みの運用	

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 効果を重視する視点で行政評価に取り組み、効果を最大化するための経営資源の配分を行うことで、施策の新陳代謝を促進します。
- 指標の進行管理により効果を見える化し、総合計画を着実に推進していく原動力とします。
- 評価結果を公表することで区の説明責任を果たし、透明性や事業の質の向上につなげます。

【具体的な実施内容】

- ● 施策評価では、指標及び目標値の達成状況の推移や成果の分析のほか、事業の貢献度分析や優先順位付けを行います。
- ● 事業評価では、必要性、有効性、効率性等の視点から検証・評価を行います。

1-8	世論調査・区民意識調査

概要

【世論調査】

区の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や施策立案の基礎資料とします。

【区民意識調査】

各種計画の進行管理や個別事業の効果検証・施策立案の基礎資料とします。

取組の方向性

- 区民満足度の高い区政運営につなげるための両調査の効果的な活用に向けた仕組みづくりを進めます。
- 基本計画と連動した設問となるよう精査します。
- 回答する区民に分かりやすい設問内容で、負担の少ない調査方法となるよう検討を重ねます。
- 調査結果が各施策・事務事業の評価・計画へ反映されているか等を把握分析するとともに活用状況を広く周知します。

主な所管課における取組

①効果的な活用に向けた仕組みづくり（企画課・広聴広報課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
活用状況の調査・分析・周知		

②調査方法の検討（企画課・広聴広報課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
調査方法の検討		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 調査の結果を予算編成や計画の進行管理、効果検証、計画の策定等に活用することで、より区民満足度が高い施策の実施につなげます。

【具体的な実施内容】

- 区の施策に資するために必要な設問を研究します。
- 得られた調査結果を既存の事業の改善や評価・検証及び今後の施策立案に活用します。
- より効果的・効率的な施策に深化させるために、複数の設問から得られた調査結果を分野横断的に考察します。

1-9	アウトソーシング手法の活用と検証

概要

■ 民間のノウハウを有効に活用し、多様化・複雑化する区民ニーズに効果的・効率的に対応することで、区民サービスの向上及びコスト縮減を進めます。

〈外郭団体等の連携・活用について〉

■ 区を取り巻く環境が変化する中で、区の政策を実現する重要なパートナーである外郭団体等との連携をより一層強化し、限られた財源の中でも区民サービスの更なる向上を図ります。

取組の方向性

■ 事業の実施主体・実施手法を適時見直すこと等によりアウトソーシング手法の更なる活用を検討し、適宜導入します。

■ 指定管理者制度導入施設における利用料金制の効果検証を実施し、区としての利用料金制導入の方向性を検討します。

■ 多様なアウトソーシング手法を検討することで、民間の資金、経営能力、技術等の活用を図り効果的・効率的でより質の高い区民サービスの提供をめざします。

〈外郭団体等の連携・活用について〉

■ 区の経営資源の一つとして外郭団体等の連携・活用（業務委託、事業移管等）を検討します。

■ 外郭団体等の事業の効果検証を行い、効果的・効率的な事業実施を推進します。

主な所管課における取組

①アウトソーシング手法の効果検証の仕組みづくりと検証の実施（企画課・所管課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証の仕組みづくりと検証の実施		

②【外郭団体等】効果検証手法の見直しの検討（企画課・外郭団体等所管課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
検証手法の見直し検討	新たな手法による効果検証の実施	

③【指定管理者制度】利用料金制導入の方向性明示（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証の仕組みづくりと検証の実施・方向性明示		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 限られた経営資源を有効活用するため、事業評価等の際に、民間委託・指定管理者制度をはじめとしたアウトソーシング手法の活用を検討し、適宜導入することで、事業改善を図ります。
- アウトソーシング手法の活用を検討する際には、区民サービス向上の視点に加え、職員の人材育成やスキル維持の視点も踏まえて適切な判断を行います。

【具体的な実施内容】

- 区が自ら行うべき業務とアウトソーシング手法の活用が適している業務を整理した上で、アウトソーシング指針に基づき、新規事業・既存事業問わずアウトソーシング手法の導入を検討します。
- PPP/PFI、公募設置管理制度（Park-PFI）等の新しい手法の活用を積極的に検討し、民間企業の資金やノウハウを活かした質の高い区民サービスの提供につなげます。
- 外郭団体等の機動力や専門性等を活かし、業務の委託先や指定管理者等としての連携・活用を図ります。

【関連する計画等】

- 大田区アウトソーシング指針
- 大田区外郭団体等に関する基本方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

1-10	内部統制の推進

概要

■ 業務を適切かつ効率的に行えるようにリスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組みである内部統制の推進に取り組みます。

取組の方向性

■ 効果的なリスク管理を実現するため、職場における内部統制推進体制を整備し、運用を進めます。

■ 職員一人ひとりの内部統制に関する意識とスキル向上のため、適正な財務等事務執行の継続的な教育・啓発活動に取り組みます。

■ 業務の効率性と正確性向上のため、ICT 等の活用による業務プロセスの改革を推進します。

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 業務に潜在するリスクを特定し、これに対処するための体制を整えることで、組織として事務誤りの未然防止等、公正で、確実な事務事業を実施します。
- 内部統制は一度体制を整備すれば完了するものではなく、業務の進行や社会状況の変化に応じて改善を行う必要があります。

【具体的な実施内容】

- 各職場において、所属長の指揮のもと内部統制推進員（係長）を中心とし、自己点検チェックリスト等の活用により、リスクの状況を可視化し、共有することでリスク管理の徹底を図ります。
- 抽出したリスクに基づき、マニュアルや業務フロー等を見直し、日々の業務に反映させた上で、定期的に点検を行い、業務の適切な実施及び継続的な改善に取り組みます。
- ICT を導入・更新するに当たっては、事務誤り防止及び負担軽減にも配慮しながら、業務プロセスの見直しを行います。

【関連する計画等】

- 大田区内部統制取組方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

主な所管課：総務課

1-11 危機管理と業務継続

概要

■ 優先して確保すべき通常業務とそれ以外の通常業務を特定しておくことで、災害時においても区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務の継続を担保し、迅速な生活再建と復興を実現します。

取組の方向性

■ 想定される最大規模の災害に対応できる「新たな危機管理体制」を構築するとともに、業務継続計画（BCP）を改訂することで、非常時優先業務を継続できる体制を整備し、「大田区地域防災計画」の実効性を担保します。

■ BCP の改訂に当たっては、発災直後の応急対策業務に必要な人員数を具体的に算出することで、残余の人員をもって区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務を継続できる体制とします。

■ BCPの改訂業務を通じ、職員の防災意識をより一層向上させ、「区民の生命、身体及び財産を災害から保護する」責務を果たすとともに、迅速な生活再建と復興を実現します。

■ 災害の有無にかかわらず、業務システム停止時における業務継続計画（ICT-BCP）を明確化します。

主な所管課における取組

①新たな危機管理体制の構築（防災危機管理課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域防災計画修正 規則類改正	訓練検証、適宜修正	継続

②BCP の改訂（企画課・防災危機管理課）

令和7年度		令和8年度		令和9年度
応急対策 業務調整	応急業務 調整	優先通常業務調整	BCP 調整	訓練・BCP 修正調整

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 災害時に応急対策業務や生活再建業務に経営資源を最優先で振り向け、BCP に基づき、業務の継続、縮小、停止を着実に行うことで、区民生活を維持し、迅速な復興を担保します。

【具体的な実施内容】

- 「新たな危機管理体制」の構築に関わる実証訓練等で得られた成果に基づき、応急対策業務に要する人的資源を明確化するとともに、区の責務である「区民の生命、身体及び財産を災害から保護する」意識の醸成に取り組みます。
- BCP に基づき、区民生活に不可欠な優先度の高い通常業務と縮小・停止する業務の優先順位を整理します。
- 停電や通信・システム障害などで業務システムが利用できない状況下にあっても、区民サービスを継続するための代替手段・方法を具体化します。

【関連する計画等】

- 大田区業務継続計画（震災編）
- 大田区地域防災計画

2次元バーコード
（関連計画の HP）

1-12 窓口サービスの向上

概要

- ■ オンライン申請の普及に努め、窓口混雑の緩和を図るとともに、区民の利便性を向上します。
- ■ 従来の手続を簡略化・効率化することにより「行かない、書かない、待たない、まわらない・迷わない窓口」を実現します。
- ■ デジタル活用が困難な方にも、丁寧で分かりやすい窓口サービスの展開により「わかりやすい、使いやすい優しいおおた」をめざします。
- ■ 必要なサービスを一度の手続で受けられる窓口体制を充実させます。

取組の方向性

1 行かない窓口

- ■ 区民が場所や時間を選ばずスマートフォンやパソコンから行政手続ができるよう、オンライン化を進めます。
- ■ マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の普及・ぴったりサービスの拡充を図ります。

2 書かない窓口

- ■ 申請書作成システム導入の効果検証を実施し、申請手続簡略化・省力化の推進を図ります。

3 待たない窓口

- ■ 呼び出し状況を WEB 上で確認できる窓口発券機の展開を行います。
- ■ 利用者が WEB から本庁舎及び各特別出張所の混雑状況を確認できるシステムを導入します。

4 まわらない・迷わない窓口

- ■ めざす窓口サービスのあり方の方針・ロードマップを策定します。
- ■ 部局横断的な総合窓口開設に向けたプロジェクトを立ち上げ、手法の検討・調整を行います。

5 職員のノウハウ・データの蓄積等

- ■ 職員間の情報連携や、ノウハウ・知識を共有する仕組みを検討します。
- ■ 配慮を必要としている方への応対が可能となる窓口環境の拡充を推進します。

主な所管課における取組

①行かない窓口（情報政策課、窓口所管課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
行政手続オンライン化の推進		

②書かない窓口（情報政策課、窓口所管課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
申請書作成システムの活用・効果検証		

③待たない窓口（窓口所管課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
WEB連動窓口発券機の展開、普及		

④まわらない・迷わない窓口（企画課、窓口所管課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁内体制の構築 ロードマップの策定	全庁的な窓口体制の再編	

⑤職員のノウハウ・データの蓄積等（窓口所管課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
職員間のノウハウ・知識のとりまとめ データの蓄積方法の検討・構築		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 行政手続のオンライン化推進により、区民の利便性と行政事務の効率性の双方を向上させます。
- すべての窓口においてユニバーサルデザインの視点を取り入れた、人にやさしい窓口を実現します。

【具体的な実施内容】

- 各種届出や申請、施設利用などあらゆる行政手続のオンライン化を強力に推進しながら、窓口業務においては多様な区民に対して配慮の行き届いた質の高いサービスを提供します。

【関連する計画等】

- 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　アクションプラン Ver.3

2次元バーコード
（関連計画の HP）

2 多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信

≪取組の柱の方向性≫

【多様な主体との連携・協働の推進】

- 区民活動団体や民間企業等との連携・協働を更に推進し、複雑化・多様化する地域課題の解決と地域の活性化を実現します。

【戦略的な情報発信】

- 地域ブランディングを一新し、区内外にまちの魅力を発信する戦略的なシティプロモーションを推進します。
- ホームページや SNS など多様な媒体を活用し、様々な世代やターゲットに合わせた誰にでも伝わる情報発信に取り組みます。

≪取組により実現する姿≫

- 多様な主体それぞれが、自らの持つ特性や強みを活かし、連携・協働しながら、地域課題の解決と地域の活性化に向けて取り組んでいます。
- 様々な世代の人々が積極的にまちづくりに参加することで、満足度の高い区民サービスが提供されています。
- すべての区民に、区政に関する情報が等しく伝わっています。
- 区の多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なシティプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージが向上しています。
- 区民の大田区に対する愛着・誇りが育まれ、定住性が向上しています。

≪実現度を測る指標≫

指標	現状値	目標値 （令和 14 年度）
区民の区政への参加意向	28.3% （令和5年度）	37%
「区からの情報が届いている」と感じている区民の割合	―	70%
区民活動団体の新規活動情報掲載数（区民活動情報サイト掲載数）	500 件/年 （令和 5 年度）	600 件/年
区民の大田区への愛着度 ※「大田区シティプロモーション活動に対する満足度調査」におけるスコアを使用しています。	72.1 点 （令和5年度）	80 点
大田区に住み続けたいと考える、未就学児のいる世帯の割合（定住意向）	85.2% （令和5年度）	89%

≪取組一覧≫

No	取組名
2-1	区民協働
2-2	公民連携
2-3	区民参画
2-4	シティプロモーションに資する情報戦略
2-5	誰にでも伝わる情報発信
2-6	オープンデータ
2-7	経営状況報告

2-1	区民協働

概要

■ 区民、区民活動団体（自治会・町会、NPO 法人、任意団体等）、事業者及び区が、豊かな地域社会を築くという共通の目的を持って、互いの自主性や役割を尊重しつつ、それぞれが有する知識・技術等の資源を提供しあい、連携・協働を推進して地域課題の解決に取り組みます。

取組の方向性

■ 区民活動や連携・協働が活発に行われるよう必要な支援や環境整備に努めます。
■ 職員が連携・協働の重要性を理解し、積極的に推進するよう啓発等に努めます。

主な所管課における取組

①区民協働推進会議の運営（地域力推進課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民協働推進に関する調査研究		

②区民活動支援施設における支援機能の充実（地域力推進課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
団体支援事業の 整理・見直しと再構築	区民活動団体への支援の充実・団体や地域との連携強化	

③職員の協働理解促進（地域力推進課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
職員研修の内容検討と庁内掲示板活用による協働事業の好事例紹介など		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 活動の場の提供など、区民活動団体に必要な支援に努めます。
- 多様な主体と連携・協働して事業を実施するよう努めます。

【具体的な実施内容】

- 事業の実施に当たっては、「共催」や「事業協力」、「委託」、「補助」などの多様な手法により、区民活動団体等の専門性やネットワークを活かします。
- 区民活動団体等の事業に対して、「後援」名義使用の承認等を行い、信頼を高め、社会での認知度を増すことにつなげます。

【関連する計画等】

- 大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

2-2 公民連携

概要

■ 区民（地域）、民間企業等、行政（区）のそれぞれにメリットがある「三方良し」の公民連携を推進し、「質の高い行政サービスの提供」、「地域課題の解決」、「地域の活性化」を実現します。

取組の方向性

■ 公民連携の活性化のための戦略的な庁内情報発信を行います。
■ 効果的な連携を実現するため、部局のニーズと企業の強みとの適切なマッチングを推進します。
■ 公民連携SDGsプラットフォームの発展に向け、参加企業等の拡充を進めます。
■ 複数主体の協働による新たな価値創造に向けた連携体制を構築します。

主な所管課における取組

①庁内への情報発信を通じた公民連携の活性化（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
事例・意識調査、 情報整理、情報発信	継続 →	

②部局課題と民間企業等の提案やノウハウのマッチング（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
課題抽出・ヒアリング・ データベース化	部局課題の民間企業等への提示・マッチング・効果検証	

③大田区公民連携SDGsプラットフォーム参画企業等の充実（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
広報活動の展開、 広報手法の効果検証	効果検証に基づく 広報展開の見直し	広報活動の展開

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 「三方良し」の考え方を部局内に浸透させ、事業手法の検討の際には、公民連携を選択肢として常に意識します。

【具体的な実施内容】

- 新規事業の立案時から、行政と民間企業等の強みを活かした公民連携の可能性を積極的に検討し、最適な実施手法を選択します。
- 予算要求や事業評価の際などには、既存の直営・委託事業についても、公民連携による付加価値創出の機会として捉え直し、経営資源の効果的な配分をめざします。

【関連する計画等】

- 大田区公民連携基本指針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

2-3	区民参画

概要

- 各種計画の策定・改定の際には、区民の意見を聴取し、より区民に寄り添った計画づくりにつなげます。
- 広くあらゆる世代の区民からの意見を施策運営や業務見直し等の参考とすることで、より満足度の高い区民サービスを提供します。

取組の方向性

- あらゆる世代の区民から意見を幅広く収集するワークショップ等の取組を、より効果の高いものにするため、実施方法を適時見直します。
- アウトリーチ型で意見を収集するなど、施策や計画の見直しの際に区民が積極的かつ容易に意見ができる方法の検討を進めます。
- 区政情報を区民に身近な情報として受け取ってもらうため、図表やイラスト等を活用した分かりやすい情報発信を行います。

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 区民への説明資料などに、事業の目的や解決すべき課題等を分かりやすく明示することで、区民が参画する機会を通じて意見を出しやすくなるよう努めます。

【具体的な実施内容】

- あらゆる世代の区民から意見やニーズをより効果的・効率的に収集する手法を検討します。
- 調査を実施する際には、区民ニーズをより的確に把握できるような設問設計等の手法を検討します。
- 区政情報発信の際には、分かりやすい表現の検討や概要版の作成を行います。

主な所管課：広聴広報課

2-4 シティプロモーションに資する情報戦略

概要

- 職員一人ひとりのシティプロモーションマインドを醸成し、広報スキルを向上させるとともに、庁内の広報・シティプロモーション体制を構築し、「大田区シティプロモーション戦略」及び「大田区シティプロモーション戦略アクションプラン」に基づき、戦略的・効果的な情報発信を行います。

取組の方向性

- 子育て世帯を中心とした区民にターゲットを絞り、より戦略性の高い方策を講じるとともに、副次的効果として、通勤・通学者や区と関係性のある方など区外在住者へも区の魅力が伝わることをめざします。
- 子育てに関する区の取組や余暇を楽しむための様々な情報に子育て世帯がアクセスできるよう、広報媒体活用のあり方を検討します。
- 産業、教育、文化アート、スポーツ等を通じてまちを活性化する新しい価値などを生み出す人や、インフルエンサーになり得る人との連携を強化します。
- 未来のまちづくりへの参画意識を醸成するために、新空港線のまちづくりやSDGs未来都市がめざす未来のまちの魅力の情報発信を強化します。
- 区外在住者へは、区の認知度・魅力度の向上に向け、庁内連携を強化して観光施策等の効果的な情報発信を行います。
- 職員のシティプロモーションマインドの醸成及びスキルの向上に取り組みます。

主な所管課における取組

①戦略・アクションプランの着実な推進（広聴広報課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
戦略に基づくアクションプラン第１期の取組推進（令和 10 年度まで）		
年度ごとの 振り返り・分析	継続 ● →	

②戦略的・効果的な情報発信、職員の広報スキルの向上（広聴広報課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁内向けスキルアップの取組（研修等）		

③庁内の広報・シティプロモーション体制の構築（広聴広報課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
各事業の情報共有体制の 始動・検討（庁内検討会議等）	各事業の情報共有体制の確立	

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 区民ニーズを捉え、区のイメージ向上に資する事業や地域資源の魅力発信に積極的に取り組みます。

【具体的な実施内容】

- 各広報媒体の特徴や利用者層に合わせた発信内容を検討し、文字情報だけでなくデザイン性を重視したイラストや図表を用いるなど、区の施策やまちの魅力が伝わる発信を行います。
- シティプロモーション戦略においては、子育て世帯をターゲットとしているため、事業の実施に当たっては、子育て世帯に対し魅力的なものになっているかという視点を持つとともに、必要な配慮を行います。

【関連する計画等】

- 大田区シティプロモーション戦略

2次元バーコード
（関連計画の HP）

2-5 誰にでも伝わる情報発信

概要

- 行政情報を発信する際には、多様な媒体や手段を活用し、区民の目線で理解しやすい工夫を施すことで、「誰にでも伝わる情報」として分かりやすく的確に届けます。
- SDGs未来都市として、SDGsの理念の一つである「誰一人取り残さない社会」の実現のため、行政情報をすべての区民に等しく届けます。

取組の方向性

- 区報や SNS など多様な媒体を活用し、区民にとって分かりやすい「誰にでも伝わる情報発信」を行います。
- デジタルデバイド対策を推進することで、年齢、障がいの有無、性別、国籍などにかかわらず、すべての区民に伝わる情報発信に努めます。

主な所管課における取組

①多様な媒体を活用した誰にでも伝わる情報発信（広聴広報課）

<table>
<tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr>
<tr><td colspan="2">誰にでも伝わる情報発信の意識付け・スキルの定着</td><td rowspan="2">実践と検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">検証指標の検討</td></tr>
</table>

②情報発信におけるデジタルデバイド対策の推進（広聴広報課）

<table>
<tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr>
<tr><td>情報発信手法の整理</td><td colspan="2">庁内への周知・実践と検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">職員の意識醸成</td></tr>
</table>

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、誰にでも伝わるよう多様な伝達手段を活用して情報を発信します。
- 職員一人ひとりが「誰にでも伝わる情報発信」のスキル向上に努め、広報担当部局と連携をとりながら、区民に的確に届くような分かりやすい情報発信に努めます。
- あらゆる局面で適時適切に「必要な情報を」「必要な区民へ」「戦略的に」伝えるために、日頃から積極的な情報発信を行います。

【具体的な実施内容】

- 区政情報を発信する際には、区報、ホームページ、公式 X、LINE など多様な媒体の活用を検討し、より区民に伝わりやすい手法を選択します。
- 多言語化、やさしい日本語を使用しての情報発信、障がいの特性に応じた情報発信など、誰にでも区政情報が適切に届くよう配慮します。

2-6	オープンデータ

概要

■ 区が保有する公的情報をオープンデータとして公開することにより、区政の透明性・信頼性の向上はもとより、多様な主体によるデータ利活用の促進を図り、既存の区民サービスの高度化や地域課題の解決に資する新たなサービスの創出につなげます。

取組の方向性

■ ユーザー（民間）との関係を強化し、どのようなデータが求められているかを把握することで、公開と利活用の好循環を生み出します。
■ 利活用の推進を見据え、データの「量」だけではなく「質」を向上させます。
■ 大量のデータを効率的かつ適切に管理し、安定的・継続的に提供します。
■ オープンデータ公開の取組意義について、庁内の更なる理解促進と意識向上に努めます。

主な所管課における取組

①ニーズの把握・分析（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
東京データプラットフォーム（東京都が運営するオープンデータに関する WEB サイト等）や各所管との連携による、ニーズの把握、利活用事例の収集・分析		

②データ整備（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
自治体標準データセット等のデータクレンジング（データの表記の統一など、二次利用に適した形式への補正）		
	庁内全体のデータベースやデータ連携のあり方を検討	

③職員に対する啓発活動（情報政策課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
オープンデータの指針見直し	オープンデータ基礎研修開催	
庁内全体に向けて各取組について継続的に発信		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 区が保有する公的情報は、区民共有の財産であるとの認識に立ち、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開します。

【具体的な実施内容】

- 公開が可能なデータから順次オープンデータ化を進めます。
- データを公開する際には、可能な限り、CSV 形式や Excel 形式など機械判読可能かつ二次利用が容易な形式で公開します。
- 効率的なデータ公開のために、日々の業務でデータを作成する際には、機械判読に適したデータ形式でのファイル作成に努めます。

【関連する計画等】

- 大田区情報化推進指針
- 大田区DX推進計画

2次元バーコード
（関連計画の HP）

2-7 経営状況報告

概要

- 区民に区の経営状況や活動状況を分かりやすく報告することで、財政の透明性を高めるとともに、自治体経営についての区民の理解を深め、区政への参画意識の醸成を図ります。
- 区の経営状況や活動状況を踏まえて施策検討を進めることで、戦略的に施策を展開します。

取組の方向性

- 基本構想・基本計画及び実践戦略を踏まえ、OTA シティ・マネジメントレポート等において、区の経営方針等の内容充実を図ります。
- 区の財政データの公表に当たり、既存の財務会計システムの機能拡張により、情報公開の強化と職員の生産性向上を図ります。

主な所管課における取組

①年次財務報告書の充実（財政課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本計画・実践戦略を踏まえた内容の充実	IRの視点も含め、財務書類の活用等による経営状況や活動状況のより分かりやすい公開について検討	

②予算等の財政状況のデータ公開（財政課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
財務会計システムに予算書の Excel 出力機能を追加し、区ホームページで公表	分かりやすい財政状況のデータ公開に向けた検討	

③各外郭団体の経営状況報告の充実（企画課・外郭団体所管課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
各外郭団体の経営状況報告書のより分かりやすい公開手法検討	区ホームページ等を活用し、経営状況報告書を公開	

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- OTA シティ・マネジメントレポート等を活用し、区の最新の経営状況・財政状況を常に意識することで、戦略的な施策展開に努めます。

【具体的な実施内容】

- 新たな施策を検討する際の基礎資料や、施策説明の根拠資料として、OTA シティ・マネジメントレポート及び各外郭団体の経営状況報告書を積極的に活用します。

3 強靭な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進

≪取組の柱の方向性≫

【強靭な財政基盤の構築】

- 施策の新陳代謝に取り組み、財政の弾力性を確保します。
- 公共施設整備資金積立基金をはじめとした基金残高の計画的な確保や、特別区債の戦略的な活用などにより、財政対応力を堅持します。

【公共施設マネジメントの推進】

- 既存の施設のうち、躯体の健全性を確認した建物などは長寿命化改修を行い、維持管理・更新等に係るコストを縮減します。
- 公共施設や土地の有効活用に加え、複合化・多機能化の推進により、公共施設の適正配置を進めます。
- 多様な公民連携手法の活用により、区民サービスや利便性の一層の向上を図ります。

≪取組により実現する姿≫

- 財政負担の軽減や財源確保の取組により、安定的な財政運営が図られています。
- 自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要へ機動的に対応できる強靭な財政基盤が構築されています。
- 公共施設・都市インフラの強靭化や社会資本の整備といった未来への投資が着実に推進しています。
- 公共施設の適正配置が進み、計画的な維持管理と柔軟な施設活用がされています。
- 民間のアイデアやノウハウの活用により、施設利用者の利便性やサービスの質が向上しています。

≪実現度を測る指標≫※以下の指標については、次ページの≪指標に関するコラム≫で解説しています。

指標	現状値	目標値 （令和 14 年度）
経常収支比率	78.6% （令和5年度）	80%台
財政基金残高	約 490 億円 （令和5年度）	300～400 億円程度 （標準財政規模の 20%程度）
公債費負担比率	0.8% （令和5年度）	3～5%程度
公共施設の棟数 ※同一敷地内の施設は1棟とみなします。	406 棟 （令和6年度）	
昭和 46(1971)年以前の 公共施設の棟数 （住宅・学校・その他公共施設） ※同一敷地内の施設は1棟とみなします。 ※昭和 46 年以前の施設：鉄筋コンクリート造の建物に対する耐震基準が引き上げられる前の建物を指します。	103 棟 （令和6年度）	

≪取組一覧≫

No	取組名
3-1	基金運用
3-2	財源確保
3-3	受益者負担の適正化
3-4	債権管理の適正化
3-5	補助金の適正化
3-6	入札・契約
3-7	施設マネジメント・施設評価
3-8	環境負荷低減に配慮した事業活動
3-9	地方分権の推進

≪指標に関するコラム≫

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等のような容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標です。

経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していくことになります。経常収支比率が 100%を超えるということは、安定的な収入が見込まれる経常一般財源では義務的な経常経費すら賄えなくなっていることを意味し、不健全な財政状況を示していることになります。

今後も、経常収支比率改善に向けた取組を不断に行い、新たな財政需要にも柔軟に対応できる、強固で弾力的な財政基盤を築いていきます。

財政基金

経済事情の変動等による減収や突発的な財政需要に対応できるよう年度間の財源を調整し、長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的とする基金です。

区は、これまでも計画的に基金の積立を行い、バブル経済の崩壊やリーマンショック、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等による一般財源の減収局面においても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。今後も一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、計画的に基金残高を確保していきます。

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源等（特別区債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源等）が一般財源等の総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標です。

義務的経費である公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。

今後も急激な公債費負担の増とならないよう、特別区債を戦略的に活用していきます。

公共施設の棟数

令和6（2024）年度時点で、区の公共施設は、406 棟（倉庫など小規模な施設を除く。）あります。

区の人口推計では、当面の間、人口は増加で推移しますが、令和 24（2042）年ごろを境に減少していくことが見込まれるため、公共施設は将来の人口や財政規模に見合った規模・数量に見直していくことが必要となります。

老朽化施設の対応に際しては、施設の複合化、多機能化、集約化を図るなど、新たな行政需要への対応のほか、利便性の向上や効率的な維持管理を進めています。

引き続き、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の棟数、面積などの総量を抑制するとともに、ライフサイクルコストの削減を図ってまいります。

【複合化、多機能化、集約化の例】

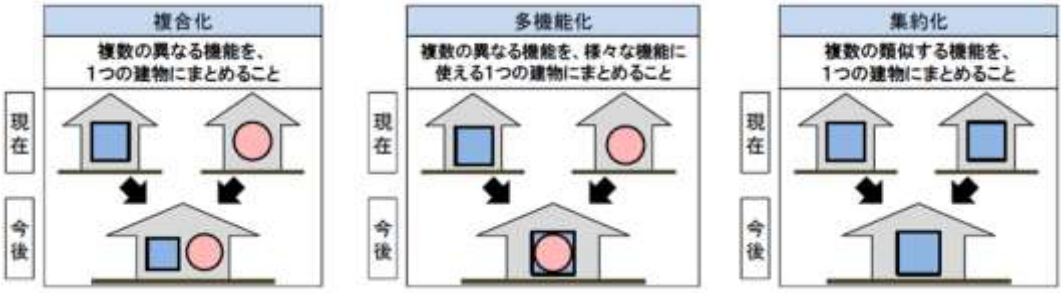

「大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」より

昭和 46（1971）年以前の公共施設の棟数

建築基準法は、昭和 25（1950）年の制定後、昭和 46（1971）年、昭和 56（1981）年、平成 12（2000）年に大きな改正が行われ、耐震基準が強化されてきました。

区の公共施設は、令和6（2024）年度現在、建替えを計画しているものを除き耐震改修を終えていますが、このうち、昭和 46 年以前の建物は既に築 50 年以上経過しており、残りの使用年数を考慮すると改修の費用対効果が低くなります。そのため、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、原則として築 60 年で取り壊し、計画的に公共施設の更新を図ってまいります。

3-1	基金運用

概要

■ 年度間の財源の調整や様々な行政需要に対応するため、地方財政法等の趣旨に基づき効率的に資金を運用し、収益力を高め、安定的に自主財源を生み出す体制を強化します。

取組の方向性

■ 確実かつ有利な方法で保管するとともに、支払準備金に支障のない限り、適時適正に預金等による運用の利益を図ります。

■ 経済・金融の状況を踏まえ、先駆的な取組をしている他自治体が扱っている金融商品や運用手法等の調査・研究を継続し、効率的な運用を行います。

■ 資金計画は、組織全体で将来の資金増減まで見通して作成し、資金の流動性を確保するとともに、確実的かつ効率的な運用を図ります。

■ 運用に関わる職員の経済や金融に関する知識を深め、継続かつ安定した運用のため、ノウハウを継承します。

主な所管課における取組

①効率的な運用（会計管理室）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
運用手法を調査・研究し、リスクに配慮し、流動性を確保した効率的な運用を実施		

②管理体制の強化（会計管理室）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
公金管理運用委員会におけるチェック体制の充実		

③資金計画の立案（財政課、会計管理室）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
財政課と会計管理室の連携強化により資金計画を立案		

④運用に関わる職員の経済や金融に関する知識の向上（会計管理室）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
運用に関わる職員の経済や金融に関する知識の向上を図り、チームでの運用を開始		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 日頃から、社会・経済の情報に触れる習慣を持ち、積極的に経済や金融に関する知識や能力を身に付けるよう努めます。
- 事業等を企画・立案する際には、「経営」の意識を持ち、中長期的な財政収支の見通しを立てた事業スキームとするよう努めます。

【関連する計画等】

- 大田区公金管理運用方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

3-2	財源確保

概要

■ 区の事業を確実かつ機動的に実行するとともに、強靭な財政基盤の構築に寄与する財源の確保に取り組みます。

取組の方向性

■ 従来の財源確保手段にとらわれず、社会の変化を捉えながら、新たな考え方や手法を取り入れ、多様な財源を生み出します。

■ 職員の財源確保に対する意識を醸成し、新たな財源確保手段を提案できるような仕組みを検討し、全庁を挙げた継続的な取組とします。

■ それぞれの財源確保手段の費用対効果等を検証し、区としての考え方を整理します。

主な所管課における取組

①職員提案の仕組みの検討（企画課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
他自治体の事例研究	具体的な仕組みの検討	職員提案の仕組みの運用

②財源確保策の導入効果の検証と考え方の整理（企画課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果検証手法の検討及び検証		財源確保に関する 考え方の整理

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 職員一人ひとりが、柔軟かつ多様な視点で新たな財源確保につながる取組を検討し、積極的な活用を図ります。

【具体的な実施内容】

- 国や都の補助金・交付金の積極的な活用
- 区が持つ財産（不動産・動産・物品等）の売却やリース
- EC サイト等を活用した粗大ごみ等の売却
- ホームページ等を活用した広告の掲載
- 公共施設等のネーミングライツ（命名権）の売却
- 公共施設への太陽光発電設備の導入
- 指定管理者及び外郭団体の自主事業の強化
- ふるさと納税による財源流出の防止　など

3-3	受益者負担の適正化

概要

- 公共施設の整備・管理運営等において、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性の確保の観点から、施設を利用する方に一定の施設使用料の負担を求めています。
- 施設サービスコスト等を適切に使用料額などに反映し、受益者負担の適正化を図ります。
- 健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、負担の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を図ります。

取組の方向性

- 施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性を確保するため、適切な使用料額等を設定します。
- 受益者負担の基本的な考え方については、負担均衡の原則、負担公平の原則、応能負担の原則及び政策反映の原則を徹底します。
- サービスの質の向上を図るため、施設運営経費の適正化を図り、歳出を削減するとともに、利用率向上の取組等により一層の歳入確保を進めます。
- 政策的減免については、施設の設置目的や利用目的等を鑑みた上で、更なる公平性を確保するため、統一的な基準を定めていきます。

主な所管課における取組

①施設使用料の見直し（企画課、財政課、各施設を所管する部局）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
原則4年ごとの施設使用料の見直し		

②利用促進・サービス向上（企画課、財政課、各施設を所管する部局）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
利用率向上に資する取組等の効果検証・実践（予算に反映）		

③統一的な減免基準の策定と効果検証の実施（企画課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
統一的な減免基準の策定及び効果検証の仕組みの検討		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 施設を利用する人（受益者）と利用しない人との負担の公平性を確保することにより、行財政運営の改善に取り組みながら、施設サービスの質の維持・向上をめざします。

【具体的な実施内容】

- 施設運営経費等の適正化や施設の有効活用策の検討など、負担の公平性の確保と利用促進・サービス向上に資する取組を検討します。
- 物価等の変動などコストの変化を適切に使用料額等に反映するため、定期的・継続的な見直しを行います。
- 施設重視から機能重視に向けた施設整備を行い、施設の総量抑制につなげます。

【関連する計画等】

- 施設使用料の基本的な考え方（令和6年7月）
- 財政運営の基本方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

3-4	債権管理の適正化

概要

■ 区民負担の公平性の担保と収入未済額の縮減による財源確保のため、区が保有する債権をより適正に管理し、収納率の向上を図ります。

取組の方向性

■ 債権が発生した場合には、関係法令等を遵守し、督促や強制執行等を行い、適正な債権回収に取り組みます。

■ 債権を発生させないため、納付義務者の利便性向上などの「滞納の未然防止」に寄与する取組を強化します。

■ 債権の特性に応じた、より実効性のある債権管理マニュアルを整備し、事務処理の統一化とノウハウの蓄積・継承を図ります。

■ 事務負担の軽減、事務の効率化、管理コスト（人件費、訴訟に関する経費等）の最適化のため、債権管理を一元化している自治体の研究や民間事業者の更なる活用など、より効果的・効率的な債権管理体制を検討します。

主な所管課における取組

①最適な債権管理体制の検討（企画課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
他自治体の事例研究	区への適用可否検討	最適な体制での運用

②弁護士への依頼や債権放棄等の困難事例に関する手続の整理（企画課）		
令和7年度	令和8年度	令和9年度
各部局の現状把握 他自治体の事例研究	具体的な手続の整理	統一的な運用の開始

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 区民の公平性を確保するため、地方自治法及び地方税法、「大田区債権の管理に関する条例」などの規定に基づき、督促、強制執行等を行い、適正に債権の回収を行います。
- 債権を発生させないための「滞納の未然防止」を大前提に考え、納付義務者の利便性向上や納付機会の拡大を図り、確実な納付につなげるよう努めます。
- 生活困窮や失業等を事由とする滞納などで困っている方々を支援するための相談体制の構築を推進します。

【具体的な実施内容】

- キャッシュレス納付の拡充や口座振替の促進など、より納付義務者の行動を促す取組を検討します。
- 生活困窮や失業等を事由とする滞納などで困っている方々に対しては、関係機関等と連携して対応します。
- 債権の特性に応じた債権管理マニュアルを整備するとともに、弁護士への依頼や専門業者への委託など、より実効性のある債権回収手法を整理します。

3-5	補助金の適正化

概要

- 補助金の不正な申請及び不正な使用の防止、その他補助金に係る予算の執行並びに交付の決定の適正化を図ります。
- 定期的な検証・見直しを図り、より適正かつ効果的な補助金制度を構築します。

取組の方向性

- 新たな感染症の蔓延や物価高騰などの影響による社会経済状況の変化は著しく、区民ニーズの変化を踏まえた「選択と集中」を図るために、「大田区補助金適正化方針」の見直しを行います。
- 適正かつ効果的な補助金とするため、また財政の弾力性を確保するため、定期的な検証・見直し、施策の新陳代謝に取り組み、更なる補助金の適正化を図ります。
- 補助金は、その目的や必要性、評価について区の明確な方針の下に執行されることが重要ですが、国や都などの法律・条例等により規定されている補助金などがあり、交付規則や補助金適正化方針の適用になじまない補助金もあるため、適用除外の検討を行います。

主な所管課における取組

①補助金適正化方針の改正・実践（適用除外の整理を含む）（財政課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
方針の改正	効果検証・実践 （予算編成のサイクルで実施）	
適用除外の検討		
効果検証の仕組みの検討		

②補助金適正化方針に基づく取組の公表（財政課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
適正化方針に基づく 取組の整理	公表様式等の整理	公表

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 費用対効果が低くなった補助金や役割が薄れた補助金は適宜見直す一方で、新たに必要性が生じた補助金は、柔軟に創設を検討し、常に区民の福祉の向上を図るよう努めます。

【具体的な実施内容】

- 区の施策実現に対する補助金の寄与度を検証します。
- 地方自治法及び規則等で規定する「公益性」に加え、「有効性」「適格性」の視点を踏まえた適正な運用を行います。
- 補助金の目的・対象の類似や重複がある場合は、補助金の統合等によりその解消を図るとともに、区が独自に補助金を交付している場合は、その必要性や効果の検証を行います。
- 定期的な検証・見直しを行い、補助率や交付限度額等の適正化を図ります。
- 補助金の有効性を高めるとともに、長期化・固定化を防ぐため補助期間の終期設定を行います。

【関連する計画等】

- 大田区補助金適正化方針
- 財政運営の基本方針

2次元バーコード
（関連計画の HP）

3-6	入札・契約

概要

■ 電子契約の導入をはじめとした入札・契約事務の効率化を図るとともに、多様な入札方法の導入を推進することで入札・契約の更なる適正化を図ります。

取組の方向性

■ 事業者負担の軽減や事務の効率化のため、一連の入札・契約手続に要する事務を電子化します。

■ 契約締結や支払までの期間を短縮するため、事業者と自治体間の取引に係る事務（見積、調達、契約、納品検査、請求等）を一元的に管理できるシステムを導入し、完全デジタル化を実現します。

■ 価格以外の様々な評価を加えた最適な入札・契約方法の普及促進のため、事業等の性質に応じた多様な入札・契約方法の導入を検討します。

主な所管課における取組

①電子契約の導入（経理管財課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施方法の検討及び電子契約導入時期の決定	電子契約の導入及び運用	

②多様な入札方法の導入（経理管財課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業担当課の課題及びニーズの把握		
他自治体等の事例研究		
多様な入札方法の検討及び段階的な導入		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、機会均等の観点から一般競争入札を原則としますが、事業等の性質によっては、その他の入札方法も検討するなど、最適な契約手法を選択します。

【具体的な実施内容】

- 一般競争入札による契約を検討した上で、事業の内容や成果物の品質など、様々な要素を考慮する必要がある事業については、多様な入札・契約方法を検討し、必要に応じて経理管財課と協議を行います。

【入札・契約手法の例】

- プロポーザル方式
  価格だけでなく入札参加者の提案内容や経験、過去の実績なども評価基準として業者を選定する方式です。価格、品質、技術力、実績など、様々な観点から評価が行われるため、事業等の性質に合った提案を選びやすい点でメリットがあります。

- 総合評価落札方式
  価格と技術的な提案を総合的に評価して、業者を選定する方式です。価格のみではなく、技術や品質なども含めた観点で評価するため、より効率的で品質の高い成果物が期待できる点でメリットがあります。

- 技術提案競争方式
  価格だけでなく技術的な提案等も評価基準として業者を選定する方式です。事業者の創意工夫が図られる点や品質の向上が図られる点でメリットがあります。

3-7 施設マネジメント・施設評価

概要

■ 自治体経営の視点から、施設を評価するとともに、区が保有する公共施設等の効率的な活用や民間事業者との連携を図ることで、総合的かつ計画的な管理・運営を推進します。

取組の方向性

■ 適切な維持管理及び財政負担の平準化、施設の維持管理・更新費の抑制を図るため、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、「事後保全」から「計画的な保全」へ転換します。
■ 施設重視から機能重視への転換を図るため、施設の複合化・多機能化、統廃合等による総量抑制も含め、幅広い視点からの検討を行います。
■ 施設整備に伴う跡地や未利用地等については、新しい行政需要への対応や周辺施設を更新する際に活用するほか、貸付による歳入確保など、多角的な視点で活用策を検討します。
■ 施設整備に当たっては、行財政運営の効率化を図るため、民間の柔軟なアイデア・ノウハウなど、公民連携手法の活用を検討します。
■ 施設の利用実態等のデータから、適切に施設評価を行い、機能や規模の見直しを踏まえた施設整備を行います。

主な所管課における取組

①公共施設マネジメントの推進（施設整備課、施設保全課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
公共施設利用に係る区民利用調査	「大田区公共施設等総合管理計画」の一部改訂	「大田区公共施設個別施設計画」の一部改訂
「計画的な保全」の仕組み検討・構築	「計画的な保全」の運用	
分散している各種情報の一元化・共有化に向けた課題整理	各種情報の一元化・共有化の検討	
	（仮称）施設マネジメントシステム導入に向けた検討	

②施設評価に向けた取組（施設を保有する部局、企画課、施設整備課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設利用に関するデータの収集の仕組み検討	施設利用に関するデータの収集・分析による施設評価	

③公民連携事業の推進（施設を保有する部局、企画課、施設整備課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
公民連携手法導入に向けた検討又は実施		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 施設の状況及び地域別の課題、行政課題、区民ニーズを把握し、施設の適正配置に努めます。

【具体的な実施内容】

- 施設の利用データ等を収集・分析し、施設のあり方を検討します。
- 新しい行政需要に対応する際には、施設整備の必要性や事業の効果など、幅広い視点からの検証や評価を実施した上で、統廃合を含めた最適な対応方法を検討します。
- 各事業・計画で発生した未利用地については、貸付、区民開放などの有効活用を積極的に図ります。
- 新たに公共施設等の整備や運営等の見直しを行う際は、公民連携手法の活用を検討します。

【関連する計画等】

- 大田区公共施設等総合管理計画
- 大田区営住宅等長寿命化計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 大田区学校施設個別施設計画
- 大田区公共施設個別施設計画
- 大田区公共施設改築・改修等中期プラン

2次元バーコード
（関連計画の HP）

（大田区公共施設等総合管理計画）

3-8 環境負荷低減に配慮した事業活動

概要

- 「大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次）」にて、区役所は 2030 年までの CO_2排出量 51%削減（2013 年度比）の目標を定めており、その達成に向けた取組を推進します。
- 区役所自らが率先して行動するとともに、その成果を広く区民や事業者と共有して、取組を牽引します。

取組の方向性

- 「脱炭素化に向けた大田区公共施設の整備に関する環境配慮方針」に基づき、庁内の連携体制を構築し、公共施設への ZEB 基準導入を推進します。
- 費用負担も考慮した再生可能エネルギー設備（太陽光発電など）の導入を推進するため、新築や改築に加えて、既存施設への設置手法についても検討します。
- 電力会社の需給状況について情報収集を行いながら、契約可能な施設への再生可能エネルギー電力導入を進めます。
- 庁内掲示板やグループウェアを活用し、温室効果ガス削減や資源循環に関わる取組等の情報提供を行い、環境に対する職員の意識を醸成します。
- 全庁的な廃棄物削減・分別の検討及び実践を進めます。
- 電力使用量や廃棄量の見える化に向けた仕組みづくりを進めます。
- グリーン購入の推進方法について検討します。

主な所管課における取組

①環境に配慮した施設整備・運用（環境政策課・施設整備課・施設保全課・各施設を所管する課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
ZEB 化推進に向けた連携体制の構築・ZEB 基準建築物の導入		
新築・改築や既存の建築物等への再エネ発電設備の導入		
再生可能エネルギー電力調達施設の拡大		

②廃棄物の削減・分別の体制構築・実践（環境政策課・ごみ減量推進課・各施設を所管する課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
削減・分別に向けた様々な手法の検討		
削減・分別に関する具体的な方策の効果検証	削減・分別の実践・拡大	

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 職員一人ひとりが環境に対する当事者意識を持ち、「自分ごと」として環境負荷低減に配慮した行動を実践します。
- 施設の整備や更新に当たっては、ランニングコストの低減にもつながる ZEB 基準の導入に向け、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー設備の導入など、環境に配慮した施設整備を率先して進めます。

【環境負荷低減に配慮した実践行動の例】

- 会議室などの常時利用しない部屋の空調や照明はこまめに電源を切ります。
- ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを図ります。
- マイバッグ・マイボトルなどを使用してごみの発生抑制に努めます。

【環境に配慮した施設整備の例】

- 空調設備や給湯器などはエネルギー消費効率の高いものを導入します。
- 複層ガラスや二重サッシ、断熱性塗料や断熱材などを導入します。
- 設置可能な施設には太陽光発電設備等を導入します。

【関連する計画等】

- 大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次）

2次元バーコード
（関連計画の HP）

3-9	地方分権の推進

概要

■ 国及び地方公共団体が、それぞれ分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ります。

取組の方向性

■ 地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制を是正するよう、引き続き特別区長会を通じ国に求めていきます。

■ 地方分権改革に関する国への提案募集制度について、特別区長会とも歩調を合わせながら、区独自の提案も検討します。

主な所管課における取組

①要望（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別区長会を通じた国への要望活動		

②国への提案募集制度（企画課）

令和7年度	令和8年度	令和9年度
地方分権に関する情報収集、国への提案募集制度への区独自提案の検討		

≪すべての部局が持つべき考え方≫

- 日々の業務を進める上で、国・都・区それぞれの役割分担を見直した方がより効果的・効率的な行政サービスにつながらないか等、常に改善する意識を持って業務を遂行するよう努めます。

【具体的な実施内容】

- 日々の課題意識を必要な時に意見として提案できるよう、組織として蓄積・継承していく仕組みづくりを検討します。

● 用語解説

用語	説明
あ行	
アウトリーチ	「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、公的機関や文化施設などによる地域への出張サービスのこと。
青色回転灯装備車	自主防犯パトロールを実施するために青色回転灯を装備した車両。青色回転灯を装備して防犯パトロールを実施するには警視庁（警視総監）の証明を要する。
空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定められた、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
空家等地域貢献活用事業	空家等の公益的な有効活用を目的に、良質な空家等の所有者と利用者のマッチングを図る事業。
雨水浸透・貯留設備	雨水を地中に浸透処理させる、もしくは一時的に貯留することで、下水道や河川に流出する雨水を抑制する施設。
いきいき健康公園	まちなかにある身近な公園の一角に健康遊具を設置し、運動や健康づくりの場として活用できるエリアを整備した公園。区は、それらの公園をつないだルートをいきいき健康公園ウォーキングコースとして提案している。
イノベーション	「技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」など定義は多岐にわたるが、総合計画では地域課題解決につながる新たな技術等のことをいう。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的によい状態にあることで、短期的な幸福のみならず、将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念。
大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次）	地球温暖化対策の推進に関する法律にて策定を義務付けられている「地方公共団体実行計画」の事務事業編。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス（二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、フロンガス等）。
か行	
カーボンハーフ	温室効果ガス排出量を 50%削減すること。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることによって、排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルに向けた中期目標として設定されることが一般的である。区では「大田区脱炭素戦略（令和5年3月策定）」において、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比でカーボンハーフをめざすことを定めた。
外国語教育指導員	外国語活動における指導の提案や英会話の実演を行う、原則として英語を母語又は公用語として使用する指導員。
回遊促進	地域内を渡り歩き移動する・歩き回るといった行動を促すこと。

用語	説明
かかりつけ医	健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
カスタマーハラスメント	顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。
管理不全空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第1項で謳われている、適切な維持管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談や対応困難な事例に対する専門的な相談等を行う施設。
企業の脱炭素化	企業が気候変動対策の視点を織り込んだ企業経営を行い、温室効果ガスの排出を抑止すること。
帰宅困難者	大規模地震の発生により、公共交通機能等が当分の間停止又は低下した場合、区内に滞在している外出者のうち、自宅が遠距離にあること等により、容易に徒歩で帰宅できない人。 内閣府中央防災会議では、おおまかな定義として、帰宅距離が10km 以内は全員「帰宅可能」、10km を超えると「帰宅困難者」が現れ、20km まで1km ごとに 10%ずつ増加、20km 以上は全員「帰宅困難」としている。
喫煙禁止重点対策地区	「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」に基づき、公共の場所において、特に喫煙マナーの徹底を図る必要があると認められ、指定される地区のこと。喫煙禁止重点対策地区では、歩行中及び自転車等運転中に限らず喫煙が禁止される。
キャッシュレス	現金を使用せず、口座振替やクレジットカード、電子マネー等の利用により支払いを行う決済方法のこと。
旧耐震基準	昭和 56 年5月 31 日まで用いられていた耐震基準。
教科等横断的な学び	ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学びのこと。
協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供しあい、協力して取り組むこと。

用語	説明
共同化	総合計画では、複数の宅地を一つの宅地(敷地)にまとめて建物を整備し、複数の権利者が一体的に建物を利用することをいう。
協働的な学習 (協働する学習、協働的な学び)	探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら行う学びのこと。
緊急医療救護所	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね 72 時間までの間、災害拠点病院等病院の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ(傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること)と軽症者の治療を行う場所。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。
グランドデザイン	めざすべきまちの姿とその実現に向けたまちづくりの方向性と取組を示したもの。
グリーンインフラ	住みやすいまちをつくる社会基盤施設(インフラ)に、海、河川、池、緑地等の自然環境(グリーン)が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グローバル人材	「語学力・コミュニケーション能力」「主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」「異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー」を主な要素とし、このほか、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークとリーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等を兼ね備えた人材のこと。
軽症者救護所	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね 72 時間までの間、学校の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ(傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること)と軽症者の治療を行う場所。
権利擁護支援検討会議	支援者が権利擁護に関して悩むケースや複雑な課題のあるケースに対して、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で今後の支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し、専門職等から助言を得ることを目的とした会議。
高規格堤防	従来の堤防より幅が広く(堤防の高さの 30 倍程度の長さを堤防として整備)、災害発生時において壊滅的な被害を防ぐことができる堤防のこと。高規格堤防の上には、新たに良好な住環境が形成でき、周辺住民等の避難場所としての機能を発揮する。
公共交通不便地域	大田区では、鉄道駅から 500m以上かつバス停からも 300m以上離れている地域を、公共交通不便地域と設定している。
公債費負担比率	地方債の返済に充てられる経費が、区の一般財源全体に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標のこと。

用語	説明
公証人手数料	公証人が公正証書等を作成した際にかかる手数料。金額は政令（公証人手数料令）によって定められている。
公正証書	総合計画では、養育費の支払に関する取決めが記載された、公証人が作成する公文書をいう。養育費支払の不履行があった際、裁判手続を経ることなく、直ちに強制執行をすることが可能。
交通結節点	異なる交通機関（又は同じ交通機関）が相互に連絡し、乗換えや乗継ぎができる駅などの場所。
高度利用	都市計画又は建築基準法に基づき、道路、公園、広場等の適正な整備と併せて建築物の容積率又は高さの制限を緩和することにより、土地をより高度に利用すること。都市部など土地利用が限られる場所で、土地や建物を最大限に活用するための方法。
公募設置管理制度（Park-PFI）	都市公園の質の向上・公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法として、飲食店・売店等の設置と、そこから生ずる収益を活用してその周辺の園路・広場等の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。民間事業者の資金の活用により、公園管理・運営に関する行政の財政負担軽減も期待できる。
公民連携SDGsプラットフォーム	企業・団体・大学等の多様な主体が集い、地域課題の共有と解決に向けたアイデアや行動を議論できる場。
合理的配慮	障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のこと。 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における「合理的配慮」は、障がいのある人や家族等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施に当たり、過重な負担がないものとされている。
高齢者見守りキーホルダー	区内に住民登録がある 65 歳以上の方が、管轄の地域包括支援センターに申請することで配布されるキーホルダー。申請時に緊急連絡先や医療情報などを登録することで、有事の際の警察や消防、医療機関からの照会に対し、キーホルダーに記載された番号を用いて迅速に情報提供を行うことができる。
国際都市おおた	区では、「世界中の人々が訪れたくなる魅力やおもてなしの心と、誰もが暮らしやすく平和で豊かな生活、そして羽田空港を通じた世界との多彩な連携により生み出される産業や文化のにぎわいを、地域力を活かして創造する都市」と定義している。
国際都市おおた宣言	平成 29 年3月 12 日の大田区制 70 周年記念式典の中で、「国際都市おおた宣言」を行った。 （宣言文） おもてなしの翼を広げ　世界中の人々を歓迎しよう　暮らしが息づく多彩な魅力あるまちとして　訪れる人を迎えます ふれあいの翼を広げ　多様な文化を分かち合おう　互いの個性を認め誰もが活躍できる　笑顔あふれるまちをつくります みらいの翼を広げ　豊かな明日をともにつくろう　おおたが誇る匠

用語	説明
	の技が世界の期待に応え　新しい産業をつくります 大田区は、日本のゲートウェイとして、地域の力を結集し、新たな時代を切り拓いて、世界にはばたく「国際都市おおた」を宣言する。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。
子育ち	こどもが主体的に育つこと。
子育てひろば公園	小さなこども（主に未就学児）とその保護者が安心して遊べるように、乳幼児用遊具を充実させた公園内の遊具コーナー。
こども食堂	地域のこどもや保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を摂りながら、相互に交流する場を民間団体等が提供する取組。
こども施策	こどもの健やかな成長に対する支援や子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のための支援を主な目的とする施策に加え、これらと一体的に行われる施策を含む、こどもや若者に関する幅広い取組。
こどもの権利	日本を含む世界 196 の国・地域が締結している「児童の権利に関する条約」では、18 歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置付け、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。4つの大切な考え方として、①差別の禁止、②こどもの最善の利益、③命を守られ成長できること、④こどもの意見の尊重、がある。
こども（・若者）の最善の利益	こども・若者にとって最もよいこと。
さ行	
サーキュラーエコノミー	製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生及び有害物質の環境中への放出を最小限にする経済システムのこと。
再エネ電力	太陽光、水力、風力、バイオマス等の CO_2 を排出しない再生可能エネルギーによって発電された環境性の高い電力のこと。再エネ電力を取り扱う電力会社が提供する再エネメニューを契約することによって、CO_2 排出量削減に貢献することができる。
災害ケースマネジメント	被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組。
災害廃棄物処理計画	地震や集中豪雨等の大規模な災害により発生する膨大な災害廃棄物について、適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するための基本方針を定め、必要な初動・応急対応、復旧・復興対応、組織・連携体制等をまとめた計画。
再生可能エネルギー	自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のこと。石油、石炭などの化石エネルギーと異なり CO_2（二酸化炭素）を排出しないクリーンなエネルギー。
在宅避難者	単に災害時に自宅等で生活を行っている人を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途

用語	説明
	絶、家屋への被害等のため、自らの備蓄を利用し、あるいは何らかの支援を受けて避難生活を送る人。
債務名義化	養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等の公文書を作成すること。
参加支援	本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援。
産業集積	一つ、あるいは複数の産業に携わる企業群が地理的に集積して、一つの産業構造を形づくること。
自己肯定感	自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していこうとする態度や考え方。
次世代クリーンエネルギー	有限な資源である化石燃料に代わり、CO_2 排出量が少ない、または CO_2を排出しない新しいエネルギーのこと。再生可能エネルギーや将来的に社会実装が期待される水素エネルギー等を含む。
次世代交通モデル	先端テクノロジーを活用した進化型の移動手段を活用したモデル。
次世代モビリティ	自動運転に代表される先端テクノロジーを活用した進化型の移動手段。
自治会・町会	住民が住んでいるその土地（地域）を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助けあいと協力のもと住みよい環境をつくることを目的とし、自主的に結成する組織。
自治会連合会	各自治会・町会の自主性を尊重し、相互の連絡調整や協力を図ることを目的に設置された組織。区内には「大田区自治会連合会」と、18 地区でそれぞれ組織する「地区自治会連合会」がある。
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者やNPO法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
自転車ネットワークのミッシングリンク	自転車ネットワーク計画路線のうち、未整備区間によりネットワークが途切れ、連続性が確保されていない箇所のこと。
児童館構想	令和5年 12 月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」等や区のこどもの居場所を取り巻く現状と課題を踏まえながら、今後の児童館のめざすべき姿と具体的な取組の方向性を示すものとして、令和6年度末に策定した。
児童虐待	保護者によってこどもに加えられた行為の中で、こどもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為。大きく4つ（①身体的虐待、②育児放棄（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待）に分類される。
児童相談所	区市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される行政機関。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行う団体。
シニアステーション	高齢者の元気維持・介護予防のための事業であり、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターとの強い連携により、相談から適切なサービスへの切れ目のない支援を提供している。

用語	説明
社会情緒的な成長発達	自尊心や意欲など自己に関わる心や、他者との共感・思いやりなど社会性に関わる心の育ち。
社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)	貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。
社会連携コーディネーター	大学や研究機関、企業、地域社会を結びつけ、連携を通じて課題解決や新たな価値創出をめざすコーディネーターのこと。
住工の調和	工業の発展を図りながらも住環境への影響にも配慮して、工場と住宅が共存し、調和した環境を築くこと。
重層的支援会議	社会福祉法に基づき、一つの制度利用や支援機関だけでは解決が難しい課題を持つ区民(世帯)に対して、関係支援機関が集まり、チームで支援する体制を検討する会議。
重層的支援体制整備事業	令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する事業のこと。
住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条で定められた低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。
住宅市街地総合整備事業	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生、地域の居住機能の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業。
重点整備路線	「羽田の防災まちづくりの整備計画」において整備を進めている避難や消防活動を円滑にするために重点的に拡幅整備をする道路。羽田三・六丁目を南北に縦断する3路線が指定され、幅員6mへの拡幅整備に取り組んでいる。
修復型まちづくり	地域コミュニティを壊さずにまちづくりを着実に進めるため、個別の事情を尊重し、協力が得られたところから道路拡幅や、不燃化建替え等の事業を推進するまちづくり手法。
主体的な学習	学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげていくような学び。
循環型社会	第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
浚渫(しゅんせつ)	水底の土砂や岩石をさらうことを意味し、河川では、主に川底にたまった土砂やヘドロ等の堆積物を取り除くことをいう。
省エネ	「省エネルギー」の略。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源を守るため、エネルギーを無駄なく効率よく使うこと。
省エネ機器	快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するもの。省エネ機器等助成事業では、都市ガスから電気とお湯をつくる家庭用燃料電池(エネファーム)等のこと。

用語	説明
情操	美しいもの、すぐれたものに接して感動する、情感豊かな心。道徳的・芸術的・宗教的など、社会的価値を持った複雑な感情のこと。
消費者力	安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために必要な情報を集め、その集めた情報を活用し消費者自らが主体となってよりよい選択をする力。また、消費者被害の防止・救済に向けて「気づく」「断る」「相談する」という実践的な力。加えて、周囲をサポートし、エシカル消費（地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動）など社会への参画や共創・協働の当事者として地域に働きかけていける力。
食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のこと。食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費、廃棄等の各段階において発生する。食品ロス削減は、単に「まだ食べられるのにもったいない」だけではなく、ごみ量の削減や廃棄処理に伴う温室効果ガス発生抑制など多くの課題解決につながる。
シルバー人材センター	60 歳以上で、自らの能力や経験を活かした仕事をしたい方が会員となっている公益社団法人で、会員向けに短期又は軽易な就業の機会を提供している。
新空港線	平成 28 年の交通政策審議会答申第 198 号に示された「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置付けられた鉄道路線の1つ。 区内の東西交通の移動利便性向上、沿線まちづくりへの寄与、羽田空港及び都心部、埼玉方面へのアクセス強化などの効果が期待される。
人工知能	コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。AI。
新耐震基準	昭和 56 年6月1日に導入された耐震基準。
新耐震基準建築物への耐震化支援	昭和 56 年6月1日から平成 12 年5月 31 日までに工事に着手した2階建て以下かつ在来軸組工法の木造住宅のうち、耐震性に課題のある住宅を対象にした支援。
スカム	川底に堆積した汚濁物質が、有機物の分解などによって発生する硫化水素やメタンガスの浮力によって水面上に浮上したもの。
スクールカウンセラー	いじめ、不登校などの学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う臨床心理に関する専門家。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
図上訓練	災害図上訓練は別名「DIG（ディグ）※」とも呼ばれ、地図を用いて災害対策を検討する訓練のこと。 ※Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字より、そう呼ばれる。
スタートアップ	新しい技術等を有し、成長をめざす企業のこと。

用語	説明
スポーツ健康都市	区がめざすまちの姿を広く意思表示するために示した宣言の名称。区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、賑わいと活力に満ちているまちのこと。
3R（スリーアール）	「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指す。
生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。
生物多様性	様々な生態系が存在すること、及び生物の種間・種内に様々な差異が存在すること。今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。
成年後見制度	認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者に、本人の契約や各種手続を法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守る制度。
セルフケア	職員自身がストレスや心の健康について理解し、自らストレスを予防し軽減すること。あるいは対処すること。
創エネ	太陽光発電、水力発電、風力発電等により電気を自ら創ること。「創エネルギー」の略。
総合防災訓練	大規模災害から区民の命と財産を守るために、区、防災関係機関、地域住民等が相互に連携し、有事に際して即応できる体制の確立と、防災意識の普及啓発を図ることを目的に実施する訓練。
ソーシャルスキル	対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能のこと。
ソリューション	ビジネスシーンにおいては、企業が抱える課題や問題をシステムやノウハウ、知見、人材などの様々な方法で解決することをいう。
た行	
体感治安	刑法犯認知件数などでは測れない、区民の治安に関する認識のこと。
体験型英語学習施設	東京都が設置する「TOKYO GLOBAL GATEWAY」のことで、児童・生徒が国内にいながらにして、海外で生活しているようなオール・イングリッシュの環境の中で様々なプログラムを体験しながら自身の英語の力試しをすることができる施設。英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的としている。
耐震コンサルタント	助成対象要件の現地調査及び申請者に対する耐震化助言・相談などの業務に従事する区登録診断士。
高台	浸水位よりも地盤や建物等の床が高く、浸水に対する安全性の高い場所。
多機能トイレ	高齢者や障がい者等の利用に適正な配慮がされたトイレ。
脱炭素	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、排出量を実質ゼロにすること。
多文化共生	国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
食べきり応援団	区内で「小盛メニュー」や「量り売り」等の実施により食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録している。この取組を区として支援・PRす

用語	説明
	ることにより、事業者及び消費者への食品ロス削減に対する意識啓発につなげる。
短期入所	介護を行う方の疾病その他の理由により、居宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障がい者（児）施設などに短期間入所して、必要な支援を受けること。
男女共同参画	男女がお互いに人権を尊重しあい、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
単独地中化	各電線管理者が自らの費用で管路設備を敷設し、無電柱化する方式のこと。管路等は道路占用物件として、電線管理者が管理する。
地域共生社会	平成 28 年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、こども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる社会のこと。
地域コミュニティ	地域における協働意識を持った住民による社会。
地域づくり支援	地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援。
地域包括ケアシステム	高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。
地域包括支援センター	介護や生活支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、保健の専門職が連携してサポートするための相談機関。
地域連携ネットワーク	地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討、支援等を専門的な観点により多角的に行うネットワーク。
蓄エネ	蓄電池等により電気を蓄えること。「蓄エネルギー」の略。
中央図書館	図書館サービス網の中核として地域図書館を統括するとともに、時代の変化に応じたサービス向上に取り組めるよう、図書館全体を牽引していくセンター的役割を持つ図書館。
超高効率燃料電池	都市ガスから取り出す水素と大気中の酸素を結合させて発電する定置型燃料電池で、発電効率を従来より高めた最新機種。次世代エネルギーとして期待される水素の利活用の可能性を実証し、太陽光パネルの設置に制約のある都市部におけるエネルギーの脱炭素化を図るとともに、地震に強い都市ガスの導管網を利用することにより地域の災害対応能力を高める。
定時償還方式	特別区債の元金を毎年度償還していく返済方式のこと。
デジタルマーケティング	様々なデジタルチャネル・マーケティングデータ・テクノロジーを使用して、広域にわたる顧客に対して行うマーケティングのこと。
デジタル化セミナー	区がデジタル化の機運醸成を図るため中小企業向けに実施しているセミナーや講座等の呼称。
デジタルデバイド	情報通信技術を利用できる活用能力や活用機会の有無によって生じる格差のこと。
鉄道駅総合バリアフリー推進事業	交通事業者が実施する鉄道駅内のバリアフリーを推進するための事業。
電線共同溝	設置及び管理を行う二以上の電力線、通信線等を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設のこと。

用語	説明
電動車	動力源に電気を使う自動車のことで、例えば電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車などを指す。
特定空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定められた、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
特定健診	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74 歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(若年、傷病・障がい、妊婦健診未受診、望まない妊娠などの理由で産前からの支援が必要な妊婦)。
都市計画	適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
都市防災不燃化促進事業	震災時の延焼防止と避難者の安全を確保するため、不燃化促進区域(緊急に整備を図る地域として指定)内における耐火建築物の建築に対して助成金を交付することにより、不燃化の促進を図る事業。
な行	
仲間まわし(仲間まわしネットワーク)	金属加工において、切削、穴あけ、研磨、メッキなどの各工程を近くの工場にまわして、発注された製品を納品できる、工場集積を特徴とした大田区ならではのネットワーク。
日本語学習支援ボランティア	外国の方(成人程度以上)などの日本語学習等をサポートするボランティアのこと。
認知症高齢者グループホーム	認知症の高齢者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする共同生活住居。
認知症地域支援推進員	各区市町村に配置され、自治体が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。大田区では、各地域包括支援センターそれぞれに配置されている。
は行	
ハイブリッド型地域連携・地域移行	学校が主体となり、学校部活動の指導者パターン(①委託事業者、②校外指導員・教員、③部活動指導員)を組みあわせて、地域の人材を活用することにより、各学校の実態に合わせた地域連携・地域移行を推進すること。
羽田エアポートライン株式会社	新空港線整備事業(第一期整備:矢口渡～京急蒲田間)の整備主体となることを想定し、大田区と東急電鉄株式会社の出資により設立された会社。
羽田空港跡地	羽田空港の沖合展開事業及び再拡張事業の実施に伴い発生した跡地。戦前までは行楽地として栄え、多くの人々が暮らすまちがあったが、戦後には連合国軍の接収によりこの地に暮らす3,000人

用語	説明
	あまりの人々が 48 時間以内に強制退去を強いられた歴史がある。現「HANEDA GLOBAL WINGS（ハネダ グローバル ウイングズ）」のこと。
バリアフリー	障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。
被災者生活再建支援システム	大規模災害時の住家被害認定調査やり災証明書の発行、被災者台帳の整備など、生活再建支援につながる一連の業務を効率的に行うため、区が導入している情報システム。
被災者台帳	大規模災害による被災後、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、住家の被害状況や、援護の実施状況などを記録する台帳。
非常時優先業務	大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、応急対策業務や早期に開始が求められる優先度の高い復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。
ピッチイベント	自身のアイデアやサービス・技術を他企業に対してプレゼンテーションする場。
フードドライブ	家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する取組。
福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的として行われる教育のこと。
不燃化特区制度	都内の木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定された地区について、区と東京都が連携し、建替え等の助成により不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が 70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。
フラットおおた	様々な困難を抱えるおおむね 15 歳から 39 歳までのこども・若者及びその家族を対象とした総合的な相談窓口に、居場所スペースを併設した大田区若者サポートセンター。
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずに済む可能性がある。多くの方は、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられているが、高齢者においては特にフレイルが発症しやすい。「Frailty（虚弱）」の日本語訳。
プレシニア	シニアになる前の年齢層（おおむね 55 歳以上 65 歳未満）の中高年者のこと。
放課後こども教室	小学校に通う児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するため、小学校内の施設を利用して勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業。
防災広場	密集改善や通行における視界の確保（クランク部分）、延焼防止、消防活動場所の確保など防災性の向上に寄与する公共施設として整備している広場。大田区においては、羽田地区を中心に整備を進めている。
法指定踏切	踏切道改良促進法に基づき、「改良すべき踏切道」として指定されている踏切。
ま行	

用語	説明
マーケティング力	商品が大量かつ効率的に売れるように、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動の総称。市場活動。販売戦略。
マイ・タイムライン	風水害の発生に備えて、自分自身の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した避難行動計画。
マイナポータル	行政機関が保有する自分の情報やそのやり取りの記録などをパソコンや携帯端末を利用して閲覧することができる政府運営のオンラインサービス。マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能。
みどり	大田区緑の基本計画グリーンプランおおたで用いる「みどり」は、樹木、樹林、草地、草花などの「植物の緑」だけでなく、河川や海、池沼などの「水辺空間」、さらには公園や広場、道路、学校などの「公共空間」、家々の玄関先や庭、工場事業所、農地などの「民間の緑の空間」に加え、そこに息づく様々な生き物、まちなかの歴史・文化資源など、都市の環境、暮らし及び文化などを支える幅広いもの。
みどり基金	区民・事業者と連携し、「大田区らしさを表すみどり」の保全・活用やグリーンインフラの事業推進など区内のみどりの魅力向上につなげることを目的とした基金。
みどり空間	公園・緑地や散策路など、豊かなみどりが整備されている空間のこと。
民生委員	厚生労働大臣の委嘱により、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の相談に応じ、援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。児童委員を兼ねる。
沐浴	新生児の抵抗力が弱い時期に、感染を防ぐためにベビーバスなどを使って個別にお湯に入れて体を洗うこと。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。
要配慮者	高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報の把握や一人で避難することが難しく避難行動が遅れたり、慣れない避難生活による病状等の悪化の可能性があるなど、避難生活などに配慮を要する人。
ら行	
ラインケア	職員と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境の改善や職員に対する相談対応をすること。
り災証明書	地震、水害、風害など自然災害により住家に被害が生じた場合、申請に基づき区が被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害の程度を証明する書類。
リスキリング	新しい仕事の進め方や新たな知識・技術を習得すること。

用語	説明
立体交差化	鉄道や道路等が平面的に交差している箇所において、いずれかを高架化又は地下化して立体的に交差する構造とすること。交通の円滑化を図ることができ、また、鉄道と道路が交差していた箇所であれば、踏切の解消が可能となる。
リテラシー	知識や能力を活用する力。
レセプト	病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求するときに使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。診療報酬明細書のこと。
ロジックモデル	ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を体系的に図式化したもの。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。
アルファベット	
AI	人工知能のことをいい、判断や予測などの人間が行う知的な作業をコンピューター上で実現する技術。Artificial Intelligenceの略。
DV	配偶者（同居の交際相手も含む）など親密な関係にある者、又は以前親密な関係にあった者からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などもDVに含まれる。ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）の略。
DX	デジタル技術の浸透により、人々の生活があらゆる面でよりよいものに変化していくこと。デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。
ECサイト	インターネットを利用した商取引サイト。
HANEDA（ハネダ） GLOBAL（グローバル） WINGS（ウイングズ）	羽田イノベーションシティや都市計画公園をはじめとした羽田空港及び市街地との近接性を有する「第1ゾーン」と、羽田エアポートガーデンやソラムナード羽田緑地など、国際線地区に直結する「第2ゾーン」から成るエリアを指す。
HANEDA 共創プラットフォーム	羽田という立地ポテンシャルを発揮し、新たな領域へチャレンジする方々を支援するプロジェクトのこと。
ICT	情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称で、それぞれの頭文字を取ったもの。
IR	もとは民間企業が株主や投資家に対し、財務状況など投資の判断に必要な情報を提供する活動全般を指す。近年は株主や投資家だけでなく、顧客や地域社会等に対して、経営方針や活動成果を伝えることもＩＲのねらいの一つになってきている。Investor Relations の略。
JOBOTA	「大田区　生活再建・就労サポートセンター」の愛称。経済的に困窮し、生活、仕事や住まいのことなど様々な課題を抱えた方のための無料相談窓口。
NPO	自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。特定非営利活動団体（Non Profit Organization）の略。

用語	説明
Minto フレンズ	「おおた国際交流センター（Minto Ota）」のサポーターとして、大田区の国際交流・多文化共生事業や Minto Ota の情報を、多様な媒体を活用して身近な人に周知し、区の多文化共生を推進する方々。国際交流・多文化共生の分野に興味・関心のある小学生以上の区民すべてがサポーターとして活動できる。
OGCルーム（海外体験ルーム）	教室の壁面にプロジェクションマッピングを用いて海外の様々な場面を映し出し、実際に海外にいるような没入感の中で、英語によるコミュニケーションを学ぶことができる教室。
PFI	PPP の代表的な手法の一つ。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効果的・効率的な公共サービスの提供を図る方法。Private Finance Initiative の略。
PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。Public Private Partnership の略。
Recycle	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
Reduce	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を抑制すること。
Renewable	再生可能な資源に替えること。例えば、プラスチック製の袋や容器を、植物由来の素材で微生物により分解される性質も持つバイオマスプラスチック製に替えることなどを指す。
Reuse	使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。
SAPOTA	「大田区　ひきこもり支援室」の愛称。ひきこもりの悩みを抱える本人や家族のための相談窓口。
STEAM 教育	科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の頭文字をとった略語で、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科等横断的な教育。
VLP	児童・生徒がタブレット端末等により自分で選んだキャラクターを操作し、コミュニケーションを図ることができる、3D メタバース空間により構築されたバーチャル空間のこと。バーチャルラーニングプラットフォーム（Virtual Learning Platform）の略。
ZEB	快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味でゼロにする。Net Zero Energy Building の略。

大田区実施計画（案）
大田区持続可能な自治体経営実践戦略【取組編】（案）

令和7年3月

事務局　大田区　企画経営部　企画課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：(03)5744－1735（直通）

FAX：(03)5744－1502

大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

1　募集期間：12/27（金）～1/17（金）

2　提出者数：28人
(内訳：電子申請26人、窓口持参１人、FAX１人)

3　意見数　：72件

4　周知方法
- おおた区報（令和６年12月21日号）
- 大田区ホームページ（閲覧数 2,678 回）
- 大田区公式X（閲覧数 10,207 回）
- YouTube 大田区公式チャンネル（視聴回数 493 回）
- 大田区LINE公式アカウント（既読者数 27,404 回）　等

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標１)

No.	意見要旨
16	基本目標①の「主要事業② こども家庭センターの運営」、「主要事業⑦ こども・若者に対する総合相談」について、相談に対応するだけでなく、（特に相談はなくとも）行けば遊んだりゆっくりできるという「居場所」でもあってほしい。わざわざ「相談のために区の窓口に行く」というのはハードルが非常に高い。「窓口を設けたので相談に来てね」ではなく、「（相談目的ではないけど）区の施設に遊びに来てくれた人のうち困っていそうな人がいれば、よければ相談に乗るよ」というスタンスであってほしい。「窓口」があっても、その窓口にたどり着けない人が大勢いる。窓口に行くハードルを下げてほしい。

【実施計画】

●修正前

共通1

主要事業②	こども家庭センターの運営	

事業概要

- 身近な地域庁舎で、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が、こどもや子育て家庭からの相談に対応します。また、子育てに関する様々なサービスの案内も行います。
- 児童虐待の未然予防を徹底するため、家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のリスク要因等を早期に把握し、適切に支援します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもとその家族に関わる総合的な相談 【こども家庭センターの相談件数】	240 件	260 件	280 件
こども家庭センター体制強化事業 【予防的な支援をした件数】	600 件	620 件	640 件
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	こども家庭部		
備考			

●修正後

共通1

主要事業②	こども家庭センターの運営	

事業概要

- 身近な地域庁舎で、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が、こどもや子育て家庭からの相談に対応するとともに、子育てに関する様々なサービスの案内を行います。また、相談しやすい窓口の整備に向け、周知方法等の検討を進めます。
- 児童虐待の未然予防を徹底するため、家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のリスク要因等を早期に把握し、適切に支援します。

年度別計画 共通1 （すべての活動が該当）

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
こどもとその家族に関わる総合的な相談 【こども家庭センターの相談件数】	240 件	260 件	280 件
こども家庭センター体制強化事業 【予防的な支援をした件数】	600 件	620 件	640 件
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	こども家庭部		
備考			

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標２)

No.	意見要旨
39	「施策2-5　人々の相互理解と交流の促進　主要事業③男女共同参画推進事業」について、男性への意識啓発を促すための事業はとても重要だと思う。現在の計画は子育て世代中心なので、結婚・子育て経験の有無にかかわらず男性が参加できるものが増えるとよい。
40	施策2-5について、男性への意識啓発を促す講座としては子育て世代中心となっており、シングル男性など多様な生き方、家族構成が考えられていない。

【実施計画】

●修正前

共通1　共通3

主要事業③	男女共同参画推進事業	

事業概要

- 家庭の中で男性が配偶者等とよりよい協力関係を築きワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、乳児を持つ父親がベビーダンスや親子遊びなどを通して積極的に育児を行えるようなきっかけづくりの講座など、男性への意識啓発を促す講座を開催します。
- 仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る講座を開催します。
- これから起業や再就職などに挑戦しようとする女性を応援する講座や、ストレス・更年期障害などの悩みを抱えながら就労している女性に向けた安心して働くための講座など、働く女性の就労継続やチャレンジ(キャリア・アップ)を後押しするための講座を開催します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
男性への男女共同参画推進意識啓発事業【講座・セミナーの開催回数】 共通1	5回	5回	5回
女性の活躍推進事業【講座・セミナーの延べ参加者数】 共通1	200人	200 人	200 人
女性への就労支援・就労継続支援事業【講座・セミナーの延べ参加者数】 共通1 共通3	150 人	160 人	160 人
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	総務部		
備考			

●修正後

※赤字箇所の要素追加に伴い、
全体的に表現を調整しました。

共通1　共通3

主要事業③	男女共同参画推進事業	

事業概要

- 結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広く男性への意識啓発を促すため、配偶者等とよりよい協力関係を築きワーク・ライフ・バランスの大切さを考えるための講座や、父親として積極的に育児を行えるようなきっかけづくりの講座、性別による無意識の思い込みへの気づきとなる講座などを開催します。
- 仕事、家事、育児に追われる女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る講座を開催します。
- これから起業や再就職などに挑戦しようとする女性を応援する講座や、ストレス・更年期障害などの悩みを抱えながら就労している女性に向けた安心して働くための講座など、働く女性の就労継続やチャレンジ(キャリア・アップ)を後押しするための講座を開催します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
男性への男女共同参画推進意識啓発事業【講座・セミナーの開催回数】 共通1	5回	5回	5回
女性の活躍推進事業【講座・セミナーの延べ参加者数】 共通1	200人	200 人	200 人
女性への就労支援・就労継続支援事業【講座・セミナーの延べ参加者数】 共通1 共通3	150 人	160 人	160 人
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	総務部		
備考			

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標４)

No.	意見要旨
63	基本目標④の「主要事業③ 自転車等利用総合対策の推進」について、今後多摩川駅についても自転車駐車場を整備してほしい。数が少なくて一時利用が満車のことが多く、田園調布せせらぎ館前に自転車を停める利用者が多い。体育施設や病院なども新しく誕生しており、拡充をお願いしたい。

【基本計画】

●修正前

⑥自転車等利用総合対策の推進

定期・一時自転車等駐車場の利用状況に基づいた将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある自転車駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度の導入の検討やデジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

●修正後

⑥自転車等利用総合対策の推進

自転車等駐車場の利用状況や、放置自転車の状況などに基づき将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある自転車駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度の導入の検討やデジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標４)

No.	意見要旨
63	基本目標④の「主要事業③ 自転車等利用総合対策の推進」について、今後多摩川駅についても自転車駐車場を整備してほしい。数が少なくて一時利用が満車のことが多く、田園調布せせらぎ館前に自転車を停める利用者が多い。体育施設や病院なども新しく誕生しており、拡充をお願いしたい。

【実施計画】

●修正前

主要事業③	自転車等利用総合対策の推進	

事業概要

- 放置自転車管理システムの更新やコールセンターの導入等により、効果的・効率的な放置自転車対策を推進し、区内各駅の周辺環境を向上します。
- 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、蒲田駅東口駅前広場地下に自転車駐車場を整備します。
- 自転車等駐車場の計画的な改修・整備等について検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めます。
- 環境にやさしく、機動性が高い自転車を、安全かつ快適に楽しみながら活用できる仕組みづくりを推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果的・効率的な放置自転車対策の推進	準備	実施	検証
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事 再掲 蒲田駅周辺のまちづくり(4-4-1)	整備	→	
自転車等駐車場における利用者サービスの向上	検討・推進	→	
自転車活用の推進	推進	→	
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	都市基盤整備部		
備考			

●修正後

主要事業③	自転車等利用総合対策の推進	

事業概要

- 放置自転車管理システムの更新やコールセンターの導入等により、効果的・効率的な放置自転車対策を推進し、区内各駅の周辺環境を向上します。
- 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、蒲田駅東口駅前広場地下に自転車駐車場を整備します。
- 各駅の自転車等駐車場の需要予測に基づき、自転車等駐車場の計画的な改修・整備等を検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めます。
- 環境にやさしく、機動性が高い自転車を、安全かつ快適に楽しみながら活用できる仕組みづくりを推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
効果的・効率的な放置自転車対策の推進	準備	実施	検証
蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事 再掲 蒲田駅周辺のまちづくり(4-4-1)	整備	→	
自転車等駐車場における利用者サービスの向上	検討・推進	→	
自転車活用の推進	推進	→	
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	都市基盤整備部		
備考			

パブリックコメントを踏まえた修正について(基本目標４)

No.	意見要旨
68	「主要事業③ 身近な公園・緑地の整備」について、大田区は小さいだけで遊具が少なく魅力のない児童公園が多すぎる。こどもも魅力を感じないので、わざわざ遊びに来ないため、近隣の保育園が平日に少し遊ぶだけで、休日などは閑散としている。一方で大きめの公園には逆に人が集中しており、過密状態になっているため、「選択と集中」の方針をとってほしい。

【実施計画】

●修正前

共通1　共通2

主要事業③	身近な公園・緑地の整備	

事業概要

- キャッチボール場のある公園や子育てを支援する子育てひろば公園、健康増進を支援するいきいき健康公園など特色のある公園づくりを計画的に推進します。また、小規模公園において、公園拡張の機会が訪れた際には、計画的な拡張再整備に取り組み、魅力の向上に努めます。
- 公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特色のある身近な公園(ボール遊び、子育て支援、健康づくりなど)整備の推進【整備数】 共通1 共通2	3か所	3か所	2か所
都市計画事業を活用した中・小規模公園整備の推進【拡張面積】	200㎡	200㎡	200㎡
安全かつ快適に利用できる公園施設の更新・整備	設計	設計、工事	→
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	都市基盤整備部		
備考			

●修正後

共通1　共通2

主要事業③	身近な公園・緑地の整備	

事業概要

- キャッチボール場のある公園や子育てを支援する子育てひろば公園、健康増進を支援するいきいき健康公園など特色のある公園づくりを計画的に推進します。また、小規模公園において、計画的な拡張再整備に取り組む際には、ニーズに応じた遊具を設置するなど、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ魅力ある公園づくりに努めます。
- 公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進します。

年度別計画

活動	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特色のある身近な公園(ボール遊び、子育て支援、健康づくりなど)整備の推進【整備数】 共通1 共通2	3か所	3か所	2か所
都市計画事業を活用した中・小規模公園整備の推進【拡張面積】	200㎡	200㎡	200㎡
安全かつ快適に利用できる公園施設の更新・整備	設計	設計、工事	→
事業費(年度別)			
事業費(合計)			
所管部	都市基盤整備部		
備考			

【別紙】大田区基本計画・実施計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

区民の皆様からいただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
1	全体	今回策定に当たり行われた区民ワークショップや説明会に参加したところ、普段区の行事等でよく顔を合わせるメンバーではなく、特定の団体に属さない人が多く参加していたのは、とてもよい兆しであると思った。誰でも参加できる機会をつくることこそが、公共が保障すべき機会平等であり、区には今後も、区民の関心を削がないような役割・スキルを期待する。 町会自治会の加入率が年々下がっていることを、住む地域の自治や区政への関心の低下、デジタル化への対応の遅れと見るのは一面的な要素であり、むしろ既存の組織が抱える一定の上下関係や義務感と無縁の、ゆるやかで負担感の少ない「ご近所づきあい」コミュニティが求められているのを感じる。区内で言えば、「大森山王ブルワリー」に集うメンバーが取り組んでいる、ビールを飲みながらの対話の中で生まれた地域課題を解決しあう「部活」は、ゆるやかなネットワーク体でありながら、いわば住民自治の姿そのものであり、これからのコミュニティ形成の大きなヒントになると思う。	より多くの皆様に計画策定にご参画いただくため、令和６年７月から８月にかけて、区民ワークショップを開催しました。高校生以上を対象とした大人向けの回（オンライン開催含む）に加え、小中学生に限定した回も開催することで、小学生から高齢者まで、幅広い年代の皆様にご参加いただきました。引き続き、区民の皆様から区政に関心を持っていただけるよう、努めてまいります。 また、昨年実施した自治会・町会活動の好事例調査では、防災・防犯活動、イベント関係の事例などのほか、町会会館を誰でも立ち寄れるオープンスペースとして開放したり、高齢者サロンや涼みどころを開設している町会などもありました。このような好事例の取組には、自治会・町会だけでなく多様な団体等と連携し実施する活動も多くあります。 今後もこうした取組を共有するとともに、自治会・町会が多様な団体と連携・協力することによって、地域の課題を解決できるよう取り組んでまいります。
2	全体	大田区区民意識調査など各種区民アンケートも指標に多く使われているが、これらの区のアンケートに、今後、原則こどもも含めてほしい。そうでないと基本目標２～４にこどもの評価を除外していることになる。 また、基本計画と実施計画で重複している情報が多く感じた。内容が重複しているものを別々に作成する作業時間ももったいなく感じるし、見る方も見るべき箇所が定まらずに見づらかったので、なるべく重複なく固有情報のみにしてもらいたい。	基本目標２～４の一部指標で使用している世論調査、区民意識調査等は、18歳以上を対象に実施しています。これらの調査に18歳未満の方を含める場合、過去の調査結果との経年比較や、有効回答数等の点で課題があると考えています。一方、こどもの意見を把握し、施策に反映していくことは重要であるため、調査手法等について研究してまいります。 また、基本計画と実施計画で、一部内容が重複していることについては、両計画の関連性が分かるよう配慮したためであるところ、ご理解賜りますよう、お願いいたします。
3	全体	今回の計画の素案を見ると、総合計画とまちづくりの推進という記載があるが、その中には、旧計画の成果の検証は見られず、どのような計画が、何をしたことで、このように良くなった、まだこの点が足りません、などの文言は見られない。 また、令和２年２月に出された「大田区10か年計画おおた未来プラン10年（後期）めざす姿の達成度評価報告」の105ページの３にある新たな基本計画への活用と仕組み、指標の設定、評価結果の活用などは、何も活かされていないように見える。 前の計画にいくら使ったのか。もっと効果を検証して、ほぼ達成できていることがあれば、遅れているところに税金を投入して全体のレベルを底上げするなど考えることができないのか。 計画作業を業者に任せず、現場の職員、地域の声を聴いて、必要なところに必要なお金、人手が回るような生きた計画を作って、汗をかいて仕事をしてほしい。	本素案の作成に当たっては、「大田区10か年計画おおた未来プラン10年（後期）めざす姿の達成度評価報告」で示した考え方も踏まえつつ、施策ごとに定量的データに基づいて、これまでの取組内容とその成果、社会経済状況や区を取り巻く状況等を踏まえた現状と課題を整理し、施策のめざす姿とその進捗を測るための指標、めざす姿を実現するために進むべき施策の方向性を定めました。これらを、庁内における検討、及び、外部有識者等を含む基本計画懇談会及び専門部会の資料とし、議論を重ねてまいりました。 また、庁内では全庁的な検討体制を構築し、幅広い分野、職層の職員が参画して主体的な検討を行うとともに、区民ワークショップ等により、区民の皆様の声の把握にも努めてまいりました。 計画の推進に当たっても、実効性のある計画となるよう、適切に効果検証や、必要に応じた見直しを行ってまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
4	全体	行政の抱える課題は時代を経過するほど多くなり、どんなに素晴らしい計画も、区の職員だけで実現するのは難しいと思う。さらに公民連携だけでは「今後とも急増する地域課題」には応えきれない。 そこで、今回の計画を地域の中で推進する団体、施設、個人を公募して、そこに「認定」を与える制度を提案する。できれば若干の資金援助があれば、更に効果は上がると考える。それぞれの団体、施設、個人に計画推進のための計画書の提出、年４回の活動の経験交流会の開催、１年の終わりには活動の総括文の提出などの役割を課すことを条件としてはどうか。 また、小学校の改築に当たり、計画推進団体の活動拠点となる調理室付きの集会室を作ってほしい。そのような「場と居場所」があれば、地域の住民が大勢集まってくると思う。	区を取り巻く社会情勢は日々変化しており、行政だけでは解決が困難な課題に対応していくためには、基本構想の基本理念で定めたとおり、地域力を高めることが重要です。 計画を推進するために、特定の団体を認定する制度等については想定しておりませんが、引き続き、地域団体、企業、行政、関係機関等との連携・協働を推進してまいります。 また、施策２－４の施策の方向性①に記載のとおり、多様な主体が地域活動に参加するきっかけを創出するとともに、これらの主体が集い交流する拠点づくりや、主体と主体、拠点と拠点をつなぐ機能を強化してまいります。
5	全体	将来像の言葉が平凡で、具体的施策とのつながりが難しい。区民に印象付けるような、迫力ある表現、目新しい表現は考えられないか。 これまでの総合計画とまちづくりの進展が「簡単な記述」で済まされていることに、大変違和感を覚える。今後の計画立案に際して、大いに調査、分析を行うべき。特に、「未達成」の原因究明は、ぜひとも必要。 大田区の現状について、特に、「公債費負担比率」の低減は大いに賛成。今後「０」まで、目標を立ててほしい。「財政見通し」が「今後の作業」とは、いかがなものか。すべての作業の基本になる事柄であり、思いきった予想を立てた上で、諸計画が成り立つはず。「質の高い区民サービスの提供」については、当然のように述べられているが、その重要性、定義、必要の有無等大いに検討すべき。「公民連携の取組」についても、上記と同様であり、現状は決して上手くいっていないと感じる。根本から、再検討すべき。 総括として、１．無駄な仕事を排除すること、２．各計画について、「マンパワー」を積算すること、３．国及び自治体の共通課題は重複を避けること、を要望する。	将来像は、令和5年度に、大田区基本構想審議会への諮問、答申等を経て定めました。「心やすらぎ」は、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちを、「未来へはばたく」は、こどもも含めたすべての人々が未来を切り拓くことができる活力あるまちを、それぞれ意図しています。 「これまでの総合計画とまちづくりの進展」では、過去の総合計画の期間における主な施策の動向など、区の総合計画の歴史の概略をお示ししております。過去の検証については、本素案の作成に当たり、施策ごとに定量的データに基づいて、これまでの取組内容とその成果、社会経済状況や区を取り巻く状況等を踏まえた現状と課題を整理しております。その上で、施策のめざす姿とその進捗を測るための指標、めざす姿を実現するために進むべき施策の方向性等を、「第5章　施策」でまとめています。 公債費負担比率については、急激な公債費負担の増とならないよう、特別区債を戦略的に活用してまいります。「財政見通し」は、行政サービスを安定的・継続的に提供できる持続可能な自治体経営に向けた取組の一つとして、予算編成、組織・職員定数の基本方針をお示しする際に例年作成・公表しておりますが、基本計画・実施計画を取りまとめる段階においても、時点を更新し公表をいたします。 行政サービスを将来にわたり安定的・継続的に提供するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠であり、将来にわたり強靭な財政基盤を構築してまいります。 社会の複雑性が増す中で、地域課題の解決は、より一層困難さの度合いを高めています。区は、こうした社会の変化に柔軟に対応していくため、民間企業や大学等が有する専門的な知識、ノウハウ、資源を生かす、公民連携の手法を取り入れることとしております。区が行う公民連携は、区と民間企業等が双方の強みを活かして、共に地域課題の解決に取り組み、質の高い区民サービスの提供を実現していくものであり、区民・企業等・区の真の三方良しの連携をめざしてまいります。 計画の実効性を高めるためにはまず、経営資源である人員、財源などの裏付けをしっかりと担保することが不可欠です。基本計画、実施計画の策定と合わせ、持続可能な自治体経営実践戦略を同時に策定し、効果的・効率的な自治体経営を実現してまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
6	全体	「ＳＤＧｓの推進」を掲げていながら、ＳＤＧｓの前文に記載されており、一丁目一番地である「誰ひとり取り残さない」の視点が、基本計画、実施計画（素案）には限られている。基本目標１でこどもに焦点を当てているが、他の目標についても包摂的な視点を反映させるべきである。	包摂的な視点は重要と考えています。 基本目標１以外では、基本目標２、施策２－３で「誰一人取り残さない社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の視点」に言及しているほか、施策２－４で「共生や社会的包摂の理念が広がり」や「誰一人取り残されることなく、つながりを感じる地域」などの記載をしております。基本目標３では、施策３－５で「誰もが挑戦しやすい環境」、基本目標４では、施策４－６で「誰もが安全・安心に過ごせる」など、「誰ひとり取り残さない」という視点を踏まえためざす姿を、それぞれの基本目標で掲げています。 これら包摂的な考え方を踏まえ、それぞれの施策を推進してまいります。
7	全体	大田区第１期基本計画の一区切りである８年間の中には、ＳＤＧｓの一区切りである2030年も含まれる。例えば、区内全域で行われることになったプラスチック回収は大きな前進であると信じているが、果たして本当にそれでどの程度環境保全に貢献できているのかを、「ＳＤＧｓ未来都市」「自治体ＳＤＧｓモデル事業」 に選ばれたものとして、区には説明責任を都度果たしてほしいと期待する。	ＳＤＧｓの各目標の中で、気候変動対策や資源・生態系保護等の環境に関する目標は、他のあらゆる目標の基盤となり、社会や経済の持続可能な発展を支えるものです。 資源プラスチック回収をはじめ環境に関する取組については、現在策定中の（仮称）第２次大田区環境基本計画（計画期間：2025～2030年度）の進行管理の中で、毎年度各事業の進捗状況を公表する予定です。 また、「ＳＤＧｓ未来都市」「自治体ＳＤＧｓモデル事業」に選ばれた自治体として、大田区ＳＤＧｓ未来都市計画の各取組の達成状況について進捗評価を行っています。
8	全体	行政の立場としては、すべてを網羅して取り残さないという姿勢は評価されるが、一方で課題に対する優先順位についての方向性は必要ではないか。その場合の判断材料として今後の人口減少と大規模災害への備えが大事な要素となるのではないか。 まちづくりやインフラ整備として何を優先するのか、判断に混乱があるのではないかと思わざるを得ない。 大田区の交通に関して言えば、最も大きな課題は一貫して区内交通の利便性と交通困難地域の解消でありながら、あたかも新空港線が最優先課題のような取り上げ方になっていることに禍根を残すことになりはしないかと心配している。 新空港線に対しては半数以上の区民が疑問を持っており、長期計画策定に当たってはむしろ見直しの機会とすることが適切ではないかと思う。人口減少は利用者の減少であり工事費の高騰は更に採算性の悪化につながる恐れがある。後世に負の遺産を残すべきではないので、ここは一旦立ち止まって再検討を明記することが適当ではないかと思う。 まちづくりについても川崎や品川のような方向をめざすのではなく、住み続けられる住む人が幸せを感じて笑顔になるようなまちづくりをめざすべきではないか。	全ての分野の施策を総合的に推進することにより、まち全体の魅力を向上し、多くの人が住み続けたいと思える大田区をつくっていくことが重要と考えております。各施策には複数の事業が含まれていますが、実施計画において、主要事業とその他の事業を区分することにより、優先順位をつけています。人口減少については、全施策横断的な内容であるため、「第３章　８年後の大田区」や「第４章計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）」において言及しており、大規模災害への備えについては、基本目標４の中で、防災に特化した施策４－１「災害に強く回復しやすい減災都市の実現」、施策４－２「地域力を活かした防災対策の推進」を設定しており、ハードとソフトの両面から災害対策を充実させてまいります。 新空港線の整備により、羽田空港や、渋谷・新宿・池袋等へのアクセス強化だけでなく、区内の東西方向の移動が便利になるとともに、天気にも左右されず、高齢の方、障がいのある方、ベビーカーを利用される方なども、安全で快適に移動できるようになります。 　また、新空港線の整備は、蒲田や大森など長年にわたり機能更新が進まず、老朽化しつつある駅周辺の市街地の更新などのまちづくりを進めるきっかけとなる事業です。鉄道とまちづくりは車の両輪であり、新空港線の整備効果を最大限に引き出すためには、長期的な視点に立ち、相乗効果を生み出すことができるよう、これまで以上に魅力あふれ、誰もが暮らしやすい先進的でにぎわいのあるまちづくりをしっかりと行っていくことが重要です。 　区では、新空港線事業のＰＲのため、地域の各種イベントでＰＲブースを出展しており、来場者の方々に対して事業の説明を行うとともに、新空港線に期待する効果についてアンケートをしております。直近ののアンケートでは、「羽田空港や渋谷、新宿、池袋、埼玉方面へのアクセス強化」や「区内東西移動の利便性向上」、「区内のまちづくりの促進による地域の活性化」の３つの回答数合計が全体の９割を超える結果となっており、新空港線に期待する声の多さを実感しております。 　今後も、引き続き本事業の意義や必要性などのPRを行い、区民の皆様にご理解をいただるよう取り組み、新空港線整備の早期実現をめざしてまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
9	全体	最近の区政は、高齢化が進んだ「地域力」に見切りをつけ、「公民連携」という大義名分のもと、大きな民間企業への「丸投げ」が加速してきているような危惧もある。 「民」のありようも多様であり、それを柔軟にとらえ活かしきれる「公」の力量こそ問われるのではないか。	基本構想では、地域のつながりの強化が区の様々な課題解決につながるという考えのもと、大田区の地域力を高めることを、基本理念として掲げています。地域力は、区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく力であり、今後も、区民、企業、地域団体、行政など、大田区に関わる全ての主体による連携・協働を一層強化していくことが重要であると考えています。 公民連携については、今後も区の考え方や取組などを積極的に発信することで、公民連携、民民連携の取組をより一層活発化させ、区民・企業等・区それぞれにメリットがある真の「三方良し」を実現してまいります。大田区をフィールドとした新たな価値の創出により、持続可能なまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいります。
10	全体	東京都や国との政策の整合性を図ることは当然のことではあるが、一方隣接の自治体との協力・連携の言及は一言もない。何か特別な制約があってのことなのか、それとも単に考えが及ばなかっただけなのか、疑問が残る。 東日本大震災時の多摩川手前での混乱を例に挙げるまでもなく、大規模災害時での周辺自治体との連携がなければ大混乱することになる。今後は大規模災害時だけではなく様々な課題で隣接の自治体との調整は常日頃からとることが大事になってきている。個別のことだけではなく自治体の横のつながりを志向し表明することは多様化する時代には大切になってくるのではないか。特に多摩川の対岸に位置する川崎市との連携は必要である。	川崎市とは平成25年に「大田区と川崎市との産業連携に関する基本協定」を締結し、この基本協定に基づき産業分野をはじめとして連携を進めております。更に令和5年には、大田区、川崎市、東京都の３者による水素エネルギー利活用における連携協定を締結しました。 基本計画においては明記しておりませんが隣接自治体との連携の重要性は認識しております。なお、実施計画においては、施策３－６の主要事業②「おおたの観光魅力発信事業」では、近隣自治体との連携について記載しております。 大規模災害時への備えについては、災害対策基本法に規定する「国、地方公共団体及びその他の公共機関の相互の連携協力を確保する」という基本理念に基づき、東京都や隣接自治体とは、平素から、防災に関わる協議、訓練等により常時機能する関係を築いております。 引き続き、各分野において、隣接自治体等との連携を進めてまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
11	全体	子育てについて、馬込エリアにこどもを外で遊ばせる施設がほしい。公園、児童館は閉まるのが早い。品川の「エコルとごし」のような施設がほしい。 教育について、こどもがタブレット端末を利用する時間を制限してほしい。長時間利用することで、成績が下がるというエビデンスもある。タブレット端末の利用時間とこどもの成績などの実態調査をしてほしい。また、障がいのある子もない子も同じ教室で学べるように、インクルーシブ教育を進めてほしい。	基本計画の施策1-1「こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり」では、「こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり」を推進することとしています。 年度内に策定予定の「大田区児童館構想」では、具体的な取組として「様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化」「こどもの心身の健全育成の促進」「インクルーシブな環境で安全に安心して過ごせる居場所の提供」などを想定しています。今後も、こどもの発達段階に合わせた遊びの場を確保し、幅広いこども世代や子育て家庭が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めてまいります。 また、公園整備においては、実施計画の施策４-８の主要事業における、特色のある身近な公園の整備の中で、主に未就学児とその保護者が安心して遊べるための子育てひろば公園づくりなどを進めてまいります。 学習者用タブレット端末については、各学校の判断により時間制限を行っておりましたが、令和６年12月から、全区立学校において児童・生徒の健康面に配慮するため、フィルタリングスケジュール機能を用いて動画配信カテゴリ等を規制し、児童・生徒のタブレット端末の画面視聴の時間帯を制限しております。タブレット端末の利用時間とこどもの成績などの実態調査につきましては、国や都、大学、民間企業等の調査結果を注視し、適切に対応してまいります。 教育委員会は障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶことをめざすとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するインクルーシブ教育システムの構築に向けて支援体制を充実させています。主な取組として、学校特別支援員や学校特別補助員の配置、特別支援学校に在籍している児童・生徒と小・中学校に在籍している児童・生徒との副籍制度を活用した交流などがあります。今後は、特に特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の充実に重点的に取り組み、教科等の学習や学校行事における相互のふれあいを通じて、互いに経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学び、共に支え合う意識を醸成してまいります。
12	全体	「相談支援の充実」「支援の充実」という施策や事業が多く見られるが、質をどう向上させていくのかの目標や計画等が見られない。特に子育て・こども関係では、現在の大田区の相談機関は問題解決力が十分とは言えず、相談することでかえって時間と心をすり減らしているケースも多くある。例えば昨年末に海老名市で痛ましい事件があったが、大田区でも同様のことは十分起こりえると感じている。支援の充実とは相談数を増やすことではなく、問題を予防する力や、問題を解決する力を高めることと思う。このように支援の質を追求する姿勢が基本計画や実施計画に明記されることを強く望む。 また、指標に関しても、相談の数だけを指標化しているNo.1,6,7,18,27は、目標や評価として適切ではないと思う。（例えばNo.27について、権利擁護が推進されたかどうかを測る指標にDV相談ダイヤルの認知度というのは、ダイヤルを認知していても暴力を受け続け、暴力を受けない権利を擁護されていない人も当然いるので、マッチしていない。）	相談支援の質の向上については、基本計画懇談会においても議論があり、それを踏まえ、施策1-1の施策の方向性「こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築」の中に、「こども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図」る旨を、検討過程で追記しました。事業においても、例えば、施策1-1の主要事業①「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備」で「相談援助技術向上に向けた研修」を、また、主要事業⑥「児童館における相談支援体制の充実」で「相談対応スキル向上に向けた研修」を挙げており、相談支援の質を高めるための取組を進めてまいります。 あわせて、相談支援を充実していくためには、まずは区民の皆様に自身の状況に合った相談窓口を知っていただき、相談ができることが重要と考え、指標を設定しております。 例えば、DV支援においては、配偶者等からの暴力を受けた被害者が、ひとりで抱え込まずにDV相談ダイヤル等の相談機関を利用していただくことが大切です。そのため、行政が相談をお受けする体制を整えることと、より多くの区民の方にDV相談ダイヤル等、相談できる場所があることを知っていただくことが重要と考えています。特に家庭内での暴力は外からは見えにくいため、被害者自らがSOSを発信することが、適切な支援や権利擁護へと結び付ける第一歩となります。 引き続き、幅広い分野において相談窓口の周知に努めるとともに、知識・スキルを含めた職員の対応力の向上を図り、複合的な課題を有する内容については、関係する部署や機関、専門家等が緊密に連携することで、区民の皆様に寄り添った相談支援を行ってまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
13	全体	生涯学習センター、環境学習センター、ＳＤＧｓ学習実践センターを新設し、学校で入れ替えたタブレットをリユースして大人が活用できるようにしてほしい。また、センターのノウハウを図書館や老人保健施設などで広め、特にプラスチックの分別を徹底してほしい。	区は、区民の皆さま、一人ひとりが生涯にわたり主体的に行う「生涯学習」を支援する場として、生涯学習センターを設置しており、講座・イベント等のチラシの配布のほか、定期的に「生涯学習相談会」を開催しています。環境学習センターやＳＤＧｓ学習実践センターを設置する計画はありませんが、施策３－１の環境学習講座等を実施するほか、ＳＤＧｓについても、引き続き理解促進を図ってまいります。区施設に配備するタブレット等を含めた備品については、機能面、費用面等を総合的に勘案し、適切に選定してまいります。 また、区は令和７年度から区内全域でプラスチックの回収を行う予定であり、プラスチックの適切な分別方法を引き続き広く周知してまいります。
14	全体	題目だけは立派だが、全体的に抽象的過ぎて分かりづらい。 大田区はハードなサービス（箱物、コンクリート）の提供が多い。区民が求めているのはソフトなサービス（相談、支援等）であり、そちらにもっと予算を使うべき。	基本計画は、基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたものであり、一定程度、抽象度を高めておりますが、実施計画では、個別の事業、活動及びそれらの年度別計画を具体的にお示ししております。 区としても、ソフト面の施策は重要であると考えており、第３章「８年後の大田区」において、ソフト面のさらなる充実をめざすこととしています。ソフト、ハード、両者に共通するデジタルの視点から、施策を総合的に推進してまいります。
15	全体	何かとAmazon商品券（電子コード）で還元されるキャンペーンがあったが、自治体であれば国内のサービスを使った方がよいのではと思った。自治体から企業側に働きかけてみる価値はあると思う。全自治体でそういった流れになれば良い。	区民の皆様のニーズを踏まえつつ、国や他自治体の動向も参考にしながら、利便性が高いサービスを選択し、提供してまいります。
16	施策1-1	p.21「主要事業② こども家庭センターの運営」p.26「主要事業⑦ こども・若者に対する総合相談」について、相談に対応するだけでなく、（特に相談はなくとも）行けば遊んだりゆっくりできるという「居場所」でもあってほしい。 わざわざ「相談のために区の窓口に行く」というのはハードルが非常に高い。「窓口を設けたので相談に来てね」ではなく、「（相談目的ではないけど）区の施設に遊びに来てくれた人のうち困っていそうな人がいれば、よければ相談に乗るよ」というスタンスであってほしい。「窓口」があっても、その窓口にたどり着けない人が大勢いる。窓口に行くハードルを下げてほしい。	基本計画の施策1-1「こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり」では、「こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり」を、施策1-2「こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり」では、「妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実」を推進することとしています。 例えば児童館は、こどもや子育て家庭がいつでも安心して過ごすことができる地域の身近な居場所であると同時に、遊びや日々の職員との関わりを通して、不安や心配事を気軽に相談できる身近な相談場所になっています。 「大田区若者サポートセンター フラットおおた」では、様々な困難を抱える概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入した総合的な相談窓口に、自由に過ごせる居場所スペースを併設し、様々な交流体験プログラムを実施しています。特定の相談事項がなくとも気軽に訪れていただき、困った際には相談に乗れるような事業運営に努めております。 こどもと家庭の相談窓口（こども家庭センター）は「居場所」としての機能を持ち合わせていませんが、区内４か所の身近な地域庁舎にある母子保健関係の窓口に隣接して設けているため、各種の手続や面接、健康診査時等に来庁された際に相談しやすい環境となっております。 今後も、気軽に相談しやすい窓口の整備に向けて、周知や利用方法、相談いただいた内容に関する関係機関との連携を含めて引き続き検討してまいります。 いただいたご意見を踏まえ、相談しやすい窓口の整備に向け、周知方法等の検討を進めていくという意図がより分かりやすく伝わるよう、表現を修正しました。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
17	施策1-1	以前は、区内の保育園入りやすさワースト10にもランクインしていた西馬込駅だが、おかげさまで保育園の数も増え、第二子の保活は安心して行うことができ、感謝している。 中高生の放課後の居場所の選択肢は少ないように思える。馬込区民センター近くが再開発されると聞いたので、ぜひ学生の受け皿となるような、学習や図書のスペース、またスポーツに馴染めるようなスペースを確保してほしい。	基本計画の施策1-1「こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり」では、「こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり」を推進することとしています。 現在、区では中高生世代が活動・交流・相談など、それぞれの目的に合わせて利用できる専用施設として「中高生ひろば」を区内２か所（蒲田、羽田）に設置しております。改正された国の児童館ガイドラインにある「中高生が利用可能な環境づくり」や、年度内に策定予定の「大田区児童館構想」を踏まえ、「ティーンズ」を対象に機能を特化した児童館を地区ごとに配置する等の検討を進めております。 今後、施設等の整備を行う際には、エリアの利用ニーズ等を的確に捉えながら、中高生ひろばや周辺の児童館の機能更新、また関係施設と連携した中高生世代の居場所空間の形成等について検討してまいります。
18	施策1-1	p.27「主要事業⑧ こどもが安心して過ごせる居場所づくり」について、児童館は地域性が根強いため、おそらく地元の公立学校に通っている中高生以外は参加しにくいと思う。大田区は私学に通う中高生も多く、なかなか児童館の活動などには顔を出しづらいのではないか。一方で多様性という意味では、そういった中高生も参加してくれた方が地域のためになる。地域に縛られすぎない児童館にしてほしい。	基本計画の施策1-1「こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり」では、「こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり」を推進することとしています。 区では、中高生世代が交流、学習、相談などそれぞれの目的に合わせて利用できる中高生ひろばを区内２か所（蒲田、羽田）に設置していますが、地元の公立学校だけでなく、私学等に通う生徒にもご利用いただいています。改正された国の児童館ガイドラインにある「中高生が利用可能な環境づくり」や年度内に策定予定の「大田区児童館構想」を踏まえ、「ティーンズ」を対象に機能を特化した児童館を地区ごとに配置する等、今後も利用者ニーズや利用状況を的確に捉えながら、中高生世代が利用しやすい児童館等について検討を進めてまいります。
19	施策1-1	指標No.4（将来の夢や目標をもっているこどもの割合）は、基本目標「夢と希望」「健やか」を測るものとしては不適切に思う。希望と目標は異なるものであり、目標はなくても未来に何らかの希望を抱いて健やかに育てばよいはずが、この指標は目標を持つことを測定している。既存の調査を流用すると測定するものがずれる（妥当性が極めて低くなる）ため、妥当性のあるオリジナル調査を実施した方がよいと思う。	施策ごとの指標は、施策ごとのめざす姿にどの程度近づいたかを測るために設定しています。指標No.4「将来の夢や目標をもっているこどもの割合は」は、主に、施策１－１のめざす姿③「こどもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができています。」の指標として設定しました。設問の内容は、「目標」を持っているかだけでなく、「夢」を持っているかについても問うものであり、めざす姿を測る指標として妥当であると考えています。 このめざす姿を実現するために、ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施することで生活の安定を図り、また、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実に取組みます。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
20	施策1-2	産後ドゥーラの利用時間拡大、日帰り産後ケアの日数増加、子育て世帯への給付金などの育児サービス支援を更に充実させてほしい。物価は上がっているが、給料は上がっておらず負担だけ増えている。親の介護で子育てを手伝ってもらえず、孤立してしまう家庭も多いと聞く。託児付きのイベントや講演会の企画、両親がリフレッシュできるイベントを増やしてほしい。	産後、身近に相談相手や支援者が少なく、育児に強い不安を抱えている方や、孤独・孤立を感じながら子育てを行っている方がいることは区としても課題として認識しており、新しい基本計画では、基本目標１「未来を創り出すこどもたちや夢や希望をもって健やかに育つまち」の実現に向けて、施策1-2「こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり」を掲げています。「妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実」や「こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり」などの取組を通じ、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てできるとともに、地域住民、地域団体、学校などが相互の連携・協働によってこどもたちと子育て家庭をあたたかく見守り、地域社会全体で子育ち・子育てを支えることをめざしてまいります。
21	施策1-2	施策1-2（こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり）の主要事業のほとんどが未就学児向けのものである。こどもが就学してから成人するまでの期間の子育ての苦しみを認識してもらえない（表に取り上げてもらえない）ことに、一番の子育てのしづらさを感じている。	新しい大田区基本計画では、基本目標１「未来を創り出すこどもたちや夢や希望をもって健やかに育つまち」の実現に向けて、施策1-2「こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり」を掲げています。こどもの成長段階に応じた必要な支援策を見極めつつ、誰一人取り残さずに切れ目なく子育て家庭を支える支援を通じ、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てできることをめざしてまいります。
22	施策1-2	p.42「主要事業⑫ 部活動地域連携・地域移行」p.54「主要事業⑧ 学校における働き方改革の推進」について、これは大賛成なのでぜひ進めてほしい。教師の負担も大きく、また趣味も多様化しており、学校で部活動をやる意味は薄れてきている。ただし「蒲田地域では活動が盛んだが、調布地域では数が少ない」などの地域格差が出ないようにしてほしい。また大田区は私学に通う中高生も多く、そういった中高生も参加しやすい工夫をお願いしたい。 また、p.43「主要事業⑬ ファミリー・アテンダント事業」も大賛成である。他自治体に住んでいる際、同様の取組に大変助けられた。	令和６年度において、区立中学校全28校に計70名の部活動指導員の予算を計上しています。また、５校をハイブリッド型地域連携・地域移行のモデル校とし、部活動指導員を加配するとともに、委託業者を活用しています。今年度の４月から生徒一人一人が、専門的な指導の下に希望する活動ができることを目指す、大田区立中学校に在籍する生徒対象のダンス部「O.T.A. Dance Team」がスタートしました。 今後も部活動指導員や、ハイブリッド型地域連携・地域移行のモデル校を増やし、大田区の実情に即した部活動地域連携・地域移行を進めてまいります。 ファミリー・アテンダント事業につきましては、初めて子育てを行っているご家庭を定期的に訪問する「見守り訪問」と、希望するご家庭には保護者の悩みを傾聴し、ご一緒に家事育児をサポートする「伴走支援」を行っています。今後も、子育て家庭に寄り添うアウトリーチ型の支援を通じて、子育てに関する孤独・孤立の防止や解消に向けて取り組んでまいります。
23	施策1-3	施策1-3「確かな学力」「グローバル社会」に対して、指標であえて全国学力・学習状況調査の英語を抜く必要性はないと思われるため、指標に英語も加えてほしい。	施策1-3の施策の方向性②「世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成」の成果を測る指標として、「自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合」を設定しています。また、個別計画であるおおた教育ビジョンでは、英検３級相当以上を達成した中学校第３学年生徒の割合を令和10年度までに80%とする目標を掲げています。グローバル化が進展した社会において活躍するために、英語での実践的なコミュニケーション能力の育成や異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚を醸成する教育を実践し、その達成度をこれらの指標により測定してまいります。 なお、全国学力・学習状況調査において、英語は毎年の実施ではないため、指標には設定しておりません。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
24	施策1-3	共通課題３の担い手不足に対して、保育士人材確保支援があるのに、教育に関する人材確保支援がないことをとても残念に思う。「こども・子育て」と教育は密接に関わっている。教育に関する人材不足によるしわ寄せがこどもや家庭に来ているように感じる。 未就学児期は子育てを地域で支えてもらっている実感がある一方で、就学後、急に支えがなくなり、孤独感を感じている。	全国的な教員不足が続くなか、教員の募集については、区ホームページや区設掲示板への掲示を行う等、区としても教員の確保へ向けた取組みを進めています。また、教員の産休育休などを代替する人材の確保ができず厳しい勤務環境となっている状況を支援するため、区独自で会計年度任用職員の教員を採用するなどの対応策も実施しております。人材不足解消に向けて、区として教員の働き方改革を推進し、教員が誇りとやりがいをもって働ける環境の整備に努めてまいります。 また、こどもの成長段階に応じた必要な支援策を見極めつつ、誰一人取り残さずに切れ目なく子育て家庭を支える支援を通じ、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てできることをめざしてまいります。
25	施策1-4	「特別支援教育の充実」が施策1-4の主要事業②に挙げられている一方で、大田区は、ASD、LD、ADHD、情緒障がい等のあるこどもへの特別支援、保護者への支援が希薄である。品川区はすべての学校にこれらが対象となる特別支援教室があるが、大田区は現在固定級は１校のみ、４月からようやく計３校でになり、それ以外の学校に通う児童は通級指導、しかも保護者の送迎が必要という状況である。保護者向けのペアレントトレーニングも平日の日中に６回受講コースしかなく、仕事との両立が困難だ。現場の介添員等が声を荒げるなど不適切な関わりが見られるようなケースもあり、二次障害の誘発も懸念される状態なので、特別支援教育に関する人材の報酬が他職より低く設定されがちな現状を改め、資格やスキルの基準を設け、質の向上に努めてほしい。 施策1-4の主要事業⑤「ICT環境の充実」も環境の質をめざしてほしい。現在はペアレンタルコントロールがきかず、無制限にゲームや動画視聴ができる環境で、配布タブレットが依存症リスクを高める要因になっている。逆に学習の調べ物をしている中でのブロックが多く、その理由も「経済に関するコンテンツだから」のような表示であり、自主学習にうまく使えない環境である。物理的に重いだけでなく動作も重く、用意されている教育コンテンツ（計算等）がスムーズに動かずに遂行できないことも多くある。何をするかだけでなく、どうするかの検討（内容や質）、それらが適切に行われているかの確認をお願いしたい。 また、食育を行うことは構わないが、道徳、運動習慣などは主要事業化されないのに食育という限局的なものが主要事業になることに、全体バランスとして違和感がある。食育では何をどうするのかも曖昧なので、食育という名で間違った情報が提供されないようにしてほしい。	大田区は発達障がい等の児童・生徒に対する支援として、通常の学級に在籍しながら学ぶ特別支援教室を平成28年度に小学校、令和３年度に中学校に全校設置し、在籍校で指導を受けることができます。また、自閉症や情緒障がいにより在籍学級での学習に適応することが困難な状況にある児童・生徒の学びの場として、自閉症・情緒障害特別支援学級の整備を段階的に進めており、令和６年度から令和８年度にかけて小学校３校、中学校１校を開設予定です。自閉症・情緒障害特別支援学級の小学校については、通学の安全等を考慮し、保護者等の送迎が必要となります。今後の設置計画につきましては、就学相談の状況等をふまえながら検討してまいります。 特別支援学級への人的支援として配置している特別支援学級介添員については、人材確保が困難な状況が続くなか、特別支援教育に充実とともに人数も増員しております。現在、資格要件は設けておりませんが、書類・面接選考を経て適切な人材を採用することに加え、年２回実施している研修内容をさらに充実させ、資質の向上に努めてまいります。また、報酬については、他自治体の水準等を踏まえ、引き続き適切な報酬額の設定に努めてまいります。 タブレット端末の利用にあたっては、WEBフィルタリングサービスを用いた閲覧規制を実施しております。また、児童・生徒の健康面に配慮するため、夜間帯についてはフィルタリングスケジュール機能により動画配信カテゴリ等の画面視聴を規制しております。さらに、各学校の指導状況に応じた閲覧規制を実施できるよう、各学校ごとに制限内容を変更することが可能な環境を構築しております。今後も引き続き、タブレット端末を適正に利用できるよう努めてまいります。 食育は未来を創り出すこどもたちの健やかな成長のための重要な取組であり、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう、主要事業に位置付けて取組を推進するものです。個別計画であるおおた教育ビジョンでは、道徳教育や運動習慣の確立についても計画に位置付けて推進しております。各学校における食育は、食育リーダーに任命された教員が中心となって、他の教育活動とのつながりを示した全体計画や各学年の具体的な指導計画を作成し、指導事項を明確にしてに推進しています。また、リーフレットの配布を通じて食育の在り方に関する情報を共有しております。今後も食育に関する共通理解を図りながら各学校における指導を一層充実させてまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
26	施策1-4	p.57「主要事業② 特別支援教育の充実」について、充実させることはもちろんよいことだが、在校生の少ない「館山さざなみ学校」は果たして本当に必要なのか？と感じている。大田区で自前で持つ必要はなく、他自治体と連携して存続させるのがよいと思う。	平成25年の「館山さざなみ学校の今後のあり方検討委員会」報告書に示された方向性を基本とし、今日の子ども達を取り巻く社会状況の変化等を考慮しながら、今後について検討してまいります。
27	施策1-4 施策2-1	少子化により空き教室が増えている一方で、不登校児も増えている。以前の保健室はいわゆる駆け込み寺的な側面もあり、休み時間にお喋りだけ行くこともあった。空いている教室にお年寄りのスペースを設けてはどうか。その人材は、区内のグループホームや老人会、シルバー人材センターなどボランティアで補い、そこで昔ながらの遊びやお話をするだけでもよいから学校に行くことができるスペースにする。お年寄りの方も頼られていることにより生きがいになるのではないか。	学校が目指す不登校対策の取組の一つに「個に応じた支援と学びの場の設定」を掲げております。各校では「居場所づくり」「きずなづくり」により不登校の未然防止に努めるとともに、不登校初期段階における児童・生徒の一時的な休息の場や段階的に学校復帰を目指す児童・生徒の居場所として、校内別室（校内教育支援センター）の環境を整え、必要な支援を行っています。校内別室の運営に係る人員については、地域人材の活用も踏まえて検討し、学校、保護者、地域が一体となった登校支援を進めてまいります。 なお、児童・生徒数はピーク時に比べ減少していますが、35人学級、習熟度別・少人数指導、特別支援学級などにより教室の必要数が増加していることから、空き教室が増えている状況ではなく、ニーズに対応した施設の充実に取り組んでいるところです。 公共施設を複合化することにより同じ敷地内に学校や保育園、高齢者施設などを併設し、シニアステーション事業を推進するなど、施設利用の効率化と共に多世代の人が交流する場を展開しています。 今後も少子高齢化のなかで多世代間交流ができ、高齢者の活躍と社会貢献として次世代継承ができるよう地域共生社会の実現に向けた環境整備に努めてまいります。
28	施策2-1	施策2-1について 高齢者の就労、地域活動の支援、という項目があるが、高齢者をひきこもりにしないように、講座やイベントを通して地域に出すための施策があればよい。中央区や新宿区では「退職後の生き方塾」として連続講座を実施し参加者がグループを作り、積極的に活動している。	高齢者に地域で活躍していただくためには、就労や地域活動への参加が重要であると考えております。就労支援としましては、合同就職面接会や再就職支援セミナー、シルバーフェアやプレシニア向けの「お金と健康」に関するセミナーなど、多数イベントを開催しております。 また、地域活動につきましても大田区シルバー人材センターによる地域ボランティア活動や、「シルバーサロン」を開催しております。体操や折り紙、手品や朗読会などの講座に加え、「スマホ使い方相談」による日常生活の支援も行うなど、地域の方々の集いの場となっております。引き続き魅力的な講座・イベントを開催し、より多くの方に地域活動に参加していただけるよう努めてまいります。
29	施策2-1	若年性認知症の方のグループホームを作ってほしい。	区は、実施計画の主要事業として、認知症高齢者グループホームなどを含む、「地域密着型サービスの整備支援」を掲げております。介護保険制度では特定疾病に該当した場合、40歳以降の方もグループホームなどのサービスをご利用いただけます。 若年性認知症については、医療・介護に留まらず、就労や社会参加活動など様々な支援が求められています。そのようなニーズを踏まえ、区は令和元年度から「若年性認知症デイサービス」を開設し、令和２年度から「大田区若年性認知症支援相談窓口」を設置しております。窓口には若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の方やご家族が、普段の生活を可能な限り自らの力で継続することをめざし、本人の能力を主体的に発揮できる環境づくりを支援しております。
30	施策2-2	「施策2-2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進　主要事業①権利擁護の正しい理解と周知啓発」について、配偶者暴力（DV）が自己決定の阻害要因となりうることが明記され、本人意思の尊重・自己決定支援の観点から考えられていることはとてもよいと思う。一方で、成年後見制度・老いじたくとDVが１つの事業の中に並列されていることに違和感がある。	「施策2-2　本人の意思に寄り添う権利擁護の推進」は、誰もがひとりの人間として尊重され、自分らしく生きていくために、基本的人権が守られるようにするものです。そのため、配偶者暴力（ＤＶ）だけでなく、高齢者や障がい者をはじめとする支援が必要な方たちの権利や尊厳を守るための、成年後見制度や老いじたくなども含めています。本施策の趣旨についてご理解をお願いいたします。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
31	施策2-2	施策2-2について DVに関する啓発だけでなく、関連部署の連携で困難な問題を抱える女性等の適切な支援を実現させるための具体的な活動を期待している。	困難な問題を抱える女性への支援については、一人ひとりの状況に応じて丁寧に対応してまいります。ＤＶ防止の啓発をはじめ相談対応や個別の支援など、関係機関と連携し対応してまいります。
32	施策2-3	施策2-3とその指標に大きなズレを感じる。「障がいの有無等にかかわらず安心して暮らせる支援が充実しているか」とストレートにアンケートを取ったほうがよいと思う。	施策2-3「障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実」では、必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らしていることをめざす姿としています。そこで、障害者支援に係るサービス等の充実度を計る指標として障害福祉サービス等の利用における満足度を設定しました。 また、障がいの有無等にかかわらず安心して暮らしていくためには、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会の実現に向けた取組が必要です。そのために、障がいを理由とした差別の禁止や建設的対話を通した合理的配慮の提供を趣旨とする障害者差別解消法の理解度を指標として設定しました。 これらの指標のみならず、「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」や各部で計画策定の際に実施する実態調査の結果など、広く区民の皆様の意見を加味しながら、「障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実」に取り組んでまいります。
33	施策2-4	町内会活動への支援について、お金を出すだけではなく、核家族化で町内会への参加が減る昨今、町内会が真の地域力（防災時も含め）になる知恵の支援が最も大切である。これは商店街の活性化にも当てはまる（大型スーパーマーケットによる個人商店の客離れ）。区が大型マーケットの店長に要望を出すことで、近隣商店街や個人商店と共存共栄することを要望する。	自治会・町会活動の継続や活性化のため、経済的な支援だけでなく、学識経験者や専門家による学習会の開催や、町会活動の好事例の共有、ＩＣＴを活用した情報発信に関する支援などを行っており、今後もこのような支援を継続してまいります。 また、これまで、区では大田区産業振興協会との共催で、蒲田や大森の駅ビル内等で区内の個店が出店するイベントを実施しました。また、商店街がイベントを実施する際に大型店を会場とするなどの事例もございます。商店街が大型店などと連携することは集客力を高め、相互の誘客による地域の賑わいづくりに寄与するものと考えます。今後も区では、商店街によるにぎわい創出・地域の活性化の取組を支援してまいります。
34	施策2-4	p.87「区民活動支援事業」について、コーディネーターの活動に関心は高いが、講座の時間が平日夜や土日などで、子育て中の身としては家族を置いて参加するハードルが高い。また、どういった方々を対象にしているのか、コーディネーターになればどのようなことができるようになるのかなどのイメージが湧きづらい。参加するハードルを下げてほしい。	p.87「区民活動支援事業」の中の、区民活動コーディネーター講座は、すでに地域の団体で活動している方や、地域活動に興味のある方などを対象に、地域でのつながりを主体的に生み出していくコツ、地域活動やまちへの関わりを深めていく方法などを身に付けていただくことを目的としています。 現在、開催に当たっては、実際に区民活動が行われることが多い時間帯を中心に設定していますが、引き続き、より多くの方が参加しやすい講座となるよう努めてまいります。
35	施策2-4	p.88「主要事業③ 自治会・町会活動支援」について、SNSで自治体が行ったことを情報発信するだけでは何の参考にもならない。自治会の連絡先すら知らないし、自治会が私たちのために何をやってくれているのかも分からない。SNS発信は手段であり目的ではないので、「SNSで発信している自治会」をKPIにするべきではないと思う。「SNS発信を通じて○○ができた自治会」と具体的な目標を設定するべきだと思う。	自治会・町会役員には高齢者が多く、回覧板や町会掲示板を利用した情報発信が主となっており、情報の広がりの面で課題があります。そのため、まずは、情報発信手段の一つとしてＳＮＳを理解し、操作に慣れ、継続して活用していくことにより、効果的な情報発信を支援することが重要です。 特に若い世代の自治会・町会への加入が進まない現状がある中で、若い世代に向けた自治会・町会の情報発信力を高め、町会活動を知ってもらうと同時に興味・関心を持っていただくことは不可欠です。 こうした考えから、若い世代における主要なコミュニケーションツールであるＳＮＳによる情報発信の状況を本事業の成果を図る指標として設定したものです。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
36	施策2-4	地域活動の担い手不足は深刻である。自治会・町会長の男女比を公表し、例えば多様な視点を反映する仕組みづくりや、ジェンダーバランスの目標設定「自治会・町会長の30%以上を女性にする」などの目標を掲げ、段階的に進めるなど、多様な人材が地域活動を担えるよう示すべき。	自治会・町会は、地域に暮らす方々が自主的に組織・運営する団体であり、区が自治会・町会の活動や運営に関する目標を設定することは困難ですが、多くの区民や多様な主体が地域活動に参加できるよう、継続的に支援してまいります。
37	施策2-4	スマイル大森やこれから作る施設には調理室を設けてほしい。こども食堂や居場所づくりには必須であり、エセナおおたにはあったがスマイル大森ではなくなった。何故なくしたのか、基本計画に逆行していると思う。早急に工事し直すべきだ。 また、この地区は大型マンションが目白押しであり、コミュニティづくりが難しいため、食事をしながらのコミュニケーションは有効である。これからのイベントは、「食」があるとないとでは集客力に大きな差が出るのではないか。	ご意見のとおり、「食」を通じたコミュニティ形成は重要な視点です。スマイル大森は、地域の皆様が身近で使える地域活動・文化活動等の場の充実を目的とし、様々なニーズに対応できる区民活動施設を有しております。地下２階の多目的室（小）では、ビジネスキッチン、ＩＨコンロ、作業台、オーブンレンジなどを備えており、一部調理を用途とした利用も可能です。今後も、地域の皆様の幅広い交流・活動を促進し、更なる利用率向上に努めるとともに、利用される皆様にご満足いただけるよう取り組んでまいります。 また、男女平等推進センター「エセナおおた」は移転後も男女共同参画に関わる展示や図書コーナー、各種セミナー等の事業を行うほか、５階にはカフェスペースを設けております。また、学習室や多目的ルームは各地域団体やサークル活動などにもご活用いただけます。今後も引き続き、地域のコミュニティの場として皆様にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
38	施策2-5	基本目標２の「誰もが笑顔でいきいき暮らす」大田区をつくっていくうえで「人種や国籍・性別、宗教、価値観等にかかわらず、人々の多様性が尊重される社会の実現」はとても大切で、そのために施策2-5に「男女共同参画推進事業」が明記されたのはとても良かったと思っている。事業概要として「女性が、男女共同参画の視点を持ったリーダー像を学び、自分のリーダー観の再構築を図る」と書かれていますが、女性だけでなく、男性も男女共同参画の視点を持つことが必要なのではないか。「男女問わず、男女共同参画の視点を持つ」と明記していただければ。また、以下の７か所について、個別計画に「男女共同参画推進プラン」を入れてほしい。 （１）基本目標１　施策1-1 施策の方向性として「④「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実」が挙げられているが、ひとり親世帯のうち母子世帯のほうが割合が多いなか、国を挙げて進めている困難な問題を抱える女性への対応として、男女共同参画の視点は欠かせない。 （２）基本目標１　施策1-2 子育て家庭への支援や、男性の家事育児参画について記載されている。「男女共同参画推進プラン」でも「子育て世代への支援」や「男性への男女共同参画の推進」が挙げられている。 （３）基本目標１　施策1-3 施策の方向性としてSDGｓ目標５が記載されており、「男女共同参画推進プラン」でも「男女共同参画の啓発と教育の推進」がうたわれている。 （４）基本目標２　施策2-4 「③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」において、「障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず」と記載されている。性別役割分担意識によるバリアをなくすという意味もある。 （５）基本目標２　施策2-6 「①生涯を通じた心身の健康づくりの推進」については、「男女共同参画推進プラン」においても「生涯を通じた男女の健康支援」を施策として掲げている。 （６）基本目標２　施策2-9 「①個人の学びの充実」や「②学びを通じたつながり・活用の場の創出」において、「男女共同参画推進プラン」においても「男女共同参画の啓発と教育の推進」「地域団体・企業・教育機関等との協働」が掲げられている。 （７）基本目標４　施策4-2 昨今相次いで発生している大規模災害において、特に避難所運営などで女性や障がいを持つ方たちがとりわけ困難な状況に追い込まれていることが繰り返し指摘されている。防災対策においても男女共同参画の視点は欠かせないものであり、「男女共同参画推進プラン」においても「男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進」が掲げられている。	施策2-5の主要事業③、男女共同参画推進事業に関しましては、「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」、「女性の活躍推進事業」、「女性への就労支援・就業継続支援事業」を主な活動として掲出しています。事業概要欄については、これらの活動内容に沿った記載としております。ご指摘のとおり、男女共同参画の視点を持つことは女性だけでなく男性にも必要なことであり、「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」においては、特にそのような視点を大切に取組を進めてまいります。 また、それぞれの施策に関する個別計画の記載は、特に関連した主な個別計画について掲載しております。関係するすべての計画を記載してはございませんが、ご意見で例示していただいた各施策の中には「男女共同参画推進プラン」の考え方に関連した施策もございますので、引き続き連携して取り組んでまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
39	施策2-5	・「施策2-5　人々の相互理解と交流の促進　主要事業③男女共同参画推進事業」について、男性への意識啓発を促すための事業はとても重要だと思う。現在の計画は子育て世代中心なので、結婚・子育て経験の有無にかかわらず男性が参加できるものが増えるとよい。また、男女共同参画を進めるためには、女性だけでなく男性も（性別問わず）ジェンダーの視点を持ったリーダー像の学習が必要だと思う。 ・以下の施策・事業も「男女共同参画推進プラン」と関連すると思うので、「関連する個別計画」に追記してほしい。「施策1-1 ④『貧困の連鎖を断ち切る』相談支援体制の充実」「施策1-2 ①妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実　③仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現」「施策2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり」「施策2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実」「施策2-9 生涯にわたる学びの支援」「施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進」	施策2-5の主要事業「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」においては、家庭の中での男性の育児参加や乳児を持つ父親の講座等を主な活動として掲出しています。本事業では、他にも男性の生き方や男性学についての講座なども毎年実施しており、こちらは独身男性等にも参加しやすい内容となっております。男女共同参画の視点を持つことは女性だけではなく男性にも必要なことであり、推進事業では特に「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」において、そのような視点を大切に取組を進めてまいります。また、リーダーになるための学習については、性別を問わず大切なことではありますが、政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に基づき、特に女性の社会参画と活躍推進に向けて、講座やセミナーを開催しております。 いただいたご意見を踏まえ、結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広い方にご参加いただける内容であることがより正確に伝わるよう、表現を修正しました。 また、それぞれの施策に関する個別計画の記載は、特にその施策に関連した主な個別計画を掲載しております。関係するすべての計画を記載してはございませんが、ご意見で例示していただいた各施策の中には「男女共同参画推進プラン」の考え方に関連した施策もございますので、引き続き連携して取り組んでまいります。
40	施策2-5	施策2-5について 男性への意識啓発を促す講座としては子育て世代中心となっており、シングル男性など多様な生き方、家族構成が考えられていない。 男性、女性ともにジェンダー視点を持ったリーダーになるための学習が必要ではないか。	施策2-5の主要事業「男性への男女共同参画推進意識啓発事業」においては、家庭の中での男性の育児参加や乳児を持つ父親の講座等を主な活動として掲出しています。本事業では、他にも男性の生き方や男性学についての講座なども毎年実施しており、こちらは独身男性等にも参加しやすい内容となっております。 いただいたご意見を踏まえ、結婚や子育て経験の有無にかかわらず、幅広い方にご参加いただける内容であることがより正確に伝わるよう、表現を修正しました。 また、リーダーになるための学習については、性別を問わず大切なことではありますが、政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に基づき、特に女性の社会参画と活躍推進に向けて、講座やセミナーを開催しております。
41	施策2-5	施策2-2や施策2-5以外の個別計画には「男女共同参画推進プラン」が入っていない。 p.64④「ひとり親家庭」、p.70①子育て家庭への支援③男性の家事育児参画の他、p.102、p.112、p.122、p.153などのエセナおおたの事業に関連するものについては、個別計画に「男女共同参画推進プラン」を記載してほしい。	各施策の個別計画に関する記載については、特にその施策に関連している主な個別計画を掲載しております。関係するすべての計画を記載してはございませんが、ご意見で例示していただいた各施策の中には「男女共同参画推進プラン」の考え方に関連した施策もございますので、引き続き連携して取り組んでまいります。
42	施策2-7	p.102「主要事業① スポーツ参加機会の充実と情報発信の強化」について、「スポーツ参加機会を知らない」だけがスポーツに参加しない理由ではないので、来ない人はいくら「SNSで情報発信」されても来ない。「SNSで情報発信」は課題解決の手段としては弱いので、「なぜスポーツ実施率が低いのか」もう少しちゃんと分析してほしい。	令和５年度に実施した「大田区　運動・スポーツに関するアンケート」によると、女性がスポーツを実施しない理由としては「仕事や家事が忙しいから」が最も多く、次いで「面倒くさいから」となっています。 これらの理由を解消するためには、様々な方向から取り組む必要があると認識しています。 その上で、スポーツ施策としてどのような取組を行っていくかという視点から、「それならやれそう」や「ぜひ、やってみたい」と思ってもらえるようなスポーツ参加機会の充実を図るとともに、その魅力がしっかりと伝わるよう、情報発信を強化していくことといたしました。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
43	施策2-7	p.103「主要事業② スポーツ施設の利用促進・サービス向上」について、これはぜひ進めてほしい。大田区の「主な競技等の用途別スポーツ施設の数」は、明らかに野球場・少年野球場が多すぎる。野球は個人での活動は実質不可能で団体しかできない。また利用者の男女比も男性に偏っており、結果的に、同じ人たちしか野球場は使えない。 多すぎる野球場を「別のスポーツ場」にどんどん転換してほしい。そしてできるだけ、大規模団体ではなく個人や少数グループでも利用できるスポーツ（ランニング、バトミントン、体操、ボルダリング、アスレチックなど）の施設を設置してほしい。 以前「東調布公園の野球場を、誰でも使える広場にしてほしい」と所管課に申したところ、「野球場の利用率が高い」ことを理由に「検討していない」と回答を受けた。「利用率が高い」ことを理由に転換ができないなら、これまでもこれからも野球場ばかりの状況は変わらない。 河川敷も野球場ばかりで全く使えない。現状維持ではなく、ゼロベースで「区内のスポーツ施設の理想像」を元に再整備をお願いしたい。	施策2-7の施策の方向性「ニーズに即したスポーツ環境の整備」において、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう、スポーツ施設のあり方検討を掲げています。多様化する区民のスポーツに関するニーズを把握し、スポーツ施設の環境整備を進めてまいります。 また、利用率の低い時間帯の多目的利用を推進するなど、スポーツ施設の有効活用を図るとしており、今後は区のスポーツ施設について、使用可能な種目を見直すなど、多様な利用ができるよう検討し、利用促進に取り組んでまいります。
44	施策2-8	蒲田のまちづくりのコンセプトとして忘れてはいけない・残しておきたいのは『映画の街』と『アートの街』だ。今更川崎に匹敵する映画館は無理だし無駄なので、区主導あるいは区後援での蒲田ならではの映画村の設置や、規模は小さくても見た目がレトロであったり、配給がオリジナリティに溢れていたりする映画館の設立あるいは出店を促してはどうか。 元々蒲田はユザワヤや芸術系の専門学校がある街で、区のホールではそれなりに展示会やコンサートを行っているが、いまいちアカデミックな（教科書的）催しばかりなので、もっと現代アートのイベントを区内各地で行ってアートの街のイメージをつかせて、アーティストが住みたくなる街にしたい。それが魅力ある街にもつながると思う。	区が郷土博物館や区民ホールを中心とした文化施設にて現在行っている文化芸術鑑賞・体験機会は、心ときめく豊かな地域をつくるために非常に重要であると考えています。そのため、基本計画・実施計画においては、これらの施策を充実させるべく、区所蔵美術品による文化創造空間の創出などを掲げております。 映画の街として、区では文化振興協会を通して、様々な映画に関するイベントの実施や、松竹映画撮影所跡地でもある区民ホールアプリコ内に当時の撮影所のジオラマなどの展示をしています。 区内には現代アーティストが多くアトリエを構え、ギャラリーも数多く存在しています。加えて、文化振興協会とアーティストが協働で公共空間に作品を展示するアートプロジェクト等を実施しています。 引き続き、これらが街のイメージとしてより一層定着するよう、本計画に基づく事業を展開するとともに、周知発信を強化してまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
45	施策2-8	p.106「主要事業② 区所蔵美術品による文化創造空間の創出」について、現在区内に存在する区立美術館は地域が明らかに偏っており、山王・馬込エリアばかりである。アクセスとして非常に行きにくく、「誰もが身近にアートに触れることができる環境」とは言い難い。同じエリアにそこまでいらないので、一部廃止して統合してほしい。その上で、エリアの偏りなくアートに触れることができる環境を作ってほしい。	当該地域はかつて多くの文士が暮らし、創作活動を行っていたことから馬込文士村と呼ばれており、「龍子記念館」及び「熊谷恒子記念館」は作家の旧宅を記念館として活用しております。 これら記念館以外に、大田区文化芸術情報誌「ART bee HIVE」等を通じて区内にあるギャラリーの紹介等、アートに関わる情報発信をしております。その他にも、大田区の街をアートギャラリーに見立てて公共空間に作品を展示する「OTAアートプロジェクト　マチニエヲカク」では、令和５年に田園調布せせらぎ館で現代アートのインスタレーションを行いました。 今後は区が所蔵する美術品等を地域の区施設で展示するなど、引き続き、誰もがアートに触れることができるよう取り組んでまいります。
46	施策2-9	p.110「主要事業① 多様なニーズに応える学びの機会充実」について、「ライフステージやライフスタイルにかかわらず」とあるが、おそらく「生涯学習講座」を利用しているのはお年寄りが多いのではないかと思う。講座内容も「落語」「地域学」「心電図」「特殊詐欺防止」「エイジングケア」「認知症」など明らかにお年寄り向きなので、見直しをお願いしたい。	生涯学習講座は多様なライフステージ、ライフスタイルに応じたテーマを設定し、年間を通して幅広い世代の方に受講いただいていますが、学ぶ意欲のある区民のニーズを十分に踏まえながら、引き続き、より多くの方に参加いただけるよう努めてまいります。
47	施策2-9	p.112「主要事業④ 図書館機能の充実」について、大田区の図書館の最大の課題として「中央図書館が貧弱」であることが挙げられる。23区の他自治体の中央図書館と比べても、敷地面積は最小で、蔵書数も少なめである。しかも、東調布中学校の改築に伴い大田図書館は「校舎内の地域図書館」に継承され、蔵書数はさらに削減される。大田図書館の今後は未定とのことだが、他区にも劣らない中央図書館にパワーアップしてほしい。位置は現在のまま（嶺町地区周辺）でお願いしたい。「地域図書館を嶺町地区に新しく作ったから、大田図書館は廃止・移転でいいだろう」といった言い分があると思うが、絶対にやめてほしい。	区の中央館機能を担う大田図書館は、現在、一般の図書館サービス部分を、改築する東調布中学校に併設し、地域図書館として整備を進めております。区の中央館の整備に向けては、別途検討を進めており、特別区や先進自治体の中央館を視察し、整備コンセプト、施設や蔵書の規模、資料の収集・保存、特色あるサービスや機能などの情報を収集し、条件整理をしています。なお、整備地は年齢や障がいの有無にかかわらず、大田区全域から来館しやすい場所で、誰もが利用しやすく、交通アクセス面で利便性の高い地域が望ましいと考えております。
48	施策4-1	p.144「主要事業② 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進」について、火災の危険があるのは羽田地区をはじめとした「木造住宅密集地域」ではないので、区内全体で支援をお願いしたい。羽田地区のためだけに税金を使うのは不公平だ。	阪神・淡路大震災や昨年１月の能登半島地震での大規模火災など、木造住宅密集地域では震災時の火災による甚大な被害が数多く発生しています。大田区では、このような被害を未然に防止するため、国や東京都と連携し、羽田地区をはじめとした木造住宅密集地域を中心に、集中的・重点的に不燃化を進めております。 また、地震等の災害で停電が起きた後、電気の復旧時に発生する火災(通電火災)防止に有効な感震ブレーカーの無償配布や、古い木造建築物の除却（解体）に必要な費用の一部助成なども実施しております。 引き続き、燃えない、燃え広がらないまちづくりの推進に取組んでまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
49	施策4-2	大田区は2019年台風19号による浸水した経験を有する。多摩川の大規模氾濫に備えて、水害対策について高台避難を推進するのは重要である。しかしながら、施策が施設に偏っており、「誰も取り残さない」の視点が欠如している。以下の対策を組み込むべきである。 ・水害の災害情報や避難情報の伝達：災害発生時に情報をどのように区民に流すのか。防災無線やメールサービスで十分なのか。19号の避難の検証を基に改善すべきである。 ・要配慮者、高齢者などの災害弱者の高台避難をどのように確保するのか、方策を強化する。 また、熊本地震や能登半島地震など近年の災害では、地震や津波で直接亡くなる方に加えて、避難中に亡くなる災害関連死の被害が大きくなっている。災害関連死を減らすための避難生活対策を強化すべきである。 ・段ボールベッドなど避難所の環境とプライバシーを改善させる ・キッチンカーなど食事の改善 ・仮設やマンホールを利用するトイレの整備	令和元年東日本台風（台風19号）の経験を踏まえ、速報性の高いデジタル技術を活用し、多様な伝達手段の相互補完や自動連携等に対応したシステムの整備を進めてまいりました。 令和３年７月から「大田区防災ポータル」「大田区防災アプリ」の運用を開始し、令和６年４月からは、防災行政無線放送内容を電話で確認できる電話応答サービスに加え、同ポータル・アプリで参照できるようにしました。また、災害時には区公式SNSや東京都のシステムを通じたテレビ画面への情報配信など、あらゆる手段を用いて情報発信を行います。 水害時の避難につきましては、区内の水害時緊急避難場所や浸水する恐れのない避難場所の確保などを平時より周知しております。あわせて、防災部局と福祉部局との避難行動要支援者対応の連携や情報収集等の強化により、避難情報の的確な発令を実施しております。 今後もデジタルツールと既存の媒体を組み合わせ、広く情報を伝える手段を確保するとともに、引き続き「適切な避難行動」につなげる情報伝達を進めてまいります。 また、区では能登半島地震等を契機に、今年度携帯トイレの追加配備を行う等、随時備蓄物資の見直しを行っております。他方で、避難所での生活は身体的、精神的な負担が大きいため、自宅及び周辺の安全が確認できた方には在宅避難していただくよう働きかけを行っております。そのためには各種事業を通じて感震ブレーカーの設置促進による出火防止や、家具転倒防止対策の促進などにより災害後も住み続けられる環境づくりを推進するとともに、在宅避難者へも物資が供給できる物流体制の構築に取り組んでまいります。 そして、大田区高台まちづくり基本方針では、区民一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、防災行動を時系列的に事前に整理するマイ・タイムラインに基づき、在宅避難や縁故等避難、水害時緊急避難場所への避難等による「分散避難」を基本とする考え方を前提としつつ、国や都による治水施設等の整備の加速化に加え、仮に早い段階からの避難が出来なかった場合でも、命の安全（緊急安全確保先）や最低限の避難生活水準を確保できる避難場所、救急救助・災害復旧拠点となる「高台まちづくり」を推進していきます。
50	施策4-2	大田区で防災啓発の仕事を行政と一緒に取り組んでいるが、２年ごとに担当者が変わり、困っている。長い年月でノウハウとして培ったことの共有が難しく、大田区にとってデメリットが多いと思っている。防災や協働に関することは10年単位での見方が大切である。任期をせめて５年にするとか、正副の担当制にしてもらい、１年かけて引き継ぐとか、そういったノウハウを人の力で継続する制度を考えてほしい。防災は体感でしか動けない。紙面に書いたマニュアルではできないものだ。	区においては、防災関連事業など継続性が重要な事業が多数あるため、従来から、職員の人事異動にあたっては、異動年限の基準を一律に適用するのではなく、各事業の状況等を踏まえた柔軟な対応をとっています。一方で、定期的な人事異動には、職員が多様な職務経験を通じて、職務遂行能力を向上させる効果があります。こうした点を踏まえ、引き続き各部局における事業の状況や職員の業務習熟度等を総合的に勘案しつつ、最適な職員配置及び事務の分担を行うこと等を通じて行政サービスの向上を図ってまいります。 また、防災危機管理課では、防災に関する知見を高めるために、国や都が実施する研修や訓練へ職員が積極的に参加しております。あわせて、被災経験のある自治体への視察や情報共有の機会を設けております。そうして培った経験や知識、情報をマニュアル等にまとめ、課内研修を定期的に行うとともに日々の業務内でも情報共有を行っております。
51	施策4-2	区や地域の防災のあり方の検討過程において、健常者中心の見直しではなく、障がい者を入れた話しあいや意見を聞いてくれる場がほしい。	区では防災会議や避難行動要支援者対策連絡会議等を通じ、区内障がい者関係団体、地域の支援者となる自治会・町会、民生委員、福祉サービス事業者など様々な立場の方々と意見交換を行い、庁内の関係各部とも連携しながら、検討を進めております。 本基本計画案については、そうした会議等のご意見を踏まえ、「（地域力の高まりによって）要配慮者を支援できる社会の実現」を施策のめざす姿にさせていただきました。
52	施策4-3	区が発信している不審者情報を見ると、小さい子から女子学生をターゲットにした犯行も多く発生している。大人から見たら「また発生している」程度の認識かもしれないが、被害児童からすれば一生のトラウマになりかねない。パトロールの強化などもしていると思うが、設置してある防犯カメラなどを活用して、逮捕に向け一層踏み込んだ対応をしてほしい。	区では不審者情報を入手した場合、区民安全・安心メールにより情報提供を行い注意を促すとともに、青色回転灯パトロールカーによる巡回の強化を実施しています。また、区の補助金により自治会・町会等の地域団体が設置した防犯カメラについて、警察の要請があった場合は画像の提出等、捜査に協力するよう定めております。 今後も警察との連携により不審者の撲滅に向け、引き続き取り組んでまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
53	施策4-3	p.158「主要事業④ 屋外における喫煙対策の推進」について、大田区内の「喫煙禁止重点対策地区」は蒲田駅周辺・雑色駅周辺だけだが、受動喫煙の被害にさらされているのは、この２駅だけではない。苦情件数や駅利用者数などに基づき、「喫煙禁止重点対策地区」を拡大することをお願いしたい。	区では、受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごすことができるよう、分煙環境の整備を進めております。 喫煙禁止重点対策地区の指定につきましては、地域からの強い要望を前提に、公衆喫煙所の設置状況などの実情等を踏まえながら慎重に検討してまいります。
54	施策4-3	施策4-3の施策の方向性にも主要事業にも指標にも「美しい」が含まれていない。美しいまちの実現が言葉だけで実行がおざなりにされているように感じるので取組をお願いしたい。	区では、美しいまちの実現に向け各部局で様々な取組を行っております。施策4-3においては、「清潔で美しい大田区をつくる条例」「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」などに基づき、喫煙対策及び環境美化の推進を施策の方向性として掲げております。 今後、各施策の方向性に掲げた取組を着実に進め、美しいまちの実現をめざしてまいります。
55	施策4-4	p.159「施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり」について、なぜ調布地域には一つも「拠点」がないのか。蒲田・大森・下丸子・平和島だけ指定されている意味が分からない。調布地域の主たる駅（雪が谷大塚、多摩川など）についても「拠点」として整備してほしい。調布地域は冷遇されがちであると感じる。地域間格差は避けてほしい。	「大田区都市計画マスタープラン」では、蒲田・大森を中心拠点、また、生活拠点として調布地域では大岡山・洗足池・雪が谷大塚・田園調布・多摩川駅周辺を位置付けています。調布地域は大田区都市計画マスタープランの台地部地域にあたり、都市づくり方針として「特徴ある住環境を維持・保全するとともに、歴史文化や自然環境などの地域資源を、憩いや観光の場として活用する都市づくりを進める」としており、これまで大岡山駅前広場・区画街路第１号線や多摩川駅周辺では田園調布せせらぎ公園・せせらぎ館の整備等を行ってきました。 新たな基本計画には今後の調布地域のまちづくりとして洗足池駅周辺を掲げており、令和２年３月に策定した「洗足池駅周辺地区まちづくり方針」や、鉄道沿線のまちの将来像やその実現に向けた筋道を示すものとして令和６年３月に策定した「大田区鉄道沿線まちづくり構想」において、洗足池駅周辺地区のまちづくりにおける考え方を示しております。この実現に向け、引き続き地域住民や地域団体、鉄道事業者等と協働・連携させていただきながら、検討を進めてまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
56	施策4-4	京急蒲田地域には、潤いを感じられる緑や水辺空間、人々が集う広場やコミュニティ施設などが不足している。また、老朽化した集合住宅や狭小な敷地が多く、抜本的な土地の有効活用、地域開発が求められている。こういった課題を解決するため、北地区では、令和２年に「京急蒲田センターエリア北地区再開発準備組合」を設立し、新空港線の整備も視野に入れた市街地再開発事業により、京急蒲田地域の新たな拠点づくりをめざして活動を進めている。 再開発準備組合では、令和６年に「京急蒲田センターエリア北地区 基本計画素案」を策定、区長へ提出し、区長からは、「京急蒲田のまちの一層の飛躍を期待しており、区としても課題解決や上位計画の達成に向けて再開発事業を進めていきたい。」旨の力強い言葉をいただいた。「京急蒲田センターエリア北地区再開発事業」は、基本計画に沿った極めて重要な事業であり、大田区には、「京急蒲田センターエリア北地区 市街地再開発事業」の都市計画への位置付けに取り組んでもらっている。 一日も早い都市計画決定、また、都市計画決定後の再開発組合設立のため、地権者の方々や町会、商店街等の理解を深めるよう取り組んでいくが、市街地再開発事業は、関係者の理解を得ることは必定のこととして、まちづくりを担う区民に最も近い行政機関である大田区の指導・協力が欠かせないため、今後ともより一層の支援をお願いしたい。	京急蒲田地域は大田区都市計画マスタープランにおいて、中心拠点として蒲田地域の中心商業業務市街地に位置付けられ、多様なまちづくり手法を活用した共同建替え事業により、広場や道路などの都市基盤整備と商業機能や都市型居住機能の集積を図り防災性の高い市街地へ更新することをめざしております。また、蒲田駅周辺地区グランドデザインでは、まちの骨格となる地区内拠点（京急蒲田駅前拠点）に位置付けられ、人をまちに呼び込む、玄関口にふさわしい、来街者を魅了する駅前拠点の形成を図ることとされております。 　この地域は、密集した木造建築物や狭い生活道路といった防災上の課題があり、京浜急行線連続立体事業を契機に、地元主体によるまちづくりが進められてきました。特に、再開発準備組合が設立されている京急蒲田センターエリア北地区では、「防災」「土地利用」「都市環境」「にぎわい及び回遊性」等の課題があるため、それらの地域の課題を解決し、区の上位計画で掲げる目標の達成に向けたまちづくりに取り組む必要があります。今後、区としては、市街地再開発事業の都市計画決定に向けて、説明会などを開催し地域住民のご意見を参考にしながら法定手続きを進め、当該地区のまちづくりを支援してまいります。
57	施策4-5	まちづくり、新空港線について、計画のしっかりとした説明会や公聴会を開いてほしい。イベントなどでなく独自の説明会を開き、区民アンケートも取ってほしい。	区では、各種地域イベントにおいて新空港線のPRブースを出展しており、来場する方に対して直接事業の説明を行うとともにアンケート等を行っています。今後は、新空港線事業や蒲田のまちづくりが具体化していく中で、説明会やパブリックコメントの実施など、地域の方々からご意見・ご質問などをいただく場を設けていくことを想定しています。
58	施策4-5	新空港線・蒲蒲線の整備については、線路幅が違う限り必ず乗換えが必要で、いかに簡単で環境負荷が少なく低予算でできるかが求められている。乗換えは今のままで充分であり、わざわざ環境負荷をかけ時間をかけてエレベーターを使用することは許しがたい。 区民のためでなく東急電鉄株式会社のためかゼネコン業者のためであることは明白であり、即刻中止にすべきである。 必要なら無料のバスを出したり、地上に線路を引いたりすればよい。無駄な開発はＳＤＧｓ推進の大田区には似合わないと思う。	新空港線の整備により、区内の東西方向の移動が便利になるとともに、天候に左右されず、高齢の方、障がいのある方、ベビーカーを利用される方などだれもが、安全で快適に移動ができるようになります。加えて、蒲田駅と京急蒲田駅間の約800mを接続することにより、区内及び国際競争力強化の拠点である新宿、渋谷、池袋等や埼玉方面から羽田空港への速達性向上に資する事業でもあります。また、区内の京浜東北線・京急線が並走しているエリアで、地震、落雷、水害などにより電車が止まると、東京方面や横浜方面へ移動することが困難となりますが、新空港線の整備により、東急東横線を経由しての移動が可能になるなど、災害時の代替ルートとしての役割も果たします。さらに、東急多摩川線、東急東横線、東京メトロ副都心線等の既存の鉄道ネットワークを有効活用することにより、より少ない投資で最大限の効果を発揮することができます。 　これらのことから、新空港線は、首都東京を将来にわたって持続的に発展させていくために必要な事業であり、バス等ではこれらの効果を得ることが困難であると考えております。 　なお、線路幅の違いへの対応については、フリーゲージトレイン（線路幅が異なる路線間の直通運転ができる電車）や、三線軌条（線路を三本用いて幅の違う鉄道を直通させる方法）などの手法に加え、駅での対面乗り換えなど、あらゆる整備方法を検討しております。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
59	施策4-5	施策4-5に関して、新空港線の整備は、東急線と京急線の軌間幅（線路幅）が異なる課題の解消に目処がついてから着手すべきことのように思う。道路建設でも、トンネル等の一番のボトルネックの箇所を先送りしていて10年、20年と本来の目的が達成できていない計画がありがちである。	国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年にとりまとめた第198号答申では、新空港線の意義について、「矢口渡から京急蒲田までの先行整備により、京浜東北線、東急多摩川線及び東急池上線の蒲田駅と京急蒲田駅間のミッシングリンクを解消し、早期の事業効果の発現が可能」と記載されています。さらに、「矢口渡から京急蒲田の事業計画の検討は進んでおり、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において、費用負担のあり方について合意形成を進めるべき」と記載されました。これを受け、区では早期整備に向け、矢口渡から京急蒲田までの区間を第一期整備、京急蒲田から大鳥居までの区間を第二期整備と位置付けて、段階的に整備を進めております。 なお、第二期整備に関しては、同答申において「大鳥居までの整備については、軌間が異なる路線間の接続方法等の課題があり、さらなる検討が行われることを期待」と記載されていることから、フリーゲージトレイン（線路幅が異なる路線間の直通運転ができる電車）や、三線軌条（線路を三本用いて幅の違う鉄道を直通させる方法）などの手法に加え、駅での対面乗り換えなど、課題解消に向けてあらゆる整備方法を検討しております。
60	施策4-5	蒲田周辺のまちづくりや交通整備には賛成だが、新空港線は蒲田周辺のまちづくりに逆行しているため大反対。新空港線を作ったら蒲田は今まで以上に陥没してしまう。少なくとも掛かる予算がメリットを享受できる区民の割合からして莫大である。羽田空港と遠方の街の間を移動する人は蒲田で降りないので、蒲田でトランジット（乗換え）させなければならない。川崎ラゾーナレベルのショッピングモールがあれば直通でも途中下車するかもしれないので、JR蒲田と京急蒲田間にアゼリアのような地下街を設けるのはどうか。そこに動く歩道を設ければ移動も楽になる。 この他にも、多摩川や呑川を利用し、空港から京急蒲田経由JR蒲田まで水上バスを通すのはどうか。また、丸子橋～多摩川大橋～羽田空港の水上バスを通せば、臨海部と内陸部間の交通網の整備にもつながると思う。 さらに、道路の整備やルール作りは必要だと思うが、浅草周辺で活躍している人力車を区として公募・活用することも考えられる。人力車があれば、JR蒲田、京急蒲田間の移動だけでなく、区内の観光巡りにも役立つ。	新空港線の整備により、羽田空港や、渋谷・新宿・池袋等へのアクセス強化だけでなく、区内の東西方向の移動が便利になるとともに、天気にも左右されず、高齢の方、障がいのある方、ベビーカーを利用される方なども、安全で快適に移動できるようになります。 　また、新空港線の整備は、蒲田や大森など長年にわたり機能更新が進まず、老朽化しつつある駅周辺の市街地の更新などのまちづくりを進めるきっかけとなる事業です。鉄道とまちづくりは車の両輪であり、新空港線の整備効果を最大限に引き出すためには、長期的な視点に立ち、相乗効果を生み出すことができるよう、これまで以上に魅力あふれ、誰もが暮らしやすい先進的でにぎわいのあるまちづくりをしっかりと行っていくことが重要です。 　区では、新空港線事業のＰＲのため、地域の各種イベントでＰＲブースを出展しており、来場者の方々に対して事業の説明を行うとともに、新空港線に期待する効果についてアンケートをしております。直近のアンケートでは、「羽田空港や渋谷、新宿、池袋、埼玉方面へのアクセス強化」や「区内東西移動の利便性向上」、「区内のまちづくりの促進による地域の活性化」の３つの回答数合計が全体の９割を超える結果となっており、新空港線に期待する声の多さを実感しております。 　今後も、引き続き本事業の意義や必要性などのPRを行い、区民の皆様にご理解をいただけるよう取り組み、新空港線整備の早期実現をめざしてまいります。
61	施策4-5	p.167「主要事業② 区内公共交通の改善」について、池上線と浅草線の間は公共交通不便地域である。現在通過するだけの横須賀線について、区内に新駅を作ることをめざしてほしい。	横須賀線の新駅建設については、既存ストックを有効活用する一つの考え方ではありますが、新駅の設置は需要の有無、費用便益比などの様々な課題があります。 このため、区は鉄道に限らず地域に即した交通サービスを構築し、公共交通不便地域の改善を図ってまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
62	施策4-5	p.89「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」p.169「主要事業④ バリアフリーによるまちづくりの推進」について、「バリアフリーじゃない」と感じる道路や公園などがまだたくさんあるので、ぜひ進めてほしい。	区では、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー基本構想」に基づき、区全域を対象にバリアフリー整備を推進し、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街」の実現をめざしております。 日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する道路及び災害時に避難所や避難場所となる公園等のハード事業につきましても、心のバリアフリー等のソフト事業とともに、引き続きバリアフリー整備を推進してまいります。
63	施策4-6	p.174「主要事業③ 自転車等利用総合対策の推進」について、今後多摩川駅についても自転車駐車場を整備してほしい。数が少なくて一時利用が満車のことが多く、田園調布せせらぎ館前に自転車を停める利用者が多い。体育施設や病院なども新しく誕生しており、拡充をお願いしたい。	次年度実施予定の将来需要予測結果を踏まえ、今後、優先順位を設けて自転車駐車場の計画的な改修・整備等について検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めてまいります。なお、田園調布せせらぎ公園・せせらぎ館には既に90台の駐輪場があり、体育施設整備に伴い、さらに55台の駐輪場を施設に整備予定です。また、病院については区条例に基づき、39台の駐輪場を施設に設置していただきました。 いただいたご意見を踏まえ、各駅の自転車等駐車場の需要予測に基づき、計画的に改修・整備を進めていくという意図がより分かりやすく伝わるよう、表現を修正しました。
64	施策4-6	電動自転車や幅が広い自転車など、様々なタイプの自転車が増えていて場所をとること、また、電動自転車は車体が重いため上段に止めるのが難しいが、上段しか空いていないなど、駐輪場に止めるのにかなりストレスがかかっている。駅ごとに駐輪料金も異なっていて、他より高い割に整備されていないところもある（六郷土手駅前）。有人駐輪場でも、妊娠を考慮されず、一時利用枠の坂道のある駐輪場に誘導されとても大変だった。 大田区は行きたいお店や施設が点々とあり、自転車移動がしやすいので、現代の自転車事情にあった駐輪場に改善をしてほしい。	近年の自転車の大型化・重量化に伴い、既存自転車駐車場の利用がし辛くなっている現状について課題として把握しております。今後、優先順位を設けてラックの見直しや車種によるゾーニング等を計画的に実施してまいります。また、次年度実施予定の将来需要予測とともに、自転車の大型化等を想定した収容台数の縮減を前提とし、車両占用面積等に合わせた使用料金設定等、サービスと使用料設定の自由度の高い仕組みを検討してまいります。なお、六郷土手駅前の自転車駐車場は民営の駐車場でございます。 引き続き、誰もが安全・安心・快適に利用できる駐輪場整備に努めてまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
65	施策4-6	東京都において自転車の利用は増加し、自動車の保有率は低い。他方、自転車の交通事故への関与は増加している。こどもを前後に２人乗せ、３人乗りの自転車の通行も珍しくはない。自転車は放置自転車対策としての「対策」ではなく、環境にやさしいが、交通弱者である自転車の安全を確保しつつ、利用を促進する取組が求められる。 ナビマークラインでは弱者である自転車の安全を守ることができない。路面のマーキングやポールの設置、自転車専用レーンの整備など物理的に保護し、利用を推進する取組が求められる。ネットワーク化を念頭に戦略的な整備が必要である。また、区関連施設での更なるシェアバイクの推進が必要ではないか。	大田区では道路の交通量や幅員等の条件を鑑み、状況に応じた自転車走行環境を整備してまいりました。これらの効果検証を進めるとともに、物理的な対策を含め、自転車が安全で快適に通行できるネットワーク整備の今後の方向性について検討してまいります。 また、シェアバイク（コミュニティサイクル）について、大田区ではコミュニティサイクル運営事業者と連携し、サイクルポートの設置を進めております。引き続き、さらなるコミュニティサイクル活用のため、区関連施設を中心にサイクルポートの設置に取り組んでまいります。
66	施策4-8	こどもの居場所や遊び場を増やしてほしい。例えば、こどもが誰でも遊べるこどもの家のような場所や、赤ちゃんが公園で遊べる赤ちゃん広場（池上にあるが、大きい子が使って赤ちゃんが使えない）、大きいこどもがボール遊びできたり、自由に遊べるプレーパークみたいなものがあると魅力的。 また、うつ病等疾病を抱えるママへのサポートを充実させてほしい。	基本計画４-８の施策の方向性「身近な公園・緑地の魅力向上」において、子育てに寄与する公園づくりを掲げています。また、実施計画の主要事業においても、特色のある身近な公園整備の推進として子育てを支援する子育てひろば公園づくりに取組むこととしており、今後は計画に基づく施設整備を推進してまいります。 また、母親への支援については、すこやか赤ちゃん訪問時に、保健師等が産後うつスクリーニングを行い、うつ傾向など支援を要する方へ早期から状況に応じたきめ細かい支援に取り組んでいます。さらに、地域での子育てグループや子ども家庭支援センターでの事業、保健所が実施している事業を案内するほか、必要に応じて医療機関の早期受診を勧めています。今後も、母親の心身の安定や孤立感の軽減が図れるよう努めてまいります。
67	施策4-8	こどもたちがボール等を使えて遊べる施設を考慮願いたい。大きな施設より分散してもらった方が利便性がよい。	基本計画４-８の施策の方向性「身近な公園・緑地の魅力向上」において、こどもから人気の高いボール遊びができる公園づくりを掲げています。また、実施計画の主要事業においても、特色のある身近な公園整備の推進としてボール遊びができる公園づくりに取組むこととしており、今後は計画に基づく施設整備を推進してまいります。
68	施策4-8	p.181「主要事業③ 身近な公園・緑地の整備」について、大田区は小さいだけで遊具が少なく魅力のない児童公園が多すぎる。こどもも魅力を感じないので、わざわざ遊びに来ないため、近隣の保育園が平日に少し遊ぶだけで、休日などは閑散としている。一方で大きめの公園には逆に人が集中しており、過密状態になっているため、「選択と集中」の方針をとってほしい。	基本計画施策4-8の施策の方向性「身近な公園・緑地の魅力向上」において、地域に身近な中小規模の公園を対象に、こどもから人気の高いボール遊びができる公園、子育てや健康増進等に寄与する公園への機能転換や再編、公園を有効活用する地域団体の支援等といった利用促進に取り組むとしており、今後は計画に基づく施設整備を推進してまいります。 いただいたご意見を踏まえ、こどもから大人まで多くの人に望まれる、多様な特色を持つ魅力ある公園づくりを進めていくという意図がより分かりやすく伝わるよう、表現を修正しました。
69	施策4-8	魅力ある公園について、自然を感じることのできる公園がよい。なるべく、人工物より、樹木が多い方が癒される。酷暑の夏が多い傾向なので、東屋（日陰）も多く作ってほしい（高齢者のお喋りスペースにもなる）。東屋をはじめ、木材チップ多用の公園なら当然、木が必要になる。大田区の友好都市である長野県東御市、秋田県美郷町、宮城県東松島市にはおそらく森林組合があるので、提携すれば友好都市としての幅も広がり、ＳＤＧｓにも貢献できる。さらに、これら森林組合と区立小・中学校との林業の体験学習もやってはどうか。	基本計画４-８の施策の方向性において、身近な公園・緑地の整備に当たっては、地域の意見要望を踏まえて魅力向上を図ることとしており、公園に対する要望をその都度伺いながら対応してまいります。 また体験活動について、小学校では、第６学年のとうぶ移動教室、中学校では、第１学年の移動教室において、森林体験や林業体験を実施している学校があります。今後も、児童・生徒が友好都市等に伺い、森林体験等を含めた体験活動の推進をしてまいります。

該当箇所			回答（区の考え方）
No.	項目	意見要旨	部局の回答
70	施策4-8	石川公園及び石川町二丁目第二児童公園改修工事について、以下六点を共通する事項として検討してほしい。 ①太い木は原則としてそのまま残してほしい。②公園に隣接する道路は２項道路と思われるが、安全面を考慮してセットを前提とした公園のプランニングを進めてほしい。③土の部分は人工芝にしないでできるだけ自然のままにしてほしい。④構造物（遊具等）は少なくして外周部分に移動できないか。⑤呑川沿いに桜の植栽を進めてほしい。⑥呑川沿いの桜並木がきれいに見える状態を維持してほしい。 また、石川公園改修工事を進めるに際して、近くリニューアル工事が予定されていると聞く石川台中学の植栽を意識して連動したプランが望まれる。 さらに、石川町二丁目第二児童公園では呑川の川筋が見えるように小山を作り、呑川を含めた景観を楽しめるような設計をしてほしい。	基本計画の施策4-8の施策の方向性において、公園づくりに当たっては地域の意見要望を踏まえつつ魅力向上を図ることとしています。石川公園及び石川町二丁目第二児童公園の改修工事についても、地域の要望をその都度伺いながら対応してまいります。
71	施策4-9	緑が少なすぎる。マンションばかりが増え、景観がかなり悪くなった。羽田の開発に予算を使いすぎではないか。熱中症対策として公園に避暑地帯設置を必須にし、また、バリアフリートイレとビオトープを設置してほしい。	基本計画の施策4-9において、「区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまち」をめざす姿として、みどりの取組を「量」と「質」の両輪で進めることとしております。 また、基本計画の施策4-9の施策の方向性において、身近な公園・緑地の整備に当たっては、地域の意見要望を踏まえて魅力向上を図ることとしており、公園に対する要望をその都度伺いながら対応してまいります。また、公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進してまいります。
72	施策4-9	深刻化する気候変動への緩和・適応として、散策路や水質浄化といった従来型の施策では不十分である。 ・六郷用水の復活：六郷用水をグリーンインフラと再生水を活用して再整備する。大田区の歴史文化を感じ、区民が憩える身近な緑空間としての貴重な資産となる。せせらぎ公園・丸子川、六郷用水を再生させる。	基本計画の施策4-9において、「区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまち」をめざす姿として、様々な施策を展開することとしています。旧六郷用水散策路については、施設の老朽化等に伴う再整備の際には、グリーンインフラの持つ多様な機能の導入等も検討し、都市における持続可能な環境づくりをめざしてまいります。

こども文教委員会 令和７年３月６日
こども家庭部　資料１番
所管　子育て支援課

令和６年度　大田区子ども・子育て会議の取組（概要）について

１　子ども・子育て会議の目的

子ども・子育て支援法第 72 条第１項及び第３項の規定に基づき、区長の付属機関として置く。特定教育・保育施設の利用定員の設定等に関する意見聴取のほか、区民及び関係団体との連携協働による子育て支援施策に関する事項等の調査審議等を行う。

２　令和６年度議事

（１）　第１回会議（令和６年７月５日）

ア　子ども・子育て支援計画 令和５年度実績報告について

対象事業 67 事業の令和５年度の事業実績及び実績判定について報告した。

イ　次期子ども・子育て支援計画策定のための区民意向調査の結果報告について

令和５年度に実施した次期計画策定のための区民意向調査の結果について報告した。

ウ　次期子ども・子育て支援計画の体系（案）について

令和７年度を始期とする次期計画の策定に当たり、計画の基本理念や体系について審議した。

エ　子ども・子育て会議の専門部会の設置について

こどもが抱える課題の複雑化や価値観の多様化など、こどもの最善の利益を確保する視点での居場所づくりについて専門的かつ綿密な検討を行うため、こどもの居場所づくり検討部会を設置することについて決定した。

（２）　第２回会議（令和６年 10 月 18 日）

ア　次期計画（素案）について

次期計画（素案）に基づき、計画の名称や計画期間における重点ポイントなどについて審議した。

イ　こどもの居場所づくり検討部会の報告について

こどもの居場所づくり検討部会において審議した児童館構想骨子（案）について報告した。

（３） 第３回会議（令和６年 11 月１日）

ア　特定教育・保育施設の開設に係る意見聴取（幼稚園）

令和７年４月に子ども・子育て支援制度へ移行予定の私立幼稚園１施設の利用定員等について意見を聴取した。

イ （仮称）こども未来計画（素案）について

次期計画（素案）に基づき、計画全体及び重点ポイントの成果指標などについて審議した。

ウ　こどもの居場所づくり検討部会の報告について

こどもの居場所づくり検討部会において審議した児童館構想（素案）について報告した。

（４） 第４回会議（令和７年２月 13 日）

ア （仮称）こども未来計画（最終案）について

次期計画（素案）に関するパブリックコメントの意見と区の回答（案）を報告した。また、次期計画（最終案）について説明し、会議体としての了承を得た。

イ　こどもの居場所づくり検討部会の報告について

児童館構想（素案）に関するパブリックコメントの意見と区の回答(案)を報告した。また、児童館構想（最終案）について説明し、会議体としての了承を得た。

ウ （仮称）大田区子ども家庭総合支援センター開設準備状況について

令和８年度中に開設予定の（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの進捗状況について報告した。

３　その他

令和６年度における子ども・子育て会議は、次期計画の策定のため通常年度よりも１回多い計４回の会議を開催した。

こども文教委員会 令和７年３月６日
こども家庭部　資料２番
所管　子育て支援課

（仮称）大田区こども未来計画素案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び大田区こども未来計画の策定ついて

1　区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

（1）実施期間　　令和６年 12 月 13 日（金）から令和７年１月 10 日（金）まで

（2）対　　象　　区内に在住・在勤・在学の方、その他計画に関係を有する方

（3）意見及び回答

ア　提出者数・意見数　６名・16 件

主な意見	件数
こどもの権利に関すること	３件
こどもへの支援に関すること	６件
子育て家庭への支援に関すること	５件
地域・社会づくりに関すること	２件

イ　意見及び回答の内容

別紙「（仮称）大田区こども未来計画素案に関するパブリックコメント意見一覧」のとおり

（4）周知方法

ア　大田区公式ホームページ（閲覧数 779 回）

イ　大田区公式Ｘ（閲覧数 6,277 回）

2　大田区こども未来計画の策定

別紙「大田区こども未来計画（案)」のとおり

3　その他

計画の策定と併せて、児童館、放課後ひろば及び中高生ひろばにおいて 175 名のこどもたちに４つのテーマについてグループワークとヒアリングを実施した。聴取した意見については、今後のこども・子育て施策に活用していく。

聴取の内容については、別紙「令和６年度　大田区こどもの意見聴取事業　報告書」のとおり。

（仮称）大田区こども未来計画素案に関するパブリックコメント意見一覧

No.	該当ページ	意見	回答
1	23	令和５年４月に「こども基本法」が施行され、その基本理念の第一にこどもの権利を守ることが掲げられていることからも、本計画の基本目標１に「こどもの権利を守ります」を掲げていることは重要と考えます。 しかし「こどもの権利」はきちんと理解されているでしょうか？　こども家庭庁の認知度調査（令和5年）によれば、こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）に関する認知度は、大人でも53.2%しかありません。小学１～３年生では16.8%、小学４～６年生では32.0%、中学生では43.2%、高校生では67.1%です。 「こどもの権利」を守るためには、まず「こどもの権利」を理解することが基本ではないでしょうか。区内の認知度の状況はどうでしょうか？　本計画においても「こどもの権利」や「こどもの権利条約」について読み手に分かりやすく伝えるための工夫があると更に良いと思います。	「こどもの権利」を守るためには、まずは「こどもの権利」について知ってもらい、理解してもらうことが重要であると考えております。ご意見も踏まえ、本計画に「児童の権利に関する条約」における４つの原則について掲載していくとともに、こども向けの概要版にも分かりやすく掲載していきます。 また、今後も、様々な機会を通じて「こどもの権利」の周知に取り組んでまいります。
2	23	「基本目標２　豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます」について、今回の計画では、基本理念の説明において、「「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・子育て政策を推進するにあたり、まずは権利の主体であるこどもの視点で考えることを出発点とします。」と記載され、基本目標の一番はじめに「こどもへの支援」を持ってきていることは評価できます。 一方、今回このような「こども」を中心とした考え方を打ち出した中で、基本目標２の目標名が前回計画と同じでいいのでしょうか？今回の計画においてどういった考えに基づき進めていくのかをしっかりと明示していくべきではないでしょうか。	今回の計画では、「こどもへの支援」について、こどもの権利を守ること、そして、こどもの主体的な育ちを支援することに重点を置いております。基本目標１を「こどもの権利を守ります」としていることから、ご意見も踏まえ、基本目標２について「こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます」とすることとし、こどもの主体的な育ちを支援していくことを明示してまいります。

No.	該当ページ	意見	回答
3	37	②こどもと家庭の相談支援の充実について 　虐待防止の一環として体罰は法律で禁止されていることを周知させる必要があると痛感しています。 →日本舞踊教室に小学１年生の娘が通っていました。お稽古の中で４歳児の父でもある先生が「どんなに両親に暴力をふるわれても、社長や上司、先輩に酷いことをされても刃向かってはいけません。目上の人に刃向かうような最低な人間にならないでください。」とおっしゃっていたのには驚きました。昨今日本の芸能界の闇が指摘されてもなお、時代錯誤である教育が継続している事実を知りました。刃向かわない教え故に負の根源が断たれない構造で、声を上げてみましたが聞く耳を持って貰えず、子どもを守る為退会しました。保護者の多くはお稽古の内容を知らず継続されていて子どもたちの心の育ちが心配です。この指導が将来、いじめや暴力、パワハラを耐えることに繋がるかもしれません。暴力による躾を当たり前とする親の意識を変えていけるような取り組みを切に願います。	令和元年４月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行されました。区でも体罰によらない子育てを周知するため、令和元・２年度は児童館、保育園等の支援者向けの研修を行うとともに、区民向けの講演会（コロナ禍により中止）、フットサル大会等を通じて保護者や指導者向けの啓発を行う等実施してきました。また、毎年ポスターやチラシでの周知を行う他、こども家庭センターでの相談の中では、保護者の方等へ直接ハンドブック等を用いて周知しています。意識を変えることは時間がかかることですが、着実に推進できるよう今後も周知を図ってまいります。
4	43	個別目標１－１「こどもの権利の擁護」の現状の課題において「大人がしっかり守っていく体制を構築していく」とあります。賛成いたしますが、権利の主体はこどもであるため、こどもを主語にして「こどもが権利を行使できる体制を構築していく」という視点も必要と考えます。これは、こどもが権利を知っていれば権利が侵害された時に周囲の大人に助けを求めることができるが、権利を知らなければ侵害されていることにすら気づけないことを背景にしています。そのため具体的に下記３点を強く要望いたします。 ・こどもたちが「こどもの権利」を使えるように支援すること ・「こどもの権利」を学校で子どもたちに正しく教えること ・学校の先生が「こどもの権利」を理解し、尊重できるように支援すること 　これらは、文部科学省が12年ぶりに改訂した生徒指導提要（令和４年12月公表）において、教職員が「生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠」と明記されたことにも整合しています。	教育委員会では、毎年小学校第６学年の児童と中学校全学年の生徒に人権教育に関する学習資料を配布しています。今年度は「こども基本法」を取り上げ、相手も自分も尊重し、一人一人が自分の意見をもち互いに意見を言い合えるようにすることの大切さを学習しています。また、毎年全教員に人権に関する指導資料を配布し、人権課題「子供」を含む様々な人権課題について正しい認識と、解消に向けて大切なことについて理解を深めることができるようにしています。加えて、長期休業日前などの機会に、教育センターなどの相談機関の電話番号等が記載された一覧を配布し、様々な悩みに対して電話相談ができる窓口を全児童・生徒に周知しています。今後もこどもが権利を行使できるように人権教育を推進してまいります。

No.	該当ページ	意見	回答
5	43	個別目標１－１「こどもの権利の擁護」の今後の方向性について「東京都や区の教育部門、福祉部門などとの連携をさらに進め、こどもの権利を守る体制を強化します」とあり、ぜひ進めていただきたいと切に願います。他方ここでは、こどもの権利が守られているか否かを誰がどのように判断するのかが疑問です。まずは「こどもの権利が守られているか否か」の状況を体系的に把握することが必要ではないでしょうか。個別目標１－１にかかる17の個別施策についても、どの権利の擁護につながるのか、「こどもの権利」の視点から評価・検証し、PDCAサイクルを回していくことが必要だと考えます。（さらにいえば、こどもの権利の視点は横断的なものであるため、１－１以外の全項目にも同様の視点が必要になるとの理解です） 少なくとも「こどもの権利」が侵害されている（懸念が発生した）場合に、こどもやその保護者が相談できる相談先を整えておくこと、こどもの権利はこどもの人権であるとの観点から中立的な第三者（弁護士や有識者等）に相談できる体制づくりは必須ではないでしょうか。例えば、大田区のオンブズパーソン制度の対象をこどもの権利全般に広げることも考えられます。 本計画には、大田区として「こども基本法」や「こどもまんなか社会」の実現のため、まずは権利の主体であるこどもの視点で考えることを出発点とするとあります。こどもの視点に立ち、こどもの権利が侵害された時に信頼できる大人に相談できるように（こどもたちが決して泣き寝入りすることがないように）時として命にかかわる重大なことであるからこそ適切な相談体制づくりが優先されるはずです。本計画では、個別目標３－１に「子育て家庭への相談体制の充実」を掲げていますので、個別施策に「こどもの権利に関わる総合相談」を追加いただくことが子育て家庭に寄り添うことにつながると考えて要望いたします。	本計画に掲載する個別施策については、学識経験者や区民の代表、こども・子育て支援に関する事業に従事する方などの外部委員で構成する大田区子ども・子育て会議において、毎年度実績報告を行い、各委員から「こどもの権利」を含め多様な視点で評価をいただき、評価内容を踏まえ施策の検証を行っております。 「こどもの権利」の侵害に対しては、こども本人からの相談窓口（個別目標２-２の個別施策掲載）を設け、相談しやすい環境づくりや多様な相談方法の整備に取り組んでおります。また、児童館や中高生ひろばなど身近な場所での相談対応やこどもと触れ合う中での気づきからの支援にも取り組んでおります。さらに、令和８年度に、区のこども家庭支援機能と東京都の児童相談所機能を一体的に整備する（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターを開設し、こどもの生きる権利や育つ権利などを守っていく所存です。 「こどもの権利」の擁護に関して、国等の動向も把握しながら引き続き調査研究を進めてまいります。

No.	該当ページ	意見	回答
6	44	⑬学びの多様化学校、⑭つばさ教室について →子どもの多様性を認める風潮を普通学校内に見出すべきだと考えます。詳細は以下の通りです。 （１）不登校の肯定的な面を踏まえた上で再登校を目指す 　子が自分の感情と向き合い表現し、受け入れてくれる親が増えている点では近年不登校の増加は肯定的な一面もあると思います。過度の躾や管理の元育てば子どもは無意識的に自分の感情に蓋をして大人にとって都合の「良い子」になり、いずれ社会に翻弄される大人になりかねません。 　更に一歩踏み込み、勉強も友人との交流も学校じゃなくてもできる中、普通学校に通う意味を想定するならば、与えられた環境で自分の気持ちを守りつつ折り合いつけて生き抜く訓練の為だと考えています。授業や友だちや給食等通う楽しみを子ども自身が見いだせればいずれ社会で生きる目的も見つけられるはずです。 （２）多文化学校等の多様性を社会の縮図である普通学校に取り入れる 　授業がつまらなければ聞かなくても、迷惑をかけない範囲で空想しても、絵を描いても、０点をとっても、休み時間一人で過ごしても受け入れてくれる器を学校に築ければ、特別な受け皿は不要ではないかと考えます。普通学校を社会の縮図と考えるなら、細分化ははみ出した子どもたちの隔離や孤立を深める要因にもなりかねません。不登校の積極的な受け入れには社会包摂から外れる大人を増やす恐れがあるのではないでしょうか。子どもたちが自己の感覚と向き合いつつも他者と共生する術を存分に模索しながら身につけられるよう、普通学校の環境整備に尽力すべきだと思います。 （３）社会で活きる成功体験としての再登校 　不登校の子どもたちが必ずしも特別な学校が合うとも限りません。不登校になった上に別の学校でも馴染めなければ引きこもりにもなりかねません。膨大な費用をかけて受け皿を増やすよりも、長期的に何度でも再登校へのチャレンジを応援してくれる環境を普通学校に備えることで、誰一人取り残さない、多様性の感覚を子どもたちも身に着けられるのではないでしょうか。再登校の成功体験は社会に出て困難にぶつかった時再起する自信に繋がるはずです。	本区では、不登校児童・生徒が増加している理由について、学業に対する不安や友人との人間関係等、 様々な要因により教室に入りたくても入ることができない児童・生徒が増加していることが大きな理由であると考えます。 　不登校児童・生徒の要因や状態、ニーズ、求める学びの場は様々であり、１つの支援で解決できるものではありません。児童・生徒一人ひとりに対するアセスメントと支援、そして多様な学びの場の設置を充実することで、全てのこどもたちに学びの保障と社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することが必要です。 　令和６年４月に策定した大田区不登校対策アクションプラン（令和６年度～令和10年度）において、学校が目指す不登校対策の取組の一つに「個に応じた支援と学びの場の設定」を掲げております。引き続き、各学校において、こどもの多様性を認めた上で、必要な教育活動や指導を行ってまいります。また、全ての児童・生徒が学び合い、自己肯定感を高められる学級・学校づくり等を通じた「居場所づくり」「きずなづくり」により不登校の未然防止に努めてまいります。さらに、学校へ行きづらさを感じ始めた不登校初期段階にある児童・生徒の一時的な休息の場や、段階的に学校復帰を目指す不登校児童・生徒の居場所として、学校内の別室（校内教育支援センター）環境を整え、必要な支援を行ってまいります。

No.	該当ページ	意見	回答
7	46	③タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成について 　タブレット活用は安易に増やすのではなく、導入によるメリットとデメリットを検証した上で慎重に行うべきだと考えます。理由は以下の通りです。 （１）図ブレットが学習理解度の足かせにもなっている現状 　嶺町小学校一年生の一学期公開授業でタブレットを使用した科目がありました。３ヶ月前まで幼児だった子どもたちにとってタブレット利用は難易度が高く、操作できず挙手する子どもたちがクラスの大半で、担任の先生は一人で対応するのに苦労している様子でした。肝心の授業内容を十分説明する時間もなく、ほとんどの子どもが回答を終えられず授業時間が終了しました。プリント1枚であれば先生が丁寧に説明し多くの子どもが理解できる内容でも、タブレット操作が足かせとなり大半の子どもが置いて行かれる状況を目の当たりにしました。低学年から利用するのなら補助の先生を入れるか、不可能なら子どもたちの理解度が高まる段階で取り入れるよう工夫しなければ学力が低下する恐れがあると感じました。 （２）図ブレットの持ち運びが危険な重労働に 　日毎に変わる時間割を家庭で確認する為に持ち帰るタブレットですが、先生によっては時間割の連絡を何度も忘れ、ほとんど学校でタブレットを使用しない週もあり、意味なく学校間を持ち運ぶこともあります。炎天下の中当時体重17.5kgの娘が約４kgのランドセルを背負い20分以上の距離を往復していました。この時期は毎日顔が真っ赤で汗びっしょりで帰宅していて熱中症で倒れないか心配でした。虐待のようで心苦しかったです。時間割は学校で子どもたちが書き写す等し（必要があれば保護者のアプリに連絡）タブレットは学校のみと利用を縮小すれば持ち運びの重労働から解放され、家庭でのYouTube視聴等デジタル依存の問題も軽減できるはずです。 （３）過分な教育がなくとも身に着けられる能力 　今の子どもたちのように低年齢から教育を受けていない世代でも自然と使いこなす能力を身に着けている現状をみると、特段タブレット学習のボリュームを増やす必要もないと感じています。情報化社会だからこそ、溢れる情報の中で必要なものを取捨選択できる能力をタブレットから離れた学習で学ぶ必要があると思います。	紙媒体と鉛筆で行ってきた学習とともに、タブレット端末を効果的に活用することにより、これからの社会を生きていくために必要な資質・能力を育成するための学びを実現することができます。そのため、直接人に聞く、図書を調べるなどと併せて、低学年のうちからタブレット端末を活用し、こどもたちが、情報を適切かつ有効に活用することができるよう、情報活用能力を確実に育成することは大変重要なことであると考えております。今後とも、タブレットを活用した授業が円滑に実施できるように、各学校でICT支援員を計画的に活用して、こどもたちの学習活動をサポートできるようにしてまいります。 　タブレットの持ち運びについて、携行品の総重量が増え、子どもたちに負担がかかることがないように、発達の段階や学習上の必要性を考慮したルールを設定するよう各学校に引き続き指導・助言してまいります。

No.	該当ページ	意見	回答
8	46	タブレット端末の活用は賛同する一方で、こども達がSNSを使っていじめを行ったり、不正確・不確実な情報を安易に発信しないよう、情報リテラシー教育も合わせて実施してほしい。	情報社会においては、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できることが求められております。 機器操作や情報活用の能力については、知識や技能に加え、使いみちを自ら判断し、制御できる規範意識が育まれてこそ、その力を正しく発揮できるものと考えます。そのことを踏まえ、教育委員会では、児童・生徒の発達の段階に応じた機器操作や情報活用能力の具体的な目標を設定し、タブレット端末等のＩＣＴ機器を適切に使用することができる力を育むよう取り組んでいるところです。また、各学校で情報モラルの年間指導計画を定め、情報モラル教育を推進しています。 今後も、児童・生徒が情報社会で活動し、活躍できるように、基となる適正な考え方や態度が育まれるよう各学校に対して指導してまいります。
9	56	公園の整備に関して、何をするのかが分からない。遊び場の提供とあるが、新たな施設等を整備するのか、既存遊具や設備の更新を積極的に行なっていくのか、具体的な施策の記述がほしい。また、区内公園の現状(大規模で特色のある公園は湾岸部・多摩川沿いに集中しており、内陸部は不足していることなど)を踏まえ、地域ごとどのような方法でこどもの居場所を創出するのか計画するべきである。	令和６年３月に策定した基本構想では、「地域の特性を活かした、多様な特色を持つ公園が充実している」ことを公園に関するまちの姿として掲げています。 公園の具体的な施策につきましては、今後基本計画、実施計画、個別計画を策定し、その中で検討してまいります。 区内公園の現状の「特色のある公園が内陸部は不足している」ことにつきましては十分認識しておりますので、今後の計画で対応を検討してまいります。
10	61	現状と課題において「ワンストップ窓口などの手続きの簡素化」のニーズがあることが記載されているにも関わらず、個別施策にはそれに対応する施策がない。近年、区内の子育て支援(見守り訪問やぴよぴよサービス等)は充実してきているように感じているが、いずれも利用の際に別のサイトにアクセス・登録する必要があり、手間と感じ利用を躊躇ってしまう。 窓口を一つにし、アクセスを容易にすることが、支援策を意味のあるものにすると思う。	情報収集の利便性向上のために、現在ホームページに掲載している子育て情報をまとめた冊子「子育てハンドブック」についてデジタルブックを作成中です。デジタルブックから、該当の事業へとリンクすることで子育て支援サービスの手続きを迅速に可能となるよう進めています。 また、アクセスの利便性向上のために、今後ホームページの整理やわかりやすいポータルサイトの構築を進めています。 ワンストップ窓口につきましては、他自治体の取り組みなど研究してまいります。

No.	該当ページ	意見	回答
11	66	⑥保育所の園庭解放、⑦体験保育について 　対象を在園時に発展させ、共働き家庭が育児を負担ではなく幸せと感じられる具体案として、板橋区、品川区、埼玉、高知、福井等で実施されている保育園、幼稚園での保護者による一日保育士体験を提案します。マニュアル等は下記の通り共有されております。メリットについて以下述べていきます。 　https://www.oyagokoro-hug.jp/ （１）仕事が最優先で後回しにされる子どもとの交流時間を必然的に確保できる 　当初否定的な親も周りの親が参加する中で我が子が自分のお父さんお母さんの番を期待し促されます。家庭では見られない我が子の成長に触れ、子どもたちとの接し方を親たちが体得することは、文字情報等では得難い学びや大人と子どもの相互理解があるはずです。またプロの先生によるアドバイスは家庭での育児改善にもなります。 （２）園の教育や方針への理解や先生方との円滑な意思疎通で子育ての質を上げる 　実際に保育士の立場になることで、先生方の苦労や助言への理解や感謝に繋がり、園と家庭とで連携して子育てしていく体制が整います。体験に伴い大きな費用もかかりません。またサービス化で失われつつある親による教育の意識が芽生えれば、保育士や小学校教諭の負担軽減になり、精神的理由による先生方の退職防止になり得ます。保育士や教員不足を資格撤廃等質を下げて補うのでなく、根本から解決する必要があると思います。 （３）職場の取組に応じる機会により社会全体で子育てを支える潮流をつくる 　親が罪悪感をもたず子どもの為に仕事を休む機会を区がつくることで、それぞれの持ち場でカバーし合い、将来を支える貴重な子どもたちを皆で協力し育てていく感覚を養い、子育てや介護で休む人たちが快適に働ける環境に繋がると思います。 （４）保護者立ち入りによる虐待防止や子どもたちへの理解促進 　保護者の立ち入りが監視となり、後を絶たない保育士による虐待の防止になります。またお友だちの成長も知ることで親が子どもたちを共に育てていく感覚を持つことで目の見えない親同士のトラブル防止にもなり得ます。 　「一日保育士体験」による子どもとの交流で子育てに喜びを見出し、保育士がより身近な相談相手となれば子どもを安心して産み育てる原動力なるはずです。	現在、区立保育園では、在籍している保護者の皆様に向けて、保育を見学していただく保育参観、園児と遊ぶ機会を提供する保育参加などの行事を行っております。日頃の保育を見ていただくことで、こどもの保育園での様子や成長を知っていただくことを主な目的としています。 　コロナ禍以前、保育園によっては、5歳児など年齢の高いクラスで、ご提案にあるような、保護者に保育士の仕事を体験していただく取り組みを企画している例もありました。 　一方、各保育園には、園の行事参加に時間をとることが難しいというご多忙な保護者が多くいらっしゃいます。こうした取り組みを実施する際には、どのこどもにとっても保護者に来てもらえる機会になるよう、日程調整や方法において保護者の方々との相談や連携が不可欠です。 　今後も、保護者と保育園とが協力し、こども一人一人の健やかな育ちのために、保育園では保護者が参加しやすく、子育てが楽しいと感じられる機会を提供していきたいと考えております。

No.	該当ページ	意見	回答
12	74	保育士確保対策に関して、手当や補助だけに頼るのではなく、基本給の底上げや保育学生への積極的な就職斡旋など根本的な対策が必要だと感じる。	保育士の賃金について、国は「民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める」としており、今後も国による処遇改善が実施されると認識しております。安心してこどもを預けられる体制整備を急ぎ進めるためにこの処遇改善に事業者とともに取り組むべきととらえております。 また、職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度の創設など、こどもを取り巻く状況が変化している中、より良い保育環境の実現に向けては現場を支える保育人材の確保がますます求められることになります。区は、大田区で働きたいと思う方を増やすとともに、現在働いている方々の定着にも力を入れ、働きやすい環境を整えることにより一層注力していきたいと考えております。
13	75	「個別目標４-２　子育てと仕事の両立の推進」について、他の個別目標に比べ、個別施策数が少ないのではないでしょうか。	「個別目標４-２　子育てと仕事の両立の推進」の今後の方向性にあるとおり、大田区でも増加している共働き・共育て家庭に対して、男性が子育てに積極的に取り組めるよう支援を進めるとともに、子育て家庭が働く企業・団体などに対して、子育てと仕事の両立がしやすい環境の整備について働きかけを行っていく必要があります。 今回の計画では、第４章の「計画期間における重点ポイント」として共働き・共育て家庭への支援の強化を掲げました。今後、子育てと仕事の両立の推進のため、区民ニーズを捉え、取組みを進めていきたいと考えております。 また、今回あらためて個別施策を確認し、新たに３施策を追加しております。
14	78	母子手帳交付や妊婦面接の時期は、悪阻で外出できない場合も多いため、オンラインでの申請を受け付けるなど、体調が不安定な妊婦に寄り添った施策がほしい。 また、妊娠・出産を経た家族だけではなく、妊娠を望む家族への施策(妊活相談、不妊治療に関する情報提供等)も合わせて行うべきだと感じる。	母子健康手帳の交付は、妊娠届出と同時に行っており妊婦健診の受診票をはじめ多くの配付物を説明しながらお渡ししています。こうしたことがオンラインでは困難であるため、現状では窓口での手続きとしております。一方、妊婦面接については妊婦の方の状況に応じてオンラインでも実施しております。今後も妊婦の方に寄り添った施策を検討してまいります。 また、妊娠を望む方へ、各地域健康課において保健師による妊活や不妊に関する健康相談を実施しています。さらに、大田区の公式ホームページでプレコンセプションケアについて周知するとともに、不妊治療の助成制度のご案内や東京都の不妊・不育に関する電話相談をご紹介しています。

No.	該当ページ	意見	回答
15	84	基本目標６ こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます>個別目標 6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり >⑰ 交通安全自転車教室の開催について、大変期待しております、大田区にある交通公園は子どもへの交通教育の大事な資産です。 願わくば年間のスケジュールを公表しての定期開催であると、保護者としては通わせやすくなります。公園での掲示・ホームページや区のSNSを通してのPR等を是非ともお願い致します。 また法規のみでなく、スラローム走行や一本橋など、子どもが楽しみながら、実際の公道走行時の安全な操車技術を自然と体得できるカリキュラム（例：ウィーラースクール等）を一部取り入れるなども是非ともご検討頂きたい。 また交通公園内の掲示等の情報も古くなってきております。この機会に看板等の掲示内容も自転車安全利用五則など、最新の情報へリニューアルし、教室開催時以外にも来園者が親子で見て学べるものになると、より交通公園としての目的が果たせるのではないでしょうか（親子で確認するポイントを記したコースマップなどあると保護者も指導し易いと思います）、ご検討をお願い致します。	個別施策に記載の「交通安全自転車教室の開催」は、警察署と区が連携し自転車の交通ルールについて指導することにより、事故の防止及び交通マナーの向上を図ることを目的に、主に春の交通安全運動期間中に開催しております。これに加え、自転車に乗れないこどもを対象にした自転車の安全な乗り方教室の開催を現在検討しております。これらの開催についてのお知らせは、スケジュールが確定次第、区ホームページや区報等を通じて行ってまいります。 また、こどもが楽しみながら安全な運転技術を体得できるカリキュラムについては、いただいたご意見をもとに検討してまいります。 交通公園内の掲示情報については、交通安全に関する最新情報を掲示するよう努めます。
16	84	基本目標６　個別目標 6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり　について 「⑳ 有害図書等対策の推進」で有害図書という単語を用いていますが、都での制度では「８条指定図書」という名称を用いられています。 本計画案で呼称する際は、国の準拠による呼称ではなく、東京都の呼称である「８条指定図書」を用いるべきと考えます。 また、この施策についても大田区議会議員の確認による報告から知ったことではありますが「今までもコンビニやビデオ店を回って８条図書を探していたが、ここ３年間は大田区内で該当の図書は見当たらなかった為、大田区内で今年度からHPで店舗等に対する啓発をやるようになった。」と報告されており、率直に言いますと大田区で８条指定図書に該当する図書が見当たらなかったために店舗に対して啓発を行うことに疑問があります。 意図が分からない為、詳細の説明が欲しいところであり、全体的にこの施策については、上記の件も含め、削除及び再考すべきと考えます。	東京都は、令和６年９月から「８条指定図書」と表記しています。現時点で都条例の改正や市区町村に対する表記の変更を求める通知等はありません。本計画における表記については、今後、東京都の趣旨を踏まえ動向を注視してまいります。 販売店等への啓発については、これまでの訪問調査をとおし陳列等が適切に行われていることを確認し、目的が達成されたと評価しています。一方、適切な陳列等の状況を維持する意図で、手段を変えHPによる啓発活動を行うことは、本計画の趣旨に沿い、意義を有すると考えております。

大田区こども未来計画（案）の概要について

1　計画の位置づけ(P. 3)

（１）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する。

（２）おおた子どもの生活応援プラン、大田区子ども・若者計画、大田区の少子化対策と整合を図ることにより、全体をもってこども基本法に基づく市町村こども計画に位置づける。

2　計画期間(P. 4)

令和７年度から令和 11 年度までの５年間

3　計画の基本的な考え方

（１）基本理念(P. 20)

すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします

（２）基本的な視点(P. 22)

①こどもの最善の利益の確保　　②誰一人取り残さない支援と切れ目のない支援
③孤立させない支援と地域・社会全体での支援

（３）施策の体系(P. 28-P. 33)

「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の３つの区分を設け、６つの基本目標と 13 の個別目標を設定し、こども・子育て施策を体系化する。

区分	基本目標	個別目標
こどもへの支援	１こどもの権利を守ります	1-1 こどもの権利の擁護
	２こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます	2-1 幼児期・学齢期の教育の充実
		2-2 こどもの健やかな成長への支援
		2-3 こどもの子育ち支援と居場所・遊び場の整備
子育て家庭への支援	３安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	3-1 子育て家庭への相談体制の充実
		3-2 子育ての情報提供の充実とＤＸによる利便性の向上
		3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進
		3-4 子育て家庭への多様な生活支援
	４子育てと仕事の両立を支援します	4-1 保育サービス等の充実
		4-2 子育てと仕事の両立の推進
	５妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります	5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援
地域・社会づくり	６こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます	6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり
		6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

4　計画の成果指標(P. 36)

区分	成果指標	現状値	目標値
こどもへの支援	毎日の生活が楽しい	［小学生］92.3%　［中学生］90.0% ［高校生世代］95.0%	95%
子育て家庭への支援	子育てがしやすい （子育て環境や支援に対する満足度）	［就学前児童保護者］51.8% ［小学校児童保護者］48.6%	60%
地域・社会づくり	現在暮らしている地域が好き	［小学生］71.6%　［中学生］57.1% ［高校生世代］58.1%	＋５ ポイント

5　計画期間における重点ポイント(P. 37-P. 39)

計画期間中、重点的に強化するポイントを新たに設定する。

区分	重点ポイント
こどもへの支援	①こどもの意見の尊重　　②こどもと家庭の相談支援の充実 ③子育ち支援の推進
子育て家庭への支援	④共働き・共育て家庭への支援の強化　　⑤ひとり親家庭への支援の強化 ⑥子育て家庭の視点に立った情報発信
地域・社会づくり	⑦区にある資源を活かした地域づくり ⑧「こどもまんなかアクション」の推進　　⑨大田区児童館構想の推進

6　子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、次の事業の量の見込み及び提供体制の確保方策を策定する。

（１）教育・保育(P. 92-P. 98)

①幼稚園
②認可保育所、特定地域型保育事業（小規模保育所・事業所内保育所）、区独自保育事業（認証保育所・家庭福祉員（保育ママ）・定期利用保育事業など）

（２）地域子ども・子育て支援事業(P. 99-P. 115)

①時間外保育事業
②放課後児童健全育成事業（学童保育）
③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）
④地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
⑤幼稚園における一時預かり事業（延長保育）
⑥保育所等における一時預かり事業
⑦病児・病後児保育事業
⑧ファミリー・サポート・センター事業
⑨利用者支援事業（保育サービスアドバイザー等）
⑩妊婦健康診査
⑪乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）
⑫養育支援訪問事業
⑬子育て世帯訪問支援事業【新規】
⑭児童育成支援拠点事業【新規】
⑮親子関係形成支援事業【新規】
⑯産後ケア事業【新規】
⑰妊婦等包括相談支援事業【新規】
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
⑲実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑳多様な事業者の参入促進、能力活用事業（保育連携推進事業）

大田区
こども未来計画

第５期大田区次世代育成支援行動計画
第３期大田区子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

（案）

令和7年3月

大 田 区

大田区こども未来計画の策定にあたって

少子化の進行や所得格差の拡大、地域のつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化が進む中、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

区では、このような状況の中、令和6年3月に策定した「大田区基本構想」において、基本目標の第一に「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」を掲げるとともに、区のこども・子育て分野の個別計画である「大田区子ども・子育て支援計画」を発展させ、未来にはばたく大田区のこどもたちのため「大田区こども未来計画」を策定しました。

本計画では、「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」を基本理念に掲げ、「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の3つの区分により関係施策を体系化しました。さらに、今後5年間で強化するポイントを具体的に掲げ、こどもの意見の尊重や子育ち支援の推進、共働き・共育て家庭への支援の強化、区にある資源を活かした地域づくりなどを重点的に進めていくこととしました。

また、本計画の計画期間が始まる令和7年度に、総合的かつ一体的にこども・子育て施策を推進するため、新たに「こども未来部」を設置いたします。この組織改正を通じて、こどもに関する施策全体に横ぐしを刺し、スピード感をもって事務事業の執行に努めてまいります。

本計画に基づき、区のこども・子育て施策を着実に推進し、地域・社会の方々といっしょに、こどもたちや子育て家庭の皆さんが笑顔で暮らすことができるまちづくりをさらに進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたって、区内のこどもたちから様々な考えや思いを聞かせてもらい、たくさんの気づきを得ることができました。また、大田区子ども・子育て会議委員の皆様、そして区民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。心より感謝申し上げます。

令和7年3月

大田区長

鈴木晶雅

目 次

第1章 計画の概要 1

1 計画策定の趣旨 2
2 計画の位置づけ 3
3 計画の期間 4
4 計画の対象 4
5 計画策定の経過 4
6 計画の進行管理 6
7 SDGs と本計画の関係 6

第2章 こども・子育てを取り巻く現状 7

1 人口と出生の現状 8
2 子育て家庭の現状 11
3 教育・保育事業の利用 16
4 大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 の評価 17

第3章 計画の基本的な考え方 19

1 計画の基本理念と基本的な視点 20
2 施策の体系 28

第4章 施策の展開 35

1 計画の成果指標 36
2 計画期間における重点ポイント 37
3 基本目標と達成に向けた施策 43
基本目標１ こどもの権利を守ります 43
基本目標２ こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます 46
基本目標３ 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います 58
基本目標４ 子育てと仕事の両立を支援します 72
基本目標５ 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります 77
基本目標６ こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます 82

第5章 子ども・子育て支援事業の推進 87

1 子ども・子育て支援事業計画とは 88
2 教育・保育提供区域の設定 90
3 こどもの人数（将来推計） 91
4 教育・保育の量の見込みと確保方策 92
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 99

資料編.....117
1 事業一覧.....118
2 大田区子ども・子育て会議条例.....131
3 大田区子ども・子育て会議条例施行規則.....133
4 大田区子ども・子育て会議委員名簿.....134
5 策定経過.....135
6 用語解説.....136

第1章

計画策定の概要

1　計画策定の趣旨

令和5年4月、こどもの最善の利益を考え、こどもに関する取組みや政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、これを推進する司令塔としてこども家庭庁が設置されました。

同年 12 月には、すべてのこども・若者が精神的・身体的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、今後5年間のこども施策の基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策の実現に向けて、今後3年間の集中的な取組みである加速化プランを定めた「こども未来戦略」が閣議決定されました。その財源として、令和8年度に少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て家庭を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとなる子ども・子育て支援金制度が創設されます。

東京都においては、令和4年4月に、政策全般をこども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため子供政策連携室が設置されました。また令和5年1月に、こどもの声を中心に据えて取組みを体系的にまとめた「こども未来アクション」が策定され、毎年更新されています。

全国の子育て家庭における共働き家庭の割合が約7割（総務省「労働力調査（詳細集計 2021年調査）」となり、男性の育児休業取得率が3割を超えるなど子育てする家庭の状況が変化している一方で、子育てが女性に集中する状況は継続しています。また、令和5年の出生数が 73 万人を切り過去最少となるなどの少子化の進行や、所得格差の拡大、孤独・孤立の深刻化、不登校などの教育機会の確保の問題など、こども・子育て家庭を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

区においても、令和5年に実施した「大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査」から父母ともに子育てを行っている家庭の割合が5年前に比べ約1割増加していること、また、子育てに孤立感を感じている保護者が2割台いることなどが確認でき、こうした変化に伴う課題への対応が必要となっています。

このようなこども・子育て政策の大転換期において、大田区では、令和6年3月に新たな大田区基本構想を策定し、「心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区」を将来像とし、それを実現するためのまちの姿（基本目標）の第一に「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」を掲げました。

この基本構想のもと、国や東京都の動き、社会状況の変化に対応し、また、大田区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、こども・子育て政策に関する個別計画である「大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024」を更に発展させ、未来にはばたく大田区のこどもたちのため「大田区こども未来計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

【本計画における「こども」「子ども」「子供」の表記について】

本計画においては、「こども基本法」の平仮名標記による「こども」を原則として用います。なお、法令に根拠がある場合や固有名詞の場合などは「子ども」や「子供」の表記を用いる場合があります。

2　計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含します。また、「おおた子どもの生活応援プラン」、「大田区子ども・若者計画」、「大田区の少子化対策」と整合を図ることで、全体をもって「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」に位置づけます。

なお、策定にあたっては、区民、こどもの保護者、学識経験者、こども・子育てに関する事業者及び関係機関、区議会議員で構成する「子ども・子育て支援法」第 72 条第 1 項に基づく「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

(2)関連計画との連携

- 本計画は、こどもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域・社会が一体となってこども・子育てを支えるための「区の取組み」を整理したものです。
- 本計画は、上位計画である「大田区基本構想」や「大田区基本計画・実施計画」との計画間調整を図ります。
- 本計画は、こども・子育てに関連する各分野の計画等との計画間調整・連携を図ります。
- 新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。

【計画の位置づけ】

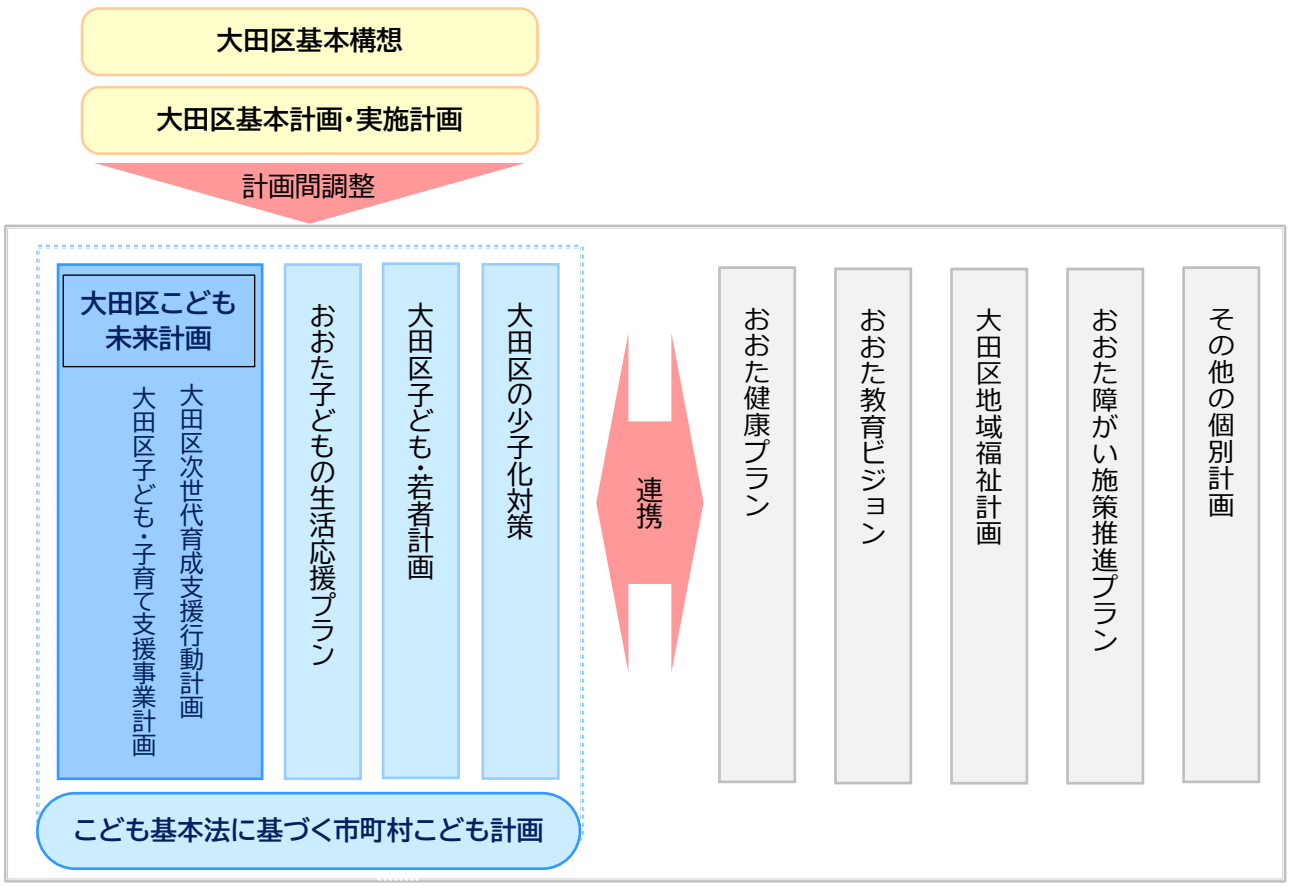

3　計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの 5 年間とします。また、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
策定	→	→	→	→	→

4　計画の対象

本計画は、原則として 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるこどもとその家庭を対象とします。

5　計画策定の経過

(1)「大田区子ども・子育て会議」の開催

区におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、区民、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大田区子ども・子育て会議」を開催しており、本計画は、「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

(2)保護者ニーズ調査及び小中高生アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援法」における市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的な指針に基づき、就学前及び小学校児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(以下、「保護者ニーズ調査」という)を実施し、区内に居住する子育て家庭の生活実態やニーズ等の把握を行いました。

これに加えて、区独自の取組みとして、区内在住の小学生、中学生及び高校生世代を対象とした「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」(以下、「小中高生アンケート調査」という)を実施し、日常生活や地域活動の状況、将来についての意向、要望等の把握を行いました。

対象者	配布数	回収数			回収率	調査期間
		郵送	web	合計		
就学前児童の保護者	2,500 件	566 件	601 件	1,167 件	46.7%	令和５年12月20日から令和６年１月15日
小学校児童の保護者	2,500 件	560 件	490 件	1,050 件	42.0%	
小学生	1,250 件	242 件	124 件	366 件	29.3%	
中学生	1,250 件	216 件	134 件	350 件	28.0%	
高校生世代	1,250 件	94 件	123 件	217 件	17.4%	

この結果については、「大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）」にまとめています。

（3）こどもの意見聴取

小中高生アンケート調査では把握しきれない、こども本人からの自由な意見を聴取し、区のこども・子育て政策に反映するため、児童館、放課後ひろば及び中高生ひろばにおいて、①相談先、②将来の夢や希望、③近くにあったら良いなと思うもの、④知りたい情報とアクセス方法の4つのテーマについて、グループワーク及びヒアリングを行いました。

●意見聴取した施設　　児童館・4館、放課後ひろば・1館、中高生ひろば・2館
●意見聴取したこども　小学生から高校生世代までのこども
　　グループワーク・162 名、ヒアリング・13 名

【主な意見】
① 相談先
・対面で相談したい　・遊び場と一緒だと良い　・知っている人、行ったことがある場所が良い
・相談員と遊んでから相談できると良い　・相談員の人となりを知りたい
・進路や将来について相談したい　・こどものなぜ？なに？に答えてほしい
・プログラミングのわからないとことについて聞きたい
② 将来の夢や希望
・将来の夢はあるがどうしたらなれるかわからない
・将来の夢はあるが具体的な仕事内容がイメージできない
・なりたい職業についてもっと知りたい　・種類が多く体験時間の長い職業体験がしたい
・プロが働く姿を間近で見て、一緒に体験し、アドバイスがもらえる機会がほしい
③ 近くにあったら良いなと思うもの
・ボールを使える公園、踊れる公園　・画材や PC、調理器具等がそろっている場所
・色々なスポーツの道具を借りて体験できる施設
・暑さや寒さをしのげる遊び場や居場所
・寝っ転がれる場所　・お菓子がいつでも食べられる場所
④ 知りたい情報とアクセス方法
・自分や家族のスマホや学校のタブレットで検索している

6　計画の進行管理

本計画の目標を達成するため、計画事業の進行管理や部局間の連携・調整を行う体制を整備します。

その上で、計画事業を着実に推進し実効性のあるものとするため、各年度の実績や評価を「大田区子ども・子育て会議」に諮り、区民に公表します。

ただし、本計画以外の区の個別計画で進行管理を行う施策については、施策の体系に位置づけますが、進行管理は各個別計画で行うこととします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合等は、必要に応じて計画の見直しを行います。

7　SDGs と本計画の関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年（2030 年）までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

大田区は、SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度の「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されました。

本計画では、施策体系における 13 の個別目標と SDGs の 17 のゴールとの関連を明確にするとともに、施策の着実な推進を図ることで、SDGs の目標達成につなげます。

SDGs 未来都市 大田区

大田区オリジナルSDGsロゴマーク

令和5年度に区内在住・在勤・在学の方を対象にロゴマーク案を募集し、審査委員会を経て選んだ候補作品について投票を実施した結果、区立大森第七中学校の高橋麻衣さん（当時 2 年生）の作品が選ばれました。

第2章

こども・子育てを取り巻く現状

1　人口と出生の現状

(1)人口

大田区の人口は、平成 31 年以降増減を繰り返しており、令和 6 年 4 月 1 日現在の人口は 736, 652 人となっています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口は増減を繰り返しながら増加傾向にありますが、高齢者人口及び年少人口は減少傾向にあります。

■人口の推移

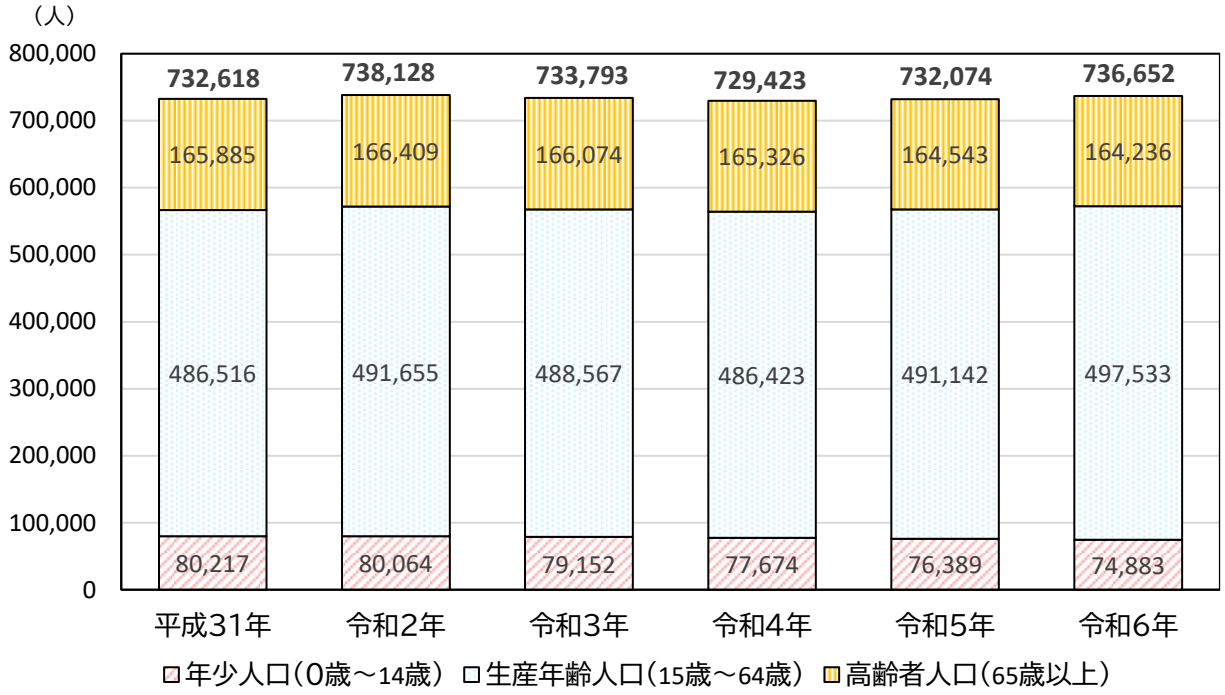

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)出生人口

大田区の出生人口は、平成 28 年から令和2年にかけて増減を繰り返し、令和3年からは減少しています。

■出生人口の推移

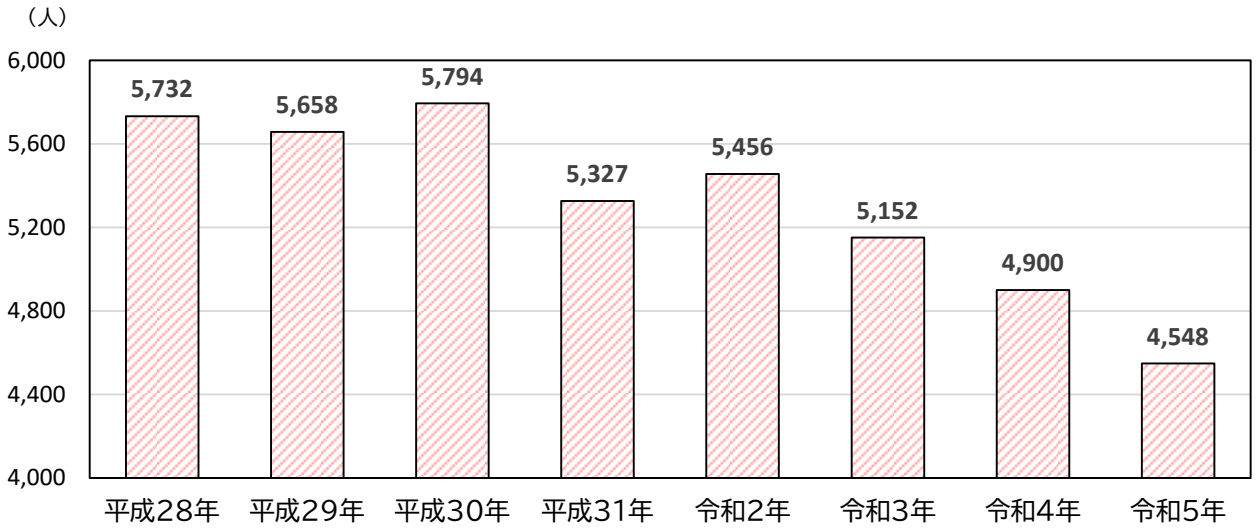

資料：人口動態統計

(3)合計特殊出生率

大田区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移しています。平成 27 年までは上昇傾向にありましたが、平成 28 年以降は横ばいから下降傾向で推移しています。また、東京都の平均に対しては、令和2年以降、同程度で推移していましたが、令和5年は下回っています。

■合計特殊出生率の推移

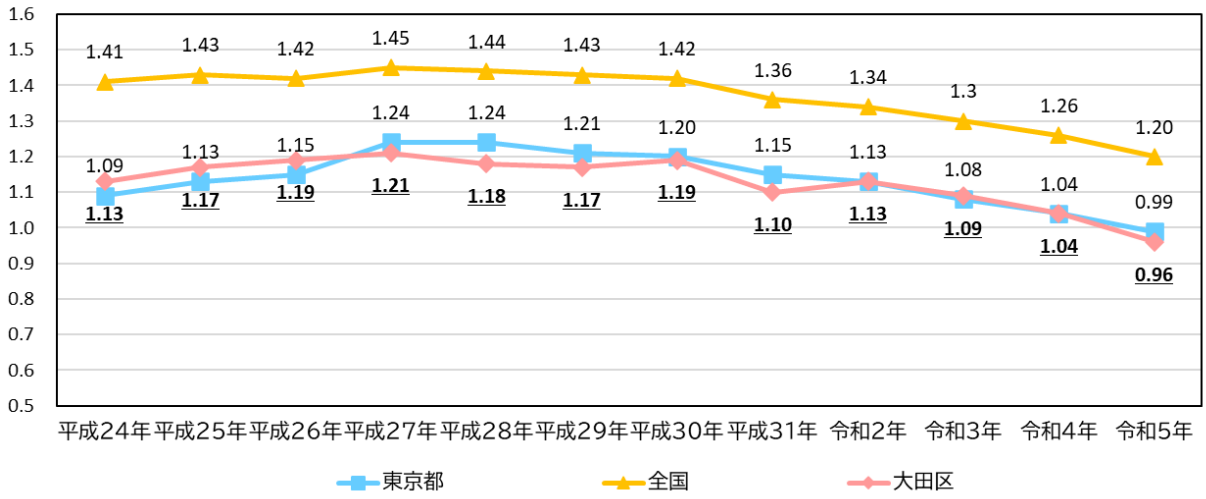

資料：人口動態統計

（4）就学前人口

大田区の就学前人口（0～5 歳）は、減少傾向となっています。

■就学前人口の年齢別推移

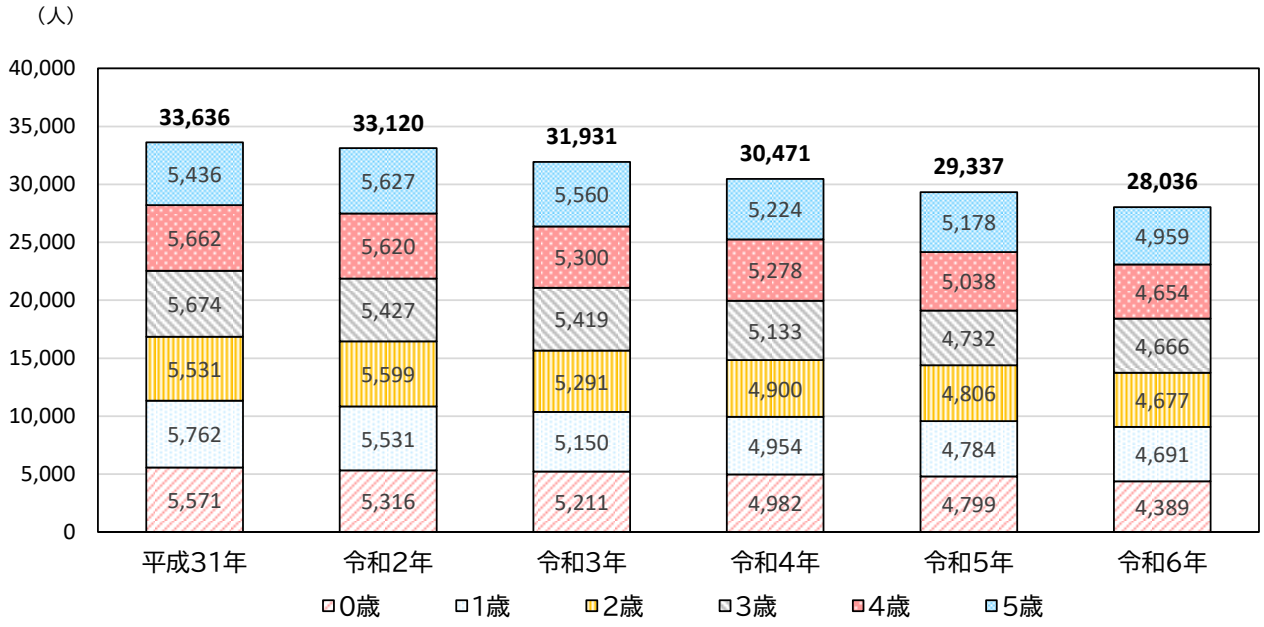

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2　子育て家庭の現状

(1)母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、産休等を含むフルタイムでの就労が約6割となっており、前回調査の4割半ばから大きく増加しています。パート・アルバイト等も増加傾向にある一方で、未就労が前回調査の約4割から約2割に減少しています。

小学生児童の母親の就労状況は、フルタイムでの就労が4割半ばとなっており、前回調査の3割半ばから増加しています。パート・アルバイト等や未就労が前回調査より減少しています。

■母親の就労状況

＜就学前児童＞

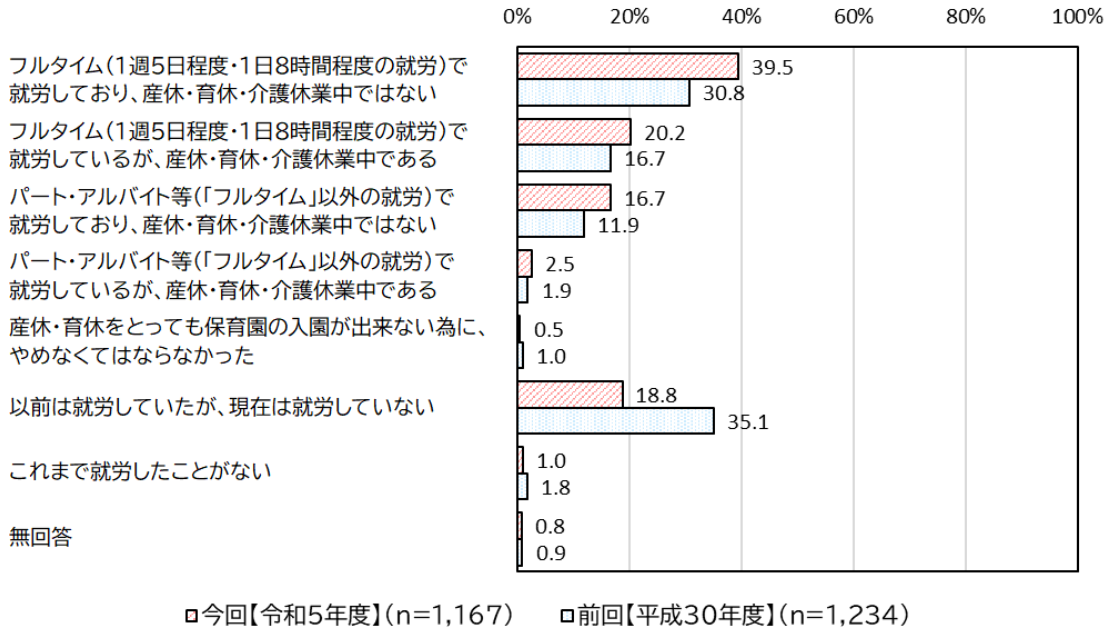

＜小学校児童＞

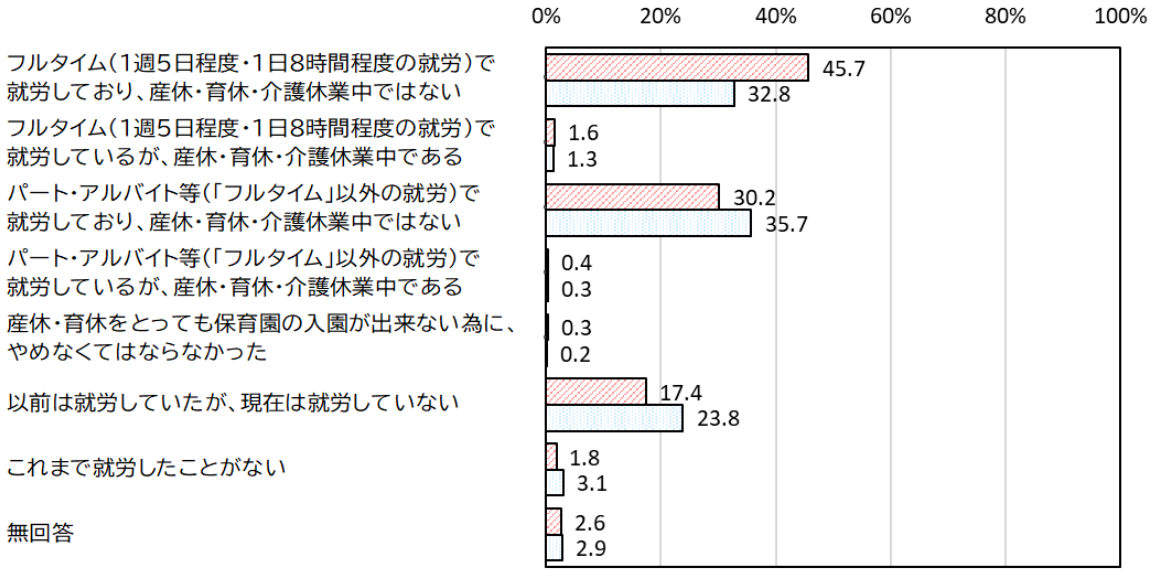

(2)パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

就学前児童の母親、小学校児童の母親ともに、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する人が最も多くなっていますが、就学前児童の母親は前回調査より減少しており、フルタイムへの転換希望が増加しています。

■母親のフルタイム転換希望

＜就学前児童＞

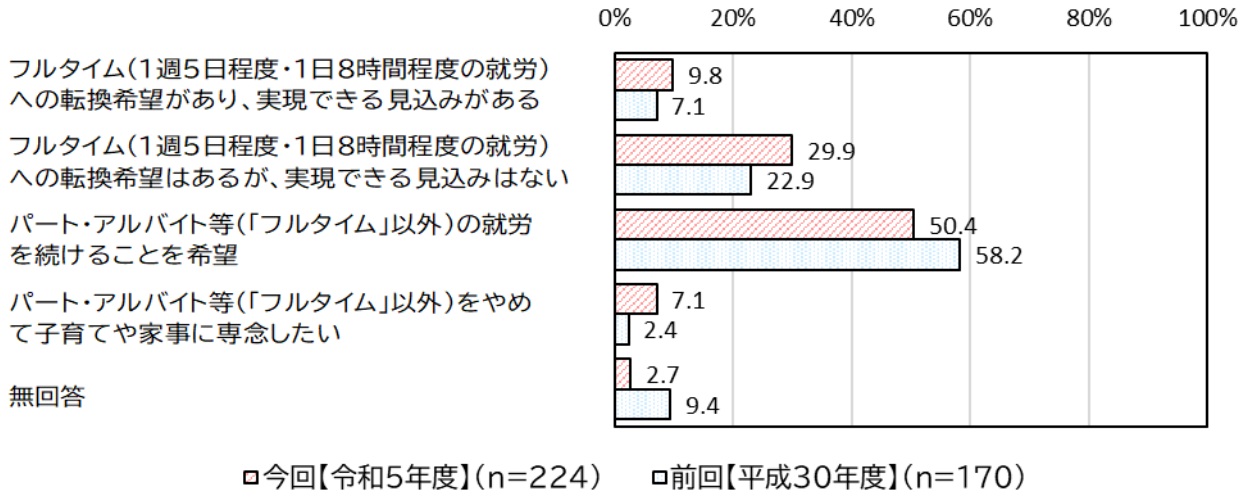

＜小学校児童＞

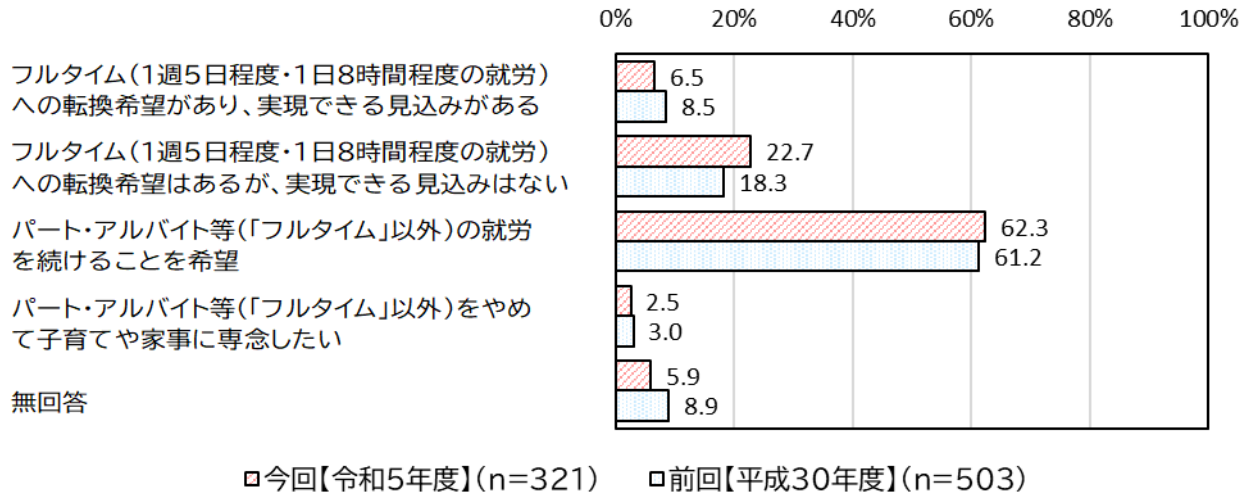

(3)未就労の母親の就労希望

就学前児童の母親は調査時から「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」(35.4%)が最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(23.6%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(21.1%)と続いており、いずれも前回調査時から増加傾向にあります。

小学校児童の母親は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(27.8%)が最も多く、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(26.3%)、「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」(23.4%)と続いており、いずれも前回調査時から増加傾向にあります。

■未就労の母親の就労希望

＜就学前児童＞

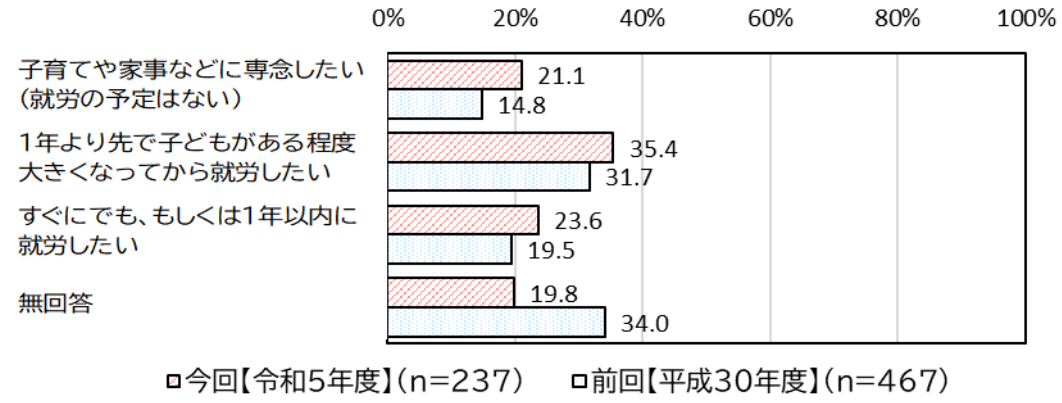

＜小学校児童＞

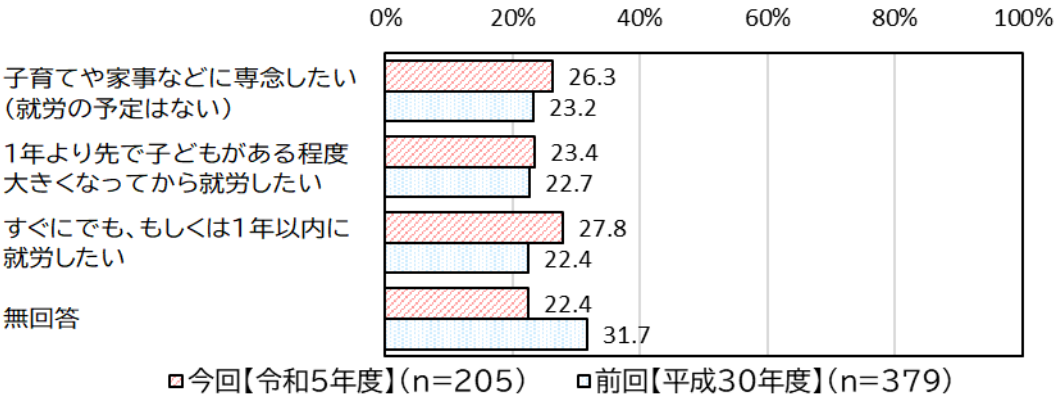

（4）父親の就労日数・時間

就学前児童の父親、小学校児童の父親ともに、就労日数は「5日」が約8割となり、就労時間は「8 時間以上」が9割半ばを占めています。

■父親の就労日数・時間

＜就学前児童＞

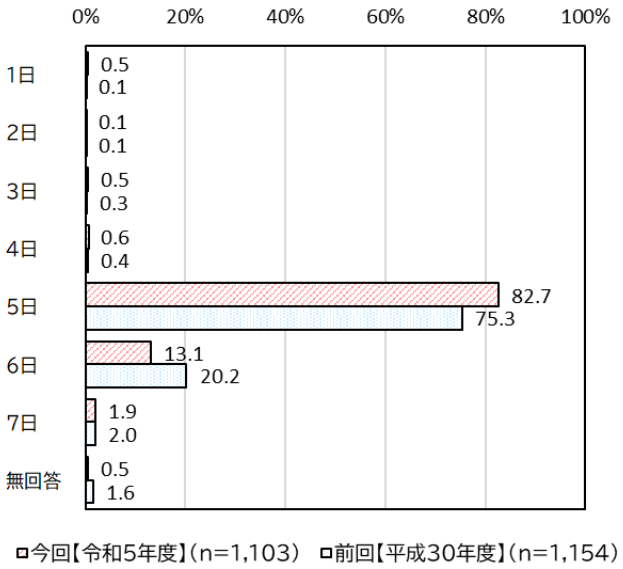

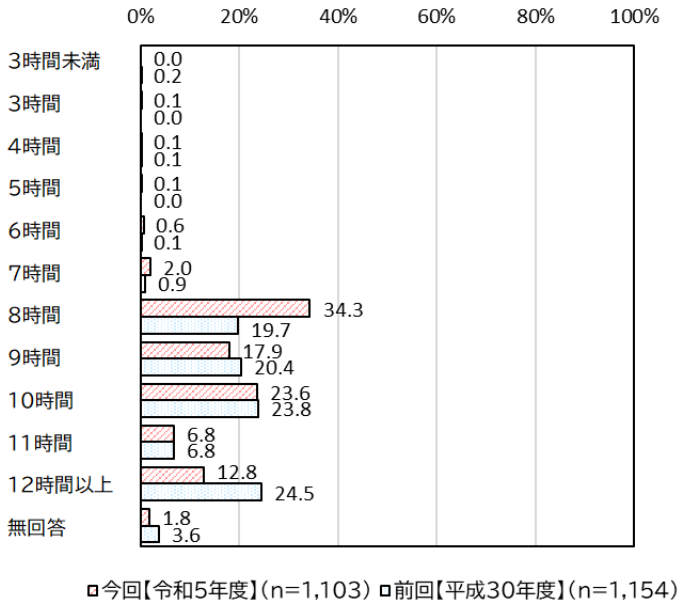

＜小学校児童＞

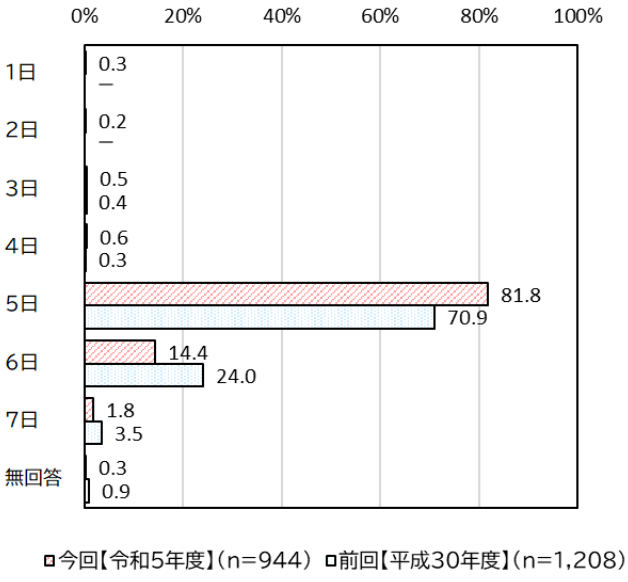

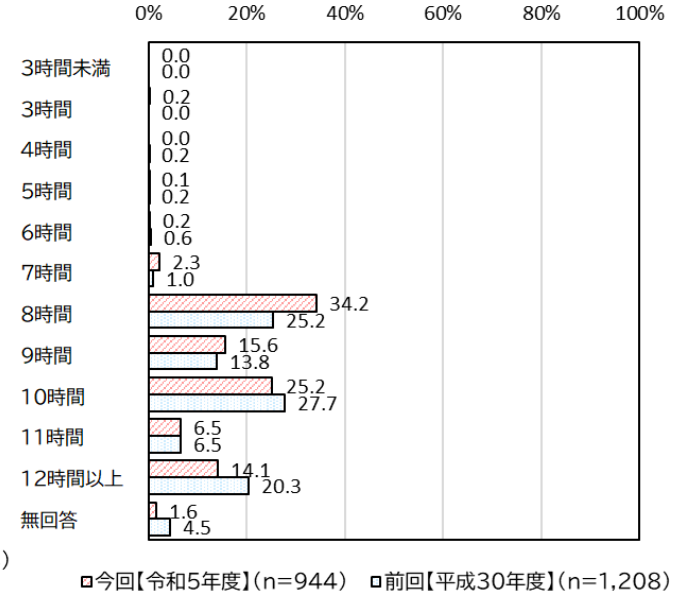

（5）父親の育児参加

子育てを主に行う人は、就学前児童保護者では「父母ともに」が前回調査の5割半ばから約7割、小学校児童保護者では5割半ばから約6割に増加しています。

また、父親の育児休業の取得は前回調査時の 3.8%から 18.7%へ増加しており、父親の育児参加が進んでいることが伺えます。

■子育てを主に行っている人

＜就学前児童保護者＞

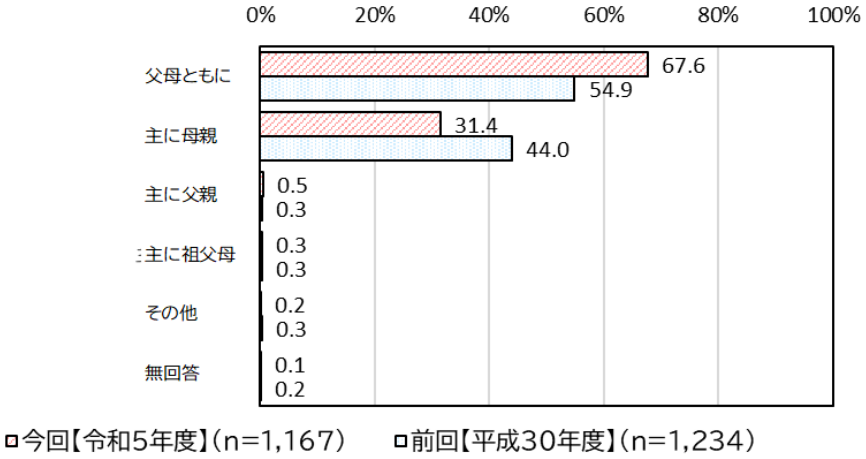

＜小学校児童保護者＞

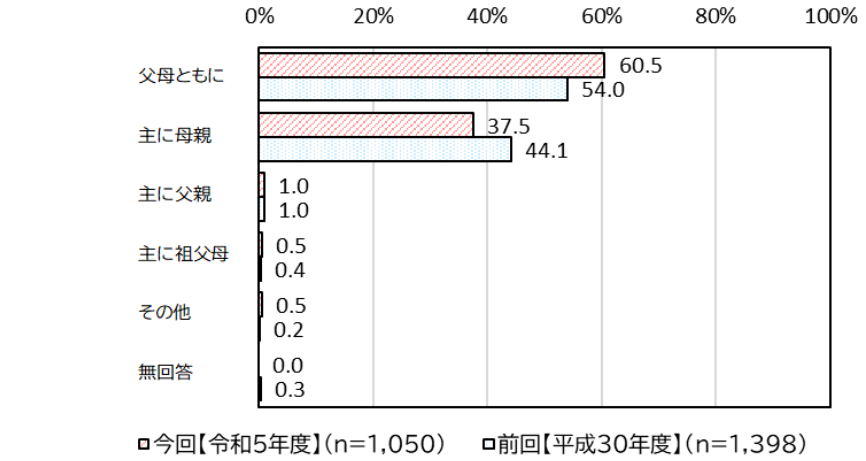

■父親の育児休業の取得状況（就学前児童のみ）

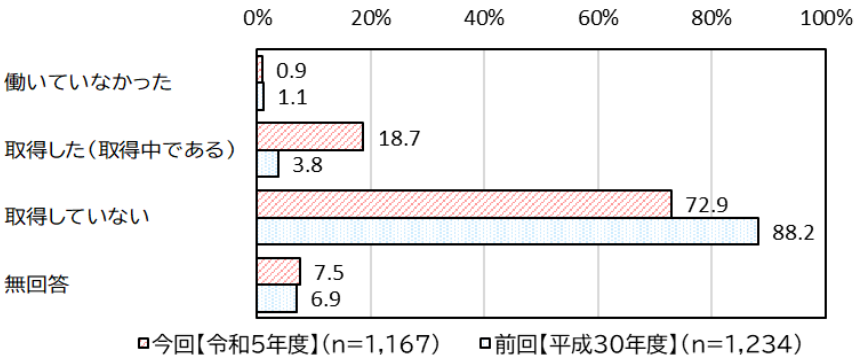

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

3　教育・保育事業の利用

(1)平日利用している教育・保育事業

就学前児童の家庭で、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は、7割を超えています。年齢が上がるにつれて利用している割合が多くなる傾向があり、3歳以上では100%近い利用となっています。

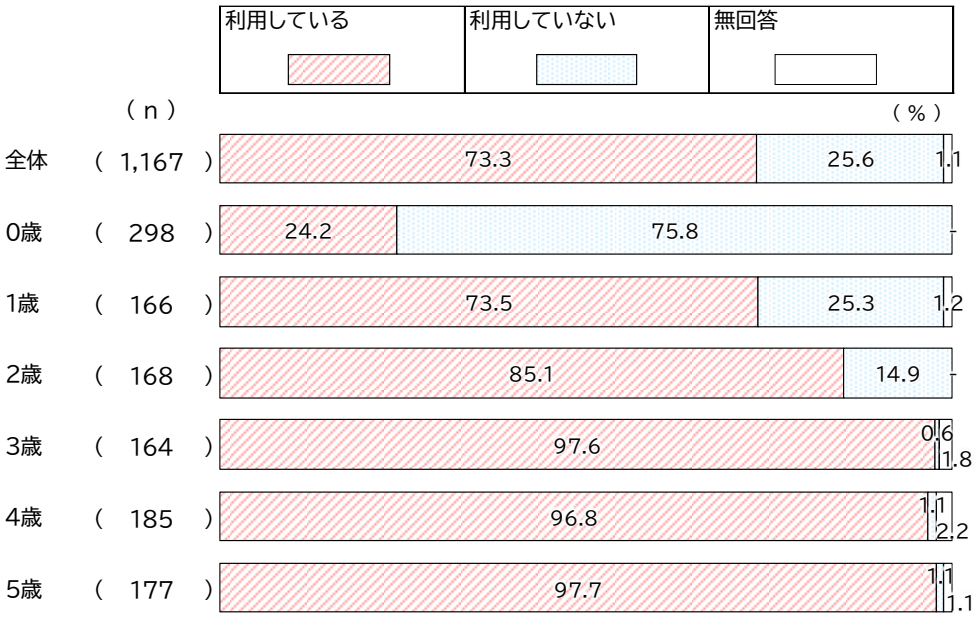

(2)平日利用したい教育・保育事業

0～2 歳では「認可保育園」の希望が高く、3～5 歳では「認可保育園」及び「幼稚園」の希望が高い傾向にあります。

（単位:%）

	有効回答者数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模保育所	家庭福祉員(保育ママ)	事業所内保育施設	認証保育所	企業主導型保育施設	定期利用保育事業	その他の認可外の保育施設（ベビーホテルなど）	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
0　歳	298	8.1	2.7	36.6	9.4	6.4	1.3	1.7	5.4	2.7	3.4	0.7	2.0	3.7	2.7	52.0
1 歳	464	8.2	4.1	53.9	14.0	8.6	1.5	1.9	9.7	3.9	2.8	0.6	1.3	2.8	3.4	35.1
2　歳	632	15.7	9.2	61.7	15.3	8.9	1.3	2.2	10.8	4.0	2.4	0.6	1.4	3.6	2.1	25.8
3　歳	796	39.3	18.2	60.9	14.8	4.0	0.6	1.8	8.7	2.4	1.1	0.8	1.3	3.1	1.0	19.2
4　歳	981	43.7	21.5	58.1	14.3	2.5	0.8	1.4	8.1	2.3	0.9	0.7	1.0	3.1	0.9	18.9
5　歳	1,167	51.6	27.5	64.1	14.5	3.2	0.7	1.4	8.6	2.1	1.4	0.9	1.2	3.6	1.0	7.1

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

4　大田区子ども･子育て支援計画 2020-2024 の評価

「大田区子ども･子育て支援計画 2020-2024」における成果指標について、令和5年度での達成状況は以下のとおりです。

計画の成果指標は目標値達成には至りませんでしたが、個別目標の成果指標については、目標値を大きく上回る値を含め、一部の指標を除き80%以上の達成度となっています。

達成度（目標値に対する進捗状況）	★★★★★　100% ★★★★☆　80～99% ★★★☆☆　60～79% ★★☆☆☆　40～59% ★☆☆☆☆　20～39%

■計画の成果指標

指標	目標値	実績値（令和5年度時点）	達成度
子育て環境や支援に対する満足度	60.0%	51.8%	★★★★

■個別目標の成果指標

基本目標1　安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

指標	目標値	実績値（令和5年度時点）	達成度
1-1　子育て相談件数	80, 000 件	104,557 件	★★★★★
1-2　大田区きずなメールの配信新規登録者数（単年度）	3,400 人（令和4年度）	3,503 人	★★★★★
1-3　子育てひろば利用者数	272, 000 人	470,230 人	★★★★★
1-4　養育支援訪問事業の訪問数	40 世帯	37 世帯	★★★★
1-5　一時預かり保育の延べ利用児童数	11, 610 人	11,729 人	★★★★★
1-6　子育て力向上支援事業の参加者数	180 人	133 人	★★★

基本目標2　仕事と子育ての両立を支援します

指標	目標値	実績値 （令和5年度時点）	達成度
2-1　保育サービス定員数	18, 846 人	18, 109 人	★★★★
2-1　学童保育受け入れ人数	5, 957 人	5, 815 人	★★★★
2-2　男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数	年 7 回以上	6回	★★★★

基本目標3　親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

指標	目標値	実績値 （令和5年度時点）	達成度
3-1　すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率	100%	96.0%	★★★★
3-2　20 歳未満の自殺死亡率（人口 10 万対）	2.0%以下	6.9%	★
3-3　食を大切に思う中学生の割合	増加	増加※ （令和6年度時点）	★★★★★
3-4　かかりつけ医がいる区民の割合	65.0%	67.4% （令和6年度時点）	★★★★★

※アンケート調査対象者が中学1年生から小学6年生に変更となりました。

基本目標4　子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

指標	目標値	実績値 （令和5年度時点）	達成度
4-1「自分にはよいところがある」と答えた児童の割合（小学校第6年生）	84.0%	83.3%	★★★★
4-2　児童館、放課後ひろばの年間延利用人数	2,240,000 人	2,107,345 人	★★★★

基本目標5　子育てにやさしいまちをつくります

指標	目標値	実績値 （令和5年度時点）	達成度
5-1　区民安全・安心メール登録者数	100, 000 人	99,647 人	★★★★

第3章

計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念と基本的な視点

(1)基本理念

こどもに関する様々な取組みを講ずるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。

「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

そして、こども施策は、以下の6つの基本理念をもとに行われるとしています。

① すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること

② すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

③ すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

④ すべてのこどもについて、その年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること

⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること

⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

また、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」においても、同様の趣旨の理念が定められています。

大田区として、「こども基本法」に定める、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・子育て政策を推進するにあたり、まずは権利の主体であるこどもの視点で考えることを出発点とします。その視点に基づき、こどもへの支援、子育ての基本である家庭、保護者への支援、そして、こどもや子育て家庭を支える地域・社会づくりを軸として、次の基本理念のもと施策を展開していきます。

すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて

健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします

［児童の権利に関する条約における4つの原則］

1989 年に国連で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、世界中の子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。子ども（18 歳未満の児童）は権利をもつ主体であるという考え方に基づき、大人と同様に一人の人間としての人権を認めています。

児童の権利に関する条約の基本的な考え方は次の4つの原則で表されており、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に常に合わせて考えることが大切です。

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：（公財）日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

（2）基本的な視点

「こどもまんなか社会」の実現に向けたわが国のこども政策の転換と軌を一にしながら、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決するため、本計画において特に重視する以下の事項を計画の基本的な視点とします。

①こどもの最善の利益の確保

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守り、こどもの意見を尊重した施策を通じて、こどもの健やかな育ちを支援していく。

②誰一人取り残さない支援と切れ目のない支援

すべてのこども・子育て家庭の誰一人も取り残さず、必要とする支援を切れ目なく実施していく。

③孤立させない支援と地域・社会全体での支援

人とのつながりを大切にし、地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくりを進めていく。

［こどもの意見の尊重］

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、その基本理念として、こどもの意見表明の機会及び社会的活動への参画の機会の確保、こどもの意見の尊重及び最善の利益の優先考慮が掲げられ、こどもへの直接の支援だけでなく、それ以外のこどもに関係する施策においても、こどもの意見を聴取し、こどもの最善の利益を優先して考慮することが求められています。また、意見を表明したこどもにその意見がどのように反映されたかをフィードバックすることにより、自己有用感や社会参画への意識の向上につなげていくことも重要となります。

本計画の策定にあたって、こどもの意見聴取を5ページのとおり実施しました。こどもたちから多くの率直な意見を聞くことができ、そして、聴取を行う際のポイントを学ぶことができました。

今後、聴取した意見を施策に反映し、フィードバックしていくとともに、今回学んだ聴取のポイントを関係部門と共有していくことにより、区全体でこどもの意見聴取に取り組んでいきます。

●意見聴取を行う際のポイント
① こどもが普段過ごしている場所で聴取すること
② こどもと日頃からいっしょにいる大人が聴取に参加すること
③ 聴取者は、事前にこどもといっしょに遊ぶなど顔見知りになったうえで聴取すること

（3）施策の体系

本計画では、基本理念及び基本的な視点を踏まえて、「こどもへの支援」、「子育て家庭への支援」、「地域・社会づくり」の3つの施策の区分のもと、6 つの基本目標と 13 の個別目標を設定して今後の方向性を示し、具体的な施策を個別目標の下に位置づけることで区の役割を明確にしました。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として、すべての個別施策を第3章及び第4章で体系化し、その中で、「子ども・子育て支援法」に基づき「市町村事業計画」として今後5年間の量の見込み及び提供体制の確保内容を定める必要のある施策について第5章であらためて掲載しました（個別施策のうち、㋖は第5章であらためて掲載する施策です）。

【基本目標】

1　こどもの権利を守ります
2　こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます
3　安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
4　子育てと仕事の両立を支援します
5　妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります
6　こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

［こどもまんなか応援サポーター宣言］

すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、令和6年 12 月 15 日開催の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区において、鈴木区長が、シンポジウム出演者、協力企業・大学、区内のこどもたちといっしょに、大田区がこどもまんなか応援サポーターになることを宣言しました。

大田区こども未来計画が目指す「こどもまんなか社会」

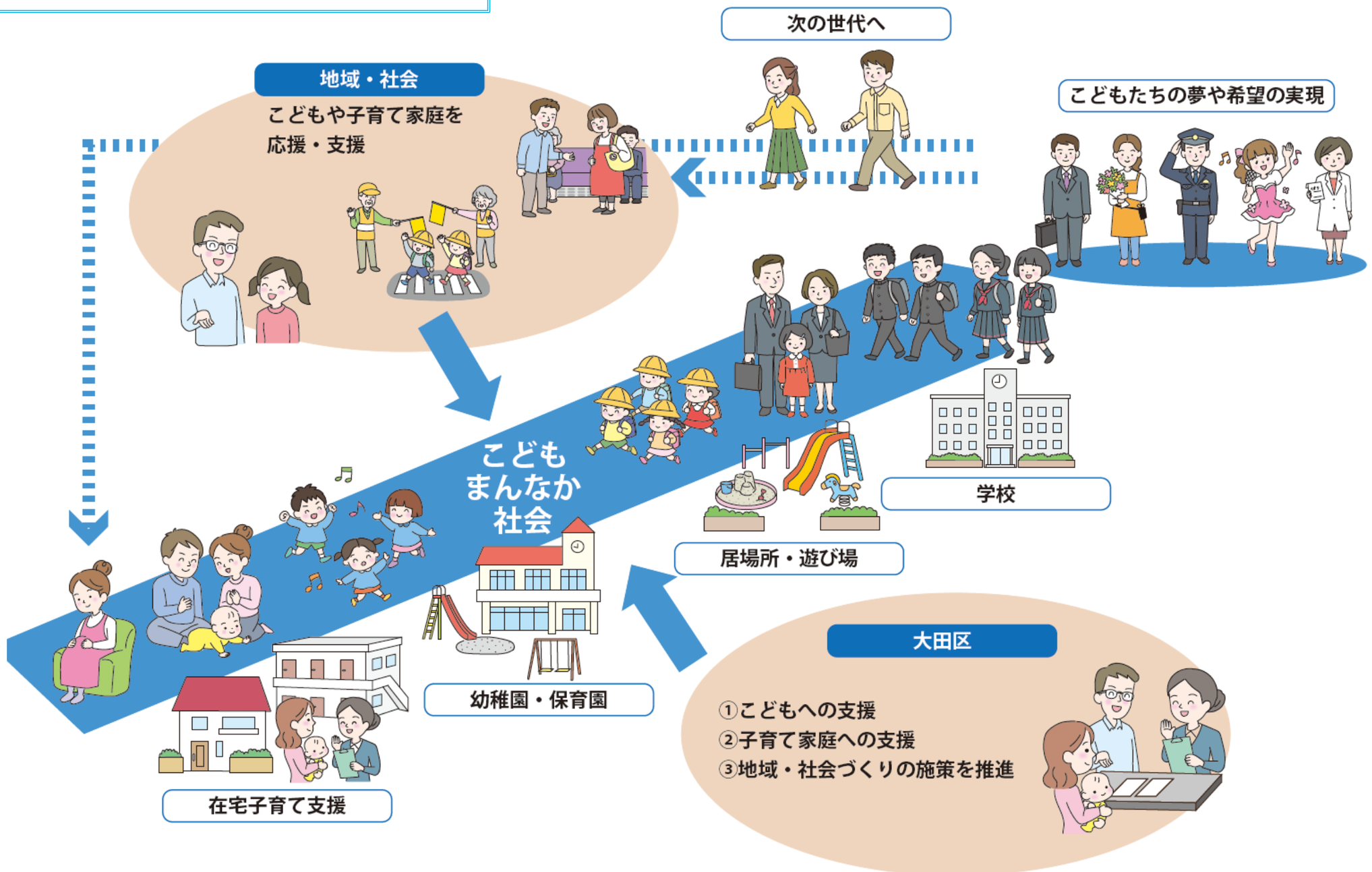

大田区は「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを社会全体で支えるまちにします」の基本理念のもと、地域・社会の人たちといっしょに本計画の取組みを進め、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していきます。そして、こどもたちが成長し、次の世代の新たな担い手となっていく環境を整え、「こどもまんなか社会」を未来につないでいきます。

2　施策の体系

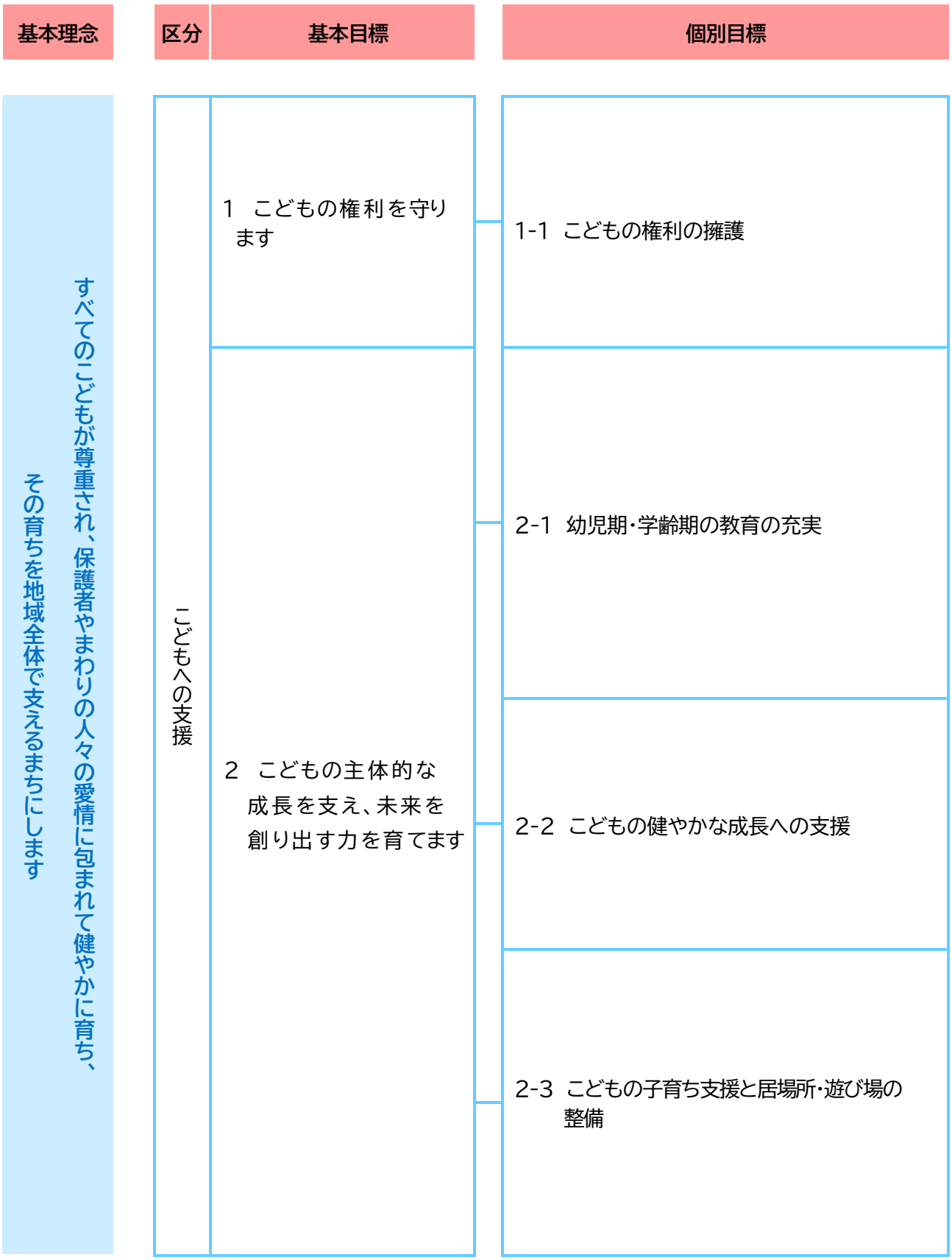
基本理念
すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、
その育ちを地域全体で支えるまちにします
区分
こどもへの支援
基本目標
1　こどもの権利を守ります
2　こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます
個別目標
1-1　こどもの権利の擁護
2-1　幼児期・学齢期の教育の充実
2-2　こどもの健やかな成長への支援
2-3　こどもの子育ち支援と居場所・遊び場の整備

個別施策

①(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 ②母子(女性)緊急一時保護事業 ③ヤングケアラー支援事業 ④要支援家庭を対象としたショートステイ事業 ⑤虐待防止支援訪問 ⑥見守りサポート事業 ⑦㋮養育支援訪問事業(子育て世帯訪問支援事業他含む) ⑧養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」 ⑨児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲) ⑩児童虐待防止ネットワーク	⑪いじめの未然防止、早期発見・早期対応 ⑫学級集団調査 ⑬学びの多様化学校 ⑭つばさ教室での支援 ⑮障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲) ⑯児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲) ⑰養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業
①区独自教科「おおたの未来づくり」 ②職場体験 ③タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成 ④おおたグローバルコミュニケーション(OGC) ⑤人権課題にかかわる学習 ⑥道徳授業地区公開講座 ⑦大田区学習効果測定 ⑧学習カウンセリング ⑨習熟度別少人数指導 ⑩補習教室 ⑪放課後こども教室における自主学習支援 ⑫子どもの学習支援 ⑬夏休み学習教室	⑭こども学習支援教室 ⑮楽しい運動習慣の確立 ⑯保育者向け研修の実施 ⑰幼児期における運動遊び指導の充実 ⑱親子運動遊び講座 ⑲保幼小の交流及び連携事業 ⑳私立幼稚園特別支援教育事業 ㉑特別支援学級等の整備 ㉒特別支援教育実施体制の整備 ㉓学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育) ㉔日本語指導 ㉕こども日本語教室 ㉖学校施設の改築
①子ども家庭支援センター等における相談(再掲) ②スクールカウンセラーによる支援 ③スクールソーシャルワーカーによる支援 ④児童館・中高生ひろばにおける相談 ⑤若者サポートセンター　フラットおおた ⑥自殺総合対策の推進 ⑦精神保健に関する医師・保健師による相談 ⑧東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援 ⑨各種健康教育 ⑩性感染症予防講演会 ⑪食育推進検討会・食育フェア	⑫在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等 ⑬保育園における食育指導 ⑭食育推進チームによる指導 ⑮児童館における食育指導 ⑯かかりつけ医の推進(再掲) ⑰休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療(再掲) ⑱平日準夜小児初期救急診療(再掲) ⑲歯科休日応急診療(再掲) ⑳産科医療機関の設備整備費助成事業(再掲) ㉑地域医療機関との協議会等の開催(再掲)
①青少年健全育成(青少年対策地区委員会) ②大田区子どもガーデンパーティー ③子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験) ④長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業 ⑤こども食堂推進事業 ⑥学校施設開放事業 ⑦㋮学童保育事業(放課後児童健全育成事業)(再掲) ⑧㋮学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲) ⑨学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲) ⑩㋮放課後の児童の居場所づくり(放課後ひろば)	⑪児童館の学童保育・一般利用(自由来館) ⑫中高生ひろば ⑬若者サポートセンター　フラットおおた(再掲) ⑭保育園・児童館・幼稚園の児童と高齢者との交流 ⑮保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進 ⑯リーダー講習会(小学生・中高生) ⑰リーダー講習会(成人) ⑱地域に根ざした公園・緑地の整備 ⑲特色のある身近な公園整備 ⑳とうきょうすくわくプログラム推進事業 ㉑多様な他者との関わりの機会の創出事業

基本理念	区分	基本目標	個別目標
すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします	子育て家庭への支援	３　安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	3-1　子育て家庭への相談体制の充実
			3-2　子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上
			3-3　子育て家庭の地域・社会との交流の促進
			3-4　子育て家庭への多様な生活支援
		４　子育てと仕事の両立を支援します	4-1　保育サービス等の充実
			4-2　子育てと仕事の両立の推進

個別施策

①㊢保育サービスアドバイザーによる相談 ②㊢子育てひろばにおける子育て相談 ③保育所における子育て相談（地域子育て相談機関） ④私立幼稚園における子育て相談 ⑤児童館の子育て相談 ⑥就学相談 ⑦教育相談 ⑧幼児教育相談 ⑨㊢子ども家庭支援センター等における相談	⑩多言語相談窓口の運営 ⑪障がい児等の早期支援（相談・療育等） ⑫児童の発達相談・サービス等利用相談 ⑬家庭相談・女性相談 ⑭ひとり親家庭の相談 ⑮離婚と養育費に関わる総合相談 ⑯子ども生活応援臨時窓口の運営 ⑰㊢親子関係形成支援事業
①子育てハンドブックの発行 ②㊢保育サービスアドバイザーによる相談（再掲） ③マイ保育園登録 ④大田区子育て応援メールの配信 ⑤外国人向け多言語情報紙の発行 ⑥多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供	⑦児童館子育て講座の開催 ⑧児童虐待防止に向けた啓発の推進 ⑨発達障がいの理解啓発の推進 ⑩ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信 ⑪母子保健・子育て支援アプリの導入・運用
①ファミリー・アテンダント事業 ②㊢子育てひろば ③㊢ファミリー・サポート・センター事業 ④家庭教育学習会 ⑤初めてのお子さんを対象とした子育て教室の開催 ⑥保育所の園庭開放 ⑦体験保育（育児応援事業）	⑧ほほえみごはん事業 ⑨地域の育児支援 ⑩親子で遊ぼうイベントの開催 ⑪子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催 ⑫子育てサロン「キッズな」の開催 ⑬子ども交流センターの運営支援
①児童扶養手当 ②特別児童扶養手当 ③児童育成手当・障害手当 ④就学援助 ⑤母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 ⑥母子及び父子福祉資金貸付 ⑦母子生活支援施設の運営 ⑧ひとり親世帯住宅確保支援 ⑨ひとり親世帯転居一時金助成	⑩ひとり親家庭等ホームヘルプサービス ⑪重症心身障がい児（者）短期入所 ⑫障害児通所支援事業 ⑬重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業 ⑭㊢一時預かり保育 ⑮㊢乳幼児ショートステイ事業・ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業
①保育サービス基盤の確保 ②保育所等への助成 ③㊢定期利用保育事業 ④㊢認証保育所の運営補助 ⑤㊢家庭福祉員（保育ママ） ⑥㊢時間外保育 ⑦㊢私立幼稚園預かり保育事業 ⑧ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） ⑨休日保育 ⑩年末保育 ⑪㊢病児・病後児保育 ⑫区立保育園における医療的ケア児の受け入れ	⑬保育所等における障がい児等の受け入れ ⑭区立保育園の改築・改修 ⑮保育士確保対策の実施 ⑯保育士等研修の実施 ⑰区立保育園の拠点機能強化 ⑱第三者評価の実施 ⑲とうきょうすくわくプログラム推進事業（再掲） ⑳㊢学童保育事業（放課後児童健全育成事業） ㉑㊢学童保育（放課後児童健全育成事業）の延長保育、夏休み利用、一時利用 ㉒学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ
①女性のための相談 ②男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催 ③商業団体他産業団体への働きかけ	④キッズなパパの子育て応援講座 ⑤子育て力向上支援事業 ⑥父親支援セミナー

基本理念	区分	基本目標	個別目標
すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします	子育て家庭への支援	5 妊娠･出産･子育てにおける健康の確保及び増進を図ります	5-1 妊娠･出産･子育てにおける健康支援
	地域･社会づくり	6 こども･子育て家庭を支える地域･社会づくりを進めます	6-1 こども･子育て家庭に安全･安心なまちづくり
			6-2 地域･社会全体でこども･子育て家庭を支える環境づくり

個別施策

①母子健康手帳の交付 ②㊢妊婦面接 ③㊢妊婦健康診査 ④妊婦歯科健康診査 ⑤妊娠高血圧症候群等療養援護 ⑥㊢すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導） ⑦㊢産後ケア ⑧産後家事・育児援助事業 ⑨乳幼児健康診査（4か月児～5歳児） ⑩乳幼児歯科相談 ⑪幼児歯科健康検査・う蝕予防 ⑫予防接種 ⑬乳幼児経過観察健康診査 ⑭乳幼児保健指導 ⑮出産準備教室 ⑯育児学級等 ⑰地域（出張型）健康教育	⑱みんなでよい歯のまちづくり ⑲乳幼児発達健康診査 ⑳新生児聴覚検査公費負担 ㉑子育てグループワーク（子育て支援事業） ㉒都の重症心身障がい児支援（訪問事業等）との連携 ㉓療育給付 ㉔養育医療給付 ㉕育成医療費給付 ㉖児童医療費助成事業 ㉗ひとり親家庭等医療費助成事業 ㉘かかりつけ医の推進 ㉙休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療 ㉚平日準夜小児初期救急診療 ㉛歯科休日応急診療 ㉜産科医療機関の設備整備費助成事業 ㉝地域医療機関との協議会等の開催
①防災対応マニュアル・防災の手引き等 ②災害物品の備蓄 ③妊産婦避難所の設置 ④保育園における福祉避難所の整備 ⑤子育て世帯へのバリアフリー情報の提供 ⑥区民安全・安心メールサービスの運用 ⑦こどもSOSの家による見守り活動の推進 ⑧青色回転灯装備車パトロール ⑨公共空間での防犯カメラの設置 ⑩防災教育	⑪防犯教育 ⑫小学生への防犯ブザーの配布 ⑬子育て家庭（世代）への交通安全教育 ⑭「交通安全だより」の発行 ⑮交通安全巡回指導 ⑯交通安全移動教室の開催 ⑰交通安全自転車教室の開催 ⑱少年の非行防止啓発活動 ⑲万引きしにくい環境づくり ⑳有害図書等対策の推進
①地域とつくる支援の輪プロジェクト ②㊢子育て力向上支援事業 ③子育て関係機関による連絡会 ④地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進 ⑤子育てすくすくネット事業	⑥民生委員・児童委員との連携 ⑦児童発達支援地域ネットワーク会議等 ⑧医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営 ⑨大田区心身障害児（者）地域活動支援センター運営支援

第4章

施策の展開

1　計画の成果指標

基本理念及び基本的な視点を踏まえ、本計画の成果指標を「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の3つの施策の区分ごとに、次のとおり定めます。

成果指標

【こどもへの支援】

指標	現状値	目標値
毎日の生活が楽しい	［小　学　生］92.3%	95%
	［中　学　生］90.0%	
	［高校生世代］95.0%	

【子育て家庭への支援】

指標	現状値	目標値
子育てがしやすい （子育て環境や支援に対する満足度）	［就学前児童保護者］51.8%	60%
	［小学校児童保護者］48.6%	

【地域・社会づくり】

指標	現状値	目標値
現在暮らしている地域が好き	［小　学　生］71.6%	+5ポイント
	［中　学　生］57.1%	
	［高校生世代］58.1%	

2　計画期間における重点ポイント

我が国のこども・子育て政策の大転換期と重なる本計画期間（令和7年度から令和 11 年度まで）において、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、新たに重点ポイントを「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の３つの施策の区分ごとに定め、関連施策を強化していきます。また、その成果を確認するため、次のとおり成果指標を設定します。

［こどもへの支援］

①　こどもの意見の尊重

「こども基本法」の基本理念に掲げられるこどもの意見の尊重においては、区がこどもに関する施策を実施するにあたりこどもの意見聴取に取り組んでいくこと。そして、保護者やこどもに関わる人々が普段の生活においてこどもの意見や意思を聞いていくことが重要となります。意見聴取と社会啓発を両輪にこどもの最善の利益が優先して考慮される社会づくりを推進していきます。

成果指標	（こども）周りの大人が自分の意見や意思を聞いてくれていると感じる。

【関連する主な個別目標】
すべての個別目標

②　こどもと家庭の相談支援の充実

こどもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するため、令和8年度中に（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターを開設します。当センターの下で、都立児童相談所機能と「新たな児童相談支援」に関する仕組みを構築し、児童虐待への対応を強化していきます。また、地域の身近な相談機関であるこども家庭センターと一体的な支援を行うことで、虐待の発生予防・重篤化予防・再発予防に注力していきます。

成果指標	（こども）悩みや不安を相談できる場所を知っている。

【関連する主な個別目標】
個別目標1-1　こどもの権利の擁護
個別目標2-2　こどもの健やかな成長への支援
個別目標3-1　子育て家庭への相談体制の充実

③　子育ち支援の推進

こどもの育ちにおいて大切な、こどもが持っている自ら成長する力を伸ばしていくため、こどもが自分らしく過ごせる場であるとともに、人とのつながりや様々な体験、主体的な活動ができる居場所や遊び場を整備します。このほか、悩みや課題を抱えるこどもに気づき、伴走していく支援体制の整備など、権利の主体であるこどもの意見を踏まえ、未来を創り出すこどもを支える子育ち支援を推進していきます。

成果指標	（こども）将来の夢や目標がある。

【関連する主な個別目標】
個別目標2-3　こどもの子育ち支援と居場所・遊び場の整備

［子育て家庭への支援］

④　共働き・共育て家庭への支援の強化

今回の区民意向調査で大きく増加していることが確認された共働き・共育て家庭への支援を強化するため、子育てしながら働くための支援やレスパイト支援などの他、父親の育児支援を強化していきます。

成果指標	（保護者）こどもと向き合う時間が十分取れている。

【関連する主な個別目標】
個別目標3-4　子育て家庭への多様な生活支援
個別目標4-1　保育サービス等の充実
個別目標4-2　子育てと仕事の両立の推進

⑤　ひとり親家庭への支援の強化

子育てや家事と仕事を一手に担わざるを得ないひとり親家庭については、相談できる相手がいない、必要な支援につながることができないなどの孤立化やこどもが様々な経験をする機会が少なくなるなどの課題があります。これらの課題に対応するため、子育てと仕事を両立する支援に加え、家庭の状況に応じた伴走支援などに取り組んでいきます。

成果指標	（保護者）子育てについて頼れる誰かがいる。

【関連する主な個別目標】
個別目標3-4　子育て家庭への多様な生活支援
個別目標4-1　保育サービス等の充実

⑥　子育て家庭の視点に立った情報発信

子育て支援においては、施策の充実とともに、施策の情報を子育て家庭に簡潔にかつ分かりやすく届けていくことが重要となります。それぞれの子育て家庭のニーズに応えるため、こどもの年齢別や目的別の情報提供など、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を行っていきます。また、すべての子育て家庭に必要な支援を提供するため、情報に接することが困難な家庭に対しては、対面する機会の創出や各種データの活用など様々な手法によるアウトリーチを展開していきます。

成果指標	（保護者）必要な子育て情報が届いている。

【関連する主な個別目標】
個別目標3-2　子育ての情報提供の充実と DX による利便性の向上

［地域・社会づくり］

⑦　区にある資源を活かした地域づくり

こども・子育て家庭において、大きな課題となっている地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の問題に対応するため、これまで地域に密着し活動してきた児童館等を活かし、地域のこども・子育て支援団体・個人等によるネットワークの構築に取り組んでいきます。

成果指標	（こども・保護者）地域で行われている活動の内容や活動している場所などの情報を知っている。

【関連する主な個別目標】

個別目標6-2　地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

⑧「こどもまんなかアクション」の推進

地域・社会全体でこども・子育て家庭を応援する機運を醸成するため、こども家庭庁の社会全体の意識改革を後押しする取組みである「こどもまんなかアクション」と連動し、区ホームページやSNS、イベントなどによる普及啓発、公民連携を行う企業・団体やこども・子育て支援団体・個人などと連携した活動などを実施していきます。

成果指標	（こども・保護者）外出中に周りの人に優しくされることが増えたと感じる。

【関連する主な個別目標】

個別目標6-2　地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

⑨　大田区児童館構想の推進

令和7年3月策定の大田区児童館構想において、区の児童館の目指すべき姿として「すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育ち・子育てを支える児童館」を掲げました。これまで児童館が果たしてきた遊びや生活を通じた児童の健全育成の役割に加え、こどもと子育て家庭が抱える課題や福祉的課題への対応等により一層取り組む必要があることから、次の施策を展開していきます。

・こどもが主体的に参画・参加できる仕組みづくり
・様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化
・多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備
・地域活動団体・地域のボランティア等と連携した取り組みの推進
・地域とつながるソーシャルワーク機能の強化　　など

成果指標	児童館の利用満足度

【関連する主な個別目標】

個別目標2-2　こどもの健やかな成長への支援
個別目標2-3　こどもの子育ち支援と居場所・遊び場の整備
個別目標3-1　子育て家庭への相談体制の充実
個別目標3-3　子育て家庭の地域・社会との交流の促進
個別目標6-2　地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

［「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区の開催］

地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える機運を醸成していくことを目的に、令和6年 12 月 15 日にこども家庭庁と共催で「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区を都内で初めて開催しました。

シンポジウムでは、こども家庭庁の髙橋審議官による基調講演、鈴木区長によるこどもまんなか応援サポーター宣言、タレントの横澤夏子さんによる特別講演、関東学院大学の澁谷教授も参加してのパネルディスカッションを行いました。

鈴木区長からは、パネルディスカッションにおいて、子育ては自分たちがやらなければと思い込みすぎず、区や地域の支援・サービスを使ってもらいたい。子育てが一段落したら、今度は周りの子育て家庭を支援してもらいたいとの思いが表明されました。

また、大田区子ども・子育て会議会長でもある澁谷教授からは、こども自身が自ら育っていこうとする「子育ち」の力と親がこどもを育てようとする力がうまく重なったときにはじめてこどもが成長していく。こどもの声に耳を傾けて子育てをしていくことが大切として「子育ち」の重要性についての説明がありました。

令和8年度　区のこども家庭相談支援の流れ

こども家庭センター【各地域庁舎】

（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター

5つめの こども家庭センター （現　子ども家庭支援センター大森）	東京都 児童相談所	5つめの こども家庭センター （現　子ども家庭支援センター大森）

健康群　　育児不安群　　要支援群　　要保護群　　要支援群

発生予防　　重篤化予防　　危機介入　　再発予防

５つのこども家庭センター機能等による切れ目ない包括的支援

区による支援　　都区連携支援　　都による支援　　都区連携支援　　区による支援

令和8年度におけるこどもと家庭の相談支援体制

めざす姿

○3つの予防（発生予防・重篤化予防・再発予防）及び都区連携による新たな地域支援を複合した相談支援体制で、**こどもの権利を保障し、家庭での健やかな育ちを支える。**

医療機関

保育園
幼稚園

児童館
ひろば
（キッズな）等

地域団体、
NPO・企業

社会福祉協議会

学校
学童保育

警察

民生児童委員

児童福祉施設
里親

こども食堂

発生予防

こども家庭センター　場所：各地域庁舎

➡ポピュレーションアプローチを主軸に、母子保健・児童福祉が一体的に相談支援を展開し、**虐待の発生予防・健やかな地域の暮らし（子育てを）支える拠点**

一体的支援

4つの地域こども家庭センター　主要機能

主に妊産婦・乳幼児・親子等への
○相談、状況把握・調査・指導、機関との連絡調整
○サポートプランの作成・支援
○母子保健、子育てサービスの情報提供等

こども家庭センター体制強化事業

利用者支援事業

重篤化予防　再発予防

（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター

➡**こども家庭センターの中核機関**として、**児童虐待の重篤化予防・再発予防拠点**機能及び都区連携による児童虐待対応を強化する。

5つめのこども家庭センター　主要機能

○児童虐待通告・相談の総合対応
○要支援児童等の相談支援
○（仮称）都立大田児童相談所との調整
○こども家庭センターの調整
○支援を要する児童等への施策立案・調整

＋ 東京都児童相談所機能

子ども家庭支援センター大森跡地

（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター分館

➡**心理職を中心に、心理アセスメントや親子関係形成支援事業等を展開する心理相談支援拠点**とする。

リスク低　健康群　育児不安群　要支援群　要保護群　リスク高

【発生予防】　【重篤化予防】　【再発予防】

3　基本目標と達成に向けた施策

基本目標1　こどもの権利を守ります

■個別目標1－1　こどもの権利の擁護

関連する SDGs の目標

●現状と課題

すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、その基本理念の第一にこどもの権利を守ることが掲げられています。児童虐待やいじめなど、こどもの権利が侵害される課題に対してまわりの大人がしっかり守っていく体制を構築していく必要があります。

●今後の方向性

令和8年度中に（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターを開設し、東京都や区の教育部門、福祉部門などとの連携をさらに進め、こどもの権利を守る体制を強化します。

また、こどもの養育の第一義的責任を有する保護者に寄り添い、悩みや不安を共有し、伴走支援するとともに、里親啓発などの社会的養護の取組みを東京都と連携して進めることで、こどもの権利を守っていきます。

●個別施策

①　（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備

子ども家庭総合支援センター開設準備室

日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、こどものあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。

②　母子（女性）緊急一時保護事業

生活福祉課

家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な時、一時的な生活の場を提供します。

③　ヤングケアラー支援事業

子育ち支援課・子ども家庭支援センター

ヤングケアラーと思われるこどもに早期に気付いて適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を一層促進するとともに、令和5年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果も踏まえ、ヤングケアラーの支援について検討を進め、強化を図ります。

ヤングケアラー支援において核になる人材「ヤングケアラー・コーディネーター」を設置し、ネットワーク体制の構築を図り、ヤングケアラー支援の充実につなげます。

④　要支援家庭を対象としたショートステイ事業

子ども家庭支援センター

児童を養育することが一時的に困難となった要支援家庭を対象としたショートステイサービスを実施します。

⑤　虐待防止支援訪問

子ども家庭支援センター

養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、こどもの健全な成長が懸念される家庭を訪問し支援します。

⑥　見守りサポート事業

子ども家庭支援センター

虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。

⑦　養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援事業他含む）㋮

子ども家庭支援センター

養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、助言指導等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。

⑧　養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

子ども家庭支援センター

すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。

⑨　児童虐待防止に向けた啓発の推進（再掲）

子ども家庭支援センター

大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関等への配布により啓発活動を推進します。

⑩　児童虐待防止ネットワーク

子ども家庭支援センター

要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース会議）を開催し児童虐待防止ネットワークの推進を図ります。

⑪　いじめの未然防止、早期発見・早期対応

指導課

「大田区いじめ防止対策推進条例」に基づく対策を総合的かつ効果的に推進します。

⑫　学級集団調査

指導課

児童・生徒用タブレット端末を活用した学級への満足度に関するアンケートを実施します。

教員が学級の実態を把握し、これまでの指導に調査結果を加味することで、問題解決に向けた学級づくりや授業の工夫につなげます。

⑬　学びの多様化学校

指導課

不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校において、新たな学びと成長の場を提供します。

⑭　つばさ教室での支援

教育センター

不登校状態の児童・生徒に対して安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援する環境を整えます。

⑮　障がい児等の早期支援（相談・療育等）（再掲）

障がい者総合サポートセンター（わかばの家）

こども発達センターわかばの家において、心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。

⑯　児童の発達相談・サービス等利用相談（再掲）

障がい者総合サポートセンター（わかばの家）

18 歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。

⑰　養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業

子育ち支援課

養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等に対して補助金を支給します。公正証書等の作成を促進し、養育費の確実な受給を図り、こどもの健やかな成長を支えます。

基本目標2　こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます

■個別目標2－1　幼児期・学齢期の教育の充実

関連する SDGs の目標

●現状と課題

令和6年4月に区教育委員会が策定した「おおた教育ビジョン」（第4期大田区教育振興基本計画）では、理念として、「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」を掲げています。「教育基本法」が掲げる「人格の完成」をめざすとともに、将来の予測が困難な時代においても、一人ひとりが他者とのつながりの中で、笑顔があふれ、幸せや豊かさといったあたたかさを実感できる社会の形成者として成長していくことが大切です。

●今後の方向性

生きていく上で基礎となる「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性をはぐくむとともに、こどもたちが社会の様々な課題を自分事として捉え、主体的に考え、他者と協働し、課題を解決していく意欲や資質・能力を育成します。

●個別施策

①　区独自教科「おおたの未来づくり」　指導課

小学校第5・6学年を対象に大田区独自の教科「おおたの未来づくり」を実施します。

新たな価値を創造する「ものづくり」や、地域社会の課題を解決する「地域の創生」にチャレンジすることを通して、国際社会・ 地域社会の一員として、社会に主体的に働きかけ、貢献できる人材として必要な「創造的な資質・ 能力」を育成します。

②　職場体験　指導課

中学校第2学年生徒を対象に3日間以上の職場体験を実施し、職業や進路の選択などに必要な勤労観や職業観をはぐくみます。

③　タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成　指導課

学校の授業や家庭学習で日常的にタブレット端末を活用することにより、学習の基盤となる資質・ 能力としての情報活用能力を育成します。

また、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、課題の発見・ 解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力など、未来社会で様々な社会課題を解決するために必要不可欠な資質・ 能力を育成します。

④　おおたグローバルコミュニケーション（OGC）

指導課

英語によるコミュニケーション能力を高めるとともに異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚をはぐくむ教育を推進します。

⑤　人権課題にかかわる学習

指導課

児童・生徒が人権課題を学ぶことで、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重する態度をはぐくみます。

⑥　道徳授業地区公開講座

指導課

保護者や地域住民など誰もが参加できる公開講座を開催します。

学校・家庭・地域が道徳教育への共通理解を深め、連携することで、児童・生徒が他者を尊重し生命を尊ぶ心を育てます。

⑦　大田区学習効果測定

指導課

児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学習内容等の定着状況を把握・検証するための学力調査を実施します。

⑧　学習カウンセリング

指導課

大田区学習効果測定の結果を基に、児童・生徒と面談し、一人ひとりの学習のつまずきや学習方法について指導し、さらなる学力の定着を図ります。

⑨　習熟度別少人数指導

指導課

英語、算数、数学では、児童・生徒の習熟度による少人数指導を行い、児童・生徒一人ひとりに応じた学力を確実に定着させます。

⑩　補習教室

指導課

学習補助員を配置し、補習教室を通して、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を確実に定着させます。

⑪　放課後こども教室における自主学習支援

教育総務課

放課後こども教室に通う児童を対象に、自主学習の支援を実施し、学習習慣と基礎学力の定着を図ります。

⑫　子どもの学習支援

蒲田生活福祉課

生活困窮状態にある家庭のこどもに対して、週1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着と高校進学を支援します。

⑬　夏休み学習教室

地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】

外国につながりのあるこども向けに夏休みの宿題や自由研究のサポートを行います。

⑭　こども学習支援教室

地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】

外国につながりのあるこどもに対し、宿題や日本語学習のサポートを行います。

⑮　楽しい運動習慣の確立

指導課

体育の授業において、タブレット端末の活用など授業改善を推進することで、児童・生徒の運動への苦手意識をなくし、運動習慣の定着や運動・スポーツを楽しむ態度の育成を図ります。

⑯　保育者向け研修の実施

幼児教育センター

就学前機関に通う幼児に質の高い学びと保育を保障するため、保育者の人材育成を目的とした研修を実施します。

⑰　幼児期における運動遊び指導の充実

幼児教育センター

就学前から、こどもたちが運動遊びを通じて楽しく体を動かす習慣を身に付けられるよう、幼児期運動指導(運動遊び指導)リーダー保育者養成研修会を実施し、効果的な指導方法の普及と実践を進めます。

⑱　親子運動遊び講座

幼児教育センター

親子で参加する運動遊び講座を通じて、体を動かす楽しさと適切な生活習慣、運動習慣の重要性を伝え、家庭で体を動かす実践につなげます。

⑲　保幼小の交流及び連携事業

幼児教育センター

就学前機関と小学校が地域の中で交流し相互理解を深めることで、保幼小の連携を推進します。

⑳　私立幼稚園特別支援教育事業

教育総務課

特別な支援を要する園児の教育条件の維持、向上のために必要な経費の一部を補助金として交付します。

㉑　特別支援学級等の整備

学務課

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行う特別支援学級や特別支援教室(サポートルーム)等を整備し、個々の障がいの特性や発達の状態に応じたきめ細かな支援を行います。

㉒ 特別支援教育実施体制の整備

指導課

特別支援教育における教育内容・方法を充実し、小中学校における総合的支援体制を整備します。

㉓ 学齢期の発達障がい児支援（専門相談・療育）

障がい者総合サポートセンター

学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・療育事業等を障がい者総合サポートセンターで実施します。

㉔ 日本語指導

指導課・学務課

区立小中学校に在籍する日本語の理解が不十分な外国人及び帰国児童・生徒を対象に、主に日本語による生活・習慣適応力の向上を図る日本語特別指導（初期指導）を実施します。

また、日本語特別指導（初期指導）を終了した児童・生徒の日本語による学習適応力の向上を図るため、日本語学級（蒲田小学校・蒲田中学校）を設置し、指導します。

㉕ こども日本語教室

地域力推進課【（一財）国際都市おおた協会】

不就学・未就学のこどもを対象に日本語教室を開催し、小中学校へのスムーズな就学をサポートします。

㉖ 学校施設の改築

教育総務課

良好な教育環境づくりを進めるとともに、今後、大量に見込まれる学校施設の改築等の需要に対応するため、改築にかかる工期短縮の手法の検討や部分（棟別）改築等により、改築等をペースアップし、毎年 2～3 校ずつ新規整備に着手します。

■個別目標２－２　こどもの健やかな成長への支援

関連する SDGs の目標

●現状と課題

本計画を策定するにあたり実施した小中高生アンケート調査において、抱えている悩みについて聞いたところ、「自分のこと（容姿、性格、健康など）」「成績のこと」「将来や進路のこと」の回答が多く、また、「家族のこと」「生活や勉強に必要なお金のこと」「いじめに関すること」といった回答も見られ、こどもたちが様々な悩みを抱えていることが分かりました。

環境の変化が早い今日において、一人の大人として精神的・身体的に成長していくこどもの一人ひとりに寄り添った支援が必要となります。

■悩みや心配事（複数回答）

（単位：%）

	有効回答者数	自分のこと（容姿、性格、健康など）	成績のこと	将来や進路のこと	友だちのこと	SNSに関すること	学校のこと	部活動や習い事のこと	家族のこと	生活や勉強に必要なお金のこと	いじめに関すること	しかられること	その他	特にない	無回答
小学生	366	22.7	23.5	26.8	15.0	2.2	13.7	6.8	5.7	9.0	3.3	4.4	1.4	44.3	1.4
中学生	350	42.0	50.6	50.0	22.0	5.1	17.7	16.9	8.3	16.9	2.0	8.0	0.9	23.4	0.3
高校生世代	217	41.0	45.6	65.9	19.8	3.2	16.1	12.0	5.1	18.9	0.5	3.7	0.9	19.4	0.0

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

●今後の方向性

悩みや不安を抱えるこどもが相談しやすい環境を整備するとともに、普段の生活でいっしょに過ごす大人がこどもの変化に気づき、相談・支援につなげる環境を整備します。

また、食育や薬物、性などに関する教育を進めるとともに、小児医療を充実し、こどもの健やかな成長を支援します。

●個別施策

①　子ども家庭支援センター等における相談（再掲）

子ども家庭支援センター・こども家庭センター

妊産婦やこどもとその家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が相談に応じます。

②　スクールカウンセラーによる支援

教育センター

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小中学校・館山さざなみ学校に配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。

児童・生徒の学校不適応の早期発見・早期解決や児童・生徒の心の安定のため、学校内の教育相談体制を整えます。

③　スクールソーシャルワーカーによる支援

教育センター

経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対して、社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関等と連携して問題の解決を支援します。

④　児童館・中高生ひろばにおける相談

子育ち支援課

遊びなどの日常の関わりを通して、教員免許や保育士資格などを有する施設職員が小学生から中高生世代のこどもたちが抱える不安や悩みなどを受け止め、必要に応じて、個別の相談に応じます。

⑤ 若者サポートセンター　フラットおおた

子ども家庭支援センター

様々な困難を抱える概ね 15 歳から 39 歳までのこども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入した総合的な相談窓口と、自由に過ごせる居場所スペースを併設し、様々な交流体験プログラムを実施します。

⑥ 自殺総合対策の推進

健康づくり課

区内の高校や大学への出張健康教育や区立小中学生向けタブレット等を通じて、SOSの出し方や相談窓口を周知するとともに、教育委員会と連携し教職員向けゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策の推進を図ります。

⑦ 精神保健に関する医師・保健師による相談

地域健康課

専門医や保健師による相談（来所、家庭訪問、電話等）を実施します。

⑧ 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援

生活衛生課

協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。

⑨ 各種健康教育

学務課・指導課

心身の健康、けがの防止と病気の予防、がん、歯・口の健康、性に関すること、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などについての健康教育を推進します。

⑩ 性感染症予防講演会

感染症対策課

性感染症予防のための講演会を実施します。

⑪ 食育推進検討会・食育フェア

健康づくり課・地域健康課・生活衛生課・子育ち支援課・保育サービス課・学務課・指導課

関係機関と情報交換し連携を強化するため、食育推進検討会を実施します。また、食育に関する活動について広く区民に周知するため、駅ビルなど民間と連携してパネル展を開催します。

⑫ 在宅栄養士（会）との連携による食育パネルシアター等

地域健康課

児童館等を利用している児童を対象としたパネルシアター等の活動の充実を図ります。

⑬ 保育園における食育指導

保育サービス課

園児に対して野菜栽培や米づくりなどの体験を通じ食への関心と食を大切にするこころを育みます。また、保護者に対して離乳食講習会や給食と食材の展示、地域の子育て世代に対して食育指導などを行います。

⑭ 食育推進チームによる指導

指導課

全校に食育推進チームを組織し、学校における食育推進の中核となる食育リーダーを配置します。

また、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。

⑮ 児童館における食育指導

子育ち支援課

乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。

⑯ かかりつけ医の推進（再掲）

健康医療政策課・健康づくり課・地域健康課

出産準備教室、すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）、健診等の機会ごとに、かかりつけ医をもつことを勧めます。

⑰ 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療（再掲）

健康医療政策課

祝休日及び土曜準夜等の急病患者の診療を実施します。

⑱ 平日準夜小児初期救急診療（再掲）

健康医療政策課

平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。

⑲ 歯科休日応急診療（再掲）

健康医療政策課

休日における歯科応急診療医療を実施します。

⑳ 産科医療機関の設備整備費助成事業（再掲）

健康医療政策課

分娩可能な医療機関の確保を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心してこどもを産める環境を整備します。

㉑ 地域医療機関との協議会等の開催（再掲）

健康医療政策課

医師会や歯科医師会、薬剤師会などと入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。

■個別目標２－３　こどもの子育ち支援と居場所・遊び場の整備

関連する SDGs の目標

●現状と課題

令和5年 12 月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、その理念として、「すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができること。」そして、「自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現すること」を掲げています。

地域のつながりの希薄化や少子化の進展など大きく変化している社会状況において、居場所や体験活動などを通じて、こどもが主体的・創造的に成長する「子育ち」を支援していく必要があります。

●今後の方向性

家庭、学校に加え、安全・安心かつ一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所の整備を進めます。

また、こどもが自由に遊ぶことができる環境の整備を進めるとともに、青少年健全育成活動など、こどもが主体的・創造的に活動できる機会を設けます。

●個別施策

①　青少年健全育成（青少年対策地区委員会）　地域力推進課

地域における青少年健全育成活動を積極的に推進するため、青少年対策地区委員会への委託契約により地区活動事業を実施します。

②　大田区子どもガーデンパーティー　地域力推進課

こどもたちの日常生活に潤いを与え、地域の人たちと、楽しく一緒に活動する体験を提供します。こどもたちの社会参加の芽を培うとともに、大人同士の交流を深め、コミュニティづくりのきっかけとします。

③　子ども向け人材育成事業（工場見学とものづくり体験）　産業振興課

工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり産業の魅力とその価値を知ってもらいます。また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロボットづくりなど、企業や工専・専門学校等と連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくりの楽しさを通じて、未来のものづくり人材を育成します。

④　長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業

子育ち支援課

課題を抱えやすい長期休暇中において、こどもの健やかな成長を支えるため、支援を必要とするこども等を対象として、学び・経験の機会の提供やこどもの居場所づくりを行う地域活動団体等に対して、経費の一部を補助します。

⑤　こども食堂推進事業

子育ち支援課

食の支援やこどもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。

⑥　学校施設開放事業

教育総務課

こどもの安全な遊び場やスポーツやレクリエーションなどの身近な活動の場として、学校教育に支障のない範囲で、区立小中学校の施設を開放します。

⑦　学童保育事業（放課後児童健全育成事業）（再掲）

㋮ 子育ち支援課・教育総務課

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童（小学校1年生から6年生）に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

⑧　学童保育（放課後児童健全育成事業）の延長保育、夏休み利用、一時利用（再掲）

㋮ 子育ち支援課・教育総務課

ア　延長保育

就労などのために 17 時以降保護者がいない家庭の児童を対象に 18 時まで（放課後ひろば及び一部児童館については 19 時まで）預かります。

イ　夏休み利用

夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

ウ　一時利用

家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

⑨　学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ（再掲）

子育ち支援課・教育総務課

小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。

⑩　放課後の児童の居場所づくり（放課後ひろば）

㋮ 教育総務課

小学校を活用した放課後の児童の安全・安心な居場所づくりとして、学童保育と放課後こども教室を一体的に行う放課後ひろばを実施します。

⑪　児童館の学童保育・一般利用（自由来館）

子育ち支援課

小学生、中学生が自由に利用できる施設です。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。

⑫　中高生ひろば

子育ち支援課

中高生世代の健全育成を目的に、交流・活動・相談支援を行う中高生専用施設として、「中高生ひろば羽田（羽田地域力推進センター内）」及び「中高生ひろば蒲田（カムカム新蒲田内）」を開設しているほか、現在、（仮称）大森西二丁目複合施設内において、タイムシェア方式による中高生ひろばの新設を検討し、充実を図ります。

⑬　若者サポートセンター　フラットおおた（再掲）

子ども家庭支援センター

様々な困難を抱える概ね 15 歳から 39 歳までのこども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入した総合的な相談窓口と、自由に過ごせる居場所スペースを併設し、様々な交流体験プログラムを実施します。

⑭　保育園・児童館・幼稚園の児童と高齢者との交流

保育サービス課・子育ち支援課

保育園、児童館の児童が高齢者と交流します。

⑮　保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進

保育サービス課・子育ち支援課

中高生のボランティアを受け入れ、園児や児童との生活や遊びを通してふれあいの機会を持ちます。

⑯　リーダー講習会（小学生・中高生）

地域力推進課

ア　リーダー講習会（小学生対象）

社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施します。

イ　リーダー講習会（中学・高校生対象）

野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身につけます。（通称「ティーンズぱわーあっぷセミナー」）

⑰　リーダー講習会（成人）

地域力推進課

地域の青少年活動に関わる指導者・世話人の育成と資質の向上を図るため、青少年に関するテーマを毎年設定し、講習会を実施します。

⑱　地域に根ざした公園・緑地の整備

公園課

こどもや親子等に遊びの場を提供します。

⑲　特色のある身近な公園整備

公園課

子育て支援空間の導入や機能充実、こども同士や親子での交流空間の創出やこどもから人気のあるボール遊びができる空間などを創出します。

⑳　とうきょうすくわくプログラム推進事業

保育サービス課

保育園の環境や強みを活かしながら、様々なテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、幼児教育・保育の充実を図ることで、こどもの豊かな心の育ちをサポートします。

㉑　多様な他者との関わりの機会の創出事業

保育サービス課・教育総務課

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて非認知能力の向上を図り、こどもの健やかな成長を支えます。

基本目標3　安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

■個別目標3－1　子育て家庭への相談体制の充実

関連する SDGs の目標

●現状と課題

本計画を策定するにあたり実施した保護者ニーズ調査において、子育てについて気軽に相談できる人や場所があるか聞いたところ、「いない/ない」の回答が就学前児童保護者で 7.5%、小学校児童保護者で 15.0%ありました。また、子育てに関して孤独や孤立感を感じるか聞いたところ、「強く感じる」「やや感じる」の回答が就学前保護者で 23.9%、小学校児童保護者で 21.3%ありました。

地域のつながりの希薄化や核家族化などが顕著な社会状況において、子育て家庭が相談しやすい体制を整備する必要があります。

■相談できる人・場所の有無

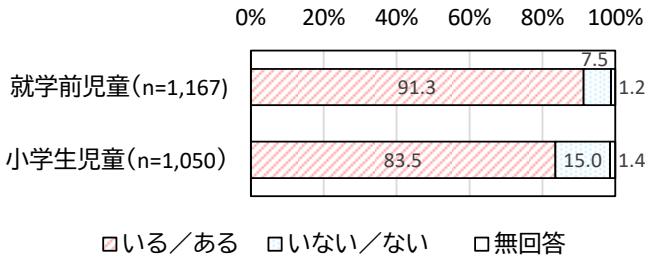

■子育ての孤立感

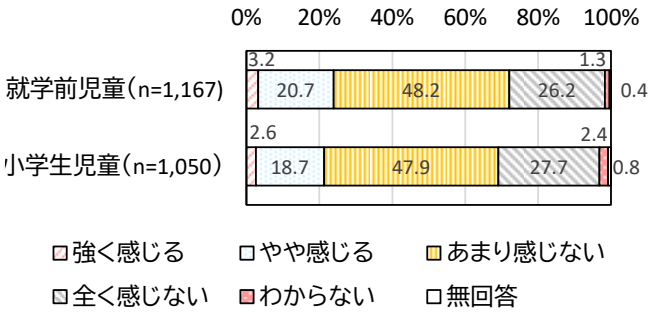

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

●今後の方向性

子育て家庭が行きやすい場所に相談窓口を設置するとともに、普段参加している事業やイベントに合わせて相談できるようにするなど、物理的・心理的に身近な相談窓口を整備します。

また、身近な相談窓口と専門的な相談窓口の連携をさらに強化し、「相談が解決につながる」という認識を地域・社会全体に広げ、相談窓口の積極的な活用につなげます。

●個別施策

①　保育サービスアドバイザーによる相談

㋖ 保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。区役所窓口だけでなく、オンラインでの利用も可能です。

②　子育てひろばにおける子育て相談

㋖ 子育ち支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター・教育総務課

児童館、子ども家庭支援センター、一部の保育園及び一部の幼稚園等に設けられた「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」で、子育てに関する不安や負担感を軽減するため、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行います。

③　保育所における子育て相談（地域子育て相談機関）

保育サービス課

認可保育所で、来所又は電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。

④　私立幼稚園における子育て相談

教育総務課

私立幼稚園において子育て相談、教育相談などを行い、地域の子育てを支援します。

⑤　児童館の子育て相談

子育ち支援課

教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が、地域の身近な相談窓口として子育てに関する相談に応じています。

⑥　就学相談

教育センター

心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学等の相談を実施します。

⑦　教育相談

教育センター

児童・生徒にかかわる様々な問題や悩みについて教職経験者や心理職の教育相談員が相談に応じ、自立への支援や望ましいかかわり方等について助言等を行います。

⑧　幼児教育相談

幼児教育センター

幼児の保護者を対象に、幼児教育に関する相談事業・情報提供を電話や来室面談により対応します。

⑨　子ども家庭支援センター等における相談

㋖ 子ども家庭支援センター・こども家庭センター

妊産婦やこどもとその家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員が相談に応じます。「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」でこどもと過ごしながら相談することも可能です。また、こども家庭センターでは子育てに関する支援やサービスの情報を案内します。

⑩　多言語相談窓口の運営

地域力推進課【（一財）国際都市おおた協会】

おおた国際交流センター（Minto Ota）内に相談窓口を設置し、多言語（英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語等）での生活相談や情報提供、弁護士による法律相談を行います。

⑪　障がい児等の早期支援（相談・療育等）

障がい者総合サポートセンター（わかばの家）

こども発達センターわかばの家において、心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。

⑫　児童の発達相談・サービス等利用相談

障がい者総合サポートセンター（わかばの家）

18 歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。

⑬　家庭相談・女性相談

生活福祉課

ア　夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談
イ　母子家庭等及び寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談
ウ　緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談

⑭　ひとり親家庭の相談

生活福祉課

ひとり親に関する施策の案内や、生活についての相談を実施します。

⑮　離婚と養育費に関わる総合相談

子育ち支援課

ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、離婚前後の生活や養育費に関する総合相談を実施します。弁護士による法律相談と合わせ、生活全般の相談ができる「子ども生活応援臨時窓口」と同時開催とします。

⑯　子ども生活応援臨時窓口の運営

蒲田生活福祉課

「生活困難層」の家庭の孤立防止と課題の深刻化を防ぎ早期の支援に繋げるため、子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、大田区生活再建・就労サポートセンター（JOBOTA）による出張型の臨時相談窓口を開設します。

⑰　親子関係形成支援事業

㋖　子ども家庭総合支援センター開設準備室

親子の関係性やこどもとの関わり方などに不安を抱えている家庭に、講義やグループワークなどを内容としたペアレント・トレーニングなどを実施します。

■個別目標3－2　子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上

関連する SDGs の目標

●現状と課題

保護者ニーズ調査において、大田区における子育て環境や支援に対して満足している点について聞いたところ、子育てに関する情報の入手について、満足との回答が就学前児童保護者で 8.4%、小学校児童保護者で 5.4%、不満との回答が同様に 14.0%、11.7%となりました。また、子育てに関する行政手続きとしてあるとよいと思うものについて聞いたところ、「オンラインだけで完結する申請書類」「予防接種等の区から提供されるチケットの電子化」「ワンストップ窓口などの手続きの簡素化」の回答が多くなっています。

情報発信の見直しや DX 化の推進などをさらに進め、利用者が利用しやすいものに更新していく必要があります。

■大田区における子育て環境や支援に対して満足している点（複数回答）

（単位：%）

	有効回答者数	住環境	自然環境	交通機関の利便性	保育サービス	保育園、幼稚園等の利用しやすさ	職場と住居の近さ	公園や児童館等のこどもの遊び場	近所づきあい・地域活動	地域の子育てネットワーク	子育てに関する情報の入手	事故や犯罪等の安全面	その他	特にない	無回答
就学前児童	1,167	49.4	41.7	36.9	35.0	25.6	23.9	19.6	9.3	8.4	8.4	3.9	2.7	9.8	0.4
小学生児童	1,050	42.2	29.2	50.4	16.1	28.6	23.4	38.4	12.1	4.0	5.4	14.3	3.1	9.2	1.3

■大田区における子育て環境や支援に対して不満な点（複数回答）

（単位：%）

	有効回答者数	住環境	自然環境	交通機関の利便性	保育サービス／小学校や中学校の学校設備や充実度	保育園、幼稚園等の利用しやすさ	職場と住居の近さ	公園や児童館等のこどもの遊び場	近所づきあい・地域活動	地域の子育てネットワーク	子育てに関する情報の入手	事故や犯罪等の安全面	その他	特にない	無回答
就学前児童	1,167	14.4	17.1	11.7	14.5	17.1	5.7	22.4	7.0	9.3	14.0	32.0	10.1	21.2	2.1
小学生児童	1,050	8.4	11.1	8.6	10.4	25.0	3.6	26.7	5.1	8.7	11.7	29.9	9.1	25.9	1.9

■子育てに関する行政手続きとしてあるとよいと思うもの（複数回答）

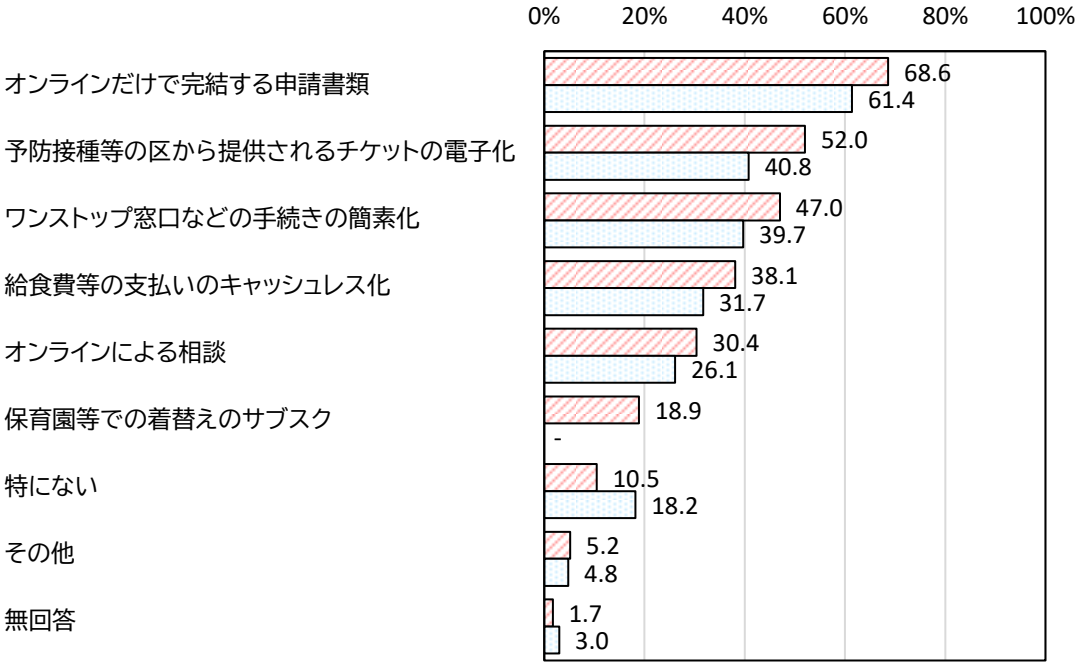

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

●今後の方向性

子育て家庭それぞれのニーズに応える情報提供を充実し、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を進めます。

また、申請等の DX 化をさらに進め、「書かない・待たない・回らない・行かない窓口」の実現に取り組みます。

●個別施策

①　子育てハンドブックの発行

こども未来課

子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区のこどもや子育てに関する事業を掲載した手引書（デジタルブック）を作成します。

②　保育サービスアドバイザーによる相談（再掲）

㋟ 保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

③　マイ保育園登録

保育サービス課

保育園をより身近に感じてもらい、園のイベントや子育て相談などに気軽に参加・来訪できるしくみとして、乳幼児（3歳児まで）を在宅で育児する保護者を対象に、登録した「マイ保育園」から子育て情報の定期的な発信を行います。

④　大田区子育て応援メールの配信

健康づくり課

妊婦や 18 歳までの子の保護者が安心して出産・子育てできるよう、こどもの健康や子育てのアドバイス、区のイベント情報などをタイムリーに配信します。

⑤　外国人向け多言語情報紙の発行

地域力推進課

日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、身近な生活情報などを、より多くの言語や「やさしい日本語」で提供します。

⑥　多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供

地域力推進課

日本語での相談が難しい外国人への各種支援や照会等に対応するため、多言語通訳タブレットや電話通訳等のサービスを提供します。

⑦　児童館子育て講座の開催

子育ち支援課

子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。

⑧　児童虐待防止に向けた啓発の推進

子ども家庭支援センター

大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関等への配布により啓発活動を推進します。

⑨　発達障がいの理解啓発の推進

障がい者総合サポートセンター（わかばの家）

発達障がいの理解啓発のため、啓発パンフレットやサポートブックかけはしの作成・配布を行います。

⑩　ICT を活用したこども・子育て家庭への情報発信

こども未来課

区が提供するこども・子育て家庭への情報に関する専用ポータルサイトを構築し、子育て家庭などが必要とする情報にアクセスしやすい環境を整備します。

⑪　母子保健・子育て支援アプリの導入・運用

健康医療政策課

妊娠、子育てに関するお知らせ配信や予防接種のスケジュール管理、各種子育て教室の予約機能などを搭載したアプリを導入し、妊婦や子育て家庭の利便性の向上につなげます。

■個別目標３－３　子育て家庭の地域・社会との交流の促進

関連する SDGs の目標

●現状と課題

保護者ニーズ調査において、こどもをみてもらえる親族・知人がいるか聞いたところ、「いずれもいない」の回答が就学前保護者で 27.0%、小学校児童保護者で 23.7%ありました。また、居場所としてどのような場所があるとよいか聞いたところ、「自分のこどもと他のこどもがいっしょに遊び、見守れる場所」「こどもを一時的に見てもらいながら、自分は静かに過ごすことができる場所」「こどもといっしょに遊べる場所」の回答が多い結果となりました。また、「近隣の保護者と話すことができる場所」「こどもを一時的に見てもらいながら、専門家に悩みを相談できる場所」「同じ悩みを持つ保護者が集まることができる場所」などの回答も見られ、様々なニーズがあることが分かりました。

地域のつながりの希薄化や核家族化などが顕著な社会状況において、子育て家庭それぞれの状況に即した交流の機会を設けていく必要があります。

■こどもをみてもらえる親族・知人の有無

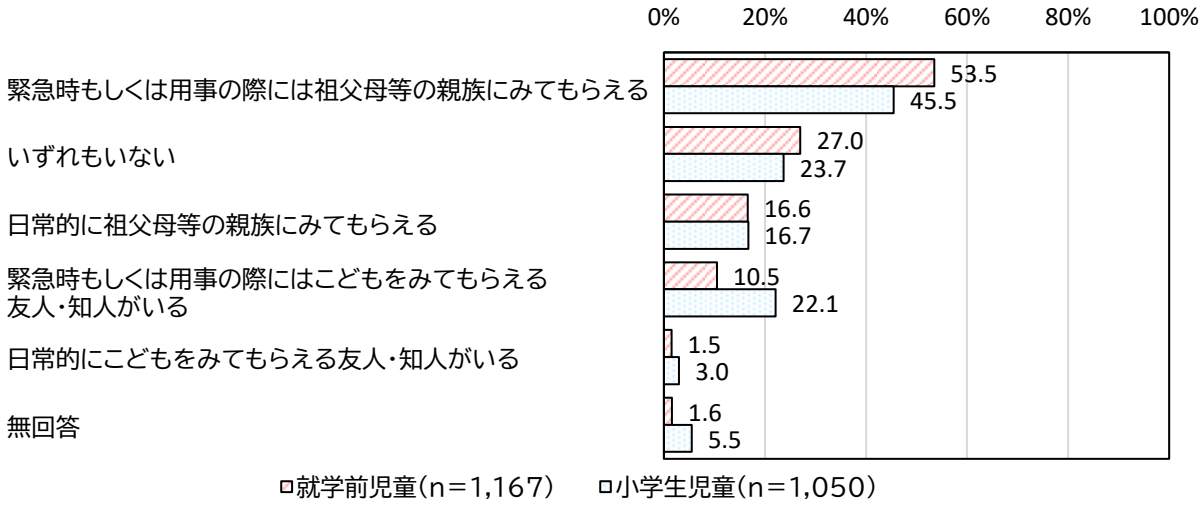

■居場所としてあるとよい場所（複数回答）

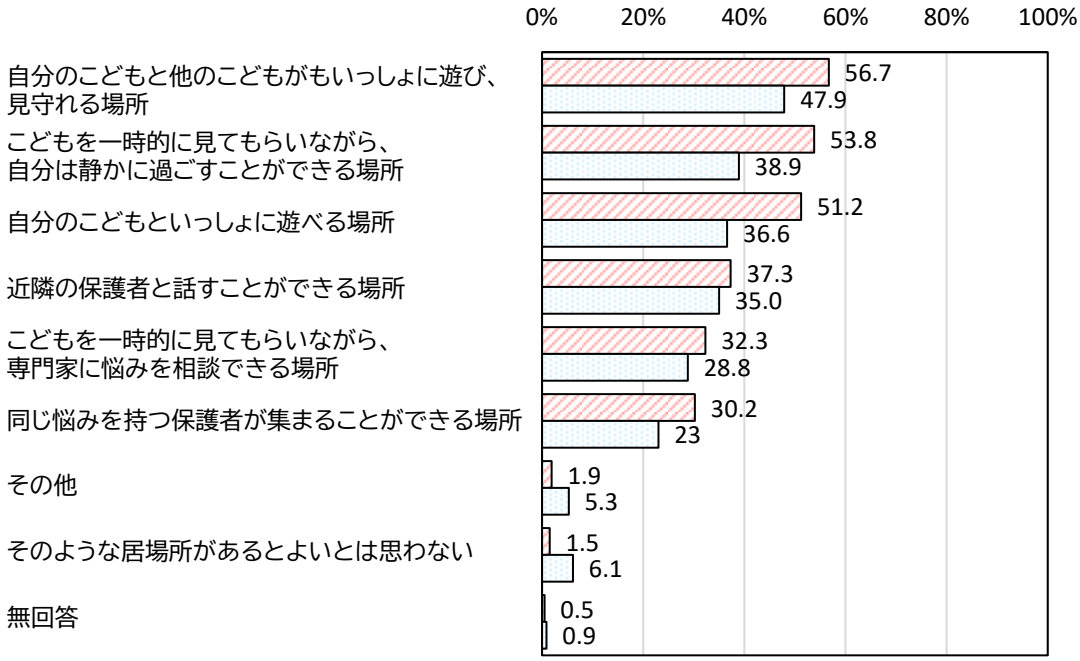

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

●今後の方向性

子育て家庭がいっしょに集まり、こどもを遊ばせる場所、子育てについて学ぶ場所や相談できる場所など、それぞれの家庭が求めるニーズに沿った居場所を整備し、子育て家庭の横のつながりを促します。

また、子育てを経験し、その経験を活かしたいと考えている地域の方と現在子育て中の方をつなぎ、その経験やつながりを次の世代、その次の世代に循環していく仕組みを整えます。

●個別施策

①　ファミリー・アテンダント事業

子ども家庭支援センター

子育て家庭の日常的な不安や悩みに寄り添い、子育て世代の孤独・孤立対策を強化していくことを目的として、見守り定期訪問事業及び伴走支援事業の2事業で構成されたアウトリーチ型の支援を提供します。

②　子育てひろば　㋮

子育ち支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター・教育総務課

児童館、子ども家庭支援センター、一部の保育園及び一部の幼稚園等に設置され、親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、子育て親子同士の交流を進めます。

③　ファミリー・サポート・センター事業

㋮ 子ども家庭支援センター

育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と地域の育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会員と交流しながら、育児の支援を行います。

④　家庭教育学習会

教育総務課

児童・生徒の保護者を主な対象とし、こどもの発達課題や急速に変化する社会の潮流を捉えたテーマで、家庭教育についての学習機会を広く提供します。

また、次年度小学校入学児童の保護者を対象に、こどもの小学校生活をより充実したものにするための家庭や親の役割について話し合う学習会を実施します。

⑤　初めてのお子さんを対象とした子育て教室の開催

子ども家庭支援センター

乳児とパパ・ママが一緒に参加する教室を開催し、夫婦の相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消と仲間作りにつなげていきます。

⑥　保育所の園庭開放

保育サービス課

地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。

⑦　体験保育（育児応援事業）

保育サービス課

妊婦及び乳幼児（3歳児まで）を在宅育児する保護者を対象に、こども同士の交流や保育の様子を見学しながら子育てのヒントを得られるよう、区立保育園及び一部の私立保育園で体験保育を実施します。

⑧　ほほえみごはん事業

子育ち支援課

支援を必要とする子育て世帯へ、地域のボランティアが食料を届けに定期的に訪問します。玄関先でのあいさつや会話を通じて、子育て世帯と地域の身近な支援者との日常的なつながりを築くきっかけをつくり、地域における見守り体制の強化を図ります。

⑨　地域の育児支援

福祉管理課

地域の中での育児を民生委員・児童委員が支援します。

⑩　親子で遊ぼうイベントの開催

子ども家庭支援センター

さまざまな遊具を使った遊びを1～3歳未満のこどもと保護者に提供する出前型講座です。子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委員とともに企画、運営します。

⑪　子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催

子ども家庭支援センター

子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座です。講師による講演会の他、栄養士と実習する離乳食の作り方など子育てに関する学びの機会を提供します。

⑫　子育てサロン「キッズな」の開催

子ども家庭支援センター

キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定例的に実施し、親子と地域の方々との交流を図ります。

⑬　子ども交流センターの運営支援

子育ち支援課

地域が中心となって設立した NPO 法人「おおもり子どもセンター」と区が協働し、子ども交流センターを通して地域の子育て・子育ちを支援します。

■個別目標３－４　子育て家庭への多様な生活支援

関連する SDGs の目標

●現状と課題

保護者ニーズ調査において、こどもをみてもらえる親戚・知人はいるか聞いたところ、「いずれもいない」の回答が、就学前児童保護者の 27.0%、小学校児童保護者の 23.7%と前回調査から増加しています。また、親族にみてもらえると回答した保護者でも「祖父母等の親族に負担をかけていることが心苦しい」「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」の回答が多くなっています。

子育ての孤立化が進むとともに、ひとり親家庭や生活困窮家庭など、子育て家庭を取り巻く状況が多様化しています。それぞれが置かれている状況に応じて、誰一人取り残さない支援を行う必要があります。

■こどもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

＜就学前児童＞

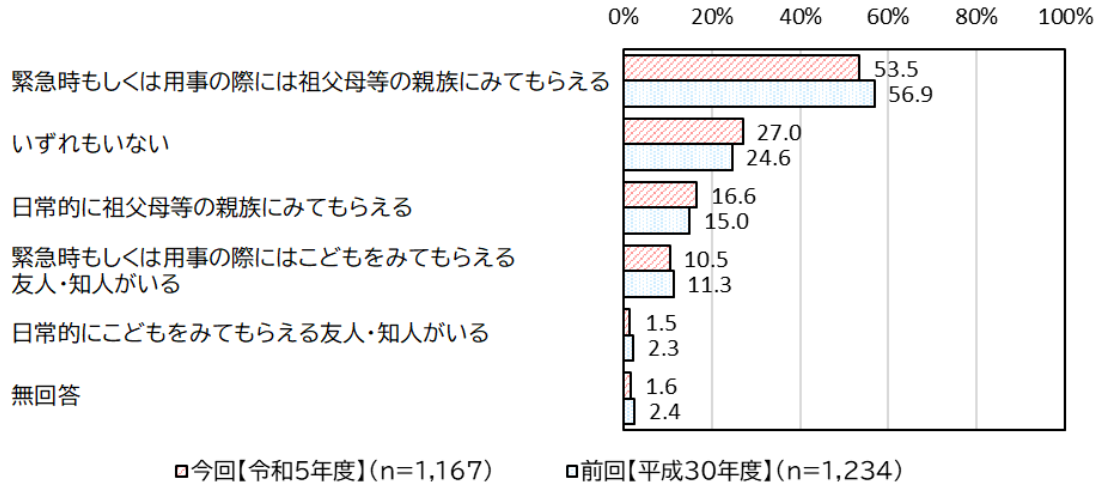

＜小学生児童＞

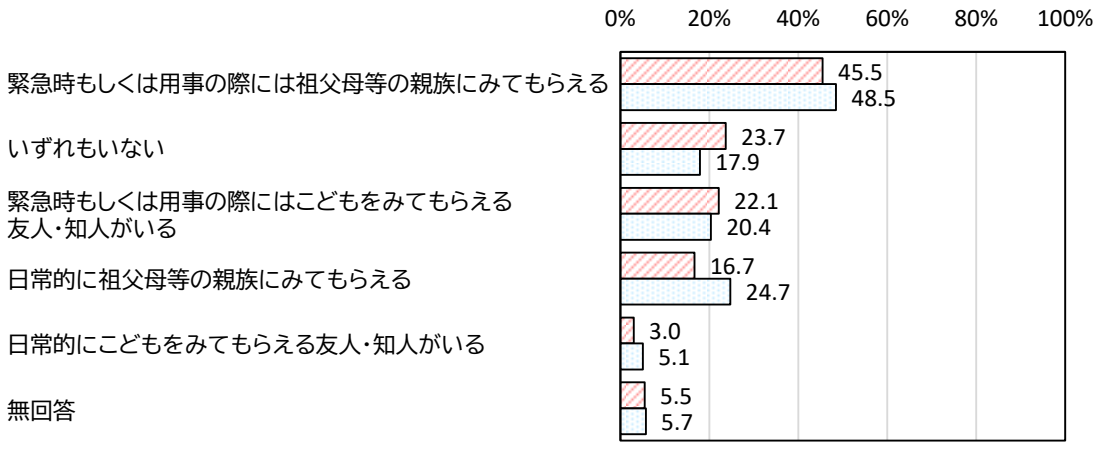

■祖父母等の親族にこどもをみてもらっている状況（複数回答）

＜就学前児童＞

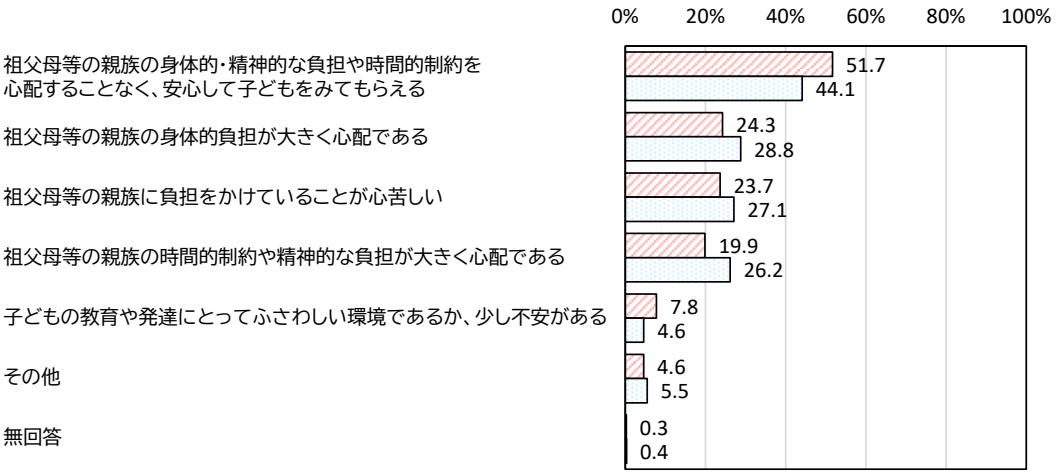

＜小学生児童＞

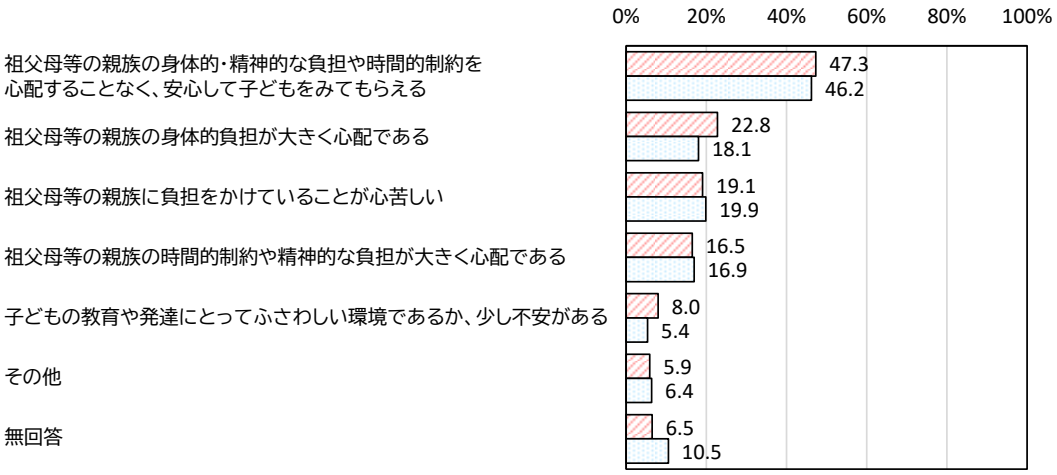

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

●今後の方向性

手当をはじめとする経済的支援とともに、こどもの一時預かりや家事支援などの身体的・精神的支援を拡充します。

特に、子育てを頑張りすぎて悪循環におちいるリスクを回避するため、子育てに「一息」できるレスパイトの意識を啓発し、支援を進めます。

●個別施策

①　児童扶養手当

子育ち支援課

父又は母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。

②　特別児童扶養手当

子育ち支援課

身体又は精神に障がいを有する児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。

③　児童育成手当・障害手当

子育ち支援課

児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。

④　就学援助

学務課

一定の所得に満たない世帯を対象に、学用品の購入費等、学校でかかる費用の一部を支給します。

⑤　母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

生活福祉課

母子家庭の母等の就労を支援するため、職業能力開発のための講座受講や国家資格取得のための修業期間中に給付金を支給します。

⑥　母子及び父子福祉資金貸付

生活福祉課

母子家庭又は父子家庭が経済的に自立した生活を送るために必要な資金の貸付（転宅資金、修学資金、就学支度資金、事業開始資金等）を実施します。

⑦　母子生活支援施設の運営

子ども家庭総合支援センター開設準備室・生活福祉課

施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立への支援を図ります。

⑧　ひとり親世帯住宅確保支援

建築調整課

区内に１年以上居住し、転居先を探している対象世帯に対して住宅探しの支援を行います。また、協力不動産店リストの提供や、保証会社加入費などの一部を助成しています。

⑨　ひとり親世帯転居一時金助成

建築調整課

現に児童扶養手当を受給しているひとり親世帯で、区内に３年以上居住し取壊し等のため転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用の一部を助成します。

⑩　ひとり親家庭等ホームヘルプサービス

子育ち支援課

ひとり親家庭等で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合、ホームヘルパーを派遣します。

⑪　重症心身障がい児(者)短期入所

障がい者総合サポートセンター

医療的ケアの必要な方も含む重症心身障がい児(者)で4歳以上の方を対象とした短期入所事業を行います。

⑫　障害児通所支援事業

障害福祉課

「児童福祉法」に基づき、心身の発達に何らかの心配や障がいのあるお子さんの発達を支援する療育事業です。サービス利用に必要な給付決定を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用を支援します。

⑬　重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

障害福祉課

医療ケアがある重症心身障がい児(者)のご家族の一時的な休息や、就労等の支援のため、訪問看護師等がご自宅で介護を行います。

⑭　一時預かり保育

㋮ 子育ち支援課・子ども家庭支援センター・保育サービス課

家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。

⑮　乳幼児ショートステイ事業・ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業

㋮ 子育ち支援課・子ども家庭支援センター

生後5日から2歳未満の乳幼児を対象とする乳幼児ショートステイ(宿泊型)、2歳から 15 歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型)、トワイライトステイ(17 時から 22 時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。

基本目標４　子育てと仕事の両立を支援します

■個別目標4－1　保育サービス等の充実

関連する SDGs の目標

●現状と課題

保育サービスにおいて大きな課題である待機児童については、保育施設の整備・定員拡大により、令和3年度から待機児童数「ゼロ」を継続しています。また、学童保育については、区立小学校施設を活用した学校内学童を拡充し、増加する需要に対応しています。

反面、全国的な保育人材不足が問題となっており、子育てをめぐる課題が複雑化していることも相まって、保育の質への影響が懸念されます。乳幼児期の保育環境はその後の人格形成にも大きな影響を与えるものです。こどもの最善の利益という原点にたち、保育の質の向上を図るとともに保育人材の定着支援等を推進する必要があります。

●今後の方向性

保育施策の重点を量の確保から質の向上へと転換し、その両面からサービスの充実を図るとともに、その担い手である保育士や児童指導、その他こどもに関わる職員の確保・育成に取り組みます。

また、こどもを預かるという目的に加え、預かるこどもの育ちを目的とした事業を展開します。

●個別施策

① 保育サービス基盤の確保　保育サービス課

保育所入所希望者の動向を見据え、多様なニーズに応えるため認可保育所をはじめとする保育の受け皿を確保します。

② 保育所等への助成　保育サービス課

職員配置や保育プログラムの充実等に取り組む認可保育所等を支援し、保育サービスの質の向上を図ります。

③ 定期利用保育事業　㋮ 保育サービス課

保育所の空きスペース等を活用し、パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を実施します。

④ 認証保育所の運営補助　㋮ 保育サービス課

認証保育所に対する運営の補助を継続し、良好な保育環境の維持を図ります。

⑤　家庭福祉員（保育ママ）

㋖ 保育サービス課

２歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員（保育ママ）が、自宅又はグループ保育室で保育を提供します。

⑥　時間外保育

㋖ 保育サービス課

就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育（延長保育）事業を実施します。

⑦　私立幼稚園預かり保育事業

㋖ 教育総務課

私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業及び一部の園が実施する、保護者が就労等のため家庭で保育ができない2歳児の預かり事業を支援します。

⑧　ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

子育ち支援課

日常生活上の突発的な事情などにより一時的に保育が必要となった際のベビーシッター利用料について、区が補助することにより、保護者の多様なニーズに応えるとともに、負担軽減を図ります。

⑨　休日保育

保育サービス課

年末年始を除く日曜日、祝日に保護者が就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育所で保育します。

⑩　年末保育

保育サービス課

12月29・30日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を、認可保育所で保育します。

⑪　病児・病後児保育

㋖ 保育サービス課

病気等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。

⑫　区立保育園における医療的ケア児の受け入れ

保育サービス課

１歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受け入れを行います。

⑬　保育所等における障がい児等の受け入れ

保育サービス課

保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。

⑭　区立保育園の改築・改修

こども未来課

耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。

⑮　保育士確保対策の実施

保育サービス課

区内保育施設における人材の確保・定着を図るため、保育士応援手当、宿舎借上げ補助や保育士資格の取得支援を実施しています。

加えて、保育現場で抱える悩みに対応するための保育士相談窓口の設置や潜在保育士の就労を支援するための就労体験等を実施し、更なる保育人材の確保・定着を支援します。

⑯　保育士等研修の実施

保育サービス課

保育に関する専門知識の向上や実践的な技能の習得をめざす区内保育施設の従事職員を対象に、各種研修を実施します。

⑰　区立保育園の拠点機能強化

保育サービス課

地域の保育水準の向上のため、区立保育園を中心として、家庭福祉員への訪問支援、認証保育所、小規模保育所等との交流保育、区立保育園での公開保育研修など、保育連携推進事業を実施します。

⑱　第三者評価の実施

保育サービス課

保育サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として区民に提供します。

⑲　とうきょうすくわくプログラム推進事業（再掲）

保育サービス課

保育園の環境や強みを活かしながら、様々なテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、幼児教育・保育の充実を図ることで、こどもの豊かな心の育ちをサポートします。

⑳　学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

㋟　子育ち支援課・教育総務課

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童（小学校1年生から6年生）に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

㉑　学童保育（放課後児童健全育成事業）の延長保育、夏休み利用、一時利用

㋟　子育ち支援課・教育総務課

ア　延長保育

就労などのために 17 時以降保護者がいない家庭の児童を対象に 18 時まで（放課後ひろば及び一部児童館については 19 時まで）預かります。

イ　夏休み利用

夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

ウ　一時利用

家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

㉒ 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ　子育ち支援課・教育総務課

小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。

■個別目標4－2　子育てと仕事の両立の推進

関連する SDGs の目標

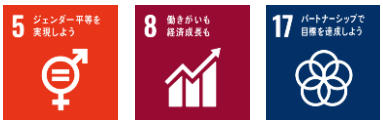

●現状と課題

保護者ニーズ調査において、母親の就労率や、子育てを「父母ともに」行っていると回答した割合が前回調査に比べ増加しており、共働き・共育て家庭が増加していることが分かりました（11 ページ「(1)母親の就労状況」、15 ページ「(5)父親の育児参加」参照）。

一方で、夫婦やパートナーの一方に家事育児等の負担が集中するいわゆる「ワンオペ」については、特に母親にその傾向が継続してみられ、共働き・共育て家庭が子育てと仕事をさらに両立しやすくなるよう取り組む必要があります。

●今後の方向性

共働き・共育て家庭に対して、こどもの一時預かりや家事支援などの身体的・精神的支援とともに、男性が子育てに積極的に取り組めるよう支援を進めます。

また、子育て家庭が働く企業・団体などに対して、子育てと仕事の両立がしやすい環境の整備について働きかけを行います。

●個別施策

① 女性のための相談　人権・男女平等推進課

男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族関係、職場や地域などでの人間関係、雇用、労働関係やハラスメント等に関する相談をお受けします。

② 男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催　人権・男女平等推進課

男女共同参画への理解を深め、家庭や職場など、あらゆる場での性別役割分担意識の解消に繋がるよう、講座やセミナー等を開催します。

③ 商業団体他産業団体への働きかけ　産業振興課

商業団体他産業団体が制作している情報誌等について情報共有を行い、紙面への掲載などを働きかけます。

④　キッズなパパの子育て応援講座

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター（キッズな）を会場に、父親とこどもで楽しく遊び、父親同士の交流を行います。男性の育児を応援し、子育て中の父親が交流や情報交換ができる機会を提供することにより、育児を担う家庭を支えます。

⑤　子育て力向上支援事業

子育ち支援課

児童館を会場に、初めてのこどもを育てる父親向けの親支援プログラムをグループワークで実施します。父親同士が相互に悩みや不安を共有・情報交換ができる場を設け、自己肯定感の向上やこどもへの適切な関係性を学び、育児不安の軽減を図ります。

⑥　父親支援セミナー

健康づくり課

男性を対象に、男性の育児時間の作り方、こどもの接し方、父親が子育てをする効果などの講義を行います。

基本目標５　妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります

■個別目標５－１　妊娠・出産・子育てにおける健康支援

関連する SDGs の目標

●現状と課題

保護者ニーズ調査において、子育てに関して心配なこと、不安なことについて聞いたところ、「子育てにかかる金銭面で不安がある」「こどもの遊ばせ方やしつけについて」の回答が多く、また、こどもについて気になることや悩んでいることについて聞いたところ、「こどもの食事や栄養について」「発達や発育の遅れがある」「アレルギー（食物・花粉等）がある」の回答が多く、様々な悩みや不安を抱えていることが分かりました。

子育て家庭それぞれが抱えるこどもや子育てに関する悩みや不安に寄り添い、伴走支援していくことで、こどもと子育て家庭の健康を確保していく必要があります。

■子育てに関する心配、不安、悩み（複数回答）

（単位：%）

	有効回答者数	こどもの遊ばせ方やしつけについて	専門的な相談先が分からない	保育情報や地域の子育て情報が得にくい	子育てが精神的な負担になっている	子育てが身体的な疲労となっている	こどもとの時間が十分にとれない	こどもへの接し方に自信がもてない	子育てで配偶者やパートナーと意見が合わない	子育てで親と意見が合わない
就学前児童	1,167	34.1	6.1	12.5	9.4	17.4	24.7	14.5	8.7	1.5
小学生児童	1,050	25.0	7.7	7.1	7.2	8.3	25.1	13.2	8.4	1.1

	仕事や自分のことが十分にできない	子育てについてまわりの目が気になる	こどもがかわいいとは思えない	こどもの友達関係で悩んでいる	子育ての方法が分からない	子育てにかかる金銭面で不安がある	なんとなく不安がある	その他	特にない	無回答
就学前児童	29.4	4.6	0.4	3.7	3.3	35.1	14.7	3.9	18.4	1.2
小学生児童	21.5	5.3	0.8	9.8	3.4	32.8	14.8	6.3	21.5	1.6

■こどもについて気になることや悩み（複数回答）

（単位：%）

	有効回答者数	発育・発達の遅れがある	障がいがある	医療的ケアが必要である	幼稚園・保育園等／学校等を休みがちである	病気または体が弱い	こどもの食事や栄養について	アレルギー（食物、花粉等）がある	友達とうまく遊べない	コミュニケーションがとりにくい	その他	特にない	無回答
就学前児童	1,167	9.2	1.1	0.6	2.3	5.0	18.2	8.7	3.3	3.9	8.2	55.9	3.7
小学生児童	1,050	9.0	3.0	1.0	3.7	3.0	8.7	14.3	7.8	7.0	11.6	50.6	4.2

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

●今後の方向性

安心して妊娠・出産できる環境を整備していくとともに、令和6年 10 月に開設したこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の連携を強化し、保護者に身近な場所で切れ目のない支援に取り組みます。

また、こども家庭センターなどの施設に来ることが難しい子育て家庭に対しては、様々な対面の機会を通じて、支援を進めます。

●個別施策

①　母子健康手帳の交付

健康づくり課・こども家庭センター（地域健康課）・特別出張所等

妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と子の保健バッグを交付します。

②　妊婦面接

㋮ 健康づくり課・こども家庭センター（地域健康課）

妊娠届出後に専門職が面接を行い、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

③　妊婦健康診査

㋮ 健康づくり課

妊婦健康診査の費用を 14 回まで、超音波検査の費用を4回まで助成します。

④　妊婦歯科健康診査

健康づくり課

地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施します。

⑤　妊娠高血圧症候群等療養援護

健康づくり課・地域健康課

妊産婦が妊娠高血圧症などの病気にかかり、入院して治療する必要がある場合、健康保険適用後の自己負担分を助成します。

⑥　すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）

㋖ 健康づくり課・地域健康課

すべての乳児家庭を生後 120 日までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。

⑦　産後ケア

㋖ 健康づくり課・地域健康課

産後の母子の身体的・心理的な安定を図るため、助産師による心身のケアや産後のサポートを訪問や宿泊により行います。

⑧　産後家事・育児援助事業

子育ち支援課

家事・育児の負担軽減を図るため、母子支援の専門家「産後ドゥーラ」の資格を持つ支援員やヘルパーを派遣します。

⑨　乳幼児健康診査（4 か月児～5歳児）

健康づくり課・地域健康課

乳幼児の健全育成や健康管理のために健康診査を実施するとともに、育児相談を行うことで安心して子育てができるよう支援します。（4 か月児、6 か月児、9 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児、5歳児）

⑩　乳幼児歯科相談

地域健康課

歯科衛生士が乳幼児歯科相談を実施します。

⑪　幼児歯科健康診査・う蝕予防

健康づくり課・地域健康課

地区歯科医師会に委託して歯科健診、フッ化物塗布を実施します。

⑫　予防接種

感染症対策課

「予防接種法」に基づき、各種ワクチンを医療機関に委託して行い、感染症の感染・発病を予防します。

⑬　乳幼児経過観察健康診査

地域健康課

健診・指導が必要な乳幼児に小児科医が健康診査を実施します。

⑭　乳幼児保健指導

地域健康課

保健師・栄養士・歯科衛生士等が訪問・面接・電話等による育児等の相談を実施します。

⑮　出産準備教室

地域健康課

妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を実施します。

⑯　育児学級等

地域健康課

保健師・栄養士・歯科衛生士等が育児・栄養・歯科指導を実施します。

⑰ 地域（出張型）健康教育

地域健康課

保健師・栄養士が児童館等からの依頼により地域に出張して講習を実施します。

⑱ みんなでよい歯のまちづくり

地域健康課

歯科衛生士が依頼により保育所や児童館、学校などに出張し、歯科健康教育・健康相談を実施します。

⑲ 乳幼児発達健康診査

地域健康課

小児神経専門医が発達障害等の早期発見のために健診・指導を実施します。

⑳ 新生児聴覚検査公費負担

健康づくり課

新生児の聴覚障害の早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

㉑ 子育てグループワーク（子育て支援事業）

地域健康課

心理相談員、保健師等とともにグループワークを行い、子育てを支援します。

㉒ 都の重症心身障がい児支援（訪問事業等）との連携

地域健康課

保健師が都の重症心身障がい児支援事業と連携して、障がい児とその家族の支援を行います。

㉓ 療育給付

健康づくり課

骨関節結核及びその他の結核に罹患している 18 歳未満の児童に対して、指定医療機関に入院させ医療給付を行うとともに学習や療養生活に必要な学用品、日用品を給付します。

㉔ 養育医療給付

健康づくり課・地域健康課

医療を必要とする未熟児の養育に必要な給付を実施します。

㉕ 育成医療費給付

健康づくり課・地域健康課

身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される 18 歳未満の児童に対し医療給付を実施します。

㉖ 児童医療費助成事業

子育ち支援課

児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

㉗ ひとり親家庭等医療費助成事業

子育ち支援課

ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担の一部を助成します。

㉘ かかりつけ医の推進

健康医療政策課・健康づくり課・地域健康課

出産準備教室、すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）、健診等の機会ごとに、かかりつけ医をもつことを勧めます。

㉙ 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療

健康医療政策課

祝休日及び土曜準夜等の急病患者の診療を実施します。

㉚ 平日準夜小児初期救急診療

健康医療政策課

平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。

㉛ 歯科休日応急診療

健康医療政策課

休日における歯科応急診療医療を実施します。

㉜ 産科医療機関の設備整備費助成事業

健康医療政策課

分娩可能な医療機関の確保を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心してこどもを産める環境を整備します。

㉝ 地域医療機関との協議会等の開催

健康医療政策課

医師会や歯科医師会、薬剤師会などと入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。

基本目標６　こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

■個別目標6－1　こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり

関連する SDGs の目標

●現状と課題

令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」では、都心南部直下地震（マグニチュード 7 クラス）が今後 30 年以内に発生する確率が 70%と想定され、また、全国で線状降水帯やゲリラ豪雨が頻繁に発生する状況となっています。さらに、SNS 等を使いこどもを狙う犯罪も多発しており、こうした災害や犯罪に対して、区はこどもや子育て家庭が安全・安心して過ごすことができる環境を整備していく必要があります。

●今後の方向性

地震や豪雨などを想定した避難準備、災害発生後の避難所や居場所の整備、防災や防犯、交通安全に関する情報提供や啓発を進めます。

また、こども自身が自ら判断し、災害や犯罪から身を守り、交通事故に備えていくことができるよう取組みを進めます。

●個別施策

① 防災対応マニュアル・防災の手引き等　子育ち支援課・保育サービス課

災害に備えて、児童館、保育所等の各施設で防災の手引きを作成し、適宜更新します。

② 災害物品の備蓄　子育ち支援課・保育サービス課

大規模災害に備え、区内すべての児童館、保育施設等に3日分の水・食料を備蓄し、こどもたちの安全・安心を図ります。

③ 妊産婦避難所の設置　健康医療政策課

産後間もない母子等が災害時に安心して過ごせる生活の場として、産科医療機関の近隣に「妊産婦避難所」を設置します。

④ 保育園における福祉避難所の整備　保育サービス課

災害発生後、被災した 2 歳未満の乳児とその保護者の一時的な生活の場を確保するための福祉避難所を区立保育園に整備します。

⑤ 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供　福祉管理課

「おでかけまっぷ」の充実を図ります。

⑥　区民安全・安心メールサービスの運用

防災危機管理課

こどもの安全・安心を確保するため、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報などのメールを配信します。

⑦　こどもSOSの家による見守り活動の推進

地域力推進課

こどもたちが地域において犯罪等に巻き込まれた時及び身の危険を感じた時に助けを求めることができる場所、気軽に相談ができる場所としてこどもSOSの家を設置しています。協力員の家等にステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高め、安全な地域環境の醸成を目指すとともにこどもたちの健全育成を図ります。

⑧　青色回転灯装備車パトロール

防災危機管理課

区の青色回転灯装備車により、区内全域をパトロールします。

⑨　公共空間での防犯カメラの設置

防災危機管理課

公共空間における犯罪抑止力を高めるため、自治会・町会や商店街に対して、防犯カメラ設置費用の一部を補助するなどして設置を促進します。

⑩　防災教育

指導課

火災時や震災時などを想定した避難訓練を計画的に実施し、児童・生徒の災害に対する意識を高め、自分の身は自分で守る力、危険を予測し回避する能力、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成します。

⑪　防犯教育

指導課

児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から身を守る力などを身に付けさせるために、セーフティ教室・防犯教室を計画的に実施します。

⑫　小学生への防犯ブザーの配布

学務課

防犯教育の一環として、区立小学校に通う児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第1学年児童は申請により防犯ブザーを配布し、児童の安全・安心の確保を図ります。

⑬　子育て家庭（世代）への交通安全教育

都市基盤管理課

乳幼児を抱える保護者（世代）を対象に、未就学保育施設等においてこども乗せ自転車の正しい乗り方などを指導することにより、交通事故減少を目指します。

⑭　「交通安全だより」の発行

都市基盤管理課

保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を対象に「交通安全だより」を発行し、交通ルールや交通標識、道路標示など、交通に関する知識の習得や交通安全の普及を推進します。

⑮　交通安全巡回指導

教育総務課

専任の交通安全指導員が各学校で交通安全指導（交通安全教室、自転車教室、歩行訓練、下校指導）を実施することにより、児童・生徒の交通安全意識を醸成します。

⑯　交通安全移動教室の開催

都市基盤管理課

保育園児を対象に、模擬信号機を使用した歩行訓練や、施設周辺を歩行する実地訓練等を通して、幼少時における交通ルールの習得と保育者等への指導により、歩行時の交通事故防止を進めます。

⑰　交通安全自転車教室の開催

都市基盤管理課

主としてこどもを対象とし、警察署と合同で交通公園の施設内において、自転車の運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。

⑱　少年の非行防止啓発活動

防災危機管理課

薬物乱用防止の推進及び少年が特殊詐欺の加害者とならないために、警察・地域・学校等の関係団体と連携して少年の遵法意識の向上を促します。

⑲　万引きしにくい環境づくり

防災危機管理課

警察・地域・学校等の関係団体と連携し、万引きしにくい店舗づくりのため、万引き被害防止に向けた支援を行うとともに、小学5・6年生及び中学生に、万引きは犯罪であるというリーフレットを配布します。

⑳　有害図書等対策の推進

地域力推進課

こども家庭庁が定める 11 月の「秋のこどもまんなか月間」に、区報や区 HP で環境浄化推進の啓発を行います。

■個別目標６－２　地域・社会全体でこども・子育てを支える環境づくり

関連する SDGs の目標

●現状と課題

保護者ニーズ調査において、近所との付き合いの程度について聞いたところ、就学前児童保護者では「あいさつをする程度」が 46.8%、「ときどき話をする」が 24.9%、「ほとんどつきあいはない」が 14.7%、小学校児童保護者では同様に 42.2%、37.8%、6.3%と近所付き合いが希薄になっています。その一方で、地域での子育て活動に参加したいと思うか聞いたところ、「参加したい」の回答が、就学前児童保護者で 39.6%、小学校児童保護者で 34.9%と一定程度あることが分かりました。

この子育て家庭の潜在的な地域活動への参加の思いを引き出し、地域でのつながりの希薄化を転換し、地域・社会全体の意識の変化につなげていく必要があります。

■近所づきあいの程度

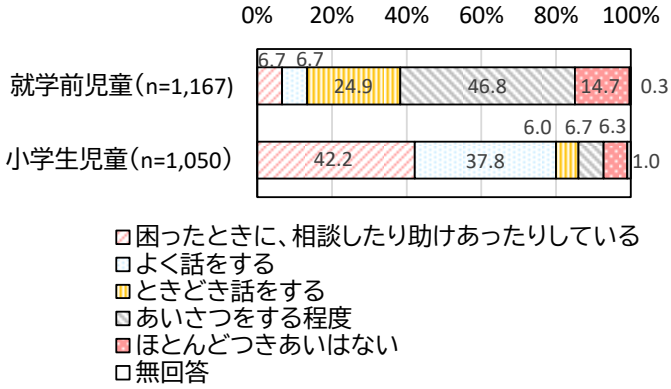

■地域での子育て活動への参加意向

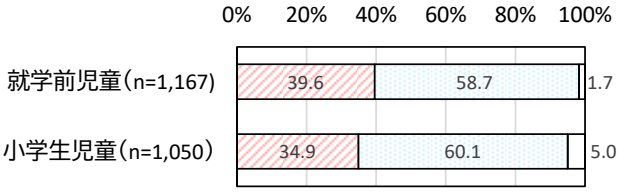

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画改訂に向けたアンケート調査報告書（令和6年5月）

●今後の方向性

子育て家庭や地域の方々が、それぞれが活動できる時間や内容に応じて子育てに関する活動に参加できるよう様々な機会を設けます。

また、地域での活動を積み重ねていくとともに、普及啓発を進めることで、社会全体でこども・子育て家庭を支える機運の醸成につなげます。

●個別施策

①　地域とつくる支援の輪プロジェクト

子育ち支援課

こどもの生活応援等の支援活動に取り組む区民・地域活動団体等のネットワークの形成と自主的な支援活動を支援し、地域全体での包み込むような支援の実現を図ります。

②　子育て力向上支援事業

㋮ 子育ち支援課

子育てに悩む乳幼児を持つ親たちが相互に学びあうグループを支援するためのプログラムを児童館で実施します。

③　子育て関係機関による連絡会

地域健康課

関係機関との情報交換等の連携と子育て支援の充実のため連絡会を実施します。

④　地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進

教育総務課

学校の経営方針に基づき、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」をめざす仕組みであるコミュニティ・スクールを推進し、こどもの豊かな成長を支えます。

⑤　子育てすくすくネット事業

子育ち支援課

児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。

⑥　民生委員・児童委員との連携

福祉管理課

子育てに関する相談・虐待等に関する通報を受けて、地域と連携して課題を解決します。

⑦　児童発達支援地域ネットワーク会議等

障がい者総合サポートセンター

関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。

⑧　医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営

障害福祉課

医療的ケアの必要な方が適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援機関による「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催し、情報交換、連絡等を行います。

⑨　大田区心身障害児（者）地域活動支援センター運営支援

障害福祉課

心身障がい児（者）を対象としている地域活動支援センターの運営を支援します。

第5章

子ども・子育て支援事業の推進

1　子ども・子育て支援事業計画とは

「子ども・子育て支援法」は、わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、「児童福祉法」その他のこどもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している人に必要な支援を行うために制定されました。

子ども・子育て支援事業計画とは、同法に規定する各種の給付と事業を確実に推進するため、内閣総理大臣が定めた基本方針に即して、地方公共団体が策定する、５ 年を一期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の円滑な実施に関する計画です（「子ども・子育て支援法」第 60 条、第 61 条）

(1)計画の対象となる事業等

子ども・子育て支援事業計画では、次の事項を定めます。

①各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

●幼稚園

1 号認定・・・幼稚園における通常の教育時間の利用（保育の必要性の認定区分における満 3 歳以上の教育認定）

●認可保育所、特定地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所）、区独自保育事業（認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業など）

2 号認定・・・認可保育所等を利用する満 3 歳から小学校就学前までの子ども（保育の必要性の認定区分における満 3 歳から小学校就学前の子ども）

3 号認定・・・認可保育所等を利用する満 3 歳未満の子ども（保育の必要性の認定区分における満 3 歳未満の子ども）

②各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

●時間外保育事業
●放課後児童健全育成事業（学童保育）
●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）
●地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
●幼稚園における一時預かり事業（延長保育）
●保育所等における一時預かり事業
●病児・病後児保育事業
●ファミリー・サポート・センター事業
●利用者支援事業（保育サービスアドバイザー等）
●妊婦健康診査
●乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）
●養育支援訪問事業

●子育て世帯訪問支援事業（新規）
●児童育成支援拠点事業（新規）
●親子関係形成支援事業（新規）
●産後ケア事業（新規）
●妊婦等包括相談支援事業（新規）
●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）
●実費徴収に係る補足給付を行う事業
●多様な事業者の参入促進、能力活用事業（保育連携推進事業）

※「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」改正により、地域子ども・子育て支援事業に**「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」**が新たに追加されました。

③**「乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）」**（保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付）について

こども誰でも通園制度（仮称）は、令和 7 年度に「子ども・子育て支援法」に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和８年度から「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付として全国の自治体で本格的に実施される予定です。

※現在、こども家庭庁において、制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）の制定が進められており、今後、記載する事業概要等が変更になる可能性があります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・115 自治体に内示（令和6年4月 26 日現在） ・補助基準上一人当たり「月 10 時間」を上限	○法律上制度化し、実施自治体数を拡充 ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ	○法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施（※経過措置あり） ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

※こども家庭庁資料より抜粋

2　教育･保育提供区域の設定

「子ども･子育て支援法」に基づく国の基本指針では、事業等の需要の見込み等を行うにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育･保育の利用状況、教育･保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育･保育提供区域」という。）を定めるものとしています。

大田区は、昭和 22 年3月 15 日に誕生しましたが、当初より行政区域を大森、調布、蒲田の3地域としてきました。JR大森駅、蒲田駅は、大田区の中心的な商業地区となっており、調布地区は、私鉄駅を中心とした緑豊かな住宅地が形成されている地域となっています。

これらの地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、保育及び時間外保育事業については大森地区（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）、調布地区（嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束）、蒲田地区（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田）の3区域を、教育及びその他の地域子ども･子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定します。

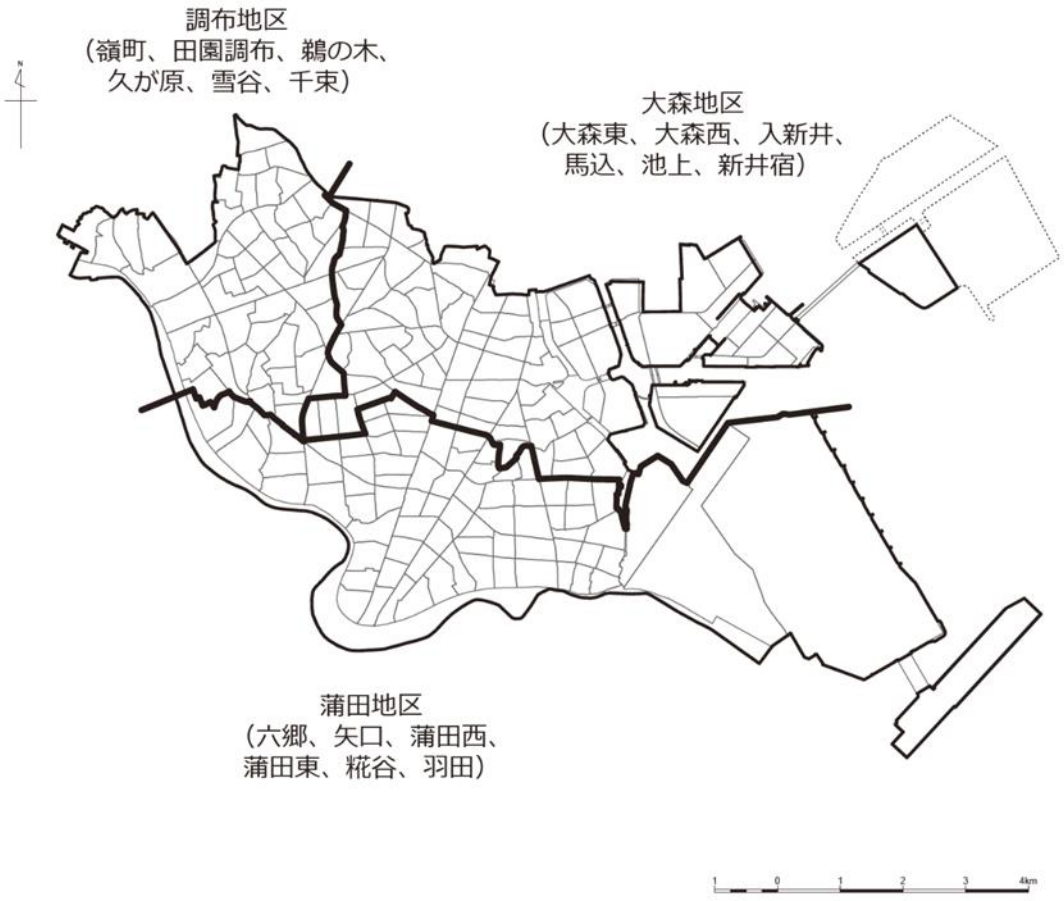

3　こどもの人数（将来推計）

区の計画策定のよりどころとして策定した「大田区人口ビジョン」では、大田区の就学前人口（0歳～５歳）は、将来にわたり全体で増加すると推計しており、本計画もこれを踏まえて策定します。

	実績値	推計値				
	令和６年	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
０歳	4,389	5,196	5,190	5,188	5,193	5,197
１歳	4,691	4,414	5,099	5,093	5,090	5,095
２歳	4,677	4,581	4,286	4,950	4,944	4,941
３歳	4,666	4,548	4,450	4,163	4,807	4,801
４歳	4,654	4,703	4,478	4,381	4,099	4,732
５歳	4,959	4,626	4,639	4,417	4,322	4,044
合計	**28,036**	**28,068**	**28,142**	**28,192**	**28,455**	**28,810**

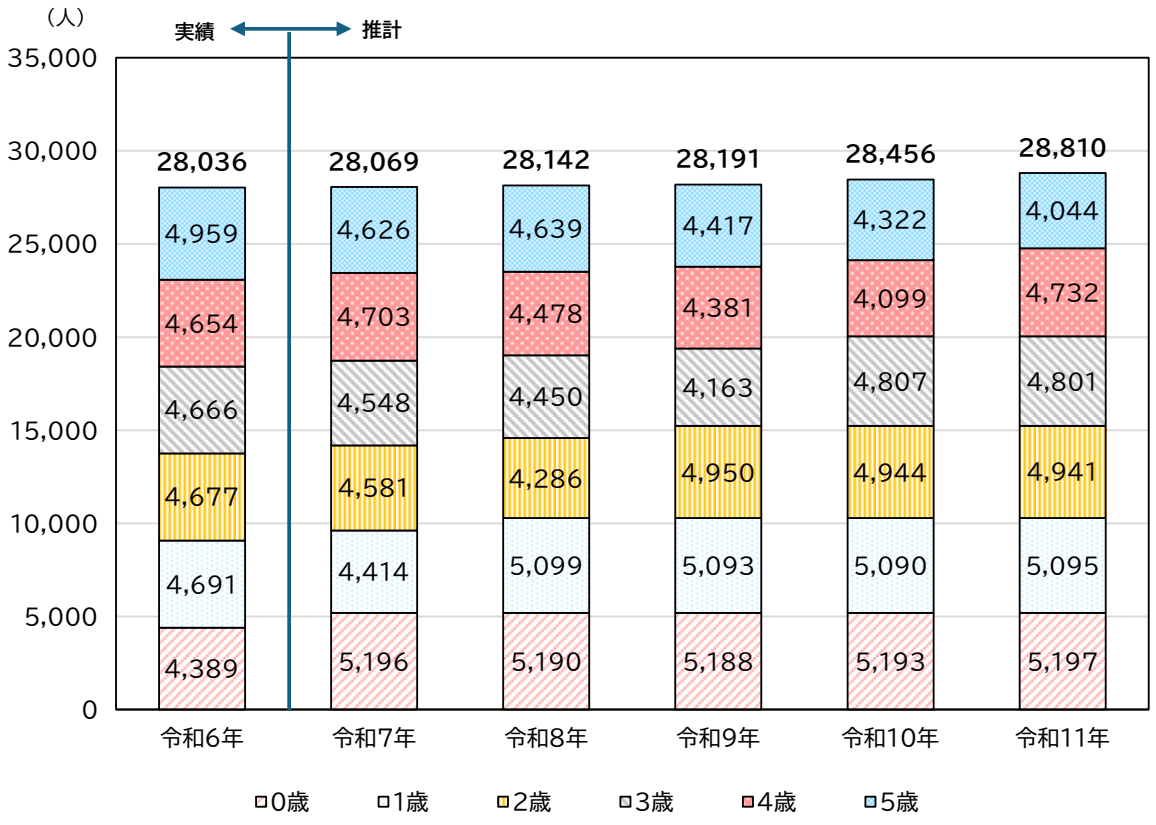

資料：大田区人口ビジョン

4　教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みは、原則として国の手引きに準拠し、保護者ニーズ調査から算出する利用希望に各年度の推計人口を乗じて算出することとしていますが、算出の結果、数値が利用実態と乖離が生じる事業については、これまでの実績や現在の利用状況、今後の事業展開等を踏まえ、必要に応じ、数値を補正しています。

確保方策は、量の見込みを踏まえた確保の内容を年度毎に定めたもので、計画期間である令和7年度から令和 11 年度の各年度について記載しています。

なお、各年度の予算措置については、前年度の実績等を基に補正を行う場合があるため、本計画の需要見込みと異なることがあります。

(1)幼稚園

●事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。大田区内に46 園あり、すべて私立幼稚園です。

●確保方策

満 3 歳児から就学前の園児については、ニーズ量に対して十分な提供量が確保されている状態が続きます。

【計画目標】　（年間）

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		１号認定※	5,215 人	5,048 人	4,774 人	4,824 人	4,901 人
確保方策	実施箇所数	新制度園	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所
		私学助成園	32 か所	32 か所	32 か所	32 か所	32 か所
		合計	**46 か所**	**46 か所**	**46 か所**	**46 か所**	**46 か所**
	提供量（定員）	新制度園	1,005 人	1,005 人	1,005 人	1,005 人	1,005 人
		私学助成園	6,553 人	6,553 人	6,553 人	6,553 人	6,553 人
		合計	**7,558 人**	**7,558 人**	**7,558 人**	**7,558 人**	**7,558 人**
過不足			2,343 人	2,510 人	2,784 人	2,734 人	2,657 人

※私立幼稚園は、各園の判断により新制度に移行した園（新制度園）と移行しない園（私学助成園）に分かれます。新制度園は利用定員に基づき、私学助成園は認可定員に基づき、確保方策を算出します。確保数は、計画初年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性があります。

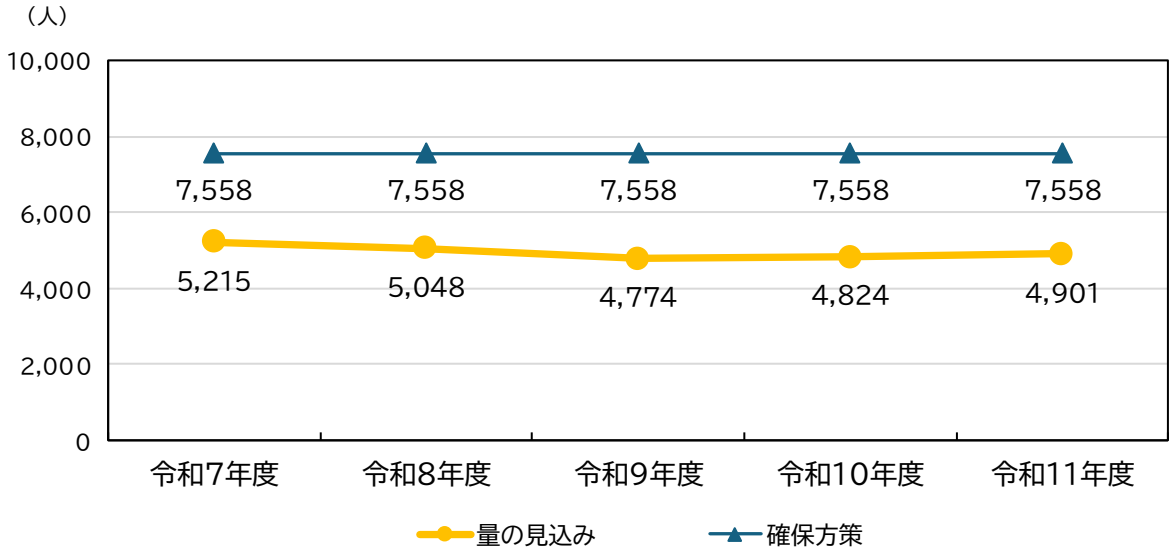

（2）認可保育所、特定地域型保育事業、区独自保育事業

●事業概要

認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする「児童福祉法」に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。

区独自保育事業は、認証保育所や家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業を大田区が運営を支援しながら多様な施設等で行う保育事業です。

●確保方策

これまでの保育所整備によって、令和3年4月に待機児童ゼロを達成し、令和6年4月現在も維持していることから、必要量を確保しているといえます。

一方で、申請者数の推移に目を向けると、すべての地域で一定又は減少というわけではなく、増加傾向にある地域も見られます。加えて、育児休業制度の定着により、入所を希望する時期の柔軟化が進んだことなどから、保育需要の見極めが、大変難しくなっています。

引き続き申請状況等に注視しながら、需要に対応できる保育サービス定員の維持を図ります。

【計画目標（全域）】　（年間）

			令和７年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	合計		15,534 人	15,275 人	15,505 人	14,900 人	14,840 人
	２号認定	3～5歳	8,471 人	8,412 人	8,164 人	8,003 人	7,890 人
	３号認定	０歳	1,050 人	1,045 人	1,038 人	1,035 人	1,032 人
		1・2歳	6,013 人	5,818 人	6,303 人	5,862 人	5,918 人
確保方策（定員）	合計		17,955 人	17,953 人	17,971 人	17,969 人	17,967 人
	特定保育施設・認可保育所	3～5歳	9,509 人	9,509 人	9,531 人	9,531 人	9,531 人
		０歳	1,143 人	1,143 人	1,143 人	1,143 人	1,143 人
		1・2歳	5,514 人	5,514 人	5,514 人	5,514 人	5,514 人
	特定地域型保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業	3～5歳	０人	０人	０人	０人	０人
		０歳	２人	２人	２人	２人	２人
		1・2歳	463 人	463 人	463 人	463 人	463 人
	大田区独自保育事業・認証保育所・家庭福祉員・定期利用保育事業	3～5歳	383 人	383 人	383 人	383 人	383 人
		０歳	283 人	281 人	277 人	275 人	273 人
		1・2歳	658 人	658 人	658 人	658 人	658 人
過不足		3～5歳	1,421 人	1,480 人	1,750 人	1,911 人	2,024 人
		０歳	378 人	381 人	384 人	385 人	386 人
		1・2歳	622 人	817 人	332 人	773 人	717 人

【計画目標（大森圏域）】　（年間）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	合計		5,433 人	5,359 人	5,447 人	5,250 人	5,197 人
	２号認定	3～5歳	2,967 人	2,998 人	2,889 人	2,842 人	2,768 人
	３号認定	0 歳	428 人	433 人	438 人	444 人	449 人
		1･2歳	2,038 人	1,928 人	2,120 人	1,964 人	1,980 人
確保方策（定員）	合計		6,324 人	6,324 人	6,324 人	6,324 人	6,324 人
	特定保育施設・認可保育所	3～5歳	3,352 人	3,352 人	3,352 人	3,352 人	3,352 人
		0 歳	414 人	414 人	414 人	414 人	414 人
		1･2歳	1,959 人	1,959 人	1,959 人	1,959 人	1,959 人
	特定地域型保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業	3～5歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		1･2歳	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
	大田区独自保育事業・認証保育所・家庭福祉員・定期利用保育事業	3～5歳	116 人	116 人	116 人	116 人	116 人
		0 歳	92 人	92 人	92 人	92 人	92 人
		1･2歳	241 人	241 人	241 人	241 人	241 人
過不足		3～5歳	501 人	470 人	579 人	626 人	700 人
		0 歳	78 人	73 人	68 人	62 人	57 人
		1･2歳	312 人	422 人	230 人	386 人	370 人

【計画目標（調布圏域）】　（年間）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	合計		4,419 人	4,345 人	4,415 人	4,274 人	4,270 人
	２号認定	3～5歳	2,481 人	2,472 人	2,448 人	2,427 人	2,412 人
	３号認定	0 歳	232 人	221 人	209 人	199 人	190 人
		1･2歳	1,706 人	1,652 人	1,758 人	1,648 人	1,668 人
確保方策（定員）	合計		4,781 人	4,781 人	4,803 人	4,801 人	4,801 人
	特定保育施設・認可保育所	3～5歳	2,522 人	2,522 人	2,544 人	2,544 人	2,544 人
		0 歳	324 人	324 人	324 人	324 人	324 人
		1･2歳	1,450 人	1,450 人	1,450 人	1,450 人	1,450 人
	特定地域型保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業	3～5歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 歳	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
		1･2歳	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	大田区独自保育事業・認証保育所・家庭福祉員・定期利用保育事業	3～5歳	84 人	84 人	84 人	84 人	84 人
		0 歳	87 人	87 人	87 人	85 人	85 人
		1･2歳	192 人	192 人	192 人	192 人	192 人
過不足		3～5歳	125 人	134 人	180 人	201 人	216 人
		0 歳	181 人	192 人	204 人	212 人	221 人
		1･2歳	56 人	110 人	4 人	114 人	94 人

【計画目標（蒲田圏域）】　（年間）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	合計		5,682 人	5,571 人	5,643 人	5,376 人	5,373 人
	２号認定	3～5歳	3,023 人	2,942 人	2,827 人	2,734 人	2,710 人
	３号認定	０歳	390 人	391 人	391 人	392 人	393 人
		1・2歳	2,269 人	2,238 人	2,425 人	2,250 人	2,270 人
確保方策（定員）	合計		6,850 人	6,848 人	6,844 人	6,844 人	6,842 人
	特定保育施設・認可保育所	3～5歳	3,635 人	3,635 人	3,635 人	3,635 人	3,635 人
		０歳	405 人	405 人	405 人	405 人	405 人
		1・2歳	2,105 人	2,105 人	2,105 人	2,105 人	2,105 人
	特定地域型保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業	3～5歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		０歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		1・2歳	193 人	193 人	193 人	193 人	193 人
	大田区独自保育事業・認証保育所・家庭福祉員・定期利用保育事業	3～5歳	183 人	183 人	183 人	183 人	183 人
		０歳	104 人	102 人	98 人	98 人	96 人
		1・2歳	225 人	225 人	225 人	225 人	225 人
過不足		3～5歳	795 人	876 人	991 人	1,084 人	1,108 人
		０歳	119 人	116 人	112 人	111 人	108 人
		1・2歳	254 人	285 人	98 人	273 人	253 人

5　地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)時間外保育事業

●事業概要

各保育施設において、保護者の就労時間の多様化や長時間化に対応するため、在園児を対象に標準の最大利用時間である11時間を超えて保育を実施するものです。

延長時間は1時間又は2時間としている施設が多く、一部の施設や13時間開所が基本となる認証保育所などは2時間以上の延長にも対応しています(最長午後10時)。なお、各施設で定員、利用料等は異なります。

●確保方策

令和6年4月現在、認可保育所をはじめ、各保育施設で必要に応じて時間外保育を実施しており、ニーズ量に対して十分な保育定員が確保されています。働き方やライフスタイルの多様化等を踏まえ、保護者が安心して利用できるよう、引き続き、安定した保育環境を整備します。

【計画目標】　（1 月あたり）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		2,240 人	2,246 人	2,250 人	2,271 人	2,299 人
確保方策	実施箇所数	190 か所	190 か所	190 か所	190 か所	190 か所
	提供量（定員）	8,624 人	8,624 人	8,624 人	8,624 人	8,624 人
	大森圏域	2,943 人	2,943 人	2,943 人	2,943 人	2,943 人
	調布圏域	1,830 人	1,830 人	1,830 人	1,830 人	1,830 人
	蒲田圏域	3,851 人	3,851 人	3,851 人	3,851 人	3,851 人
過不足		6,384 人	6,378 人	6,374 人	6,353 人	6,325 人

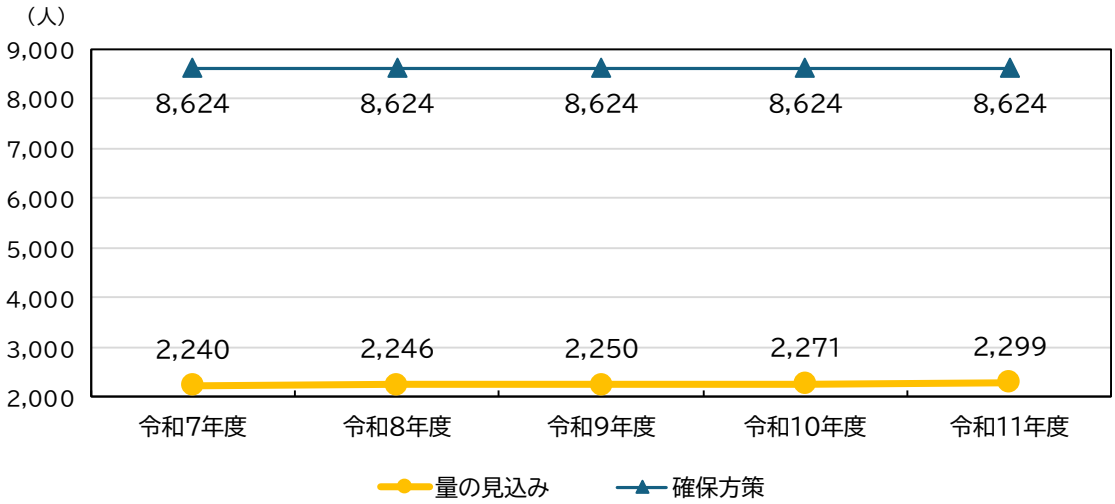

（2）放課後児童健全育成事業（学童保育）

●事業概要

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、学校休業日（土曜日や夏休みなどの長期休業期間等）にも実施します。

●確保方策

保護者の学童ニーズは、学校施設を活用した放課後児童の居場所である放課後ひろばに集中する傾向にあります。また、地域によって需要に偏りがあり、保留（待機）児童対策も課題となっています。

学校と緊密な調整を図りながら、学童申請の多い施設を重点的に放課後ひろばの整備・拡充を推進することで、学童ニーズに対応できる受入れ体制を確保します。

【計画目標（申請数）】　（年間）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1 年生	2,479 人	2,342 人	2,466 人	2,466 人	2,536 人
	2 年生	1,812 人	1,889 人	1,764 人	1,836 人	1,815 人
	3 年生	1,191 人	1,164 人	1,187 人	1,084 人	1,103 人
	低学年	5,482 人	5,395 人	5,417 人	5,386 人	5,454 人
	4 年生	450 人	446 人	442 人	456 人	421 人
	5 年生	105 人	107 人	103 人	99 人	100 人
	6 年生	30 人	30 人	31 人	30 人	30 人
	高学年	585 人	583 人	576 人	585 人	551 人
	合計	6,067 人	5,978 人	5,993 人	5,971 人	6,005 人
確保方策		6,380 人	6,420 人	6,500 人	6,500 人	6,500 人

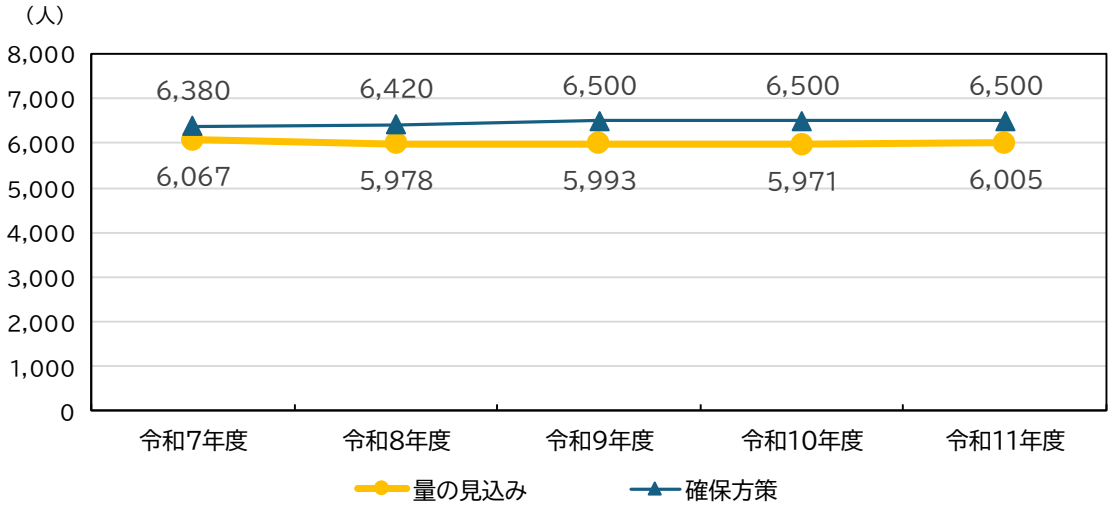

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）

●事業概要

保護者の仕事、疾病、育児不安、出産等の理由でこどもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行っています。

〈ショートステイ事業〉

保護者の疾病、育児不安、看護、出張等の社会的な事由によって家庭における児童の養育をすることが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において児童を預かっています。

〈トワイライトステイ・休日デイサービス事業〉

保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は日曜・祝日に児童の養育をすることが困難となった場合等に、児童福祉施設で児童を預かっています。

●確保方策

未就学児や小学校低学年の利用が多く、保育所や学童から直接施設に来る利用者が多い傾向にあります。保護者の送迎が困難な場合は、送迎サービス（有料）を行っており、多くの利用者が利用しています。

また、令和6年度より開始した乳幼児を対象としたショートステイ事業は、利用ニーズがあっても予約が取りづらい状況であることから、乳幼児ショートステイ事業の受け入れ施設を追加し、利用枠の定員を増加することで、緊急時に対応できる体制を整えるとともに、必要なニーズ量の確保に努めます。

【計画目標】　（年間）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		3,804 人	3,717 人	3,715 人	3,763 人	3,812 人
確保方策	実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	提供量	3,804 人	3,717 人	3,715 人	3,763 人	3,812 人

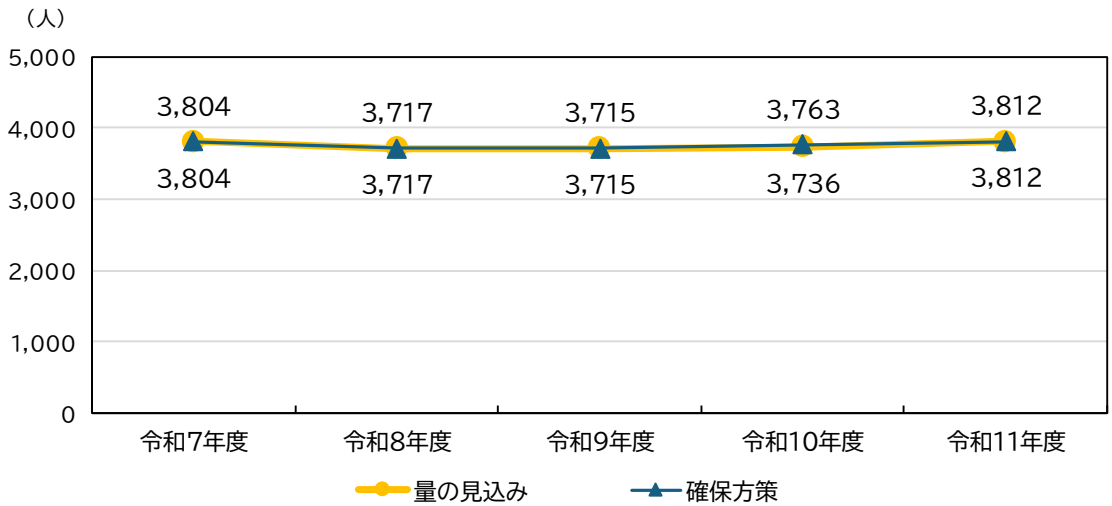

（4）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

●事業概要

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行うなど、地域に開かれた子育ての相談窓口であるとともに、子育て中の親子が気軽に過ごせる場として設置しています。

●確保方策

区では、地域子育て支援拠点事業として、児童館、子ども家庭支援センター及び保育所においてそれぞれ乳幼児からその保護者等までを対象とした事業を展開しています。また、教育ニーズの高い保護者への情報提供等に対応するため幼稚園等においても事業を展開します。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	659,370 人	699,585 人	731,040 人	730,883 人	731,201 人
確保方策（※）	55 か所	55 か所	56 か所	56 か所	57 か所

※確保方策：利用者数（量の見込み）に対し、実施箇所数により、提供量を確保します。

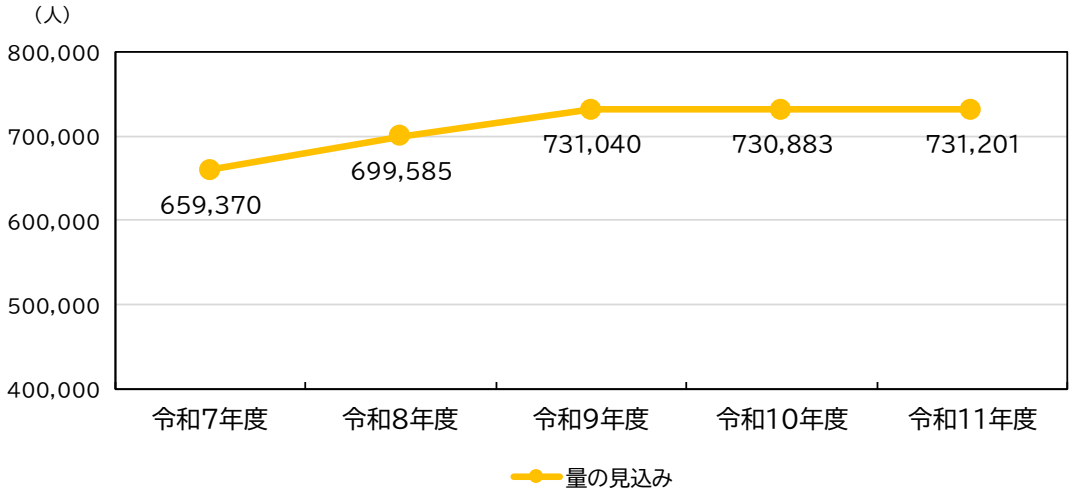

（5）幼稚園における一時預かり事業（延長保育）

●事業概要

私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常の就園時間を延長して預かる事業です。就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不定期の就労等の一時的な利用があり、令和6年4月現在、区内 45 園で実施しています。

●確保方策

幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園利用者への大きな子育て支援の柱となるため、ニーズに対応できるよう、提供体制を整備していきます。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	153,413 人	148,501 人	140,440 人	141,911 人	144,176 人
確保方策	153,413 人	148,501 人	140,440 人	141,911 人	144,176 人

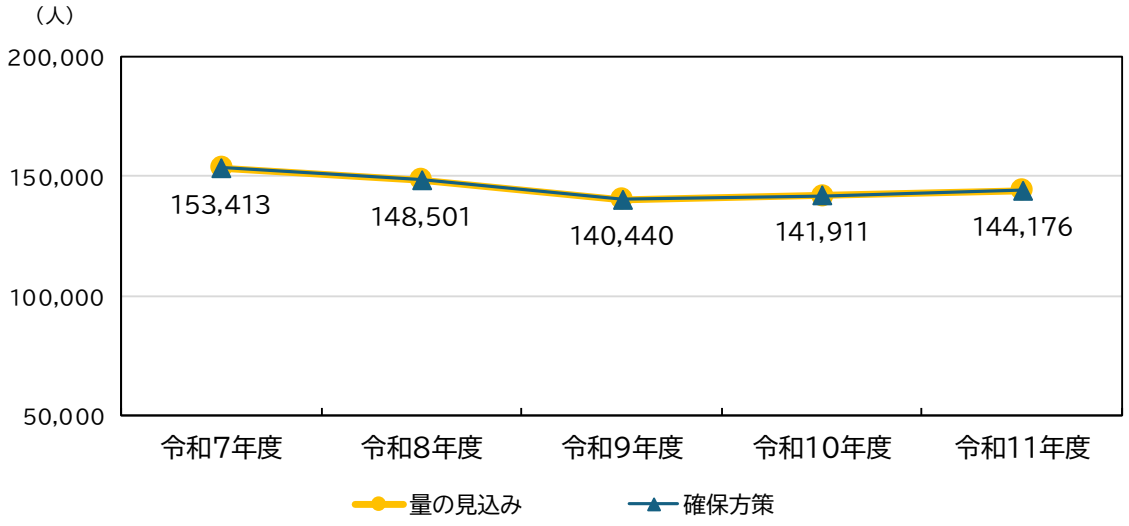

（6）保育所等における一時預かり事業

●事業概要

＜一時預かり事業＞

保護者の用事やリフレッシュのためなど、理由・目的を問わず一時的に預かる制度です。

＜緊急一時保育＞

保護者の出産、疾病等の理由により、緊急に保育が必要なお子さんを認可保育所で一時的に預かる制度です。

●確保方策

子育て家庭の不安解消やリフレッシュ等を目的に手軽に利用できるよう、在宅子育て家庭への支援を拡充していきます。また、現行の実施施設に加えて、新規開設施設での事業拡充等により、ニーズに対する受け皿を確保していきます。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	14,837 人	14,876 人	14,902 人	15,042 人	15,229 人
確保方策	14,837 人	14,876 人	14,902 人	15,042 人	15,229 人

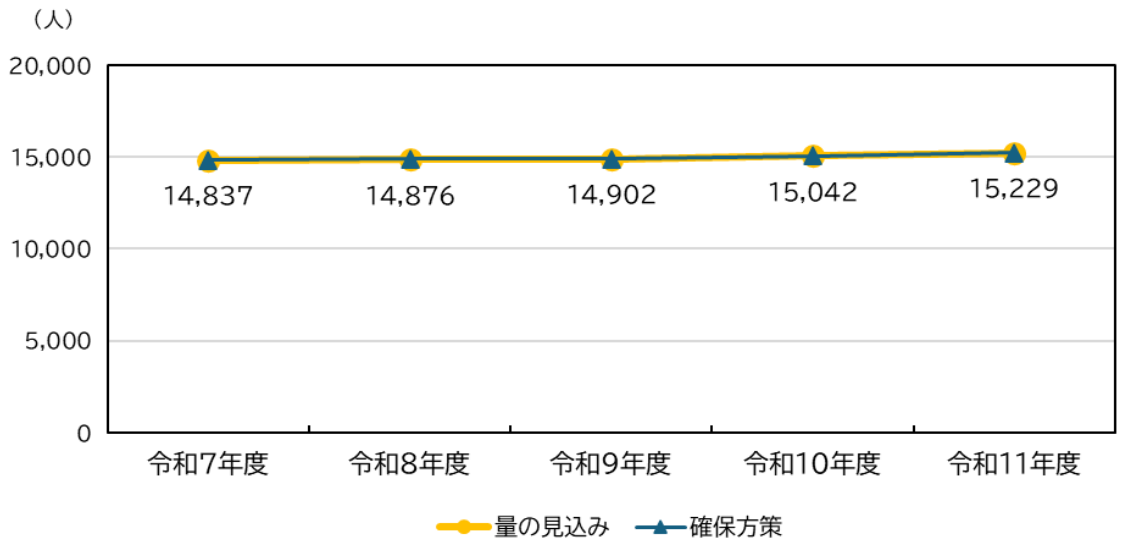

(7)病児･病後児保育事業

●事業概要

病気回復期における児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両方を支援することを目的としています。

●確保方策

主に医療機関併設の保育施設で事業を実施していることから、引き続き医療機関と連携し、ニーズに対して必要なサービス提供量を確保していきます。

【計画目標】　（年間）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		9,881 人	10,103 人	10,325 人	10,547 人	10,769 人
確保方策	実施箇所数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
	提供量	22,204 人	22,204 人	22,204 人	22,204 人	22,204 人

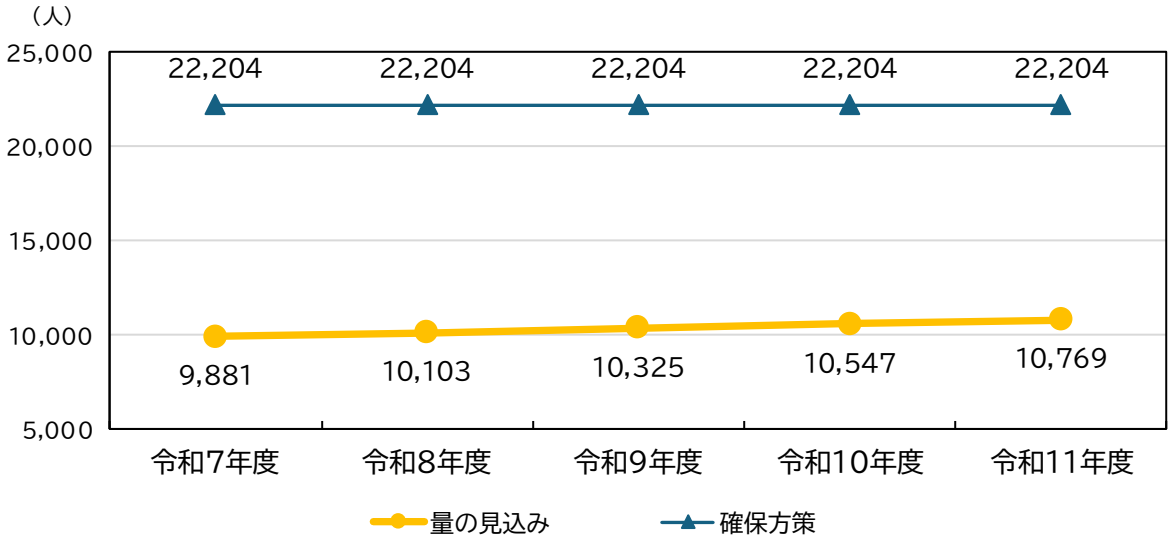

(8)ファミリー･サポート･センター事業

●事業概要

育児のお手伝いをしてほしい人(利用会員)と育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業です。

保育園や幼稚園、学童保育のお迎えや帰宅後の預かりが主な活動内容となっています。

●確保方策

利用会員と提供会員の登録数の比率は約４:１であり、地域的に偏在はありません。今後も利用増が見込まれるため、提供会員養成講座を確実に開催しニーズ量を確保します。また、活動内容も保育園等の送迎など短時間の活動実績が多く、提供会員にとって取り組みやすい活動である点をさらに周知するとともに、活動休止中の会員に働きかけることで、提供会員の確保にあたります。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	10,448 人	10,656 人	10,869 人	11,086 人	11,307 人
確保方策	10,448 人	10,656 人	10,869 人	11,086 人	11,307 人

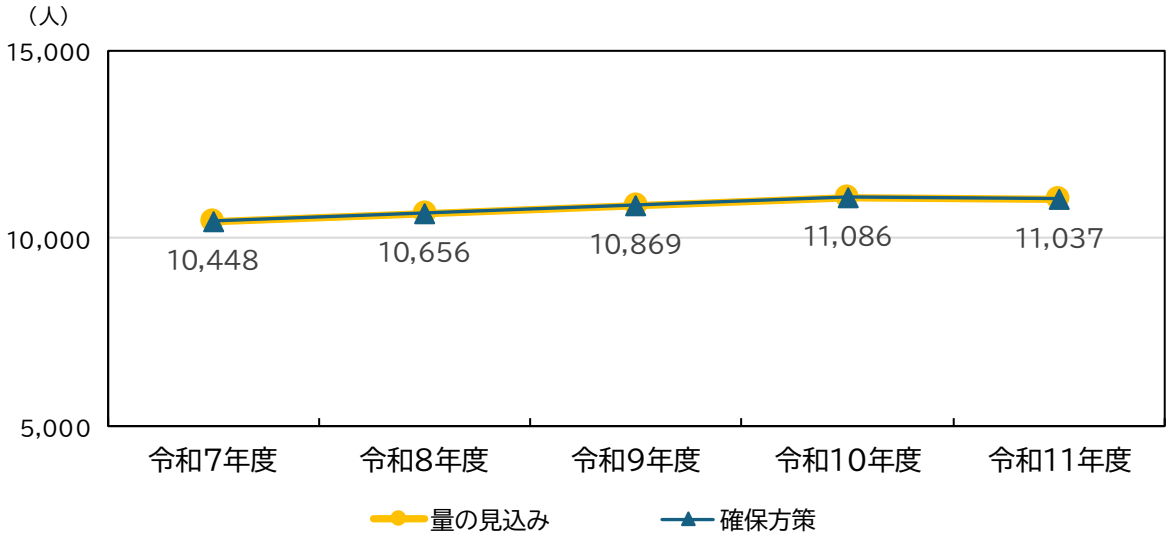

(9)利用者支援事業

●事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育･保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談･助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●確保方策

【基本型】

住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うため、区役所本庁舎、各地域庁舎、児童館及び保育所において実施します。なお、「児童福祉法」の改正により市町村は地域子育て相談機関を整備することが規定されました。この法改正に対応するため、区立保育園 37 施設等を地域子育て相談機関と位置付けます。

【こども家庭センター型】

母子保健機能と児童福祉機能を一体化したこども家庭センターを設置し、妊娠、出産、子育てに関する相談や支援プランの策定、地域の関係機関との連携により、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

【計画目標】　（実施箇所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	基本型	51 か所	51 か所	51 か所	51 か所	51 か所
	（うち地域子育て相談機関）	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所
	こども家庭センター型	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
確保方策	基本型	51 か所	51 か所	51 か所	51 か所	51 か所
	（うち地域子育て相談機関）	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所	37 か所
	こども家庭センター型	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(10)妊婦健康診査

●事業概要

妊婦が安心して健全な出産ができるよう、妊娠期間中に医療機関に委託して健診を行います。受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで助成を行う「里帰り等妊婦健康審査費用助成」を実施しています。

●確保方策

今後も、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母子の障害防止などに資することを目的に、対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携のもと、安心・安全な妊娠・出産の支援を充実していきます。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	5,196 人	5,190 人	5,188 人	5,193 人	5,197 人
確保方策	妊娠届出をしたすべての妊婦に対し事業を実施します。				

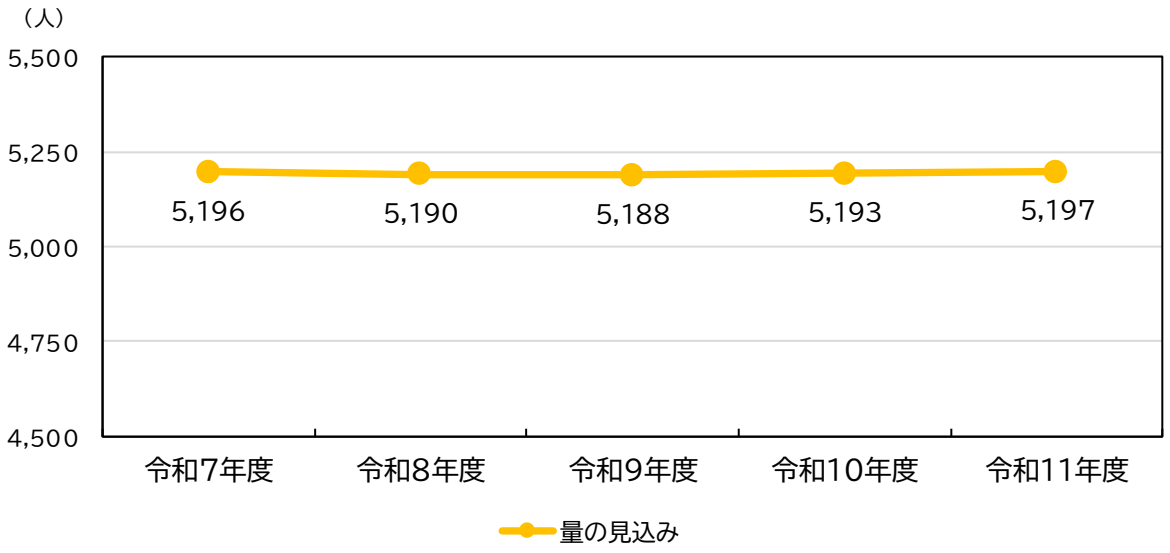

(11)乳児家庭全戸訪問事業(すこやか赤ちゃん訪問事業)

●事業概要

乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後 120 日以内の乳児がいる家庭を訪問し指導を行います。

●確保方策

今後も引き続き事業周知に努め、保健師及び助産師による訪問を着実に実施し、出産後の母子の健康状態や生活状況を把握するとともに、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を行っていきます。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	5,196 人	5,190 人	5,188 人	5,193 人	5,197 人
確保方策	生後 120 日以内の乳児のいるすべての家庭を訪問(すこやか赤ちゃん訪問)します。				

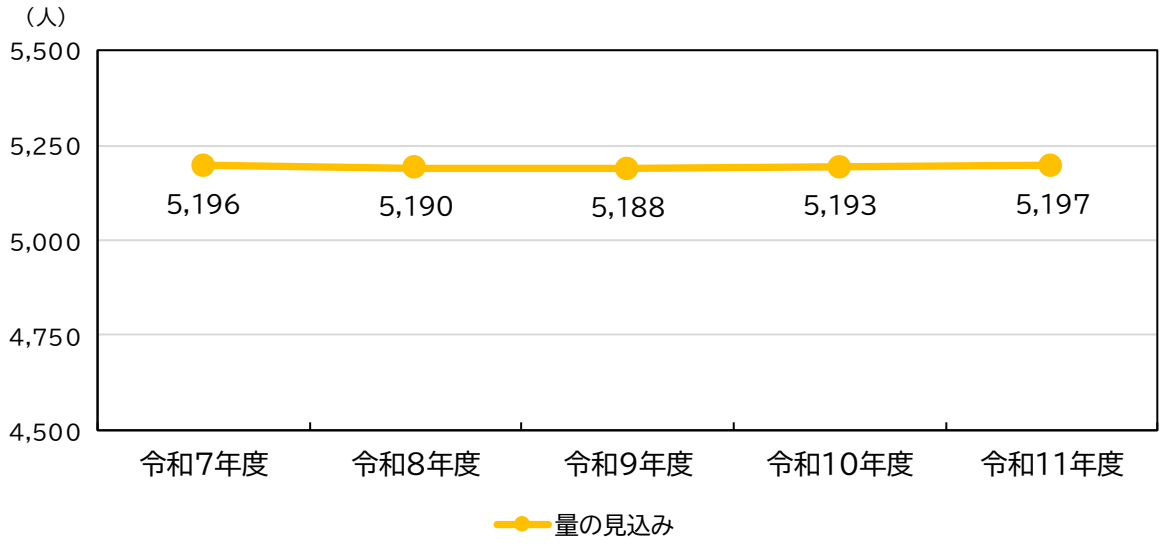

(12)養育支援訪問事業

●事業概要

「児童福祉法」第６条の３ 第５ 項に基づき、平成 18 年から実施している事業です。

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

●確保方策

出産前、出産直後から関係機関との連絡･連携により必要な支援を確実に行います。保育園等の養育機関に入所するなど、支援世帯に動きがある年度替わりの時期においても支援を計画的に行えるよう提供量を確保します。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	15 世帯	15 世帯	15 世帯	15 世帯	15 世帯
確保方策	15 世帯	15 世帯	15 世帯	15 世帯	15 世帯

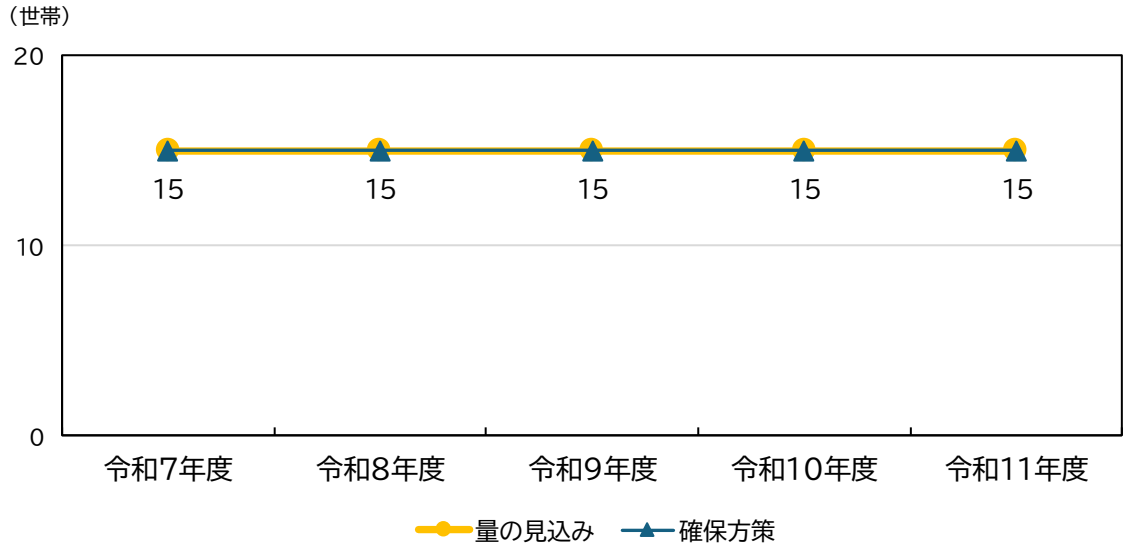

(13)子育て世帯訪問支援事業

●事業概要

「児童福祉法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

家事･子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事･子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

●確保方策

区では、これまで養育支援訪問事業内の育児ヘルパーの派遣として実施していた事業を本事業に位置付けます。引き続き、現行の支援体制を継続しています。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	30世帯	30世帯	30世帯	30世帯	29世帯
確保方策	30世帯	30世帯	30世帯	30世帯	29世帯

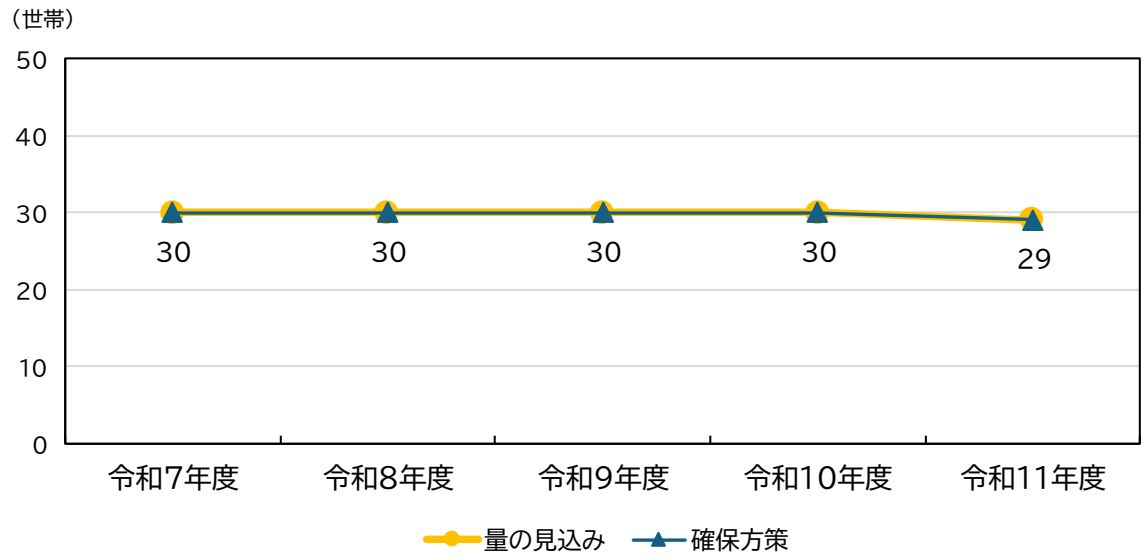

(14)児童育成支援拠点事業

●事業概要

「児童福祉法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

●確保方策

国や都の動向を踏まえながら、整備に係る「調査・検討」を行います。

(15)親子関係形成支援事業

●事業概要

「児童福祉法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談･共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

●確保方策

区では、これまで児童館において実施していた親の子育て力向上支援事業を本事業に位置付けます。本事業への参加を広く区民へ呼びかけるとともに、児童館利用者に対し参加を促していきます。

また、親子の関係性や児童の関わり方などに不安を抱えている家庭等への支援を行うため、令和７年度より子ども家庭支援センターにおいても事業を開始します。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	94 人	94 人	94 人	94 人	94 人
確保方策	94 人	94 人	94 人	94 人	94 人

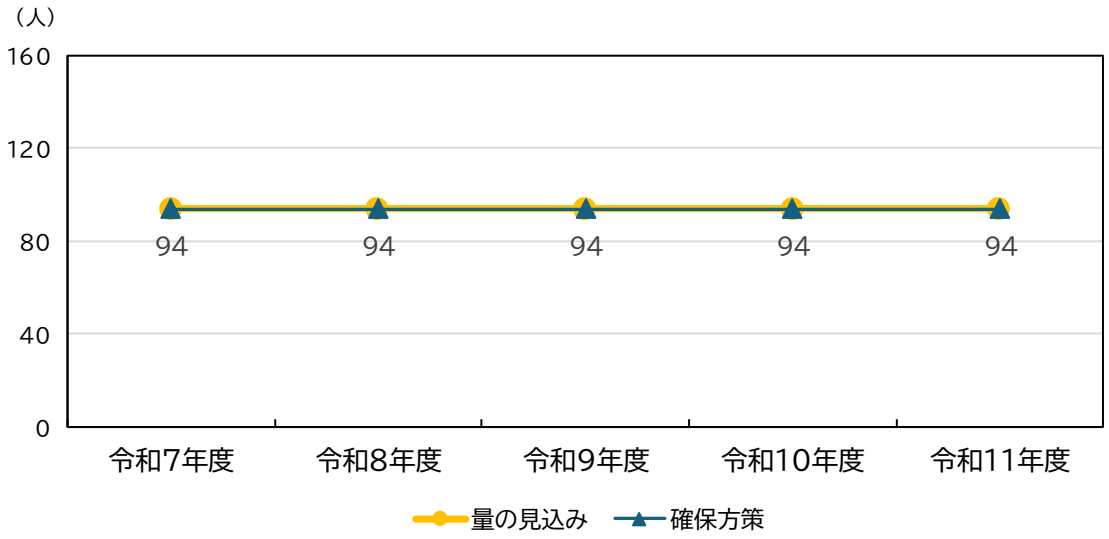

(16)産後ケア事業

●事業概要

「子ども・子育て支援法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

産後直後は母親の体調が不安定で、育児不安も強くなりやすい時期であるため、母親の身体的、心理的な安定を図るため、訪問型・外来型・デイサービス型などの支援を行います。

●確保方策

区では、これまで「母子保健法」第 17 条の２第３項に基づき実施している、産後ケア事業を本事業に位置づけます。妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、こども家庭センターその他の関係機関との必要な連絡調整や連携を図ることにより、母子とその家庭への支援を一体的に実施します。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	5,196 人	5,190 人	5,188 人	5,193 人	5,197 人
確保方策	5,196 人	5,190 人	5,188 人	5,193 人	5,197 人

(17)妊婦等包括相談支援事業

●事業概要

「子ども・子育て支援法」改正に伴い新たに位置付けられた事業です。

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

●確保方策

区では、これまで実施していた妊婦面接、妊娠８か月アンケート、新生児訪問を本事業に位置づけ、妊婦や子育て世帯のニーズに応じて、保健師等専門職が妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

【計画目標】　（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	14,079 件	13,362 件	12,681 件	12,036 件	11,424 件
確保方策	14,079 件	13,362 件	12,681 件	12,036 件	11,424 件

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

●事業概要

「子ども・子育て支援法」改正に伴い新たに位置づけられた事業です。

月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。保育所や幼稚園等に通わない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に子育てについての情報提供や助言等を行います。

●確保方策

適切な量の見込み及び確保方策を算出するため、今後、国から示される当該事業に関する通知や人員配置、設備基準等を鑑みて、令和9年度の中間年見直しに際し設定を行います。

（19）実費徴収に係る補足給付を行う事業

●事業概要

教育・保育施設に対して、特定の要件に該当する世帯の保護者が支払う日用品、文房具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成し、保護者の負担軽減を図ることを目的とする事業です。

現在大田区では各保育施設に対し、世帯の要件を問わず、保護者の実費負担を実質軽減するための独自の助成事業を別途行っており、今後もこの事業を継続します。

（20）多様な事業者の参入促進、能力活用事業（保育連携推進事業）

●事業概要

保育園の運営を担う事業者に対する巡回支援等を実施することにより、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設の設置、運営を促進するための事業です。

現在大田区では、社会福祉法人や株式会社等の多様な事業者が認可保育園（私立園）の運営を担っています。このため、区立保育園が地域の私立園等に対し、定期的な訪問や保育に関する助言、こどもたちの交流事業などの連携・交流を図る「保育連携推進事業」を実施し、多様な事業者の保育水準の向上を図っています。

資料編

1 事業一覧

基本目標1 こどもの権利を守ります

個別目標1-1 こどもの権利の擁護

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	子ども家庭総合支援センター開設準備室	
②	母子(女性)緊急一時保護事業	生活福祉課	
③	ヤングケアラー支援事業	子育ち支援課 子ども家庭支援センター	
④	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	子ども家庭支援センター	
⑤	虐待防止支援訪問	子ども家庭支援センター	
⑥	見守りサポート事業	子ども家庭支援センター	
⑦	養育支援訪問事業(子育て世帯訪問支援事業他含む)	子ども家庭支援センター	
⑧	養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	子ども家庭支援センター	
⑨	児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲)	子ども家庭支援センター	
⑩	児童虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	
⑪	いじめの未然防止、早期発見・早期対応	指導課	おおた教育ビジョン
⑫	学級集団調査	指導課	おおた教育ビジョン
⑬	学びの多様化学校	指導課	おおた教育ビジョン
⑭	つばさ教室での支援	教育センター	おおた教育ビジョン
⑮	障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲)	障がい者総合サポートセンター(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
⑯	児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲)	障がい者総合サポートセンター(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
⑰	養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業	子育ち支援課	おおた子どもの生活応援プラン推進事業

基本目標2　こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます

個別目標2－1　幼児期・学齢期の教育の充実

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	区独自教科「おおたの未来づくり」	指導課	おおた教育ビジョン
②	職場体験	指導課	おおた教育ビジョン
③	タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成	指導課	おおた教育ビジョン
④	おおたグローバルコミュニケーション（OGC）	指導課	おおた教育ビジョン
⑤	人権課題にかかわる学習	指導課	おおた教育ビジョン
⑥	道徳授業地区公開講座	指導課	おおた教育ビジョン
⑦	大田区学習効果測定	指導課	おおた教育ビジョン
⑧	学習カウンセリング	指導課	おおた教育ビジョン
⑨	習熟度別少人数指導	指導課	おおた教育ビジョン
⑩	補習教室	指導課	おおた教育ビジョン
⑪	放課後こども教室における自主学習支援	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑫	子どもの学習支援	蒲田生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑬	夏休み学習教室	地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑭	こども学習支援教室	地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑮	楽しい運動習慣の確立	指導課	おおた教育ビジョン
⑯	保育者向け研修の実施	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑰	幼児期における運動遊び指導の充実	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑱	親子運動遊び講座	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑲	保幼小の交流及び連携事業	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑳	私立幼稚園特別支援教育事業	教育総務課	
㉑	特別支援学級等の整備	学務課	おおた教育ビジョン
㉒	特別支援教育実施体制の整備	指導課	おおた教育ビジョン
㉓	学齢期の発達障がい児支援（専門相談・療育）	障がい者総合サポートセンター	おおた障がい施策推進プラン
㉔	日本語指導	指導課 学務課	おおた教育ビジョン
㉕	こども日本語教室	地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
㉖	学校施設の改築	教育総務課	おおた教育ビジョン

個別目標2－2 こどもの健やかな成長への支援

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	子ども家庭支援センター等における相談(再掲)	子ども家庭支援センター こども家庭センター	
②	スクールカウンセラーによる支援	教育センター	おおた教育ビジョン
③	スクールソーシャルワーカーによる支援	教育センター	おおた教育ビジョン
④	児童館・中高生ひろばにおける相談	子育ち支援課	
⑤	若者サポートセンター　フラットおおた	子ども家庭支援センター	
⑥	自殺総合対策の推進	健康づくり課	おおた健康プラン
⑦	精神保健に関する医師・保健師による相談	地域健康課	おおた健康プラン
⑧	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	生活衛生課	おおた健康プラン
⑨	各種健康教育	学務課 指導課	おおた教育ビジョン
⑩	性感染症予防講演会	感染症対策課	おおた健康プラン
⑪	食育推進検討会・食育フェア	健康づくり課 地域健康課 生活衛生課 子育ち支援課 保育サービス課 学務課 指導課	おおた健康プラン
⑫	在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等	地域健康課	おおた健康プラン
⑬	保育園における食育指導	保育サービス課	
⑭	食育推進チームによる指導	指導課	おおた教育ビジョン
⑮	児童館における食育指導	子育ち支援課	
⑯	かかりつけ医の推進(再掲)	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑰	休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン
⑱	平日準夜小児初期救急診療(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン
⑲	歯科休日応急診療(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン
⑳	産科医療機関の設備整備費助成事業(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン
㉑	地域医療機関との協議会等の開催(再掲)	健康医療政策課	おおた健康プラン

個別目標2－3　こどもの子育ち支援と居場所・遊び場の整備

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	青少年健全育成（青少年対策地区委員会）	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
②	大田区子どもガーデンパーティー	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
③	子ども向け人材育成事業（工場見学とものづくり体験）	産業振興課	
④	長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業	子育ち支援課	おおた子どもの生活応援プラン
⑤	こども食堂推進事業	子育ち支援課	
⑥	学校施設開放事業	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑦	学童保育事業（放課後児童健全育成事業）（再掲）	子育ち支援課 教育総務課	
⑧	学童保育（放課後児童健全育成事業）の延長保育、夏休み利用、一時利用（再掲）	子育ち支援課 教育総務課	
⑨	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ（再掲）	子育ち支援課 教育総務課	
⑩	放課後の児童の居場所づくり（放課後ひろば）	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑪	児童館の学童保育・一般利用（自由来館）	子育ち支援課	
⑫	中高生ひろば	子育ち支援課	
⑬	若者サポートセンター　フラットおおた（再掲）	子ども家庭支援センター	
⑭	保育園・児童館の児童と高齢者との交流	保育サービス課 子育ち支援課	
⑮	保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進	保育サービス課 子育ち支援課	
⑯	リーダー講習会（小学生・中高生）	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
⑰	リーダー講習会（成人）	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
⑱	地域に根ざした公園・緑地の整備	公園課	おおた緑の基本計画グリーンプランおおた
⑲	特色のある身近な公園整備	公園課	
⑳	とうきょうすくわくプログラム推進事業	保育サービス課	
㉑	多様な他者との関わりの機会の創出事業	保育サービス課 教育総務課	

基本目標３　安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

個別目標3－1　子育て家庭への相談体制の充実

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	保育サービスアドバイザーによる相談	保育サービス課	
②	子育てひろばにおける子育て相談	子育ち支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課	
③	保育所における子育て相談（地域子育て相談機関）	保育サービス課	
④	私立幼稚園における子育て相談	教育総務課	
⑤	児童館の子育て相談	子育ち支援課	
⑥	就学相談	教育センター	おおた教育ビジョン
⑦	教育相談	教育センター	おおた教育ビジョン
⑧	幼児教育相談	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑨	子ども家庭支援センター等における相談	子ども家庭支援センター こども家庭センター	
⑩	多言語相談窓口の運営	地域力推進課【(一財)国際都市おおた協会】	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑪	障がい児等の早期支援（相談・療育等）	障がい者総合サポートセンター（わかばの家）	おおた障がい施策推進プラン
⑫	児童の発達相談・サービス等利用相談	障がい者総合サポートセンター（わかばの家）	おおた障がい施策推進プラン
⑬	家庭相談・女性相談	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑭	ひとり親家庭の相談	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑮	離婚と養育費に関わる総合相談	子育ち支援課	おおた子どもの生活応援プラン
⑯	子ども生活応援臨時窓口の運営	蒲田生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑰	親子関係形成支援事業	子ども家庭総合支援センター開設準備室	

個別目標3－2　子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	子育てハンドブックの発行	こども未来課	
②	保育サービスアドバイザーによる相談（再掲）	保育サービス課	
③	マイ保育園登録	保育サービス課	
④	大田区子育て応援メールの配信	健康づくり課	おおた健康プラン

No.	事業名	担当課	連携する計画
⑤	外国人向け多言語情報紙の発行	地域力推進課	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑥	多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供	地域力推進課	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑦	児童館子育て講座の開催	子育ち支援課	
⑧	児童虐待防止に向けた啓発の推進	子ども家庭支援センター	
⑨	発達障がいの理解啓発の推進	障がい者総合サポートセンター（わかばの家）	おおた障がい施策推進プラン
⑩	ICT を活用したこども・子育て家庭への情報発信	こども未来課	
⑪	母子保健・子育て支援アプリの導入・運用	健康医療政策課	

個別目標3－3　子育て家庭の地域・社会との交流の促進

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	ファミリー・アテンダント事業	子ども家庭支援センター	
②	子育てひろば	子育ち支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課	
③	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター	
④	家庭教育学習会	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑤	初めてのお子さんを対象とした子育て教室の開催	子ども家庭支援センター	
⑥	保育所の園庭開放	保育サービス課	
⑦	体験保育（育児応援事業）	保育サービス課	
⑧	ほほえみごはん事業	子育ち支援課	おおた 子どもの生活応援プラン推進事業
⑨	地域の育児支援	福祉管理課	大田区地域福祉計画
⑩	親子で遊ぼうイベントの開催	子ども家庭支援センター	
⑪	子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	
⑫	子育てサロン「キッズな」の開催	子ども家庭支援センター	
⑬	子ども交流センターの運営支援	子育ち支援課	

個別目標3－4　子育て家庭への多様な生活支援

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	児童扶養手当	子育ち支援課	

No.	事業名	担当課	連携する計画
②	特別児童扶養手当	子育ち支援課	
③	児童育成手当・障害手当	子育ち支援課	
④	就学援助	学務課	
⑤	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑥	母子及び父子福祉資金貸付	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑦	母子生活支援施設の運営	子ども家庭総合支援センター開設準備室 生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑧	ひとり親世帯住宅確保支援	建築調整課	大田区住宅マスタープラン
⑨	ひとり親世帯転居一時金助成	建築調整課	大田区住宅マスタープラン
⑩	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス	子育ち支援課	おおた子どもの生活応援プラン
⑪	重症心身障がい児(者)短期入所	障がい者総合サポートセンター	おおた子どもの生活応援プラン
⑫	障害児通所支援事業	障害福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑬	重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業	障害福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑭	一時預かり保育	子育ち支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課	
⑮	乳幼児ショートステイ事業・ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	子育ち支援課 子ども家庭支援センター	

基本目標４　子育てと仕事の両立を支援します

個別目標４－１　保育サービス等の充実

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	保育サービス基盤の確保	保育サービス課	
②	保育所等への助成	保育サービス課	
③	定期利用保育事業	保育サービス課	
④	認証保育所の運営補助	保育サービス課	
⑤	家庭福祉員（保育ママ）	保育サービス課	
⑥	時間外保育	保育サービス課	
⑦	私立幼稚園預かり保育事業	教育総務課	
⑧	ベビーシッター利用支援事業 （一時預かり利用支援）	子育ち支援課	
⑨	休日保育	保育サービス課	
⑩	年末保育	保育サービス課	
⑪	病児・病後児保育	保育サービス課	
⑫	区立保育園における医療的ケア児の受け入れ	保育サービス課	
⑬	保育所等における障がい児等の受け入れ	保育サービス課	
⑭	区立保育園の改築・改修	こども未来課	
⑮	保育士確保対策の実施	保育サービス課	
⑯	保育士等研修の実施	保育サービス課	
⑰	区立保育園の拠点機能強化	保育サービス課	
⑱	第三者評価の実施	保育サービス課	
⑲	とうきょうすくわくプログラム推進事業（再掲）	保育サービス課	
⑳	学童保育事業（放課後児童健全育成事業）	子育ち支援課 教育総務課	
㉑	学童保育（放課後児童健全育成事業）の延長保育、夏休み利用、一時利用	子育ち支援課 教育総務課	
㉒	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ	子育ち支援課 教育総務課	

個別目標４－２　子育てと仕事の両立の推進

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	女性のための相談	人権･男女平等推進課	男女共同参画推進プラン
②	男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催	人権･男女平等推進課	男女共同参画推進プラン
③	商業団体他産業団体への働きかけ	産業振興課	
④	キッズなパパの子育て応援講座	子ども家庭支援センター	
⑤	子育て力向上支援事業	子育ち支援課	
⑥	父親支援セミナー	健康づくり課	

基本目標５　妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります

個別目標５－１　妊娠・出産・子育てにおける健康支援

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	母子健康手帳の交付	健康づくり課 こども家庭センター（地域健康課） 特別出張所等	おおた健康プラン
②	妊婦面接	健康づくり課 こども家庭センター（地域健康課）	おおた健康プラン
③	妊婦健康診査	健康づくり課	おおた健康プラン
④	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	おおた健康プラン
⑤	妊娠高血圧症候群等療養援護	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑥	すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑦	産後ケア	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑧	産後家事・育児援助事業	子育ち支援課	
⑨	乳幼児健康診査（4 か月児～5歳児）	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑩	乳幼児歯科相談	地域健康課	おおた健康プラン
⑪	幼児歯科健康診査・う蝕予防	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑫	予防接種	感染症対策課	おおた健康プラン
⑬	乳幼児経過観察健康診査	地域健康課	おおた健康プラン
⑭	乳幼児保健指導	地域健康課	おおた健康プラン
⑮	出産準備教室	地域健康課	おおた健康プラン
⑯	育児学級等	地域健康課	おおた健康プラン
⑰	地域（出張型）健康教育	地域健康課	おおた健康プラン
⑱	みんなでよい歯のまちづくり	地域健康課	おおた健康プラン
⑲	乳幼児発達健康診査	地域健康課	おおた健康プラン
⑳	新生児聴覚検査公費負担	健康づくり課	おおた健康プラン
㉑	子育てグループワーク（子育て支援事業）	地域健康課	おおた健康プラン
㉒	都の重症心身障がい児支援（訪問事業等）との連携	地域健康課	おおた健康プラン
㉓	療育給付	健康づくり課	おおた健康プラン

No.	事業名	担当課	連携する計画
㉔	養育医療給付	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
㉕	育成医療費給付	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
㉖	児童医療費助成事業	子育ち支援課	
㉗	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育ち支援課	
㉘	かかりつけ医の推進	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
㉙	休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療	健康医療政策課	おおた健康プラン
㉚	平日準夜小児初期救急診療	健康医療政策課	おおた健康プラン
㉛	歯科休日応急診療	健康医療政策課	おおた健康プラン
㉜	産科医療機関の設備整備費助成事業	健康医療政策課	
㉝	地域医療機関との協議会等の開催	健康医療政策課	

基本目標6　こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

個別目標6－1　こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	防災対応マニュアル・防災の手引き等	子育ち支援課 保育サービス課	
②	災害物品の備蓄	子育ち支援課 保育サービス課	大田区国土強靭化地域計画
③	妊産婦避難所の設置	健康医療政策課	おおた健康プラン
④	保育園における福祉避難所の整備	保育サービス課	
⑤	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	福祉管理課	大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン
⑥	区民安全・安心メールサービスの運用	防災危機管理課	
⑦	こどもSOSの家による見守り活動の推進	地域力推進課	大田区子ども・若者計画
⑧	青色回転灯装備車パトロール	防災危機管理課	
⑨	公共空間での防犯カメラの設置	防災危機管理課	
⑩	防災教育	指導課	おおた教育ビジョン
⑪	防犯教育	指導課	おおた教育ビジョン
⑫	小学生への防犯ブザーの配布	学務課	おおた教育ビジョン
⑬	子育て家庭（世代）への交通安全教育	都市基盤管理課	第 11 次大田区交通安全計画（R3～7） 大田区自転車等総合計画（R4～13）
⑭	「交通安全だより」の発行	都市基盤管理課	第 11 次大田区交通安全計画（R3～7） 大田区自転車等総合計画（R4～13）
⑮	交通安全巡回指導	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑯	交通安全移動教室の開催	都市基盤管理課	第 11 次大田区交通安全計画（R3～7） 大田区自転車等総合計画（R4～13）
⑰	交通安全自転車教室の開催	都市基盤管理課	第 11 次大田区交通安全計画（R3～7） 大田区自転車等総合計画（R4～13）
⑱	少年の非行防止啓発活動	防災危機管理課	
⑲	万引きしにくい環境づくり	防災危機管理課	
⑳	有害図書等対策の推進	地域力推進課	大田区子ども・若者計画

個別目標6－2　地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

No.	事業名	担当課	連携する計画
①	地域とつくる支援の輪プロジェクト	子育ち支援課	おおた子どもの生活応援プラン
②	子育て力向上支援事業	子育ち支援課	
③	子育て関係機関による連絡会	地域健康課	おおた健康プラン
④	地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑤	子育てすくすくネット事業	子育ち支援課	
⑥	民生委員・児童委員との連携	福祉管理課	大田区地域福祉計画
⑦	児童発達支援地域ネットワーク会議等	障がい者総合サポートセンター	おおた障がい施策推進プラン
⑧	医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン
⑨	大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン

2　大田区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 5 月 31 日
条例第 43 号
改正　令和 4 年 9 月 29 日
条例第 45 号
改正　令和 6 年 3 月 11 日
条例第 30 号

（設置）
第 1 条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、区長の付属機関として大田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。
（所掌事項）
第 2 条　子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。
（1）　区民及び関係団体との連携協働による子育て支援施策に関する事項
（2）　前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
（組織）
第 3 条　子育て会議は、区長が委嘱する委員 15 名以内で組織する。
（委員の任期）
第 4 条　委員の任期は 2 年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
（会長及び副会長）
第 5 条　子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（招集）
第 6 条　子育て会議は、会長が招集する。
2　会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。
（会議）
第 7 条　子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
2　子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（意見の聴取等）
第 8 条　子育て会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（会議の公開）
第 9 条　会議は、原則として公開とする。ただし、子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

（臨時委員）
第 10 条　区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第 3 条に規定する委員のほかに、子育て会議に臨時委員を置くことができる。
2　臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。
3　臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。
（部会）
第 11 条　子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。
2　部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
3　部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
4　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
5　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
6　第 6 条から第 9 条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。
（委任）
第 12 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付　則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3　大田区子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年5月 31 日
規則第 92 号
改正　平成 27 年 3 月 26 日
規則第 33 号
改正　令和元年 5 月 31 日
規則第 4 号
改正　令和 6 年 3 月 11 日
規則第 22 号

（趣旨）
第1条　この規則は、大田区子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 43 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（委員）
第2条　条例第3条に規定する区長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。
（1）学識経験者　1名以内
（2）区民　1名以内
（3）子どもの保護者　1名以内
（4）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者　4名以内
（5）区内関係団体の推薦を受けた者　6名以内
（6）区議会議員　2名以内
（庶務）
第3条　子育て会議及び部会の庶務は、こども家庭部子育て支援課が処理する。
（委任）
第4条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
付　則
この規則は、平成 25 年6月1日から施行する。
付　則
この規則は、平成 27 年4月1日から施行する。
付　則
この規則は、令和元年5月 31 日から施行する。
付　則
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 大田区子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名等	氏名(敬称略)
学識経験者(1名)	大学教授等	澁谷　昌史
区民・子どもの保護者(2名)	公募委員	小林　多希子
	公募委員	吉崎　麗
子育て支援に関する事業に従事する者(4名)	大田区私立幼稚園連合会　代表	野村　良司
	大田区私立保育園連合会　代表	加藤　保
	学校法人　簡野学園　代表	菊地　渉道
	社会福祉法人　大洋社　代表	斎藤　弘美
区内関係団体の推薦を受けた者(6名)	大田区3医師会　代表 (田園調布医師会　会長)	内山　浩志
	大田助産師会　代表	石丸　識子
	大田区民生委員児童委員協議会 代表	森　英男
	大田区青少年対策地区委員会会長会 代表	石垣　晴子
	労働団体代表(連合大田地区協議会)	森谷　憲光 (任期:R7.2.12 まで)
		奈良　友加 (任期:R7.2.13～ R7.3.31)
	東京商工会議所大田支部	田尻　久美子
区議会議員(2名)	こども文教委員会　委員長	岡元　由美
	こども文教委員会　副委員長	押見　隆太

5 策定経過

1 保護者ニーズ調査及び小中高生アンケート調査の実施

対象者	配布数	回収数	回収率	調査期間
就学前児童の保護者	2,500 件	1,167 件	46.7%	令和 5 年 12 月 20 日から令和 6 年 1 月 15 日
小学校児童の保護者	2,500 件	1,050 件	42.0%	
小学生	1,250 件	366 件	29.3%	
中学生	1,250 件	350 件	28.0%	
高校生世代	1,250 件	217 件	17.4%	
合　計	8,750 件	3,150 件	36.0%	

2 大田区子ども・子育て会議における検討

回	開催日	主な議事内容
第1回	令和6年 7 月 5 日(金)	・大田区子ども・子育て支援計画に関する令和5年度実績報告 ・次期大田区子ども・子育て支援計画策定のための区民意向調査の結果報告 ・次期大田区子ども・子育て支援計画の体系(案) ・子ども・子育て会議の専門部会の設置
第2回	令和 6 年 10 月 18 日(金)	・次期計画(素案) ・こどもの居場所づくり検討部会の報告
第3回	令和 6 年 11 月 1 日(金)	・次期計画(素案) ・こどもの居場所づくり検討部会の報告
第4回	令和 7 年 2 月 13 日(木)	・大田区こども未来計画(最終案) ・こどもの居場所づくり検討部会の報告

3 パブリックコメント(区民意見公募手続)の実施

募集期間	令和6年 12 月 13 日(金)から令和 7 年 1 月 10 日(金)まで
意見提出件数	16件

6 用語解説

【あ行】

ICT(アイシーティー)

情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた力

SDGs 未来都市

内閣府は、SDGs の理念に沿った取組を推進する都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現する潜在的な力が高い都市・地域を「SDGs 未来都市」として選定している。

NPO(エヌピーオー)

特定非営利活動団体。Non Profit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

【か行】

核家族化

夫婦のみの世帯、又は夫婦(ひとり親の場合も含む)と未婚のこどものみの世帯が増加する現象。

家庭福祉員(保育ママ)

区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後 43 日から2歳未満のこどもを預かり、自宅又はグループ保育室で家庭的保育を実施する。

協働

区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

区民安全・安心メールサービス

防災情報や気象警報の発令や解除、防犯情報などを携帯電話にメール送信するサービス。

グループ保育室

自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員（保育ママ）が、複数で自宅以外の同じ施設を使用し保育を行う事業。

合計特殊出生率

1人の女性（15 歳から 49 歳）が一生で出産するこどもの平均人数。

子育ち

こどもが主体的に育つこと。

【さ行】

在宅栄養士（在宅訪問管理栄養士）

在宅療養者における複雑で解決困難な栄養の問題を有する重症疾患等の個人や集団に対して、高度な知識や技術を有し、個々の生活状況を踏まえた在宅栄養管理を通じて QOL の支援ができ、かつ在宅栄養管理にかかわる地域の他（多）職種と協働するための栄養管理システムの構築に携わり、その継続した協働ができる管理栄養士。

産後ドゥーラ

産前産後の女性に寄り添い、家事や育児をサポートする産後ケアの専門家。保育、調理、産前産後の女性の身体について等の講義を受け認定される。

自治体 SDGs モデル事業

内閣府は、SDGs の理念に沿った取組を推進する都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現する潜在的な力が高い都市・地域を「SDGs 未来都市」として選定している。そのうち特に先導的な取組であって、多様な主体との連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業を「自治体 SDGs モデル事業」として選定している。

児童虐待

児童虐待は、親又は養育者によってこどもに加えられた行為の中で、こどもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。
①身体的虐待、②育児放棄／ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。

児童相談所

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（「児童福祉法」第 59 条の4第1項の児童相談所設置市をいう）に設置される行政機関。

周産期医療

「周産期」とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死等、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。「周産期」を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現する。

女性のエンパワーメント

女性が個人としても社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。

スクールカウンセラー

いじめ、不登校などの学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

青少年対策地区委員会

地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、特別出張所を単位として、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生委員児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織。

【た行】

男女共同参画

男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

定期利用保育

毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間（4時間以上）を柔軟に決められる保育事業。

特別支援教育

障がいなどにより、学習上・生活上の困難があるこどもに対して、小中高校などに準ずる内容で、自立を図ることを目的とする教育。

共育て家庭

子育てをパートナーといっしょに行っている家庭。

【な行】

認可保育所

「児童福祉法」に基づく児童施設で、建物や園庭の広さ、保育者の人数、保育時間などについて国が定めた基準を満たし、自治体によって認可された保育園。

認証保育所

都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準（0歳児保育、13 時間所など）に基づく保育所。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。

母と子の保健バッグ

妊婦の方にお渡しする、妊婦健康診査受診票等の受診票セットや、両親学級案内などの各種チラシなどが入ったセット。

バリアフリー

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。

ファミリー・アテンダント事業

子育て経験や子育て支援事業に関わりのある訪問員が、月 1 回、対象世帯のうち申し込みのあった全世帯の自宅を訪問し、子育ての困りごとや悩みの傾聴や、子育て情報を提供する事業。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（病気や経済的な理由によるものを除く）であること。

保育サービスアドバイザー

保育を希望する保護者や在宅で育児をする保護者・出産予定の方等からの相談に応じ、ご家庭の状況に合った保育施設や子育て支援サービスについて、情報提供や育児相談を行う。保育サービスアドバイザーは、区立保育園勤務経験のある保育士。

母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設(「児童福祉法」第 38 条)

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

【ら行】

療育

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を充分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。

大田区こども未来計画

令和７年３月

発行：大田区　こども家庭部　子育て支援課
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話：03-5744-1780（直通）
FAX：03-5744-1525

令和 6 年度　大田区こどもの意見聴取事業　報告書

令和 6 年 11 月

大田区

目次

1. 調査概要 2
（1） 目的 2
（2） 調査期間 2
（3） 調査方法 2
（4） 調査テーマ 2
（5） 対象者 3

2. こども・子育て施策に関するこどもの意見まとめ 6

3. 意見聴取事業により把握した意見から類推される区の特徴 8

4. こども・子育て施策に関するこどもの意見詳細－実際に聴取したこどもの意見の抜粋－ 9
テーマ（ア）こども本人の相談先について 9
テーマ（イ）将来の夢や希望について 12
テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの 14
テーマ（エ）こどもが知りたい情報とアクセス方法について 17

5. ワークショップのアウトプット一覧 18
テーマ（ア）こども本人の相談先について 18
テーマ（イ）将来の夢や希望について 28
テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの 38
テーマ（エ）こどもが知りたい情報とアクセス方法について 49

1. 調査概要

（1） 目的

本事業は、定量的なアンケート調査では把握しきれない、こども本人からの自由な意見を聴取し、区のこども・子育て施策にこども本人の状況やニーズ等を効果的に反映することを目的とする。

（2） 調査期間

令和 6 年 7 月 23 日～9 月 3 日

（3） 調査方法

ワークショップおよびヒアリングにて意見を聴取した。

① ワークショップ

ワークショップは、1 テーマにつき 1 時間、4～6 名のこどもを対象として行った。

② ヒアリング

ヒアリングは、こども 1 名につき 30 分間行い、1 名につき 3 テーマについて聴取した。

（4） 調査テーマ

本調査では下記 4 テーマについてこどもの意見を聴取した。

（ア） こども本人の相談先について

こどもにとって相談窓口に悩み等を相談することはハードルが高いと想定し、こどもが相談しやすくなるためにどのようなことを行っていけば良いかについて、意見を聴取する。

（イ） 将来の夢や希望について

こどもが将来の夢や希望を持つため、さらにそれを実現するためにどのような支援を行っていけば良いかについて、意見を聴取する。

（ウ） 近くにあったら良いなと思うもの

こどもが普段の生活においてやりたいこと等を確認し、どのような居場所や遊び場が必要なのかについて、意見を聴取する。

（エ） こどもが知りたい情報とアクセス方法について＋施策案に活かせる課題・不足の抽出

こどもが普段の生活において知りたい情報等を確認し、こども向けの情報発信をどのように行っていけば良いかについて、意見を聴取する。加えて、「今困っていることや、それを解決するために調べてもわからなかったことはないか」について聴取し、施策案に活かす。

調査方法及び対象学年による各テーマの意見聴取のしやすさを考慮し、下記の通り設計・実施した。

テーマ(ウ)は他の参加者の意見に触発されるとより豊かなアイディアが出ると想定し、ワークショップのみで実施した。

テーマ(エ)は難易度が高く、かつ、個人の趣味等センシティブな内容も含む可能性があると想定し、中高生を対象としたワークショップおよびヒアリング(全学年対象)のみで実施した。

ワークショップ	小学生	テーマ(ア) テーマ(イ) テーマ(ウ)
	中高生	テーマ(ア) テーマ(イ) テーマ(ウ) テーマ(エ)
ヒアリング	全学年	テーマ(ア) テーマ(イ) テーマ(エ)

(5)　対象者

大田区に在住の小学生から中高生世代までの延べ 175 名を対象とし、ワークショップ(集団)およびヒアリング(個別)を実施した。

場所は大田区の児童館、放課後ひろば及び中高生ひろばで実施した。小学生については、学童保育利用者(就労等による預かり事由のある家庭)のみに偏らないよう、児童館及び放課後こども教室での実施とし、一般来館児童及び放課後こども教室利用児童の意見聴取も行えるよう設定した。

① ワークショップ対象者一覧

地域	実施場所	学年	人数(実績)
大森	大森北児童館	低学年(小 1～3)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 5 名 テーマ(ウ) 5 名
	山王児童館	低学年(小 1～3)	テーマ(ウ) 5 名
	大森北児童館	高学年(小 4～6)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 6 名 テーマ(ウ) 4 名
調布	久が原児童館	低学年(小 1～3)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 5 名 テーマ(ウ) 5 名
		高学年(小 4～6)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 5 名 テーマ(ウ) 5 名
蒲田	西蒲田児童館	低学年(小 1～3)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 5 名 テーマ(ウ) 5 名
		高学年(小 4～6)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 5 名 テーマ(ウ) 5 名
	中高生ひろば蒲田	中高生(中 1～高 3 及び中高生世代)	テーマ(ア) 4 名 テーマ(イ) 4 名 テーマ(ウ) 5 名 テーマ(エ) 5 名
糀谷･羽田	出雲放課後ひろば	低学年(小 1～3)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 5 名 テーマ(ウ) 5 名
		高学年(小 4～6)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 6 名 テーマ(ウ) 5 名
	中高生ひろば羽田	中高生(中 1～高 3 及び中高生世代)	テーマ(ア) 5 名 テーマ(イ) 4 名 テーマ(ウ) 5 名 テーマ(エ) 4 名

② ヒアリング対象者一覧

地域	実施場所	学年	人数(実績)
大森	大森北児童館	低学年(小 1～3)	2 名
		高学年(小 4～6)	3 名
		中高生(中 1～高 3 及び中高生世代)	1 名
	山王児童館	高学年(小 4～6)	2 名
蒲田	中高生ひろば蒲田	中高生(中 1～高 3 及び中高生世代)	4 名
糀谷･羽田	中高生ひろば羽田	中高生(中 1～高 3 及び中高生世代)	1 名

2. こども・子育て施策に関するこどもの意見まとめ

（1）スクールカウンセラーや児童館における相談業務の促進

→対面で、なじみのある人・場所の方が相談しやすいという意見が多かったため、現在実施しているスクールカウンセラーや児童館における相談業務の一層の促進が望まれると感じた。初対面の相談員の場合は、相談員の好きなものや得意な相談分野等の情報が事前にわかると相談しやすいという意見があった。

（実際のこどもの意見）

・対面が良い　・知っている人、行ったことのある場所が良い　・相談員の人となりを知りたい

（2）遊び場と一体となった相談場所の設置

→特に小学生において、遊び場と一体となった相談場所があると行きやすいという意見が多かった。相談員ともまずは遊んで、信頼関係を築けると、緊張せずに相談できそう、という意見があった。中高生においても、中高生ひろばのように複数の部屋があり、自由に過ごせる部屋と相談できる部屋があると良いという意見があった。

（実際のこどもの意見）

・おもちゃ、遊び場があると行きやすい　・相談員と遊んでから相談できると緊張しない

（3）将来の夢や日ごろの疑問等を相談できる場所（対面・WEB）の設置もしくは周知活動の促進

→今回聴取した意見の中では、つらいことや悩みを相談したいという意見は少なかったが、進路や将来の夢、いま好きで行っていることや気になっていることに関する疑問点等を聞ける場所が欲しいという意見があった。もしくは、既存の相談場所でもそういった相談を受け付けていることが周知されると良いという意見があった。

（実際のこどもの意見）

・悩みやつらいことだけでなく、進路や将来についても相談したい

・将来の相談等もできることを広めたほうが良い

・こどものなぜ？なに？に答えてほしい　・プログラミング等のわからないところについて聞きたい

（4）職業について知る機会（講演会・座談会・ワークショップ・書籍等）の提供

→特に小学校低学年において、「夢がない」というこどもは、自分の興味関心と職業が結びついていない印象があった。また、将来の夢はあるが、どうしたらなれるかは詳しく知らないという意見が多かった。どういった職業があるのか、どうしたらなれるのかを知る機会が欲しいという意見や、オンライン等ではなく実際に話を聞いたり体験したりしたいという意見があった。

（実際のこどもの意見）

・好きなことと職業が結びついていない

・将来の夢はあるがどうしたらなれるかわからない

・将来の夢はあるが具体的な仕事内容がイメージできない

・なりたい職業についてもっと具体的に知りたい（1 日のイメージや使用する道具等）

（5）職業体験・職場見学の機会の提供

→小学生は、どういった職業があるか、それぞれの職業はどういった仕事をするのかを知ることを目的とした職業体験施設での体験や、職場見学の機会を希望していた。中高生では、インターンシップのように実際の職場で、より実際の働き方に近い方法での職業体験を希望している子もいた。

（実際のこどもの意見）
・いまある職業体験施設よりも種類が多く、体験時間の長い職業体験がしたい
・プロが働く姿を間近で見て、一緒に体験し、アドバイスをもらえる機会が欲しい
・色々なスポーツの道具を借りて体験できる施設が欲しい

（6）児童館等での体験イベントの充実化

→将来の夢を見つけるための取り組みのひとつとして、様々な体験イベントがあると良いという意見があった。特に小学生では、例えばカイロをつくる科学教室等、自分は興味がない、少し難しいと感じるようなものでもやってみて興味を持ったという体験があるため、そういった機会が充実していると良いのではという意見があった。

（実際のこどもの意見）
・職業体験以前の第一歩として、外部講師等を招いて様々な体験イベントがあると良い

（7）自己研鑽を積む場所の提供

→すでに好きなものや取り組んでいることがあるこどもにとっては、例えばサッカーや絵の練習、プログラミングができる環境等、それらを研鑽する場所が不足していると感じており、そういった環境が整うことを希望していた。

（実際のこどもの意見）
・ボールを使える公園が欲しい　・踊れる公園が欲しい　・画材や PC、調理器具等がそろっている場所が欲しい
・プログラミングや PC ゲームができる場所が欲しい

（8）暑さ・寒さをしのげる遊び場・居場所の充実

→昨今の気象変化に伴い、プールや、暑さ・寒さをしのげる屋内遊び場等が欲しいという意見が多かった。

（実際のこどもの意見）
・涼しい遊び場が欲しい　・流れるプール等がある室内プールが近くに欲しい

（9）遊びに加え、くつろげる場所・飲食の提供がある場所の充実

→遊び場だけでなく、くつろげる場所や、おやつ等の提供があることを希望する意見があった。

（実際のこどもの意見）
・ホテルが欲しい　・寝転がれる場所が欲しい　・児童館でお菓子がいつでも食べられると良い

（10）小学生には学校支給のタブレットや学校・保護者経由で、中高生は SNS 等での情報発信が望ましい

→IT 機器を使った情報収集力は総じて高いが、低年齢層では家庭・学校からの情報の信頼度が高い。

（実際のこどもの意見）
・（小学生）保護者や担任の先生が教えてくれると良い　・（中高生）検索サイトや SNS で調べる

3. 意見聴取事業により把握した意見から類推される区の特徴

（1） 区内4地域で意見聴取を実施したが、地域での意見の差異は見られなかった。

（2） 相談先に関して、スクールカウンセラーが小学校高学年や中学生を対象に「全員面談」を行っている学校が多く、学校内での相談先については認知度が高いと感じた。

（3） タブレットが1人1台支給されている為か、IT リテラシーの高い子が多い印象があった。意見聴取の中でも「学校に支給されているタブレットのトップ画面で表示して宣伝するといい」、「学校のタブレットでゲームを作っているので、卒業するときに買い取りたい」、「学びポケットで分からない問題のヒントを確認している」等、生活の中に学校のタブレットが根付いている印象を受けた。

（4） 将来の夢について、夢がある子が全体的に多くいたが、どうしたらその夢に近づけるのかは、小学生、特に低学年ではまだ曖昧な子が多かった。

（5） 現在の習い事から夢に紐づけるこどもが多くいた。

（6） 「はねぴょん」の認知度が高く、大田区のキャラクターとしてこども達も認識している。

（7） 「羽田空港」があることが大田区の特徴であるとこども達が認識しており、その特徴を活かした施策の発想があった。

（8） ボールが使えない等、公園に対する不満や要望が多く出た。公園の充実化が期待される。

（9） つばさ教室が機能しており、不登校のこどもの心の拠り所になっている。

（10） 児童館や放課後ひろば、中高生ひろばへのこども達の満足度が高い。
・特に中高生ひろばは、現在、区内に2か所しかないので、もっと増やしてほしいという声があった。
・児童館内での活動の幅を広げたいという声が多くあった。

4. こども・子育て施策に関するこどもの意見詳細ー実際に聴取したこどもの意見の抜粋ー

テーマ(ア)こども本人の相談先について

【場所(立地・内装)について】

◆遊び場と一体となった相談場所が良い

・遊び場と一緒だと友達と行けて良い

◆こどもたちが好む内装が良い

・部屋ごとに異なる内装だと面白い(おもちゃがたくさんある部屋、クッション等がたくさんありくつろげる部屋等)

・スクールカウンセラーの部屋にキャラクターが貼ってあったり、中にぬいぐるみがあったりすると良い

・ベランダがあって、外の空気が吸えたら良い

・秘密基地のような、暗くて隠れられる(ドアを閉められる)ような相談場所だと良い

◆相談場所は何か所かあった方がみんなが気軽に行ける

◆行き慣れているところ、公園等の中に小さな相談場所があると良い

◆相談場所に入るところを見られたくないので、相談場所は誰もいないところ、少し遠いところが良い

◆相談場所は家や学校の近くが良い

【相談方法について】

◆対面が良い

・電話、メールでは自分で相談できないから(携帯電話、メールアカウント等を持っていない)

・コミュニケーションアプリ、手紙は相談内容が残るから、対面で話してその場で解決したい

・オンラインだと実際は別の人かもしれないし、電話だと裏で笑っているかもしれないから、直接話したい

◆対面・手紙が良い

・電話だと親に電話を借りないといけないから

◆学校のスクールカウンセラー面談みたいに全員が相談する機会があると、相談することが当たり前だから恥ずかしくない

◆個別相談とグループ相談があると良い

◆進路相談は友達と一緒に相談できて、家庭のことは 1:1 で話す環境や電話で相談できる場所だと良い

◆学年ごとに悩みが違うから、学年ごとの相談窓口があると良い

◆遊びながら話す等、あまり向き合いすぎずフランクに会話できる相談場所が良い

◆楽しみながら相談できるように、ゲームになっていて、そのゲームを芸能人や動画配信者に実況してもらって宣伝をする

【相談時間について】

◆平日の放課後が良い　◆学校の授業の休み時間が良い　◆休日(土日)が良い

◆休日の夕方に、家族にバレないように行きたい　◆スクールカウンセラーがいる曜日・時間を増やしてほしい

◆いつでも相談できるように 24 時間開いていてほしい

【相談内容について】

◆進路や、将来の職業のこと、ちょっとした困りごと等も相談して良い、という気軽な感じが伝わると良い

・将来の夢に関することも相談できる相談場所が欲しい　・つらいこと以外も相談できることを周知してほしい

◆プログラミングのこと等、興味関心のあることを聞ける場があると良い

◆こどものなぜ？なに？に答えてくれる場所（WEB 可）があると良い

【相談員について】

◆面白くて優しい女性が話しやすい

◆ある程度関係性ができていて、親身に聞いてくれる人が良い

・相談員は自分のことを知っている人で、自分と気が合う人が良い

・まずは遊んで、相談員と仲を深めてから相談したい

・両親や児童館（学童）の職員等、自分のことを知っている人に相談したい

◆相談員がどういう人か説明書きがあると良い

・相談員は同世代で、専門や経験、人となりがわかると良い

◆相談員は若くて優しい人が良い

・相談員は大学生くらいだと共感もしてくれるし大人目線でアドバイスもくれそう

・相談員はテンションが高くてノリが良い人が良い。高校生でも良い

・相談員は友達感覚で話してくれる人が良い

◆「誰にも言わない」等の約束を守ってくれる相談員が良い

【名称について】

◆わかりやすい名称が良い

・普通に「相談所」、「こども相談所」等がわかりやすくて良い

・シンプルに「相談センター」という名称が良い

・「なんでも聞いてくれる相談窓口」、「なんでも相談」、「お助けセンター」、「ハート相談センター」という名称が良い

・「どんなことでも」と入っている名称だと良い

・名称に「気軽に」「なんでも」と入っていると良い

・「解決」という意味合いの言葉が入っている名称だと良い

・「仲間」って入っていると信頼できる。話を聞いてくれそう

・「TELL ME キッズ」「SOUDAN」という名称が良い

◆対象者が示されている名称が良い

・「こども」「キッズ」と入っている名称だと良い

・相談場所の名称を「なんでも」ではなく、「1 年生相談スペース」等のように細分化して、当事者意識を持ってもらう

・「中高生」というワードが入っている相談場所だと自分事と感じる

・「中高生」のように当事者意識を喚起する言葉、「ひろば」のような温かみのある言葉を含む相談場所の名称が好ましい

◆表記を工夫すると良い

・名称はひらがな表記が良い

・名称には英語表記も付けると良い

・「そうだん」（ひらがな）という名称が良い

・名称に漢字を入れる場合は、読めるようにふりがな（ルビ）を入れてほしい

◆「キッズな」のようなキャッチーな名称や、「みなろく（南六郷）」のように省略できる名称が良い

◆相談場所の共通の記号（マーク）をつくる

◆名称はこどもアンケートを取って決めたら良い

【周知方法について】

◆身近な人、行ったことのある人が周知する

・友達の口コミで自分も行こうかなと思う　・保護者や担任の先生が教えてくれると良い

・児童館職員が教えてくれると良い

◆相談員が直接学校に来て周知する

・授業の中で知らせると良い

◆学校のおたよりで知らせる

・クイズ方式になっているプリントで周知したら目を引く　・新聞に書いて、全国の小学生に配って広める

◆ポスターで周知する

・公園、遊園地、映画館、街の掲示板、駅に貼ると良い

・中高生が行く場所（カフェ、複合エンターテイメント施設、アニメキャラクターグッズショップ等）に貼ってあると見ると思う

・有名キャラクター、芸能人を起用すると見ると思う

◆チラシで周知する

・学校、平和島のゲームセンター等で配布すると良い

◆動画配信サイトや SNS、SNS 広告で周知する

・有名動画配信者を起用する

◆テレビ・映画館の CM で周知する

・有名キャラクター、芸能人を起用する

・こども食堂の CM みたいにお笑い芸人や動画配信者が出演するテレビ CM を流すと広まる

◆相談場所の看板を目立たせる

・こどもの顔写真やこどもの顔のイラストがいっぱいの看板があったら、入りやすい

・相談場所のキャラクターが大きく描かれたポスターを玄関先に飾り通行人の目にとまるようにする

◆学校から支給されているタブレットで相談場所を周知すると良い

◆外国の子や目の不自由な子にもわかる案内が良い

◆相談場所を地図にして避難訓練等の際に確認する

・こども SOS の家がどこにあるか知りたい

◆周知方法も若者が手掛けたほうが良い。SNS 等で「行ってみた」動画を配信する

◆「相談してみたい」と思っている子等、相談について関心のある若者自身が相談場所の企画に携わると良い

テーマ(イ)将来の夢や希望について

【職業のなり方・職業について当事者の話を聞ける場】

◆なりたい職業の現役の人の話を聞く機会があると良い

・なるための道筋が分からない　・2つ以上あってまだ決めきれない　・どうやったらなれるかを教えてほしい

・職業のなり方やなった後何をしているのか、実際にその職業の人に話してほしい

◆進路について経験者の話を聞きたい

◆職業に関する合同説明会・体験会があると良い

・公園や OTA ふれあいフェスタで職業紹介イベントをやると良い

◆どういう職業があるのか、説明会もしくは書籍で教えてほしい

【職業に関する本】

◆仕事図鑑を色々な場所に置くと良い

・どういう職業があるのか、説明会もしくは書籍で教えてほしい

◆夢がない人には、仕事図鑑をはじめとして本を読むことを推奨したら良い

◆その職業のなり方や、プロの人の 1 日に密着した様子、使っている道具等が載っている本があると良い

【自己分析ができて将来についてアドバイスをもらえる場・仕組み】

◆夢がない人には、長所や好きなことに関連してアドバイスをしてくれる場や仕組みがあったら良い

・好きなことがあっても職業に結びついていない

・夢がない人には、特技等を聞いてそれに合った職業をアドバイスしてくれるところがあると良い

・自己分析からオススメの職業が見つかる仕組みがあると良い

・自身のことを入力するとオススメの職業がわかるサイトや相談場所があると良い

◆将来について相談に乗ってもらえたら良い。職業の専門知識はなくても良いので、ただ話を聞いてほしい

【将来についてこどもたち同士で語り合える場】

◆こどもたちで将来について話しあえる場があると良い

【職業に関するチラシ・CM 広告】

◆夢がない人には、「〇〇になろう！」という広告をチラシやテレビ CM で流すと良い

◆職業紹介の広告を動画配信サイトで発信すると良い

【将来の夢に近づくための具体的サポート①場所づくり】

◆ボールが使えたり、踊っても人にぶつからない広い公園があったら良い

◆蒲田の近くに野球が練習できる場所が欲しい　◆サッカーコートが欲しい

◆中高生ひろばがもっとたくさんあると良い

・中高生ひろばという場所自体が、学生にとって社会を知るひとつのきっかけになっている

◆画材、PC、調理器具等がそろっている、将来の夢に近づくための練習を自由にできる施設が欲しい

◆画家の個展、グループ展を大森駅付近で開いてほしい

◆初級、中級、上級に分かれたプログラミング教室を開催し、わからないところを聞ける環境を作ってほしい

◆鉄道学校が大田区にもあると良い

【将来の夢に近づくための具体的サポート②人からの援助】

◆親にサポートしてもらいたい（習い事に通わせてもらう、練習を動画に撮ってもらう、一緒に考える等）

◆勉強を教えてくれる人がいると良い

◆プロのパフォーマンスを見れる場が欲しい　◆プロや経験者に直接教えてもらい、アドバイスをもらいたい

◆夢に近づくために応援してほしい

◆プログラミングやアプリ作成について教えてくれる人、場があると良い

◆こども向けの「専門家とめぐる美術館解説ツアー（無料）」があると良い

【将来の夢に近づくための具体的サポート③学びの方法の開発】

◆クイズやゲーム等楽しく学べる環境をつくってほしい

◆楽しい勉強方法があると良い

・楽しく算数の勉強ができる方法を教えてほしい（面白く教えてくれる先生がいてほしい）

◆勉強を教えてくれる人もしくはアプリが欲しい

◆ものづくりの技術を身につけたい

【将来の夢に近づくための具体的サポート④力試しの場の提供】

◆練習や力を試せる場所が欲しい

◆習い事等の練習の成果を披露できる場があると良い（こどもオリンピック、チアの全国大会等）

◆外国人とのコミュニケーション機会があると良い

【将来の夢に近づくための具体的サポート⑤資格制度等の見直し・サポート】

◆職業に就くためのテスト、免許のハードルを下げてほしい

◆もっと先の学年の勉強もできるようになって、学校を飛び級できたら良い

【将来の夢に近づくための具体的サポート⑥情報発信】

◆進路を考えている中高生向けの、奨学金等の情報がまとめて見られるサイトがあると良い

◆こどもの将来の夢のヒントになるような施設の情報を、親や先生等の大人向けに大田区が発信してくれたら、こどもは身近な大人から情報を得られる

【将来の夢に近づくための具体的サポート⑦費用・サービスの援助】

◆資格取得にかかる費用を補助してほしい　◆進学費用を補助してほしい

◆職業体験、職場見学費用を補助してほしい

◆環境を整えるための補助金や道具類の補助が欲しい

・将来の夢のために必要な道具をそろえるお金が欲しい

・プログラミング・アプリ作成のフリーソフトがあると良い

・プログラミング用のハイスペック PC のレンタルや、購入用の補助金または PC 現物支給があると良い

・ホームステイ・旅行の補助金があると良い

◆いま実際に困っている人たちこそ、大学に行ったり、世の中に声をあげられる立場になれるようサポートをするべき

◆親が買ってくれない自分の趣味だけに使えるお金が支給されると良い

◆学校のタブレットでプログラミング作品を色々作ってしまったので買い取りたい

【職業体験・職場見学に関すること】

◆職業体験ができる場があると良い

・実際に職業体験をすることで将来の仕事にしたいと思えたので、色々な職業の体験をできる場があると良い

・9 階建てくらいの職業体験施設をつくり、プロに教えてもらいたい

・なりたい職業の体験ができる場所が欲しい（いまある職業体験施設よりも種類、時間が長いところ）

・色々な企業が大田区に来て、体験会を実施してほしい

・実際の職場で職業体験をしてみたい／こどもが職業体験をできる場所を増やしてほしい／中高生でももっと職業体験ができると良い

・体験をしてみて、やりたかったら習い事につなげられる仕組みにしてほしい

・色々なスポーツを体験できる施設があると良い（道具は無料貸し出し）

・NPO や企業へのインターンシップを高校生でも体験できると良い

◆職場見学できると良い

・実際に仕事をしている場所に行って見てみたい

・直接職場に行って見せてもらったり、体験させてもらってアドバイスをもらう機会が欲しい

◆実際の職業を体験できるゲームを作って配信してほしい

◆実際に働きながら職業体験ができると良い

・こどもでも働いてお金を稼ぐ体験をしてみたい

・将来の夢は特にないが、お金は欲しいので中学生からバイトを OK にしてほしい

◆将来の夢を見つけるきっかけとするために、新しいこと、難しいことにチャレンジできるイベントを児童館や学童保育で実施してほしい

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

【公園の充実】

◆アスレチック、トランポリン、ターザンロープ、ボールプール等、家では遊べない遊具が公園にあると良い

◆公園を充実させたい

・複数台の滑り台やブランコ等の遊具がある、縄跳び等の貸し出し、木、暑さ寒さをしのげる場所、トランポリン等

◆遊具がたくさんある公園、ボール遊び OK な公園が近くに欲しい　◆公園でボール遊びがしたい

◆公園に日陰が欲しい　◆なかよし公園の水飲み場のルールを決めて、快適に利用したい

◆△△小専用公園が欲しい

◆釣り、エサやり、ボール禁止ルールが撤廃されると良い

【児童館の充実】

◆児童館の中に欲しいもの

・音楽室、エレベーター、テニスコート、くつろぎスペースが欲しい

・エレベーター、プール、ひとりで気持ちを落ち着けるスペースが欲しい

・食堂やゲームセンター、カラオケが欲しい

◆児童館の利用中は裸足ではなく、上履きを履きたい

【宿泊施設・飲食店・小売店またはそれらを含む複合施設】

◆ホテルがついている複合施設が欲しい

◆日用品やかわいいものがそろうショッピングモールが欲しい

◆駄菓子屋、文房具屋が欲しい　◆コンビニ、お菓子屋が欲しい（昭和のお菓子も買えると良い）

◆安いスーパーが欲しい　◆トレカ専門店が欲しい　◆おもちゃ屋さんが欲しい

◆中高生ひろばの隣にコンビニが欲しい

【コラボイベント・お祭り・花火大会】

◆動画配信者やキャラクター、アニメ等のコラボ、グッズ売り場が欲しい

◆近くで頻回に色々な屋台が並ぶお祭りがあってほしい　◆近くで花火大会があったら良い

【街のシンボル】

◆スカイツリーやエッフェル塔みたいな、街のシンボルが欲しい

◆ゲームの世界のような街が大田区にあると面白い

【こどもだけで行けるところ】

◆こどもだけで行ける安全な遊び場があると良い

◆こどもだけで行ける安全で安心できるアスレチックやプールを作ってほしい

◆こどもだけで行けるような安全対策（事前登録、メール機能付き GPS 配付、帰宅時間管理）の取られたはねぴょん遊園地があると良い（大田区の歴史も学べる）

◆学区内を出たらダメというルールが緩和されて学区外も遊びに行けたら良い

◆小学生専用のこどもだけで行けるゲームセンターが欲しい

◆映画館にこどもだけで行きたい

【遊び場・居場所】

◆遊園地が欲しい

・アトラクションやトランポリンができるところが欲しい

◆体を動かして遊べるところが欲しい

・アスレチック、水上アスレチック、バンジージャンプ、サバイバルゲーム場等

・室内で高いアスレチックがあると良い

・複合エンターテイメント施設のようにボウリングやクレーンゲームで遊べるところ（無料で）

◆プールが欲しい

・ウォータースライダーがたくさんある（少ないと混むためたくさんあると良い、色々な種類のスライダーが欲しい）

・流れるプール等がある室内プールが近くに欲しい

◆室内で遊べる施設が欲しい

・涼しい遊び場が欲しい

◆スポーツ施設が欲しい

・サッカーグラウンド、ドーム（野球場）が欲しい　・室内でサッカーができる場所が欲しい

・体育館が欲しい　・区内に気軽にスポーツできる体育館が欲しい　・バッティングセンターが欲しい

◆工作ができるところが欲しい

・プラモデルをつくれる道具、環境がそろった場所が欲しい

◆ゲームができるところ、ゲームセンターが欲しい

・ゲームセンターが欲しい（カプセルトイ、クレーンゲームがあると良い）　・カプセルトイデパートが欲しい

・ゲーミング PC が複数台常設されている遊び場が欲しい

・音楽ゲーム専門のゲームセンターが欲しい　・こども用カジノがあったら面白そう

・近くに位置情報アプリゲームのジムをもっと増やしてほしい

◆レジャー施設が欲しい

・動物園、水族館、仮想空間の宿泊施設が近くに欲しい　・映画館、噴水広場、カラオケが欲しい

◆なぞときができるところが欲しい

◆（街の中に）プリクラが欲しい

◆近くに釣りができる場所が欲しい。道具等も無料で貸し出ししてくれると良い

◆歴史館が欲しい（全部の時代を網羅したもの）

◆鉄道博物館のような運転シミュレーターや鉄道模型が展示してある場所が大田区にあると良い

◆中高生の居場所が欲しい

・中高生ひろばがもっと増えたほうが良い　・中高生が少人数で貸し切りでワイワイできるところが欲しい

・夏涼しく冬暖かく、寝っ転がったりできる、いまの中高生ひろばよりもくつろげる場所が欲しい

・18 時以降も（中高生が）一人で集中して勉強できる場所があると良い

・音楽スタジオ、ライブハウス、楽器店、体育館、プリクラが入った複合施設が欲しい

【街の改善】

◆こどもでも届くような小さな自販機が欲しい

◆呑川がきれいになったら川遊びがしたい

◆トイレを増やしてほしい、きれいにしてほしい

・常に使えて清潔で、メイク直し用のライト付き鏡と椅子、アメニティ、コンセントを備えて欲しい

◆公園の虫を駆除してほしい

◆（携帯を持っていないので）公園にあるような時計を増やしてほしい（駅や道等）

・清花公園の時計がずれているので直してほしい　・デジタルの時計が良い

◆バス停を増やしてほしい

・児童館行きのバスがあると良い

◆蒲田のスーパー前に横断歩道が欲しい

◆入一小の前に信号が欲しい

◆大森の清花公園の前の車が通る道に信号がないから作ってほしい

◆（中高生ひろば蒲田から）ラヴィの方に行く近道を整備してほしい

◆近くに病院がないので作ってほしい

テーマ(エ)こどもが知りたい情報とアクセス方法について

【こどもが知りたい情報】

◆趣味や好きなことに関して知りたいけど調べられなかったことはない
◆数学の解き方、英語の翻訳等勉強に関わることも検索サイト等で調べて解決する
◆「どうしたら学校がよりよくなるか」「どうしたら大人になれるのか」「死んだらどうなるか」等答えにたどり着けないこともある
◆言葉の意味等は調べてもわからなかったことはある
◆スポーツの技は調べ方が難しく検索しても調べられないことがある
◆「張り子の歴史」を調べたが検索してもたどり着けなかった
◆すべてのおもちゃが掲載されているおもちゃ専用サイトがあると良い
◆現在募集中のボランティア一覧等が見やすくなると良い(大田区サイトや SNS 広告等)
◆論文やニュースサイトの有料部分が読めると良い
◆世の中のなぜ？どうして？について(実際に携わっている企業等からの)公式見解があると良い
◆奨学金等、進路に関わる情報のまとめサイトがあると良い
◆自分の志向(理系)とは逆の人(文系)の情報を知る機会が欲しい
◆予測変換でネタバレやガセネタが表示されないと良い

【情報へのアクセス方法】

◆自分、家族のスマホで検索サイトを使って検索している　◆家族の PC で検索サイトを使って検索している
◆学校のタブレットで検索している　◆図書館や本でも調べる　◆検索サイトや SNS で調べる
◆小学生の頃からスマホやタブレットを使える環境にあったので今と変わりない
◆こどもに知ってほしい情報があるときは、小学校、中学校だったら学校に直接職員が行って、話す方が伝わる。高校生はお知らせでも読む

【その他、悩みや不足について】

●学校にはあんまり行っていないが、つばさ教室が楽しい。毎日楽しくてワクワクして過ごしている。悩みはない
➡つばさ教室によって不登校児を救えている事例。あくまで仮説だが、つばさ教室は区内4か所しかなく、対象が小学校 4 年生から中学校 3 年生までなので、教室までの距離や対象学年の制限で通えていない児童の取りこぼしがないように拠点の増加や対象年齢の拡充等、不登校児を取りこぼさない施策が考えられる
●高校の退学者が多いと感じる。理由は「学校が合わない」が多い
➡高校と生徒のミスマッチをなくす施策が考えられる
●生徒会役員に立候補したが、ちゃんとできるか不安
➡小さな悩みでも聞いてくれて、励ましてあげる場をつくる施策が考えられる
●音楽の先生が厳しいので代わってほしい。間違ったら怒られる。少しうるさくても静かにしろと怒る。外部からコーチ等が来てくれると良い
➡学校・部活への外部コーチの派遣を行う等の施策が考えられる
●焦ると言葉に詰まる、等の悩みを同じように持つ人、克服した人と話してみたい
➡悩みを共有する場、解決策に導く場の設定を行う等の施策が考えられる

5. ワークショップのアウトプット一覧

テーマ(ア)こども本人の相談先について

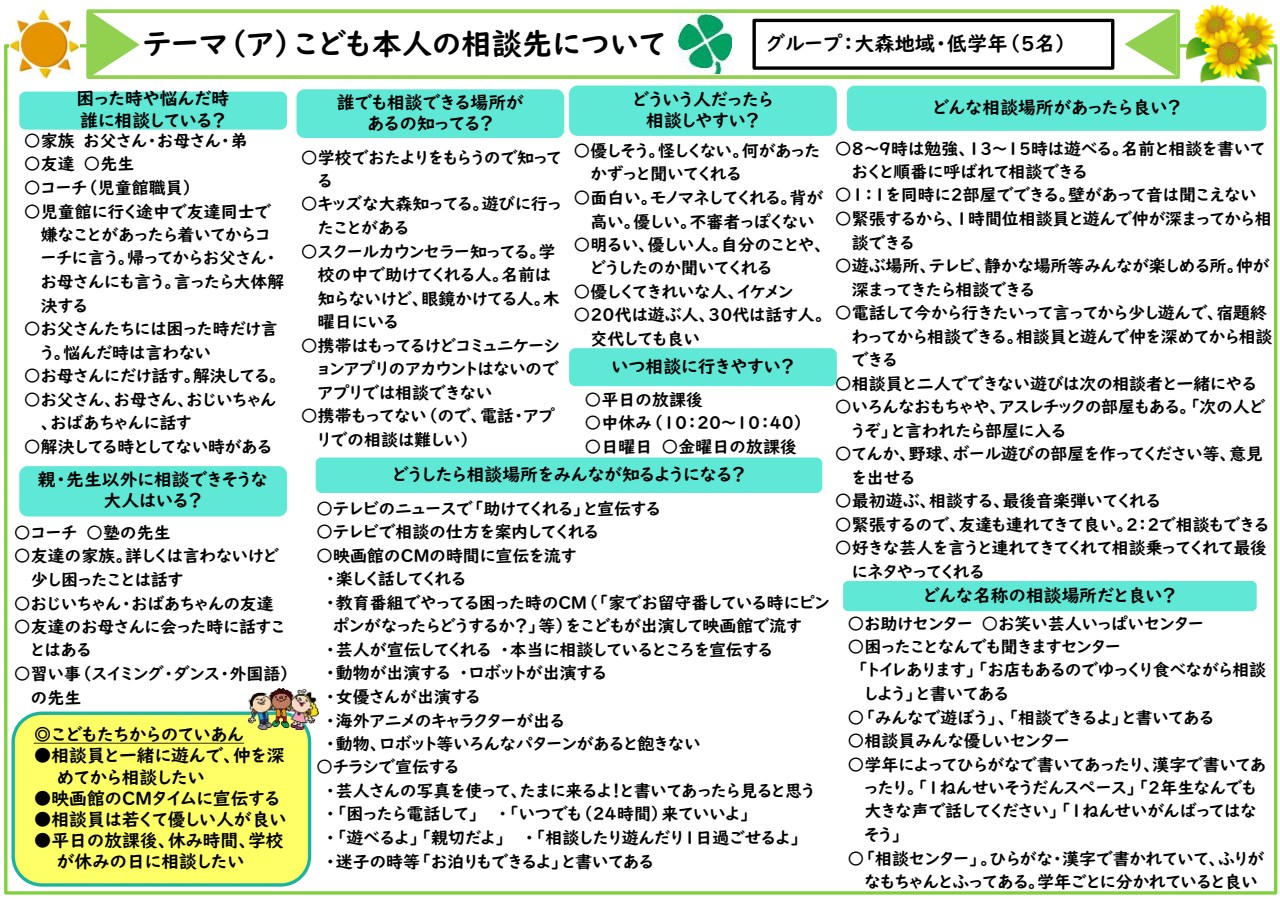

テーマ(ア)こども本人の相談先について　グループ:大森地域・低学年(5名)

困った時や悩んだ時誰に相談している?
- ○家族 お父さん・お母さん・弟
- ○友達 ○先生
- ○コーチ(児童館職員)
- ○児童館に行く途中で友達同士で嫌なことがあったら着いてからコーチに言う。帰ってからお父さん・お母さんにも言う。言ったら大体解決する
- ○お父さんたちには困った時だけ言う。悩んだ時は言わない
- ○お母さんにだけ話す。解決してる。
- ○お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんに話す
- ○解決してる時としてない時がある

親・先生以外に相談できそうな大人はいる?
- ○コーチ ○塾の先生
- ○友達の家族。詳しくは言わないけど少し困ったことは話す
- ○おじいちゃん・おばあちゃんの友達
- ○友達のお母さんに会った時に話すことはある
- ○習い事(スイミング・ダンス・外国語)の先生

◎こどもたちからのていあん
- ●相談員と一緒に遊んで、仲を深めてから相談したい
- ●映画館のCMタイムに宣伝する
- ●相談員は若くて優しい人が良い
- ●平日の放課後、休み時間、学校が休みの日に相談したい

誰でも相談できる場所があるの知ってる?
- ○学校でおたよりをもらうので知ってる
- ○キッズな大森知ってる。遊びに行ったことがある
- ○スクールカウンセラー知ってる。学校の中で助けてくれる人。名前は知らないけど、眼鏡かけてる人。木曜日にいる
- ○携帯はもってるけどコミュニケーションアプリのアカウントはないのでアプリでは相談できない
- ○携帯もってない(ので、電話・アプリでの相談は難しい)

どういう人だったら相談しやすい?
- ○優しそう。怪しくない。何があったかずっと聞いてくれる
- ○面白い。モノマネしてくれる。背が高い。優しい。不審者っぽくない
- ○明るい、優しい人。自分のことや、どうしたのか聞いてくれる
- ○優しくてきれいな人、イケメン
- ○20代は遊ぶ人、30代は話す人。交代しても良い

いつ相談に行きやすい?
- ○平日の放課後
- ○中休み(10:20~10:40)
- ○日曜日 ○金曜日の放課後

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる?
- ○テレビのニュースで「助けてくれる」と宣伝する
- ○テレビで相談の仕方を案内してくれる
- ○映画館のCMの時間に宣伝を流す
  - ・楽しく話してくれる
  - ・教育番組でやってる困った時のCM(「家でお留守番している時にピンポンがなったらどうするか?」等)をこどもが出演して映画館で流す
  - ・芸人が宣伝してくれる ・本当に相談しているところを宣伝する
  - ・動物が出演する ・ロボットが出演する
  - ・女優さんが出演する
  - ・海外アニメのキャラクターが出る
  - ・動物、ロボット等いろんなパターンがあると飽きない
- ○チラシで宣伝する
  - ・芸人さんの写真を使って、たまに来るよ!と書いてあったら見ると思う
  - ・「困ったら電話して」 ・「いつでも(24時間)来ていいよ」
  - ・「遊べるよ」「親切だよ」 ・「相談したり遊んだり1日過ごせるよ」
  - ・迷子の時等「お泊りもできるよ」と書いてある

どんな相談場所があったら良い?
- ○8~9時は勉強、13~15時は遊べる。名前と相談を書いておくと順番に呼ばれて相談できる
- ○1:1を同時に2部屋でできる。壁があって音は聞こえない
- ○緊張するから、1時間位相談員と遊んで仲が深まってから相談できる
- ○遊ぶ場所、テレビ、静かな場所等みんなが楽しめる所。仲が深まってきたら相談できる
- ○電話して今から行きたいって言ってから少し遊んで、宿題終わってから相談できる。相談員と遊んで仲を深めてから相談できる
- ○相談員と二人でできない遊びは次の相談者と一緒にやる
- ○いろんなおもちゃや、アスレチックの部屋もある。「次の人どうぞ」と言われたら部屋に入る
- ○てんか、野球、ボール遊びの部屋を作ってください等、意見を出せる
- ○最初遊ぶ、相談する、最後音楽弾いてくれる
- ○緊張するので、友達も連れてきて良い。2:2で相談もできる
- ○好きな芸人を言うと連れてきてくれて相談乗ってくれて最後にネタやってくれる

どんな名称の相談場所だと良い?
- ○お助けセンター ○お笑い芸人いっぱいセンター
- ○困ったことなんでも聞きますセンター
  「トイレあります」「お店もあるのでゆっくり食べながら相談しよう」と書いてある
- ○「みんなで遊ぼう」、「相談できるよ」と書いてある
- ○相談員みんな優しいセンター
- ○学年によってひらがなで書いてあったり、漢字で書いてあったり。「1ねんせいそうだんスペース」「2年生なんでも大きな声で話してください」「1ねんせいがんばってはなそう」
- ○「相談センター」。ひらがな・漢字で書かれていて、ふりがなもちゃんとふってある。学年ごとに分かれていると良い

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：大森地域・高学年（5名）

困った時や悩んだ時、誰に相談している？解決してる？

○友達（きまった子）、親。解決してるかどうかわからない
○誰にも話さない。心配かけたくないから。けんかだったら自分から謝って、どうしてそうなったか自分で考える。答えが出ない時は友達と考える
○友達、親。アイディアを求めて、解決してる
○きょうだい（お姉ちゃん中1）、家族のみんな。解決する。意見もらう時もあるけど話すと忘れちゃうことが多い
○誰にも話さない。理由は特にない。話す気になれないから。時間がたてばどうでもよくなる

親・先生以外に相談できそうな大人はいる？

○おばあちゃん。半年に1回位会う。悩み話したことある
○いない
○親戚（おじ、おば）月によって何回か会う

誰でも相談できる場所があるの知ってる？

○スクールカウンセラー
5年生の時1度相談しに行った
アンケートを書いてみんな強制で相談しに行った
○「キッズな」小さいころ遊びに行ったことある

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

○学校でプリント配る。大きな文字で「よんでね」って書いてある
○年に数回関係者の人に来てもらってこういうのありますよと知らせる場をつくる（授業とかで）
○学校にポスターを貼る
・明るい色でハト（平和の象徴）の絵が描いてある
・階段の正面。目線の先に貼る
・立体感があったら目立つ

どういう人だったら相談しやすい？

○いつでも笑顔で優しい人
○話を最後まで一回聞いてくれる人
○共感してくれる人
○自分の意見をちゃんと言ってくれる人。意見をぶつけあいたい
○年が近い女の人
○同性で20代か70代位の人。落ち着いてそうだから
○性別はどちらでも。10代前後、大学生位。共感してくれるし大人の視点もある

どんな名称の相談場所だと良い？

○「相談所」とか普通ので良い。小さい子でも読めるようにひらがな
○「仲間」って入ってると信頼できるし、聞いてくれそう
○「解決」みたいな意味合いの言葉
○英語で「平和」

◎こどもたちからのていあん
●相談場所に入るところを見られたくない
●相談員が直接学校に来て周知すると良い
●相談員は大学生位だと共感もしてくれるし大人目線でアドバイスもくれそう
●休日の夕方に、家族にバレないように行きたい
●コミュニケーションアプリ、手紙は相談内容が残るから、対面で話してその場で解決したい

どんな相談場所があったら良い？

○話してる内容が外に聞こえない
○人が通らない、あまりいない所
○1：1で個室　○1：1が良い
○家みたいな普通な所。（いかにも相談所っぽい所に）入っていくところを見られたくない
○明るい清潔感ある所。壁は白
○ビルの中、コンビニみたいに入れる所が良い
○窓ができるだけいっぱいあって、雲や山等の自然が見えると良い、水槽があって魚がいると良い
○壁の色がシマシマだと良い
○入五～清花位の距離
○家から15分位の所
○家から2km位、あまり近くいと親にバレる
○できれば近ければ近いほど良い
○大森内が良い
○表札が無い。相談のマークを作って、それだけ貼ってある

いつ相談に行きやすい？

○平日の朝。夜暗いし、昼みんなが通ってるから
○休日の夕方。お母さんにバレないように行きたい
○日によって空いてる時間違うと困るから24時間行ける
○平日夕方。相談したあとすっきりして寝れる
○休日の夜。18時～20時半。夜が好きだから落ち着く

相談方法は何が良い？

○対面が良い
・コミュニケーションアプリ持ってない人もいる
・電話は親にバレる
・手紙は送料かかる
・コミュニケーションアプリや手紙は残るから嫌
○コミュニケーションアプリが良い
・相談に行く時友達に見られたくないから。いつでも気軽にできる
○どれでも良い

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：調布地域・低学年（5名）

良いことがあった時 誰に話す？

○児童館の職員　○友達
○お母さん　○家族　○お姉ちゃん

困った時や悩んだ時 誰に相談している？

○家族　○お母さん
○友達（いつも同じ子）
○誰にも話したくない（心配かけたくない）
○先生（担任の先生）

相談したら解決する？

○解決しない時もある（そういう時は自分で考える）
○1年生の時に話して、2年になってから言わなきゃよかったと思ったことがある
○自分の心で解決する（反省する）
○人に話して解決したことはない
○次の日には悩みを忘れちゃう

どんな悩みを相談した？

○弟に嫌なことされた
○弟におもちゃ取られた
○お姉ちゃんが私の椅子に足乗っける
○学校で変なこと言われた

他親・先生以外に相談できそうな大人はいる？

○あまりいない
○学校の違うクラスの先生
○サポートルームの先生
○中学生のお姉ちゃんのお友達（保育園の頃から知ってるからわかってくれる）
○児童館の先生
○いとこのお父さん・お母さん（自分のことを親身に考えてくれる）
○学校で大田区の人に話せるよっていうおたよりをもらったことがある
○嫌なこと恥ずかしいことがあったら大田区の人に相談できるということは知ってる
➡相談したいとは思わない。また来てくださいと言われたら行くのが面倒

誰でも相談できる場所があるの知ってる？

○学校に相談室ある。スクールカウンセラーが男性だから相談しない
○スクールカウンセラーは知ってるけど、知らない人だと気持ちを分かってくれないから相談しない
○スクールカウンセラーは知ってるけど、ママに話せるから相談しない
○スクールカウンセラーは知ってるけど、相談しようと思わない
○教育センター知ってる。お母さんが保健師だからおたより持ってくる
○「キッズな」知ってる
○コミュニケーションアプリ使ったことあるが、相談に使ったことはない

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

○チラシ　○ポスター　○TVのニュースでやる
○ママが教えてくれる　○SNS
○動画配信サイトのショート動画（1時間とか長いと飽きちゃうから1分位）
○動画配信者が宣伝する
○小さい子には有名動画配信者等の有名な人が宣伝するのが良いのでは
○好きなお友達が行ってたら自分も行こうかなと思う
○こどもの顔がいっぱい描いてある看板があったら入りやすい（イラストでも良い。入れる人数が多いのが伝わると良い）

どんな名称の相談場所だと良い？

○「何でも聞いてくれる相談窓口」
○好きな動画配信者名が入ってる

どんな相談場所があったら良い？

【場所】
○学校の近く　○家の近く
○駅とかにあると、あとで行こうと思う
○一人で行くのは勇気がいる。学校の近くは「どうして帰りが遅いの」と言われそうで嫌

【人】
○話を聞いてくれる人
○自分のことを知っていて、親身に考えてくれる人
○優しい人。怒る人には相談したくない
○大人っぽい人が良い。大学生位だと不審者みたい
○気持ちわかってくれて優しい人
○女の人で美人で（かわいいメイク）で優しい人
○面白い人に相談してみたい
○楽しく相談できる人

【方法】
○学年ごとに違う相談窓口が良い。1年生には1年生の問題があって、それを分かってくれる所が良い

◎こどもたちからのていあん
●相談員は優しくて楽しい成人女性が良い
●ある程度関係性ができていて、親身に聞いてくれる人が良い
●学年ごとに悩みが違うから、学年ごとの相談窓口があると良い
●相談場所は動画配信サイトやSNSで有名動画配信者が宣伝したら良い
●友達のロコミで自分も行こうかなと思う
●保護者経由で周知してくれると良い
●こどもの顔写真やこどもの顔のイラストがいっぱいの看板があったら、入りやすい

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：調布地域・高学年（5名）

困った時や悩んだ時誰に相談している？

○友達　○家族 親・弟
○児童館職員・妹・弟
○特にない
○話さない・解決しない・忘れる

どんな悩みを相談した？

○こどもコーチ（児童館職員のお手伝い役）の役割で困った
○友達と意見が違くて盛り上がってどうしたらいいんだろうで終わった

親・先生以外に相談できそうな大人はいる？

○警察　○スクールカウンセラー
○ぬいぐるみに話しかける
○AI 聞いたことをちゃんと返してくれるから

どうして大人に相談したくない？

○自分のことを知らない人に言おうと思わない
○知ってる人ではないから
○友達の方が話しやすい

相談したら解決する？

○自分も悪いところがあったんじゃない?と家族が聞いてくれる
○してないけど話したら違う話題になって忘れる　○解決する

良いことがあった時誰に話す？

○児童館の職員。5時の帰りの会でみんなにも話す
○親　○家族
○友達だけ!笑ってくれるから
○良いことない

誰でも相談できる場所があるの知ってる？

○学校からおたよりで電話番号が書いてある「なんとか窓口」
○知ってるけど名前は知らない
○キャラクターは知ってる。かわいい
○（知ってるけど）電話できない
○ハガキみたいに送れるおたよりをもらって知ってる

◎こどもたちからのていあん

●相談員の顔写真とどういう人か説明書きがあると良い（性別、性格、好きなこと、得意なこと等）
●なるべく知っている人の方が相談しやすい
●友達と行けたり、遊び場と一体になった相談場所が良い。部屋ごとに異なる内装だと面白い
●相談場所はキャラクター・芸能人を載せたポスターやCMで宣伝すると良い
●相談場所は何か所かあった方が気軽に行ける

どんな相談場所があったら良い？

【内装】
○（内装は）何もない方が良い、悩んでいく所だから
○エ作室の2/3位の広さが良い
○エ作室の半分位の広さが良い
○2人でも落ち着ける広さが良い。広すぎるとプレッシャーになる
○少し狭いほうが良い
○おもちゃが大量にあると気楽になる
○くつろげるソファがある
○遊ぶもの、くつろげるもの等部屋ごとに違う

【場所】
○何か所かたくさんあると良い。みんなの家のどこからでも近くにあったら、すぐに相談できるから

【人】
○知ってる人　○性別はどちらもいたら良い
○お互い知ってる状況の方が信頼が高い
○相談員の顔写真があって、男・女選べる
○どういう人かの説明があると良い
○その人のキャラ、好きなこと・得意なことが書いてある
○その人が好きなものが書いてある
○好きなものが一緒な人が良い

【名称】
○「こども」「キッズ」とか入れたい
○ひらがなで書く。漢字にもふりがなをふる
○文に合うようにカタカナ使ってもOK
○「どんなことでも」って入ってほしい

【相談方法】
○友達とか知ってる人がいると良い
○交番みたいに直接話せると良い　直接のほうが雰囲気がわかる
○遊ぶ時みたいに普通に話せる

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

○タオルとかカードをティッシュに入れて配る
○場所（駅から何分とか）が書いてある
○帰り道の電柱とかにポスターが貼ってある
○ご自由にお取りくださいっていうチラシがポスターの隣にあると良い
○キャラクターがついていたら見やすい　大きい字・マンガ風
○テレビ・CMで流れる
○学校内のポスター
○芸人さん　年齢・性別問わず誰でも大丈夫そうな人が宣伝する 。写真だけでもあると良い
○好きな動画配信者しか見ないけど宣伝してたらへーっと思う
○アイドルグループ、好きな動画配信者・ゲーム実況者、マスコットキャラクターがポスターに掲載されている

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：蒲田地域・低学年（5名）

良いことがあった時誰に話す？

○友達　○知ってる子、言いたい子
○家の人みんな　○お兄ちゃん
○コーチ（児童館職員）

困った時や悩んだ時誰に相談している？

○パパ　○コーチ　○家の人
○おばあちゃん　○先生　○パパ
○静かに心の中で話す

どんな悩みを相談した？

○きょうだいがちょっかい出してくる
○友達とケンカしてたたかれたこと
○おばあちゃんの家のネコにひっかかれたこと
○学校であった嫌なこと

相談したら解決する？

○たまに解決する
○パパに言ってたら、毎日パパに言ってどうするんだって言われた
○おうちの人に言っても解決しないこともある
○勉強しなくて怒られた時は勉強したら解決する
○おにいちゃんとケンカした時はお母さんに言って解決した

親・先生以外に相談できそうな大人はいる？

○警察　○消防士　○救急車の人

誰でも相談できる場所があるの知ってる？

○「キッズな」は知らない
○スクールカウンセラーっていう言葉は知ってるけどどこにいるかは知らない
○電話・メールは自分でできない
○お父さんお母さんしか電話、メールできない
○ママに貸してもらって検索したらメールできるかも

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

○学校から支給されているタブレットを開いてスクールカウンセラーのことが出てきたら見る
○タブレットでスクールカウンセラーを検索して調べたらわかるかもしれない
○お父さん・お母さんが教えてくれて検索してくれたら、相談場所について知れる
○相談場所について、担任の先生が教えてくれたら良い
○机にスクールカウンセラーのカードが貼ってあると良い
○ポスター、学校からのおたよりでスクールカウンセラーについて書かれているものがあると良い
○池上の駅にポスターがあると良い
○町の掲示板で周知すると良い

どんな相談場所があったら良い？

【場所】
○暗い所が良い。明るいと見やすくてバレる。たとえば宿題とかやってないのバレるから
○誰もいない所が良い。見られると恥ずかしい
○お母さんが寝てる間に外に出て、秘密基地で話す。隠れてドアを閉められる。一人で考えられる、あったかい場所があると良い
○学校の廊下が良い。みんな帰った後、誰もいないから

【相談員】
○コーチ（児童館職員）、お母さん、先生、お巡りさんみたいな人が良い。優しい人
○担任の先生みたいに優しい人
○知ってる人で、自分と同じ性格の人（気が合う人）

【名前】
○ひらがな　○漢字　○カタカナ（漢字は書き方が面白いから）
○習ってる漢字なら読める
○「相談センター」

スクールカウンセラーの部屋になにがあったらいい？

○マスコットキャラクターの絵
○ゲームキャラクターの絵
○海外アニメキャラクターの絵
○リスの絵
○動物、ネコの絵
○ぬいぐるみ
○ポータブルゲーム機で遊べる
○マスコットキャラクターのぬいぐるみ

◎こどもたちからのていあん

●相談場所はポスターで周知する
●相談場所に、担任の先生や、町の掲示板で周知してくれたら知れる
●学校から支給されているタブレットで相談場所を周知すると良い
●相談員は自分のことを知っている人で、自分と気が合う人が良い
●秘密基地のような、暗くて隠れられる（ドアを閉められる）ような相談場所だと良い
●電話、メールでは自分で相談できないので、対面が良い
●スクールカウンセラーの部屋にキャラクターが貼ってあったり、中にぬいぐるみがあると良い
●誰かに見られると恥ずかしいので、相談場所は誰もいない所が良い

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：蒲田地域・高学年（5名）

良いことがあった時誰に話す？

○親、友達
○児童館の職員
○きょうだい、家の人
○親、アメリカに住んでるいとこ（7歳位）
○おばあちゃん、近所の人（隣の家の人）
○友達（決まった子）

困った時や悩んだ時誰に相談している？

○先生、親に話す
→お兄ちゃん、お姉ちゃんとケンカしたこと等。聞いてくれるだけでも良いけどアドバイスくれたらもっと良い
→親・先生はアドバイスくれた
→嫌なことは溜めたくない
○友達（嫌なことが起きるのは家族だから）
○決まった友達、親、先生
○児童館の職員

親・先生以外に相談できそうな大人はいる？

○スクールカウンセラー（5，6年生は全員面談する仕組みがある）
○タブレットの「学びポケット」に悩みを書く（担任が見てスクールカウンセラーにつなぐ）
→すごく安心するとは言えない
○親の同僚　○上のきょうだい

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

○学校のおたよりで配る（おたよりに「気軽にできる」と書いてある）
○授業で知らせる（相談先とか内容とか、解決方法とか、相談室の中の様子とか）
○楽しみながら相談できる。ゲームになってて、ゲーム機にダウンロードできる。クリアしたらアイテムをもらえる。相談室を自分で作ったり、街を作ったりできる
→ゲームのお試しプレーを動画で宣伝してもらう（芸能人や動画配信者）
→大田区民はそのゲームは無料
○本（図書館や本屋さん）、テレビ番組で宣伝する
○新聞に書いて全国の小学生に配る
○ニュース　○動画配信サイト広告
○テレビのCM（こども食堂みたいな）
→クイズとかあると見る

誰が周知してたら見る？

○お笑い芸人
○有名動画配信者
○有名バンドマン

どういう人だったら相談しやすい？

○最後まで話を聞いてくれる、アドバイスくれる
○優しいスーパーの店員さん・店長さん（色んな人に相談したい）
○相手から話してくれる、優しい雰囲気。男は男性の相談員。女はどちらかというと女性の相談員

◎こどもたちからのていあん

●楽しみながら相談できるように、ゲームになっていて、芸能人や動画配信者に実況をしてもらって広告に流すと広まる
●学校のおたよりや、授業で知らせると良い
●新聞に書いて、全国の小学生に配って広める
●こども食堂のCMみたいにお笑い芸人や動画配信者が出演するテレビCMを流すと広まる
●行き慣れている所、公園等の中に小さな相談場所があると良い
●相談場所にベランダがあって、外の空気が吸えたら良い
●学校のスクールカウンセラー面談みたいに全員が相談する機会があると、相談することが当たり前だから恥ずかしくない

どんな名称の相談場所だと良い？

○英語の名前
○「そうだん」（ひらがな）を入れる
○10階にあるから「ちょうたっけーそうだん」
○短い文字が良い
○小さい子が読めるようにひらがな
○あいうえお作文になってる
○“気軽に”が入ってる

どんな相談場所があったら良い？

○人が少ない所。恥ずかしくない
○外の空気が吸えたら。ベランダで深呼吸できる
○自分が行き慣れてる所。知らない場所だと緊張する
○公園に小さい相談場所（卓球室の半分より少し広い位）
○お菓子あると良い
○高い所（10階）　机がある
○背もたれのある椅子がある
○観葉植物がある
○ちょっとした遊び場がある（カードゲーム等）
○ドリンクバーあると良い
○心を落ち着かせる物がある　（黙々と作業できるもの）
○相談前に漫画があると良い
○ストレッチできる、リラックスできる
○隠し部屋（わくわくする）
○相談できる所の隣に保育園あったら、赤ちゃんに癒されて、保育士さんも助かる
○携帯を持っていないから、電話やコミュニケーションアプリではなく対面の相談場所が良い

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：蒲田地域・中高生（4名）

困った時や悩んだ時誰に相談している？

〇話さない、自分の心と話す。言い合いになったら面倒だから我慢する
〇話さない。気づいたら忘れている
〇話さないか、友達に話す
〇話さなくても友達が気づいてくれるが、話さない
〇以前、こうされたのが嫌だったと話したら言い返された。嫌だから言わない
〇友達に言ったら長くなりそうだから言わない
〇そもそも話そうという発想にならない。先生とかだと長くなりそう
〇心配されたり、気を遣われたくない

親・先生以外に相談できそうな大人はいる？

〇友達の親。ママだと大事になるから
〇習い事の先生。いつも話している
〇いない
〇スクールカウンセラー自体は知っているけど顔や名前は知らない
〇児童館は2～3年行っていない
〇相談場所は知らない。スマホ、コミュニケーションアプリは使っている

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

〇プリントを作って学校で配布する。「どうやったら相談できるでしょう」とクイズ方式で3択みたいになっていると目を引く
・カラーにする
・イラストでみんなが知っているキャラクターが説明してくれる（はねぴょん、マスコットキャラクター、アニメやゲームのキャラクター等）
〇相談風景を動画配信サイトで流す
〇テレビ、ニュース、CMで流す
・朝テレビを観る
・ドラマの合間のCMなら見る
・アニメの有名な声優さんやメジャーリーガーが宣伝する
〇学校の電子黒板で流す。ゲームのキャラクターが説明してくれる
〇電車の広告
〇地面に「こちら」と書いてある

どんな相談場所があったら良い？

【場所・外装・内装】
〇学校から近い所
〇中高生ひろばみたいな施設で、遊ぶ場所が別部屋にある
〇机があって相談員とこども1：1
〇おしゃれ空間にして相談場所っぽくみえないようにする（色鮮やか）
〇ボードゲーム、トランプ、オセロとかシンプルなゲームがある
〇花が飾ってある　〇白い部屋
〇天井に電気じゃなくてミラーボール
〇最上階で開けている所
〇水槽、動物がいる（犬・猫・ハムスター）
〇ポータブルゲーム機を持って行って遊べたら良い。ソフトを借りられる
〇入口に水族館　〇自動ドア
〇プラネタリウム。ドーム型の室内
〇一軒家　〇ソファがある
〇入っていくところを見られるのは嫌だからタワマンの最上階が良い

【相談員】
〇テンションが高くてノリが良い人
〇女性、年が近い人（高校生）
〇誰でも良い　〇面白い人、お笑い芸人
〇40～50代のおばちゃん

【名前】
〇「お笑い芸人のいる相談室」
〇なんでも相談　〇カタカナが良い
〇ひらがなが良い　〇漢字が良い

【開所時間】
〇土日　〇土日のAM　〇24時間
〇午前の部、午後の部があると良い
〇放課後は面倒、遊びたい

【相談方法】
〇直接会いたい。電話だと裏で笑っていそう
〇オンラインだと写真と別の人かもしれないから直接が良い
〇コミュニケーションアプリは文字打つのが面倒。それならば電話が良い

◎こどもたちからのていあん
●クイズ方式になっているチラシで周知したら目を引く
●オンラインだと実際は別の人かもしれないし、電話だと裏で笑っているかもしれないから、直接話したい
●相談場所に入っていくところを見られるのは嫌
●相談員はテンションが高くてノリが良い人が良い。高校生でも良い
●相談所は中高生ひろばのような施設で、遊べる場所も別室にあると良い

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：糀谷羽田地域・低学年（5名）

困った時や悩んだ時誰に相談している？

○お父さん・お母さん
○先生・放課後ひろば職員
○友達
○おばあちゃん、おじいちゃん
○自分で考えて、解決できなかったらお母さん・先生に言う
○お母さんの友達
○校長先生のハートボックス

親・先生以外に相談できそうな大人はいる？

○お巡りさん
○スーパーの店員さん
○歩いている良さそうな人（迷子の時）
○いざとなったら消防署
○119／#7119
○塾の先生
○ピアノの受付の人（お仕事があるからちょっと迷惑をかけちゃうかもしれないけど）
○言ったことないけど、児童館の職員

どんな相談場所があったら良い？

【場所】
○人がたくさんいる所
○雑色駅　○蒲田

【相談方法】
○みんなで話せる
○個別に話せる
○グループで話せる
○電話できる（510番とか分かりやすい番号）
○手紙を送れる（郵便ボックス）

【サービス】
○おもちゃで遊べる
○遊びながら話を聞いてくれる
○相談したらカプセルトイ・クレーンゲーム・くじびきができる
○恋愛相談ができる
○待っている間に動画（動画配信サイト）が見れる
○大人も相談できる
○大人とこども別々に話せる

【人】
○女の人の方が安心
○優しく接してくれる人
○面白い人
○知ってる人みたいに話してくれる人
○校長先生みたいに信頼できる人

【建物・内装】
○建物自体が生き物の形（ゴリラや、もっと小さい動物）
○学校みたいに大きいと怖いから小さいビル
○1階はこどもが好きなお店か遊べる所で2階に相談室
○アニメキャラクターの壁紙
○キャラクターが描いてある場所
○ビルがかわいいと行きやすい

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

○看板にポスターを貼る（小学校の前に貼る）
○郵便　○チラシを人が配る
○チラシをロボットが配る
○個別の部屋があるよ！と宣伝する
○遊べるよ！おもちゃもあるよ！と宣伝する

どんな名称の相談場所だと良い？

○ゴリラこどもたのしいよ局
○字（フォント）がかわいい
○ハート相談センター
○かわいいかっこいいめっちゃすごいそうだんきょく
○安心できるような名前
○ひらがなで書かれている
○ひらがなが良いがカタカナで書くところはカタカナで書いてある

◎こどもたちからのていあん
●こどもが入りやすい、遊び場と一体となった相談場所が良い
●こどもたちが入りやすい名前・建物の形・内装が良い
●電話だと親に電話を借りないといけないので、対面や、手紙が良い
●個別相談とグループ相談があると良い
●面白くて優しくて身近な女性なら話しやすい

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：糀谷羽田地域・高学年（5名）

困った時や悩んだ時誰に相談している？

○ひとりごとで話す
○家でまくらに話す
○人には相談しない
○自分に相談すると他の人に相談したくないことも言える
○お母さん
○困った時は先生に言う。友達が嫌なことをした時等
○心の中の嫌なことが出てくると日記に書いたり人に相談する。嫌なことがなくなるとすっきりする
○１年に数回、先生に相談する
○放課後ひろばの職員（放課後ひろばの相談室がある）
○友達
○話しにくいけどお母さんに話したり日記に書く。たまにお父さんにも話す
○ぬいぐるみを、嫌なことをしてきた友達の代わりにして握りつぶしたりしてる

親・先生以外に相談できそうな大人はいる？

○スクールカウンセラー
○おばあちゃん
○おじさん（パパのお兄さん）
○いとこ（年上のいとこ）
○習い事の先生
○おじいちゃん、おばあちゃん（おじいちゃん、おばあちゃん家がこどもSOSの家になっている）

どうして大人に相談したくない？

○詳しく聞かれるのが嫌だ
○同じことを何度も聞かれるからめんどくさい
○そういうことがあったなら早く言ってよって言われるから
○心配かけたくない
○教えたくない。自分が悪い時は、知られたら困る
○話したらこのあとどうなるんだろうと思ってしまう
○おおごとにしたくない
○友達の親に言われそう

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

○「100m先にあります」という看板
○相談をした経験のある人が学校に来て、相談方法を教えてくれる
○避難訓練の時にこどもSOSの家とかの相談できる場所を地図にしてポスターにして貼る
○公園・学校の掲示板にポスターを貼る
○回覧版にお知らせを入れる
○ポストにチラシを入れる
○遊園地や映画館にポスターを貼る
○目の不自由な人のためにテレビ等で音声を流す
○電光掲示板でこういう相談ができると具体的に書いてある
○蒲田駅とか人が多い所にポスターを貼る
○地図サイトに表示される
○スーパー、コンビニにポスターを貼る
○警察署にポスターを貼る
○渋谷の大きいモニターみたいなもので映像で宣伝する

◎こどもたちからのていあん
●「誰にも言わない」等の約束を守ってくれる相談員が良い
●行ったことのある人・友達等が相談方法を教えてくれる機会があると良い
●公園や遊園地、映画館等にポスターがあると良い
●外国の子や目の不自由な子にもわかる案内が良い
●相談場所を地図にして避難訓練等の際に確認する

どんな相談場所があったら良い？

【場所】
○友達が行ったことがある所
○あまり人がいなくてほかの人に聞かれない所
○仕切りや防音の設備がある
○1：1で話せる
○家に来てくれる

【人】
○経験豊かな人　○誰にも言わない人
○「こうなんじゃない？」って決めつけたり、否定したりしない人

【名称】
○「気軽に相談」　○「なんでも相談」
○“みなろく”（南六郷）みたいに短くできる
○「なんでもはなしてね」という意味をこめて「TELL　ME」
○「こども」、「キッズ」が入っていると良い。「TELL　ME　キッズ」とか
○「相談」は漢字が良い。短くてはっきりわかる
○ローマ字で「SOUDAN」でも良い
○小さい子にもわかるようひらがな
○ユニバーサルデザイン

テーマ（ア）こども本人の相談先について

グループ：糀谷羽田地域・中高生（5名）

困った時や悩んだ時誰に相談している？

○SNSのストーリー、ノートに書くとリア友がリアクションくれる
○保健室の先生　○先輩
○お父さん、お母さん、お姉ちゃん
○友達　○犬、亀（ペット）
○ネッ友　○好きな人　○話さない
○書き出す。良いことも書いて元気を取り戻す
○学校で（相談場所の）おたよりをもらったけど覚えていない
○スクールカウンセラーは中1、2の時に全員1回面談する機会があり、相談した

相談したら解決する？

○話してすっきりしたり、忘れる。解決することもある
○解決することもあるししないこともある
○スクールカウンセラーは頼りにならなかった、解決しなかった
○家族に話して悪化した（学校に言われたり、正論で返されたり）

どうしたら相談場所をみんなが知るようになる？

○若者の相談シーンを動画で撮って配信
○webサイト制作も若者が手掛ける
○おたよりは文字が多い。写真が欲しい
○相談をしたい子自身が企画をしていく
○SNSで「行ってみた動画」を配信

どんな名称の相談場所だと良い？

○「マジで楽しい相談所」や「ワクワククラブ」等、楽しい所と伝わる名称
○暗い、固いイメージではなく、もっとフランクに愚痴れるイメージの名称
○「楽になる」「面白い」「なんでも解決」
○「中高生の」と入ってる　○若者言葉

<u>◎こどもたちからのていあん</u>
●宣伝方法も若者が手掛けたほうが良い。SNS等で行ってみた動画を配信する
●相談員は同世代で、専門や経験、人となりがわかると良い
●遊びながら話す等、あまり向き合いすぎずフランクに会話できる相談場所が良い
●相談してみたい等、関心のある若者が相談場所の企画に携わると良い
●少し遠い所にあった方が近所の人に知られずに行ける
●相談場所の名称に「中高生の」と入っていると、自分たち向けだと伝わる
●電話やコミュニケーションアプリよりも対面の方が良い

どんな相談場所があったら良い？

【人】
○同姓　○同世代　○清潔な人
○明るい人　○優しくて話しやすい人
○年が離れすぎない
○ピアノのオーディションに落選した時に保健室の先生に相談をしたけどわかってくれなかった。ピアノ等の経験者だと良い
○経験者でも、レベルが高すぎない人、音大を出ているけどすごい人ではない等
○会話をリードして吐き出させてほしい
○「辛かったね」「わかるよ」は聞き飽きた
○こどもに負担を掛けない人
○相談員の顔写真、経歴や人となり、得意分野が載っていて指名が出来る
○ランダムでも大丈夫
○男女別、好きな方を選べる
○若者もカウンセラーになったら良い

【相談方法】
○1：1が良い。1：2は気まずい、威圧的
○対面は嫌、すみっことか、カードゲームしながらとか、あまり目を合わせずに聞いて欲しい
○電話、コミュニケーションアプリは顔が見れないから話しづらい。対面の方が良い

【サービス】
○相談したらご褒美（お金・プレゼント・食べ物）をくれる
○電車代を出してほしい
○送迎付きリムジン
○お菓子、アイスがある
○食べ物の持ち込みができる
○食べながら相談が出来る
○受付はロボットか美容系のきれいな人
○悩みを先に書いて振り分けされる

【内装】
○部屋を選べる（シャンデリア、ロック調、もふもふ等）
○カラオケ、ごはん、おもちゃとかいろんな部屋がある
○テーブルがあったほうが良い
○和室も良い。落ち着くから
○無音じゃなく、好きな曲を流せる

【場所】
○蒲田か川崎の間　○糀谷
○住んでいる所の近く
○ちょっと遠い所。地元だとこの人相談に来たなとなる、裏道等、目立たない方が良い

テーマ(イ)将来の夢や希望について

テーマ(イ)将来の夢や希望について

グループ:大森地域・低学年(5名)

将来なりたいものとその理由は?どうしたらなれる?

○大型スーパーのおもちゃ売り場の人。特に理由はなし
○大型スーパーのアイスクリーム店の店員。気持ちが良い場所だし、お客さんがいっぱい来るから。5歳位からなりたかった。アイスを食べて美味しかったから。なるには免許が必要かもしれない
○大型スーパーのアイスクリーム店の店員。キャラクターとのコラボがあるから。どうしたらなれるかは知らない
○大型スーパーのアイスクリーム店の店員。マスコットキャラクターのスプーンとかもらえるから。どうしたらなれるかは知らない
○音楽のプロ。楽器を弾く人。自分の音楽を聴きたいし、大勢の人にも聴いてほしい
○大森北児童館のコーチ(職員)。大人になると児童館に来れなくてさみしいから。テストで受かったらなれそう
○ダンスの先生。習ってるし、うまくなりたい。こどもたちに教えたい。免許が必要かもしれない
○スイミングの先生。習ってて、うまくなってきているから。こどもたちが喜ぶ先生になりたい
○大工さん。新しい家をつくるひらめきがあるかもしれないから。家具も作って、0円で買えるようにして、その分食べ物代に回したい。たくさん練習したらなれそう
○果汁売り。ゼリーとかの味を決める人
○児童館のコーチ(職員)

夢がない人にどんなサポートがあったら良い?

○「児童館のコーチになろう!」とチラシを貼る、コーチが、一緒に「コーチやろう」と誘う
○テレビのCMで「一緒にアイスクリーム店の店員やろう」と宣伝する
○動画配信サイトでお仕事紹介する
○色々なお店に行って体験して一番面白そうな仕事をする

周りの人がどうサポートしてくれたら良い?

○テストを軽くするかなくして、誰でもなれるようにしてほしい
○免許をなくして誰でもできるようにしてほしい
○どうしたら免許をとれるか協力してほしい
○忙しい時にやらないといけないことを代わりにやって手伝ってほしい
○職業体験施設みたいな、色々なお仕事を体験する場所をもっと増やしてほしい

【音楽】
○これをこうしたらいいよ、というアドバイスが欲しい。音楽のプロの人に練習で音程とか細かいところを教えてほしい
○楽器の演奏の練習をして、間違えて弾かないために、目が良くなりたい。光ったところを押すと弾けるような、見本で演奏してくれる機械を作ってほしい

【児童館】
○こどもでもアルバイトしてお金をもらえるようにしてほしい。児童館のおやつを買ってみたい。計算したい
○週7で、放課後に5年位働いてみたい

【アイスクリーム店】
○職業体験施設にアイスクリーム店の体験があったら練習したい。こどもができる所を増やしてほしい
○いっぱいやってみて上手になりたい
○おもちゃのアイスで練習したい。本物だとこぼしちゃうから
○日曜日や平日にアイスクリーム店の体験をしてみたい
○1日3時間を8回位体験したい
○1日5時間を週2回5か月体験したい

◎こどもたちからのていあん
●こどもがお仕事体験をできる場所を増やしてほしい
●こどもでも働いてお金を稼ぐ体験をしてみたい
●どうやってなるのか教えてほしい
●プロにアドバイスをもらいたい
●お仕事紹介の広告を動画配信サイトで発信すると良い
●仕事に就くためのテスト・免許のハードルを下げてほしい
●夢がない人には、「●●になろう!」という広告をチラシやテレビCMで流すと良い

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：大森地域・高学年（6名）

将来なりたいものとその理由は？どうしたらなれる？

○プロ野球選手。いま野球やってて楽しいから。甲子園に出て社会人野球に行ってドラフトで選ばれるとなれる

○獣医。犬を飼ってて骨折した時、自分でも治してみたいと思ったから

○ NBAのバスケ選手。お兄ちゃんがバスケやっててかっこいいから

○医療系。お母さんが病気になって、色んな人を治したいと思ったから。資格とって薬、病気のこと覚えるとなれる

○プレミアムリーグ、Jリーグのサッカー選手。ワールドカップ出たい。誘われてサッカーやって楽しかった。練習して強いチームに行く。詳しくは知らないけどチームと契約する

○ Jリーグのサッカー選手。サッカー楽しいから。大会で優勝したりして目立ってスカウトされる

○はりこ職人。自由研究で作ってみたから。上手くできなくて練習した

○募金して人の命を救うことがしたい。募金してる人かっこいいから。スポーツで稼いだら、チャリティーイベントでお金集めて寄付したい

周りの人がどうサポートしてくれたら良い？

【スポーツ選手】

○いろんなスポーツが体験できる施設。こどもが行ける距離にあると良い。スポーツの道具を無料で貸してくれる。興味あるけどお金かかるからやれてないスポーツを体験できる。1日レンタルで公園の中で使える

・平和島の屋内アスレチック施設
・車いすバスケ ・クライミング
・オリンピック競技 ・スケボー
・フェンシング

○将来の夢が同じ人が集まってその仕事のプロが来て特別授業してくれる

・バスケ選手。投げ方、ルール教えて欲しい
・サッカー選手に来て欲しい
・野球選手に来て欲しい
・どうしたらフィジカル強くなるか聞く

○サッカーコートが欲しい。屋外でちゃんとゴールがある、トイレもある

○道具をそろえるお金が欲しい

スパイク、ユニフォーム、バット、ダンベル（筋トレ用）

【医療従事者・獣医】

○犬猫の手術、道具の名前を知って、病院で体験してみたい。同じような構造の人形で体験したい

○人間の形したもので練習してみたい

夢がない人にどんなサポートがあったら良い？

○好きなものをきいて、将来の夢にしてみたらどうかすすめる

○いろんな所で遊んでみて好きなことを見つけてみる→いろんな職業が体験できる所があると良い

○遊んでみるといい。500円/時間で体験やってみても良い

○平和島の屋内アスレチック施設がオススメ。好きな人は体操選手なれそう

○色々な職業の人が来て話して魅力を伝えてくれる場があると良い

・ここの近所でやって欲しい
・OTAふれあいフェスタとか
・平和島とか、大森とか
・他の人も聞けるように公園で
・自分の家に来てくれると良い

今よりうまくなりたいもの

○野球、英語 ○勉強（社会）

○時計等のものづくりの技術

○水泳、歴史 ○算数 ○算数、張り子

○10問位問題に答えられたら遊び場の施設のチケットがもらえると良い

○宿題等のわからないことを教えてくれる所が欲しい。分かりやすくヒント出してくれる人がいると良い。学校のPCのアプリでも良い→今もあるけど、文字だけなので音声で読み上げて欲しい

○学ぶお金が無料だと良い

◎こどもたちからのていあん

●プロの選手に教えてもらいたい
●実際の職場でお仕事体験をしてみたい
●将来の夢のために必要な道具をそろえるお金が欲しい
●色々なスポーツや職業を体験できる施設があると良い（道具は無料貸し出し）
●公園やOTAふれあいフェスタでお仕事紹介イベントをやると良い
●勉強を教えてくれる人もしくはアプリが欲しい
●学校のPCのヒントを出してくれるアプリは文字だけだから音声で読み上げる機能を追加してほしい
●サッカーコートが欲しい
●ものづくりの技術を身につけたい

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：調布地域・低学年（5名）

将来なりたいものとその理由は？

○保育士
- ・保育園のころやりたいと思った
- ・何人か好きな先生がいたから
- ・自分が保育園でケンカの仲裁に入った時に、保育士さんみたいと言われたから
- ・小さい子が好きだから

○迷ってる

○アイスクリーム店の店員

○美容師
- ・ヘアアレンジするのが好きだから

○塾の先生
- ・勉強が好きだから

○ケーキ屋さん
- ・甘いものが好きだから

○病院の先生（お医者さん）
- ・風邪ひいている人を助けたい
- ・本（仕事図鑑）を読んでて
- ・お母さんが病気になって死んでほしくないから

○宇宙飛行士
- ・宇宙の図鑑を見て惑星のことをもっと知りたいと思ったから

なるために何したら良いか知ってる？

【保育士】
○保育士の勉強
○見習いをする。見て頑張る

【お医者さん】
○身体のこと詳しくなる
○お勉強いっぱいして、色々経験する

【アイスクリーム店のバイト】
○アイスを作って味見する

【宇宙飛行士】
○試験がある
○死ぬ覚悟が必要
○息をとめる練習が必要

夢がない人にどんなサポートがあったらいい？

○夢がある人のなりたいものを聞く
○自分の性格や、好きな選択肢を選んでいくとオススメが出る（診断チャート）
○箱の中に仕事の紙がたくさん入ってて、くじびきで決める

周りの人がどうサポートしてくれたらいい？

【共通】
○学童に仕事図鑑があって読んだけど家でもゆっくり調べたいから、自分用にほしい。仕事の図鑑がもっとたくさんの所に置いてあったら良い
○色々なお仕事が全部まとめて（いまある職業体験施設より詳しく）体験できる所
→（体験したい時間）AM1時間&PM1時間、1年間、1週間に1回、9時ー18時／日
→（場所）家の前か家の隣、近すぎると夜うるさくて迷惑、自転車で5分、車で3分、歩いて5分位、家の近く
○動画配信サイトで、こどもでもできるお仕事体験を広めてほしい
○クイズみたいな楽しい勉強方法、問題を作ってほしい

【美容師】
○ヘアアレンジの本見て実際にやってみる
○こどもでも切ったりアレンジできるお店があると良い。人形だと切ったら伸びてこない

【宇宙飛行士】
○ロケットの中を見学したい
○地球と太陽はどちらが大きいでしょうとか調べて、クイズ形式で楽しく教えてほしい

【保育士】
○学校で教えてもらう
○景色の良い勉強できる場所を作ってほしい
○保育士の経験ができる所を作ってほしい
○児童館では乳幼児の部屋で話すことしかできないから乳幼児さんと一緒に遊べると良い
○保育士の勉強、試験200円位にしてほしい。安いと大人が助かる。なんなら無料で！
○保育士の先生を1部屋に1人見学できる

【お医者さん】
○児童館でケガした子を職員と手当てしてみる
○動画配信サイトで身体のこと、ケガの治り方、どういう薬を飲むか調べられると良い
○人間みたいな人形があれば練習できる（家・いつもいる場所）
○熱出ている人を助けるところを見たい

【アイスクリーム店の店員】【ケーキ屋さん】
○アイスどうやって作るか勉強してやってみる
○ケーキ作ってるところ見たい

◎こどもたちからのていあん
- ●職業体験/職場見学できると良い
- ●資格取得にかかる費用を補助してほしい
- ●楽しい勉強方法があると良い
- ●仕事図鑑を色々な場所に置くと良い
- ●自己分析からオススメの仕事が見つかる仕組みがあると良い

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：調布地域・高学年（5名）

将来なりたいものとその理由は？	夢がない人にどんなサポートがあったらいい？	周りの人がどうサポートしてくれたらいい？	なんでも叶えてあげる！と言われたら何をお願いする？
○チアの先生 ・ママがチアの先生なので自分も教えたい ○学校の先生（小学校の担任） ・学校が好きでずっと居たいから ○児童館のコーチ（職員） ・こどもコーチになってみて、大人のコーチもいいなと思った。ケンカの注意、おやつの準備、掃除機、審判、イベント企画、水やり、見守りを体験した ○将来の夢はまだない ○スイミングのコーチ ・テストの時緊張するけど受かった時嬉しい。教えた子もそう思ってほしい ○水泳の金メダリストになる！ ○習い事はレスリング、ダンス、サッカーをしてきたけど、将来の仕事にしたいとは思わない ○モデルやってたことあるけど仕事にはしたくない ○ゲーム好きだけどゲームに関連した仕事は分からない（プロゲーマーを知らない）	○体験してみてやりたいこと見つかることある。講座を色々やってみるといい。スポーツ、料理、バドミントン、サッカー、カフェの店員、児童館コーチ、図書館司書さんの体験をしてみようっていうのがあった ○プロに来てもらってプロになる前に何してたか聞きたい ○野球だったら実際にやってみてもらったり、話のあとこどもがやってみたりしたい ○食べ物屋さんとか行ったら最後にトッピングを自分でやったり楽しめる工夫があったら良いんじゃないか ○駅とか通勤する道に選手・アーティストがパフォーマンスしてくれる ○遊びに誘う。好きな遊びから将来につながるものが見つかるかも ○自分のやりたいこと、やってみたいことないの？と聞く	【学校の先生】 ○いっぱい勉強して試験受けて実習生になって授業のテストもある ○学校の先生の１日体験をやりたい人が集まってやってみる 【チアの先生】 ○練習する ○チアのイベント全国のみんなで披露しあう 【スイミングのコーチ】 ○中三まではキッズコーチになれて高校生からコーチできるみたい ○プールのコーチ体験 【児童館職員】 ○自分より小さい子に教えたりする 【水泳の金メダリスト】 ○金メダリストに来てもらってコツを教えて欲しい ○こどもオリンピックがあると良い	○一度テレビ番組のイベントで芸能人が来てくれたが、握手・サインして欲しかった ○メジャーリーガーの握手とサインが欲しい ○食べ物とか値下げしてほしい。家族みんなのお金が多くなると家族が助かる ○久が原児童館の子が好きなおもちゃを買って欲しい。ポータブルゲーム機、てんかのボール等 ○チアをオリンピック競技にしてほしい

◎こどもたちからのていあん
- ●プロのパフォーマンスを見れる場が欲しい
- ●プロに直接教えてもらう機会があると良い
- ●実際に仕事体験をすることで将来の仕事にしたいと思えたので、色々な仕事の体験をできる場があると良い
- ●習い事等の練習の成果を披露できる場があると良い（こどもオリンピック、チアの全国大会等）
- ●好きなことがあっても仕事に結びついていない。好きなことに関連した仕事があることを知らないから、職業を知る方法や、その職業へのなり方を知る方法があると良い

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：蒲田地域・低学年（5名）

将来なりたいものとその理由は？どうしたらなれる？	周りの人がどうサポートしてくれたらいい？	夢がない人にどんなサポートがあったらいい？	
○プロ野球選手 ・野球習っているから続けたい ・野球の勉強をして練習をする ○ドッヂボール選手 ・習っているからプロになりたい ・練習する ○水泳選手 ・オリンピックを見てすごいと思った ・見たり調べたり研究してやってみる ○ピアニスト ○保育士 ・保育士の先生がすてきだったから ○モデル ・どうやったらなれるかわからない ○テーマパークで働く人 ・小さい子も乗れそうなアトラクションをつくりたい。英語の勉強をする ○保育士 ○アイスクリーム店の店員 ○サッカーのオリンピック選手 ○テーマパークの研究 ・人気の理由を調べる。 ○星はどうして動くのかの研究	○応援してほしい。悪口を言われないようにしてほしい ○どうやったらプロになれるか手伝ってほしい ○アドバイスが欲しい。水泳のコツ、練習付き合ってほしい ○プロの人に練習つきあってほしい（ドッヂボール選手、野球選手、水泳はプロなら誰でも） ○ピアノが弾ける場所を作ってほしい。本番で緊張しないように3～4人の観客の前で練習できる場所 ○蒲田の近くに野球の練習ができる所を作ってほしい	○1回スポーツや習い事の体験に行かせる ○編み物とかしているなら、それをお仕事にするのはどう？って聞いてみる ○職業体験施設で体験できるから、パイロットとかサッカー選手とかやってみてもらう ○アパートやビルの中にお仕事体験ができる場所を作る（9階建て） ・スポーツ系の体験の所にはプロが教えに来てくれる （サッカー、フェンシング、ドッヂボール、野球、水泳、スケボー、陸上、アイスホッケー等） ※広くなくても映像を使ってサッカーの練習のシミュレーションができる ・オーケストラ体験もできる ・屋上では星が見れる ・料理を作る場所もある ・モデル体験もできる ・空に関係する仕事（パイロットのシミュレーター）もある ・プラネタリウムも作ってほしい	○体験をしてみて、やりたかったら習い事につなげられる仕組みをつくる

◎こどもたちからのていあん
- ●プロの選手に来てもらって教えてもらいたい
- ●蒲田の近くに野球が練習できる場所が欲しい
- ●9階建て位のお仕事体験施設をつくり、プロに教えてもらいたい
- ●体験をしてみて、やりたかったら習い事につなげられる仕組みをつくる
- ●どうやったらなれるかを教えてほしい
- ●夢に近づくために応援してほしい。悪口を言われないようにしてほしい

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：蒲田地域・高学年（5名）

将来なりたいものとその理由は？

○お菓子作り
・小さい頃にお菓子作って美味しいって言われて嬉しかったから
○看護師
・やけどしたお姉ちゃん見た時に冷静に対処できたから看護師になれるかもと思った
○コーチ（児童館職員）
・遊戯室プログラム等作りたい
○助産師
・保育士にも興味あったけど、新生児が良い。大家族の出産シーンを見て
○ウェディングプランナー
・ドラマ見ていいなと思った
○保育士
・お母さんが保育士で、小さい子と遊ぶのが好きだから
○インテリアデザイナー
・ママと行った温泉施設が素敵だったから自分もきれいな施設、おしゃれなカフェとか作りたい
○国会議員からの総理大臣
・夢は大きく！選挙ポスターに載りたい

将来なりたいものとその理由は？どうしたらなれる？

【共通】
○体験会。いまある職業体験施設より種類多く、時間も多く（20分位）できると良い
・職業体験施設が蒲田に欲しい
・動画づくり等、いまこどもたちが興味ある仕事を体験できる
・体験時間は2時間／助産師は陣痛来てから生まれるまで／保育士は5時間（ごはんからお昼寝まで）／パティシエは5時間／看護師は10時間×3日
○仕事のなり方とか、なった後何をしているのかを教えてくれる場所が欲しい
・実際にその仕事をしている人に話してほしい
【お菓子作り】
○小学生でも作れるお菓子の本が欲しい
○ケーキ屋さんでケーキの作り方教えてもらって作って食べる／自分で作ったものをお店に並べたい
【看護師】
○看護師の仕事の本を見たい
○病院の看護師さんが何をやっているか見たい
【助産師】
○実際に赤ちゃんを取り出すところを見てみたい
【ウェディングプランナー】
○どういう結婚式にしたいかを聞いて作り上げてみたい
【保育士】
○保育士免許なくしてほしい
【インテリアデザイナー】
○新しく満喫できるようなアイテムを開発してくれたら、それを使ってお客さんが喜ぶものを作れる
○こどもが作りたいと思っているものを、ジオラマにして大田区の空いている部屋に飾って見てもらう
【国会議員】
○セミナーでなり方とかなるために必要なものを教えてほしい。港区でやりたい（他の国の人が居るから触れ合える）

夢がない人にどんなサポートがあったらいい？

○様々な職業とか体験できる所があると良い
・いまある職業体験施設より、種類を多くして欲しい
・待ち時間をなくしてほしい
○実際に仕事をしている所に行って見る（見学会）
・ケーキを作っているところ
・警察官、消防士の仕事の奥
・助産師
・川に入って橋を壊すところ
・看護師が患者さんと話してるところ
・児童館職員の職員会議
・羽田空港でパイロットの仕事
・お医者さんが、患者さんや看護師さんとどんな話をしているか
・動物園の病気になった動物の世話をしているところ
・小学生にもわかるような国会議員の仕事の説明があれば良い
○オリンピックとかを生で見せてもらったらスポーツやりたくなる人が増えるかも
○夢のない人へ「これどうですか」ってアドバイスくれる所があると良い
・なんでこの仕事が良いのかプレゼンしてくれる
・特技等聞いて、それに合った職業を教えてくれる
○実際の職業を動画に撮って、「ケーキつくってみよう」みたいなゲームにしてクリアしたら何かもらえる

◎こどもたちからのていあん
●実際に仕事をしている場所に行って見てみたい
●なりたい職業の体験ができる場所が欲しい（いまある職業体験施設よりも種類・時間が長い所）
●仕事のなり方やなった後何をしているのか、実際にその職業の人に話してほしい
●実際の職業を体験できるゲームを作って配信する
●夢がない人には、特技等を聞いてそれに合った職業をアドバイスしてくれる所があると良い

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：蒲田地域・中高生（4名）

将来なりたいものとその理由は？どうしたらなれる？

○ネイリスト
・オシャレが好き。親に夏休みにやってもらって可愛かったから。親も目指していたから道具をたくさん持っている
・友達の手を借りてネイルして専門学校に合格したらなれる

○プロボウラー
・ボウリングを習っている。ハイスコア190位。1月に久しぶりにやったら楽しくて蒲田に習いに行った。これならプロになれるかなと。
・検定があってアベレージ200を超えないとプロになれない

○看護師
・SNSでAIに奪われない仕事に入っていたから。おばあちゃんが入院した時にお世話になった看護師さんを見て
・国家試験に受かる

○水族館の飼育員
・裏側とかが見れるから。海の生き物が好きだから
・知識を増やす

○プロレスラー
・お父さんが好きで一緒に観戦に行って、強いなと思って。技を受けて返すというのがすごい。
・レスラーは試験があって筋トレとか種目ごとに合格をもらって試合に出てベルトに向かっていく

◎こどもたちからのていあん
- ●プロのやり方を見てみたい
- ●プロに教えてもらいたい
- ●職場見学に行けたら良い
- ●職業体験できる施設があると良い
- ●進学費用を補助してほしい
- ●職場見学/職業体験費用を補助してほしい
- ●自身のことを入力するとオススメの仕事がわかるサイトや相談場所があると良い
- ●夢がない人には、仕事図鑑をはじめとして本を読むことを推奨したら良い（学校の図書室に仕事図鑑を置いて宣伝、貸し出しも出来る）

周りの人がどうサポートしてくれたら良い？

【共通】
○お金を出してほしい。体験を無料でさせてほしい。1週間と言わず1ヶ月とか。習い事無料とか
○学校を教えてくれるのが良い
○高校、大学に行く費用を援助してほしい。3分の2位。全額だと夢が叶いにくい気がする

【ネイリスト】
○プロのやり方を見てみたい

【プロレスラー】
○プロに教えてもらいたい。プロのやり方を体験したい。ヘビー級のベルトを持っている人に組み方、投げ方、攻め方、筋トレ方法等、基礎から教えてもらいたい

【看護師】
○見学をしてみたい。何かの体験というよりは、全体を見たい。いろんな科を1週間位かけて見たい

【水族館の飼育員】
○神戸市の水族館に行ってみたい。バックヤードを見たい。交通費を出してほしい

夢がない人にどんなサポートがあったら良い？

○本を読む。図書館に行こうと呼びかける
・全世界のテレビを観ている人にジャックして大田区の人が出てきて呼びかける
・本を読むと好きなことが見つかるし仕事図鑑みたいなのがあって気になるものが見つかる。仕事の知識も得られる
・学校の図書館、図書館の入口にPOPで紹介する。貸し出しもできると良い

○職業体験できる所があると良い
・消防士の体験（火を消す）したい
・飲食業とか動物系とか分けてあると良い
・飲食だと作って友達に提供出来る
・職業体験に使えるお金をくれる

○転職サイトみたいに好きなこととか自分のことを入れると仕事をオススメしてくれる。 サイトでも対面でも相談できる
・テレビ、動画配信サイト、CMでサイトや相談場所があるよとオススメされると知ることができる
・対面でアドバイスをくれる
・いっぱいアドバイザーがいて、相談する人を選べる
・その人の好きなこととか見つけてあげる
・SNSみたいにストーリーになっていて次が気になる感じに仕立てて宣伝する
・パッと表れて話してパッと消える編集をして気になったらリンク先に飛ぶ仕掛けで宣伝する
・ゆるキャラを使って宣伝する

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：糀谷羽田地域・低学年（5名）

将来なりたいものとその理由は？

○病院の先生。人を助けたりケガを治したりできるから
○アイドル。食事中に流れた曲が好きだったから
○ドラムの先生。ライブに行ってドラムがかっこよかった。6歳からやりたくて、1年後に習い事通って良いよって言ってもらった
○フラダンスをハワイでやってみたい。習っているから
○警察官。ドラマで見てかっこよかった。
○チアリーダーになりたい。習っているから
○警察官。犯人を捕まえているところがかっこいい
○野球選手。習っているから
○サッカー1位になりたい。習っているから

夢を親に話してる？

○話していて、助けてもらっている⇒1名
○話しているが、特に助けてもらっていない⇒2名
○話す機会がなく、話していない⇒2名

いま上達したいことは？上達するために何する？

○字がうまくなりたい。字をたくさん練習する
○算数、社会、理科の勉強。もっと家でも練習する
○歌をきれいに歌えるようになりたい
○ドラムをしっかりたたけるようになる
○チア上手くなりたい

最近好きなことは？

○アニメ
○算数の勉強
○工作。夏休みの自由工作楽しみ！
○マスコットキャラクターの動画配信サイト

なりたいものになるために何をしたらいい？

○電子ドラムでいっぱい練習する
○習い事じゃないけど、自分で歌ったり踊ったりしている
○相手がいない所で練習する（緊張しないため）
○色んな世界を見たりする
○病院の先生になるためには、人を助ける
○いっぱい勉強する
○人を助けたり、世界の平和を守る（普段から）
○サッカー場でゴール練習をたくさんする

夢がない人にどんなサポートがあったらいい？

○「優しいから●●になった方が良い」とお友達の良いところを見つけてあげる

周りの人がどうサポートしてくれたらいい？

○なりたいものが一緒の友達と一緒に考えたい
○警察官の道具を知る
○ドラム教室の先生にたくさん教えてもらう
○踊っても人にぶつからない場所があると良い
○ボールを使える公園があると良い
○サッカーのゴール練習ができる所や野球ができる所を作ってほしい
○病院に行って先生に話を聞いてメモを取る
○今やっている人にどうやってなったかを聞きたい
○警察試験を受けないといけないから、試験の先生に教えてもらう
○親が練習の様子を動画にとってアドバイスくれる
○リズムを考えたり書き留めたり、家では一人で考えてるから親に手伝ってほしい

◎こどもたちからのていあん

●ボールが使えたり、踊っても人にぶつからない広い公園があったら良い
●親にサポートしてもらいたい（習い事に通わせてもらう、動画に撮ってもらう、一緒に考える等）
●なりたい職業の現役の人の話を聞く機会があると良い
（なるための道筋が分からない、2つ以上あってまだ決めきれない）
●試験勉強を教えてもらえると良い
●夢がない人には、長所や好きなことに関連してアドバイスをしてあげれば良い

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：糀谷羽田地域・高学年（6名）

将来なりたいものとその理由は？

○小児科のお医者さん。人の病気を治したい
○バスケ選手。高校生のバスケ見て、走ったり楽しそうに頑張っているから
○お父さんとお母さんと同じ会社に入りたい。商品の部品を作る会社。お父さんお母さんと一緒にいたいし、二人ともストレスがなさそうだから
○こどもむけ歯医者さん。良く通っている所に、こども向けの歯医者さんは少ないと書いてあったから。歯医者さんが頑張っててかっこよかったから
○プロテニスプレーヤー。習い事でテニスやってるから。海外の試合を見て、やってみたいと思った
○言語オタク。オランダ語とか、5か国語位しゃべりたい
○数学者。いま塾で中学の問題を解いてるから

周りの人がどうサポートしてくれたらいい？

【小児科医・小児歯科医】
○大人が勉強を教えてくれる
○その仕事をもう辞めた人に教えてもらう。小児科の場合、どう優しく対応するか等
○本を買ってもらう。配られる
○歯の名前とか詳しいことが書いてある本があると良い
○小児科だったら、何をすればなれるか、病気の名前や治し方が書いてある本があると学べる
○専門書の図書館が欲しい
○病院の施設で実際に医者に教えてもらえる場所が欲しい

【両親と同じ会社】
○お父さんたちに何を作っているか、作るコツ、接客方法等を聞く
○どうやって入社したか聞く
○会社見学に行く
○会社の夏祭りに行って、周りにいる社員に教えてもらう

【言語学者】
○毎日外国語で動画配信サイトを見る
○外国語の塾が欲しい
○外国語の宿題が出される
○ゲームみたいに言語を学べると良い
○外国語ゲームの大会、クイズ大会みたいなものがあると良い（優勝すると賞金やポータブルゲーム機、割引チケット等の景品付き、英検の資格がもらえる等）
○家族と日常で話す時も外国語で話す
○無料の塾・習い事があったら良い
○英語以外の外国語の塾。通ったらノートや（その言語の）下敷きがもらえる
○英語以外の外国語の授業
○リトルアメリカ、リトルインド等の地域が近くにあったらそこに遊びに行って学べる

◎こどもたちからのていあん
●プロや経験者に来てもらって教えてもらいたい
●クイズやゲーム等楽しく学べる環境を作ってほしい
●練習や力を試せる場所がほしい
●職業体験ができる場があると良い
●こどもたちで将来について話しあえる場があると良い

【スポーツ選手】
○打ち方とかを本で調べる
○コーチに教えてもらう、イベントを開いてもらう
○プロや元プロにコツや動きを教えてもらう（理想としてはメジャーリーガーやNBA選手に来てもらいたいけど忙しいから元プロでも可）
○実際に観に行く、動画で見る
○バスケコート（長い時間使える、好きな時間で使える）が欲しい
○大きくて広いテニスコートが欲しい
○時間制限なくボール遊びができる場所が欲しい

夢がない人にどんなサポートがあったらいい？

○気になる仕事を体験できる
○開放的な場所で体験する
○警察署や消防署を1日密着できる
○みんなで話してアイディアを出す。輪になってカウンセリングする
○工場の危なくない所で（製品を）作ってみる
○1週間本当に仕事してみる（途中でやめても良い）

テーマ（イ）将来の夢や希望について

グループ：糀谷羽田地域・中高生（4名）

将来なりたいものとその理由は？

○美容師。親が切ってくれたことがあって、印象変わって良いなと思った

○教師（中学社会科）。面白い先生がいて、そういう風になりたい。雑学を入れて面白かった

○アメリカとかに行って働いてみたい（英語圏）。海外アニメ好き。本場（テーマパークとか）を味わいたい

○トイデザイナー（カプセルトイ）。 中高生ひろばのイベント（工作）でクリームソーダとかミニチュアを作って楽しかった

○柔道整復師。怪我に共感してくれて仕事のアドバイスをくれた

○外交官 アメリカ、カナダとか外国語圏で働きたい 海外アニメが好き

◎こどもたちからのていあん

●環境を整えるための補助金や道具類の補助が欲しい/ホームステイ・旅行の補助金があると良い

●実際に働きながら仕事体験ができると良い

●進路について経験者の話を聞く

●仕事に関する合同説明会・体験会があると良い

●外国人とのコミュニケーション機会があると良い

周りの人がどうサポートしてくれたら良い？

○人それぞれの夢をかなえるために18歳以下に周りの環境を整えるための補助、マネキン等の寄付があると良い。お金で諦めている人もいると思う

○進路について、どういう勉強をどれくらいしたらいいのか知りたい。なった後もどれくらい勉強して、何をするのか聞きたい

○職業、進路について先生を呼んで説明してくれる機会があると良い（専門職も一般職も）。ネットだと自分が知りたいことしか調べないから

○イベントでなりたい仕事の話（体験談）を聞きたい。対面だと信じられる。こども10人位で聞いて、自分以外の質問も聞けるようにしてほしい

○実際に仕事をしている場所を見たい。体験もしてみたい

○18歳以下が職業体験を兼ねて働ける場所が増えたら良い

夢がない人にどんなサポートがあったら良い？

○色々なことに挑戦してみる ○色々な所に行く

○旅行に行くと色々な経験が出来て知らない自分にも会える。国内外の旅行代金を出してほしい

○合同説明会、ワークショップ、体験に行く。大きい会場で色々な職業の人が来てくれると楽。蒲田の大田区民ホール・アプリコとか大きい所で。オンラインwebインタビューでも良いけど、話の後に実践が出来るならリアルの方が良い

○「大人の職業体験施設」というイベントがあるのでもう少し増やしてほしい

【美容師】

○頭部のマネキンで実際に体験をしてみたい

○作業しながら体験ができる3～4時間を2日間、平日・休日／午前・午後等、混み具合が違うタイミングで

【教師】

○海外の先生に話を聞いてみたい。海外と日本の違いについて

○教師体験するなら1日2時間位を週1～2回、1か月位行けると集中して学べそう

【アメリカ（英語圏）で働く】

○観光客とか外国の人とコミュニケーションをとる。同年代だけじゃなくいろんな年代と話すのも楽しそう

○羽田空港があるから、海外の人に空港で「話しませんか」と募集をする。和菓子を食べながら抹茶を出したり日本の文化とセットでおもてなしする

○海外の人とはじめは何を話せば良いか分からないから「海外アニメ」「日本文化」とか好きなことについて話せるイベントがあれば良い

○海外の人にお茶を点てたい、見てもらいたい。和室でコミュニケーションをとる

○ホームステイがしたい。現地の人と生活して食生活も体験、1週間。前半は勉強、後半は観光。ホームステイのお金は飛行機代とか出してくれたり斡旋してくれたら。英語塾も無料で

【トイデザイナー】

○仕事場を見た後に自分で作ってみるまでを体験したい

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：大森地域・低学年（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○清花公園。大きい蜘蛛の巣の縄で鬼ごっこする
○大森海岸駅近くのタイヤ公園
○ウサギ公園
・大きいすべり台、迷路がある
○児童館
・涼しいから。工作できるから。
・卓球できるから
○ピアノ教室

こどもだけで行きたい場所

○ゲームセンター。クレーンゲーム
○旅行（ハワイ、沖縄）
○テーマパーク
○平和島の屋内アスレチック施設
○プール
○花火大会
○カラオケ
○プリクラ・原宿

近くにあったら良いなと思うものは？

○遊園地（大森海岸駅に）
・観覧車、ティーカップ、ジェットコースター、ウォータースライダーがある
○児童館にできたら良いもの
・テラス、プール（屋上位の広さ）
・ウォータースライダー（10m位）
・屋上でぽかぽかしたい
・エレベーター（障害やケガのある人のため、のぼるの疲れるから）
・5階建てにする（プール、テニスコート、音楽室、寝られる所）
○児童館横の公園にあると良いもの（＋よくなると良いこと）
・くるくるして目が回る遊具
・ブランコ、鉄棒、平均台、シーソー
・ボールの貸し出し
・ハチ・蚊・セミ・アリの巣をなくしてほしい
・ベンチの木の皮がむけて刺さるので直してほしい、隙間にカバンが落ちるので隙間なくしてほしい
・地面やわらかくしてほしい
・太い木を切ってほしい（虫が出る、遊具が置けない、鬼ごっこの時に邪魔）
○プール（清花公園近くに）
・平和島のプールより長いウォータースライダー
・ボートですべるウォータースライダー
・身長よりも深いところがあるプール。浮き輪で泳ぎたい
・流れるプール
・波のプール
・浮き輪の貸し出し
・浮き輪のふくらましサービス
○噴水
○動物園
・パンダ、ウサギ見たい
・ふれあい、エサやりしたい
○水族館
・イルカに無料で触りたい
・ジンベイザメに触りたい
・サメの歯の回収体験したい（落ちてるやつを拾う、砂に埋めてあってスコップで掘る）
○映画館（単体施設、清花公園横に）
・テレビで見れないやつを見たい
○ホテル
（カメがいてアイス無料で部屋キレイ）
○花火大会
○カプセルトイデパート
○おもちゃ屋さん
○バス停（大森児童館行き）
○モノレールを大田区～品川～原宿に通してほしい
○公園にしかトイレがないので、マンションの1階ロビーやコンビニにトイレが欲しい
○日陰が欲しい
○時計を持たないから公園にあるような時計が欲しい。駅の近くとかにあると良い
○清花公園の時計がずれているので直してほしい

◎こどもたちからのていあん
●近くにあったら良いもの
・遊園地 ・映画館 ・おもちゃ屋さん ・噴水 ・プール ・動物園 ・水族館 ・花火大会 ・カプセルトイデパート ・モノレール ・ホテル
●児童館の中に欲しいもの
・音楽室、エレベーター、テニスコート、くつろぎスペース
●よりよくしてほしいこと
・時計を置く ・トイレを増やす
・バス停を増やす
・公園の遊具増やす、虫駆除、ベンチの修理、地面をやわらかくする

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：大森地域・低学年（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○児童館　○家の近くの公園
（山王公園、弁天池公園、プリン公園、水神公園）
○夏はプールによく行く（大磯町の屋外プール施設等）
○習い事（ピアノ、英語、塾、ダンス）
○洗足池
○サッカーの試合（川崎市のプロサッカークラブ）を観に行く
○東京ドームに野球を観に行く

こどもだけで行きたい場所

○駄菓子屋さん
→自分が欲しいものを親は買ってくれないから
○テーマパーク
○動物園　○水族館
・親といると自分が行きたい所に行けないから
○遊園地とホテル
○旅行　○海外旅行
・友達と旅行したことないから
・一人で体験してみたい。将来役に立ちそう

近くにあったら良いなと思うものは？

○室内の大きい公園（無料）
⇒室内だと涼しいから
・長いすべり台がある　・冷房が効いてる
・赤ちゃんや小学生等、いろんな人が来れて、触れ合える
・ネコや犬も連れて来れる
・自動販売機がある
・ニジマスのつかみ取りができる
・くつろげる場所がある
・お泊りができる部屋がある
・小学生も使える2段ベッドがある
・5～6歳から使える自転車も借りれる
・ゴーカート、自転車に乗れる場所、空中ブランコがある
・いらなくなったものを回収したりもらえたりする所がある（リサイクルショップorフリーマーケットのような場所）
・プール、ゲームセンターがついてる
・夏、暑い時は扇風機がある
○歴史を細かく教えてくれる教室
・原始時代からすべての時代に詳しい先生がいて教えてくれる
○学校までの小さな路面電車が欲しい
バスだと道が狭くて入れないから
○無料カードが欲しい、値段高くてもそれを出せば0円になる。おもちゃ、シール、お菓子とか買える
○バッティングセンターが大森駅近くにあったらいい。野球の練習をしたい
・野球選手が来て練習を一緒にしてくれたら良い
○家の近くにプールが欲しい
・こどものおなか位の深さで、30m位長いプール
・室内プールと屋外プール両方欲しい
・長いウォータースライダーが欲しい
・食堂や売店もあるプール
○病気になったらすぐ行ける病院が欲しい
・山王側に病院がない。アプリとか電話で連絡したらすぐに病院に連れて行ってほしい
○家の周りに食べ物屋さん、売店が欲しい
・ロボットがやってるコンビニみたいな所
○雨の時傘持つの嫌だから、電車の中に傘立てが欲しい
○電車の中にごろんとできるソファが欲しい
○電車の中にごはんの自動販売機が欲しい
○こどもだけの車両で遊び場があると良い
○普通の家みたいに暮らせる車があって、そのまま自動運転で旅行に行けたら良い
○バス混んでるのが嫌だから、2階建てとか3階建てのバスが欲しい
○10円、50円、100円で買えるお店か、自動販売機がほしい
○こどもだけでいけるタダのお店が欲しい。ちょっとしたお菓子が売ってる。外で遊んでて少し寄れる場所
○ペットをお試しで飼える仕組みが欲しい
○小、中、高、それぞれの専用の遊び場があったら良い
○5時半位に帰ってきても遊びに行ける場所が欲しい。児童館が遠いから、学校と家の間に空き地みたいな遊び場が欲しい

撤廃してほしいルール

○弁天池公園の釣り・エサやり禁止
○山王公園のボール禁止
○山王公園の利用時間（17時まで）

その他

○駅前の自転車放置やたばこのポイ捨てをやめてほしい

◎こどもたちからのていあん
●室内で遊べる施設があると良い
●食料品店、プール、歴史館、バッティングセンター、病院が欲しい
●釣り、エサやり、ボール禁止ルールが撤廃されると良い

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：大森地域・高学年（4名）

家や学校以外によく行く場所は？

○平和島のグラウンドで野球
○ゲームセンター（山王、大森、蒲田、川崎）でメダルゲームとクレーンゲームやってる
○平和島のプール。滑り台3つある
○品川区民公園。トランポリン、サッカーコート、バスケコート、野球グラウンドがある
○大井坂下公園　○カラオケ
○東京競馬場にお父さんといく
○グリーンベルト
○エセナ行くけど席がうまってて遊べない

こどもだけで行きたい場所

○遊園地
・交通費免除してほしい
○外国（アメリカ、サンフランシスコのカジノ）
○映画館（この辺全部）
○花火しに行きたい
○焼肉屋さん。楽しいし、美味しい

近くにあったら良いなと思うものは？

○大森駅と平和島の間を「蒲蒲線」みたいな感じでつないで欲しい
○ドーム（野球場）。平和島に欲しい
○同じ小学校の子だけで遊べる公園
・坂下公園はサッカーしてると、「勝った方がコート使えるようにしよう」とか絡んでくる他校の人がいるから
・学校の近くにある
・大森北児童館の10倍位の広さ
・Luz、ミルパ商店街の中らへんにあると良い
・大きいすべり台、ジェットコースター
・freeWi-Fiがある
・観覧車とサッカーする場所がある
・フリーフォール
・室内の遊べる場所があっても良い
○交通公園をサッカーグラウンドにして欲しい
○ゲームセンター
・放課後、こどもだけで行ける小学生用の所
・最新機種そろっている所
・無料のクレーンゲーム
○こども用カジノ
・数字選んであたったら100万円！
・賭けるのはお菓子とか
・ブラックジャックとかやりたい
・ジャグラー欲しい
・行ったらその日遊ぶ用の賭け金orお菓子がもらえる
・お金は自分で持っていく
・パチンコ、スロットやってみたい。ゲームセンターだと決まった機種だから
・稼いだお金を募金できる
○学校の前に信号が欲しい。ぐるっと回らずに行けるようにしてほしい
○通学専用電動キックボード。家から学校まで乗れる
○京急バスが家を1つひとつまわってくれる。学校まで暑い、じろじろ見てくる人がいると怖いから

児童館 もっとこうなったらいいのに

○遊戯室大きくしてほしい
・ボールもっと思いっきり投げたい
○校庭大きくして野球できる
○卓球台2つ置きたい
○隣の公園分ドームにしたい
・屋根開けて日差し入るように
・涼しい場所で遊びたい
○工作室に置いてある素材を多くしてほしい（輪ゴムとか）
○ピアノ以外の楽器も欲しい
・キーボード、鉄琴、木琴
○スマホ、PCできる場所が欲しい
・涼しい所でゲームしたい
○ゲームつなぐテレビ欲しい
○一般利用が遊べる時間を長くしてほしい

◎こどもたちからのていあん
●同じ小学校の子だけで遊べる専用公園が欲しい
●小学生専用のこどもだけで行けるゲームセンターがほしい
●サッカーグラウンド、ドーム（野球場）が欲しい
●こども用カジノがあったら面白そう　●映画館にこどもだけで行きたい
●小学校の前に信号が欲しい　●涼しい遊び場が欲しい

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：調布地域・低学年（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○児童館（てんか、カードゲーム）
○習い事（サッカー、体操、スイミング、テニス、塾、英語）
○蒲田のタイヤ公園（電車で行く）
○なかよし公園（＝カンガルー公園）遊具がいっぱいある
○児童館の隣のひかり公園
○整骨院の待合室（遊び場）
○遊園地（八景島）
○自転車で池上に行く

こどもだけで行ける場所は？

○児童館　○公園　○学校
○池上とか他の地区に行くと怒られる
（知らない人、迷子 怖い）
○大人が見てくれる場所

どういう場所なら安心？

○人がいっぱいいる通りの公園
○商店街とか助けを求められる所
○家から近い
○近くに建物が多い公園

今、満足してる遊び場は？

○児童館
・工作室、遊戯室で色々遊べる（おてだま、こま、けん玉等）
・無料で水が飲める、涼しい
・友達と遊べる　・てんかできる
・おやつが食べられる
・隣に公園がある
○なかよし公園
・石が掘れる、岩を割れる
・遊具いっぱいある
・木がいっぱいあってかくれんぼしやすい
○タイヤ公園
・広い　・タイヤで滑り台滑れる
・飛行機位大きいタイヤがある

お金がどれくらいかかっても大丈夫？

○1,000円　○0円　○1円
○500円
○クレジットカード・スマホ決裁できると良い。お金持ってたら狙われたり脅されたり怖い

近くにあったらいいもの

○ゲームセンター
・自分の手で取れるクレーンゲーム
・タダで遊べる　・くじ引きがある　・カプセルトイ
○（通学路に）かわいいお迎え人形が置いてあると良い。歩きながらもうすぐ着くなとか考えられる
○広くて遊具がたくさんある公園
（滑り台2つ。ブランコ4こ、木100本）
⇒今は並んだりして待つのが大変
⇒木がたくさんあるとかくれんぼできる
○みんな乗れる広いトランポリン
○ジェットコースター（遊園地）
○木登りができる木が欲しい
○高くこぐと綺麗な景色が見えるブランコ
○棒じゃなくて階段になってる高いジャングルジム
○縄跳びの貸し出しがある公園
・家から持っていくのは面倒くさいから
・無くす、忘れるから
○大きなゲームに入って自分が戦える世界。ゲームの世界に自分が入れるみたいな公園
○公園の中に、暑さ寒さをしのげる場所
○公園にきれいなトイレが欲しい
○公園にカプセルトイがあると良い
みんなが好きなキャラクターや動物フィギュアシリーズ
○プール
・室内と屋外がある　・冷房がある
・長いウォータースライダーがある
（並ばないようにたくさんある）
・浮き輪の貸し出しがある
・練習用に浅くて長いプールがある
・プールの中に迷路がある
・こどもだけで行けるプールがあると良い（きょうだいがいると自分の行きたい所に行けないことがある）

理想の児童館は？

○一般利用でも無料でお菓子・ジュースがもらえる。自由に食べられる。
○もっといっぱい公園が繋がってる
○世界のおもちゃがある（アメリカ・スイス・カナダとか）
○ワニのアーケードゲームがある
○プールがある　○ゲーム持参OK

◎こどもたちからのていあん
●公園を充実させたい（複数台の滑り台やブランコ等の遊具がある、縄跳び等の貸し出し、木、暑さ寒さをしのげる場所、トランポリン等）
●ウォータースライダー等が充実したプールが欲しい
●こどもだけで行ける安全な遊び場があると良い

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：調布地域・高学年（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○児童館
○図書館（本読んだり勉強する）
○プール（習い事）
○久が原クラブ（チア）
○公園（児童館裏の公園、いこい、みなみだい、さくら、なかよし）
○ダンススタジオ（習い事）
○東町公園。中のプールも
○商店街 ライラック通り（お祭り）
○熱海
○テーマパーク
○日光 鬼怒川温泉
○マスコットキャラクターのショップ（2年に1回位）
○ヒルズ（マンション）の管理棟（宿題したりゲームしたり）
・17時以降はヒルズの人と一緒じゃないとダメ
・食べ物禁止、宿題・ゲームだけ、うるさくするのもダメ

児童館の良いところは？

○遊戯室で身体動かせる
○友達がいる
○家に置けない量のおもちゃがある
○本がたくさんある
○一般でもイベントに参加できる
○いろんなことができる
○友達と話せる
○工作、勉強、本読んだりどんな人でも楽しめる
○家にないおもちゃがたくさんある

こういう公園あったら良いな

○もっと広くてボール遊びできたら良い。てんかとか
○ボール遊び専用公園
○ブランコ、シーソー等の遊具がたくさんある公園
○自然がいっぱいある
○走って転ぶと嫌だから絨毯とかフカフカの地面が良い。小さい子が遊べる。トランポリンとか
○ぐるぐる回る遊具
○流れるプールが欲しい。公園の遊具＋プール

こういうプールあったら良いな

○思いっきり飛び込めるプール
○あわあわのプール
○遊園地にあるようなプール
・スプラッシュマウンテンみたいな
○ぐねぐねのウォータースライダー
○浮き輪に乗ってスライダー滑るやつ
○大人とこどもに分かれて大人は絶叫こどもは落ちるやつ
○夜ライトアップ、ナイトプール
・浮き輪のお皿にスイカ乗せる、流しそうめんする、ゆず流す
○バケツがひっくり返って水ザバーッてなるやつ
○ボールプール＋水が入ってるやつ
・近くのプールに流れるプールはない

こどもだけで行ける場所

○コンビニ ○友達の家 ○スーパー
○管理棟 ○習い事 ○公園 ○児童館

近くにあったら良いなと思うものは？

○マスコットキャラクターのショップ ○駄菓子屋さん
○水族館 ○文房具屋 ○仮想空間の宿泊施設
○ゲームセンター
○テーマパークの大田区版
・はねぴょんがキャラになって乗り物は遊園地っぽいもの
○大田区版遊園地
・大田区の歴史を知れる乗り物で、たまにジェットコースターみたいに落ちる
○はねぴょんに乗ったらグワングワンするやつ

こどもだけで行ける遊園地を考えよう

○信頼できる大人がいる ○顔見知りがいる
○大人と事前に顔写真とか登録しておいて入場の時ピッてできると安心 ○こどもが安全な時間に閉まる（17時）
○悪い人がいない ○帰り時間の管理をしてくれる
○カードをかざすと家に連絡がいく
○GPSつけて帰り道も分かる
○GPSに連絡機能があって「帰る時間だよ」と連絡来たり、おうちの人に「今から帰るよ」と伝えられる

◎こどもたちからのていあん

●こどもだけで行けるような安全対策（事前登録、連絡機能付きGPS配付、帰宅時間管理）の取られたはねぴょん遊園地があると良い（大田区の歴史も学べる）
●遊具がたくさんある公園、ボール遊びOKな公園が近くに欲しい
●ウォータースライダー等アトラクションのあるプールが近くに欲しい
●水族館、駄菓子屋、文房具屋、仮想空間の宿泊施設が近くに欲しい

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：蒲田地域・低学年（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○海 ○サッカーができる公園
○なかよし公園 ○パンダ公園
○おばあちゃんの家 ○児童館
○パパとママの演奏会の練習を観に行く
○家が多い ○家でゲームや動画
○卒園した保育園に遊びに行って小さい子と遊ぶ
○たけのこ公園

いまの遊び場で満足してること

【なかよし公園】
○サッカーできるのは良いけど、水飲み場でみんな遊んでるから、冷水器が欲しい。水飲み場で遊ぶのはNGにしてほしい
○ブランコとか遊具もある
○広くて鬼ごっこできる
【児童館】
○卓球できる ○隣に公園がある
○卓球、遊戯室、本、工作等色々できる ○漫画たくさんある
○工作室の日替わりメニューが良い

公園にあったら良いもの

○ボウリング。公園でやることないから
○カラオケ。近所迷惑にならないように箱で囲われてる。何人かで遊べるスペースがついてる
○室内でサッカーができる場所。暑いから
○水筒を出すと入れてくれる冷水器
○日が当たらないように半分位屋根がある

児童館にあったら良いもの

○屋上にプール（屋根付き）。夏は冷たくて冬は温かいプール
○ボール遊びができる体育館
○エレベーター。階段は疲れるし、走っちゃう子もいるから
○「ヒマな人部」ヒマな人が楽しく友達をつくって職員と遊べる
○遊戯室プログラムでバスケしたい
○ケンカしたり、イライラした子が落ち着ける、一人で入れる部屋があると良い

近くにあったら良いなと思うものは？

○コンビニ
○自販機の商品、もっと良いものが欲しい。大きい自販機で、炭酸飲料を入れてほしい。お菓子も
○小さい自販機が欲しい。背が届かないし、上の方の商品見えないから
○ボロボロになったり使えなくなったりしたものを集めて、修理して売る所（買い取りしてくれる）
○ゲームセンター。広くてアクションレースゲームとかクレーンゲームができる
○駄菓子屋かお菓子屋
○昭和のお菓子が自販機で買えると良い。昔のお菓子は食べたことないものが多くて羨ましい
○安い温泉。疲れた時、自分のお小遣いでも入れる（10円位）
○サッカー場。暴れたい気分の時、いっぱい暴れられる

こどもだけで行ける場所ってどういう所？

○西蒲田内中心部 ○児童館
○こども食堂 ○友達の家
○公園（決まった所）
○電車沿線でお金がいらない所
○家から近い所
○コーチとか知っている人がいる所
○蒲田の習い事は道がわかってて、友達と行くからOK

こどもだけで行きたい場所

○カラオケ ○ゲームセンター
○大きい公園、野球できる場所
○大森。ボール遊びできる公園が多い
○外国。英語も学べるから
○川崎。ゲームセンターがある、草むらでかくれんぼできる
○横浜市の動物園 ○ホテル
○博物館（化石） ○映画館
○サッカーグッズショップ

◎こどもたちからのていあん

●公園に日陰が欲しい ●室内でサッカーができる場所が欲しい
●近くに、コンビニ、ゲームセンター、お菓子屋、サッカー場、カラオケが欲しい
●なかよし公園の水飲み場のルールを決めて、快適に利用したい
●こどもでも届くような小さな自販機が欲しい ●昔のお菓子を食べたい
●児童館にエレベーター、プール、ひとりで気持ちを落ち着けるスペースが欲しい

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：蒲田地域・高学年（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○学童 ○児童館
○なかよし公園
○カードショップ（蒲田駅）
○図書館（池上）
○ピアノ（習い事）
○英語で説明して体育をする所
○道塚小（習い事）
○サッカー（おなづか小）
○友達の家
○久が原スイミング
○児童館前の公園
○本門寺公園
○チョコレート公園
○バンダ公園
○プール（色々な所）
○萩中プール

◎こどもたちからのていあん
●公園でボール遊びがしたい
●流れるプール等がある室内プールが近くに欲しい
●室内で高いアスレチックがあると良い
●アトラクションやトランポリンができる所が欲しい
●呑川がきれいになったら川遊びがしたい
●児童館に食堂やゲームセンター、カラオケが欲しい
●学区内を出たらダメというルールが緩和されて学区外も遊びに行けたら良い
●スーパーの前に横断歩道が欲しい

今ある遊び場に何があったらいい？

【公園】
○大きなすべり台（タイや公園にあるようなもの）
○サッカーできる公園（サッカーゴールは不要）
○公園でボール遊び（ネットがあると良い）
・てんか、キャッチボール、バレーボール、ボウリングバスケできると良い
○たけのこ公園の近くに駐輪場
○広い公園
○公園の水を冷たくしてほしい

【学校】
○校庭を芝生にしてほしい

【児童館】
○児童館内でトレーディングカードゲームしたい
○館全体で鬼ごっこ、かくれんぼしたい（1～3階まで）
○館を1階増やす
・プールを追加
・アスレチックを追加
○児童館にゲームセンターがほしい
・クレーンゲーム（顔認証で0円になる）
・トレーディングカードゲーム、ぬいぐるみも欲しい
・太鼓のゲーム
○児童館にカラオケ
○児童館でろくむししたい
○児童館でお菓子作り
○児童館で水鉄砲（背負うやつ）で鬼ごっこ
○児童館に食堂が欲しい（無料）

近くにあったらいいなと思うもの

○おなづか小の近くにプールが欲しい
→流れるプール、波のプール
→ウォータースライダー
・上っていくやつ
・福島県のプール付き宿泊施設にあるやつ
・ガラス張りのやつ
→めちゃ広いプール、室内プール
→浅いところと深いところがあるプール
→赤ちゃん、小学生で分かれてるプール
→床が透明なプール（床には魚がいる）
→こどもは無料（高校生まで）
○アスレチック
こどもだけで行ける、室内で高さがあるもの
○絶叫マシン、トランポリン
○ツリーハウス（すべての神社の近くに。本、机とイスあり。外眺められる、友だちとゲームできる所）
○呑川をきれいにして欲しい
→川遊びしたい、釣りしたい
○スーパーの前に横断歩道が欲しい
○遊園地
相模湖のアドベンチャーリゾートみたいな。イルミネーションの木の迷路があると良い

小学生だけで行きたい所

○グランデュオ
○電車に乗っておばあちゃんの家
○マスコットキャラクターのショップ
○テーマパーク
○平和島の屋内アスレチック施設
○水族館
○動物園
○屋内型ふれあい動物園
○カラオケ
○タイヤ公園
○図書館
○学区を消してほしい（学校のルールで学区内を出たらダメだから）色々な所へ行きたい

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：蒲田地域・中高生（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○平和島の川で釣り
○蒲田らへんで位置情報アプリゲームをしている
○中高生ひろば蒲田（カムカム）
○木更津でお父さんとゴルフ
○ゲームセンター（池上・蒲田）
○複合エンターテイメント施設（お台場）

こどもだけで行きたい所

○水族館
○アミューズメントパーク
○特にない。大体行きたい所はこどもだけで行って良いことになってる

解決してほしいこと

○中高生ひろばからラヴィの方まで行く近道を整備してほしい
○お米不足解決してほしい

近くにあったら良いなと思うものは？

○屋外のアスレチック・水上アスレチック。徒歩で行ける距離に欲しい
○バンジージャンプ。遊園地にあるやつ。蒲田らへんに欲しい
○中高生ひろばの隣にコンビニ
○位置情報アプリゲームのジムを増やしてほしい
○プラモデル等何か作れる環境が欲しい。塗装したり削ったり、道具がそろってる場所。
・1回500円か、無料
○近くに釣り場が欲しい。釣り堀でも公園でもOK。川魚がたくさんいて道具も無料で貸し出ししてくれると良い
○蒲田駅南口にトレカ専門店が欲しい。トレーディングカードゲームたくさんあって安いと良い。対戦できる場所も欲しい。
○サバイバルゲーム場が欲しい。普通のルールで遊べる広い所。武器は持ち込みか、無料貸し出しもある
○少人数で予約してワイワイできる所が欲しい
（公園はどこ行っても小学生ばかりで落ち着けない。かといって、中高生専用公園とかあっても、結局人がいて落ち着かないから）
○騒ぐの禁止の公園
（小学生がうるさい）

趣味・好きなこと・最近はまっていること

○ゲーム
○プラモデル
・アニメキャラクターは好きではないが、親の影響でプラモデルをつくり始めた
○位置情報アプリゲーム
○釣り。平和島・多摩川に行ってる

中高生ひろばの良いところ

○近くに中高生ひろばがあるから居場所に満足している。改善点も見当たらない位、気に入っている
○中高生ひろばもっと増えたほうが色んな人が使えて良いと思う
○友達とワイワイできる
○ゲームができる
○ボードゲームができる
○卓球できる
○色々遊べる

◎こどもたちからのていあん
●アスレチック、水上アスレチック、バンジージャンプ、サバイバルゲーム場等、体を動かして遊べる所が欲しい
●近くに釣りができる場所が欲しい。道具等も無料で貸し出ししてくれると良い
●プラモデルをつくれる道具・環境がそろった場所が欲しい
●中高生ひろばの隣にコンビニが欲しい
●ラヴィの方に行く近道を整備してほしい
●近くに位置情報アプリゲームのジムをもっと増やしてほしい
●蒲田駅の南口にトレカ専門店が欲しい
●少人数で貸し切りでワイワイできる所が欲しい
●中高生ひろばがもっと増えたほうが良い

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：糀谷羽田地域・低学年（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○萩中公園　○近くの公園
○ライオン公園
○友達の家でゲーム
○習い事
○ごはん屋さん等のお店
○複合エンターテイメント施設
○お祭り・夏祭り
○100円ショップ
○習い事のイベント
○テーマパーク（多摩市）

よく行く場所の満足している部分は？

○萩中公園のプリン山が楽しい
○大きいすべり台や自転車で走れるコースがある
○うんていがある

その他：はねぴょんにやってほしいことは？

○防災訓練　○パトロール
○工作したり遊びたい
○お買い物してほしい
○はねぴょんショップの店長

近くにあったら良いなと思うものは？

【公園】

○おばあちゃんの家の近くの公園にあるタイヤでぐるぐる回る遊具
○ターザンロープいっぱい
○家がアスレチックになっている遊具
○東京タワーみたいなジャングルジム
○トランポリン（マンションで飛び跳ねるとダメだと言われるから）
○すべり台をすべるとトランポリン
○すべり台をすべるとボールプール
○ボールプールで宝探し
○大きな砂場のお城に入って遊びたい
○工作できる部屋が公園にある
○砂や木の形がもっと色々あったら良い。おばけやしき風や、草むらが高くなっていて迷路になっている等
○かくれんぼができる公園
○安全に動き回れる公園内だけの乗り物に乗れる
○ジェットコースターのある公園

【公園以外】

○なぞときできるホテル
○なぞときしながらトランポリンができる
○テーマ―パークのホテル（キャラクタールームがある、ショーが見れる、グッズが買える）
○ショッピングモール（髪飾り等日用品がそろう）
○キャラクターグッズが買える所
○テーマパーク
○複合エンターテイメント施設
○ホテルと遊園地となぞときとショッピングが一緒になった所
○ボウリングやり放題（すぐやめられる）、クレーンゲームやり放題（無料）
○公園とスーパーとショッピングモールとアトラクションが一緒になった所
○無料のハワイ（ハワイを再現してくつろげる所）
○材料が売っていてその場で作れる工作ショップ
○フォトスポットやキャラクターがいるキャラクターカフェ
○遊べる場所がついているカフェ、ケーキ屋さん

◎こどもたちからのていあん

●アスレチック、トランポリン、ターザンロープ、ボールプール等、家では遊べない遊具が公園にあると良い
●ホテルがついている複合施設　●日用品やかわいいものがそろうショッピングモール
●複合エンターテイメント施設のようにボウリングやクレーンゲームで遊べる所（無料で）
●アトラクションで遊べる所　●なぞときができる所　●工作ができる所

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：糀谷羽田地域・高学年（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○会員制大型スーパー
○蒲田のスイミングスクール
○スイミングスクール
○こどもブラスバンド教室
○放課後こども教室
○公園（プリン山公園、ライオン公園）
○萩中児童館　○友達の家
○ホームセンターのゲームセンター、美容院等
○小学校の体育館でチア
○じいじ、ばあばの家
○蒲田駅でお買い物
○川崎市の大型商業施設に洋服を見に行く
○コンビニで揚げ鶏買う　○スーパー
○友達の家でゲーム
○多摩川でカニ捕まえたりする
○多摩川の土手でサッカー、野球
○ゲームセンター　○カラオケ
○ボウリング　○平和島（ゲームセンター、映画、ごはん）
○神奈川県で磯遊び（網でヤガラや鯛の赤ちゃん等生き物をとる）

近くにあったら良いなと思うものは？

○萩中公園にスライダーが欲しい
○箱根みたいな所（温泉、テレビ、映画、マンガ、ゲーム、ゆっくりできる所）
○沖縄みたいな所（シーサーづくり、海、洞窟）
○動画配信者とのコラボカフェ
○テーマパークの全アトラクションがある所。キャラクターはいなくてよい（キャラがいると混雑するため）
○コラボグッズ・メニューが買える所
○スカイツリー。近くで見たいから
○パリのエッフェル塔みたいな高くてかっこいい塔。自慢になるから
○マスコットキャラクターのショップ。好きなキャラクター（の着ぐるみ）と無料で写真が撮れる
○テーマパーク。マスコットキャラクターのグッズが安く買える所
○航空会社（工場見学にいつでもいける）
○サーターアンダギー屋さん
○日本でオリンピック開催。生で見たい
○卓球を生で見てみたい
○代々木体育館みたいな大きい体育館でスポーツ見たい
○プロに教えてもらう体験ができる所
○コドモセイサクカイギが何回もできる所
○お祭り。フランクフルト、10円パン、くじ引き、金魚すくい等いろんな屋台が欲しい（有名なお祭りは人が多いから近くでもっとたくさんやってほしい）
○クーラーがついてたり、ひとり一つハンディファン貸してくれるお祭り
○ウォータースライダー祭り
○花火みたいに水が上がってばしゃーってかかるお祭り
○渋谷にありそうな、インクが飛び散った服とか破れた服が売ってるような店
○巨大なプール。萩中プール位の大きさで、小さい子と大きい子が入れる所を分ける、スライダーが何個かある
○ぐるぐるしたり、勢いが強いスライダー
○小さい子用にゆっくりのスライダー
○遊園地一体型プールにある、飛び上がるスライダー。プールに飛び込みたい
○無料貸し出しの浮き輪で何人かで乗って回りながら滑るスライダー
○滝みたいな縦のスライダー
○広くてたくさんの人が入れるプール
○波のプール
○50mプール。萩中プールにある位の大きさでOK。大人がいなくても気軽に入れたら良い
○こどもだけでいけるプール、ウォータースライダー

こどもだけで行ける場所になる工夫は？

○周りの友達と大人数で乗れるアトラクション（同年代がいると安心）
○複合エンターテイメント施設みたいに広いけど店員がたくさんいると安心
○児童館みたいに知っている人がいて親の電話番号も知っていると親も安心
○アスレチックにマットがひいてある等、安全だと良い
○学校みたいに保健室があると安心

◎こどもたちからのていあん

●こどもが楽しめる、スライダーがたくさんあるプールが欲しい
●近くで頻回に色々な屋台が並ぶお祭りがあってほしい
●スカイツリーみたいな、街のシンボルが欲しい
●動画配信者やキャラクター、アニメ等のコラボ、グッズ売り場が欲しい
●こどもだけでいける安全で安心できるアスレチックやプールを作ってほしい

テーマ（ウ）近くにあったら良いなと思うもの

グループ：糀谷羽田地域・中高生（5名）

家や学校以外によく行く場所は？

○中高生ひろば、図書館
○川崎市の大型商業施設、ゲームセンター、映画館、平和島の複合エンターテイメント施設
○平和島バスケコート、糀谷のマック、カラオケ
○カラオケ（大鳥居）
○コンビニのイートイン
○友達の車内で過ごす
○父の仕事で横浜、戸塚
○町田（おばあちゃんの家）

◎こどもたちからのていあん

●夏涼しく冬暖かく、中高生ひろばよりもくつろげるゴロゴロできる場所が欲しい
●常に使えて、清潔で、メイク直し用のライト付き鏡と椅子、アメニティ、コンセントを備えた公衆トイレが欲しい
●プリクラが欲しい
●体育館が欲しい
●安いスーパーが欲しい
●音楽スタジオ、ライブハウス、楽器店、体育館、プリクラが入った複合施設が欲しい
●ゲーミングPCが複数台常設されている遊び場が欲しい
●音楽ゲーム専門ゲームセンターが欲しい

近くにあったら良いなと思うものは？

【くつろぎスペース】

○みんなが集まりやすい所に涼しい場所があると良い
○冬に暖まる所。もちもちクッション、こたつ、テント、かまくらがある。中でカーテンとかあって冷蔵庫、レンジがあって宿題が出来る。誰でも入れるけど顔認証されて履歴に残る（犯罪防止）
○空き状況も分かると良い
○中高生ひろばは、イメージが固い、イスも固い。床に寝たい、ゴロゴロできるようなマットがあると良い

【公衆トイレ】

○全てのコンビニにあって欲しい。常に使えるようにして欲しい。コンビニ以外にある時は綺麗にして欲しい。トイレットペーパーが欲しい
○メイク直し用の椅子が欲しい。赤ちゃん、妊婦さん、おばあちゃんにも良い
○夜に自動で電気が付くトイレ
○お洒落なライト付き鏡、大理石の机、シャンデリア、綿棒、ティッシュ、爪楊枝、コットンを置いてほしい。アイロン用のコンセントがあってほしい

【ゲームセンター】

○ゲーミングPCでゲームできる場所。10台位あると良い
○ポップコーンとかも売ってる
○音楽ゲーム専門店

【スーパー・コンビニ】

○安いスーパー。1店しかないし遠い
○車で欲しいものを無料で運んでほしい
○スーパーと自販機の値段を同じにする
○学校の近くにコンビニが欲しい。10分休みに軽食、飲料を買える。水道の水は熱い。パン、バランス栄養食、ゼリー。
○カードで買える。 無料にすると税金がかかるからすこし安い位を払う

【プリクラ】

○大森南、東糀谷、糀谷、平和島とかに1kmごとに欲しい
○コンビニの証明書写真の隣にプリクラ

【体育館】

○運動したい
○外で暑くて運動会の練習が出来なくて仲間割れに繋がる。 学年ごとクラスごと隠れて練習したい。放課後、学校の体育館は部活で使えない
○学校と連携して学割、無料で使える

【音楽スタジオ】

○場所はどこでも良い、4部屋位。羽田音楽室よりも少し広め。スタジオ、体育館、プリクラ、全部そろった施設があると良い
○ライブハウス、楽器店も。近くに絆創膏が売っている所も。スタジオの隣にあればすぐに直したりできる

【道】

○公園に階段が多い。スロープが欲しい
○動く歩道をつける
○スーパー、レジとか段差がないほうが良い。車いすのおばあちゃんが走りやすく

【その他】

○JR蒲田に山手線を通してほしい。品川・新宿まで行きやすくしたい
○サーキットや峠、バイクや車の貸出が出来ると良い。教習所の隣にあったら良い
○学校や公園の水道水を冬は温かく、夏は冷たくして欲しい。散歩の犬がかわいそう

テーマ（エ）こどもが知りたい情報とアクセス方法について

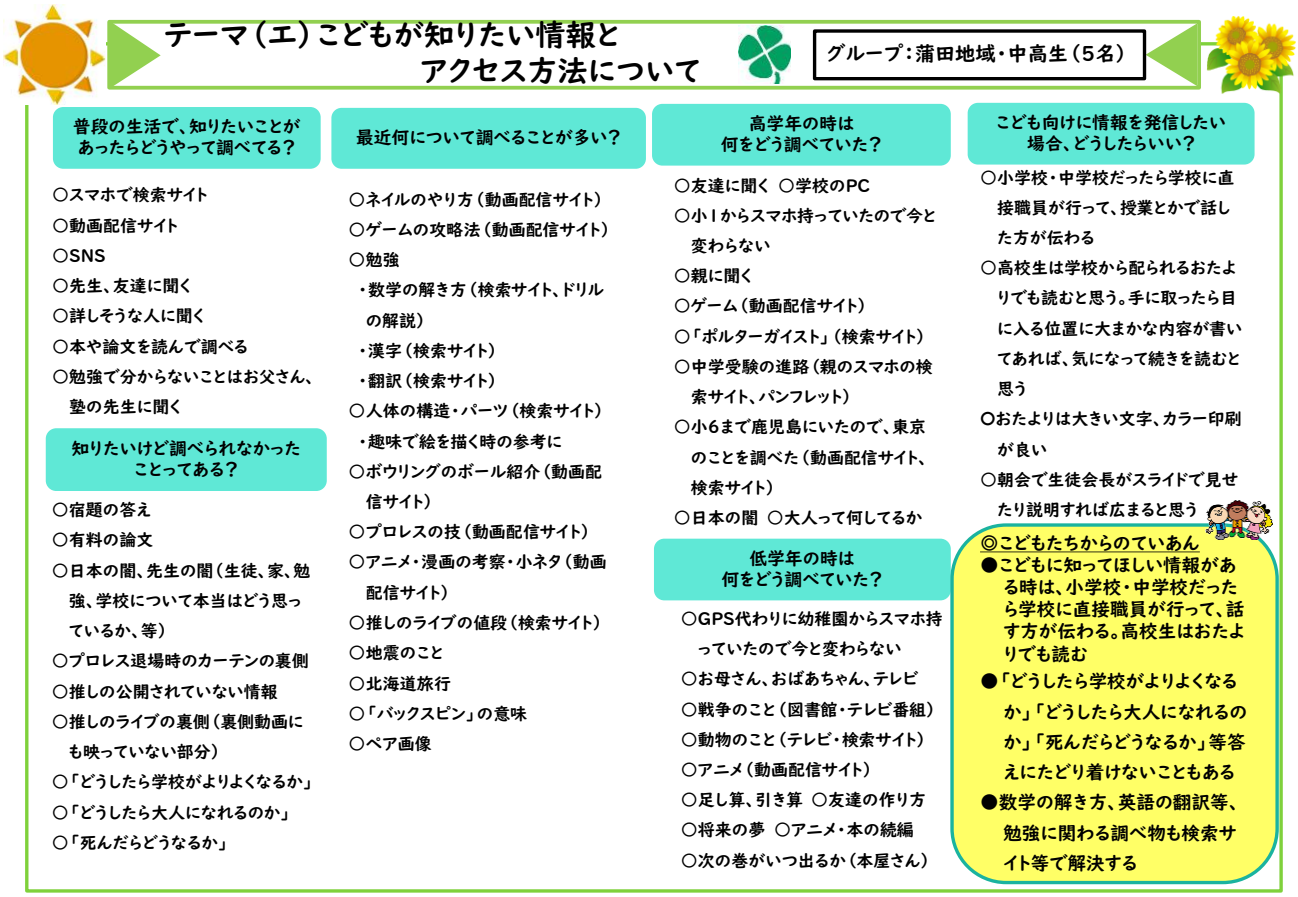

テーマ（エ）こどもが知りたい情報とアクセス方法について

グループ：糀谷羽田地域・中高生（4名）

普段の生活で、知りたいことがあったらどうやって調べてる？

○インターネットで検索サイト
○動画配信サイト
○SNS
○親に聞く、先生に聞く、学校の図書室で調べる
○ニュースアプリ、PC（検索サイト）
○テレビ
○PCはほとんど使わない
○つばさ教室の図書館
○やってみる
○SNSはオススメに出てきたものを見るだけ（調べ物には使わない）

◎こどもたちからのていあん
●趣味や好きなことに関して知りたいけど、調べられなかったことはない（困っていない）
●言葉の意味は、辞書で調べればわかることだけど、調べる方法を知らなかったから調べる方法を教えてくれたらよかった。
●小学生の頃からスマホやタブレットを使える環境にあったので今と変わりない
●図書館や本でも調べる

最近何について調べることが多い？

○ゲームのこと。最近始めたから使いやすいキャラとか
○音楽の歌詞（検索サイト）
○イラストの構図、キャラクターを描く時に調べる、見ながら描くため
○手とか体のポーズを調べる
○NFCタグ 「とは」、使い方
○趣味のこと、ゲームの新しい情報
○動画配信サイトは趣味で見ている
○SNSはオススメを見て知りたいこと（トレーディングカードゲーム等）が出てきたら見る
○ゲームの今日のログインボーナスをゲームをする前に調べておく
○洋服を検索サイトで調べる。イラストを描くために構造を調べる。街中で人のことを見たりする。「洋服」「画像」で検索
○SNSで今流行りのお菓子とかオススメで流れてきて知る
○推しを見る。生配信、切り抜きを見るために動画配信サイトを見る
○広告とか無く、調べたことがパッと出ると良い
○「オススメのゲーム」「○○の素顔」と書かれていると動画配信サイト見ちゃう
○使い分け特にない。情報取る時は検索サイト、動画は動画配信サイトが多い
○検索サイトは歌詞、SNSは推しの切り抜き。気になったら動画配信サイトでちゃんと見る

知りたいけど調べられないことってある？

○不満は特にない
○インターネットが無くても親に聞けばわかるから不満はない
○調べたのに違う事が出てくる。「これのことでは？」と違う事を表示されることがある
○地図サイトとか、範囲は出るけど、実際の位置がずれることがある
○家族のGPSが遅れて表示されるからどこにいるかわからない
○小学校の時知りたかったけど知れなかったこと、親に聞いても分からなかったことはあった。言葉の意味「○○って何？」「○○は○○だよ」

高学年の時は何をどう調べていた？

○タブレットで検索サイト、動画配信サイト。親の携帯を借りていた
○スマホがあったし、親が調べてくれた
○お店でクレジットカードが使えるかどうか。親と一緒に行く時も自分が調べる係。食べ物、スーパー、電気屋さん
○ゲーム内の建築方法
○キャラクター。好きなアニメのファンブック（本）で好きなキャラクターの誕生日とか
○家族で行く場所を調べてナビに入れる

低学年の時は何をどう調べていた？

○おうちのタブレットでアニメ映画を調べた
○スマホ（自分用）か人に聞く。先生、友達、親にゲームのこと。アニメのおもちゃを店に行って調べたこともある
○欲しいソフトの評価を3DSを使って動画配信サイトで見る　○バグ検証
○ゲームの攻略本を買う。キャラクターのいる場所、進化方法を調べる
○動画配信サイトで実況動画を見る。買う前にゲームが面白いかを知りたいから
○ゲームの攻略が分からないところだけスマホや親のPCで親に聞きながら調べる

大田区こどもの意見聴取事業
（令和 6 年 11 月）

発行：大田区　こども家庭部子育て支援課
〒144-8621　東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話：03-5744-1780　　FAX：03-5744-1525

こども文教委員会 令和７年３月６日
こども家庭部　資料３番
所管　子育て支援課

大田区児童館構想素案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び大田区児童館構想の策定について

1　区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

（1）実施期間　　令和６年 12 月 13 日（金）から令和７年　１月 10 日（金）まで

（2）対　　象　　区内に在住・在勤の方、その他計画に関係を有する方

（3）意見及び回答

ア 提出者数・意見数　２名・13 件

主な意見	件数
取組みの内容に関すること	６件
成果指標に関すること	４件
今後の児童館の体制に関すること	２件
児童館の利用に関すること	１件

イ 意見及び回答の内容

別紙「大田区児童館構想素案に関するパブリックコメント意見一覧」のとおり

（4）周知方法

ア　大田区公式ホームページ（閲覧数 727 回）

イ　大田区公式Ｘ（閲覧数 9,114 回）

2　大田区児童館構想の策定

別紙「大田区児童館構想（案）」のとおり

大田区児童館構想素案に関するパブリックコメント意見一覧

意見番号	分類	意見の要旨	回答
1	7　施策の展開 (2)成果指標	・こどもや子育て家庭の居場所となっているかの利用状況を測る指標として「児童館1施設当たりの利用者数」を成果指標として設定されているが、これは一度のみ来館し居心地が悪く、その後来館しなくなったケースも含まれてしまう。居場所となっているかの利用状況を測るのであれば、リピート利用率のほうが適切ではないか。	ご意見ありがとうございます。現時点で、リピートを数値で把握する仕組みはございません。ただし、リピート利用は大事な視点であり、今後リピート率の把握の仕方について課題として受けとめてまいります。
2	7　施策の展開 (2)成果指標	・指標「こどもの意見聴取・反映・フィードバックに取り組んだ施設数の割合」は、内容や質を見ていない指標となっている。また回数でなく「施設数の割合」であることも意見聴取・反映・フィードバック状況を適切に把握するには不十分である。	区では、令和5年度に、こども会議、アンケート、付箋等の紙に自由に意見を書く、SNS、職員との会話など様々な手法で、こどもの意見聴取に各館取組みました。令和6年度は、すべての区内児童館において、各館の手法によりこどもの意見聴取（意見反映・フィードバック含む）に取り組んでいます。各館において気軽な意見聴取からこども会議まで多様な手法を活用しており、回数のみを捉えて整理し数値目標化することは困難と考えております。活動の実施状況は各館からの報告書により把握しており、児童館間で各館の取組状況等について情報共有・意見交換を行うなど、意見聴取の進捗状況を確認する機会を設けています。今後も、こどもの意見聴取を行うとともに、こどもが気持ちや考えを意見表明できるよう、意見形成支援に取組んでまいります。

大田区児童館構想素案に関するパブリックコメント意見一覧

意見番号	分類	意見の要旨	回答
3	7 施策の展開 (2)成果指標	・児童館の利用者アンケートは必要だと思っていたため、今後実施されることをうれしく思う。児童館を不定期に利用する人の意見もなるべく取りこぼさないよう実施の体制を工夫してほしい。	・児童館の利用者アンケートについて、利用意向や利用ニーズ、利用満足度などが把握できる設問を工夫するとともに、紙媒体の他、SNS 等のデジタルの活用等、手法についても検討してまいります。
4	7 施策の展開 (2)成果指標	・指標「相談対応等のスキルアップに向けた職員の専門研修受講者数(年間)」について、数という客観指標も必要な反面、数だけ見ていては質が担保されない。たとえば研修を受講してスキルがどの程度上がったと感じるかの意識調査等も必要ではないか。	職員の専門研修については、これまでも受講後に職場内における研修内容の共有と研修報告(学び・気づき、実践したいこと、内容の理解度)の提出により、参加者の意識啓発・調査を行っております。引き続き、職場外研修及び実践によるスキル向上を目指してまいります。
5	7 施策の展開 (3)取組みの具体的内容	・「取組みの具体的内容」という見出しについて、書かれている取り組み内容は非常に抽象的で実際に具体的にどのような取り組みが行われるのかは、大きな不安が残る。	ご指摘を踏まえ、見出しを「取組みの内容」に、修正しました。具体的な詳細については、今後、児童館構想を具現化していく上で企画・実施してまいります。
6	7 施策の展開 (3)取組みの具体的内容	・D では「対象年齢層別の機能を強化」となっており、異年齢の交流ができないように読みとれるが、異年齢との日常の中での自然な関わりはこどもの健全育成に重要である。	児童館は、幅広い世代の対象者が利用する施設です。「対象年齢別の機能強化」を行う施設についても、こどもの発達段階により、安心して過ごせる活動場所の区分けや利用時間の配慮、施設の環境整備を行いながら、これまでの児童館同様、異年齢の交流や活動についても安全を確保し進めてまいります。 ご指摘を踏まえ D に追記しました。

大田区児童館構想素案に関するパブリックコメント意見一覧

意見番号	分類	意見の要旨	回答
7	7 施策の展開 (3)取組みの具体的内容	・F のインクルーシブは障害だけではなく年齢なども含めたさまざまな人とのインクルーシブ環境を目指してほしい。	異年齢とのかかわりについては、意見番号6でお示ししたとおり、D に追記しました。 インクルーシブな環境については、社会的・文化的な違いから困難(性別、国籍、社会的地位、経済的格差等)を抱えるこども等を支援するとともに、こども同士の出会いの場、年齢等の異なるこどもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる場を目指してまいります。
8	7 施策の展開 (3)取組みの具体的内容	・G でオンラインコミュニティを設置運営するとありました。初めて見る情報で非常に興味深い。様々な事情で児童館に行けないこどもも多いので、 広く機会が開かれることを期待する。	児童館は、対面でのかかわりだけでなく、児童館へたどり着かないこどもや家庭の支援や相談、交流をオンライン上で実施するような取組みについて検討してまいります。
9	7 施策の展開 (3)取組みの具体的内容	・K「地域活動団体、地域のボランティア等と連携した取り組みの推進」について、毎年決まった団体としか連携していないケースも多い印象です。幅広い団体との連携を望む。	児童館ではこれまでも地域の活動団体やボランティアと連携した取組みを行っています。今後はより取組みが進んでいる施設の例を参考としながら、一層幅広い団体等との連携についても検討してまいります。
10	7 施策の展開 (3)取組みの具体的内容	・O「児童館運営を担う人材確保」について、求人媒体の最適化と多様化だけで確保できるとは思えず、取り組みとしては不十分に思う。待遇の向上が一番であるが、仮に給与を上げられなくても勤務時間や曜日の柔軟さや良質の研修等を受講できる等、待遇面でアピールするなどの工夫が必要である。	ご意見ありがとうございます。 大田区の児童館を支え、持っている力を発揮できるような働き甲斐のある職場環境を整備することで、児童館で働くことが魅力となるよう検討してまいります。 なお、ご指摘を踏まえ、O を整理しました。

大田区児童館構想素案に関するパブリックコメント意見一覧

意見番号	分類	意見の要旨	回答
11	8　今後の児童館の体制	・図では地域型の上に基盤型があり、管理上下関係があるように見える。実際は一部の機能のみで違いがあり、それ以外は地域型も基盤型も対等（独立している）ではないかと想像する。誤解や混乱がなるべくない図を望む。	ご指摘を踏まえ、基幹児童館と地域型児童館の役割を記載するとともに、「児童館体制図（イメージ図）」を修正しました。
12	8　今後の児童館の体制	小学生と幼児の子どもを育てています。 数年後の話になりますが、地域型の児童館が大田区全体で 20 施設になるとのことで、今現在、閉館（廃止）する施設が決まっているなら教えてほしい。	現時点では、廃止を予定している施設は決まっておりません。今後の公共施設を巡る様々な状況等を捉えながら検討を行ってまいります。
13	児童館の利用に関すること	乳幼児親子が利用する場合、年度ごとにファミリールーム登録の用紙を記入している。 複数の児童館を利用する場合、同じ内容を書くのが手間である。就学前まで有効の区内児童館共通利用カードがほしい。	ご意見ありがとうございます。個人情報の保護の観点から、現在ファミリールーム登録内容について他児童館と共有できる仕組みを有しておりません。今後、利便性向上に向けて情報共有の仕方についても検討してまいります。

大田区児童館構想（案）概要

1 背景

【国の動き】
●2023年4月、こども基本法施行、こども家庭庁設置
●2023年12月、「こども大綱」、「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定
●2024年12月、「児童館ガイドライン」改正。2025年1月、「放課後児童クラブ運営指針」改正。
【区の動き】
●児童館から学校内施設（放課後ひろば）への学童保育の移行と学童需要の高まり
●社会情勢や子育て支援ニーズ等の変化に伴う、児童館に求められる役割・機能の多様化
●2024年3月、大田区基本構想策定

2 現状と課題

① こども大綱の策定
・ こども大綱において、こどもの意見の尊重や権利擁護等、こども施策に関する基本的な方針が示された。これにより、従前のこども施策の見直しを行うと共に、こどもの権利を保障し、最善の利益を図る為の施策の推進が求められている。
・ こども大綱に合わせて「こどもの居場所づくり指針」が策定され、こどもの居場所づくりの重要性や、こどもの意見反映・社会参画、地域資源の活用、複合課題への対応等の方向性が示された。これにより、こどもの健全育成、福祉的課題やインクルージョンの視点など、多岐にわたる課題に対応し、こどもの視点に立った居場所づくりに係る施策の推進が求められている。

② 利用状況と多様なニーズへの対応
・ 児童館は、乳幼児親子から小・中・高校生、ボランティアまで幅広い年代に利用されている。一方、地区ごとの年間利用者数には大きな差は見られないものの、施設ごとの利用者数や利用者の年代の割合など、利用状況に差が生じている。
・ 各児童館の利用状況に加え、利用者のニーズに対応したさらなる改善が必要である。
・ 区民意向調査・こどもの意見聴取等で得た区民ニーズやこどもの声を踏まえ、ニーズに即した施設整備、プログラムの充実や地域資源との連携、職員のスキルの向上が求められている。また、意見反映の結果をフィードバックしていくことも必要である。
・ 「こどもの居場所づくりに関する指針」が示され、児童館の役割として、誰もが安全・安心して利用できる居場所の整備や、虐待、貧困、不登校などの福祉的課題への対応に向けたソーシャルワーク機能の強化が求められている。

③ 施設の機能・配置の検討
・ 2016年策定「児童館のあり方について」において、おおむね28児童館（直営8、委託20）を目指すとし、現在、45施設（直営24施設、委託21施設）の児童館が設置されている。
・ すべての学童保育を学校内施設へ移行することとしているが、35施設の児童館で学童保育を実施している。
・ 築40年を超える児童館が32施設あり、多くの施設で老朽化が課題となっている。
・ 施設の老朽化、利用状況や多様なニーズ、職員数の推移を踏まえ、既存児童館の機能強化や再配置の検討が必要である。
・ 地区ごとに中枢となる児童館や、各年代のニーズ等に対応する機能強化型の児童館を配置し、改修や統廃合を進める必要がある。

④ 児童館職員の人材育成・確保
・ 直営の児童館施設等の児童指導職職員（定年前）の内、半数以上が50歳以上であり、今後10年の間に50人強（約8割）の定年退職者が見込まれる。職員の年代や職層に偏りがあり、スキル継承や施設運営者育成に課題が生じている。
・ 人手不足が社会問題化する中で、児童館において職員の人材確保は急務となっている。

3 児童館の目指す方針と目指すべき姿

～ 児童館の目指す方針 ～

- 地域における居場所としての役割
- こどもの権利の尊重
- ソーシャルワーク機能の強化
- 地域や関係機関と連携・協働した多様なこどもの居場所づくり
- 災害時におけるこどもの居場所
- 児童館職員の人材育成・人材確保
- 中枢となる児童館を中心とした児童館の配置及び機能強化・再配置等

～ 目指すべき姿 ～

◇ すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って健やかに育ち、子育ち・子育てを支える児童館

・こどもの権利擁護・意見の尊重
・こどもを主体とした居場所づくり、多様な子育てニーズへの対応
・地域とつながる子育ち・子育て支援
・こどもと家庭を守り支える持続可能な施設運営

児童館体制図（イメージ）

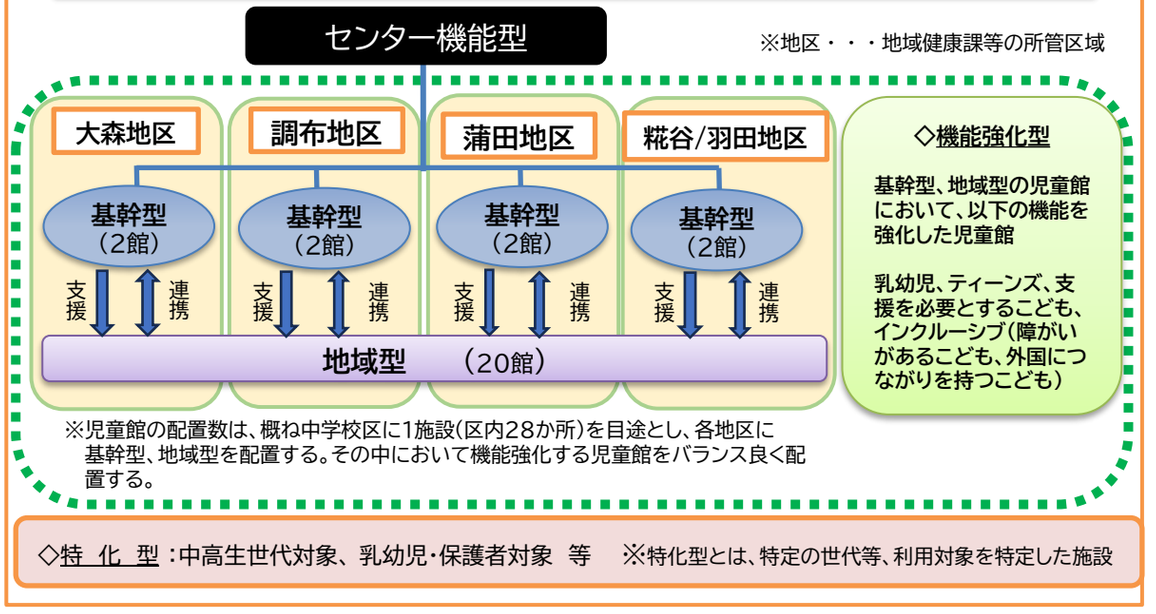

大田区
児童館構想(案)

こどもの居場所づくり

大田区

令和7年3月

目 次

1 児童館構想の策定にあたって 1

2 こどもの居場所を取り巻く状況 2
(1)こどもの居場所づくり等に関する国の動向 2
(2)全国の児童館の動向 3

3 大田区におけるこどもの居場所を取り巻く状況 5
(1)児童館の現状・課題 5
(2)区内のこどもの居場所の状況 17

4 2016(平成28)年策定 「児童館のあり方について」の現状と今後の方向性 20

5 児童館のめざす方針 23

6 めざすべき姿 24

7 施策の展開 26
(1)施策の体系 26
(2)成果指標 28
(3)取組みの内容 29

8 今後の児童館体制 34

9 関係機関や地域とのつながり 35
(1)専門機関や地域の関係機関との連携推進 35
(2)地域(地域団体・企業・自治会等)の様々な主体の参加と連携の推進 36

10 構想の推進 38

資料
1 こどもの居場所づくり検討部会について 40
2 こどもの居場所づくり検討部会委員名簿 41
3 児童館構想の策定過程 42
4 児童館の状況 44

1 児童館構想の策定にあたって

近年、地域のつながりの希薄化、核家族化や少子化の進行、デジタル化の進展など、こどもを取り巻く環境の変化が顕著になってきています。また、こどもが抱える課題は複雑化しており、人々の価値観の多様化も進んでいます。このような状況において、こどもが安心して過ごせる「居場所づくり」の重要性がますます高まっています。

我が国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据えて総合的に推進していくため、2023（令和5）年4月、「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が設置されました。また、同年 12 月には「こども大綱」及び「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの居場所づくりの重要性や方向性が示されました。これらを踏まえ、児童館ガイドラインが 2024（令和6）年 12 月に改正され、2025（令和7）年4月1日から運用を開始します。

大田区においては、2024（令和6）年３月、新たな「大田区基本構想」を策定し、将来像「心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区」を掲げました。この将来像の実現に向けた4つの基本目標の内、第一の基本目標を「未来を創り出すこどもたちが　夢と希望をもって　健やかに育つまち」としており、大田区においては今後さらに、こどもに関する施策を力強く推進していくこととしています。

また、区が 2016（平成28）年に策定した「児童館のあり方について」では、児童館から学校内施設への学童保育事業の移行、児童館や中高生ひろばの整備の方針、子ども・子育て支援新制度に基づく児童館の役割等を示しています。

本児童館構想は、「児童館のあり方について」を整理し、こども基本法に基づく市町村こども計画である「大田区こども未来計画」との整合性を図るとともに、国の動向や区のこどもの居場所を取り巻く状況等を踏まえながら、今後の児童館のめざすべき姿を改めて見直し、具体的な取組みの方向性を示すものとして策定します。

なお、国の児童館ガイドラインの改正等を踏まえ適宜見直しを行うものとし、計画期間は定めないものとします。

2 こどもの居場所を取り巻く状況

（1） こどもの居場所づくり等に関する国の動向

国は、こども家庭庁創設前から、こども政策の推進に係る有識者会議や、こどもの居場所づくりに関する調査研究を実施し、こどもの居場所に関する検討を進めてきました。

2023（令和5）年には、こども政策推進会議での議論を経て、12 月に「こども大綱」が閣議決定されました。また、こども家庭審議会こどもの居場所部会での議論を経て、同じく12 月に「こどもの居場所づくりに関する指針」も閣議決定されています。「こども大綱」や「こどもの居場所づくりに関する指針」では、こどもの居場所づくりの重要性が示されるとともに、こどもの意見反映や社会参画、地域資源の活用、複合課題への対応等の方向性が示されました。そして、「居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくり」を推進する役割を果たす場として、児童館が挙げられています。

2024（令和6）年には、こども家庭庁のもとに児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会が立ち上がり、「こども基本法」及び「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた「児童館ガイドライン」、「放課後児童クラブ運営指針」等の見直しが検討され、2024（令和6）年12 月に「児童館ガイドライン」、2025（令和7）年1月に「放課後児童クラブ運営指針」が改正されました。

【こどもの居場所づくり等に関する国の動向】

2021-2022年	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（2021年）		社会保障審議会児童部会　放課後児童対策に関する専門委員会（厚生労働省）
	こども政策の推進に係る有識者会議	こどもの居場所づくりに関する調査研究	児童館のあり方検討ワーキンググループ 児童館のあり方検討ワーキンググループとりまとめ（2022年12月）
2023年	こども基本法施行（4月） こども家庭庁発足（4月） こども政策推進会議 こども大綱（12月閣議決定）	こども家庭審議会こどもの居場所部会 こどもの居場所づくりに関する指針（12月閣議決定）	
2024年		児童館ガイドラインの改正（12月） ※こどもの居場所づくりに関する指針等を踏まえた改正	
2025年		放課後児童クラブ運営指針の改正（1月）	

（2） 全国の児童館の動向

① 施設数の推移

児童館は、高度経済成長に伴う子育て環境の変化や、1963（昭和38）年の国庫補助の開始により施設数が急増しました。その後は 2006（平成18）年をピークに減少傾向にあり、2023（令和5）年時点の施設数は 4,259となっています。また 2010 年代以降、急増期に建築された施設の老朽化への対応が各地で課題となっています。

【児童館数（公営・民営別）の推移】

○児童館は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、高度経済成長がもたらしたこどもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加した。
○その後、上昇カーブは緩やかになり、2006（平成 18）年をピークに減少傾向にある。
○公営・民営別では、公営が 1995（平成7）年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

（注）児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。

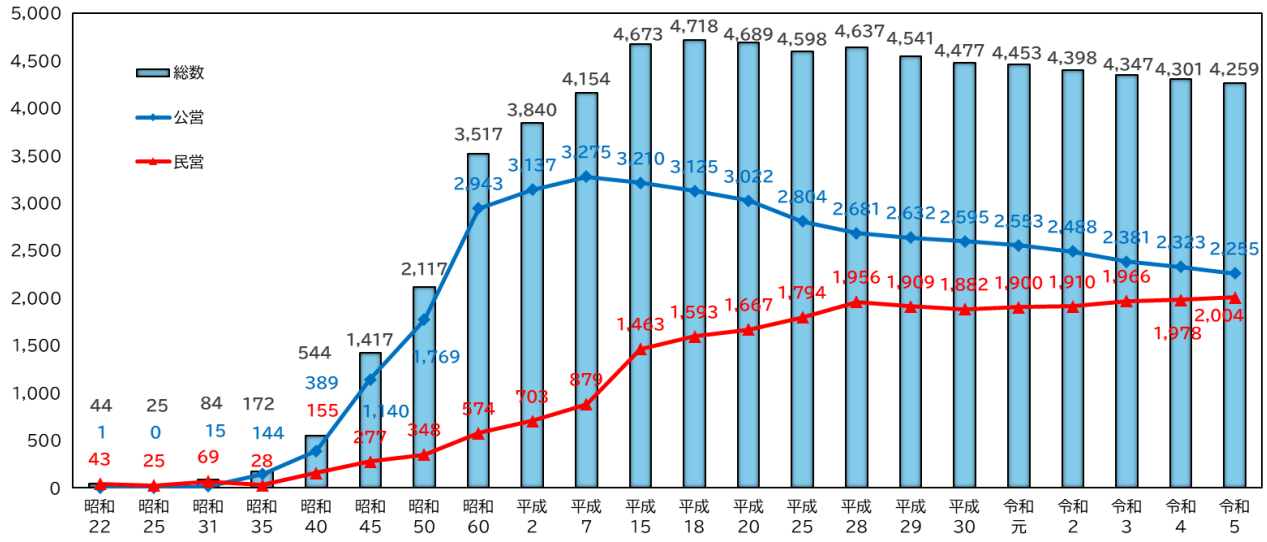

出典：こども家庭庁ホームページ「児童館について」より作成

② 役割・機能の多様化

児童館は、1947（昭和22）年に制定された児童福祉法において児童福祉施設として位置づけられて以来、多様な機能が追加されてきました。当初は、安全・安心な遊び場の提供がその機能として示されていましたが、その後、国による通知や児童館設置運営要綱の改正の中で、学童保育、運動機会の提供や中高生の居場所、子育て支援等の機能が追加されました。

さらに、2011（平成23）年には児童館ガイドラインが策定され、児童館の機能・役割として、発達の増進や日常生活の支援、地域組織活動の育成等が挙げられました。また、2018（平成30）年の児童館ガイドラインの第一次改正では、児童館の社会的責任としてこどもの意見尊重・権利擁護が記されました。そして、2024（令和6）年の児童館ガイドラインの第二次改正では、こどもの権利やソーシャルワーク機能の強化、災害時の居場所づくりといった視点等が追加されています。

【児童館の役割・機能の多様化】

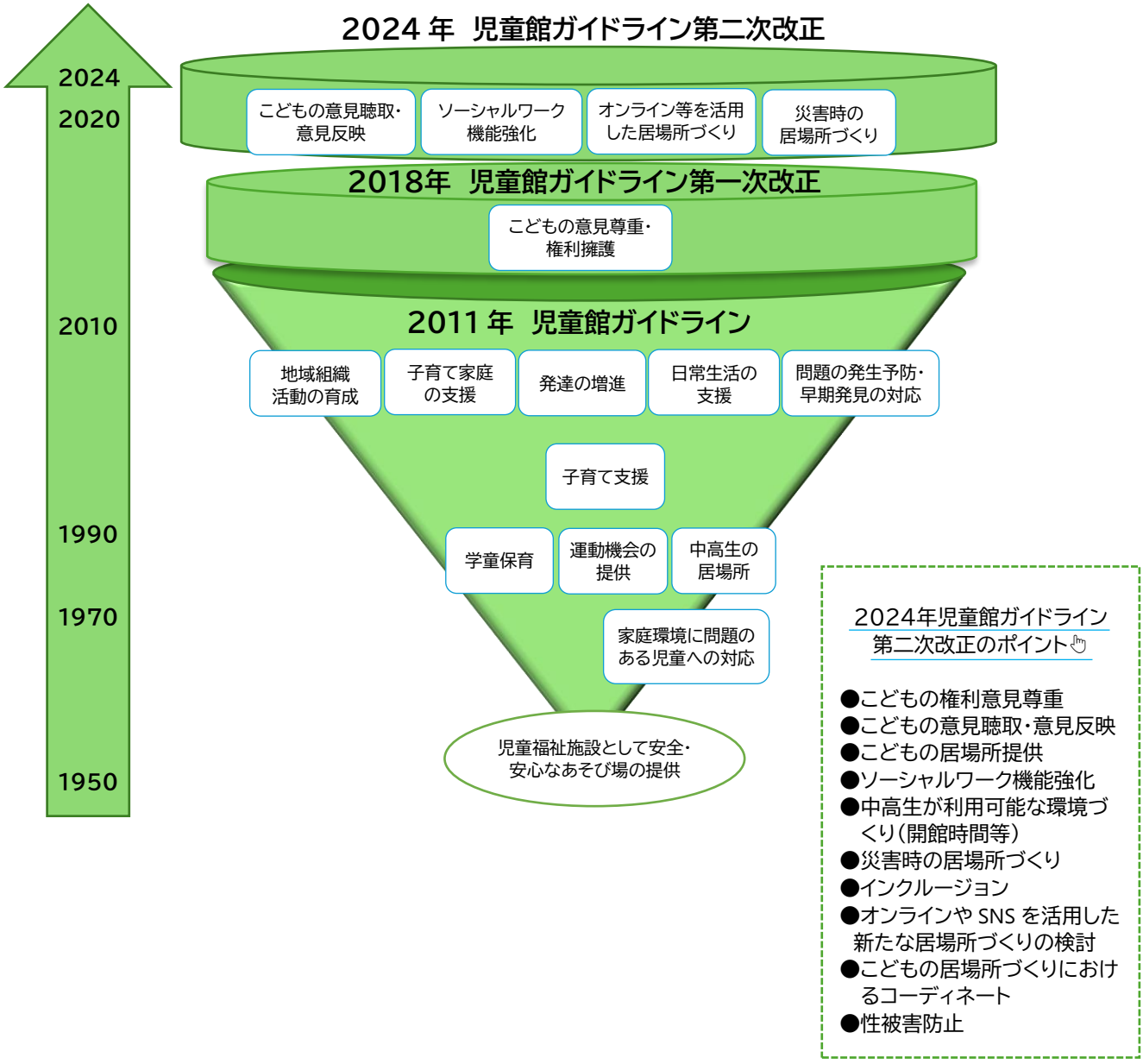

3 大田区におけるこどもの居場所を取り巻く状況

（1） 児童館の現状・課題

① 施設の状況

① - 1 施設数・配置状況

2025（令和7）年3月時点で、児童館は 45 施設（直営 24 施設、委託 21 施設）が設置されています。この内、放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施している児童館は 35 施設となっています。

【児童館の施設数】

	大田区	地区 ※			
		大森地区	調布地区	蒲田地区	糀谷・羽田地区
総数	45	16	9	13	7
直営施設	24	7	4	8	5
委託施設	21	9	5	5	2
学童保育実施施設	35	14	8	11	2

2025（令和7）年3月時点

※地区・・・地域健康課等の所管区域（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）

【大田区の児童館の配置状況】

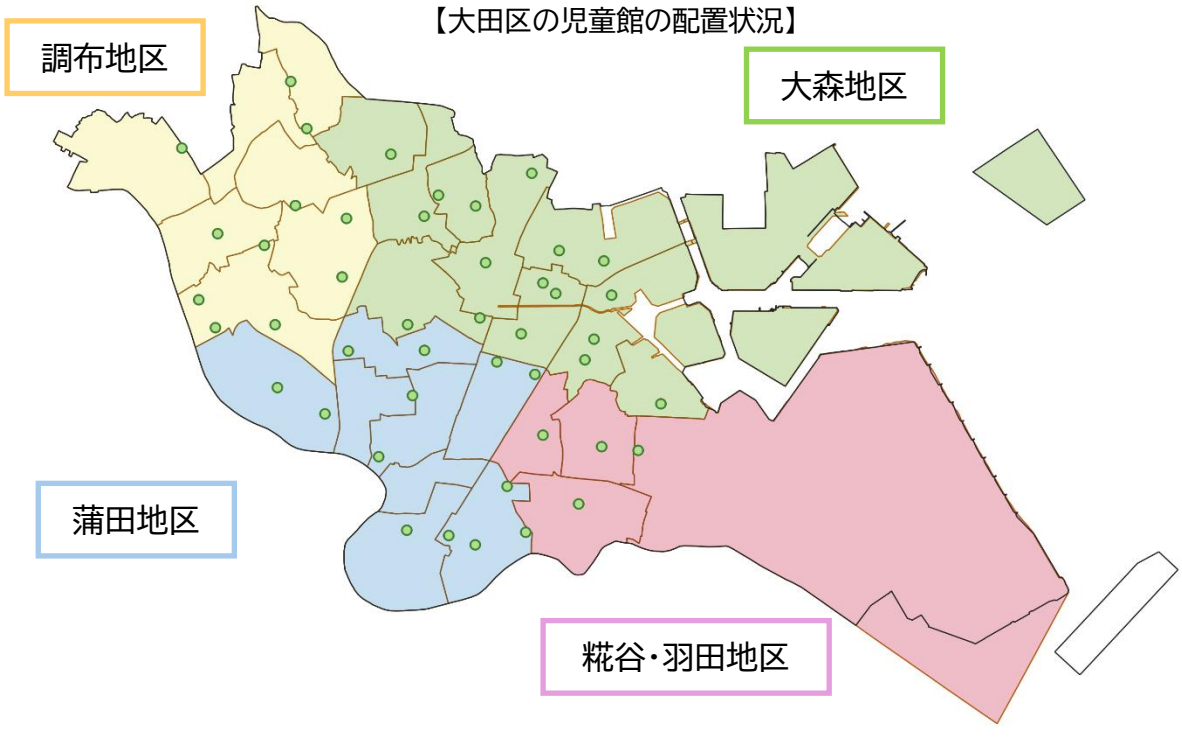

※中学校区ごとに区割りした配置図

① - 2 放課後児童健全育成事業(学童保育)の状況

「児童館のあり方について」では、すべての学童保育需要を区立小学校の施設で実施する「放課後ひろば」に取り込む方向性を示しています。学校施設改築に伴う事業開始や事業スペースの拡充等により、5 年前と比較し学童保育の定員 635 人増と拡充を行いましたが、申請数も 815 人増加しており学童保育需要は増加傾向にあります。学童保育保留(待機)児対策も課題となっていることから、引き続き定員受入の拡充等、環境整備の検討が必要な状況が続いています。

① - 3 建物の状況

資料(44～46頁)に記載の児童館一覧表に示す通り、全国的な動向と同様に、大田区でも 1970 年代から 80 年代にかけて児童館の建築が進みました。その結果、2024(令和6)年時点で児童館 45 施設の内 32 施設が築 40 年を超えており、多くの施設で老朽化が進んでいます。

【2024(令和6)年時点の建物の状況】

② 利用状況と多様なニーズへの対応

② - 1 利用状況

児童館は、乳幼児親子、小学生、中学生、高校生、ボランティアといった幅広い年代に利用されています。

児童館の年間総利用者数は2016(平成28)年度以降、微減傾向にあり、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込みました。その後は増加傾向にあり利用者数は回復しているものの、2023(令和 5)年度時点でもコロナ禍前の水準には戻っていません。

大田区の各児童館の年間利用者数は、平均値が 15,588 人、中央値が 13,657 人となってい

ます。年間利用者数が4万人を上回る児童館がある一方で、１万人を下回る児童館もあり、施設ごとに利用状況に差があります。また、施設ごとに利用者の年代の割合にも違いが見られます。他方、地区※ごとの年間利用者数の平均値には大きな差が見られず、偏りのない施設配置がなされていると言えます。　※地区･･･地域健康課等の所管区域（大森、調布、蒲田、糀谷･羽田）

【年間総利用者数の推移】

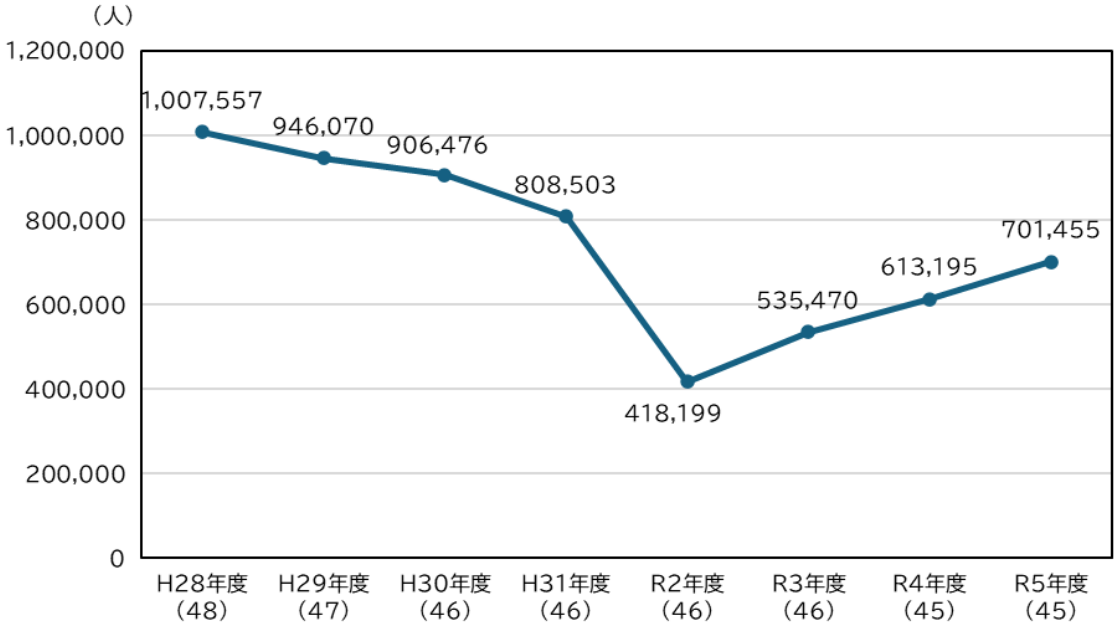

※各年度の（　）内は児童館数

【2023（令和5）年度の児童館別の年間利用者数】

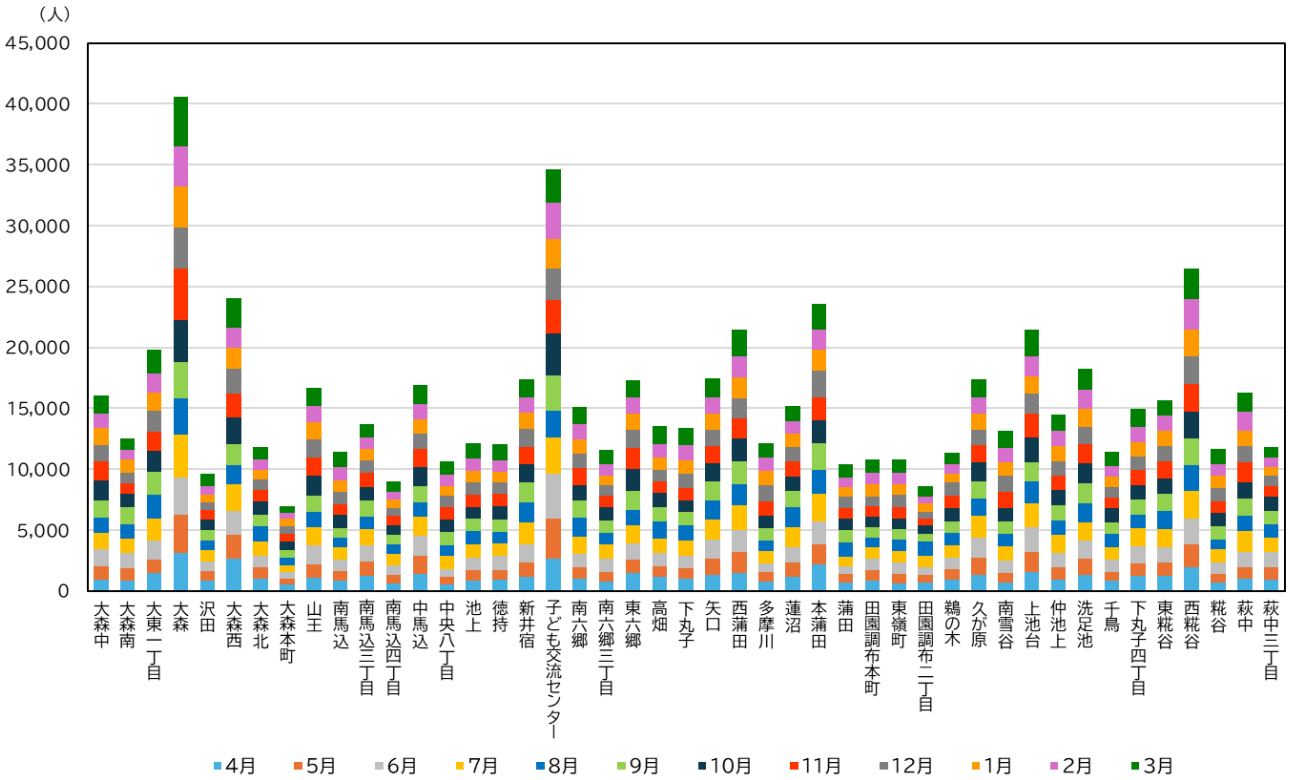

【年代別の年間利用者数の推移】

＜乳幼児＞

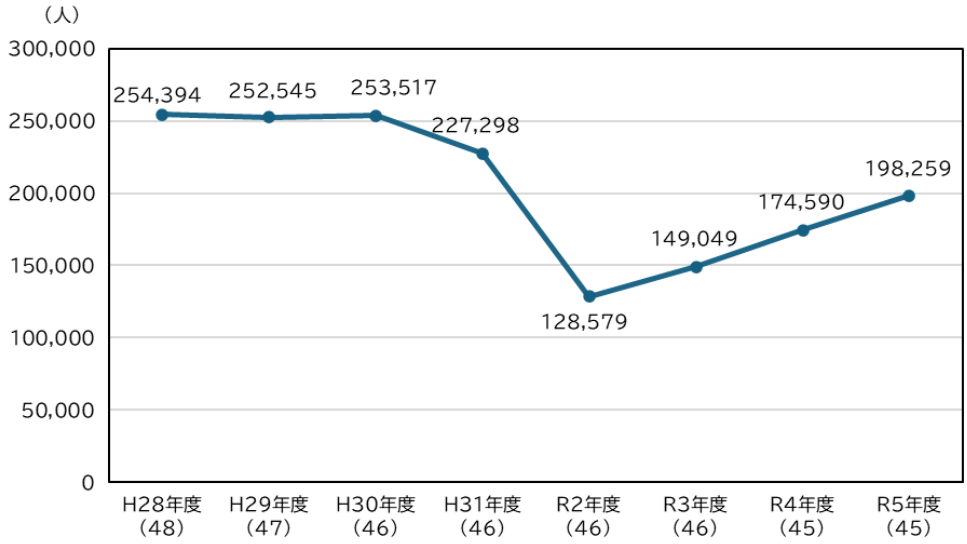

＜小学生＞

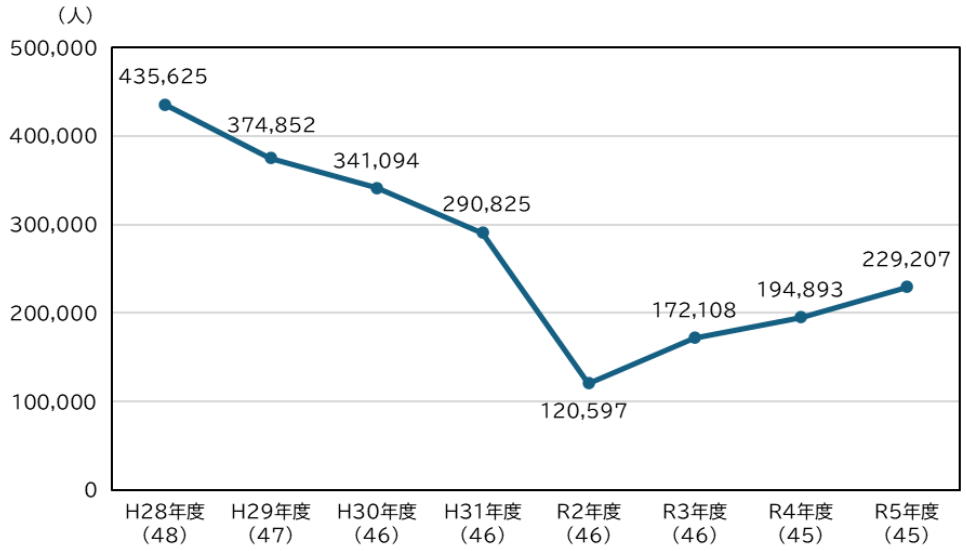

＜中高生＞

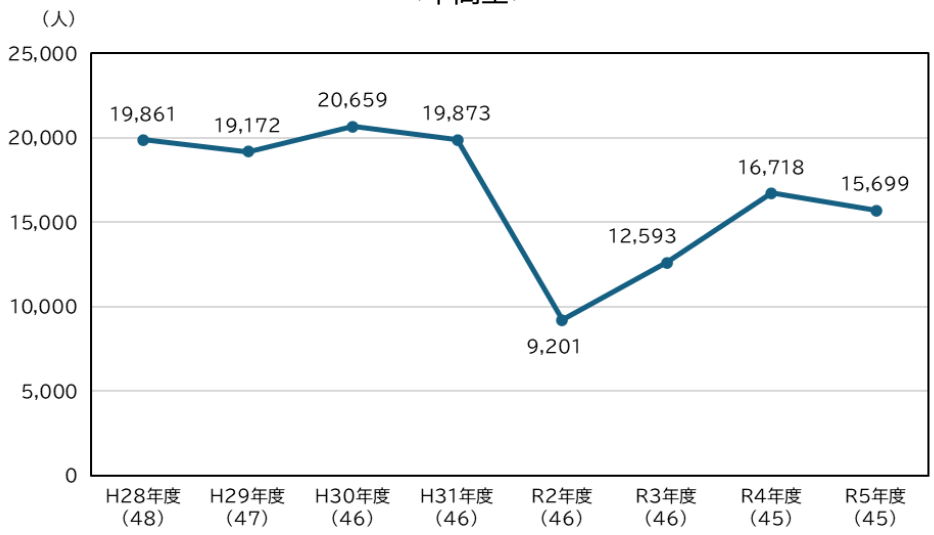

※各年度の( )内は児童館数

② - 2 利用者のニーズの整理

② - 2 - 1 大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査

2023(令和5)年 12 月から 2024(令和6)年1月にかけて、大田区在住の就学前児童及び小学校児童を持つ保護者と小学生(4年生～6年生)、中学生、高校生世代を対象に実施したアンケート調査の結果から、児童館に関するニーズを把握しました。

●調査対象者:大田区在住の就学前児童・小学校児童を持つ保護者、
小学生(4年生～6年生)、中学生、高校生世代

●調査方法:郵送による配布・回収、インターネットによる回答

●調査期間:2023(令和5)年 12 月 20 日～2024(令和6)年1月 15 日

●回収結果:

区分	配布数	回収数			回収率
		郵送	Web	合計	
就学前児童の保護者	2,500 件	566 件	601 件	1,167 件	46.7%
小学校児童の保護者	2,500 件	560 件	490 件	1,050 件	42.0%
小学生	1,250 件	242 件	124 件	366 件	29.3%
中学生	1,250 件	216 件	134 件	350 件	28.0%
高校生世代	1,250 件	94 件	123 件	217 件	17.4%
合計	8,750 件	1,678 件	1,472 件	3,150 件	36.0%

ア 児童館の認知度・利用経験・利用意向

就学前児童及び小学校児童を持つ保護者に、区のサービス・施設に対する認知度、利用経験、利用意向を聞いたところ、児童館(学童保育・一般利用)の認知度は高い一方で、利用経験は就学前では 5 割半ば、小学生では 7 割半ば、利用意向は就学前では6割半ば、小学生では5割半ばとなっています。

また、児童館の子育て相談・一時預かり保育・子育て講座・ファミリールームは、認知度は就学前・小学生ともに3割台から6割台となっていますが、利用経験は多くて2割半ば(就学前・ファミリールーム)であり、利用意向は就学前では3割台、小学生では1割半ばとなっています。

小学生、中学生、高校生世代においては、すべての年代で認知度が9割以上、利用経験は7割以上となっていますが、利用意向は年代が上がるにつれて低くなっています。

■就学前児童保護者(n=1,167)

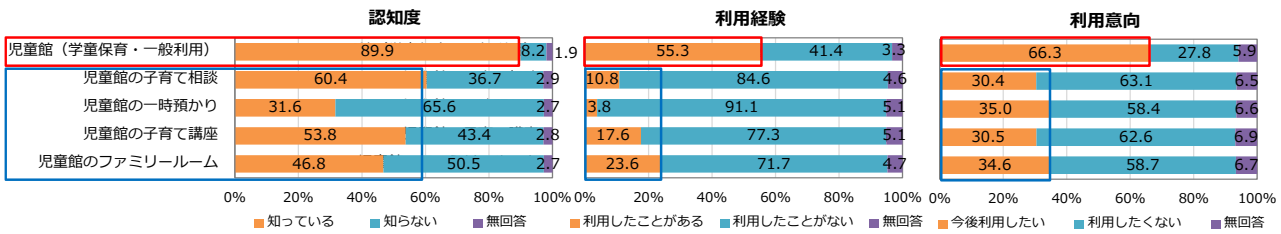

■小学生児童保護者(n=1,050)

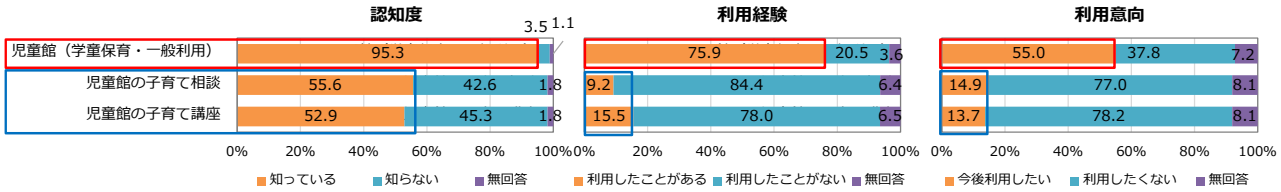

■小学生(n=366)

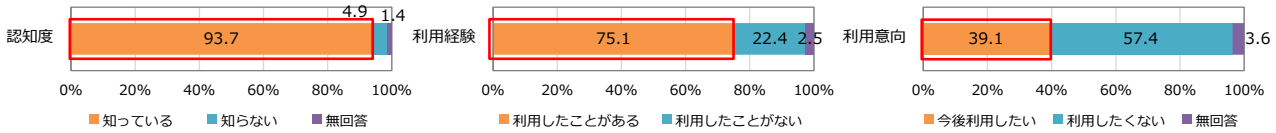

■中学生(n=350)

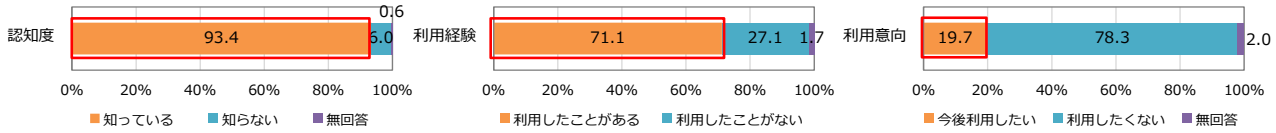

■高校生世代(n=217)

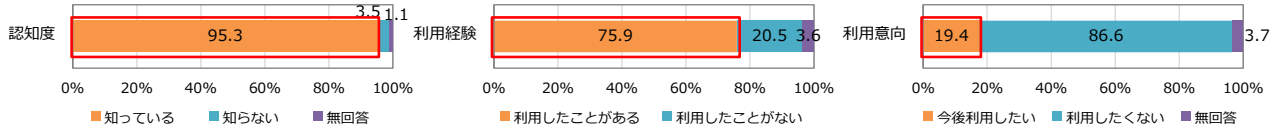

イ ふだんの過ごし方

小学生、中学生、高校生世代に対しふだんの過ごし方を聞いたところ、月曜日から金曜日の放課後及び土曜日、日曜日の昼間に児童館や中高生ひろばに行くこどもは、すべての年代で1割未満となっています。　※日曜日の開館は、中高生ひろばのみ

■小学生(n=366)

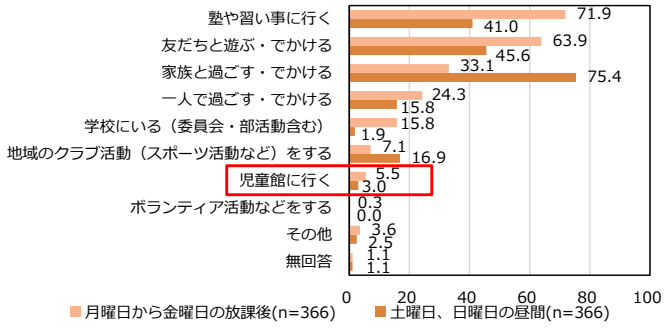

■中学生(n=350)

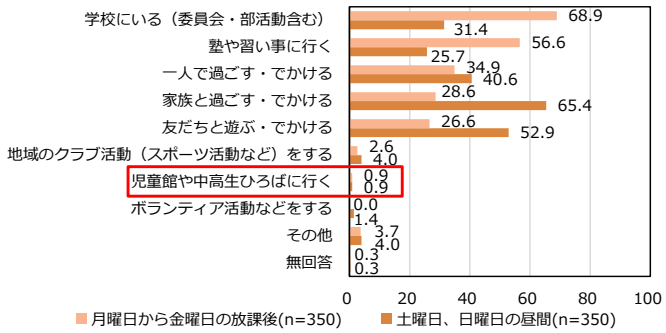

■高校生世代(n=217)

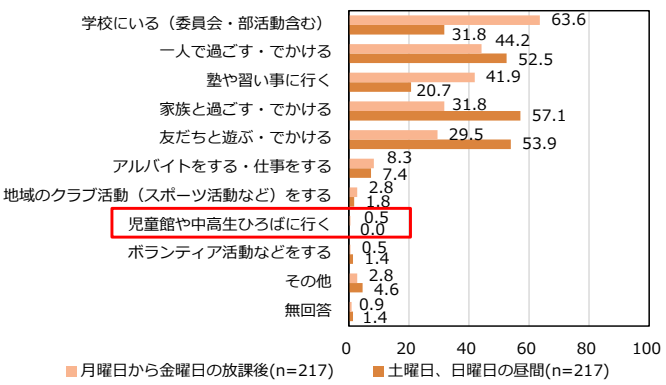

ウ　放課後や休日の自由な時間にしたいこと

小学生、中学生、高校生世代に対し、放課後や休日の自由な時間にしたいことを聞いたところ、すべての年代で「友達と遊ぶ」が最も多くなっています。続いて、「ゲーム」「テレビ」「インターネット・SNS」に加え、「スポーツや運動をする」「本を読む」「音楽やダンスをする、絵を描く」「学校の宿題や予習以外の学習をする」などが多くなっています。

■小学生（n=366）

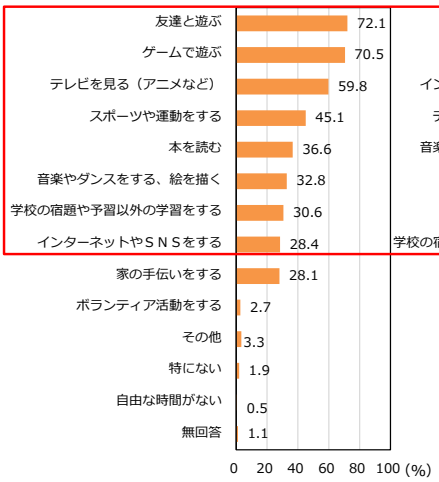

■中学生（n=350）

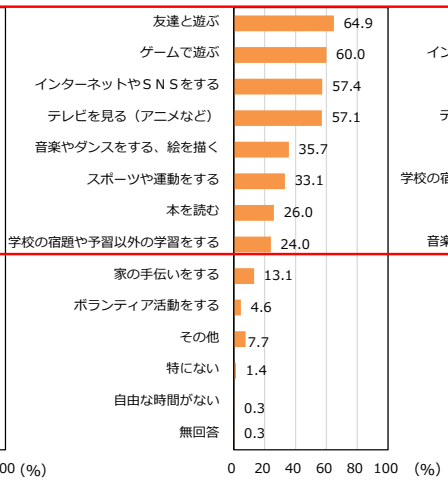

■高校生世代（n=217）

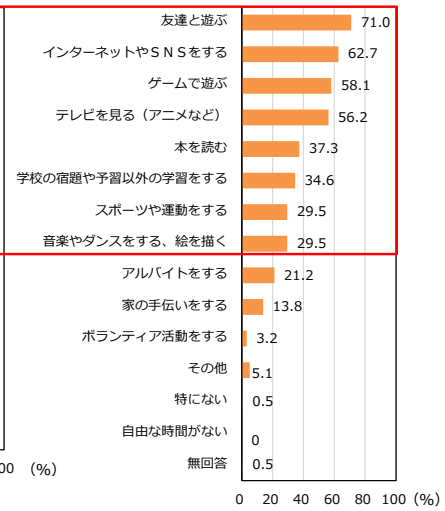

エ　近くにあるとよい遊び場

小学生、中学生、高校生世代が近くにあったらよいと思う遊び場は、「広い公園や広場」「雨の日でも遊べる場所」「体育館やプール」「静かに宿題・勉強ができる場所」などが多くなっています。

■小学生（n=366）

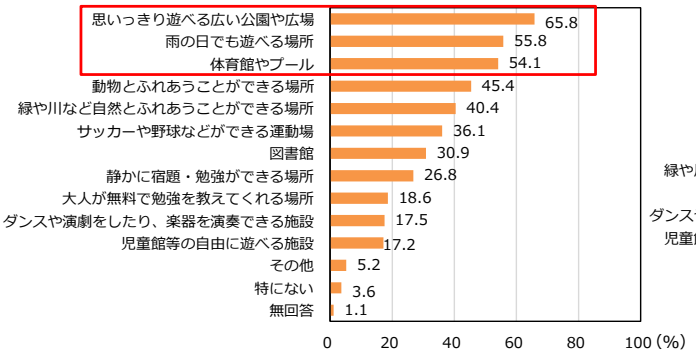

■中学生（n=350）

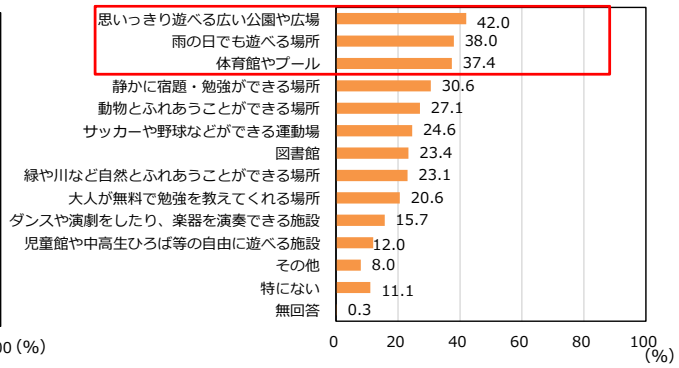

■高校生世代（n=217）

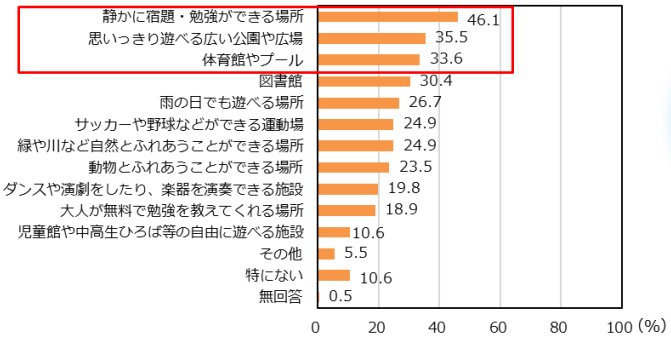

オ 児童館や中高生ひろば（中高生世代のみ）でやってみたいこと

小学生、中学生、高校生世代が児童館、中高生ひろばでやってみたいことは、すべての年代で「運動遊び、スポーツ」が最も多くなっています。続いて、小学生・中学生では「クッキング、食育」「図画、工作、造形活動」、高校生世代では「音楽活動（歌、楽器演奏）」、「外国語活動（英語や外国の文化の学び」が多くなっています。

	小学生	中学生	高校生世代
1 番目	運動遊び、スポーツ（52.7%）	運動遊び、スポーツ（40.9%）	運動遊び、スポーツ（34.6%）
2 番目	クッキング、食育（38.0%）	クッキング、食育（23.1%）	音楽活動（歌、楽器演奏）（18.9%）
3 番目	図画、工作、造形活動（36.6%）	図画、工作、造形活動（20.0%）	外国語活動（英語や外国の文化の学び）（18.4%）
4 番目	伝承遊び（鬼ごっこ、コマ、けん玉、折り紙、あやとり等）（32.8%）	音楽活動（歌、楽器演奏）（16.9%）	図画、工作、造形活動（16.6%）
5 番目	季節行事体験活動（18.6%）	ダンス、ミュージカル（15.7%）	ダンス、ミュージカル（15.7%）

※上位 5 番目までを掲載

② -2 - 2 こどもの意見聴取

大田区では、2023（令和5）年 12 月から 2024（令和6）年 2 月にかけて「こどもまんなかミーティング」、「ティーンズミーティング」、こどもの意見聴取、ティーンズ意見聴取を実施しました。

「こどもまんなかミーティング」は児童館 5 施設で乳幼児親子と小学生に対して、ティーンズミーティングは中高生ひろば 1 施設で中高生に対して、対面で会議を開催して意見を聴取しました。また、こどもの意見聴取は児童館及び分館等 52 施設で、乳幼児親子と小学生の意見を付箋に書いてもらう方法で募集しました（13ページのコラム参照）。ティーンズ意見聴取では中高生ひろば1施設で、紙と Web でのアンケートで意見を募集しました。

それぞれで聴取した要望については、各児童館で反映できるものと反映できないものにわけてフィードバックしました。

＜意見の整理＞

聴取した意見のうち「居心地がいいと感じるとき」「居心地がよくないと感じるとき」及びフィードバックのうち「反映できなった要望」を整理・分類し、それぞれ意見の多かった 10 分類を抽出しています。

＜意見のポイント＞

「設備の改善」「遊具の充実」「イベント・アクティビティの充実」「スタッフの充実と対応改善」は要望が多く、児童館での居心地とも関連しています。また、「デジタル機器の利用」「外遊びの充実」「開館時間の延長や日曜日の開館」も要望が多くなっています。

居心地がいいと感じるとき	居心地がよくないと感じるとき	反映できなかった要望
友だちと一緒に遊んでいるとき	周りが騒がしいとき	設備の改善(温便座、冷蔵庫、ソファなど)
先生や他の人から優しく声をかけてもらうとき	友達がいないとき	遊具の充実(テレビゲーム、ベーゴマ、サッカー、バスケットボールなど)
おもちゃや絵本がたくさんあるとき	ルールやイベントに不満があるとき	デジタル機器の利用
広いスペースでのびのびと遊んでいるとき	寒い・暑いなどの環境に不満があるとき	食事・おやつの改善(時間や種類の充実)
おやつの時間があるとき	喧嘩や嫌なことをされたとき	イベント・アクティビティの充実
学校や家ではできない遊びができるとき	先生や他の人に怒られたとき	外遊びの充実(時間や場所)
家以外に居場所があると感じるとき	おやつや食事に不満があるとき	開館時間の延長や日曜日の開館
勉強の合間にリフレッシュできるとき	遊び道具に不満があるとき	スタッフの充実(社会人ボランティアなど)や対応改善
異世代交流ができるとき	宿題ややるべきことがあって遊べないとき	児童館での動物とのかかわり
音楽や映画などのエンターテインメントが楽しめるとき	体調が悪いとき	学習・勉強環境の充実

※意見の多い項目順に記載

コラム

「こどもまんなか meeting!!」の取組み

◇ファシリテーターを活用したこどもの意見聴取

「みんながつくる児童館♪こどもまんなか meeting!!」は、ファシリテーターのもと、こどもたちが安心して意見が言える、聴いてもらえる、気持ちを表現してもいい環境を整えました。

進め方は、事前アンケートで会議に参加しないこどもも含め広く意見を聴取しました。そのアンケート内容を見て、こどもたちが話したいテーマを決めて、意見を出し合いました。はじめは緊張していた子もいましたが、アイスブレイクやファシリテーターの質問の仕方や意見を出しやすい雰囲気作りの効果もあり、いろいろな意見が出ました。

参加者の声

- 自分の意見がいっぱい言えてよかった。
- いっぱいやりたいことが言えて、嬉しいと楽しいのと両方。
- 色々なことが知れて、みんなの意見が聴けて良かった。
- もうちょっと話す時間が欲しかった。
- ちょっと難しかった。

② -2 - 3 アンケート調査・意見聴取内容の分析

■アンケート調査

＜ こども ＞

小中高生アンケート調査結果から、児童館の認知度は高く、利用経験も一定程度あるものの、年代が上がるにつれて利用意向が低くなることや、平日の放課後や休日の昼間に児童館で過ごすこどもが少ないことがわかりました。

放課後や休日にしたいこととして、スポーツや音楽・ダンス、絵を描くこと、学校の宿題や予習以外の学習などが多く挙げられています。近くにあったらよいと思う遊び場としては、「広い公園や広場」、「雨の日でも遊べる場所」、「静かに宿題・勉強ができる場所」などが挙げられています。

児童館や中高生ひろば（中高生のみ）でやってみたいこととして、すべての年代で「運動遊び、スポーツ」が最も多くなっています。続いて、小中学生では「クッキング、食育」「図画、工作、造形活動」、高校生年代では「音楽活動（歌、楽器演奏）」「外国語活動（英語や外国の文化の学び）」となっており、年代ごとのニーズや児童館に求められる役割について把握しました。

＜ 保護者 ＞

アンケート調査結果から、児童館（学童保育・一般利用）の認知度や利用経験はある一方で、児童館の子育て相談・一時預かり保育・子育て講座・ファミリールームの認知度や利用経験が少ないことから、保護者のニーズを反映したサービスを提供するとともに、利用を促す周知・啓発が重要と考えられます。

＜ 自由意見 ＞

自由意見では、こども・保護者の両方から、「利用年齢の拡大」、「情報提供の充実」、「遊びやレクリエーションの充実」「利用日・利用時間の拡大」等の意見が多く寄せられました。

■意見聴取

＜ 利用者（こども・保護者） ＞

「こどもまんなかミーティング」においては、「設備の改善」「遊具の充実」「イベント・アクティビティの充実」「スタッフの充実と対応改善」に関する要望が多く、児童館での居心地とも関連しています。「デジタル機器の利用」「外遊びの充実」「開館時間の延長や日曜日の開館」に対するニーズが高いことが分かります。

こどもの年代により異なるニーズを把握し、求められる役割に応じたプログラムの提供や機能の充実が必要となります。さらに、こどもや保護者の意見を取り入れ、児童館の配置や設備の検討、利用年齢や利用日・利用時間の拡大等の検討も必要と考えられます。あわせて、利用促進に向けた周知・啓発も重要です。

③ 職員の状況

2024（令和6）年４月時点で、直営児童館等に従事する定年前の児童指導職の職員は 144 人ですが、職員の半数以上が 50 歳以上であり、今後 10 年の間に定年を迎える人数は 50 人強と、多くの退職者が見込まれます。

【直営児童館職員等の年代別構成（2024（令和6）年度）】

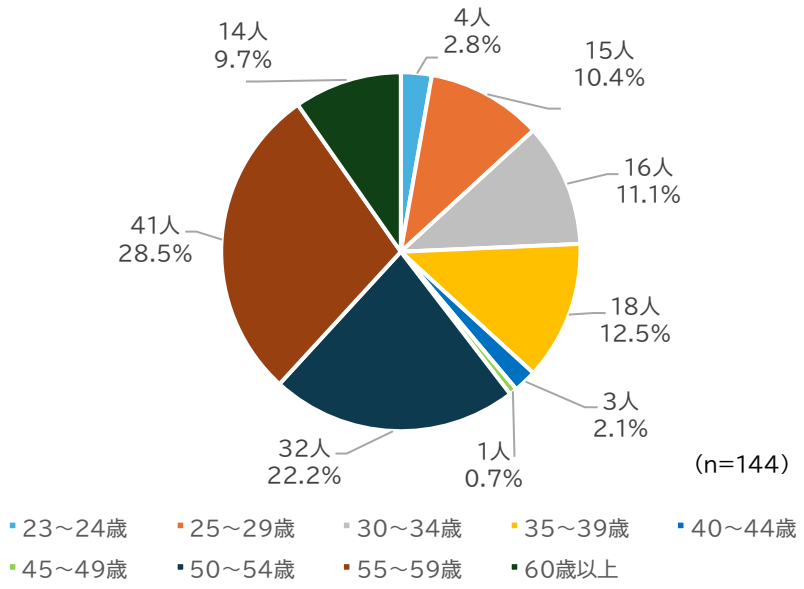

児童指導職配置職場	
配置先	配置職場数
児童館	24
おおたっ子ひろば	4
子ども家庭支援センター（キッズな）	3
子育て支援課	1
教育総務課	1
合計	33 か所

直営児童館人員体制	
2016（平成 28）年策定「児童館のあり方について」	現在
常勤 6 名	常勤 4～5 名

児童指導職は、児童館の他、おおたっ子ひろば、子ども家庭支援センター（キッズな）、子育て支援課、教育総務課へ配置されています。

児童の健全育成をはじめ、乳幼児親子の子育て支援・相談、関係機関との連携、児童館運営のサポート、委託児童館や放課後ひろばの運営確認などを担っています。

④ 児童館の抱える課題

①から③の状況を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

◆ 施設の老朽化

2024（令和6）年時点で、児童館 45 施設の内 32 施設が築 40 年を超えています。大田区公共施設等総合管理計画では、原則として築 40 年を迎えた施設については長寿命化改修を行うこととしていますが、2030（令和12）年までに8割弱の児童館が築 40 年を超えることからも、今後多くの施設において改修等が必要となるなど、施設の老朽化が課題となっています。

◆ 利用者ニーズへの対応（各施設の状況）

児童館では現在、乳幼児親子から高校生世代まで、幅広い年代に向けた多様な活動を行っています。

しかし、地域の居場所としての役割をより一層強化するためには、利用者のニーズや利用状況に対応したさらなる改善が必要となります。

児童館の利用者数は各施設によって大きな差があります。公園が隣接していることで来館しやすく利用者が増えていること、学童保育を併設していることで一般利用が制限されていること、近隣に児童館があると利用が分散していることなど、利用者ニーズ等に影響を与える要因を分析し、各施設の状況に応じて改善の方策を検討していくことが必要です。

◆ 利用者ニーズへの対応（アンケート調査等）

アンケート調査では、児童館でやってみたいこととして運動遊び・スポーツやクッキング、図画工作、音楽活動などが挙がり、こどもたちの多様な興味関心が明らかになりました。特に運動遊び・スポーツへの関心の高さは、すべての年代で共通していました。

また、「こどもまんなかミーティング」では、遊具やイベントの充実、スタッフの対応改善といった具体的な要望が寄せられました。

これらのニーズやこどもの声を踏まえ、ニーズに即した施設整備、プログラムの充実や地域資源との連携、職員のスキルの向上を図る研修などを推進する必要があります。これらの取組みを進める上で、引き続きこども達の声を聴くとともに、その結果をフィードバックしていくことが必要です。

◆ 職員の人材確保

直営の児童館施設等の職員（定年前）の内、半数以上が 50 歳以上であり、今後10年の間に50人強の定年退職者が見込まれます。職員の年代や職層に偏りもあることから、スキルの継承や施設運営者育成に課題も生じています。

人手不足が社会問題化する中、児童館においても、職員の人材確保は急務となっています。

◆ 機能強化型の配置や改修・統廃合の検討

上述の施設の老朽化、利用状況や多様なニーズ、職員の状況等を踏まえ、既存の児童館の機能強化や再配置の検討が必要になります。地区ごとに中枢となる児童館や各年代のニーズ等に対応する機能強化型の児童館を配置し、改修や統廃合を進めることが求められています。

（2） 区内のこどもの居場所の状況

児童館は、こどもが自ら選んで行くことができる唯一の児童福祉施設であり、こどもが有する「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」権利を保障する施設です。誰もが利用できる公共のこどもの居場所であり、遊びや生活を通じて、こどもの健全育成を推進しています。

大田区には、児童館の他、こどもの居場所として学校、放課後ひろば、中高生ひろば、子ども家庭支援センター（キッズな）、大田区若者サポートセンター フラットおおた、図書館、公園等の公共の居場所や、障がいがあるこども等の療育の場である放課後等デイサービスなどがあります。

また、クラブ活動、学習塾や習い事、商業施設、デジタル空間、友人・親戚の家といった居場所や、青少年対策地区委員会による活動、こども食堂や学習支援等の地域のボランティア等が提供する場もあり、多様なこどもの居場所が存在します。

① 区内の多様なこどもの居場所

● 放課後ひろば

区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として、学童保育事業（学校内学童）と放課後こども教室事業を一体的に行う「放課後ひろば」を実施しています。学校内学童は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。放課後こども教室は、保護者の就労状況に関わらず、児童に安全・安心な居場所を確保し、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育む事業であり、区内 59 か所、すべての区立小学校内において実施しています。

● 中高生ひろば

中高生世代の専用施設として、こどもたちが自らの学校や学年にとらわれず、様々な人との交流や活動を通して自主性や主体性を育む居場所を提供しています。

また、日頃の利用の中でスタッフとの信頼関係が構築され、中高生が抱える友人・家族関係や将来の進路等、思春期特有の相談にもきめ細やかに対応するなど、中高生世代にとって、ありのままの自分を受け止めてくれる第三の居場所（サードプレイス）としての役割も担っており、現在、区内2か所（羽田・蒲田）において運営しています。

● 子ども家庭支援センター（キッズな）

大田区在住の0歳から3歳までのこどもと保護者の方が、親子でゆったり過ごしながら、子育ての悩みを気軽に相談できる場所です。同じ年頃のこどもを持つ親同士の交流や情報交換もできます。職員は、子育ての相談や、情報提供、助言、援助もできるので、安全な場所で安心して過ごせる居場所になっています。

● 大田区若者サポートセンター フラットおおた

区内在住・在勤・在学の概ね15歳から39歳のこども・若者及びその家族を対象とした、総合的な相談窓口です。悩みがなくても気軽に立ち寄れる居場所を併設しています。居場所では、相談者のニーズに応じた様々な交流体験プログラム

を実施し、社会的自立に向けて段階的にサポートしています。

こども食堂

こども食堂発祥の地とも言われる大田区には、現在約 60 か所のこども食堂があり、こどもが一人でも安心して利用できるよう、地域の方たちが無料または低額で食事を提供しています。地域のボランティアが開催する所、飲食店や福祉関連の事業所が開催している所もあり、開催頻度の違い等、活動形態は団体によって様々です。こども食堂の中にはこどもや家庭への食事支援の他、体験機会や学習支援を提供する所もあるなど、安心して過ごせる地域の居場所となっています。

大田区こども食堂マップ

※ 社会福祉法人大田区社会福祉協議会
ホームページより抜粋

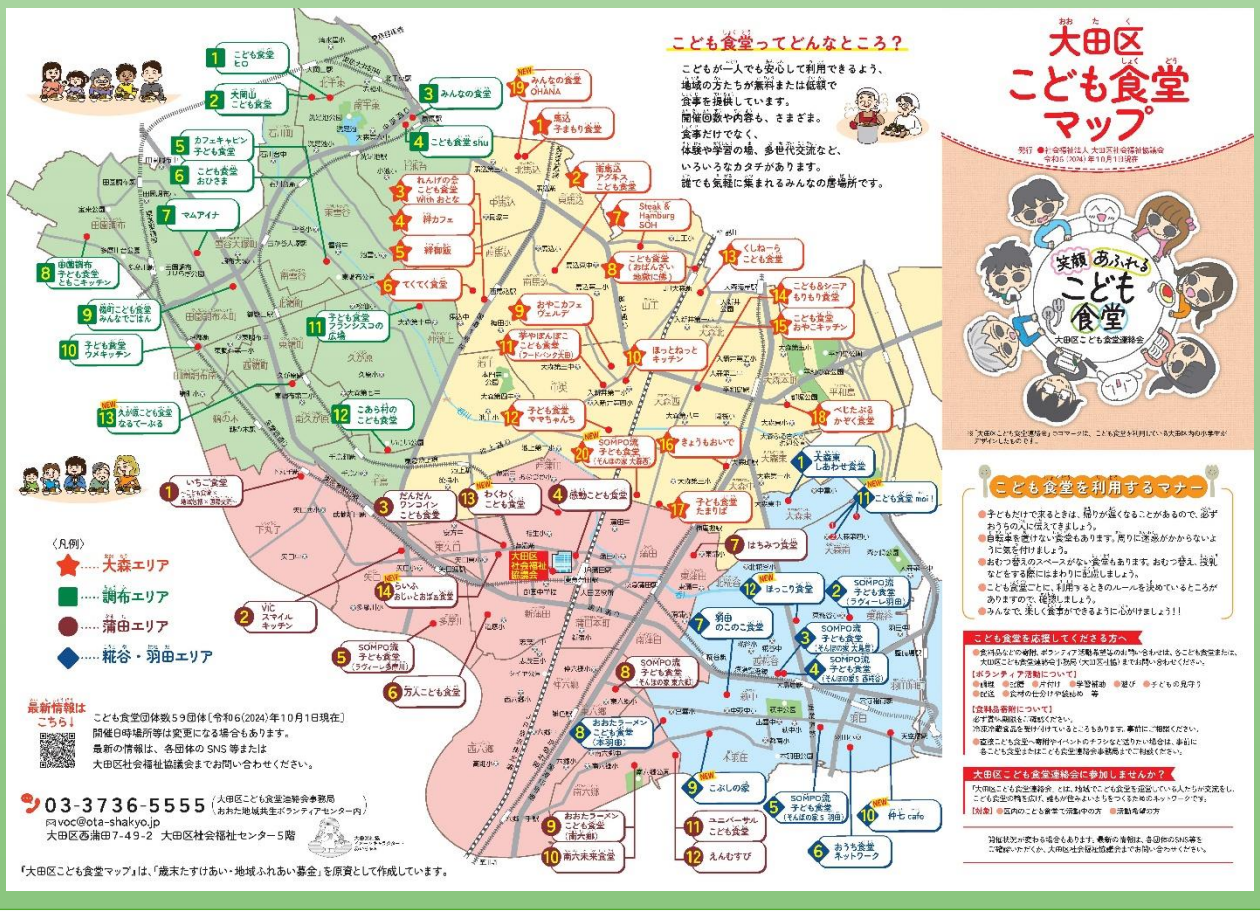

学習支援

区は、就学援助費受給世帯等を対象に、区内4か所において中学生・高校生世代に対する無料の学習・生活支援事業等を行っています。区事業の他、地域のボランティアにより運営されている学習支援があります。また、外国人人口が増加傾向にある中で、外国につながりのあるこども向けに（一財）国際都市おおた協会や国際交流団体も学習支援を実施しています。

学習支援の場は、家庭環境に左右されることなく学びの機会を提供するとともに、こどもたちにとっての居場所ともなっています。

● 図書館

各図書館には主に小学生以下のこどもたちを利用対象とする児童室（コーナー）のほか、中学生・高校生向けの本を揃えた YA（ヤングアダルト）コーナーがあります。施設見学や職場体験、こども向け行事の実施なども行っています。現在16の区立図書館が配置され、乳幼児から大人まで幅広い年齢層の学びの場となっています。

● 公園

区内には、最も身近な児童公園・児童遊園をはじめ多くの公園や緑地が計572か所あり、住宅街にある小さな公園や、乳幼児でも安心して遊べる遊具がある公園、ダイナミックに遊べる遊具がそろっている公園、走り回れる広い公園、ボール遊びができる公園、花や樹木にたくさん囲まれた公園等、身体を動かしたり、のんびりと過ごしたりできる居場所となっています。

②　こどもの居場所に関する整理

「こどもの居場所づくりに関する指針」に示されているとおり、こども・若者が居場所と感じる場所が「こどもの居場所」であり居場所は変わりやすいという特徴に鑑み、居場所を複数持てることが重要とされています。区内でこどもの居場所を提供する関係機関、地域団体と連携しながら利用ニーズの把握に努めるとともに、ネットワークづくりが求められています。

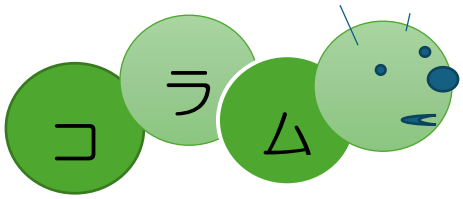

～誰もが安心して利用できる インクルーシブな児童館～

◇多文化共生と交流支援による利用者主体の児童館をめざして！

大森東一丁目児童館には、外国につながりのあるこどもや保護者の方が多く来館されます。

職員は、日本語でコミュニケーションが取りにくい保護者の方とは、コミュニケーションツールとしてデジタル翻訳機を活用し、児童館の案内や問い合わせ、子育て相談に対応しています。文化の異なる日本の家庭がどうやって子育てをしているのか聞きたいという保護者の方も多く、保護者同士の交流の場が広がっています。

また、職員が日頃の関わりを通じて知り得た得意な分野を持つ保護者を講師とするイベントの開催により、遊びやイベントを通して利用者主体の取組みや保護者同士のネットワークづくりを支援しています。

4 2016(平成 28)年策定「児童館のあり方について」の現状と今後の方向性

区が2016(平成28)年8月に策定した「児童館のあり方について」では、「放課後ひろば事業」の推進、「子ども・子育て支援新制度」への取組みや、同年4月策定の大田区公共施設適正配置方針を踏まえ、これまで学童保育事業を中心に地域の子育て支援を担ってきた児童館事業を見直すこととし、以下の方針を示しました。

■2016(平成28)年策定「児童館のあり方について」の要旨

(1)放課後ひろば事業の整備推進

・児童館等で実施している学童保育事業を、区立小学校で実施する放課後ひろば事業へ移行する。
・学校内学童は、直営4施設(おおたっ子ひろば)を除き、民間事業者による委託とする。
・直営4施設は、児童指導職職員の学童保育実践の場とし、委託事業者への指導・監督を担う人材の育成を図る。

(2)児童館事業の再構築

・学童保育移行に伴い、児童館では、利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業を拡充実施する。
・国が地域子育て支援拠点の整備目標とする「概ね中学校区に1施設(区内 28 か所)」を目途に整備する(8施設は直営、20施設は委託)。委託施設では、一時預かり保育事業を実施する。
・区内 3 エリアに各 2 か所、計 6 か所において中高生の居場所事業を実施する。

(3)委託事業者への指導監督体制の強化

・子育て支援サービス水準の維持・向上のため、本部機能及び直営施設の役割を明確化し、効果的・効率的な指導監督体制の確立を図る。
・児童指導職平均年齢(53 歳)及び今後の退職状況を踏まえ、指導監督を担う人材を計画的に養成するため、福祉職(福祉、児童指導、心理等)を新規採用する。

(4)施設の有効活用

・廃止する児童館施設については、待機児童の解消を図るため保育施設に転用するほか、こどもに関する施策を推進するための施設として利活用する。

「児童館のあり方について」策定から8年経過し、現在の児童館は以下の状況となっています。

■現状（2025（令和5）年３月）

2016（平成28）年の方針		2024（令和6）年　現在の状況
（1）	放課後ひろば 事業の整備推進	・全区立小学校 59 施設で放課後ひろば事業を展開。内、学校内 48 施設で学童保育を実施（連携型の学童保育を除く） ・児童館等においては、37施設（連携型の学童保育4施設、こどもの家1施設を含む）で学童保育を実施 ・区内４地区の学校内施設で直営のおおたっ子ひろばを運営
（2）	児童館事業の 再構築	・児童館4施設、分室1施設、こどもの家2施設の7施設を廃止。児童館 10 施設で学童保育事業を休止 ・地域子育て支援拠点事業の実施（全施設）、利用者支援事業の実施（8施設） ・一時預かり保育の整備（糀谷・羽田地区で１施設） ・中高生ひろばの整備（糀谷・羽田地区、蒲田地区で各1施設）
（3）	委託事業者への指導 監督体制の強化	・子育て支援課とエリアサポート指定した直営児童館7施設による指導監督体制を整備 ・2020（令和2）年から児童指導職の職員の採用を再開
（4）	施設の有効活用	・保育園（2施設。子育てひろば含む）、中高生ひろば（2施設）、わかばの家分室（1施設）にて利活用

■今後の方向性

6頁の「放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況」に記載のとおり、学童需要は増加傾向にあり、依然として、多くの児童館で学童保育事業が実施されています。

また、一時預かり保育事業については、保育所や子ども家庭支援センター所管施設（キッズな）での一時預かり保育事業実施に伴い、地区による偏在はあるものの、周辺環境も変化しています。

本構想において、以下の課題について改めて方向性を整理するとともに、今後の社会情勢や環境の変化を捉えながら、適宜見直しを図ってまいります。

課題		方向性
（1）	放課後ひろば（一体型）の整備	・引き続き、学校改築等の機会を捉え、学校施設内における放課後ひろば（一体型）の整備・拡充を進める。 ・学校内学童保育移行に伴い、児童館における学童保育事業については、地域ごとの需要と供給の状況を踏まえながら休止していく。
（2）	一時預かり保育事業の見直し	20 施設（委託）で一時預かり保育事業を実施するとする方針を見直し、地域偏在、周辺施設の一時預かり保育の実施の状況、区民ニーズを把握しながら整備・検討する。
（3）	中高生ひろばの整備	未整備となっている大森地区、調布地区について、引き続き周辺施設の複合化の状況等を捉えながら整備に向け検討する。 なお、整備検討を進める中で、既存施設の活用や、他施設とのタイムシェア（専用スペース以外）による活用等も視野に入れる。
（4）	今後の体制の検討	今後の児童館体制について「8　今後の児童館体制」のとおり施設配置を進める。 なお、施設の統廃合について、廃止する施設の活用方法も含め検討を行う。

5 児童館のめざす方針

これまで児童館が果たしてきた遊びや生活を通じた児童の健全育成の役割に加え、こどもと子育て家庭が抱える課題や福祉的課題への対応等に、より一層取り組むことが必要になります。特に、ソーシャルワーク機能の強化など、児童館に求められる役割はさらに大きくなることが見込まれることから、児童館以外の地域におけるこどもの居場所や関係機関との連携を一層、強化していくことが重要です。

また、乳幼児期から児童期・思春期までのあらゆる年齢層のこどもの利用において、スペースや利用時間、年齢に合った環境の整備等、創意工夫しながら、特色ある児童館の配置などを検討することが求められています。

大田区におけるこどもの居場所の状況等を踏まえながら、こどもの居場所づくりに関する指針や児童館ガイドライン第二次改正の方向性に基づき、今後の児童館がめざす方針を以下のとおり定めます。

＜ 7つの方針 ＞

- 地域における遊びを通じたこどもの支援及び生活の援助、子育て家庭への支援を行うとともに、こどもが自由に訪れ過ごすことができる居場所となるよう努めます。
- こどもの権利擁護を推進するため、職員がこどもの権利について理解し守っていくこと、親やこども自身がこどもの権利について学ぶことができるようにします。また、こどもの意見聴取・意見反映に努めます。
- 障がいのあるこどもや、社会的・文化的な違いから困難を抱えやすいとされる外国につながりのあるこども等への対応、こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題（いじめ、貧困、不登校等）への対応に向けたソーシャルワークを展開するため、研修の実施及び相談体制やソーシャルワークを担う職員の配置を強化した施設の検討等により、ソーシャルワーク機能を強化します。
- 地域や関係機関等との連携により多様なこどもの居場所づくりを進めます。
- 災害時などの非常時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう努めます。
- キャリアデザイン構築と専門スキル継承に向けた人材育成方針を示し、ソーシャルワークスキルも含め、児童館職員の人材育成と人材確保を図ります。
- すべての児童館を統括する機能を担うセンター機能型、地区ごとに地域の児童館を支援する役割を担う基幹型及び各年代の多様なニーズに対応する機能強化型の施設を配置します。施設配置の検討にあたって、施設の状況を踏まえ、地区ごとに適した配置となるよう機能強化・再配置等を進めます。

6　めざすべき姿

前項に示す7つの方針を踏まえ、区の児童館のめざすべき姿を次のとおり定めます。

また、めざすべき姿を実現するために、4つの基本目標を設定して施策の展開を図り、本児童館構想を推進していきます。

めざすべき姿

すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、
健やかに育ち、子育ち・子育てを支える児童館

基本目標　1

すべてのこどもの権利が守られ、こどもの意見が尊重され、こどもが考える・携わる児童館をめざします

基本目標　2

こどもを主体とする居場所づくり、多様な子育てニーズに対応する児童館をめざします

基本目標　3

地域とつながる子育ち・子育てを支援します

基本目標　4

こどもと家庭を守り支える持続可能な施設を運営します

「めざすべき姿」と「基本目標」の相関関係イメージ図を次の頁に示しました。

- 基本目標1は、こどもの権利が守られ、意見が尊重される、こどもが自分らしく過ごせる児童館をイメージしています。
- 基本目標2は、こどもを主体とした様々な居場所づくりの中に、災害時のこどもの居場所・遊びの確保、オンライン等を活用した居場所、中高生が利用しやすい環境、乳幼児と子育て家庭が安心して過ごせる場所があり、ニーズを捉えたインクルーシブな児童館をイメージしています。
- 基本目標3は、児童館の他、地域には多様なこどもの居場所があり、地域と連携することで、人と人とのつながりも育んでいくというイメージです。
- 基本目標4は、こどもと子育て家庭が抱える課題に対応できるよう、ソーシャルワーク機能を強化し、子育ち・子育てを支えていく持続可能な児童館をイメージしています。

児 童 館

すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育ち・子育てを支える児童館

こどもの
意見の尊重

★こどもは自由に来て安全に過ごせるよ！
☆いつでも相談したり助けてもらえたりする職員がいるよ！

こどもの
権利擁護

基本目標１：すべてのこどもの権利が守られ、こどもの意見が尊重され、こどもが考える・携わる児童館をめざします

災害時のこどもの
居場所の確保

オンライン上の
交流等の実施

こどもが安心して過ごせる居場所づくり

●思いっきり運動したい！
●中高生が利用しやすい居場所もね！

●乳幼児が安全に遊べる場所！

●親同士も交流したいわ

多様な子育て
ニーズへの対応

基本目標２：こどもを主体とする居場所づくり、多様な子育てニーズに対応する児童館をめざします

地域
ボランティア

民生委員
児童委員

地域のこどもの
居場所だよ！

地域との
連携・協働

基本目標３：地域とつながる子育ち・子育てを支援します

こどもや保護者の声に耳を傾け、課題を一緒に考え、サポートする職員を育みます

こども・家庭が自分の居場所を見つけるための支援

児童館職員の
人材育成

持続可能な
施設づくり
の推進

基本目標４：こどもと家庭を守り支える持続可能な施設を運営します

7 施策の展開

（1） 施策の体系

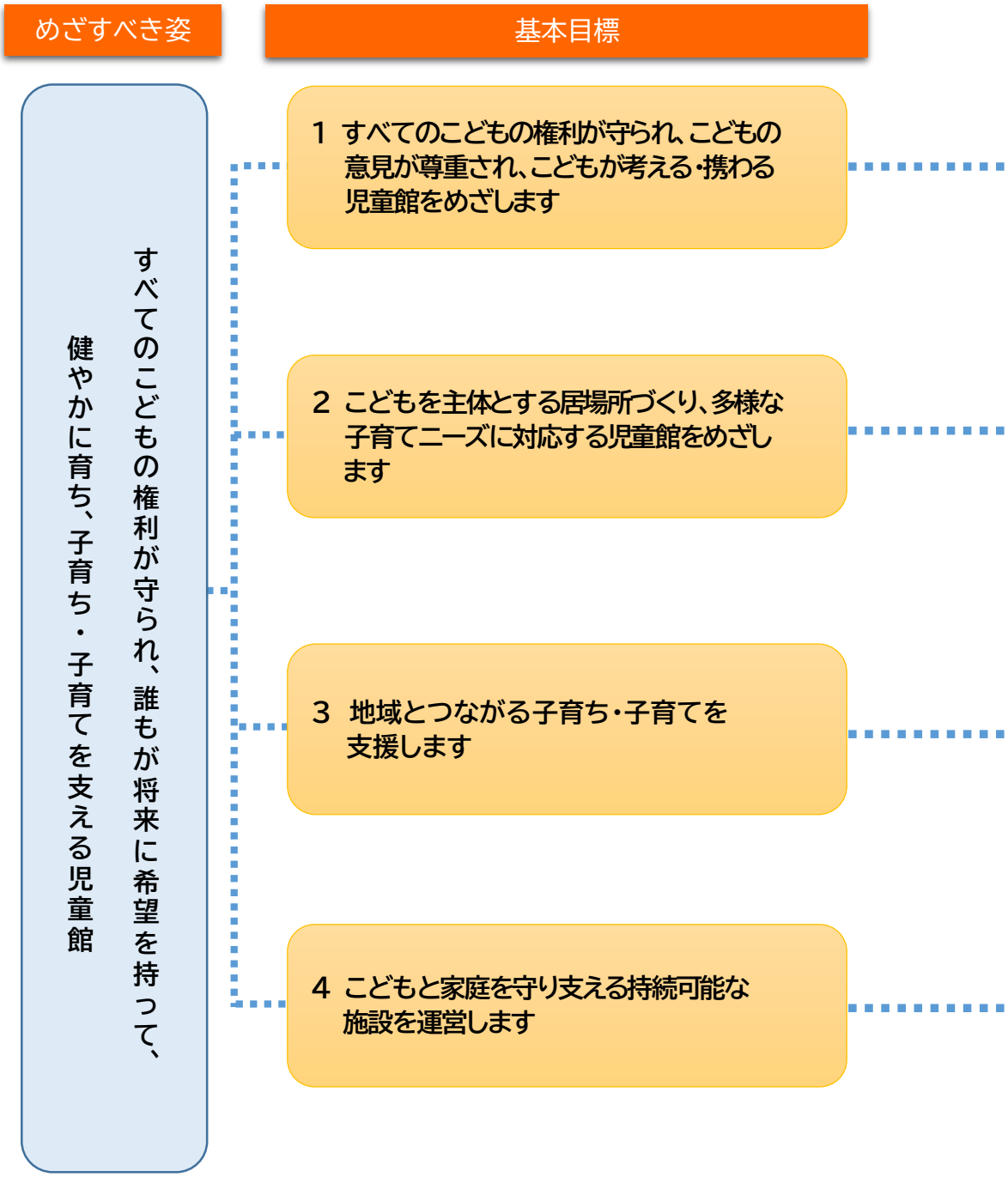

主な取組み項目

こどもの意見の尊重	A こどもが主体的に参画、参加できる仕組みづくり
こどもの権利擁護	B こどもの権利擁護に関する地域への理解促進
	C こどもを人権侵害から守るための取組みの推進
こどもが安心して過ごせる居場所づくり	D 様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化
	E こどもの心身の健全育成の促進
	F インクルーシブな環境で安全に安心して過ごせる居場所の提供
	G ICT等を活用したこどもの居場所づくりの充実
	H 災害時等の非常時におけるこどもの居場所の確保
多様な子育てニーズへの対応	I 多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備
	J 関係機関との連携によるソーシャルワーク機能の強化
地域との連携・協働	K 地域活動団体、地域のボランティア等と連携した取組みの推進
	L こどもの居場所づくりネットワークの形成
こども・家庭が自分の居場所を見つけるための支援	M 居場所に関する情報発信・提供の強化
	N 地域とつながるソーシャルワーク機能の強化
児童館職員の人材育成	O 児童館運営を担う人材確保
	P 児童館職員の人材育成
	Q 委託児童館の運営に係るフォローアップの強化
持続可能な施設づくりの推進	R 施設の機能更新
	S 施設の適正配置に向けた検討

（2） 成果指標

本構想の推進にあたって、以下のとおり成果指標を設定します。

指標		目標	概要	直近値
児童館1施設当たりの利用者数 （おおたっ子ひろば等を除く 45 施設）		↗	こどもや子育て家庭の居場所となっているかの利用状況を測る指標	15,588人 （2023（令和5）年度）
こどもの意見聴取・反映・フィードバックに取り組んだ施設数の割合 児童館等施設におけるこどもの意見聴取に関する調査		→	児童館におけるこどもの意見聴取・反映・フィードバック状況を把握する指標	全児童館 100% （2023（令和5）年度）
児童館の利用満足度 利用者アンケート（今後実施）		↗	施設利用における利用者の満足度を把握する指標	―
児童館の利用意向	「大田区　子ども・子育て支援計画」におけるニーズ調査	↗	利用年代別の施設の利用意向を把握する指標	小学生 39.1% 中学生 19.7% 高校生世代 19.4%
	利用者アンケート （今後実施）	↗		―
相談対応等のスキルアップに向けた職員の専門研修受講者数（年間）		↗	児童館職員のソーシャルワークスキルの向上につながる専門研修の参加者状況を把握する指標	683 人 （2024（令和6）年度）

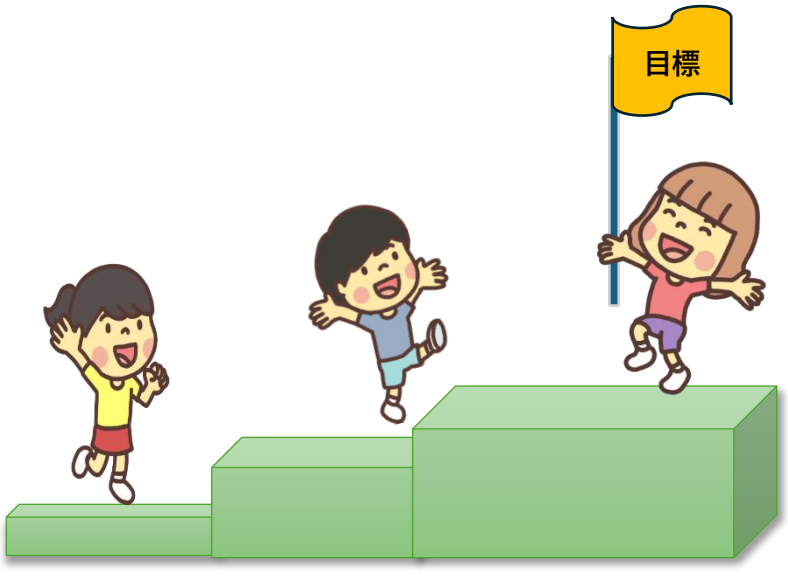

（3） 取組みの内容

① すべてのこどもの権利が守られ、こどもの意見が尊重され、こどもが考える・携わる児童館をめざします

【主な取組み項目】

項目	内容
A こどもが主体的に参画、参加できる仕組みづくり	こどもの意見を尊重し、こどもが自分らしく過ごせる居心地の良い児童館となるよう努めるとともに、日頃の活動や行事の中で、こどもが本来持っている創造力を十分に発揮し、主体的に参画、参加できるように援助します。
B こどもの権利擁護に関する地域への理解促進	こどもは権利の主体であり、こどもの居場所においてこどもの権利が守られることは当然の前提であることが、「こどもの居場所づくりに関する指針」に示されています。 児童館に関わる大人がこどもの権利について理解し、守っていくとともに、こども自身もこどもの権利について、学ぶ機会を提供します。
C こどもを人権侵害から守るための取組みの推進	児童館職員自身が、こどもの権利や性被害防止を含め、人権に関わる知識を深めるとともに、こどもや保護者・地域へ周知啓発を行い、こどもを人権侵害から守ることが求められます。 人権侵害と思われる事案が発覚した場合は、速やかに関係機関（子ども家庭支援センター、学校等）と連携し、確実に必要な支援へつなぐとともに、その後も継続した見守りや適切な関わりを行います。 また、人権侵害を防止するための確認や振り返り、発生時の対応について体制を整備します。

② こどもを主体とする居場所づくり、多様な子育てニーズに対応する児童館をめざします

【主な取組み項目】

項目	内容
D 様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化	従来の児童館機能に加え、地域や施設の特性を踏まえながら、乳幼児向けやティーンズ向け等、対象年齢層別の機能を強化した児童館（機能強化型）を地域ごとに配置します。 こどもの発達段階に合った安心して過ごせる活動場所を確保し、引き続き様々な年齢層のこどもの交流や活動を促進します。

【主な取組み項目】

項目	内容
E こどもの心身の健全育成の促進	児童館は、遊びや生活の場での継続的な関わりを通して、適切な支援、発達の増進に努めます。 また、こどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助するとともに、こどもが自ら遊びを創り出したり、遊びを選択したりする子育ちを大切にします。
F インクルーシブな環境で安全に安心して過ごせる居場所の提供	障がいのあるこども、外国につながりのあるこども等も含め、誰もが児童館を安心して安全に利用できるよう、環境づくりを行うことが大切です。 児童館は、関係機関との連携による適切な支援や、障がいのあるこどもの利用にあたっての合理的配慮を行います。 また、施設の更新などの機会を捉え、施設・機能のユニバーサルデザイン化を図るとともに、地域や施設の特性を踏まえながら、インクルーシブな環境を整備したモデル児童館の配置について検討を進めます。
G ICT 等を活用したこどもの居場所づくりの充実	SNS や ICT 機器を活用したオンライン上のコミュニティを設置・運営することで、児童館にたどり着かないこどもへの支援や参加者同士の交流の場、相談支援につなげる取組みについて検討します。
H 災害時等の非常時におけるこどもの居場所の確保	災害時においては、大人も余裕を持つことが難しく、ストレスを抱えがちであり、こどもの置かれる環境はハード面・ソフト面において著しく悪化します。こうした非常時にこそ、こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることが求められます。 国の示す方針や実態把握、被災自治体における事例を踏まえ、災害時におけるこどもの居場所確保に向けて、具体的方策について検討を進めます。
I 多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備	各児童館には、こどもや保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場（地域子育て支援拠点事業）があります。保健師等の専門職と連携した育児相談、子育て家庭のほか妊娠期の保護者も参加しやすいプログラム、講座やイベントを実施するなど、気軽に出かけられる地域の居場所となるよう、こども・保護者の多様なニーズを捉え対応します。
J 関係機関との連携によるソーシャルワーク機能の強化	児童館職員は、児童館で受ける相談への適切な対応や、日常の遊び等を通じてこどもや保護者の様子を観察し、感じ取ること等が求められます。こうしたスキルを高めるとともに、こども・家庭が抱える課題の早期発見に努め、専門機関と連携して必要な支援へとつなぎます。

③ 地域とつながる子育ち・子育てを支援します

【主な取組み項目】

項目	内容
K 地域活動団体、地域のボランティア等と連携した取組みの推進	地域組織活動の育成を支援するとともに、地域のこどもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりを進めます。
L こどもの居場所づくりネットワークの形成	地域には、こども食堂や学習支援など、多様なこどもの居場所があります。こどもの子育ち支援に取り組む団体や人とのネットワークを形成し、利用ニーズや地域課題の共有を図るとともに、地域のこどもを健全に育成する拠点としての役割を担います。

④ こどもと家庭を守り支える持続可能な施設を運営します

【主な取組み項目】

項目	内容
M 居場所に関する情報発信・提供の強化	支援を必要とするこども・家庭を含め、地域住民に児童館を居場所の一つとして認識されるよう、情報発信・広報力を高めていくことが大切です。 また、利用のきっかけとして、友人や地域住民、学校の教職員や関係機関の相談員など、本人が信頼できる人からの勧めが利用しやすさにつながることもあり、こうしたつなぐ人、関係機関との顔の見える関係性を築き、連携を深めます。
N 地域とつながるソーシャルワーク機能の強化	こどもが安心して利用できる身近な児童館として、日常的な遊び等における関わりを通じて、日々の不安や心配事を気軽に相談できる場となるよう、相談を受けとめる体制を強化します。 また、地域における他のこどもの居場所や関係機関と顔の見える関係性をつくり、コーディネートしていくという児童館職員の意識づけを行うとともに、ソーシャルワークスキルの向上を図ります。
O 児童館運営を担う人材確保	SNS の活用や動画配信など、求人媒体の最適化、多様化を行うとともに児童館で働くことの魅力を感じられるような広報を行い、職場環境を整備することで、人材確保に努めます。
P 児童館職員の人材育成	児童指導職員のキャリアデザイン構築とスキル継承に向けた人材育成方針を作成し、児童館の多様な機能に対応できる人材の育成に向けたジョブローテーションを構築します。 また、専門分野における知識、相談対応力向上に向けた児童館職員全体の研修を充実させます。

【主な取組み項目】

項目	内容
Q 委託児童館の運営に係るフォローアップの強化	現在、乳幼児利用が多い等の直営施設をエリアサポート館として地域ごとに選定し、子育て支援課と連携しながら、近隣の委託施設へ支援・指導を行っています。本体制を踏まえ、直営の基幹型児童館（概ね8施設）は、管轄の委託の地域型児童館（概ね20施設）への支援・指導を行うとともに、相互連携を図ります。 また、児童館職員向けの専門研修等について、区と委託の児童館職員が合同で参加し、課題を共有する等、ともにスキルアップを図る体制を強化します。
R 施設の機能更新	児童館は、45施設のうち32施設が、建築後40年を迎えており、建物の老朽化が進んでいます。 引き続き、耐震化等、施設の安全確保と適正管理を行うとともに、地域特性、周辺公共施設の建替えや複合化の状況を捉えながら、建物の長寿命化・建替え、他施設との複合化といった検討を進め、安全・安心な児童館運営ができるよう、施設の機能更新を図ります。
S 施設の適正配置に向けた検討	今後、児童館から学校内施設への学童保育の移行や、周辺公共施設の建替え、複合化等の機会を捉え、「児童館のあり方について」の配置方針に基づき、乳幼児と保護者、小学生が歩いて行ける範囲、概ね中学校区に1施設、児童館の配置を進めます。 配置にあたって、主な取組み項目 D・F に掲げる年齢層別、インクルーシブな環境整備といった機能についても併せて検討します。 なお、廃止となる児童館施設については、今後の公共施設を巡る様々な状況を注視しながら、こどもを取り巻く環境・課題整理等に資するため、こどもに関する施策を推進するための施設としての利活用についても検討します。

コラム

ICT を活用した児童館同士の交流

「あつまれ！おおたっこフェスタ」
～ワクワクする未来につなげよう～

◇遊びを通して SDGs を学ぶ

区内 27 児童館において、SDGs について遊びを通して楽しく学ぶ「あつまれ！おおたっこフェスタ」を2024（令和6）年12月に開催しました。「児童館同士がつながる活動がしたい」との職員の声がきっかけとなり、「児童館でできる SDGs」をテーマにオンラインを通じてこどもたちが交流を図りました。

各館では、SDGsの17のゴールから児童館で実行できるテーマを1つ選択し、夏休み期間にこどもたちが職員と一緒にテーマに取組みました。各館の取組みを当日オンラインで配信し27館で共有しました。その他、ダンスやエコに関する児童館対抗ゲームなど、オンライン上での交流に、こどもたちは白熱！エキサイティング！楽しいひと時を過ごしました。

今後は区内全児童館や児童館に来られないこどももつながれるような取組みを検討していきます。

《 プログラム 》

① ダンス：モニター越しにみんなでダンス♪2曲
② SDGs 取組み発表：各児童館の SDGs の取組みを視聴
③ 児童館対抗ゲーム
・発電ゲーム（万歩計）：3分間の総歩数を、発電量に換算し競うゲーム。
・ペットボトルキャップ積み：30秒間にキャップを何個積み重ねられるかを競うゲーム。

【SDGs 取り組み一部紹介】

☆彡テーマ:つくる責任　つかう責任(下丸子四丁目児童館)

どんな色のさかなにしようかな？

パーツを切り取って
ティッシュボックスにはるよ！

ティッシュボックスを使って
うみのせかいをつくったよ！

うみのジオラマ

☆彡テーマ:すべての人に健康と福祉を(蒲田児童館) ～地域のボランティアの方、特別養護老人ホームの方との交流～

おとなりの特別養護老人ホームで水
やりボランティアをしてきました。

おばあさんにお手玉をおしえて
もらいました。

お礼にフラダンスで「きらきらぼ
し」を踊りました。

フラワーレイのプレゼント。
はい、どうぞ♪

8 今後の児童館体制

すべての児童館を統括する機能を担うセンター機能型（直営）を配置し、地区ごとに基幹型（直営）、地域型（委託）を配置します。施設配置にあたって、施設や利用の状況を踏まえ、地区ごとに適した配置となるよう検討を進めます。

基幹型は各地区における地域資源との連携を促進するとともに、地域の児童館を支援する役割を担います。基幹型と地域型の児童館では相互連携を図り、児童館同士の連携を強化します。また、基幹型と地域型の児童館の内、一部の機能を強化した児童館※を地区ごとにバランスよく配置します。

※一部の機能を強化した児童館：乳幼児親子やティーンズの居場所拡充、インクルーシブ機能の推進など。地域特性や、利用者ニーズを踏まえ、機能強化を進めるとともに、児童館の施設更新の円滑化を図ります。

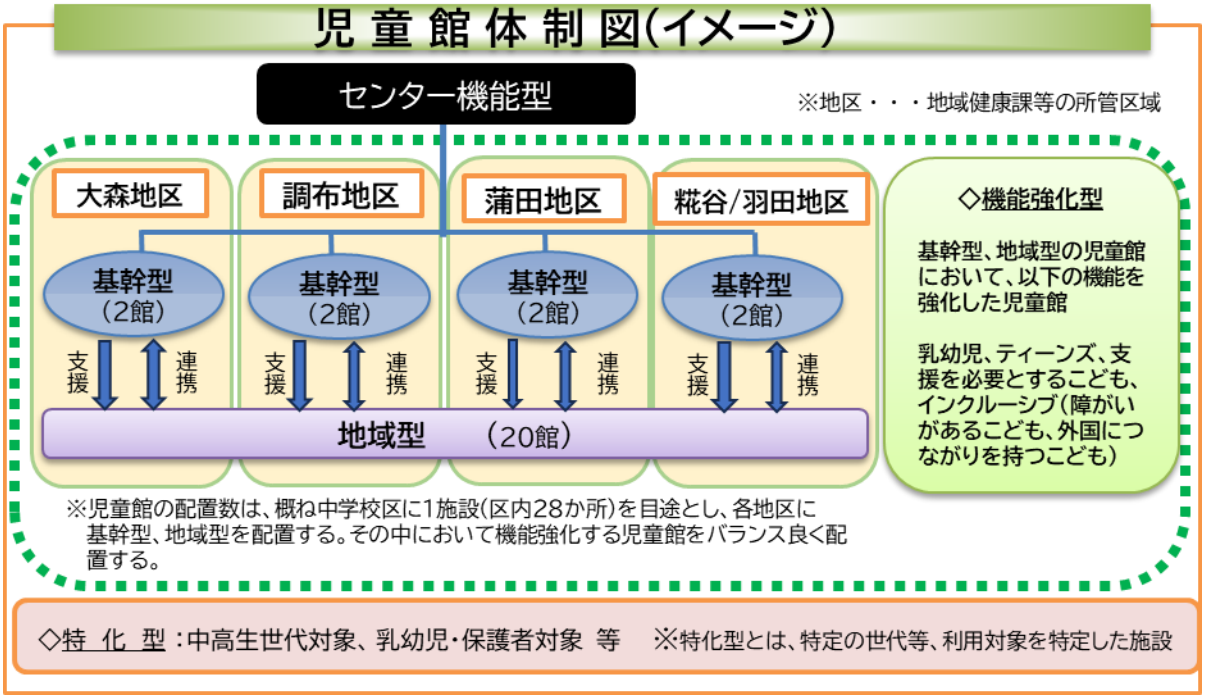

各類型	各類型に関する共通事項	各類型が担う事項
センター機能型（直営）	・遊びによるこどもの健全育成 ・子育て支援の実施 ・こどもの居場所の提供 ・地域や関係機関との連携 ・こどもの権利や意見を尊重した活動の実施 ・配慮を必要とするこどもへの対応 ※学童保育が残っている施設は、円滑な実施と学校内学童保育施設との連携を図ります。 ●一般利用 ・乳幼児親子・小学生・中学生・高校生世代 ●子育て相談	区内児童館の総合的な調整・連携支援、児童館モデル事業の検討実施、児童指導職員の人材育成、専門研修の企画・実施、福祉的課題への対応統括、ICT を活用した事業の推進、児童館の活用促進、災害時等における拠点
基幹型（直営）		子育て力向上支援事業の推進、地域連携の促進、地域館へのエリアサポート、災害時等における地域拠点
地域型（委託）		中学生・高校生世代の健全育成（中高生タイム　等）

9 関係機関や地域とのつながり

(1)専門機関や地域の関係機関との連携推進

児童館は、地域のこどもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点の一つです。

安心して利用できる地域の身近な居場所として、児童館の専門性を活かし、遊びや生活等を通じて「気づく・かかわる・つながる」ことに努めます。「敷居の低い居場所」であるという児童館の持つ強みを活かし、こども・家庭が抱える課題の発生の予防や早期発見に努め、適切に関わりながら、専門機関(福祉、保健、教育等)と連携して、必要な支援へとつなぎます。

関係機関や地域における他の居場所との顔の見える関係性を構築し、児童館職員のソーシャルワークスキルの向上を図ります。

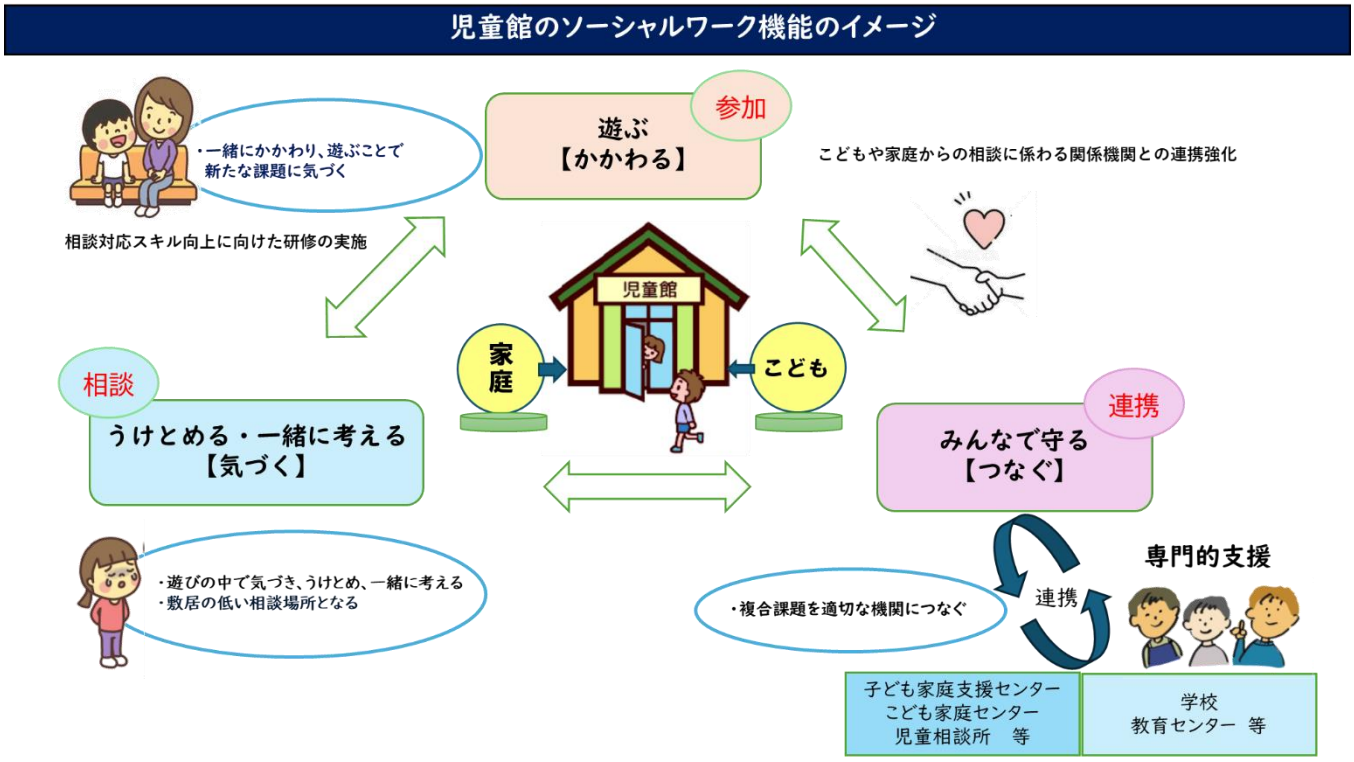

（2）地域（地域団体・企業・自治会等）の様々な主体の参加と連携の推進

児童館は、多様な地域資源とつながり、地域の実情に応じた取組みを連携しながら実施することが求められています。

また、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーター的な役割も期待されていることから、地域が行うこどもの居場所づくりについての情報収集や、連携した取組みの実施等を検討します。

また、地域のこどもや家庭が気軽に集まり、交流できるスペースの連携等を通じて、自然につながり、地域や関係機関との連携を推進します。

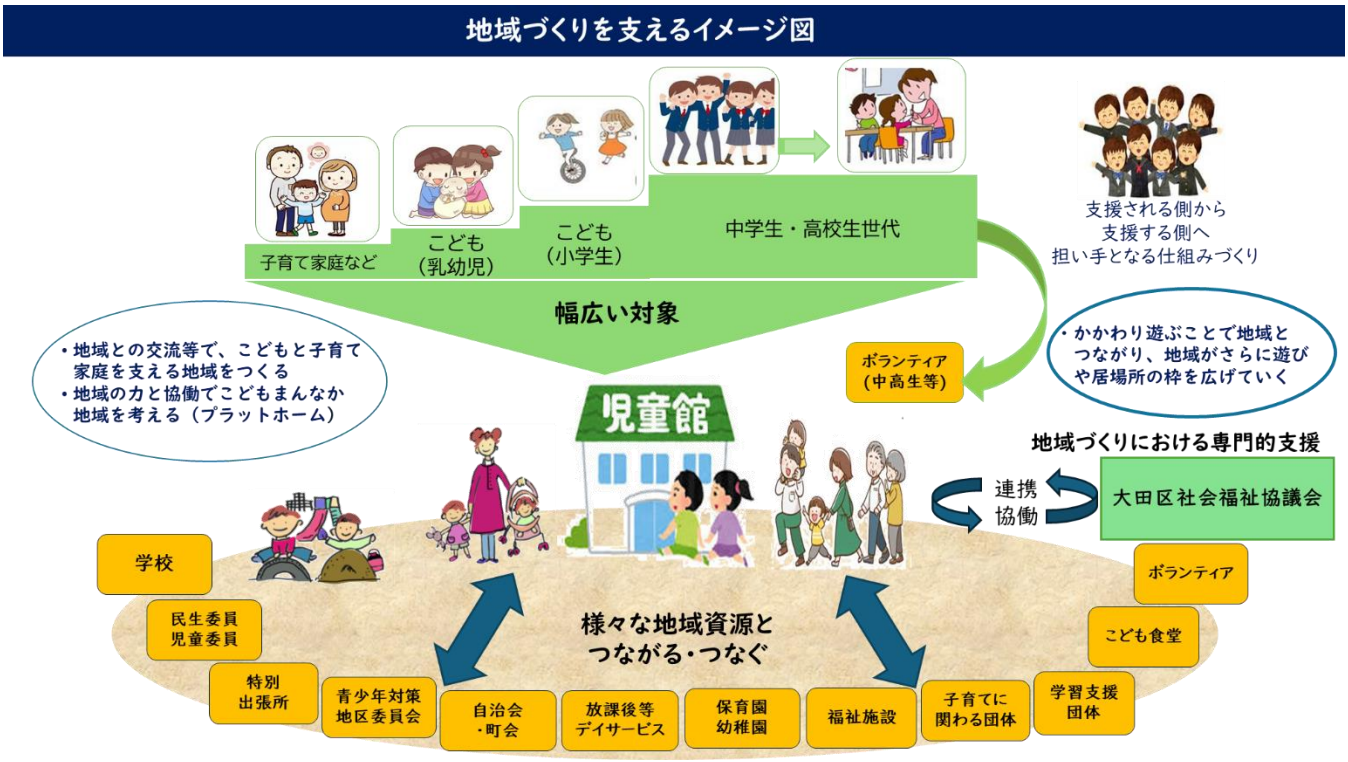

コラム

児童館を舞台とした地域防災の取組み

◇利用者と地域の方がともに災害時の備えを学ぶ

糀谷地区にある3児童館(西糀谷・糀谷・東糀谷)では、利用者が地域の方とともに防災力の向上を図り、交流を促進することを目的とした「防災ミーティング」を行っています。2回目となる2024(令和6)年度は、糀谷児童館で実施し、乳幼児親子、小学生、保護者、児童館ボランティア、地域の方々が防災をテーマとした活動を通して交流を図りました。

当日は、区立うめのき園(障がい者施設)の協力のもと、児童館のこどもスタッフが進行を担いました。

こどもたちが「はじめの言葉」やゲームの補助など、積極的に楽しむ様子や家の備蓄や防災を振り返る姿が見られました。

今後の児童館活動に地域との関わりをどのように組み込んでいくか検討していきたいという声が挙がっていました。

～ ミーティングの様子 ～

《 活動内容 》

① 災害発生の仮想映像による疑似体験から、災害時の対応や備えについてワークシートを活用しながら防災知識を深める。

② 備蓄品を描いたカードをグループごとに考えて集める遊びを通しての防災について学ぶ。

③ 地域の栄養士による災害時の食事(ローリングストック、調理方法、栄養面)について学ぶ。
火を使わない非常食アレンジクッキングでは、うめのき園の利用者による実演後、参加者がクラッカーを使ったあんこ玉を作って試食。

備蓄アイテム
カード

参加者の声

～こども～

・自分で作ったのが楽しかった。(非常食アレンジクッキング)

～地域の方～

・防災について家族で考えるきっかけになった。

・こどもたちがよくわかっていて感心した。

非常食アレンジ
クッキング

あんこ玉

10 構想の推進

本構想は、大田区におけるこどもの居場所を取り巻く状況に加え、関連法や児童館ガイドラインの改正等を踏まえ、適宜見直しを行うものとし、区の基本計画等の上位計画と整合を図りながら取組みを進めていきます。

なお、見直しの内容が大きく改変する場合は、子ども・子育て会議、専門部会等へ諮るものとします。

資料

1 こどもの居場所づくり検討部会について

1 設置目的

地域のつながりの希薄化や少子化の進展、家庭や学校でのこどもを取り巻く環境が変化している中で、こどもの居場所づくりの重要性が増している。

こどもが抱える課題の複雑化や価値観の多様化など、こどもの最善の利益を確保する視点での居場所づくりについて専門的かつ綿密な検討を行うため、大田区子ども・子育て会議条例第11条に基づき専門部会を設置する。

2 部会の検討事項

2023(令和 5)年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえながら、遊びや生活を通したこどもの健全育成、福祉的課題やインクルージョン※の視点など、多岐に渡る課題に対応するとともに、こどもの視点に立った居場所づくりを推進するため、次の事項を中心に調査、検討を行う。

※ 障がいのあるこどもや、社会的・文化的な困難を抱える外国籍のこども等に対して包容・参加の観点から必要な配慮を行うこと。

【2024(令和6)年度の検討事項】

地域の子育て・子育ちの拠点としたこどもの居場所となる児童館のあり方について
○ 実態把握(施設状況・提供サービス等の整理)
○ 児童館の役割と機能
○ 施設構成・子育て支援サービス
○ 施設の適正配置の考え方 など

3 部会の委員構成

(1)外部委員 4名

学識経験者、大田区社会福祉協議会、大田区民生委員児童委員協議会及び子育て支援ボランティアから各1名

(2)区管理職 4名

こども家庭部長、こども家庭支援担当部長、福祉支援担当部長及び教育総務部長

(3)事務局

こども家庭部子育て支援事業調整担当課長

4 スケジュール(2024(令和6)年度)

2024(令和6)年度中に部会を4回開催し、検討結果を大田区子ども・子育て会議に報告する。

2 こどもの居場所づくり検討部会委員名簿

任期　2024(令和6)年7月 29 日から2025(令和7)年3月 31 日まで

区　　分	団 体 名 等	氏名
学識経験者	立正大学　社会福祉学部　教授	大竹　智
大田区民生委員 児童委員協議会	田園調布地区民生委員児童委員協議会	染谷　優子
大田区社会福祉協議会	大田区社会福祉協議会　事務局長	中原　賢一
子育て支援ボランティア	子育てすくすくネット員	大松　香織
区管理職	こども家庭部長	森岡　剛
	こども家庭支援担当部長	酒井　敏彦
	福祉支援担当部長	政木　純也
	教育総務部長	今井　健太郎

3 児童館構想の策定過程

(1)大田区子ども・子育て支援計画改定に向けたアンケート調査の実施(2023(令和5)年度)

2023(令和5)年 12 月から2024(令和6)年 1 月にかけて、大田区在住の就学前児童及び小学生児童を持つ保護者と小学生(4年生～6年生)、中学生、高校生世代を対象に実施したアンケート調査の結果から、児童館に関するニーズを把握しました。

● 調査方法:郵送よる配布・回収、インターネットによる回答

(2)児童館等におけるこどもの意見聴取の実施(2023(令和5)年度)

2023(令和5)年 12 月から2024(令和6)年 1 月にかけて、児童館等において、利用者を対象に、こども会議を実施しました。

	実施日	会場	対象	参加人数
1	2024(令和 6)年 12 月 5 日(火)	西糀谷児童館	乳幼児と保護者	7 人
2	2024(令和 6)年 12 月 6 日(水)	高畑児童館	小学生・中学生	16 人
3	2024(令和 6)年 12 月13日(水)	下丸子四丁目児童館	小学生・中学生	14 人
4	2024(令和 6)年 12 月15日(金)	羽田おおたっ子ひろば	小学生・中学生	12 人
5	2024(令和 6)年 12 月26日(火)	大森本町児童館	小学生・中学生	14 人
6	2025(令和 7)年1月27日(土)	中高生ひろば蒲田	中学生・高校生世代	4 人

(6 はティーンズミーティング)

(3)大田区子ども・子育て会議(報告等)

回	開催日時	報告内容
第 1 回	2024(令和 6)年 7 月 5 日(金)	子ども・子育て会議の専門部会の設置について
第 2 回	2024(令和 6)年 10 月 18 日(金)	第 1 回、第 2 回こどもの居場所づくり検討部会の報告
第 3 回	2024(令和 6)年 11 月1日(金)	第 3 回こどもの居場所づくり検討部会の報告
第 4 回	2025(令和 7)年 2 月 13 日(木)	第 4 回こどもの居場所づくり検討部会の報告

(4)こどもの居場所づくり検討部会(児童館構想検討)

回	開催日時	検討内容
第 1 回	2024(令和 6)年 7 月 29 日(月)	・児童館構想の策定に向けて
第 2 回	2024(令和 6)年 9月 26 日(木)	・児童館構想に盛り込むべき事項について ・児童館構想骨子案について
第 3 回	2024(令和 6)年 10 月 28 日(月)	・児童館構想(素案)について
第 4 回	2025(令和 7)年 1 月 30 日(木)	・児童館構想素案に対するパブリックコメント(区民意見公募手続)結果について ・大田区児童館構想(案)について

(5)2024(令和6)年度 大田区こどもの意見聴取事業

2024(令和6)年7月から9月にかけて、大田区に在住の小学生から中高生世代を対象に、定量的なアンケートでは把握しきれない、こども本人からの自由な意見の聴取を行い、児童館に関するニーズ等を把握しました。

- 調査方法:グループワーク、ヒアリング
- 意見聴取した施設:児童館 4 施設、放課後ひろば 1 施設、中高生ひろば 2 施設

(6)パブリックコメント(区民意見公募手続)の実施

募集期間	2024(令和 6)年 12 月 13 日(金)から2025(令和7)年 1 月 10 日(金)
意見提出件数	13 件

4 児童館の状況

【大森地区】※1

	児童館名	総利用者数 ※2	延床面積	建築年	運営 形態	学童 保育	中高生 タイム
①	大森東一丁目児童館	19,804 人	494 ㎡	1981 年	直営	ー	ー
②	大森児童館	40,553 人	412 ㎡	1967 年	委託	○	○
③	沢田児童館	9,580 人	365 ㎡	1997 年	直営	○	ー
④	大森西児童館	24,007 人	496 ㎡	1984 年	委託	○	○
⑤	大森北児童館	11,781 人	443 ㎡	1977 年	委託	○	○
⑥	大森本町児童館	6,966 人	361 ㎡	1996 年	直営	○	ー
⑦	山王児童館	16,648 人	531 ㎡	1988 年	委託	○	○
⑧	南馬込児童館	11,445 人	506 ㎡	1976 年	直営	○	ー
⑨	南馬込三丁目児童館	13,657 人	336 ㎡	1992 年	委託	○	○
⑩	南馬込四丁目児童館	8,998 人	224 ㎡	1969 年	直営	○	ー
⑪	中馬込児童館	16,934 人	383 ㎡	1978 年	委託	○	○
⑫	中央八丁目児童館	10,625 人	503 ㎡	1979 年	直営	○	ー
⑬	池上児童館	12,136 人	462 ㎡	1976 年	委託	○	○
⑭	徳持児童館	12,014 人	538 ㎡	1980 年	直営	○	ー
⑮	新井宿児童館	17,378 人	429 ㎡	1971 年	委託	○	○
⑯	子ども交流センター	34,657 人	1037 ㎡	1968 年	委託	—	○

※1 地区：地域健康課等の所管区域（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）
※2 総利用者数：児童館の来館者名簿に記載のあった人数（令和5年度：令和5年4月～令和6年3月）。学童保育を除く。

【調布地区】※1

	児童館名	総利用者数 ※2	延床面積	建築年	運営 形態	学童 保育	中高生 タイム
①	田園調布本町児童館	10,819 人	333 ㎡	1990 年	委託	○	○
②	東嶺町児童館	10,824 人	259 ㎡	1975 年	直営	―	―
③	田園調布二丁目児童館	8,606 人	458 ㎡	1981 年	直営	○	―
④	鵜の木児童館	11,373 人	453 ㎡	1973 年	直営	○	―
⑤	久が原児童館	17,413 人	336 ㎡	1990 年	委託	○	○
⑥	南雪谷児童館	13,154 人	503 ㎡	1980 年	直営	○	―
⑦	上池台児童館	21,420 人	753 ㎡	1969 年	委託	○	○
⑧	仲池上児童館	14,483 人	763 ㎡	1970 年	委託	○	○
⑨	洗足池児童館	18,207 人	492 ㎡	1983 年	委託	○	○

※1 地区:地域健康課等の所管区域(大森、調布、蒲田、糀谷・羽田)
※2 総利用者数:児童館の来館者名簿に記載のあった人数(令和5年度:令和5年4月～令和6年3月)。学童保育を除く。

【蒲田地区】※1

	児童館名	総利用者数 ※2	延床面積	建築年	運営 形態	学童 保育	中高生 タイム
①	南六郷児童館	15,121 人	617 ㎡	1977 年	直営	○	―
②	南六郷三丁目児童館	11,607 人	365 ㎡	1998 年	直営	―	―
③	東六郷児童館	17,309 人	456 ㎡	1974 年	委託	○	○
④	高畑児童館	13,567 人	344 ㎡	1990 年	直営	○	―
⑤	下丸子児童館	13,411 人	435 ㎡	1972 年	直営	○	―
⑥	下丸子四丁目児童館	14,936 人	531 ㎡	1996 年	直営	○	―
⑦	矢口児童館	17,470 人	381 ㎡	1993 年	委託	○	○
⑧	千鳥児童館	11,394 人	504 ㎡	1976 年	委託	○	○
⑨	西蒲田児童館	21,541 人	678 ㎡	1969 年	委託	○	○
⑩	多摩川児童館	12,130 人	405 ㎡	1998 年	直営	○	―
⑪	蓮沼児童館	15,182 人	463 ㎡	1982 年	直営	―	―
⑫	本蒲田児童館	23,598 人	488 ㎡	1973 年	委託	○	○
⑬	蒲田児童館	10,382 人	484 ㎡	1995 年	直営	○	―

【糀谷・羽田地区】※1

	児童館名	総利用者数 ※2	延床面積	建築年	運営 形態	学童 保育	中高生 タイム
①	大森中児童館	16,076 人	505 ㎡	1975 年	直営	―	―
②	大森南児童館	12,480 人	425 ㎡	1972 年	直営	―	―
③	東糀谷児童館	15,668 人	498 ㎡	1982 年	直営	―	―
④	西糀谷児童館	26,449 人	428 ㎡	1972 年	直営	―	―
⑤	糀谷児童館	11,642 人	496 ㎡	1976 年	直営	○	―
⑥	萩中児童館	16,286 人	625 ㎡	1969 年	委託	―	○
⑦	萩中三丁目児童館	11,814 人	373 ㎡	1994 年	委託	○	○

※1 地区：地域健康課等の所管区域（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）
※2 総利用者数：児童館の来館者名簿に記載のあった人数（令和5年度：令和5年4月～令和6年3月）。学童保育を除く。

大田区児童館構想

令和7年3月

発行：大田区　こども家庭部　子育て支援課
〒144-8621
東京都大田区蒲田5丁目 13 番 14 号
電話：03-5744-1111（代表）
FAX:03-5744-1525